

香川県地域防災計画

参考資料

目 次

1 条例、規則等

1-1	香川県防災対策基本条例	1
1-2	香川県防災会議条例	8
1-3	香川県防災会議運営要綱	9
1-4	香川県防災会議水防部会設置要綱	10
1-5	香川県石油コンビナート等防災本部条例	11
1-6	香川県石油コンビナート等防災本部運営要綱	12
1-7	香川県災害対策本部条例	13
1-8	香川県災害対策本部規則	14
1-9	香川県災害対策本部事務局各班の組織及び分掌事務	16
1-10	香川県災害対策本部各部各班の組織及び分掌事務	17
1-11	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	22
1-12	附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例	23
1-13	災害対策基本法による指定機関等一覧	24

2 協定等

2-1	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	(危機管理課)	26
2-2	関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定	(危機管理課)	29
2-3	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	(危機管理課)	32
2-4	危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定・同実施細目	(危機管理課)	34
2-5	大規模広域的災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意	(危機管理課)	38
2-6	防災相互応援協定〔岡山県〕	(危機管理課)	39
2-7	災害時の相互応援に関する協定書〔県内8市9町及び県〕	(危機管理課)	40
2-8	香川県消防相互応援協定	(危機管理課)	42
2-9	香川県防災ヘリコプター応援協定	(危機管理課)	44
2-10	消防・防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定	(危機管理課)	46
2-11	岡山県・香川県消防防災ヘリコプター相互応援協定	(危機管理課)	48
2-12	災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書	(危機管理課)	50
2-13	災害時における放送要請に関する協定	(危機管理課)	53
2-14	緊急警戒放送システムによる放送要請に関する覚書	(危機管理課)	54
2-15	避難情報の伝達に関する申し合わせ	(危機管理課)	57
2-16	災害時における報道要請に関する協定	(危機管理課)	59
2-17	大規模災害時における通信手段の確保及び提供に関する協定〔ソフトバンクモバイル(株)〕	(危機管理課)	60
2-18	大規模災害時における通信手段の確保及び提供に関する協定〔KDDI(株)〕	(危機管理課)	62
2-19	災害時における電気通信設備の復旧及び通信手段確保に関する協定〔楽天モバイル(株)〕	(危機管理課)	64
2-20	災害時における電気通信設備の復旧及び通信手段確保に関する協定〔西日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモ四国支社〕	(危機管理課)	66
2-21	かがわ減災プロジェクトに関する協定書	(危機管理課)	68
2-22	災害に係る情報発信等に関する協定	(危機管理課)	70
2-23	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	(危機管理課)	72
2-24	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	(危機管理課)	74
2-25	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	(危機管理課)	76
2-26	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	(危機管理課)	78

2-27	災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書	(警察本部)	80
2-28	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	(財産経営課)	82
2-29	災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書	(危機管理課)	83
2-30	災害時における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定	(危機管理課)	85
2-31	災害時における緊急通行車両の円滑な通行の確保に関する協定	(警察本部)	88
2-32	災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定	(危機管理課)	90
2-33	災害時における交通誘導業務に関する協定・同細目協定	(警察本部)	92
2-34	災害時における車輛等保管場所の提供等に関する協定書	(危機管理課)	94
2-35	災害時における車両等の優先貸渡しに関する協定書	(危機管理課)	96
2-36	災害時における車両等の優先貸渡しに関する協定書	(警察本部)	98
2-37	米穀の調達に関する協定書	(農業生産流通課)	100
2-38	災害発生時における食料の調達に関する協定書	(危機管理課)	101
2-39	災害時における麺類の調達等に関する協定書	(危機管理課)	103
2-40	災害時における飲料水の調達に関する協定書	(危機管理課)	105
2-41	災害時における衛生用品の調達に関する協定書	(危機管理課)	107
2-42	大規模災害発生時における炊き出し支援に関する協定書	(健康福祉総務課)	109
2-43	生活必需物資の調達に関する協定書	(経営支援課)	111
2-44	災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書	(経営支援課)	113
2-45	災害救助物資の供給等に関する協定書	(経営支援課)	115
2-46	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	(経営支援課)	117
2-47	災害時における物資供給に関する協定書	(経営支援課)	120
2-48	災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書	(経営支援課)	122
2-49	災害時における生活必需物資等の調達等に関する協定書	(危機管理課)	124
2-50	災害発生時における飲料水の調達に関する協定書	(経営支援課)	126
2-51	災害時における段ボール製品の調達に関する協定書	(危機管理課)	128
2-52	災害時における物資の優先供給に関する協定書	(警察本部)	130
2-53	災害発生時における物資供給に関する協定	(警察本部)	132
2-54	災害時における物資の調達等に関する協定書	(危機管理課)	134
2-55	災害時における物資供給に関する協定書	(経営支援課)	136
2-56	災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書	(危機管理課)	138
2-57	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	(危機管理課)	140
2-58	災害時における物資供給に関する協定書	(危機管理課)	142
2-59	災害時における物資供給に関する協定書	(危機管理課)	144
2-60	災害時における物資供給に関する協定書	(危機管理課)	146
2-61	災害時における物資等の輸送に関する協定書	(危機管理課)	148
2-62	大規模災害時における人員の輸送等に関する協定書	(危機管理課)	150
2-63	大規模災害時における船舶輸送に関する協定書	(交通政策課・危機管理課)	152
2-64	災害時における船舶による輸送等に関する協定書	(危機管理課)	154
2-65	災害時における遊漁船による輸送等に関する協定書	(危機管理課)	156
2-66	災害時における小型船による輸送等に関する協定書	(危機管理課)	158
2-67	災害時における物資の保管等に関する協定書〔香川県倉庫協会〕	(危機管理課)	160
2-68	災害時における物資の保管に関する協定書〔香川県農業協同組合〕	(危機管理課)	162
2-69	災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書	(健康福祉総務課)	164
2-70	災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣に関する協定書	(医務国保課)	167
2-71	災害時の医療救護に関する協定書・同実施細目〔医師会〕	(医務国保課)	169

2-72	災害時の医療救護活動に関する協定書〔歯科医師会〕	(医務国保課)	174
2-73	災害時の看護職医療救護活動に関する協定書	(医務国保課)	176
2-74	災害時の薬剤師医療救護活動に関する協定書	(薬務課)	178
2-75	災害時の助産師支援活動に関する協定書	(子ども政策推進局)	180
2-76	災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書	(医務国保課)	182
2-77	香川D P A Tの出動等に関する協定書	(健康福祉総務課)	184
2-78	香川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	(健康福祉総務課)	187
2-79	災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書	(薬務課)	190
2-80	災害時における一般用医薬品等の確保に関する協定書	(薬務課)	191
2-81	災害時における医療ガス等の供給に関する協定書	(薬務課)	192
2-82	災害時における医療機器等の供給に関する協定書	(薬務課)	194
2-83	航空搬送拠点臨時医療施設の運用に関する申し合わせ	(医務国保課)	196
2-84	災害時における災害救助犬の出動に関する協定書	(危機管理課)	198
2-85	災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書〔香川県老人福祉施設協議会〕	(長寿社会対策課)	199
2-86	災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書〔香川県老人保健施設協議会〕	(長寿社会対策課)	201
2-87	健康危機等における防疫業務の協力に関する協定書	(生活衛生課)	203
2-88	家畜伝染病発生時における防疫対策業務の実施に関する協定書	(畜産課)	205
2-89	家畜伝染病発生時における防疫対策業務の実施に関する協定書	(畜産課)	208
2-90	家畜伝染病発生時における防疫対策業務の実施に関する協定書	(畜産課)	210
2-91	災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書	(生活衛生課)	212
2-92	災害時における美容サービス業務の提供に関する協定書	(生活衛生課)	214
2-93	災害時における被災動物の救護活動に関する協定書	(生活衛生課)	216
2-94	災害時における被災動物の救護活動に対する支援に関する協定書	(生活衛生課)	219
2-95	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	(生活衛生課)	221
2-96	災害時における遺体の搬送の協力に関する協定	(生活衛生課)	223
2-97	災害時における協力に関する協定書〔全日本冠婚葬祭互助協会〕	(危機管理課・生活衛生課)	225
2-98	死体の身元確認等における協力体制に関する協定書	(警察本部)	227
2-99	災害時における応急対策業務の実施に関する協定書〔(一社)香川県建設業協会〕	(土木監理課)	229
2-100	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書〔(一社)香川県測量設計業協会〕	(技術企画課)	231
2-101	四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ〔四国地方整備局〕	(技術企画課)	234
2-102	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書〔四国地方整備局〕	(港湾課)	236
2-103	災害発生時における技術士支援活動に関する協定書	(技術企画課)	243
2-104	災害発生時における緑化樹木等の技術的支援に関する協定書	(技術企画課)	244
2-105	被災法面への技術的支援活動についての申し合わせ	(技術企画課)	246
2-106	地理的空間情報の活用促進のための協力に関する確認書	(技術企画課)	248
2-107	大規模災害発生時における相互協力に関する協定〔西日本高速道路㈱四国支社〕	(危機管理課)	250
2-108	大規模災害発生時の道路啓開に関する協定	(道路課)	251
2-109	災害時等における相互協力に関する協定〔本州四国連絡高速道路〕	(危機管理課・交通政策課・道路課)	253
2-110	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書〔(一社)香川県建設業協会〕	(住宅課)	255
2-111	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書〔(一社)全国木造建設事業協会〕	(住宅課)	256
2-112	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書〔(一社)日本木造住宅産業協会〕	(住宅課)	258
2-113	災害時における応急仮設住宅の付帯設備に関する協定書	(住宅課)	260
2-114	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書	(住宅課)	261
2-115	災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書	(住宅課)	263
2-116	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書	(住宅課)	265

2-117	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書	(住宅課)	267
2-118	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	(危機管理課)	269
2-119	災害時における冷凍空調の応急対策に関する協定書	(危機管理課)	271
2-120	災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書	(危機管理課)	272
2-121	災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協定書	(循環型社会推進課)	274
2-122	災害時の水道施設の復旧等に関する協定書	(水資源対策課)	275
2-123	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	(循環型社会推進課)	277
2-124	災害時における廃棄物の収集運搬に係る協定書	(循環型社会推進課)	279
2-125	災害発生時における施設使用等に関する協定	(警察本部)	281
2-126	大規模災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定書	(危機管理課)	283
2-127	災害時等における小型無人機による協力に関する協定	(警察本部)	285
2-128	香川県災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定書	(国際課)	287
2-129	香川県災害ボランティア支援センターの設置・運営等に関する協定書	(男女参画・県民活動課)	289
2-130	協定書(災害支援寄付に関する支援業務)	(政策課)	291

3 災害に関する記録等

3-1	過去における主な風水害等一覧	(危機管理課)	302
3-2	過去における主な地震一覧	(危機管理課)	309
3-3	過去における主な林野火災一覧	(危機管理課)	312
3-4	過去における主な事故一覧	(危機管理課)	315

4 防災上注意すべき区域等

4-1	河川重要水防区域	(河川砂防課)	319
4-2	海岸重要水防区域	(河川砂防課・土地改良課)	319
4-3	港湾重要水防区域	(港湾課)	319
4-4	漁港重要水防区域	(水産課)	319
4-5	ため池重要水防区域	(土地改良課)	319
4-6	土砂災害警戒区域一覧	(河川砂防課)	319
4-7	地すべり危険箇所	(土地改良課・森林・林業政策課)	319
4-8	高堰堤	(河川砂防課・土地改良課)	319
4-9	主要水門	(河川砂防課)	320
4-10	洪水予報河川	(河川砂防課)	320
4-11	洪水に関する水位情報周知河川	(河川砂防課)	320
4-12	水防警報河川	(河川砂防課)	320
4-13	津波又は高潮に関する水防警報河川及び海岸	(河川砂防課)	320
4-14	高潮に関する水位周知海岸	(河川砂防課)	320
4-15	山腹崩壊危険地区	(森林・林業政策課)	321
4-16	崩壊土砂流出危険地区	(森林・林業政策課)	358

5 危険物等施設関係

5-1	危険物施設	(危機管理課)	416
5-2	高圧ガス関係事業所	(危機管理課)	417
5-3	火薬類関係営業者	(危機管理課)	418
5-4	毒物劇物営業者	(薬務課)	419
5-5	毒物劇物製造所等の地震対策指針	(薬務課)	420

5-6 石油基地防災計画 (危機管理課) 422

6 気象関係

6-1 雨量観測所 (河川砂防課・高松地方气象台) 487
6-2 水位観測所 (河川砂防課) 487
6-3 潮位観測所 (港湾課) 487
6-4 風向風速観測所 (港湾課) 487
6-5 防災行政無線による気象情報等伝達系統 (危機管理課) 488
6-6 津波警報受信伝達系統表 (警察本部) 489
6-7 気象情報自動連絡システム (危機管理課) 490
6-8 土砂災害と前兆現象の種類一覧 (河川砂防課) 492
6-9 気象庁震度階級関連解説表 (高松地方气象台) 493
6-10 注意報・警報の基準(別表1~5) (高松地方气象台) 498

7 消防水防関係

7-1 消防本部現勢 (危機管理課) 504
7-2 消防団現勢 (危機管理課) 505
7-3 消防水利の現況 (危機管理課) 506
7-4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況 (危機管理課) 507
7-5 香川県防災資機材保有状況 (危機管理課) 508
7-6 香川県防災資機材運用要綱 (危機管理課) 509
7-7 香川県防災資機材センター管理委託契約書 (危機管理課) 510
7-8 河川防災ステーション一覧 (河川砂防課) 512

8 通信施設関係

8-1 香川県防災情報システム (危機管理課) 513
8-2 香川県防災行政無線施設 (危機管理課) 514
8-3 市町防災無線通信施設 (危機管理課) 515
8-4 香川県警察無線局(防災相互通信用無線) (警察本部) 516
8-5 香川県非常通信協議会所属無線局 (危機管理課) 517
8-6 孤立防止用衛星電話装置 (NTT西日本) 542
8-7 災害対策用移動通信機器貸与制度 (四国総合通信局) 543
8-8 災害対策用移動電源車貸与制度 (四国総合通信局) 544
8-9 香川県地方通信ルート (危機管理課) 545

9 医療救護関係

9-1 香川県医療救護計画 (医務国保課) 551
9-2 災害時の連絡調整体制 (医務国保課) 565
9-3 (広域) 救護病院における災害時医療救護計画策定マニュアル (医務国保課) 566
9-4 DMA T指定病院・災害拠点病院・広域救護病院一覧 (医務国保課) 568
9-5 災害時における医薬品等の供給マニュアル (薬務課) 569
9-6 県震災時用備蓄医薬品等リスト(1単位あたり) (薬務課) 582
9-7 (香川県医薬品卸業協会) 災害時用流通備蓄医薬品等リスト (薬務課) 583
9-8 災害時の血液の確保系統図 (薬務課) 584
9-9 在宅医療用資機材の取扱業者及び品目一覧 (薬務課) 586

10 保健・衛生関係

10-1	防疫活動組織計画	(感染症対策課)	588
10-2	防疫用薬剤及び資機材の確保系統図	(感染症対策課)	591
10-3	栄養相談・指導活動体系図	(健康福祉総務課)	592
10-4	精神保健活動体系図	(障害福祉課)	593
10-5	精神科医療機関	(障害福祉課)	594
10-6	災害拠点精神科病院の指定	(障害福祉課)	595
10-7	香川県災害廃棄物処理計画	(循環型社会推進課)	596
10-8	一般廃棄物処理施設	(循環型社会推進課)	602
10-9	一般廃棄物収集運搬車両	(循環型社会推進課)	606
10-10	香川県広域火葬計画	(生活衛生課)	607
10-11	火葬場一覧	(生活衛生課)	625

11 食料品等の備蓄、調達関係

11-1	災害対策用物資の備蓄状況	(危機管理課)	626
11-2	生活必需物資等の備蓄	(健康福祉総務課)	627
11-3	生活必需物資等の調達方法	(経営支援課)	628
11-4	緊急物資の備蓄マニュアル	(危機管理課)	629

12 飲料水の確保関係

12-1	水道の整備状況一覧	(水資源対策課)	635
------	-----------	----------	-----

13 交通・輸送関係

13-1	緊急通行車両の標章及び確認証明書	(危機管理課)	636
13-2	緊急通行車両の確認	(警察本部)	637
13-3	防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図	(港湾課)	639
13-4	異常気象時における道路通行規制基準	(道路課)	645
13-5	異常気象時道路通行規制箇所図	(道路課)	650
13-6	民間物資拠点一覧	(危機管理課)	651

14 避難収容関係

14-1	指定緊急避難場所一覧	(市町)	652
14-2	指定避難所一覧	(市町)	684

15 特殊災害関係

15-1	香川地区大量排出油等防除協議会	(高松海上保安部)	709
15-2	備讃海域排出油等防除協議会連合会	(高松海上保安部)	711
15-3	高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書	(高松空港事務所)	714
15-4	高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定細目	(高松空港事務所)	719
15-5	高松空港医療救護活動に関する協定書	(高松空港事務所)	722
15-6	船舶消防相互援助協定	(高松海上保安部)	724
15-7	原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針	(危機管理課)	726

16 防災ヘリコプター関係

16-1	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要領	(危機管理課) 728
16-2	香川県防災ヘリコプター運航管理要綱	(危機管理課) 734
16-3	香川県防災ヘリコプター緊急運航要領	(危機管理課) 740
16-4	防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等	(危機管理課) 744
16-5	広域航空応援マニュアル	(危機管理課) 751
16-6	香川県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画	(危機管理課) 754
16-7	防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場	(危機管理課) 762

17 その他

17-1	火災・災害等即報要領	(危機管理課) 768
17-2	災害報告取扱要領	(危機管理課) 786
17-3	被害報告詳細系統図	(危機管理課) 795
17-4	香川県防災会議委員・幹事名簿	(危機管理課) 799
17-5	香川県石油コンビナート等防災本部本部員・幹事名簿	(危機管理課) 801
17-6	防災関係機関連絡先	(危機管理課) 802
17-7	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	(健康福祉総務課) 806
17-8	被災者生活再建支援金制度の概要	(健康福祉総務課) 811
17-9	義援金・義援物資の受入・配分マニュアル	(健康福祉総務課) 813
17-10	ケーブルテレビの現況	(デジタル戦略課) 815
17-11	自主防災組織の現況	(危機管理課) 816
17-12	公共施設等の耐震改修状況	(危機管理課) 817
17-13	地震防災緊急事業五箇年計画	(危機管理課) 818
17-14	広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧	(危機管理課) 822
17-15	香川県庁業務継続計画(震災対策編)	(危機管理課) 825
17-16	香川県防災拠点施設業務継続計画(震災対策編)	(危機管理課) 827
17-17	災害発生時における死者・安否不明者等の氏名等公表基準	(危機管理課) 830
17-18	地域防災計画等の修正経過	(危機管理課) 832

1-1 香川県防災対策基本条例

(平成18年7月15日 香川県条例第57号)

平成十六年に県内に甚大な被害をもたらした台風災害を受け、本県でも防災対策が重要であることが改めて認識された。また、近い将来発生すると予測されている南海トラフ地震に備えるためにも、より一層の防災対策の充実が必要である。

これまでの防災対策は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画等により、県、市町等公的な機関が行う災害への対応を中心に実施されてきた。

しかし、これまでの災害の状況に鑑み、被害を軽減するためには、公的な機関が行う防災対策のみならず、県民が自ら行う防災対策が重要であると改めて認識した。

県民が自らの身は自らで守る「自助」、地域の安全は地域住民が互いに助け合って守る「共助」及び行政による「公助」という理念の下、県民、市町及び県が、協働して防災対策を行うことで、被害を最小限度にとどめることができる。

こうした考えを県民、市町及び県が共有し、災害に強い人づくりと県土づくりを行うため、ここに、私たちは、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、防災対策の基本理念を定めるとともに、県民、市町及び県の責務等を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い県づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 地震、津波、洪水、高潮、土石流その他の自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 防災対策 災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために行う対策をいう。

(基本理念)

第三条 防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則とし、自助を前提に地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る共助に努め、市町及び県が公助を行うことを基本とし、県民、市町及び県が、それぞれの役割を果たし、協働して行わなければならない。

(県民の責務)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努めるものとする。

(市町の役割)

第五条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、県及び関係機関と連携し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努めるものとする。

2 市町は、この条例に規定する市町の施策について、当該市町の地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。）に定めるところにより、その施策を行うものとする。

(県の責務)

第六条 県は、基本理念にのっとり、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、市町を支援するとともに、市町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努

めるものとする。

2 県は、地域防災計画をこの条例に規定する施策に沿って定めるものとする。

第二章 災害予防対策

第一節 県民等

第一款 県民

(防災知識の習得等)

第七条 県民は、防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、災害の発生原因となる自然現象（以下「災害発生現象」という。）の種類ごとの特徴、予測される被害、災害発生に対する備え及び災害発生現象に遭遇した場合にとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。

2 県民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報（以下「地形等災害情報」という。）を収集するよう努めるものとする。

3 県民は、災害発生現象の態様に応じた避難場所（指定緊急避難場所（法第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所をいう。）、指定避難所（法第四十九条の七第一項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。）その他の避難場所をいう。以下同じ。）、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認しておくよう努めるものとする。

(災害情報の提供)

第八条 不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対して、あらかじめ当該不動産についての地形等災害情報を提供するよう努めるものとする。

(建築物の所有者等の防災対策)

第九条 建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

(用具の備え)

第十条 県民は、災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、消火器その他の必要な用具を備えるよう努めるものとする。

(県民による備蓄等)

第十一条 県民は、災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

(避難行動要支援者による情報の提供)

第十二条 高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）は、市町、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

(自主防災組織への参加等)

第十三条 県民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

第二款 自主防災組織

(災害危険場所の確認等)

第十四条 自主防災組織は、第二十五条第一項、第二項又は第四項の規定により市町又は県が提供

する情報等を活用して、あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、あらかじめ、災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法等を確認するよう努めるものとする。

3 自主防災組織は、前二項の規定により確認した情報その他防災に関する情報を示した地図を作成し、及び周知するよう努めるものとする。

(避難行動要支援者への支援体制の整備)

第十五条 自主防災組織は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における地域の避難行動要支援者の避難誘導、避難支援等を、市町及び関係機関と連携して行うための体制を整備するよう努めるものとする。

(地域住民の行動基準の作成等)

第十六条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、及び周知するよう努めるものとする。

(防災意識の啓発等)

第十七条 自主防災組織は、地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るため、研修等を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織による備蓄)

第十八条 自主防災組織は、災害発生に備えて、地域の実情に応じて必要となる資機材及び物資を備蓄しておくよう努めるものとする。

(市町等との連携)

第十九条 自主防災組織は、市町が行う高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発表等の基準、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の市町との役割分担等について、あらかじめ市町と協議し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域に密着した防災対策が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

第三款 事業者

(事業者の災害予防対策)

第二十条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

(地域への協力)

第二十一条 事業者は、その所有し、又は管理する施設を避難場所として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市町及び県への協力)

第二十二条 事業者は、市町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努めるものとする。

第四款 学校等

第二十三条 小学校、中学校、幼稚園又は保育所を設置し、又は管理する者は、児童、生徒又は幼児が、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保することができるように、災害及び防災に関する教育の実施に努めるものとする。

第二節 市町及び県

(防災意識の啓発等)

第二十四条 市町は、住民の防災対策の実施を促すため、自主防災組織及び関係機関と連携し、防災意識の啓発及び高揚並びに災害及び防災に関する知識の普及を図るものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(災害情報の提供等)

第二十五条 市町は、地形等災害情報を住民に提供するものとする。

2 市町は、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

3 県は、前二項の規定による施策の実施を支援するものとする。

4 市町及び県は、災害状況を記録し、及び公表するものとする。

(自主防災組織への支援)

第二十六条 市町は、自主防災組織の結成及び活動に対し、必要な支援を行うものとする。この場合において、市町は、自主防災組織の結成を目指している者及び自主防災組織の中心となって活動している者に対する支援について、特に配慮するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(情報伝達体制の整備)

第二十七条 市町は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害及び避難に関する情報の住民への提供並びに住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手の手段を講じておくものとする。

2 市町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

3 県は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における気象、被害その他の災害に関する情報の入手の手段を講じておくものとする。

4 県は、あらかじめ、前項に規定する情報を市町及び関係機関に提供するための手段を講じておくものとする。

5 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の提供について、あらかじめ報道機関と連携を図るものとする。

(避難計画の作成等)

第二十八条 市町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

2 前項に規定する避難計画には、市町が行う避難情報の発表等の基準、避難場所その他避難のために必要な事項を定めるものとする。

3 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

4 市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、第一項に規定する避難計画及び前項に規定する行動基準を住民に周知するものとする。

5 市町は、あらかじめ、避難行動要支援者の把握及び個別避難計画（法第四十九条の十四第一項に規定する個別避難計画をいう。）の作成に努め、自主防災組織及び関係機関と連携して、避難行動要支援者の支援を行うための体制を整備するものとする。

6 市町は、あらかじめ、関係機関と連携して、疾病等のために指定一般避難所（災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）第一条の七の二第一項に規定する指定一般避難所をいう。）では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。

(市町及び県による備蓄)

第二十九条 市町及び県は、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資を備蓄しておくものとする。

(地域防災力の強化)

第三十条 市町は、防災体制の整備、消防団の拡充その他の地域防災力の強化を図るものとする。

（医療救護体制の整備）

第三十一条 市町は、あらかじめ、医療救護計画を作成し、災害による傷病者への治療の拠点となる病院等（以下「救護病院等」という。）を指定するなど災害が発生した場合における医療救護体制を整備するものとする。

2 県は、前項に規定する医療救護体制を支援するため、あらかじめ、救護病院等のみでは対応することができない傷病者に備えた広域救護病院の指定、医薬品、医療器具等を確保するための体制の整備等広域医療救護体制を整備するものとする。

（公衆衛生の確保）

第三十二条 県は、あらかじめ、市町と連携して、災害が発生した場合に感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制を整備するものとする。

（輸送体制の整備）

第三十三条 県は、あらかじめ、緊急輸送路を指定し、及び周知するとともに、関係事業者等との間に協力に関する協定を締結するなど災害が発生した場合における備蓄物資等の輸送体制を整備するものとする。

（他の地方公共団体等との連携体制の整備）

第三十四条 市町は、あらかじめ、他の市町、関係事業者等との間に応援等に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に連携して活動するための体制を整備するものとする。

2 県は、あらかじめ、自衛隊、他の都道府県、関係事業者等との間に広域的な連携に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制を整備するものとする。

（ボランティア活動への支援等）

第三十五条 市町は、災害が発生した場合にボランティアによる防災活動（以下「ボランティア活動」という。）に必要な場所、情報等の提供を行うことができるよう、あらかじめ対策を講じておくものとする。

2 市町及び県は、ボランティア活動を目的としている団体と、平常時から連携を図るものとする。

3 市町及び県は、ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに、ボランティア活動への参加方法、ボランティア活動時の注意事項等ボランティア活動を行うために必要な知識の普及を図るものとする。

（公共施設の整備）

第三十六条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難場所等として使用されるその所有し、又は管理する施設について、計画的な耐震化及び非常電源設備等の整備を行うものとする。

2 市町及び県は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的な点検を行うとともに、計画的に整備するものとする。

（職員への研修等）

第三十七条 市町及び県は、その職員に対し研修等を行い、当該職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図るものとする。

2 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に的確かつ迅速に対応することができるよう、あらかじめ、危機管理体制を整備するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の行動等についてその職員に周知するものとする。

第三章 災害応急対策

第一節 県民等

（避難及び指定避難所）

第三十八条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市町が避難情報を発した

ときは速やかにこれに応じて行動するものとする。

2 指定避難所に滞在する者は、第二十八条第三項に規定する行動基準に従うものとする。

3 指定避難所の管理者等は、第二十八条第三項に規定する行動基準に従い、市町及び自主防災組織と連携して指定避難所を運営するものとする。

(車両使用の自粛等)

第三十九条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、法、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

(危険建築物等の取扱い)

第四十条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物(以下「危険建築物等」という。)による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。

2 前項に規定する場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織の災害応急対策)

第四十一条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、地域において、情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行うよう努めるものとする。

(事業者の災害応急対策)

第四十二条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来客者、従業員等の安全を確保するとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行うこと等により地域住民の安全を確保し、地域の被害を最小限度にとどめるよう努めるものとする。

第二節 市町及び県

(応急体制の確立)

第四十三条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立するものとする。

(災害発生情報の収集、提供等)

第四十四条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害状況、住民の安否その他の災害発生に関する情報を的確かつ迅速に収集するものとする。

2 市町及び県は、それぞれ、収集した災害発生に関する情報をあらかじめ定める部局において、集中して管理するものとする。

3 市町は、住民の安全かつ迅速な避難を促すため、第二十七条第一項に規定する情報の提供の手段を活用して災害予測等の情報を提供するものとする。

4 市町は、収集した災害発生に関する情報を速やかに県に報告するものとする。

5 県は、収集した災害発生に関する情報を速やかに市町に提供するものとする。

(県から市町への応援)

第四十五条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町から応急対策の実施について応援を求められたときは、第三十四条第二項に規定する広域的な連携に関する協定を活用する等により、速やかにその求めに応ずるものとする。

第四章 防災対策の計画的な推進等

(目標の設定及び実施状況の点検)

第四十六条 県は、保有施設の耐震化その他の防災対策の数値目標を定め、及び公表するものとする。

る。

- 2 県は、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、その結果を公表するとともに、地域防災計画の見直しに当たっては、当該課題に配慮するものとする。
- 3 県は、市町の防災対策の実施状況について定期的に報告を求め、及びその内容を公表するものとする。

(防災対策の点検)

第四十七条 県民、自主防災組織、事業者及び学校等（以下「県民等」という。）は、自らの防災対策を定期的に点検するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施)

第四十八条 県民等並びに市町及び県は、各々又は相互に連携して、災害に対応する能力を向上させるため、防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(県民防災週間)

第四十九条 県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の充実を図るため、県民防災週間を設ける。

- 2 県民防災週間は、この条例の施行の日（同日の属する年の翌年以後の年にあつては、同日に相当する日）を初日とする一週間とする。
- 3 県民防災週間においては、県民等は、自らの防災対策の一層の充実に努めるものとする。
- 4 県民防災週間においては、市町及び県は、県民の防災意識の高揚のための活動の一層の充実を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （令和3年10月13日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 香川県防災会議条例

(昭和38年3月22日香川県条例第4号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第15条第8項の規定に基づき、香川県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の数は、40人以内とする。

2 市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第3条 防災会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第4条 防災会議に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年7月7日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年10月12日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

1 - 3 香川県防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県防災会議条例(昭和38年香川県条例第4号)第5条の規定に基づき、香川県防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議事)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議は、総委員の半数以上の者の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理者)

第3条 委員は、やむを得ない事由により防災会議に出席できないときは、その代理者を防災会議に出席させることができる。

2 前項の代理者は、その防災会議において委員とみなす。

(専決処分)

第4条 会長は、防災会議が処理すべき事務のうち緊急を要するもの又は特に軽易なものについて、防災会議に代って処分することができる。

2 会長は、前項の規定による処分をしたときは、これを次の防災会議に報告するものとする。

(幹事会)

第5条 防災会議は、その幹事をもって幹事会を組織する。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、香川県危機管理総局危機管理課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、防災会議運営に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和38年6月12日から施行する。

(中略)

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

1-4 香川県防災会議水防部会設置要綱

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第7条に規定する水防計画について調査審議を行うため、香川県防災会議条例(昭和38年香川県条例第4号)第4条の規定に基づき、水防部会(以下「部会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 部会は、委員14名をもって組織する。

2. 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置き、土木部長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2. 部会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3. 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、土木部河川砂防課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別 表

機 関 名	職 名	機 関 名	職 名
四 国 地 方 整 備 局	局 長	香 川 県	土 木 部 長
高 松 地 方 気 象 台	台 長	香 川 県 市 長 会	会 長
陸上自衛隊第15普通科連隊	連 隊 長	香 川 県 町 村 会	会 長
香 川 県 警 察 本 部	本 部 長	西日本電信電話(株)香川支店	支 店 長
香 川 県	危機管理総局長	日本赤十字社香川県支部	事 務 局 長
	健康福祉部長	日本放送協会高松放送局	局 長
	農政水産部長	四 国 旅 客 鉄 道 (株)	工 務 部 長

1-5 香川県石油コンビナート等防災本部条例

(昭和51年7月13日香川県条例第21号)

(趣旨)

第1条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第28条第8項の規定に基づき、香川県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(幹事)

第2条 防災本部に、幹事を置く。

2 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部会)

第3条 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和51年7月規則第37号で、同51年7月15日から施行)

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

2 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表 略

1-6 香川県石油コンビナート等防災本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年香川県条例第21号）第4条の規定に基づき、香川県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部会議)

第2条 防災本部に本部会議を置き、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第27条第3項に規定する防災本部の所掌事務のうち重要な事項について協議決定する。

- 2 本部会議は、本部長が招集し、その議長となる。
- 3 本部員は、必要があると認めるときは、本部長に対し本部会議の招集を求めることができる。
- 4 本部会議は、本部員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 5 本部会議の議事は、出席本部員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理者)

第3条 本部員は、やむを得ない事由により本部会議に出席できないときは、その代理者を本部会議に出席させることができる。

- 2 前項の代理者は、その本部会議において本部員とみなす。

(専決処分)

第4条 本部長は、やむを得ない事由により本部会議を開く暇がないと認めるときは、防災本部の所掌事務について専決処分をすることができる。

- 2 本部長は、前項の規定による専決処分をしたときは、その旨を次の本部会議に報告するものとする。

(職務代理)

第5条 本部長に事故があるときは、副知事がその職務を代理する。

(部会)

第6条 本部長は、必要の都度その事務を定めて部会を置くことができる。

(幹事会)

第7条 防災本部の所掌事務を円滑に遂行するため、防災本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事をもって組織する。
- 3 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - 一 本部会議に提出する議案に関すること。
 - 二 防災本部の所掌事務に関し、資料の収集、調査をすること。
 - 三 その他本部会議が必要と認める事項に関すること。

(異動等の報告)

第8条 本部員及び幹事は、異動が生じた場合は速やかに本部長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 防災本部の庶務は、香川県危機管理課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、防災本部の運営に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和51年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

1-7 香川県災害対策本部条例

(昭和38年8月1日香川県条例第30号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第8項の規定に基づき、香川県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成12年3月27日条例第70号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成24年10月12日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-8 香川県災害対策本部規則

(昭和38年9月19日香川県規則第59号)

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県災害対策本部条例(昭和38年香川県条例第30号)第4条の規定に基づき、香川県災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の所掌事務)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 気象情報、災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害救助その他民生安定に関すること。
- (3) 災害時の衛生対策に関すること。
- (4) 災害応急復旧に関すること。
- (5) 水防その他緊急措置に関すること。
- (6) 災害時の教育対策に関すること。
- (7) 災害時の人心安定及び治安警備に関すること。
- (8) 災害時の輸送対策に関すること。
- (9) その他災害予防及び災害応急対策に関すること。

(本部の職員)

第3条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副知事の職にある者をもって充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、病院事業管理者、審議監、部長、総局長、知事公室長、会計管理者、教育長及び警察本部長の職にある者をもって充てる。

3 災害対策本部長(以下「本部長」という。)及び副本部長に事故があるときは、本部員のうち、知事の職務を代理する上席の職員を定める規則(平成23年香川県規則第56号)に規定する職員である者が、同規則に規定する順序に従い、本部長の職務を代理する。

(本部会議)

第4条 災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、本部に、本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

3 本部会議は、本部長が招集し、これを総理する。

(本部事務局)

第5条 本部に本部事務局を置き、本部事務局に班を置く。

2 前項の班は、総務班、情報班、対策班、広報班、動員班及び連絡班とする。

3 第1項の班を組織する課等及びその分掌事務は、別表第1のとおりとする。

4 本部事務局に、事務局長を置き、危機管理総局長の職にある者をもって充てる。

5 事務局長は、本部長の命を受けて、本部事務局の事務を掌理する。

6 第1項の班に、班長を置き、事務局長がこれを指名する。

7 前項の班長は、上司の命を受けて、その班の事務を掌理する。

(部)

第6条 条例第3条第1項の規定に基づき、本部に部を置き、部に班を置く。

2 前項の部は、政策部、総務部、危機管理部、環境森林部、健康福祉部、商工労働部、交流推進部、農政水産部、土木部、出納部、病院部、教育部及び警備部とする。

3 第1項の班の名称、これを組織する課等及びその分掌事務は、別表第2のとおりとする。

- 4 条例第3条第3項の部長は、次の表の左欄に掲げる部の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

部	部長
政策部	政策部長
総務部	総務部長
危機管理部	危機管理総局長
環境森林部	環境森林部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働部	商工労働部長
交流推進部	交流推進部長
農政水産部	農政水産部長
土木部	土木部長
出納部	会計管理者
病院部	病院事業管理者
教育部	教育長
警備部	警察本部長

- 5 第1項の班に、班長を置き、部長がこれを指名する。
 6 前項の班長は、上司の命を受けて、その班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部の設置)

第7条 本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため必要があると認めるときは、現地災害対策本部を置くことができる。

- 2 現地災害対策本部の組織に関し必要な事項は、本部長が定める。

(出先機関の事務)

第8条 土木事務所、小豆総合事務所その他の出先機関は、管内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、その状況及び災害応急対策に必要な事項を、速やかに、本部に報告するとともに、本部の指示に従い、災害応急対策に従事しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 (香川県災害対策本部設置規則の廃止)
 2 香川県災害対策本部設置規則(昭和35年香川県規則第32号)は、廃止する。
 (香川県行政組織規則の一部改正)

(途中 略)

附 則(令和5年3月28日規則第16号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

1-9 香川県災害対策本部事務局各班の組織及び分掌事務

班名	班長	担当課名	分掌事務
総務班	事務局長が指名する危機管理課職員	危機管理課 くらし安全安心課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策の総括に関する事。 2 本部の運営に関する事 3 本部長の命令及び指示の伝達に関する事。 4 防災行政無線その他の災害通信設備に関する事。 5 防災航空隊に関する事。 6 気象情報等の伝達に関する事
		政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 国への要請、陳情等の調整に関する事。 2 国の機関、国会議員等の視察及び調査に関する事。
情報班	事務局長が指名する危機管理課職員	危機管理課 くらし安全安心課 自治振興課 統計調査課 選挙管理委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町、防災関係機関及び連絡班等からの被害情報、災害応急対策実施状況等に関する情報の収集及び取りまとめ並びに国への報告に関する事。 2 防災拠点施設となる庁舎※3の被害に関する情報の収集に関する事。
対策班	事務局長が指名する危機管理課職員	危機管理課 くらし安全安心課 ※1 関係各課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策の調整に関する事。 2 災害応急対策における市町、企業及び県民に対する指示及び協力要請に関する事。 3 国、他の都道府県その他関係機関への応援要請に関する事。 4 自衛隊に対する災害派遣要請に関する事。 5 災害応急対策用の物資等の調達、輸送等に関する事。 6 消防体制及び消防活動の指導に関する事。
広報班	広聴広報課長	広聴広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の記者発表資料の作成及び報道機関への対応に関する事。 2 県民向けの災害情報の資料作成及び広報に関する事。 3 県民からの照会、問い合わせ等への対応に関する事。
動員班	人事・行革課長	人事・行革課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の非常招集及び動員配備に関する事。 2 市町への職員の派遣に関する事。 3 他の都道府県からの派遣職員の受入れに関する事。
連絡班		※2 主管課等	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部との連絡調整に関する事。 2 情報班への情報提供に関する事。

※1 関係各課とは、総務事務集中課、健康福祉総務課、医務国保課、産業政策課、経営支援課、農業生産流通課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課をいう。

※2 主管課等とは、政策課、総務学事課、環境政策課、健康福祉総務課、産業政策課、交流推進課、農政課、土木監理課、技術企画課、出納局会計課、病院局県立病院課、教育委員会事務局総務課、警察本部警備課をいう。

※3 防災拠点施設とは小豆合同庁舎、大川合同庁舎、坂出合同庁舎、仲多度合同庁舎、三豊合同庁舎、長尾土木事務所、高松土木事務所（東讃土地改良事務所を含む。）、中讃保健福祉事務所をいう。

1-10 香川県災害対策本部各部各班の組織及び分掌事務

部 名 (担当部長名)	班 名 (担当課名)	分 掌 事 務
政 策 部 (政策部長)	政 策 班 (政 策 課)	1 政策部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。 2 部内各班の総括及び連絡調整に関すること。
	地域活力推進班 (地域活力推進課)	1 他班の応援に関すること。
	予 算 班 (予 算 課)	1 災害応急対策に関する予算の総括に関すること。 2 県議会との連絡調整に関すること。
	自 治 振 興 班 (自治振興課)	1 市町の災害復旧に係る財政需要に関すること。 2 市町税の減免等についての助言に関すること。
	水資源対策班 (水資源対策課)	1 水道施設の災害応急対策及び応急給水の支援に関すること。 2 香川用水幹線水路の被害情報の収集に関すること。
	男女参画・県民活動班 (男女参画・県民活動課)	1 ボランティアの活動の支援に関すること。
	文化振興班 (文化振興課)	1 県立文化施設の災害応急対策に関すること。
	瀬戸内国際芸術祭推進班 (瀬戸内国際芸術祭推進課)	1 他班の応援に関すること。
	デジタル戦略班 (デジタル戦略課)	1 他班の応援に関すること。
	情報システム班 (情報システム課)	1 電子計算システム及びネットワークの災害応急対策に関すること。
	監査委員班 (監査委員事務局)	1 他班の応援に関すること。
総 務 部 (総務部長)	総務学事班 (総務学事課)	1 私立学校の被害情報の収集に関すること。 2 公用車に関すること。 3 総務部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。 4 部内各班の総括及び連絡調整に関すること。
	財産経営班 (財産経営課)	1 公有財産の被害状況の取りまとめ及び災害応急対策に関すること。 2 来庁者及び職員の避難誘導及び保護安全対策に関すること。 3 庁舎の電気、電話、給排水等に関すること。
	営 繕 班 (営 繕 課)	1 他班の応援に関すること。
	総務事務集中班 (総務事務集中課)	1 災害応急対策に伴う資材の緊急調達の支援に関すること。
	税 務 班 (税 務 課)	1 県税の減免等に関すること。
	職 員 班 (職 員 課)	1 本部職員の健康管理に関すること。 2 被災した職員に関すること。
	人権・同和政策班 (人権・同和政策課)	1 他班の応援に関すること。
	秘 書 班 (秘 書 課)	1 本部長及び副本部長に関すること。
	国 際 班 (国 際 課)	1 被災した外国人の援護に関すること。
	人事委員会班 (人事委員会事務局)	1 他班の応援に関すること。

部 名 (担当部長名)	班 名 (担当課名)	分 掌 事 務
危機管理部 (危機管理総局長)	危機管理班 (危機管理課)	1 危険物、高圧ガス、火薬類等の施設の被害状況の取りまとめ及び災害応急対策に関すること。
	くらし安全安心班 (くらし安全安心課)	1 生活関連物資の需給動向調査及び物価対策に関すること。
環境森林部 (環境森林部長)	環境政策班 (環境政策課)	1 環境森林部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。 2 部内各班の総括及び連絡調整に関すること。
	環境管理班 (環境管理課)	1 水質汚濁、大気汚染等の発生源の監視に関すること。 2 飲料水の衛生の確保に関すること。 3 海上散乱ごみ等の処理対策に関すること。
	森林・林業政策班 (森林・林業政策課)	1 治山施設、林道施設及び林業施設の災害応急対策に関すること。 2 災害応急対策用の木材に関すること。
	みどり保全班 (みどり保全課)	1 他班の応援に関すること。
	循環型社会推進班 (循環型社会推進課)	1 災害により発生する廃棄物の処理対策に関すること。
健康福祉部 (健康福祉部長)	健康福祉総務班 (健康福祉総務課)	1 災害救助法の適用に関すること。 2 救援物資の受入れに関すること。 3 義援金に関すること。 4 保護施設の災害応急対策に関すること。 5 被災者の健康指導及び栄養指導に関すること。 6 被災者生活再建支援法の適用に関すること。 7 災害時の難病患者の援護に関すること。 8 健康福祉部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。 9 部内各班の総括及び連絡調整に関すること。
	長寿社会対策班 (長寿社会対策課)	1 老人福祉施設の災害応急対策に関すること。 2 介護老人保健施設及び介護医療院の災害応急対策に関すること。 3 災害時の高齢者の援護に関すること。
	障害福祉班 (障害福祉課)	1 障害者支援施設等の災害応急対策に関すること。 2 被災者の精神保健に関すること。 3 災害時の障害者の援護に関すること。
	医務国保班 (医務国保課)	1 市町からの医師、看護師等の派遣要請に関すること。 2 県内の医師、看護師等の派遣先の決定及び派遣の依頼に関すること。 3 県外からの医師、看護師等の派遣の受入れに関すること。 4 応急救護所の設置場所の把握に関すること。 5 医療救護施設の救護体制の支援に関すること。
	薬務感染症対策班 (薬務課) (感染症対策課)	1 医薬品及び血液の確保対策に関すること。 2 被災地の防疫に関すること。 3 毒物及び劇物に関すること。
	生活衛生班 (生活衛生課)	1 食品衛生の指導に関すること。
	子ども政策班 (子ども政策課) (子ども家庭課)	1 児童福祉施設の災害応急対策に関すること。 2 婦人保護施設及び母子・父子福祉施設の災害応急対策に関すること。 3 災害時の児童の援護に関すること。

部 名 (担当部長名)	班 名 (担当課名)	分 掌 事 務
商工労働部 (商工労働部長)	産業政策班 (産業政策課)	1 商工労働部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。 2 部内各班の総括及び連絡調整に関すること。
	企業立地推進班 (企業立地推進課)	1 他班の応援に関すること。
	経営支援班 (経営支援課)	1 商工団体との連絡調整に関すること。 2 中小企業の災害応急対策に関すること。
	労働政策班 (労働政策課)	1 他班の応援に関すること。
	労働委員会班 (労働委員会事務局)	1 他班の応援に関すること。
交流推進部 (交流推進部長)	交流推進班 (交流推進課)	1 交流推進部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。 2 部内各班の総括及び連絡調整に関すること。
	観光振興班 (観光振興課)	1 観光客に対する災害応急対策に関すること。 2 観光及び旅行業関係団体との連絡調整に関すること。
	交通政策班 (交通政策課)	1 公共交通機関の被害情報の収集に関すること。
	県産品振興班 (県産品振興課)	1 他班の応援に関すること。
農政水産部 (農政水産部長)	農政班 (農政課)	1 農業団体との連絡調整に関すること。 2 農政水産部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。 3 部内各班の総括及び連絡調整に関すること。
	農業経営班 (農業経営課)	1 災害時の農業技術の指導に関すること。 2 災害時の病虫害の防除に関すること。
	農業生産流通班 (農業生産流通課)	1 農作物の災害応急対策に関すること。 2 主食食料の確保に関すること。
	畜産班 (畜産課)	1 家畜の防疫に関すること。 2 家畜の飼料対策に関すること。 3 被災家畜の収容に関すること。
	土地改良班 (土地改良課)	1 農地及び農業用施設の災害応急対策に関すること。 2 冠水農地等の排水に関すること。 3 防災ダム(土木部所管のものを除く。)の管理に関すること。 4 香川用水幹線水路(農業用水専用区間に限る。)の被害情報の収集及び連絡調整に関すること。
	農村整備班 (農村整備課)	1 農村整備施設の災害応急対策に関すること。
	水産班 (水産課)	1 漁港施設及び漁業施設の災害応急対策に関すること。 2 災害応急対策用の船舶の確保に関すること。 3 漁業団体との連絡調整に関すること。 4 水産物の災害応急対策に関すること。

部 名 (担当部長名)	班 名 (担当課名)	分 掌 事 務
土 木 部 (土木部長)	土木監理班 (土木監理課) (技術企画課)	1 土木部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関する事 2 部内各班の総括及び連絡調整に関する事。
	道路班 (道路課)	1 道路、橋りょう及びトンネルの被害調査に関する事。 2 災害時における道路、橋りょう及びトンネルの使用に関する事。 3 道路の災害応急対策に関する事。 4 緊急輸送路の確保に関する事。 5 交通管理者との連絡調整に関する事。
	河川砂防班 (河川砂防課)	1 河川及び海岸の被害調査に関する事。 2 水防に関する事。 3 雨量及び水位情報の収集に関する事。 4 ダムについての情報に関する事。 5 河川及び海岸施設の災害応急対策に関する事。 6 急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設及び砂防施設の被害調査及び応急危険度判定に関する事。 7 急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設及び砂防施設の災害応急対策に関する事。
	港湾班 (港湾課)	1 港湾施設及び海岸保全施設の被害調査に関する事。 2 風向、風速、潮位及び高潮の情報収集に関する事。 3 緊急海運施設の確保に関する事。 4 港湾及び海岸の災害応急対策に関する事。
	都市計画班 (都市計画課)	1 都市計画施設（他課所管のものを除く。）の被害調査に関する事。 2 都市計画施設（他課所管のものを除く。）の災害応急対策に関する事。
	下水道班 (下水道課)	1 下水道施設の被害調査に関する事。 2 下水道施設の災害応急対策に関する事。
	建築指導班 (建築指導課)	1 被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関する事。 2 建築物の災害復旧の技術指導に関する事。
	住宅班 (住宅課)	1 公営住宅の被害調査に関する事。 2 応急仮設住宅の供給に関する事。 3 被災住宅の応急修理に関する事。
	収用委員会班 (収用委員会事務局)	1 他班の応援に関する事。
出納部 (会計管理者)	出納班 (会計課) (審査課)	1 災害時における出納事務に関する事。
病院部 (病院事業管理者)	県立病院班 (県立病院課)	1 県立病院による医療班の編成に関する事。 2 県立病院の災害応急対策に関する事。

部 名 (担当部長名)	班 名 (担当課名)	分 掌 事 務
教 育 部 (教育長)	総 務 班 (総 務 課)	1 教育関係義援金に関すること。 2 市町立学校施設の災害応急対策に関すること。 3 教育委員会関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。 4 部内各班の総括及び連絡調整に関すること。
	教 育 班 (義務教育課) (高校教育課) (特別支援教育課)	1 県立学校施設等の災害応急対策に関すること。 2 被災した児童及び生徒の育英及び奨学に関すること。 3 被災した児童及び生徒の教育に関すること。 4 教科書及び学用品に関すること。
	保 健 体 育 班 (保健体育課)	1 被災した児童及び生徒の保健管理に関すること。 2 学校給食対策に関すること。 3 県立体育施設の災害応急対策に関すること。
	生涯学習・文化財班 (生涯学習・文化財課)	1 社会教育施設の災害応急対策に関すること。 2 文化財の災害応急対策に関すること。
	人権・同和教育班 (人権・同和教育課)	1 他班の応援に関すること。
	健 康 福 利 班 (健康福利課)	1 他班の応援に関すること。
	新県立体育館整備推進班 (新県立体育館整備推進課)	1 他班の応援に関すること。
警 備 部 (警察本部長)	警 備 班 (警 備 課)	1 公安委員会との連絡に関すること。 2 災害情報の収集に関すること。 3 交通対策に関すること。

1-1-1 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例

(昭和38年8月1日香川県条例第29号)

県は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第71条の規定による従事命令又は協力命令により応急措置の業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害がある状態となったときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定による扶助金の支給の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和56年7月21日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和56年7月21日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成25年10月規則第56号で、同25年10月11日から施行）

この条例は、規則で定める日から施行する。

1-12 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例

(昭和32年10月1日香川県条例第43号)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定により、附属機関を構成する委員その他の構成員（以下「委員等」という。）に対する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 委員等が召集に応じて会議に出席し又は職務のため旅行したときは、別表に掲げる額の報酬を支給する。ただし、県の職員が委員等を兼ねる場合には支給しない。

(費用弁償)

第3条 委員等が召集に応じ又は職務のため旅行したときは、費用弁償として別表に掲げる額の旅費を支給する。ただし、公務員であつて委員等を兼ねる者の旅費については、その者が公務員として受ける額に相当する額とする。

(支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給の方法は、県の職員の給料及び旅費支給に関する規定の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(途中 略)

附 則（平成28年12月26日条例第44号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

一 知事の附属機関

名 称	報 酬	費 用 弁 償
略		
香川県防災会議	委 員 日額 9000 円	委 員 6 級
	専 門 委 員 日額 9000 円	専 門 委 員 6 級
	幹 事 日額 9000 円	幹 事 6 級
略		
香川県石油コンビナート等防災本部	本 部 員 日額 9000 円	本 部 員 6 級
	専 門 員 日額 9000 円	専 門 員 6 級
	幹 事 日額 9000 円	幹 事 6 級
略		

1-13 災害対策基本法による指定機関等一覧

1 指定行政機関 (平成24年9月19日時点)

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

2 指定地方行政機関 (平成27年4月1日時点)

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

3 指定公共機関 (令和4年4月1日時点)

国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、電力広域的運営推進機関、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、東京瓦斯株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、大阪瓦斯株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、東邦瓦斯株式会社、東邦ガスネットワーク株式会社、西部瓦斯株式会社、岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グループ株式会社、ジクシス株式会社、出光興産株式会社、太陽石油株式会社、コスモ石油株式会社、富士石油株式会社、ENEOS 株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社、株式会社 JERA、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、日本原子力発電株式会社、KDDI 株式会社、株式会社 NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン株式会社、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス、公益社団法人全日本トラック協会、一般社団法人全国建設業協会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人全国中小建設業協会

4 指定地方公共機関

満濃池土地改良区、財田川沿岸土地改良区、豊稔池土地改良区、四国瓦斯株式会社、高松琴平
電気鉄道株式会社、西日本放送株式会社、株式会社四国新聞社 (昭和38年6月1日香川県告示第275号)

株式会社瀬戸内海放送 (昭和51年11月9日香川県告示第821号)

香川県離島航路事業協同組合 (昭和52年8月25日香川県告示第589号)

株式会社エフエム香川 (昭和63年4月19日香川県告示第371号)

山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社 (昭和63年8月26日香川県告示第623号)

公益社団法人香川県看護協会 (平成21年8月1日)

一般社団法人香川県医師会 (平成23年7月14日)

一般社団法人香川県バス協会、一般社団法人香川県トラック協会、ジャンボフェリー株式会社、

一般社団法人香川県エルピーガス協会 (平成25年1月8日)

2-1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。

4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。

5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

(災害対策本部等の設置)

第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置することができる。

2 対策本部の設置及び運営等は、別に定める。

(広域応援の実施)

第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

(業務の代行)

第6条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和3年11月22日

全国知事会 会長

鳥取県知事 平井 伸治

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長

神奈川県知事 黒岩 祐治

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長

静岡県知事 川勝 平太

北海道東北地方知事会 会長

青森県知事 三村 申吾

関東地方知事会 会長

山梨県知事 長崎 幸太郎

中部圏知事会 会長

愛知県知事 大村 秀章

近畿ブロック知事会 会長

大阪府知事 吉村 洋文

中国地方知事会 会長

山口県知事 村岡 嗣政

四国知事会 常任世話人

愛媛県知事 中村 時広

九州地方知事会 会長

大分県知事 広瀬 勝貞

2-2 関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び四国知事会（以下「乙」という。）を構成するいずれかの府県市（以下「構成府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成府県市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織の構成府県市の応援を受けることにより、被災した構成府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 災害等 次に掲げる事象をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害

ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に規定する緊急対処事態

ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。

(3) 被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成府県市の属する連合組織をいう。

(4) 災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣

(2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供

(3) 資機材の提供

(4) 避難者及び傷病者の受入れ

(5) 車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保

(6) 医療支援

(7) その他被災した構成府県市が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災した構成府県市は、当該被災した構成府県市単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに被災連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の被災連合組織は、自らの構成府県市のみでは被災した構成府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

(1) 被害の状況

(2) 要請する応援の内容

(3) 応援を要請する構成府県市及び当該構成府県市が指示する場所までの経路

(4) その他留意すべき事項

4 被災連合組織は、第2項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速

やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成府県市に対し、被災連合組織の構成府県市のうち応援の対象とする構成府県市(以下「対象府県市」という。)を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた構成府県市(以下「応援府県市」という。)は、当該対象府県市を応援するものとする。

4 応援府県市は、対象府県市のほか、他の対象府県市を割り当てられた応援府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援府県市が応援する対象府県市についても応援するよう努めるものとする。

5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による対象府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、第4条第2項の要請があったものとみなして、被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県市に対象府県市を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた応援府県市は、必要に応じて職員を当該対象府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 この協定に基づく応援に要した経費は、原則として支援を受けた府県市が負担するものとする。ただし、被災県と応援を行った構成府県市との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 前項に関わらず前条の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援府県市が負担するものとする。

3 第1項の対象府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象府県市から要請があったときは、応援府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

(1) 防災組織体制等に関する情報交換

(2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施

(3) その他防災に関する業務

(事務局)

第9条 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

2 前項の事務局は、甲乙間及びそれぞれの連合組織における協定の運用に係る調整に当たる。

3 甲の事務局は、関西広域連合広域防災局とする。

4 乙の事務局は、四国知事会常任世話人県防災担当部局とする。

(他の協定との関係)

第 10 条 この協定は、甲及び乙並びにその構成府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 29 年 6 月 6 日

甲 関西広域連合
広域連合長 井戸敏三

乙 四国知事会
常任世話人
香川県知事 浜田恵造

2-3 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。

2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。

3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあっては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあっては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（支援に要する経費の負担等）

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時的繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（平常時の相互交流）

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除す

るものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

- 1 この協定は平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者
鳥取県知事 平 井 伸 治

徳島県代表者
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

島根県代表者
島根県知事 溝 口 善 兵 衛

香川県代表者
香川県知事 浜 田 恵 造

岡山県代表者
岡山県知事 石 井 正 弘

愛媛県代表者
愛媛県知事 中 村 時 広

広島県代表者
広島県知事 湯 崎 英 彦

高知県代表者
高知県知事 尾 崎 正 直

山口県代表者
山口県知事 二 井 関 成

2-4 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「四国4県」という。）は、南海地震等自然災害はもとより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態その他県民や滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うため、広域応援に関する協定（平成7年10月20日締結）を発展的に見直し、この協定を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、四国4県のいずれかにおいて、南海地震をはじめとして、次の各号に掲げる事態（以下「危機事象」という。）が発生し、危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、危機事象発生県からの要請に基づき、四国内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急処理事態
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（応援幹事県の決定等）

第2条 危機事象発生県以外の県は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生県の広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となって行う県（以下「応援幹事県」という。）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

2 各県は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部局を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（自主的応援出動）

第3条 震度6以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県以外の県は、危機事象発生県からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置をとるものとする。

（情報の共有）

第4条 四国4県は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目及び数量、救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

（広域応援の種類等）

第5条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 物資及び資機材の提供
- （2） 施設、設備及び機器の使用又は貸与
- （3） 職員の派遣
- （4） 試験検査等の実施その他の役務の提供
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各県は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ確かな対応に万全を期するよう努めるものとする。

3 具体的な広域応援内容等については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

（広域応援の要請の手続等）

第6条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容等については、別に定めるものとする。

(広域応援の経費の負担等)

第7条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を受けた県の負担とする。

2 広域応援を受けた県が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、広域応援を受けた県から要請があった場合には、広域応援をした県は、一時繰替え支弁するものとする。

3 第3条の自主的応援出動を行う県については、広域応援の要請があったものとみなし、自主的応援出動に要した経費の負担については前2項に準じて取り扱うものとする。ただし、危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費は、広域応援を行う県の負担とする。

(物資等の携行)

第8条 広域応援をする県は、危機事象発生県の要請又は第3条の自主的応援出動により職員の派遣をする場合には、派遣職員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換等)

第9条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年4月1日現在の地域防災計画、国民保護計画、危機事象ごとの担当部局一覧その他広域応援活動に必要な資料を相互に交換するものとする。

(訓練)

第10条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議が必要なものが生じた場合には、その都度四国4県が協議して定めるものとする。

(施行)

第12条 この協定は、平成19年2月5日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成19年2月5日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

香川県知事 真 鍋 武 紀

愛媛県知事 加 戸 守 行

高知県知事 橋 本 大 二 郎

危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広域応援の要請及び実施の手続等)

第2条 広域応援の要請及び実施の手続等については、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定に基づく支援・受援マニュアル」（平成27年11月策定）に定めるところによる。

(広域応援の経費の負担等)

第3条 広域応援に要する経費の負担等については、協定第7条に定めるところによるほか、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における広域応援に要する経費については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第165条に定めるところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定による職員の派遣の経費の負担等については、同法に定めるところによる。

(資料の内容等)

第4条 協定第9条に定める広域応援活動に必要な資料のうち、災害応急活動に必要な資料については、次のとおりとし、その内容に重要な変更があったときは、その都度その内容を通知するものとする。

- (1) ヘリポート等の所在地及び位置図
- (2) 食料及び生活必需品の備蓄状況
- (3) 備蓄倉庫の所在地
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(訓練)

第5条 協定第10条の規定による応急対策等に関する訓練を実施するに当たっては、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、この実施細目に定める広域応援要請等の演習を盛り込むよう努めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項については、四国4県が協議して別に定める。

附 則

- 1 この実施細目は、平成27年11月25日から施行する。
- 2 平成19年2月5日に締結した「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目」は、これを廃止する。

この実施細目を締結したことを証するため、本書4通を作成し、各県の危機管理を統括する職の者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年11月25日

徳島県危機管理部長	黒石 康 夫
香川県危機管理総局長	泉 川 雅 俊
愛媛県防災安全統括部長	岡 田 清 隆
高知県危機管理部長	野々村 毅

応援経費の負担等基準

1 職員の派遣に要する経費の負担等

協定第5条第1項第3号の規定による職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- ア 応援を受けた県が負担する経費の額は、応援を行う県が定める規定により算出した当該職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- イ 職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた県の負担とする。
- ウ 職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務に従事中に生じたものについては応援を受けた県が、応援を受けた県への往復の途中において生じたものについては応援をした県が賠償責任を負う。
- エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた県及び応援をした県が協議して定める。

2 経費の一時繰替え支弁等

- (1) 応援をした県は、協定第7条第2項の規定により応援に要する経費を一時繰替え支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた県に請求する。

応援の区分	経費
第5条第1項第1号の物資の提供に係るもの	購入費及び輸送料
第5条第1項第1号の資機材の提供に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、破損費及び故障が生じた場合の修理費
第5条第1項第2号の施設の使用に係るもの	借上料
第5条第1項第2号の設備及び機器の使用又は貸与に係るもの	輸送費及び故障が生じた場合の修理費
第5条第1項第3号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第5条第1項第4号の試験検査等の実施に係るもの	実施に要した経費
第5条第1項第5号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援した県の知事名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた県の知事に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、応援を受けた県及び応援をした県が協議して定める。

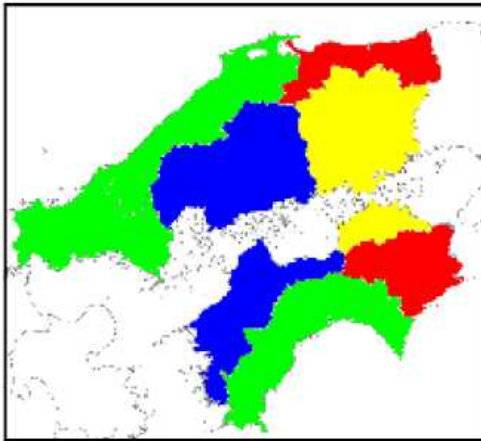
2-5 大規模広域的災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県は、東海・東南海・南海地震などの大規模広域的災害に備え、被災県に対して、効果的な支援活動が行われるよう連携を密にするため、「カウンターパートによる相互支援」並びに「中国・四国各ブロックにおける広域支援本部の設置」について、次のとおり合意する。

第1 カウンターパートによる相互支援

- (1) 中国・四国に甚大な被害を及ぼす大規模広域的災害が発生した場合、被災県の支援ニーズを迅速かつ的確に把握し、速やかに対応するため、予め各県をグループ化し、グループ内の県が被災した際には、直ちに支援するカウンターパートによる相互支援体制を整備する。

【カウンターパートの各グループ】



	構成県
グループ1 (赤色)	鳥取県、徳島県
グループ2 (黄色)	岡山県、香川県
グループ3 (青色)	広島県、愛媛県
グループ4 (緑色)	島根県、山口県、高知県

- (2) グループ内の各県は、カウンターパートによる支援が円滑に行われるよう、平時から防災担当職員の相互交流に努め、効果的な支援活動の実現に努めるものとする。

第2 中国・四国各ブロックにおける「広域支援本部」の設置

- (1) 被災県の被災状況に応じた、よりの確な被災地支援を行うため、中国地方知事会の会長県及び、四国知事会の常任世話人県に「広域支援本部」を設置する。
- (2) 「広域支援本部」は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災地支援に係る包括的な応援調整を実施する。

以上のとおり合意したことを証するため、この基本合意書9通を作成し、各自署名の上、1通を保有する。

平成23年11月21日

鳥取県	鳥取県知事	平井 伸治
島根県	島根県知事	溝口善兵衛
岡山県	岡山県知事	石井 正弘
広島県	広島県知事	湯崎 英彦
山口県	山口県知事	二井 関成
徳島県	徳島県知事	飯泉 嘉門
香川県	香川県知事	浜田 恵造
愛媛県	愛媛県知事	中村 時広
高知県	高知県知事	尾崎 正直

2-6 防災相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岡山県（以下「甲」という。）と香川県（以下「乙」という。）との間で、特殊災害の発生または発生のおそれのある場合に対処するため、災害対策基本法第74条の規定に基づき相互の迅速かつ適切な通報、連絡および相互応援体制について定め、もって特殊災害の被害を最小限に止めることおよび発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 特殊災害とは、石油コンビナート地帯における油火災、備讃瀬戸海域におけるタンカー事故による油の漏洩等の広域かつ大規模な災害をいう。

(通報および連絡)

第3条 甲または乙は、それぞれの行政区域内に特殊災害が発生し、または発生のおそれのある場合は、それぞれ相手方に対しすみやかに状況を通報するとともに相互に連絡するものとする。

(応援要請)

第4条 甲または乙は、それぞれの行政区域内に特殊災害が発生した場合および発生のおそれのある場合で、被害を最小限に防止するため必要があると認めるときは、それぞれ相手方に対して応援を要請することができる。

(応援事項)

第5条 前条の応援要請事項は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況および応急措置等に関する情報資料の提供
- (2) 流出油処理剤、化学消火剤およびオイルフェンス等必要資機材の援助
- (3) 職種別に必要な人員の派遣
- (4) 前各号に定めるもののほか必要と認める事項

(費用負担)

第6条 応援に要した費用は、受援者の負担とする。ただし、特に必要がある場合には、甲および乙が協議して定めることができる。

(連絡協議会)

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

昭和48年5月10日

甲	岡山県	
	岡山県知事	長野士郎
乙	香川県	
	香川県知事	金子正則

2-7 災害時の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、災害を受けた市町(以下「被災市町」という。)が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、香川県内の市町(以下「市町」という。)及び香川県(以下「県」という。)が相互に連携・協力することを目的とし、このための必要な事項を定める。

(応援の対象項目)

第2条 この協定による応援の対象項目は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 食料、飲料水などの生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- ③ 救援活動に必要な車両等の提供
- ④ 応急復旧等に必要な職員の派遣
- ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供(ホテル、旅館などへの受入を含む。)
- ⑥ 被災した児童生徒の一時受入
- ⑦ 被災市町に代行しての情報の発信
- ⑧ 遺体処理(火葬等)に関する協力
- ⑨ その他被災市町から特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災市町は、他の市町に応援を要請する際には、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、防災行政無線等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況
 - ② 応援を求める項目(物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など)
 - ③ 応援を求める期間、場所
 - ④ その他必要な事項
- 2 被災市町は、前項の規定により個別の市町に要請するいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、県に対して他の市町への応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、県は速やかに市町と調整を行うものとする。
- 3 前2項の規定により被災市町の応援を要請された市町は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。
- 4 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。
この場合、第1項の要請があったものとみなす。
- 5 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町は、応援の内容を要請した被災市町及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに防災行政無線等により被災市町及び県に連絡する。

- 2 前項本文の規定は、前条第2項の規定により要請を受けた場合について準用する。

(応援の調整等に関する会議の開催)

第5条 応援の調整等の際し必要がある場合は、知事は、各市町長を招集しこれに関する会議を開催することができるものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 被災市町において費用を支弁するいとまがない等止むを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(香川県防災対策基本条例との関係)

第7条 この協定は、香川県防災対策基本条例（平成18年条例第57号。以下「条例」という。）

第34条第1項の規定によるものとする。

2 県は、この協定に定めるもののほか、条例第45条の規定により、速やかに市町からの応援の要請に応ずるものとする。

(補則)

第8条 この協定は、香川県消防相互応援協定のほか、災害時の市町間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町及び県が協議の上別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を18通作成し、各自1通を保有する。

平成23年11月22日

8市長、9町長、知事

2-8 香川県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害等」とは、大規模災害、風水害及びその他の突発的災害並びに救急車による搬送及び救助隊の出動を必要とする事故等で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 普通応援

市町等が当該市町等の区域外において、当該市町等に接する地域及び当該地域周辺部で災害等が発生した場合に、発生地の子町等の長（以下「受援側の長」という。）の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

市町等が当該市町等の区域外において災害等が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして受援側の市町等の長（以下「受援側の長」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量

(4) 応援隊の集結場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、受援側は直ちに受援側に口頭等で連絡するものとする。

3 特別応援を要請した受援側の長は、事後、速やかに第1項各号の事項を明記した文書（別紙様式1）を受援側の長に提出するものとし、また、受援側の長は、応援活動状況（別紙様式2）を受援側の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた受援側の長は、当該管轄区域内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 受援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、到着予定時刻及び出動人員並びに機械器具及び消火薬剤等の種別数量を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援側の長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ受援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援側の長が受援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接受援隊の隊員に対して行うことができる。

(応援隊の報告)

第9条 受援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

る。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職団員の手当等に関する費用は、原則として応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、特別な事情等により必要な事項が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、協定者が協議のうえ行うものとする。

(委任)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町等の消防長等が協議のうえ定める。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年12月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和61年12月1日

5市長、38町長、6事務組合管理者

2-9 香川県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が災害等による被害を最小限に防止するため、香川県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害等とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急業務及び救急業務を必要とする事故等をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害等が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要と判断する場合には、香川県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防衛活動

2 応援要請は、香川県総務部消防防災課防災航空担当（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害等の種類
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害等発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により消防活動を応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長（消防本部を置かない町にあっては当該町長）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から隊員を派遣している市町等の長に対し、香川県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、香川県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、香川県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、香川県及び市町等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成6年4月1日

県知事、5市長、38町長、6事務組合管理者

2-10 消防・防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県において、消防・防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(連絡及び調整)

第2条 各県は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールの調整に努める。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、各県が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務のため出動できない場合で、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる場合を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた県は、所掌事務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、各県の保有するヘリの出動にあたっては、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第1項による応援活動があったものとみなす。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請に係る手続きは、電話又はファクシミリにより次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量等
- (7) その他必要な事項

2 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害における広域航空消防応援実施細目に定める各県の「連絡・要請窓口の名称」とする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長は要請側に連絡のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに到着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まったものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のため出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長な定める現場の

最高指揮者が行うものとする。

- 2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、ヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の経常経費は、応援側の負担とする。

- 2 応援中に発生した事故に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補償費
- (2) ヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

- 3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

- 4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(情報交換)

第11条 各県は、相互に臨時離着陸場等に関する情報交換等を行い、応援出動が円滑に行うことができるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が発生したときは、各県が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成12年3月27日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印して、それぞれ1通保有する。

平成12年3月27日

徳島県代表者	徳島県知事	圓 藤 寿 穂
香川県代表者	香川県知事	真 鍋 武 紀
愛媛県代表者	愛媛県知事	加 戸 守 行
高知県代表者	高知県知事	橋 本 大 二 郎

2-1-1 岡山県・香川県消防防災ヘリコプター相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岡山県及び香川県において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、両県がそれぞれ保有するヘリが耐空検査、整備等により運航不能の場合又は他の用務のために出動できない場合において、応援を要する県（以下「要請側」という。）が、ヘリの出動を必要とした場合に行うことができるものとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救61号消防庁次長通知）の対象となるヘリの出動事案が発生した場合を除く。

(応援)

第3条 前条の応援要請を受けた県（以下「応援側」という。）は、所掌業務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き、応援に努めるものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 要請側は、次の事項を明らかにし、ファクシミリ等を用いて応援を要請するものとする。

- (1) 応援活動の種別及び応援活動の内容
- (2) 応援を要する理由
- (3) 発生の日時、場所等
- (4) 現場の最高指揮者の所属・職・氏名及び現場との連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリの離着陸場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

(応援活動の中断)

第5条 応援側は、応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、要請側と協議の上、応援活動を中断することができる。

(応援活動の始期及び終期)

第6条 この協定に基づく応援活動は、応援要請を受けてヘリが応援側の基地を出発したときから始まり、応援側の基地に帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリが基地以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援活動は始まるものとする。

2 前条の規定により、応援活動を中断し、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援活動は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第7条 応援のために出動したヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の定める現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨を最高指揮者に通告するものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、応援活動に当たっては前項の現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する隊員の手当、旅費、ヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）、消耗品費等の通常経費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補修費

(2) 出動したヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷を伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 第1項及び第2項に定めるもの以外に要した経費の負担については、両県でその都度協議し、定めるものとする。

(連絡調整)

第9条 両県は、応援を円滑に行うことができるよう、次に掲げる事項について、あらかじめ連絡調整するものとする。

(1) ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離着陸場

(2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法

(3) ヘリの諸元及び性能

(4) 消火及び救急活動用資機材等の補給体制

(5) ヘリの整備、修理等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前

連絡

(耐空検査等の調整)

第10条 両県は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整するよう努めるものとする。

(訓練の参加)

第11条 両県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度両県協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、各自1通を保有する。

平成23年8月30日

岡山県

岡山県知事 石井 正弘

香川県

香川県知事 浜田 恵造

2-12 災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書

香川県知事（以下「知事」という。）と陸上自衛隊第14旅団長（以下「旅団長」という。）との間に、災害派遣に関し、その要請の適正と円滑な運営を期するため、この協定を締結するものとする。

（自衛隊の任務の周知徹底）

第1条 知事は、自衛隊の実施する災害派遣の目的及び精神を平時から関係公共機関に周知徹底し、災害派遣要請の適正を期するものとする。

（平時における連携）

第2条 知事及び旅団長は、平素から災害派遣に係わる連絡及び調整を緊密に行うものとする。

2 知事は、災害に関し、資料を提供するとともに、自衛隊が行う情報収集活動に対して、積極的な援助を行うものとする。

（知事が行う訓練の支援）

第3条 旅団長は、知事が実施する災害救助演習及び水防演習には、業務に支障のない限り部隊等を参加させこれを支援する。この場合、知事は、あらかじめ当該演習の計画を通報するとともに、必要とする参加部隊の人員、装備等を旅団長に要請するものとする。

2 知事は、各市町長が計画する防災演習等について、自衛隊の支援を必要とする場合は、あらかじめ当該市町長と調整の上、前項に基づいて要請するものとする。

（災害発生が予想される場合の連絡）

第4条 知事は、自衛隊の災害派遣を要する災害の発生が予想される場合は、速やかに旅団長にその状況及び今後の見通し等を通報するものとする。

2 旅団長は、前項の通報に基づき、所要に応じ連絡班を派遣する等の措置を講ずるものとする。

3 旅団長が連絡班を県庁に派遣した場合、知事は、連絡所開設場所に必要な施設及び電話機等を提供する等所要の支援を行うものとする。

（偵察者の派遣）

第5条 災害の発生が予想され、又は発生し、旅団長が現地に偵察者を派遣する場合は、知事は必要に応じ、関係職員を当該偵察班と同行又は追及させて、現地関係者との連絡調整に当たらせるものとする。

（現地責任者の指定等）

第6条 知事及び旅団長は、災害の救援に関し、現地における責任者を指定し、相互の連絡調整に当たらせるものとする。

（合同連絡所等の設置）

第7条 災害の規模、様相等によって必要がある場合、双方協議の上、現地に合同連絡所を設置し、業務の円滑、効果的な実施を図るものとする。

2 合同連絡所等に必要な施設等は、知事が準備するものとする。

（救援資材の集積、使用及び補償等の責任）

第8条 災害救援のため使用する資材は、知事が準備集積したものを使用するものとする。このため知事は、地区ごとの資材等の集積を計画しておくものとする。

2 災害派遣に当たり、知事が準備集積した救援資材の使用に伴う補償等は知事が負担するものとする。

（経費の負担）

第9条 災害派遣部隊が救援に伴い、関係公共機関及び民間の施設等を使用する場合の経費負担区分は、次のとおりとする。

(1) 知事の負担するもの

施設の借上料及び損料、電気料（施設費を含む。）、水道料、電話料、入浴料、汲取料等
(2) 上記以外の経費の負担については、その都度協議する。

（救援物資の無償貸付又は譲与）

第10条 防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等については、防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）による。ただし、譲与は県、市町その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命、身体が危険であると認められる場合に限る。

（災害派遣の要請様式及び通信）

第11条 災害派遣の要請様式及び通信は、別紙第1及び第2による。

平成18年4月27日

香川県知事

陸上自衛隊第14旅団
旅 団 長

災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書

平成18年4月27日に締結した「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」（以下「災害派遣に関する協定」という。）の一部を改正する協定を締結する。

平成19年1月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

陸上自衛隊第14旅団長
陸 将 補 笠 原 直 樹

災害派遣に関する協定の一部を次のように改正する。

第10条中 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等については、
防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和
33年総理府令第1号）」を「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲
与等については、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（平成19年1
月4日内閣府令第2号）」に改正する。

附 則

この協定は、平成19年1月9日から実施する。

2-13 災害時における放送要請に関する協定

第1 香川県知事（以下「知事」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、日本放送協会高松放送局（以下「NHK」という。）に放送を求めるときは、本協定に定めるところによるものとする。

第2 知事は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、NHKに対し放送を行うことを求めることができる。

第3 知事は、NHKに対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び送信系統
- (4) その他必要な事項

第4 NHKは、知事から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し放送するものとする。

第5 第3に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑化を図るため、香川県総務部消防防災課長及びNHK放送部長を連絡責任者とする。

第6 この協定の実施に関し必要な事項は、知事及びNHKが協議して定めるものとする。

第7 この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

この協定は、昭和52年5月30日から施行する。

昭和52年5月30日

香川県知事 前 川 忠 夫

日本放送協会高松放送局長

村 井 慶三郎

【同一内容の協定を締結】

昭和52年5月30日	西日本放送株式会社、株式会社瀬戸内海放送
昭和60年12月1日	山陽放送株式会社
昭和61年12月1日	岡山放送株式会社
昭和63年4月1日	株式会社エフエム香川
昭和63年9月1日	テレビせとうち株式会社

2-14 緊急警戒放送システムによる放送要請に関する覚書

香川県知事（以下「知事」という。）と日本放送協会高松放送局（以下「NHK」という。）は、昭和52年5月30日付で締結した災害時における放送要請に関する協定（以下「協定」という。）第6に基づき、緊急警報放送システムによる放送要請に関し、次のとおり覚書を交換する。

- 1 知事は、協定第2により放送要請しようとするときは、別紙様式により行うものとする。
- 2 前項の別紙様式の送付は、事前の電話連絡の後、ただちに日本電信電話株式会社の電話回線を利用したファクシミリによって行うものとする。
- 3 知事は、市町長のNHKに対する放送要請については、窓口になるものとする。この場合、知事は第1項及び第2項の規定の例によりNHKに連絡するものとする。
- 4 前項の規定に拘らず、市町長が事態が急迫していると判断した場合及び知事への連絡が困難な場合においては、市町長は直接NHKに対し放送要請をするものとする。この場合、知事は、市町長から連絡が入り次第、第2項の例による日本電信電話株式会社の電話回線を利用したファクシミリによりNHKに連絡することとする。

この覚書の交換を証するため、この覚書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

昭和61年9月26日

香川県知事 平井城一

日本放送協会高松放送局長
閑谷雅行

別記様式

受信者

(所属)

(氏名)

発信者(コード番号37□□□□)

(所属)

(氏名)

件名 「災害対策基本法第57条に基づく放送要請について」

年 月 日 時 分

災害対策本部
危機管理課

発第 号

1 放送要請の理由

- a 避難指示、警報等の周知徹底をを図るため。
- b 災害時の混乱を防止するため。
- c (市・町) から要請があったため。
- d その他 ()

2 放送事項 (別紙のとおり)

3 希望する放送日時及び送信系統

- a 日 時
 - (1) 直ちに。
 - (2) 日 時 ()
- b 送信系統については、緊急警報放送システムによる。

4 その他

貴職におかれましては放送日時等について、速やかに下記あてご連絡ください。

連絡先

(無線)

(有線)

別 紙

放送事項

- 1 (市長、町長、香川県知事) から 日 時 分に 地区の住民
に避難の (勧告、指示) がされました。
- 2 (による、からの) 大雨により (川、池、ダム) の 地区の (水
位が警戒水位を超え洪水のおそれがありますので、堤防の欠壊するおそれがありますので)
- 3 (による、からの) 大雨により で、(地すべり、土砂崩れ、土石流) のおそ
れがありますので
- 4 地震により で (地すべり、土砂崩れ、津波) のおそれがありますので
- 5
- 6 地区の住民は へ、 地区の住民は へ
- 7 地区の住民は、お近くの学校、公民館等の避難所へ
- 8 (早めに、至急) 避難してください。
- 9 なお、 は (危険、通行止め) でありますので、 へ迂回してください。
- 10 なお、 には (市職員、町職員、消防職団員、警察官、県職員、海上保安官) の指示に
従ってください。

※ 放送要請文については、上記数字に○を付け、 上に語句を挿入すること。

2-15 避難情報の伝達に関する申し合わせ

平成 18 年 4 月 28 日施行

香川県並びに県内の市町及び放送事業者（別紙「避難情報伝達機関一覧」のとおり）は、災害時の避難情報の伝達について、次のとおり、申し合わせるものとする。

1. 申し合わせの対象とする情報の種類は、災害対策基本法に基づいて市町長が発表する避難指示及び避難勧告並びに、住民に避難の準備を呼びかけることなどを目的に市町長が発表する避難準備情報とする。
2. 上記「1」の情報の内容は次のとおりとする。
 - ① 避難指示、避難勧告、避難準備情報の発表又は解除に関すること。
 - ② 上記①についての、発表又は解除の時間、発表の対象地域及び避難場所
3. 上記「2」の情報について、市町は別に定める様式により、県及び放送事業者に対して有線電話ファックス又は防災行政無線のファックスにより送信する。
4. 放送事業者は、上記「3」の送信を受信した場合、自主的な判断のもと、住民の生命や安全の保護に資するため、放送を通じて避難情報を住民に伝達することとする。
5. 避難情報の伝達をより適切に行う手段等について、県、市町、放送事業者は、それぞれの役割に応じて検討し、適宜、関係者で協議することとする。

「以上」

【県、17 市町、放送事業者（NHK 高松放送局、西日本放送㈱、㈱瀬戸内海放送、山陽放送㈱四国支社、岡山放送㈱四国支社、テレビせとうち㈱四国支社、㈱エフエム香川）との間の申し合わせ】

(様式)

避難情報発表状況連絡票

送信日時 年 月 日 時 分

各放送事業者 }
香川県防災局 }あて

市町名
担当者 所属
氏名
電話

対象地域	左の世帯数	避難場所	避難準備情報		避難勧告		避難指示		摘 要
			発表	解除	発表	解除	発表	解除	

- ※ それぞれの情報について、「発表」及び「解除」の欄には、次の例のように日時を記入すること。【例 (9月12日午後8時15分の場合) : 9/12, 20:15】
- ※ 変更があるたびに作成・送信すること。
- ※ すべての情報について「解除」の時間が記入されるまで作成・送信すること。
- ※ 「対象地域」の欄には複数の地域名を記入しないこと。
- ※ 通常読みにくい地名の場合は、振り仮名を付すこと。
- ※ 「避難準備情報」から「避難勧告」へ、「避難勧告」から「避難指示」へなどと続けて変更する場合は、元の情報の解除時間と次の情報の発表時間を同時刻として記入すること。
- ※ 「避難準備情報」から「避難勧告」に変更した後、「避難準備情報」にレベルダウンするなどの場合は、行を変えて記載したうへ「摘要欄」にその旨明示するなどによること。
- ※ 発表の理由を「摘要」欄に記入すること。(例：〇〇川堤防決壊のおそれ)
- ※ 記載内容を修正する場合は、修正後も修正前の記載が分かるよう見え消し修正すること。
- ※ 用紙が複数になる場合は、右下欄外にページ番号を付すこと。(例：1/3, 2/3, 3/3)

2-16 災害時における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県知事（以下「甲」という。）が香川県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、香川県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲又は香川県公安委員会（以下「乙」という。）と株式会社朝日新聞高松支局（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、香川県生活環境部消防防災課長、香川県警察本部交通部交通規制課長及び株式会社朝日新聞高松支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月26日

(甲) 香川県知事 平井城一

(乙) 香川県公安委員長 松本恭輔

(丙) 株式会社朝日新聞高松支局長 川西邦広

【同時に同一内容の協定を締結】

(株)愛媛新聞社高松支社、(一社)共同通信社高松支局、(株)高知新聞社高松支社、(株)産業経済新聞社高松支局、(株)山陽新聞高松支社、(株)時事通信社高松支局、(一社)徳島新聞社高松支社、(株)日刊工業新聞社高松支局、(株)日本経済新聞社高松支局、(株)毎日新聞社高松支局、(株)読売新聞大阪本社高松総局

2-17 大規模災害時における通信手段の確保及び提供に関する協定

香川県（以下「甲」という。）とソフトバンクモバイル株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法で規定する災害、武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等、その他の重大な事件・事故等により、香川県内で大規模な通信の途絶等が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）において、甲が応急対応のため必要とする被災地との通信手段の確保及び避難所等における避難住民等への通信手段の提供を目的とする。

（通信手段の確保）

第2条 乙は、第1条の通信手段を確保するため、甲の要請に基づき、甲が設置する災害対策本部等に社員を派遣し、甲と協議のうえ、次の措置を講じるものとする。

- （1） 甲が応急対応のため必要とする通信手段の確保について関係法令を踏まえた優先的な対応
- （2） 甲及び甲の通信相手先への衛星携帯電話や携帯電話の無償貸与及び貸与期間中の通信料金の無料扱い
- （3） 甲及び甲の通信相手先の施設への移動基地局車や移動電源車等の災害対策機器の投入、及び当該施設周辺の被災した携帯基地局設備や伝送路の応急復旧

（通信復旧作業の支援）

第3条 甲は、乙が前条第3号の復旧作業を実施する場合、乙に対し、次の支援を行うものとする。

- （1） 復旧作業を実施する場所への通行路の確保に関する関係機関との調整
- （2） 復旧作業に必要な資材置場等の確保に関する関係機関との調整
- （3） 復旧作業に必要な電気、伝送路、電柱の復旧に関する関係機関との調整
- （4） 移動電源車の発電用燃料等の調達に困難な場合における燃料調達に関する関係機関との調整

（避難所等における通信手段の提供）

第4条 乙は、第1条の避難所等における避難住民等への通信手段の提供として、甲と協議のうえ、乙の業務に支障のない範囲内で、必要な措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じたことにより生じる費用は、乙の通常業務の範囲内と認められる部分を除き、甲の負担とする。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、平時より、甲が実施する総合防災訓練等において、本協定書に基づく大規模災害時等を想定した通信手段の確保に係る訓練を実施し、実効性の向上に努めるものとする。

（協議）

第6条 本協定書の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

（協定の有効期間）

第7条 本協定書の有効期間は、締結日より平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1

か月前までに、甲または乙から内容の変更または継続しない旨の申し出がないときは、同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年3月4日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
知事 浜田 恵造

乙 東京都港区東新橋1-9-1
ソフトバンクモバイル株式会社
代表取締役社長 孫 正義

2-18 大規模災害時における通信手段の確保及び提供に関する協定

香川県（以下「甲」という。）とKDD I株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法で規定する災害、武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等、その他の重大な事件・事故等により、香川県内で大規模な通信の途絶等が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）において、甲が応急対応のため必要とする被災地との通信手段の確保及び避難所等における避難住民等への通信手段の提供を目的とする。

（通信手段の確保）

第2条 乙は、第1条の目的を確保するため、甲の要請に基づき、甲と協議のうえ、乙の業務に支障のない範囲内で、次の措置を講じるものとする。

- （1） 甲が応急対応のため必要とする通信手段の確保について関係法令を踏まえた優先的な対応
- （2） 乙は、甲に対し、可能な範囲において、衛星携帯電話や携帯電話を提供
- （3） 乙は、甲の要請先に対し、可能な範囲において、移動基地局車や移動電源車等の災害対策機器の投入、及び当該施設周辺の被災した携帯基地局設備や伝送路の応急復旧

（通信復旧作業の支援）

第3条 甲は、乙が前条第3号の復旧作業を実施する場合、乙に対し、次の支援を行うものとする。

- （1） 復旧作業を実施する場所への通路の確保に関する関係機関との調整
- （2） 復旧作業に必要な資材置場等の確保に関する関係機関との調整
- （3） 復旧作業に必要な電気、伝送路、電柱の復旧に関する関係機関との調整
- （4） 移動電源車の発電用燃料等の調達が困難な場合における燃料調達に関する関係機関との調整

（避難所等における通信手段の提供）

第4条 乙は、第1条の避難所等における避難住民等への通信手段の提供として、甲と協議のうえ、乙の業務に支障のない範囲内で、必要な措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じたことにより生じる費用は、乙の通常業務の範囲内と認められる部分を除き、甲の負担とする。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、平時より、甲が実施する総合防災訓練等において、本協定書に基づく大規模災害時等を想定した通信手段の確保に係る訓練を実施し、実効性の向上に努めるものとする。

（協議）

第6条 本協定書の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

（協定の有効期間）

第7条 本協定書の有効期間は、締結日より平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙から内容の変更または継続しない旨の申し出がないときは、同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成26年3月24日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香 川 県
知 事

乙 香川県高松市番町一丁目六番八号
KDDI株式会社
理事 四国総支社長

2-19 大規模災害時における通信手段の確保及び提供に関する協定

香川県（以下「甲」という。）と楽天モバイル株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法で規定する災害、その他の重大な事件・事故等により、香川県内で大規模な通信の途絶等が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）において、甲が応急対応のため必要とする被災地との通信手段の確保及び避難所等における避難住民等への通信手段の提供を目的とする。

（通信手段の確保）

第2条 乙は、第1条の通信手段を確保するため、甲の要請に基づき、甲が設置する災害対策本部等に社員を派遣し、甲と協議のうえ、次の措置を講じるものとする。

- （1） 甲が応急対応のため必要とする通信手段の確保について関係法令を踏まえた優先的な対応
- （2） 甲及び甲の通信相手先への衛星携帯電話や携帯電話の無償貸与及び貸与期間中の通信料金の無料扱い
- （3） 甲及び甲の通信相手先の施設への移動基地局車や移動電源車等の災害対策機器の投入、及び当該施設周辺の被災した携帯基地局設備や伝送路の応急復旧

（通信復旧作業の支援）

第3条 甲は、乙が前条第3号の復旧作業を実施する場合、乙に対し、次の支援を行うものとする。

- （1） 復旧作業を実施する場所への通行路の確保に関する関係機関との調整
- （2） 復旧作業に必要な資材置場等の確保に関する関係機関との調整
- （3） 復旧作業に必要な電気、伝送路、電柱の復旧に関する関係機関との調整
- （4） 移動電源車の発電用燃料等の調達が困難な場合における燃料調達に関する関係機関との調整

（避難所等における通信手段の提供）

第4条 乙は、第1条の避難所等における避難住民等への通信手段の提供として、甲と協議のうえ、乙の業務に支障のない範囲内で、必要な措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じたことにより生じる費用は、乙の通常業務の範囲内と認められる部分を除き、甲の負担とする。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、平時より、甲が実施する総合防災訓練等において、本協定書に基づく大規模災害時等を想定した通信手段の確保に係る訓練を実施し、実効性の向上に努めるものとする。

（協議）

第6条 本協定書の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

（協定の有効期間）

第7条 本協定書の有効期間は、締結日より令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か

月前までに、甲または乙から内容の変更または継続しない旨の申し出がないときは、同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年5月20日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
知事 浜田 恵造

乙 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天クリムゾンハウス
楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介

2-20 災害時における電気通信設備の復旧及び通信手段確保に関する協定

香川県（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社 香川支店（以下「乙」という。）及び株式会社NTTドコモ 四国支社（以下「丙」という。）は、地震、津波、台風、豪雨、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に伴う広範囲の長時間通信障害（以下「大規模通信障害」という。）が発生した場合において、電気通信設備の復旧及び通信手段の確保に係る相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模通信障害が発生した時に、甲、乙及び丙が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、それぞれがもつ資源を効果的に投入することにより、迅速かつ円滑な電気通信設備の保安・復旧（以下「復旧作業」という。）及び甲が応急対応のため必要とする被災地との通信手段の確保等を目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲、乙及び丙は、大規模通信障害が発生した時又は発生するおそれがある場合は、復旧作業の連携等のための連絡体制を確立するとともに、災害等の情報を互いに提供し、共有するものとする。

（電気通信設備の復旧）

第3条 乙及び丙は、大規模通信障害が発生した時は、乙及び丙の電気通信サービス管轄区域内における被害状況の総合的な判断に基づき、甲と調整のうえ、医療救護活動を実施する災害拠点病院等の医療機関、災害復旧対応の中核となる官公署等への復旧作業を可能な限り優先して実施するものとする。

（通信手段の確保）

第4条 乙及び丙は、甲の要請に基づき、甲と協議のうえ、業務に支障のない範囲内で、次の措置を講じるものとする。

- （1）甲が応急対応のため必要とする通信手段の確保について関係法令を踏まえた優先的な対応
- （2）衛星携帯電話や携帯電話の無償貸与
- （3）甲の要請先に対する移動基地局車や移動電源車等の災害対策機器の投入、及び当該施設周辺の被災した携帯基地局設備や伝送路の応急復旧

（道路啓開）

第5条 甲は、甲が管理する道路が災害等により使用不能となり、乙及び丙の復旧作業に支障を来すこととなった時は、迅速な啓開に努めるものとする。

2 乙及び丙は、迅速な道路啓開のため甲から協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、復旧作業の支障となる樹木・土砂などの障害物の除去作業に協力するものとする。

（早期復旧のための協力）

第6条 乙及び丙は、迅速な復旧作業のために必要と認められる時は、甲に対して、次の協力を要請できるものとする。

- （1）復旧作業の支援
- （2）復旧作業の支障となる樹木・土砂などの障害物の除去作業
- （3）復旧作業に必要な拠点、資材置場、駐車場及びヘリポート等の確保
- （4）復旧作業車の燃料調達の支援

2 甲は、甲が管理する道路等の復旧のために必要と認められるときは、乙及び丙に対して、復旧の妨げとなる倒壊した電柱などの通信設備の除去を要請する。乙及び丙は自ら除去することが困難な場合、技術員を派遣したうえで、甲へ除去の実施を要請するものとする。

3 甲は、前々項及び前項の要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、協力をするものとする。

（道路等の使用）

第7条 甲は、乙及び丙が復旧作業のため、甲の管理する道路等の土地に、仮設電柱や通信ケーブル等

を設置する必要が生じた場合は、これに協力するものとする。

2 災害復旧活動の進捗により仮設電柱等が災害復旧活動の支障又は不要となった時は、遅滞なく、乙及び丙の負担により移設又は原状に復するものとする。

(費用の負担)

第8条 この協定に基づき、協力に要した費用の負担については、甲、乙及び丙協議のうえ決定するものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に報告するものとする。

2 甲、乙及び丙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和3年3月4日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市観光通1丁目8番地2
西日本電信電話株式会社 香川支店
支店長 北口 哲也

丙 香川県高松市天神前9番1号
株式会社NTTドコモ
執行役員 四国支社長 三ヶ尻 哲也

2-2-1 かがわ減災プロジェクトに関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と株式会社ウェザーニューズ（以下「乙」という。）は、県民や県内市町等との連携によって、被害レポート等の災害関連情報を円滑に集約、その情報を県民に公表・共有することにより、県民等の災害対応及び減災対策を支援することでの災害被害の軽減を図る事業を「かがわ減災プロジェクト」（以下「減災プロジェクト」という。）と位置付け、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携・協力により、かがわ減災プロジェクトを円滑に実施していくことを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 連携・協力の内容は、次のとおりとする。

（1）甲及び県民等が被害レポート等の災害関連情報を共有・利活用するためのウェブサイトの構築、管理及び運用

（2）その他前号に規定する事項の推進に当たり必要な事項

（役割分担）

第3条 甲及び乙は、次のとおり役割を分担して減災プロジェクトを進めるものとする。

（1）甲の役割

ア 県民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報

イ 甲の職員及び県内市町に対する減災プロジェクトへの参加、利活用の促進

（2）乙の役割

ア 減災プロジェクトのウェブサイトの構築

イ 減災プロジェクトのウェブサイトの管理及び運用

2 前項各号に掲げる役割以外の事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲及び乙は、前条の規定に基づき分担した業務に要する費用を、各自で負担するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を行うに当たって、相手方から秘密である旨が示された情報（各種媒体によるもののほか、口頭により提供されたものを含む。）を、書面による承諾なしに、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本協定に基づく業務を行うに当たっては、個人情報保護のため、次の事項を遵守しなければならない。

（1）本協定に基づく業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせないこと

（2）本協定に基づく業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めること

（3）本協定に基づく業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要な最小限のものとし、適法かつ公正な手段により収集すること

（4）本協定に基づく業務を処理するため収集、作成した個人情報をこの業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと

（5）本協定に基づく業務を処理するため収集、作成した個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することがないように、当該個人情報の安全な管理に努めること

（6）前号の個人情報を取り扱う場所を特定し、持ち出さないこと

（7）本協定に基づく業務を処理するために、私用のパソコン等を使用しないこと

（8）本協定に基づく業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしないこと

2 本協定に基づく業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(協定の期間)

第7条 本協定の効力は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の効力の満了の日から3か月前までに甲及び乙のいずれからも終了の申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 第5条及び第6条の規定は、本協定の効力の満了後も存続するものとする。

(協定の変更・解除)

第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定を変更し、又は解除しようとする場合は、3か月の予告期間をもって相手方に文書で通知し、その同意を得るものとする。

(協議)

第9条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について定める必要がある場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月28日

甲：香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

乙：東京都港区芝三丁目1番14号

日本生命赤羽橋ビル

株式会社ウェザーニューズ

代表取締役社長 草開 千仁

2-2-2 災害に係る情報発信等に関する協定

香川県（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、香川県内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が県民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（本協定における取組）

第2条 本協定における取組の内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

（1） 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（2） 甲が、香川県内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（3） 甲が、香川県内の避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（4） 甲が、災害発生時の香川県内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（5） 甲が、香川県内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年9月6日

甲：香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 池田 豊人

乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 小 澤 隆 生

2-23 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

(目的)

第1条 香川県(以下「甲」という。)と株式会社壱番屋(以下「乙」という。)とは、地震発生時等(以下「災害時」という。)に交通が途絶したことにより、容易に帰宅することが困難となった者(以下「帰宅困難者」という。)を支援するため、帰宅支援ステーション(以下「支援ステーション」という。)の設置など帰宅困難者の支援について、必要な事項を定めるものとする。

(支援ステーションの設置)

第2条 甲は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、香川県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗(以下併せて「店舗」という。)に対し支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力をもって協定の履行を求めるものとする。この場合において、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限により店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であって、前項各号の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができるものとする。

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を店舗前面の利用者の見やすい位置に掲出するものとする。

2 乙の店舗に掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の更新方法及び供給方法については、甲乙協議の上、年1回2月1日までに決定し、配布するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 前条の「支援ステーション・ステッカー」の作成に要する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して

決定するものとする。

(適用)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年6月24日

(甲) 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県
香川県知事

(乙) 愛知県一宮市三ツ井6丁目12番23号
株式会社壺番屋
代表取締役社長 浜島俊哉

【同一内容の協定を締結】

(株)デイリーヤマザキ (株)ファミリーマート ミニストップ(株) (株)モスフードサービス (株)吉野家 (株)ローソン (株)セブン-イレブン・ジャパン

2-24 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県ホテル旅館生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における宿泊施設等の提供に関し、次のとおり協定書を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害発生時」という）において、観光を目的に香川県を訪れた旅行者等及び、県内在住で特に配慮を要する者等に対して、安全に滞在できる場所を提供し、必要な支援を行うことを目的として、甲が乙に協力を求める宿泊施設等の提供に関して、その円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、交通の途絶等により、帰宅が困難となる旅行者等（以下「帰宅困難者」）や、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害が発生した場合に、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者等（以下「要配慮者等」）を対象として、第4条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し宿泊施設等の提供を要請できるものとし、乙は、特別な理由がない限り、優先的に協力するものとする。

2 前項の要請は、業務の内容、期間等を指定して文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、甲から前項による要請があった場合は、乙の組合員への調査を行い、協力可能な宿泊施設名及び数量等を、甲に文書又は口頭で連絡するものとする。

（要配慮者等の範囲）

第3条 要配慮者等は、次のとおりとする。ただし、原則として専門的な介護が必要な者を除く。

（1）高齢者（市町が特に必要と認める場合を除き、原則として65歳以上の者に限る。）

（2）障害者（市町が特に必要と認める場合を除き、原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）

（3）乳幼児

（4）妊産婦

（5）その他集団生活等が困難な者

（6）上記（1）から（4）までと同一世帯の者及び市町が必要と認めた介護者

（協力業務）

第4条 甲が乙に協力を要請する宿泊施設等の提供に関する業務は、次のとおりとする。

（1）施設内での滞り場所（トイレ、ロビー、ホール、会議室等）の提供

（2）施設内で滞りする者への入浴や飲料、食料その他必要な物資の提供

（3）施設内で滞りする者への公共交通機関の運行情報の提供

（4）宿泊希望者への客室等（入浴、食事等含む）の提供

（5）その他甲乙が協議し、必要と認める事項

（受入方法等）

第5条 甲は、乙からの情報に基づき、被災地の市町（以下「被災市町」という。）に対し、帰宅困難者及び要配慮者等の受入先となる宿泊施設の情報等を提供するものとする。

2 要配慮者等の受入れは、災害の発生状況、被害状況等に応じて被災市町と乙の組合員とが連携して行う。

3 前項において、乙の組合員への利用申込みは、被災市町が乙の組合員の定める方法により行うものとする。

(受入期間)

第6条 帰宅困難者の受入期間は、原則として、交通が途絶した時点から、帰宅手段が確保されるまでの期間とする。

2 要配慮者等の受入期間は、原則として、災害救助法による救助基準に基づき、乙が受入可能となった日から仮設住宅が整備され、入居が完了する等宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。

(費用負担)

第7条 この協定に基づく費用については、次のとおりとする。

(1) 帰宅困難者については、原則として宿泊施設の負担とするが、提供するサービスによっては、利用者に適宜負担を求めるものとする。

(2) 要配慮者等については、甲が負担するものとし、その額は、災害発生時の直前における災害救助法施行細則（昭和39年香川県規則第9号）第4条の2に規定する範囲内において、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(取消料)

第8条 乙は、被災市町が、第5条第3項に規定する利用申し込み後に当該申込みの取消しを行った場合であっても、甲に対して取消料を請求しないものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年5月27日

甲 高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 高松市西の丸町10番15号
西の丸ビル3階
香川県ホテル旅館生活衛生同業組合
理事長 三矢 昌洋

2-25 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県石油商業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における石油類燃料の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙とが相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、甲が行う応急対策に必要な石油類燃料の供給の協力等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して、次の各号に掲げる業務を要請できるものとし、乙は特別な理由が無い限り協力するものとする。

- (1) 乙の組合員の給油所等において、災害応急対策業務にあたる甲の車輛等へ石油類燃料を優先的に供給すること
- (2) 乙の組合員の油槽所等から甲の公共施設等へ石油類燃料を運搬し優先的に供給すること
- (3) 乙の組合員の給油所を、帰宅困難者に対し、乙の可能な範囲で一時休憩所として提供すること
- (4) 乙の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た情報を提供すること

2 前項に規定する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第3条 前条第1項第1号及び第2号に規定する甲の要請により乙が供給した石油類燃料の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する石油類燃料の対価は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 前条第1項第3号及び第4号に規定する支援に要した経費は、乙が負担するものとする。

（代金の請求及び支払）

第4条 乙は、業務の終了後、前条第1項に係る費用について、甲へ請求するものとする。

2 甲は、請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災局危機管理課長、乙においては事務局長とする。

（給油所等一覧）

第6条 乙は、協定に基づいて第2条第1項各号の協力をすることができる県内の給油所等の一覧を作成し、甲に文書で報告するものとする。なお、その内容に変更が生じた場合は、その都度文書で報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年1月22日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 真鍋武紀

乙 香川県高松市天神前10番5号
香川県石油商業組合
代表理事 天野博司

2-26 災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書

香川県（以下「甲」という。）と石油連盟（以下「乙」という。）は、地震・風水害・雪害等の大規模災害時において、甲の地域に存在する重要施設に対する燃料供給について、乙の会員会社である石油元売会社（以下「会員会社」という。）から直接供給を行う必要が生じた場合、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給（以下「非定形的な燃料供給」という。）を円滑に実施する為に、対象となる重要施設に関する所要の情報を、甲・乙において平時から共有し、大規模災害時に有効に運用すべく、本覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震・風水害・雪害等の大規模災害が発生したことにより重要施設に対する燃料供給が困難な事態となり、石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「石油備蓄法」という。）第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされる等、政府が乙若しくは会員会社に対する非定形的な燃料供給要請に関与する場合において、それらの枠組みにおける甲の要請に基づく重要施設への円滑な燃料供給に資することを目的とする。

（大規模災害）

第2条 本覚書の対象とする「大規模災害」とは、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づき、経済産業大臣が災害時石油供給連携計画を実施する勧告を行う等により、政府が乙若しくは会員会社に対して非定形的な燃料供給を要請した災害をいう。

（重要施設）

第3条 本覚書の対象とする「重要施設」とは、災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、甲が別途指定して乙に提示した施設をいう。

（重要施設の設備等情報）

第4条 甲は、その指定した重要施設について、燃料供給に必要なものとして乙が定めた情報（以下「設備等情報」という。）を調査・収集して乙に提供する。甲は、乙に提供する設備等情報の正確性、最新性、網羅性の確保に努めるものとする。

（設備等情報の追加・変更）

第5条 甲は、設備等情報について追加、変更があった場合は、速やかに、前条に基づいてこれを乙に提供する。

（設備等情報の更新）

第6条 甲は、設備等情報の最新性を確保する為に、毎年度1回以上、乙に提供した設備等情報の内容を実態と突き合わせて更新を行い、更新後の設備等情報を乙に提供する。

（設備等情報の展開・共有）

第7条 乙は、甲から提供された設備等情報を、会員会社に対して提供してこれを共有し、乙及び会員会社が本覚書の趣旨に沿った大規模災害時の対応計画の策定及び大規模災害時の円滑な対応の為に利用するものとし、甲はこれに同意する。

2. 乙が、経済産業省から、政府の大規模災害時対応計画の策定及び大規模災害時の円滑な対応の為に

利用するものとして、設備等情報の提供を求められた場合に、甲はこれを経済産業省に提供することについて同意する。

(設備等情報の利用)

第8条 本覚書に基づいて提供された設備等情報は、大規模災害時に政府からの非定形的な燃料供給要請があった場合、及びそのような事態に備えるための行動計画等の立案とその実施準備及び訓練を行う場合に利用するものとし、乙及び会員会社は、第1条で定める本覚書の目的以外の用途のため、設備等情報を利用しないものとする。

(設備等情報の管理)

第9条 乙及び会員会社は、甲から提供された設備等情報の適正管理に努める。

(有効期間)

第10条 本覚書は、締結時から発効し、大規模災害時の非定形的な燃料供給について、石油備蓄法等に基づく政府関与の制度等が廃止されたときは、原則として終了する。但し、これらに代わる制度的枠組みが成立する場合には、同様の覚書を締結することを考慮する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月20日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香 川 県
香 川 県 知 事 浜 田 恵 造

乙 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
石 油 連 盟
専 務 理 事 奥 田 真 弥

2-27 災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書

香川県警察（以下「甲」という。）と香川県総合エネルギー協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の原因による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策用石油類燃料（以下「燃料」という。）の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が救助、救援等の警察活動を円滑に行うため、乙に対して燃料の優先供給に関して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、乙の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる燃料の優先供給を要請することができるものとし、乙は、特別の理由が無い限り協力するものとする。

- (1) 甲が指定する車両への燃料の優先供給
- (2) 甲が指定する施設等への燃料の優先供給

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（燃料の引渡等）

第3条 燃料の引渡しは、原則として乙が指定する場所（給油所等）において行うものとし、甲は納品を確認の上、引き取るものとする。ただし、乙が運搬可能な場合は、甲の指定する施設等に運搬するものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定により乙が供給した燃料及び運搬等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第5条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が速やかに支払うものとする。

（連絡責任者等）

第6条 甲、乙は、この協定に基づく燃料の供給を円滑に行うため、連絡責任者を指定し、相互に報告を行うものとする。

2 乙は、甲に対し、協力することができる給油所及び燃料の供給方法について文書により報告（内容に変更が生じた場合を含む。）するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年6月27日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県警察
本部長 筋 伊知朗

乙 香川県高松市天神前10番5号
香川県総合エネルギー協同組合
代表理事 天野博司

2-28 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、県有建物における電気設備の応急復旧に関して、香川県（以下「甲」という。）が香川県電気工事業工業組合（以下「乙」という。）に協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、香川県内に地震災害、風水害及びその他の災害が発生し、次に掲げる業務の協力を得る必要があるときは、乙に協力を要請することができる。

- (1) 県有建物の電気設備の応急復旧活動に関すること
- (2) 応急復旧活動中に二次災害等を発見したときは甲及び関係機関に通報すること
- (3) その他甲が特に必要と認める業務

2 甲は、前項の要請を行うときは、名称、所在地、業務の内容及びその他必要と認められる事項を「応急復旧対策業務要請書」(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後、速やかに前述の要請書を提出するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

(応急復旧作業後の引渡し)

第4条 乙は、甲の要請による電気設備が応急復旧した場合には、速やかに甲に「応急復旧対策業務完了報告書」(様式第2号)により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭により行い、その後速やかに「応急復旧対策業務完了報告書」を提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧活動に要した費用については、甲、乙協議のうえ決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においては財産経営課長とし、乙においては香川県電気工事業工業組合事務局長とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の締結の終了を通知しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年 7月28日

(甲) 高松市番町4丁目1番10号

香川県

香川県知事 浜田恵造

(乙) 高松市三名町字東原30番7号

香川県電気工事業工業組合

理事長 山下正一

2-29 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と四国電力株式会社（以下「乙」という。）及び四国電力送配電株式会社（以下「丙」という。）は、地震、津波、台風、豪雨、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に伴う広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生した場合において、電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模停電が発生した場合に、甲、乙及び丙が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、それぞれがもつ資源を効果的に投入することにより、電力供給設備等の保安・復旧（以下「復旧作業」という。）及び復旧作業の支障となる樹木・土砂などの障害物の除去等の作業（以下「除去作業」という。）を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲、乙及び丙は、大規模停電が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、復旧作業の連携等のための連絡体制を確立するとともに、災害等の情報を互いに提供し、共有するものとする。

（電力供給設備等の復旧）

第3条 乙及び丙は、大規模停電が発生した時は、丙の供給区域内における被害状況の総合的な判断に基づき、甲と調整のうえ、医療救護活動を実施する災害拠点病院等の医療機関、災害復旧対応の中核となる官公署等への復旧作業を可能な限り優先して実施するものとする。

（道路啓開）

第4条 甲は、甲が管理する道路が災害等により使用不能となり、乙又は丙の復旧作業に支障を来すこととなった時は、迅速な啓開に努めるものとする。

2 乙及び丙は、迅速な道路啓開のため甲から協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、除去作業に協力するものとする。

（早期復旧のための協力）

第5条 乙及び丙は、迅速な復旧作業のために必要と認められるときは、甲に対して、次の協力を要請できるものとする。

（1）復旧作業に必要な拠点、資材置場、駐車場及びヘリポート等としての、甲が所有する施設、駐車場等の提供

（2）その他、復旧作業および除去作業への協力

2 甲は、前項の協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において協力するものとする。

（仮設電柱等の設置）

第6条 甲は、乙又は丙が復旧作業のため、甲の管理する道路等の土地に、仮設電柱や配電線等を設置する必要が生じた場合は、これに協力するものとする。

2 災害復旧活動の進捗により仮設電柱等が災害復旧活動の支障又は不要となったときは、遅滞なく、乙又は丙の負担により移設又は原状に復するものとする。

（費用の負担）

第7条 この協定に基づき実施した協力に要した費用の負担については、甲、乙及び丙協議のうえ決定

するものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

(連絡責任者)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に報告するものとする。

2 甲、乙及び丙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

附則

甲及び乙が締結している「災害時の電力供給設備の復旧等に関する協定書」(平成27年3月11日締結)はこの協定の締結をもって失効するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月26日

香川県高松市番町四丁目1番10号

甲 香川県

香川県知事 浜田 恵造

香川県高松市室新町973-1

乙 四国電力株式会社 香川支店

執行役員香川支店長 大西 玉喜

香川県高松市室新町973-1

丙 四国電力送配電株式会社 高松支社

支社長 植松 幸雄

【同一趣旨の協定を締結】

中国電力(株) R3.7.1

2-30 災害時における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川トヨタ自動車株式会社、香川トヨペット株式会社、トヨタカローラ香川株式会社、ネットトヨタ香川株式会社、ネットトヨタ高松株式会社、株式会社トヨタレンタリース東四国及びトヨタモビリティパーツ株式会社四国統括支社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、香川県内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。）が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲及び乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、災害時に市町が開設する避難所等への、外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）燃料電池自動車
- （2）電気自動車
- （3）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （4）ハイブリッド自動車

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙に対し様式第1号提供協力要請書（以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。ただし、災害時の状況により、乙が車両を運搬できない場合は、甲及び乙が協議の上、引渡しの方法を調整するものとする。

2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し外部給電可能な車両を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の規定による引渡しを受けることを市町に代行させることができるものとする。

（貸与期間）

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から5日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請に伴い、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し口頭又は電話等により報告するものとし、事後速やかに様式第2号提供協力実施報告書（以下「報告書」という。）を提出するものとする。

（外部給電可能な車両の返却）

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第8条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の費用（燃料代、その他消耗品等にかかる費用をいう。）については、甲又は貸与を受けた市町が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基準として、甲又は貸与を受けた市町及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第9条 甲又は貸与を受けた市町は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) この協定に基づく支援協力に従事した者が、これに従事したことにより負傷し、疾病にり患し、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令によるものとする。

(2) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が、補償責任を負うものとする。責めに帰する理由が不明な場合は、甲及び乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

(3) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第11条の規定による。

(車両保険の取扱い)

第11条 乙は、外部給電可能な車両の貸与にあたり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受ける際にかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲及び貸与を受けた市町の故意又は重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め、甲及び貸与を受けた市町の負担とする。

(使用上の注意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を次のとおり使用するものとする。

(1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。

(2) 原則として、香川県内の避難所等で電力供給のために使用する。

(3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第14条第3項の規定により、速やかに乙に報告する。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、相互に報告するものとする。

2 前項の規定による報告後に、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第14条 乙は、甲から求められた場合、災害時に貸与できる外部給電可能な車両の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供するものとする。

3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲及び乙で対応を協議するものとする。

(防災訓練等)

第15条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が実施する防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(普及・周知活動)

第16条 甲及び乙は、県民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及について、協力して取り組むものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の日の2ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年9月10日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市春日町1378番地
香川トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 灘波 順一

香川県高松市春日町1378番地
香川トヨペット株式会社
代表取締役社長 灘波 順一

香川県高松市鬼無町是竹94番地
トヨタカローラ香川株式会社
代表取締役社長 向井 幸司

香川県高松市木太町2681番地5
ネットトヨタ香川株式会社
代表取締役社長 石井 清裕

香川県高松市香西南町404番地1
ネットトヨタ高松株式会社
代表取締役社長 朝倉 一

香川県高松市西の丸町10番21号
株式会社トヨタレンタリース東四国
代表取締役社長 灘波 順一

愛媛県松山市高岡町458番1号
トヨタモビリティパーツ株式会社 四国統括支社
四国統括支社長 中村 利浩

2-3-1 災害時における緊急通行車両の円滑な通行の確保に関する協定

香川県警察（以下「甲」という。）及び社団法人日本自動車連盟四国本部香川支部（以下「乙」という。）は、災害時における緊急通行車両の円滑な通行の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、香川県内で災害が発生した場合において、警察官が行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の3第2項の規定による緊急通行車両の通行の妨害となっている車両の移動等の措置（以下「車両移動等措置」という。）に対する協力を確保し、及びその手続について定めることにより、緊急通行車両の円滑な通行を確保し、もって迅速な災害応急対策の実施に資することを目的とする。

（対象車両）

第2条 この協定に基づき乙が移動させる車両は、社団法人日本自動車連盟の会員が使用する車両か否かを問わず、総重量が3トン未満である道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車とする。

（協力要請）

第3条 甲は、車両移動等措置を実施する場合において、乙の協力を求める必要があるときは、次に掲げる事項を乙に通知して、その協力を要請するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (2) 協力を必要とする場所
- (3) 妨害となっている車両（以下「妨害車両」という。）の種別及び台数
- (4) 現場指揮官の所属、職及び氏名
- (5) 連絡方法
- (6) その他必要な事項

（協力活動）

第4条 乙は、甲から協力の要請があった場合は、乙の管理する職員、車両及び装備の範囲内で妨害車両を移動させ、車両移動等措置に協力するものとする。この場合において、妨害車両の移動は、前条第4号の現場指揮官の指示に従って行うものとする。

2 乙は、車両移動等措置への協力を開始したときは、開始時間、責任者並びに従事する職員及び車両の数を甲に通知するものとする。

3 甲は、車両移動等措置への協力を受ける必要がなくなったときは、乙に対し、速やかに連絡するものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づき乙が行った妨害車両の移動に要する費用は、乙の負担とする。

（損害補償）

第6条 この協定に基づき乙が行った妨害車両の移動その他これに付随する活動に伴い乙の職員又は第三者に生じた損害の補償（災害対策基本法第82条の規定による補償を除く。）は、乙の責任において

行うものとする。

(訓練への参加)

第7条 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(疑義の協議)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年4月28日

香川県高松市番町4丁目1番10号

甲 香川県警察

香川県警察本部長 沖田芳樹

香川県高松市松縄町591番地

乙 社団法人日本自動車連盟四国本部香川支部

支部長 浅見英三

2-32 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定

香川県（以下「甲」という。）と香川県レッカー協同組合（以下「乙」という。）は災害時における緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の排除業務（以下「車両等排除業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、香川県内で災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第70条第1項及び第2項に基づく応急措置を実施するに当たり、乙に協力要請することができる車両等排除業務に関して必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、緊急通行車両の通行を確保するために必要があるときは、乙に対し、次の事項を文書で通知して、車両等排除業務の協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (2) 協力を必要とする場所
- (3) 妨害となっている車両等（以下「妨害車両等」という。）の種類及び台数
- (4) 現場指揮官の所属、職及び氏名
- (5) 連絡方法
- (6) その他必要な事項

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、乙の組合加入者が所有する車両、装備等の範囲内で車両等排除業務に協力するものとする。この場合において、妨害車両等の移動は前条第4号の現場指揮官の立ち会いのもと行うものとする。

2 乙は車両等排除業務を開始するときは、開始時間、責任者並びに出動員氏名及び車両数を甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条の車両等排除業務に要した費用は、乙の負担とする。

（出動組合員等が受けた被害の補償）

第5条 第2条の規定に基づき、車両等排除業務に従事した者が、その業務により死亡又は、負傷し、若しくは疾病にかかり死亡、障害の状態となった場合においては出動組合員又は乙が加入する公的な災害保険、傷害保険を適用し補償する。

（排除対象車両等の損害の補償）

第6条 車両等排除業務の実施にあたり、組合員が他人及び車両等に損害を与えた場合、組合員若しくは乙の公的保険を適用する。

（個人情報保護）

第7条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第8条 乙は、この協定による車両等排除業務について出動できる人員及びレッカー車、作業工作車の状況を要請があれば甲に報告する。

（協定の実施）

第9条 この協定に基づく支援活動の実施に関し必要な事項については、別途定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙からの文書による終

了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(疑義の協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた時は、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年4月28日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県

香川県知事 真鍋武紀

乙 香川県高松市香川町大野270番地1

香川県レッカー協同組合

代表理事 松本光夫

2-33 災害時における交通誘導業務に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、香川県内において災害が発生した場合において、香川県が社団法人香川県警備業協会に属する会員警備業者に交通誘導業務の要請等を求めるときの手続きを定めるものとする。

(業務の要請)

第2条 香川県知事(以下「甲」という。)は、災害が発生し、香川県警察のみでは緊急輸送路の確保等が十分できない場合は、社団法人香川県警備業協会(以下「乙」という。)に属する会員警備業者会員(以下「会員」という。)に対し、香川県警察本部長より交通誘導業務(以下「業務」という。)の要請をすることができる。

2 甲は、前項の規定により、会員に対し、業務の要請をしたときは、香川県警察本部長より速やかに乙に連絡するものとする。

(業務の実施)

第3条 会員は、甲の要請を受けたときは、可能な限り、その要請に従って業務を実施するものとする。

(業務費用の負担)

第4条 甲の要請により、会員が実施した業務に係る費用は香川県が負担する。

(協議)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第6条 この協定は、平成8年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年3月28日

甲 香川県知事 平井城一

乙 社団法人香川県警備業協会
会長 三野隆義

災害時における交通誘導業務に関する細目協定

香川県警察本部長（以下「甲」という。）と社団法人香川県警備業協会（以下「乙」という。）とは、平成8年3月28日をもって香川県と乙との間に締結した「災害時における交通誘導業務に関する協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、香川県の所管業務の実施に関して次のとおり協定する。

（業務の要請）

第1条 甲は、基本協定第2条第1項の規定により交通誘導業務（以下「業務」という。）の要請をする場合は、乙に属する会員警備業者（以下「会員」という。）に対し、業務の内容、日時及び場所を指定して、文書、電話等（以下「文書等」という。）により行うものとする。

2 甲は、基本協定第2条第2項の規定により乙に連絡するときは、要請した業務の概要を文書等により行うものとする。

（業務の実施）

第2条 会員は、前条第1項の業務の要請を受けたときは、指定された日時及び場所に必要な資器材を携行のうえ警備員を配置させ、当該業務を実施するものとする。

2 会員は、業務を実施したときは、業務開始時間、業務責任者及び配置警備員数等を文書等により速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

（業務実施上の留意事項）

第3条 会員は、業務を実施するうえで疑義が生じたときは、直ちに甲の指示を受けなければならない。

2 会員所属の警備員は、業務に従事するにあたっては警察官等との連携に努めなければならない。

（業務の解除）

第4条 甲は、事態が沈静化するなど業務の必要がなくなったときは、乙及び業務を要請した会員に対し、速やかに文書等により業務の解除を連絡するものとする。

（業務費用の請求及び支払い）

第5条 会員は、業務の解除があるなど当該業務終了後、通常の業務費用を甲を通じて香川県に請求するものとする。

2 香川県は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を支払うものとする。

（災害保障）

第6条 この協定に基づく業務の実施に伴い、会員所属の警備員が災害を受けた場合の保障は、当該会員の責任において行うものとする。

（損害賠償）

第7条 この協定に基づく業務の実施に関し会員所属の警備員が、香川県又は第三者に損害を与えた場合の賠償は、当該会員の責任において行うものとする。

（協議）

第8条 この協定の解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年3月28日

甲 香川県警察本部長 今井 康容

乙 社団法人香川県警備業協会
会 長 三野 隆義

2-34 災害時における車輛等保管場所の提供等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県中古自動車販売協会（以下「乙」という。）とは、災害時における車輛等保管場所の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、香川県内において、地震、津波、風水害その他の大規模災害（香川県国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急処理事態」を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が保有する車輛等保管場所の提供、緊急用車輛・機械の貸渡し、故障車輛の応急処置及び運搬（以下「ロードサービス」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、前条に掲げる業務の協力を得る必要があるときは、原則として、別紙様式第1号に定める協力要請書にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（車輛等保管場所の提供）

第3条 車輛等保管場所の提供については、甲乙協議の上決定するものとし、甲は、当該保管場所に職員または甲が指定した者を派遣し、乙は、別紙様式第2号に定める保管完了報告書により、車輛等が保管されていることの確認を受けるものとする。

（緊急用車輛・機械の貸渡し）

第4条 緊急用車輛・機械の貸渡し場所については、甲乙協議の上決定するものとし、甲は、当該貸渡し場所に職員または甲が指定した者を派遣し、緊急用車輛・機械を確認の上、貸渡しを受けるものとし、乙は、別紙様式第3号に定める貸渡し実施報告書により、甲に通知するものとする。

（故障車輛の応急処置及び運搬）

第5条 乙は、甲のロードサービスの実施要請に基づき、ロードサービスを実施したときは、別紙様式第4号に定めるロードサービス実施報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定により、乙の車輛等保管場所の提供等に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 対価及び費用は、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙が協議して決定する。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、本協定実施の連絡責任者を別途定め、変更があった場合は、直ちに報告するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成26年7月25日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有

効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年7月25日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造 印

乙 香川県高松市鬼無町佐藤6番地7
香川県中古自動車販売協会
会 長 岡 隆夫 印

2-35 災害時における車両等の優先貸渡しに関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県レンタカー協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の原因による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における車両等の優先貸渡しに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して災害応急対策に使用する乗用自動車、貨物自動車、マイクロバス及び建設機械等（以下「車両等」という。）の優先貸渡しに関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に乙の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し、車両等の貸渡しを要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

2 前項の要請は、原則として、別記様式第1号の災害時における車両等の貸渡し協力要請書（以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（車両等の貸渡し）

第3条 この協定により、甲が乙に対し貸渡しを要請する車両等は、災害時の応急対策実施のために必要な車両等とする。なお、甲は、乙から車両等を借り受けるときは、当該車両等に係る運転者の運転免許証を乙に提示するものとする。

（事故等）

第4条 乙は、貸渡した車両等が、故障その他の理由により運行等ができなくなったときは、速やかに当該車両等を交換してその運行等を継続できるようにしなければならない。

（業務の報告）

第5条 乙は、車両等の貸渡しを実施したときは、当該貸渡しの終了後、速やかに別記様式第2号の災害時における車両等の貸渡し実施状況報告書により甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定により、乙の車両等の貸渡しに係る費用は、甲が負担するものとする。ただし、医療救護活動に使用した場合等において、甲の要請を受けた甲以外の者（以下「使用者」という。）が、車両等を使用した場合については、別途協議の上、使用者の負担となる場合がある。

2 前項の費用は、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱について」（平成18年3月30日付国自旅第286号）に基づきレンタカー事業者が届け出している貸渡料金を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、車両等の貸渡しの終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。ただし、前条第1項ただし書により使用者の負担となる場合は、乙は、当該使用者に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(連絡責任者の指定等)

第8条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に通知するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

3 乙は、甲に対し災害時における車両等の円滑な貸渡しを行うため、乙の会員名簿及び使用できる車両等に関する事項について連絡調整を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年5月24日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市春日町1539番地3号
香川県レンタカー協会
会長 大神 俊哉

2-36 災害時における車両等の優先貸渡しに関する協定書

香川県警察（以下「甲」という。）と香川県レンタカー協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の原因による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における車両等の優先貸渡しに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 災害時において、甲が救助、救援活動等の警察活動を円滑に行うため、乙に対して災害応急対策に使用する乗用自動車、貨物自動車、マイクロバス及び建設機械等（以下「車両等」という。）の優先貸渡しに関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害発生時に、乙の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し、車両等の貸渡しを要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

2 前項の要請は、原則として、別記様式第1号の災害時における車両等の貸渡し協力要請書（以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（車両等の貸渡し）

第3条 この協定により、甲が乙に対し貸渡しを要請する車両等は、災害時の応急対策実施のために必要な車両等とする。なお、甲は、乙から車両等を借り受けるときは、当該車両等に係る運転者の運転免許証を乙に提示するものとする。

（事故等）

第4条 乙は、貸渡した車両等が、故障その他の理由により運行等ができなくなったときは、速やかに当該車両等を交換してその運行等を継続できるようにしなければならない。

（業務の報告）

第5条 乙は、車両等の貸渡しを実施したときは、当該貸渡しの終了後、速やかに別記様式第2号の災害時における車両等の貸渡し実施状況報告書により甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定により、乙の車両等の貸渡しに係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱について」（平成18年3月30日付け国自旅第286号）に基づきレンタカー事業者が届け出している貸渡料金を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、車両等の貸渡しの終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（連絡調整）

第8条 乙は、甲に対し災害時における車両等の円滑な貸渡しを行うため、乙の会員名簿及び使用できる車両等に関する事項について連絡調整を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年4月18日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県警察
本部長 筋 伊 知 朗

乙 香川県高松市春日町1539番地3号
香川県レンタカー協会
会長 齊 加 捷 一

2-37 米穀の調達に関する協定書

香川県知事 真鍋武紀（以下「甲」という。）と香川県食糧事業協同組合理事長 日中延良（以下「乙」という。）の間に、災害発生時における米穀の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における米穀の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する米穀の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、米穀の調達について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲（農業生産流通課長）に連絡するものとする。

（調達要請の方法）

第3条 第1条の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書によって要請するいとまのないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（米穀の価格）

第4条 米穀の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（米穀の引取）

第5条 米穀の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達した米穀を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

3 甲が引取った米穀の代金は、引取後、速やかに支払うものとする。

（協議事項）

第6条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、平成12年1月1日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。ただし、乙が廃業したときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成11年12月7日

甲 高松市番町4丁目1番10号
香川県知事 真鍋 武紀

乙 高松市福岡町3丁目17番22号
香川県食糧事業協同組合
理 事 長 日中 延良

【同時に同一内容の協定を締結】

株式会社四国ライス、くりや株式会社、香川県農業協同組合（登録番号順）

2-38 災害発生時における食料の調達に関する協定書

香川県(以下「甲」という。)と香川県パン協同組合(以下「乙」という。)は、災害発生時における食料(以下「パン」という。)の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害時におけるパンの確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、製造又は調達が可能なパンの供給を要請するものとする。

(要請事項の措置)

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(要請の方法)

第3条 パンの調達要請は、原則として別紙によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後すみやかに別紙を交付するものとする。

(費用負担)

第4条 甲は、パンを引き取った後、すみやかにその代金を乙に支払うものとする。

2 パンの取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品搬送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。

(パンの運搬、引渡し)

第5条 パンの引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は当該場所へ職員を派遣し、確認のうえこれを引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災局危機管理課長、乙においては理事長とする。

(協議)

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年2月14日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市八坂町2番地20
香川県パン協同組合
理事長 森 嗣喜

2-39 災害時における麺類の調達等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県製粉製麺協同組合（以下「乙」という。）及び本場さぬきうどん協同組合（以下「丙」という。）とは、災害時における麺類の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害その他の大規模災害（香川県国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急処理事態」を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、避難所の炊き出し等に必要な麺類の調達等に関して、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、麺類の調達等をする必要があると認めるときは、乙及び丙に対し、その保有する麺類の供給等を要請することができる。

- (1) 香川県内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがあるとき。
 - (2) 香川県以外において災害等が発生し、又は避難住民に対する食料等の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から食料等の調達のあっせんを要請されたとき。
- 2 甲の要請の方法は、乙及び丙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（協力業務）

第3条 甲が乙及び丙に協力を要請する麺類の調達等に関する業務は次のとおりとする。

- (1) 乾麺、半生麺、生麺、その他麺類の供給
- (2) 避難所等における炊き出しの実施
- (3) その他甲が指定する物資の供給

（実 施）

第4条 乙及び丙は、第2条の規定により要請を受けたときは、その組合員をして速やかに麺類の供給等を行うものとする。

- 2 乙及び丙は、前項の規定により麺類の供給等を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（麺類等の物資の引渡し）

第5条 麺類等の物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙又は丙による運搬が困難な場合は、状況に応じ麺類等の物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲、乙又は丙が協議の上、決定するものとする。

- 2 麺類等の物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、麺類等の物資を確認の上、受領又は返還を行うものとする。
- 3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（経費の負担）

第6条 甲は、この協定に基づく業務の実施に要した費用を負担する。なお、経費の算出方法について

は、災害等発生直前時における適正な価格を基準として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

2 甲は、乙及び丙に対し、前項の代金及び費用を、乙及び丙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(担当責任者の通知等)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定の履行に関する担当責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、担当責任者を変更したときも同様とする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙及び丙が麺類の供給等をする際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(情報交換・防災訓練)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく麺類の供給等が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の締結については、協定締結の日から効力を発するものとし、甲、乙及び丙が協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は各々記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年7月1日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県

香川県知事 浜田 恵造 印

乙 香川県高松市西内町1番地16 太田ビル2階
香川県製粉製麺協同組合

理 事 長 木下 敬三 印

丙 香川県高松市宮脇町一丁目8番21号
本場さぬきうどん協同組合

事 長 大峯 茂樹 印

2-40 災害時における飲料水の調達に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時に必要な飲料水の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害若しくは武力攻撃災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合において、香川県地域防災計画又は香川県国民保護計画に基づき、甲から乙に対して行う飲料水の調達の要請及び乙が行う飲料水の供給を迅速かつ円滑に行うため、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する飲料水の供給を要請することができる。

（1）香川県内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがあるとき。

（2）香川県以外において災害等が発生し、又は避難住民に対する飲料水の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から飲料水の調達のあっせんを要請されたとき。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（飲料水の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する飲料水は、要請時点で調達・製造が可能な飲料水であり、次に掲げるものとする。

（1）ナチュラルミネラルウォーター

（2）清涼飲料水（緑茶等）

（2）その他甲が指定する飲料水に代わる物資

（実施）

第4条 乙は、甲から飲料水の調達の要請を受けたときは、速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により飲料水の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

（飲料水の運搬、引渡し）

第5条 飲料水の引渡し場所は、原則として甲が指定する場所において行うものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ飲料水の運搬方法及び引渡し場所等を、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 甲は、飲料水の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、飲料水を確認の上、受領又は返還を行うものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（費用の負担）

第6条 甲は、飲料水を引き取った後、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

2 飲料水の取引価格は、災害等発生直前時における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議して決

定するものとする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品搬送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。

(車両の通行)

第7条 甲は、災害時において乙が飲料水を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(担当責任者の通知)

第8条 甲及び乙は、この協定の履行に関する担当責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、担当責任者を変更したときも同様とする。

(情報交換・防災訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく飲料水の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の締結については、平成26年8月6日から効力を発するものとし、甲及び乙が協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年8月6日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造 印

乙 広島県広島市南区的場町一丁目2番19号
サントリーフーズ株式会社
執行役員
中国・四国支社長 五味 康友 印

2-4-1 災害時における衛生用品の調達に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）とユニ・チャームプロダクツ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時に必要な衛生用品の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害若しくは武力攻撃災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合において、香川県地域防災計画又は香川県国民保護計画に基づき、甲から乙に対して行う物資の調達の要請及び乙が行う物資の供給を迅速かつ円滑に行うため、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（1）香川県内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがあるとき。

（2）香川県以外において災害等が発生し、又は避難住民に対する物資の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（調達物資）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で調達・製造が可能な物資であり、次に掲げるものとする。

（1）紙おむつ（乳幼児用）

（2）紙おむつ（大人用）

（3）生理用ナプキン

（4）マスク

（5）ウェットティッシュ

（6）その他甲が指定する物資

（実施）

第4条 乙は、甲から物資の調達の要請を受けたときは、速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、受領又は返還を行うものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(経費の負担)

第6条 甲は、調達した物資の代金及び供給に伴う運搬等に要した費用を負担する。なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

2 甲は乙に対し、前項の代金及び費用を、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(担当責任者の通知等)

第7条 甲及び乙は、この協定の履行に関する担当責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、担当責任者を変更したときも同様とする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(安全の確保等)

第9条 甲は、乙が実施する物資の供給に当たっては、その内容に応じ、安全の確保に配慮するものとする。

(情報交換・防災訓練)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の締結については、協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年7月25日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造 印

乙 香川県観音寺市豊浜町和田浜1496-1
ユニ・チャームプロダクツ株式会社
代表取締役 社長執行役員
石川 英二 印

2-4-2 大規模災害発生時における炊き出し支援に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県調理師会（以下「乙」という。）、公益社団法人全日本司厨士協会四国地方香川県本部（以下「丙」という。）及び日本中国料理協会香川県支部（以下「丁」という。）とは、大規模災害発生時における炊き出し支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、被災者等の食生活の向上を図るため、甲が乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）に対し、炊き出し支援に関する協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙等の支援を得る必要があるときは、乙等に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、業務の内容、期間等を指定して別に定める様式により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

3 乙等は、前項の要請があったときは、団体間の調整を行った上で、業務の提供を行う団体を決定し、甲に連絡するものとする。

4 前項で決定された団体は、可能な限り避難所等において業務の提供を行うものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙等に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（1）避難所等における炊き出しの協力

（2）避難所等における炊き出しボランティアとしての人員の派遣

（業務報告）

第4条 乙等は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに別に定める様式によりその状況を報告する。

（費用の負担）

第5条 第3条の業務に要した費用は、原則として乙等が負担する。ただし、甲が別途負担すると認めたものについては、この限りでない。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては健康福祉部健康福祉総務課長、乙等においては乙の会長とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙等が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙、丙又は丁が文書を以って協定からの離脱を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名の上、各自1通を保有する。

平成25年6月27日

甲 高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 高松市国分寺町柏原261番地13
一般社団法人香川県調理師会
会 長 長尾 公教

丙 高松市旅籠町14番地6
公益社団法人全日本司厨士協会
四国地方香川県本部
会 長 大坪 俊之

丁 高松市片原町2番地10
日本中国料理協会香川県支部
支部長 高 共泉

2-43 生活必需物資の調達に関する協定書

香川県知事 真鍋武紀（以下「甲」という。）と香川県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）の間に、災害発生時における生活必需物資等（以下「物資等」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第3条 物資等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 寝具 (2) 衣料 (3) 炊事道具 (4) 食器 (5) 日用品雑貨 (6) 光熱材料
- (7) 缶詰 (8) 即席めん (9) 粉乳 (10) その他甲が指定する物資

（調達要請の方法）

第4条 前条に掲げる物資等の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、物資等を引取った後、すみやかにその代金を乙に支払うものとする。

- 2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資等の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

- 2 甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資等を確認のうえこれを引き取るものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

（車両の通行）

第7条 甲は、災害時において乙が物資等を運搬する際には、緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。ただし、乙が第3条に掲げる物資等を取扱わ

なくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年10月31日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県知事 真鍋武紀

乙 香川県高松市新北町14-27
香川県生活協同組合連合会
会長 馬越隆良

【同一内容の協定を締結】

(株)マルヨシセンター 17.10.28 (株)イズミ 17.11.14 (株)三越高松店 17.11.9
マックスバリュ西日本(株) R3.6.16

2-4-4 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、被災住民を救助するための生活必需物資等（以下「物資」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達又は製造が可能な物資の供給を要請することができる。

- （1） 香川県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2） 香川県以外の災害について、国又は関係都道府県から、物資の調達斡旋を要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物のうち、要請時点で乙が調達又は製造が可能なものとする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

- （1） 食料品
- （2） 飲料水
- （3） 日用品
- （4） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリその他の方法をもって要請した後、速やかに文書を送付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「調達可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリその他の方法をもって連絡した後、速やかに文書による手続を行うものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、引渡し場所への物資の運搬は、乙の指定する者が行うことをあらかじめ承諾する。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を記載した書面により甲に報告するものとし、甲は、受領書を乙に提出するものとする。
 - （1） 引渡しの日時及び場所
 - （2） 引渡しに係わる物資の品目及び数量
 - （3） その他必要な事項

（費用負担）

第6条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前時における乙の店舗（乙の加盟店を含む。）での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）を基準とするものとする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、香川県以外の配送拠点から運搬を行うなど、運搬に係る費用が乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲が引渡しを受けた物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後1ヵ月以内に、甲又は甲の指定する者から乙の指定口座に振り込みにより支払うものとする。ただし、災害発生により甲又は金融機関の支出システム等が故障している場合等、期日までに支払うことが困難な場合は、甲乙協議の上、別途支払期日を定めるものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、本協定の事務に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(その他)

第10条 乙は、自己の加盟店又は関係者(配送業者等)に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるものとするが、乙がフランチャイズ契約等の制限から、関係者等に本協定の履行を強制することが困難な事情がある場合には、甲はこれを承諾する。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成23年3月31日までとし、期間満了日の1ヵ月前までに、甲乙双方いずれからも何らの意思表示がないときは、1年間更新されたものとする。その後もまた同様とする。

(解約)

第13条 甲又は乙のいずれかは、解約日の1ヵ月前までに書面により相手方に通知することにより本協定を解約することができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年4月23日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 真鍋武紀

乙 東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン
代表取締役社長 新浪剛

2-45 災害救助物資の供給等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害時の救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、香川県の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給（貸与を含む。以下同じ。）又は乙以外の者が保有する物資のあっせんを要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

（協力）

第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達または製造可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙又は乙があっせんする者が行うものとする。ただし、乙又は乙があっせんする者が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（物資の代金等）

第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における仕入れ価格を基準として、甲と乙又は乙があっせんする者とが協議して決定するものとする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務の範疇を著しく超えると認められる場合は、甲が負担するものとする。

4 本協定締結後、防災訓練等実施の際、商品代金や運搬費など費用が発生した場合には、甲の負担とする。

（供給可能数量等の報告）

第7条 乙は、この協定の締結後速やかに、指定物資のうち別に甲が指定する物資の供給可能数量及び

災害時の緊急連絡先について、甲に報告するものとする。供給可能数量又は緊急連絡先を変更した場合も、同様とする。

(協議)

第8条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第10条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年6月28日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県
知 事 真 鍋 武 紀

乙 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 上 田 準 二

2-46 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震震・風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災住民等を支援するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに乙が直営方式又はフランチャイズ方式により展開するコンビニエンスストア「セブン-イレブン店」（以下「セブン-イレブン店」という。）の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、甲及び近県において災害が発生又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から要請を受けた時点で、商品の製造、物流ラインの断絶及びセブン-イレブン店への商品供給を優先する必要性等を勘案して、乙が物資の供給及び調達の可否・日時・品目・数量を決定することを甲は了承する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

2 甲は必要がある場合に、要請時点で乙に対し、供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、要請する物資の品目、数量、引渡日、引渡場所及び輸送方法等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙が甲より第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を供給した物資の品目、数量、引渡日、引渡場所及び輸送方法等を記載した文書により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用負担）

第6条 甲からの要請に基づき乙が供給した物資の対価は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担する

ものとする。

- 2 乙が供給した物資の対価は、引渡し場所への運搬終了後、乙の所定の納品書等に基づいた数量、災害発生直前の乙の店舗での販売価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、その運搬に係る費用は甲の負担とする。

(費用の支払い)

第7条 甲又は甲の指定する地方自治体は、乙から引渡しを受けた物資の対価及び乙が行なった運搬等の費用を、乙から請求のあった後翌月末日までに乙指定口座へ振込みにて支払うものとする。ただし、災害発生による混乱等のため甲が期日までに支払うことが困難である場合は、甲乙協議の上、別途支払期限を定めるものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第8条 甲は、県民の生活安定を確保するため、乙に対して災害発生時におけるセブン-イレブン店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

- 2 乙は、甲の前項の要請に対し、乙の経営する直営店舗の営業継続又は早期再開に努めるとともに、フランチャイズ加盟店の店舗の営業継続又は早期再開を支援し、もって被災地域内における物資の安定供給に最大限努めるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙がフランチャイズ加盟店に対し営業の継続又は早期再開を強制できるものではないことを了承する。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに文書により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(その他)

第11条 乙は、セブン-イレブン店の関係者(配送業者等)に最大限の努力をもってこの協定を履行に協力するよう求めるが、各々独立した事業者であることから、実施することが困難な事情がありうることを、甲は予め承諾する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は平成27年12月3日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第13条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除する日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議事項)

第14条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた場合については、その都度、甲乙誠意をもって、協議し、解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成27年12月3日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県
香川県知事

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長

2-47 災害時における物資供給に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 作業関係、日用品等、水関係、冷暖房機器等、電気用品等及びトイレ関係等の物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。
- 3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年1月21日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県
知事 浜田 恵造

乙 新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

【同一内容の協定を締結】

ダイキ㈱ 26.2.18

2-48 災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書

香川県知事（以下「甲」という。）と株式会社フジ（以下「乙」という。）は、災害時における生活必需物資（以下「物資」という。）の確保等及び平常時における防災活動への協力を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して、次の事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙が調達可能な物資等を供給すること
- (2) 乙の香川県下の店舗の駐車場・トイレ等を被災者等に対し、一時避難場所等として無償で提供すること

（要請の方法）

第2条 前条に掲げる甲の乙に対する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特別な理由が無い限り、要請事項についてすみやかに協力するとともに、その措置事項を文書で甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 第1条第1号の物資等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 衣料品
- (4) 日用品
- (5) その他甲が指定する物資

（物資等の運搬、引渡し）

第5条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

- 2 甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資等を確認のうえこれを引き取るものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

（車両の通行）

第6条 甲は、災害時において乙が物資等を運搬する際には、緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、物資等を引取った後、乙からの請求に基づき、すみやかにその代金を乙に支払うものとする。

- 2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における小売価格を基準とした適正な価格とする。

（防災活動への協力）

第8条 乙は、平常時における甲の防災活動の推進に寄与するため、次の事項について可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加

(情報交換)

第9条 この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲乙相互が情報交換し、必要に応じ資料等の提供を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年6月16日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県知事 浜田 恵造

乙 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
株式会社 フジ
代表取締役 尾崎 英雄

【同一内容の協定を締結】

イオンリテール(株) 23.6.27

2-49 災害時における生活必需物資等の調達等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と株式会社コスモス薬品（以下「乙」という。）とは、災害発生時に必要な生活必需物資等の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害若しくは武力攻撃災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合において、香川県地域防災計画又は香川県国民保護計画に基づき、甲から乙に対して行う物資の調達の要請及び乙が行う物資の供給等を迅速かつ円滑に行うため、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（1）香川県内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがあるとき。

（2）香川県以外において災害等が発生し、又は避難住民に対する物資の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、災害等が発生した場合、甲の要請がなくとも可能な範囲で、乙の香川県下の店舗の駐車場・トイレ等を被災者に対し、緊急避難場所等として無償で提供するものとする。

なお、乙が提供した緊急避難場所等で事故等が発生した場合は、乙の責めに帰すべき事由によらない限り、乙は一切の責任を負わないものとする。

（調達物資）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で調達可能な物資であり、次に掲げるものとする。

（1）食料品

（2）飲料水

（3）日用品

（4）その他甲が指定する物資

（実施）

第4条 乙は、甲から物資の調達の要請を受けたときは、速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、受領又は返還を行うものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(経費の負担)

第6条 甲は、調達した物資の代金及び供給に伴う運搬等に要した費用を負担する。なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

2 甲は乙に対し、前項の代金及び費用を、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(担当責任者の通知等)

第7条 甲及び乙は、この協定の履行に関する担当責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、担当責任者を変更したときも同様とする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(安全の確保等)

第9条 甲は、乙が実施する物資の供給に当たっては、その内容に応じ、安全の確保に配慮するものとする。

(情報交換・防災訓練)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の締結については、協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年10月20日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造 印

乙 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
株式会社コスモス薬品
代表取締役社長 宇野 正晃 印

【同日付けで同一内容の協定を締結】

(株)レディ薬局

2-50 災害発生時における飲料水の調達に関する協定書

香川県知事 真鍋武紀(以下「甲」という。)と四国コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役社長 橋本建夫(以下「乙」という。)の間に、災害発生時における飲料水(以下「飲料水」という。)の確保を図るため、次のとおり協定する。

(要請)

第1条 甲は、災害時における飲料水の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、製造又は調達が可能な飲料水の供給を要請するものとする。

(要請事項の措置)

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(要請の方法)

第3条 飲料水の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

(費用負担)

第4条 甲は、飲料水を引き取った後、すみやかにその代金を乙に支払うものとする。

2 飲料水の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品搬送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。

(飲料水の運搬、引渡し)

第5条 飲料水の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は当該場所へ職員を派遣し、飲料水を確認のうえ、これを引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

(車両の通行)

第6条 甲は、災害時において乙が物資等を運搬する際には、緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年11月28日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 真鍋武紀

乙 香川県高松市春日町1378番地

四国コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 橋本建夫

【同一内容の協定を締結】

大塚ベバレッジ株式会社広島支店 17.11.21

2-5-1 災害時における段ボール製品の調達に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と西日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における段ボール製品の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害その他の大規模災害（香川県国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急処理事態」を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、避難所の設営等に必要な段ボール製品の調達に関して、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

(1) 香川県内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがあるとき。

(2) 香川県以外において災害等が発生し、又は避難住民に対する物資の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 段ボール製簡易ベッド

(2) 段ボール製間仕切り、段ボール製シート

(3) 段ボール製簡易トイレ

(4) その他甲が指定する物資

（実 施）

第4条 乙は、甲から物資の調達の要請を受けたときは、その組合員等をして速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、協定の実施に当たり、供給可能な香川県内の事業者へ最優先して依頼するものとする。

3 乙は、協定の実施に当たる組合員等を選定した場合は、甲に対し、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を交付するものとする。

4 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式3により、その状況を報告するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、受領又は返還を行うものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(経費の負担)

第6条 甲は、調達した物資の代金及び供給に伴う運搬等に要した費用を負担する。なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は乙に対し、前項の代金及び費用を、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(担当責任者の通知等)

第7条 甲及び乙は、この協定の履行に関する担当責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、担当責任者を変更したときも同様とする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(情報交換・防災訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の締結については、協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月23日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県

香川県知事 浜田 恵造 印

乙 大阪市中央区森之宮中央一丁目16番16号
西日本段ボール工業組合

理事長 大坪 清 印

2-52 災害時における物資の優先供給に関する協定書

香川県警察（以下「甲」という。）と西村ジョイ株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の原因による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策用物資（以下「物資」という。）の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が救助、救援等の警察活動を円滑に行うため、乙に対して物資の優先供給に関して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、乙の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し、物資の優先供給を要請することができるものとし、乙は、特別の理由が無い限り協力するものとする。

2 前項の要請は、原則として、別記様式第1号の災害時における物資の供給協力要請書（以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に対し優先供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる物資のうち、甲が指定する物資
- (2) 前号に掲げる物資のほか、甲が指定する物資

（物資の引渡し等）

第4条 物資の引渡しは、原則として、乙が指定する場所(店舗等)において行うものとする。ただし、乙が運搬可能な場合においては、甲の指定する場所に運搬するものとする。

2 甲は、物資の引渡しにあたっては、引渡場所に甲の職員を派遣し、当該物資を検査するものとし、当該検査に合格したときは、当該物資の引渡しを受けるものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、第2条の規定により甲から物資の優先供給の要請を受け、物資の供給を実施した場合は、速やかに別記様式第2号の災害時における物資供給実施状況報告書により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定により乙が供給した物資の対価及び運搬等に要した費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲、乙は、この協定に基づく物資の供給を円滑に行うため、連絡責任者を指定し、相互に報告を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度

甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年6月27日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県警察
本部長 筋 伊知朗

乙 香川県高松市成合町891番1号
西村ジョイ株式会社
代表取締役 西村泰昌

2-53 災害発生時における物資供給に関する協定

香川県警察（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における警備活動に必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

（物資の供給の協力要請）

第2条 甲は、次のいずれかに該当する場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができるものとする。

- （1）香川県の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）香川県の区域外において災害が発生し、当該区域を管轄する都道府県警察への派遣若しくは派遣が見込まれる場合

（調達物資の範囲）

第3条 本協定により、甲が乙に対し供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の規定による要請は、別記様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を別記様式第2号により甲に通知するものとする。

（物資の引渡し等）

第6条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 甲は、物資の引渡しに当たっては、当該物資を検査するものとし、当該検査に合格した物資について引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の費用（以下費用という。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議の上速やかに決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第8条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制、物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から起算して1月前までに、甲及び乙のいずれからも特別の意思表示がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年2月9日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県警察
本部長 木下慎哉

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧雄一郎

2-54 災害時における物資の調達等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時に必要な物資の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害若しくは武力攻撃災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合において、香川県地域防災計画又は香川県国民保護計画に基づき、甲から乙に対して行う物資の調達の要請及び乙が行う物資の供給等を迅速かつ円滑に行うため、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 香川県内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがあるとき。
- (2) 香川県以外において災害等が発生し、又は避難住民に対する物資の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、甲は、口頭、電話その他の方法で乙に要請し、事後速やかに乙に対し文書を交付するものとする。

3 乙は、災害等が発生した場合、甲の要請に基づき可能な範囲で、被災者の避難所における健康維持に必要な情報等を提供するものとする。

（調達物資）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で調達・製造が可能な物資であり、次に掲げるものとする。

- (1) 栄養調整食品
- (2) 清涼飲料水
- (3) その他甲が指定する物資

（実施）

第4条 乙は、甲から物資の調達の要請を受けたときは、可能な限り供給を行うよう努めるものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、受領を行うものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙より調達した物資の代金及び供給に伴う運搬等に要した費用を負担する。なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な市場価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は乙に対し、前項の代金及び費用を、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

（担当責任者の通知等）

第7条 甲及び乙は、この協定の履行に関する担当責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に

通知するものとする。なお、担当責任者を変更したときも同様とする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(情報交換・防災訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 甲、乙及びその職員等は、この協定の締結及び実施により知り得た相手方の秘密情報を第三者に開示、漏洩してはならない。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解約した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項が生じ、又はこの協定の各条項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、その解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年2月2日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造 印

乙 徳島県徳島市川内町平石夷野224番地18
大塚製薬株式会社
徳島支店 支店長 高本 浩司 印

2-55 災害時における物資供給に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 作業関係、日用品等、水関係、冷暖房機器等、電気用品等及びトイレ関係等の物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送

業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲乙協議の上その負担を決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は、甲が実施する防災啓発事業について、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 3月26日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県知事 浜田 恵造

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳

2-56 災害時における天幕等資機材の調達に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と、香川県テントシート工業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における天幕等資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は地震、津波、風水害、その他の大規模災害（香川県国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急処理事態」を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、甲から乙に対して天幕等資機材（以下「天幕等」という。）の調達に関して、その必要な手続き等を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する天幕等の供給を要請することができる。

（1） 香川県内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがあるとき。

（2） 香川県以外において災害等が発生し、又は避難住民に対する物資の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

（1） 天幕パイプテント

（2） 天幕大型テント

（3） その他甲が指定する物資

（実施）

第4条 乙は、甲から物資の調達の要請を受けたときは、その組合員等をして速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、協定の実施に当たり、供給可能な香川県内の事業者へ最優先して依頼するものとする。

3 乙は、協定の実施に当たる組合員等を選定した場合は、甲に対し、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を交付するものとする。

4 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式3により、その状況を報告するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、受領又は返還を行うものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(経費の負担)

第6条 甲は、調達した物資の代金及び供給に伴う運搬等に要した費用を負担する。なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は乙に対し、前項の代金及び費用を、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(通知等)

第7条 甲と乙は、この協定の履行にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに、別に定める別紙様式4により相手方に通知するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に通知するものとする。

2 乙は、この協定により供給できる天幕等について、供給可能品目及び数量等の状況を、毎年3月末までに甲に通知するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(情報交換・防災訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以降も同様とする。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年1月18日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事

乙 香川県香川県高松市春日町1606-13
香川県テントシート工業組合

2-57 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と、公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会（以下「乙」という。）とは、災害時における生活必需物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は地震、津波、風水害、その他の大規模災害（香川県国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急処理事態」を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、甲から乙に対して生活必需物資の調達に関して、その必要な手続き等を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する生活必需物資の供給を要請することができる。

（1） 香川県内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがあるとき。

（2） 香川県以外において災害等が発生し、又は避難住民に対する物資の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1） トイレットペーパー

（2） ティッシュペーパー

（3） ウェットティッシュ

（4） その他甲が指定する物資

（実施）

第4条 乙は、甲から物資の調達の要請を受けたときは、その会員等をして速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、協定の実施に当たる会員等を選定した場合は、甲に対し、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式3により、その状況を報告するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、受領又は返還を行うものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(経費の負担)

第6条 甲は、調達した物資の代金及び供給に伴う運搬等に要した費用を負担する。なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は乙に対し、前項の代金及び費用を、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(通知等)

第7条 甲と乙は、この協定の履行にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに、別に定める別紙様式4により相手方に通知するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に通知するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(情報交換・防災訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以降も同様とする。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年2月13日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
知事 浜田 恵造 ㊟

乙 愛媛県四国中央市川之江町4084番1
公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会
会長 服部 正 ㊟

2-58 災害時における物資供給に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と萩原工業株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その供給が可能な物資の供給を要請することができる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。

- （1）ブルーシート・土嚢袋などの乙が製造及び販売する各種シート及び袋類
- （2）その他甲が指定する物資

（物資の供給の協力）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、甲に対し、別紙様式2により、速やかにその状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡場所等を、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、受領を行うものとする。ただし、要請に合わない物資が確認された場合は、甲乙協議の上、その取扱いを決定するものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の通行）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を運搬する際には、車両を緊急通行車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「費用」という。）は、甲が負担

するものとする。

- 2 費用は、原則、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の供給については供給時の適正な価格）を基準とし、災害により著しく原材料価格が高騰する等のやむを得ない事情があれば、これを踏まえ、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。
- 3 乙は、甲が負担することとなる費用を甲に請求するものとし、甲は、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（雑 則）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年9月25日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 岡山県倉敷市水島中通一丁目4番地
萩原工業株式会社
代表取締役社長 浅野 和志

2-59 災害時における物資供給に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と株式会社ファーストリテイリング（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、別紙様式により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な物資とし、乙の子会社が販売する商品を含む。

（1）衣料品

（2）その他甲が指定する物資

（物資の供給の協力）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲乙協議の上、物資の運搬方法及び引渡場所等を決定するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、受領を行うものとする。ただし、要請に合わない物資が確認された場合は、甲乙協議の上、その取扱いを決定するものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の通行）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を運搬する際には、車両を緊急通行車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 費用は、原則、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の供給については供給時の適正な

価格)を基準とし、災害により著しく原材料価格が高騰する等のやむを得ない事情があれば、これを踏まえ、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

- 3 乙は、甲が負担することとなる費用を甲に請求するものとし、甲は、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。ただし、乙の子会社が販売する商品を乙が供給した場合には、当該子会社から甲に対して請求書を発行するものとし、甲は、当該子会社の指定する口座へ費用を支払うものとする。
- 4 支払い手数料は甲の負担とする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(雑 則)

第10条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月15日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 山口県山口市佐山10717-1
株式会社ファーストリテイリング
代表取締役会長兼社長 柳井 正

2-60 災害時における物資の供給に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時等における応急物資（以下「物資」という。）の確保・供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、香川県内に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合若しくは香川県国民保護計画に定める武力攻撃事態及び緊急処理事態が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲乙が相互に協力して、災害時の住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（物資の要請等）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部のいずれかを設置し、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたとき、速やかに物資を調達し適切な措置をとるとともに優先的供給に努めるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

3 乙は、要請による物資と数量について、応じ難いときは可能な範囲内で供給するものとする。

（供給物資）

第3条 甲が乙に要請する災害時の物資は、別表1の品目を基準とする。ただし、甲と乙が協議し、乙は可能な範囲で甲に対して災害時に必要な物資の供給に協力するものとする。

（要請方法）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において書面を提出するものとする。

（物資の引取り）

第5条 物資の引取り場所は、原則として、コーナン上天神中央通店とし、甲は乙の提出する納品書等により確認のうえ物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が、甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「物資の代金等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 物資の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の請求及び支払）

第7条 乙は、物資の納入が完了したときは、物資の代金等について、請求書をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（情報交換及び提供）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ相互に情報交換を行うものとし、平素から災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

する。

(連絡窓口)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に報告するものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は、締結の日から適用し、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容でもって継続するものとする。

(要請の優先順位)

第11条 甲からの要請が、同様の協定を締結している地方公共団体の要請と重複した場合は、個別に協議するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年4月28日

「甲」 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県

香川県知事

「乙」 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1

コーナン商事株式会社

代表取締役社長

別表1 (第3条関係)

災害時における供給物資

種類	物資名
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋
日用品等	毛布、タオル、割り箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウエットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、生理用品
食品等	飲料水、水缶、カップラーメン、菓子
冷暖房器具等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光機、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係	救急ミニトイレ

2-61 災害時における物資等の輸送に関する協定書

香川県(以下、甲という。)と一般社団法人香川県トラック協会(以下、乙という。)とは、災害時における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時において甲が乙に協力を求める物資の輸送等に関して、その円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害発生時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し次条に掲げる業務に係る協力を要請できるものとし、乙は特別な理由がない限り、優先的に協力するものとする。

2 前項の要請は、業務の内容、期間等を指定して別に定める様式の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

(協力業務)

第3条 甲が乙に協力を要請することができる業務は次のとおりとする。

- (1) 甲が災害対策本部を開設する場合及び一次(広域)物資拠点を開設・運営する場合等において、物資の輸送管理等に関する助言・指導等を行う物流専門家及び作業員等の派遣
- (2) 甲が一次(広域)物資拠点を開設・運営する場合における荷捌き業務等に必要となる荷役機器や資機材等の貸与
- (3) 食料、飲料水、生活必需品その他災害応急対策に必要な資機材等の緊急輸送業務
- (4) その他甲が必要とする災害応急対策業務

(事故等)

第4条 乙が供した貨物自動車が、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該貨物自動車を交換し、その業務を継続しなければならない。

(業務報告)

第5条 乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務の終了後、別に定める様式により速やかに業務実施状況を報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が3条の規定に基づき実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

- 2 前項の費用のうち、事業用自動車に係る運賃及び料金は、国土交通省の通達(平成11年3月26日自貨第39号)に基づき公示された運賃及び料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 物流専門家の派遣並びに作業員、荷役機械及び資機材の手配に要した費用等、前項に定める事項以外の費用については、当該災害発生直前における適正な価格を基本に、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した費用について、甲へ請求するものとする。

- 2 甲は、請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年8月1日条例第29号)を準用し、甲がこれを補償する。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、本協定実施の連絡責任者を別途定め、変更があった場合は、直ちに報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成26年10月29日

甲 高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造 印

乙 高松市福岡町三丁目2番3号
一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠木 寿嗣 印

2-62 大規模災害発生時における人員の輸送等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県タクシー協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模災害発生時における人員の輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、甲が乙に対して、人員の輸送等の業務に関し協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、優先的に協力するものとする。

2 前項の要請は、業務の内容、期間等を指定して別に定める様式の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、前項の要請があった場合は、別に定める様式の文書により回答を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者等の輸送業務
- (2) 被災者等の輸送業務
- (3) 災害応急対策の実施に必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- (4) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに別に定める様式によりその状況を報告する。

（費用の負担）

第6条 第3条の業務に要した費用は甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、道路運送法第9条の3の規定に基づき、乙の所属する組合員が認可を受けている一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金を基準として、甲乙協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年8月1日条例第29号)を準用し、甲がこれを補償する。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理総局危機管理課長、乙においては専務

理事とする。

(協力組員名簿の提出)

第10条 乙は、組員一覧を作成し、甲に文書で報告するものとする。なお、その内容に変更が生じた場合は、その都度文書で報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有する。

平成25年3月4日

甲 高松市番町4丁目1番10号

香川県

香川県知事 浜田 恵造

乙 高松市朝日町5丁目4番27号

香川県タクシー協同組合

理事長 川畑 政廣

2-63 大規模災害発生時における船舶輸送に関する協定書

香川県(以下「甲」という。)と香川県旅客船協会(以下「乙」という。)とは、大規模災害発生時における物資等の船舶輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害発生時の船舶による物資等の輸送に関し、甲が乙に協力を求める場合に、その円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、大規模災害発生時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し船舶の派遣を要請できるものとし、乙は特別な理由がない限り、優先的に協力するものとする。

2 前項の要請は、業務の内容、期間等を指定して別に定める様式の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、前項の要請があった場合は、別に定める様式の文書により回答を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

(協力業務)

第3条 甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 被災者(滞留者を除く)の緊急輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な物資、要員、資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする災害応急対策業務

(業務報告)

第4条 乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務の終了後、別に定める様式により速やかに業務実施状況を報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙がこの協定に基づく業務の実施に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要する通常の経費を原則とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙又は乙の協会員は、業務の終了後、当該業務に要した費用について、甲へ請求するものとする。

2 甲は、請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年8月1日条例第29号)を準用し、甲がこれを補償する。

- (1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙及び乙の協会員又は業務に従事する者が締結した損害保険契約によ

り、保険給付を受けることができる場合
(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(協力会員名簿の提出)

第8条 乙は、協力をすることができる協会員一覧を作成し、甲に文書で報告するものとする。なお、その内容に変更が生じた場合は、その都度文書で報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成25年3月8日

甲 高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 高松市錦町一丁目21番3号
香川県旅客船協会
会長 野崎 朝光

2-64 災害時における船舶による輸送等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県水難救済会（以下「乙」という。）とは、災害時における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、香川県内に地震、津波、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を求める船舶による輸送等に関して、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して船舶の派遣を要請できる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（協力業務）

第3条 甲が乙に協力を要請する船舶による輸送等に関する業務は次のとおりとする。

- (1) 被災者等の緊急輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な物資、要員、資機材等の緊急輸送業務
- (3) その他甲が必要とする災害応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する救難所員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務の終了後、別紙様式2により速やかに業務実施状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙がこの協定に基づく業務の実施に要した経費（実費負担額）は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要する通常の経費を原則とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、甲が負担することとなる費用を甲に請求するものとし、甲は、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年8月1日条例第29号）を準用し、甲がこれを補償する。

- (1) 当該業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合

- (2) 当該損害につき、乙又は当該業務に従事する者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合（保険会社により補填されない損害は除く。）
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合（第三者からの賠償で補填されない損害は除く。）

(情報提供)

第8条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報及び船舶による輸送等に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(情報交換・防災訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく船舶による輸送等が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(連絡責任者の指定等)

第10条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に通知するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の締結については、協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年2月13日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県

香川県知事 浜田 恵造 印

乙 香川県仲多度郡琴平町892番地1
香川県水難救済会

会 長 琴陵 泰裕 印

2-65 災害時における遊漁船による輸送等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人瀬戸内東部遊漁船協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における遊漁船による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、香川県内に地震、津波、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を求める遊漁船による輸送等に関して、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して遊漁船の派遣を要請できる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（協力業務）

第3条 甲が乙に協力を要請する遊漁船による輸送等に関する業務は次のとおりとする。

- (1) 被災者等の緊急輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な物資、要員、資機材等の緊急輸送業務
- (3) その他甲が必要とする災害応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務の終了後、別紙様式2により速やかに業務実施状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙がこの協定に基づく業務の実施に要した経費（実費負担額）は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の経費を原則とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、甲が負担することとなる費用を甲に請求するものとし、甲は、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年8月1日条例第29号）を準用し、甲がこれを補償する。

- (1) 当該業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合

- (2) 当該損害につき、乙又は当該業務に従事する者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合（保険会社により補填されない損害は除く。）
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合（第三者からの賠償で補填されない損害は除く。）

(損害の補填)

第8条 乙は、第2条第1項の要請に基づく業務の実施により事故が発生した場合において、第三者に損害を与えたときは、当該損害の補填のために要する経費を負担するものとする。ただし、当該損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(情報提供)

第9条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報及び遊漁船による輸送等に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(情報交換・防災訓練)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく遊漁船による輸送等が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(連絡責任者の指定等)

第11条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に通知するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の締結については、協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年8月2日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県善通寺市金蔵寺町1298番地1
特定非営利活動法人瀬戸内東部遊漁船協議会
会 長 福本 優

2-66 災害時における小型船による輸送等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県地区小型船安全協会（以下「乙」という。）とは、災害時における小型船による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、香川県内に地震、津波、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を求める小型船による輸送等に関して、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して小型船の派遣を要請できる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（協力業務）

第3条 甲が乙に協力を要請する小型船による輸送等に関する業務は次のとおりとする。

- (1) 被災者等の緊急輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な物資、要員、資機材等の緊急輸送業務
- (3) その他甲が必要とする災害応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務の終了後、別紙様式2により速やかに業務実施状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙がこの協定に基づく業務の実施に要した経費（実費負担額）は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の前項の経費を原則とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、甲が負担することとなる費用を甲に請求するものとし、甲は、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年8月1日条例第29号)を準用し、甲がこれを補償する。

- (1) 当該業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙又は当該業務に従事する者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合（保険会社により補填されない損害は除く。）
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合（第三者からの賠償で補填されない損害は除く。）

(損害の補填)

第8条 乙は、第2条第1項の要請に基づく業務の実施により事故が発生した場合において、第三者に損害を与えたときは、当該損害の補填のために要する経費を負担するものとする。ただし、当該損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(情報提供)

第9条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報及び小型船による輸送等に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(情報交換・防災訓練)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく小型船による輸送等が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(連絡責任者の指定等)

第11条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に通知するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の締結については、協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑則)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年6月25日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市朝日新町1番30号
香川県地区小型船安全協会
会長 松本 公継

2-67 災害時における物資の保管等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県倉庫協会（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、必要な救援物資の保管、入出庫管理等（以下「物資の保管等」という。）、物流専門家、作業指揮者、技能者等（以下「物流専門家等」という。）の派遣及び物資の保管等に必要となる資機材、荷役機器等の提供・手配等（以下「資機材の提供」という。）に関して、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資の保管等を行う施設を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の保管等及び資機材の提供を要請することができる。

（1）香川県内に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）香川県以外において、大規模災害が発生し、又は避難住民に対する物資の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から物資の保管等を要請されたとき。

2 甲は、物資の保管等を実施する上で乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、物資の保管等に関する助言を行う物流専門家等の派遣を要請することができる。

3 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第3条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、その会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

2 乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務の終了後、別紙様式2により速やかに業務実施状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、物資の保管等及び資機材の提供に要した費用（保管料、荷役料及び実費負担額等をいう。以下「保管料等」という。）を負担する。なお、保管料等については、災害等発生直前時における香川県の事業者が定める料金を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

2 物流専門家等の派遣に要した費用に関する甲の負担は、甲、乙が協議して決定するものとする。

3 乙は、前2項の規定により甲が負担することとなる費用を甲に請求するものとし、甲は、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

（事故発生等の際の取扱い）

第5条 乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(補償)

第6条 本協定により業務に従事した物流専門家等が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病等にかかった場合は、次に掲げる場合を除き、その損害の補償について、甲乙協議の上、誠意をもって対応する。

- (1) 当該業務に従事する物流専門家等の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙又は当該業務に従事する物流専門家等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合（保険会社により補填されない損害は除く。）
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合（第三者からの賠償で補填されない損害は除く。）

(情報提供)

第7条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報及び物資の保管等に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(担当責任者の通知等)

第8条 甲及び乙は、この協定の履行に関する担当責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、担当責任者を変更したときも同様とする。

(情報交換・防災訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく物資の保管等が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の締結については、協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 8月10日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県

香川県知事 浜田 恵造 印

乙 香川県高松市錦町一丁目21番3号
香川県倉庫協会

会 長 津島 直也 印

2-68 災害時における物資の保管に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県農業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、香川県内に地震、津波、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、救援物資の保管に関して、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に、救援物資の保管のため、乙の協力を得る必要があるとき、又は市町からの要請があったときは、乙に対して協力要請できる。

2 前項の要請は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（協力内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する内容は次のとおりとする。

- （1）救援物資を保管するための施設の貸与
- （2）救援物資の保管に必要となる資機材、荷役機器等の提供
- （3）救援物資の保管にかかる荷役機器の操作等

（事前協議）

第4条 前条第1号の規定により貸与の対象となる救援物資を保管するための施設（以下「貸与施設」という。）については、平時において、甲又は市町と乙の協議の上、貸与可能な施設を確認するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、第2条に基づく協力要請を受けたときは、乙の組合運営に支障のない範囲において協力するものとする。

（貸与施設における業務）

第6条 貸与施設の開錠は、乙の職員の協力を得て、当該協力要請を行った甲又は市町（以下「要請元」という。）から貸与施設に派遣された職員（以下「配備職員」という。）が行うものとする。その際、配備職員は身分証等を携行するものとする。

2 貸与施設における救援物資の保管業務は、配備職員及び要請元が災害時の応援協定を締結している事業者等が行うものとする。

（報告）

第7条 この協定に基づく協力を実施したときは、当該協力の終了後、乙は、要請元に対し、別紙様式2により速やかに実施状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を送付するものとする。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく協力に要した費用は、要請元が負担するものとし、その金額等については、要請元と乙の協議の上、決定するものとする。

2 乙は、前項の費用を要請元に請求するものとし、要請元は、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(事故発生等の際の取扱い)

第9条 この協定に基づく協力の実施に際し事故が発生した時は、要請元と乙の協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び市町並びに乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、職名、氏名、緊急連絡先を相互に報告するものとする。なお、乙の連絡責任者は、緊急時において、貸与施設及び荷役機器等の鍵等を、貸与施設の配備職員へ受渡しできる者とする。

2 連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するほか、定期的に連絡体制の確認を行うものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の締結については、協定締結の日から効力を発するものとし、甲及び乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月10日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市寿町一丁目3番6号
香川県農業協同組合
代表理事理事長 木内 秀一

2-69 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書

香川県（以下「甲」という。）と日本赤十字社香川県支部（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）に基づく救助又はその応援の実施に関し、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、法第16条の規定に基づき、救助又はその応援の実施に関する事項を委託し、乙は、これを受託する。

（委託の範囲）

第2条 前条の規定による委託の範囲は、次のとおりとする。

（1）避難所の設置の支援

甲が行う避難所の設置の支援として、必要に応じて次の事項を行う。

ア 生活環境の整備

救援物資の配布及び衛生管理対策を含めた生活環境の整備を行うこと。

イ こころのケア

発災直後における被災者の精神的なショック及び避難生活による心労に対し、健康相談等のこころのケアを応急的に行うこと。

（2）医療及び助産

ア 医療

災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置する。

イ 助産

災害のため助産の途を失った者に対して行う。

（3）死体の処理

災害の際に死亡した者について、次の事項を行う。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 検案

2 前項の規定にかかわらず、緊急の必要があると認めるときは、甲乙協議の上、委託の範囲を変更することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により委託事項を明確に示すものとする。

3 第1項で委託の範囲を定めたことにより、乙が赤十字の人的任務として自主的判断に基づいて災害救助活動を行うことを妨げるものでない。

（救助又はその応援の実施）

第3条 乙は、甲から委託を受けた事項（以下「委託事項」という。）を実施するため、日本赤十字社の職員の中から救護員を任命し、常備救護班を編成しておくとともに、計画的に研修及び訓練を行い、有事即応体制を整えておかなければならない。

2 大規模災害又は複数の区域にわたり発生した災害においては、乙は、日本赤十字社が全国に有する支部及び施設と連携協力して、委託事項を実施するものとする。

3 乙は、委託事項の実施に関し、個人情報を取り扱うときは、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

4 甲は、災害の状況により必要があると認めるときは、委託事項についても、甲が直接実施することができる。

（実施完了の報告）

第4条 乙は、委託事項の実施が完了したときは、甲が定める様式により、委託事項の完了報告を甲に行うものとする。

（委託費用の補償）

第5条 甲は、法第19条の規定に基づき、乙が委託事項を実施するため支弁した費用は、その費用のための寄附金その他の収入を除き、補償するものとする。

(補償の額及びその請求)

第6条 法第19条の規定による乙が支弁した費用に対する甲が行う補償の額及びその請求は、次のとおりとする。

(1) 補償の額

乙が委託事項を実施するために支弁した費用であって、その費用に充当すべき寄附金その他の収入がある場合には、それを控除した額とする。

(2) 寄附金その他の収入

当該災害の際に、特に救助又はその応援のために使用することを指定されて乙が受けた金品であり、国又は地方公共団体の災害設備整備に要する補助金、及び日本赤十字社に対し活動資金又は義援金として寄附された金品は含まない。

(3) 補償の請求

乙が、「災害救助法第19条の規定による補償請求書(別紙様式)」を甲に提出することによって行う。なお、補償請求書に添付する書類のうち、乙の支弁費用に係る証拠書類等については、その写しを添付することとし、正本は乙が保管する。

(支弁費用の区分及び算定基準)

第7条 乙が支弁した費用の区分及び算定基準は、次のとおりとする。

(1) 人件費

委託事項の実施に従事した救護員の旅費、役務提供の対価に相当する費用(日本赤十字社の有給職員を除く。)、時間外手当及び深夜手当については、日本赤十字社旅費規則、同救護規則第28条の規定による費用弁償に関する規程及び同職員給与要綱により又は準じて算定した額による。

(2) 救助費

ア 避難所の設置の支援

(ア) 生活環境の整備

生活環境の整備のために使用した器物の購入費又は借上料等の実費

(イ) こころのケア

こころのケアのために使用した消耗品及び消耗材料等の購入費又は借上料等の実費

イ 医療及び助産

医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費

ウ 死体の処理

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として内閣府告示第228号(平成25年10月1日)に定める基準による。

(イ) 検案

検案の処置のために使用した材料、器具破損処理等の実費

エ その他必要な事項

(ア) 救護所設置のために使用した救護器材費、消耗器材費、建物等の借上料及び破損修理費を含む損料の実費

(イ) 上記(ア)のほか、委託した事項の実施のために要した費用の実費

(3) 輸送費

当該災害で法が適用された区域における通常の実費

(4) 賃金職員等雇上費

当該災害で法が適用された区域における通常の実費

(5) 扶助金

救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が委託事項の実施に従事し、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定により支給した扶助金（療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金）の額による。

(6) 事務費

文房具等の消耗品費、通信運搬費等の実費

(契約の有効期間)

第8条 この契約の有効期間は、契約締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この契約の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは、この契約は、さらに1年継続するものとし、以降同様とする。

(協議)

第9条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

附 則

- 1 この契約は、締結の日からその効力を生ずる。
- 2 災害救助法第32条の規定により非常災害に際して行う応急的に必要な救助の一部を委託する契約（昭和57年7月3日締結）については、この契約の締結と同時に解約する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年8月15日

(甲) 高松市番町四丁目1番10号
香 川 県
香川県知事 浜 田 恵 造

(乙) 高松市番町一丁目10番35号
日本赤十字社香川県支部
支部長 浜 田 恵 造

2-70 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣に関する協定書

香川県知事（以下「甲」という。）と、香川大学医学部附属病院長（以下「乙」という。）とは、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、香川県地域防災計画等に基づき甲が行う医療救護に対する乙の協力及び円滑な医療救護を行うために乙が行う訓練等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、甲が医療救護及びその訓練、待機等について乙の協力を求めたときに適用するものとする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、香川県医療救護計画に基づき、乙に対し、DMATの派遣を要請するものとする。

ただし、県内で発生した事故等で、本県の市町対策本部又は消防機関がその事態に照らし緊急にDMATの派遣を要すると判断した場合、市町対策本部又は消防機関から直接乙に対し、DMATの派遣を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請を踏まえ、DMATの出動が可能と判断したときは、DMATを出動させる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前にDMATを出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認したDMATの出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 乙が出動させたDMATに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 DMATが被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県のDMAT受入に係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、DMATの活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（業務）

第4条 乙に所属するDMATが行う業務は、日本DMAT活動要領及び香川県医療救護計画に定めるものとする。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が派遣したDMATが、前条に定める業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

（1） 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

（2） 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 被災した市町村又は他都道府県等（以下これらを「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対してDMATの出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償する。

（災害救助法適用時の実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき、乙が出動させたDMATが、災害救助法第24条の規定による救助に関す

る業務に従事した場合は、甲は同法第33条及び同法施行令第11条に定めるところにより費用を弁償する。

(待機に係る費用)

第7条 DMA Tの待機に要する費用は、甲からの要請の有無に関わらず乙の負担とする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき、乙が出動させたDMA Tの隊員が、その訓練、待機、災害救助等の業務に従事したため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害がある状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年8月1日香川県条例第29号）」の例によりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させたDMA Tの医療救護活動における事故等に対応するため傷害保険に加入する。

(体制の整備)

第9条 甲及び乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、DMA Tの出動体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、DMA T隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙が記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成21年7月31日

甲 高松市番町4丁目1番10号
香川県
香川県知事 真鍋 武紀

乙 香川県木田郡三木町大字池戸1750-1
香川大学医学部附属病院
院長 石田 俊彦

【同一内容の協定を締結】

県立中央病院、さぬき市民病院、内海病院、高松赤十字病院、独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター、独立行政法人労働者健康機構香川労災病院、社会医療法人財団大樹会総合病院回生病院、三豊総合病院、小豆島中央病院企業団、高松市立みんなの病院

2-71 災害時の医療救護に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は香川県地域防災計画に基づき甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、別紙1の基準により香川県災害対策本部が設置され、甲が医療救護について乙の協力を求めたときに適用するものとする。

3 この協定は、災害救助法が適用された他の都道府県において甲と乙が協力して医療救護を行うときにも適用される。

4 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町が行う医療救護について、郡市地区医師会の協力を得て実施できるように、必要な調整を行うものとする。

5 乙は、郡市地区医師会に対し、前項に定める市町の医療救護体制の整備が円滑に行われるように、必要な調整を行うものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、災害救助法又は香川県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、派遣するものとする。

3 乙が編成する医療救護班は「JMAT香川」という。

4 乙は、緊急やむを得ない場合は、甲の要請によらないでJMAT香川を派遣することができる。この場合にあつては、速やかにその旨を甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、甲のJMAT香川の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) JMAT香川の編成計画
- (2) JMAT香川の医療救護活動計画
- (3) 郡市地区医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

（JMAT香川の業務）

第4条 JMAT香川は、甲又は市町が避難所、避難場所又は災害現場に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 JMAT香川の業務は次のとおりとする。

- (1) 負傷の程度の判定
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 医療機関への転送の要否の判断及び転送順位の決定
- (4) 被災者の慢性疾患の治療・管理
- (5) 避難所・救護所における保健衛生の確保
- (6) その他医療救護に必要な業務

（JMAT香川に対する指揮）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、JMAT香川に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（JMAT香川の輸送）

第6条 甲は医療救護活動が円滑に実施できるよう、JMAT香川の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 JMAT香川が使用する医薬品等は、当該JMAT香川が携行するもののほか、甲が関係機関と連携し、供給するものとする。

(収容医療施設の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際は、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合(第2条第4項の規定による場合を含む。)に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) JMAT香川の編成、派遣に要する経費

(2) JMAT香川が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(実施細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して2年とする。

有効期間満了の前に協定の内容について甲乙は協議を行い、必要であれば改定を行うものとする。

2 ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、前項の協議が行われなかった場合、有効期間満了の日の翌日から起算して2年間この協定は延長されるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成29年3月3日

香川県高松市番町4丁目1番1号
甲 香川県
香川県知事 浜田 恵造

香川県高松市浜ノ町73番4号
乙 一般社団法人香川県医師会
会 長 久米川 啓

この協定は、下記の基準により香川県災害対策本部が設置され、甲が医療救護について乙の協力を求めたときに適用するものとする。

【設置基準】

- 1 県内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき。
- 2 県内で震度 5 弱以上の地震が発生し、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 3 香川県に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。
- 4 県内に気象警報等が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 5 県内で次の事故等が発生し、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - ・大規模な火災又は爆発
 - ・災害を誘発する物質の大量流出
 - ・大規模な列車、航空機、船舶等の事故
 - ・その他重大な事故
- 6 通常の組織における対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。

災害時の医療救護に関する協定実施細目

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県医師会（以下「乙」という。）は、平成29年3月3日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、実施細目を次のように定める。

（派遣要請）

第1条 甲は、協定第2条第1項の規定により乙に対して、JMAT香川の派遣を要請しようとするときは、災害の発生場所、日時及び概要を明らかにし、的確かつ迅速に行うものとする。

（医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定第2条第2項の規定によりJMAT香川を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、班ごとの医療救護活動報告書（第1号様式）、JMAT香川隊員名簿（第2号様式）及び医薬品等使用報告書（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

2 乙は、協定第2条第4項の規定によりJMAT香川を派遣したときは、JMAT香川緊急派遣報告書（第4号様式）を作成のうえ、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

3 前項の場合において、JMAT香川の医療救護活動が終了したときは、乙は、第1項の定めるところにより、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第3条 乙は、協定第2条に基づく医療救護活動において、JMAT香川隊員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（第5号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（実費弁償等の額）

第4条 協定第10条第1号に規定する実費弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定第10条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定第10条第3号に規定する扶助金については、災害救助法（昭和22年法律118号）第12条の規定により算定した額による。

（実費弁償等の請求）

第5条 協定第10条第1号及び第2号に規定する費用については、乙が各医療救護班分を取りまとめ費用弁償請求書（第6号様式）により、甲に請求するものとする。

2 協定第10条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が扶助金請求書（第7号様式）により、甲に請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、前条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、法令等の定めるところにより遅滞なくこれを支払うものとする。

（医事紛争の処理）

第7条 JMAT香川が救護所において行った業務において患者との間に医事紛争が生じた場合又は医療救護班が転送した患者の診療について診療した収容医療機関と患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のための適切な措置を講ずるものとする。

（有効期間）

第8条 この実施細目の有効期間は、協定書第13条と同様とする。

この実施細目を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成29年3月3日

香川県高松市番町4丁目1番1号
甲 香 川 県
香川県知事 浜田 恵造

香川県高松市浜ノ町73番4号
乙 一般社団法人香川県医師会
会 長 久米川 啓

別表（第4条関係）

区分	日 当	旅 費	時間外勤務手当
医師 歯科医師 薬剤師 保健師 助産師 看護師	災害救助法施行細則（昭和39年2月17日香川県規則第9号） 第10条に定める額		
補助職員	看護師の日当の10分の 6（100円未満切捨て）	一般の県職員の行政職給 与表による1級の職務に 当たる者の旅費相当額	一般の県職員の時間外勤 務手当支給の例による額

2-72 災害時の医療救護活動に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、香川県において大規模災害が発生し、甲が医療救護について乙の協力を求めたときに適用するものとする。

3 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町が行う医療救護について、本協定に準じ、乙の協力を得て円滑に実施されるよう必要な調整を行うものとする。

4 乙は、郡市歯科医師会に対し、市町の医療救護体制の整備が円滑に行われるように、必要な調整を行うものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、香川県地域防災計画に基づく医療救護活動において、必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、甲からの医療救護班の派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、予め、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成計画
- (2) 医療救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市歯科医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

（歯科医師班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町が避難所、避難場所又は災害現場に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 歯科傷病者に対する応急処置
- (2) 死体の確認及び検案
- (3) その他必要な処置

（医療救護班に対する指揮）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療救護班に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとる。

(実費弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成、派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費及び、携行品の破損等に係る経費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(実施細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を所持する。

平成24年3月6日

香川県高松市番町4丁目1番10号
甲 香 川 県
香川県知事 浜 田 恵 造

香川県高松市錦町2丁目8番38号
乙 社団法人香川県歯科医師会
会 長 豊 嶋 健 治

2-73 災害時の看護職医療救護活動に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県看護協会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、香川県において大規模災害が発生し、甲が医療救護について乙の協力を求めたときに適用するものとする。

3 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町が行う医療救護について、本協定に準じ、乙の協力を得て円滑に実施されるよう必要な調整を行うものとする。

4 乙は、看護協会災害看護ボランティア登録者及び登録者を有する施設に対し、市町の医療救護体制の整備が円滑に行われるように、必要な調整を行うものとする。

（看護職班の派遣）

第2条 甲は、香川県地域防災計画に基づく医療救護活動において、必要が生じた場合は、乙に対し、看護職で編成される救護班（以下「看護職班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに看護職班を編成、派遣し、甲が指示する場所において医療救護を実施するものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、甲からの看護職班の派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護活動について、「災害看護マニュアル」を定め、甲に提出するものとする。

2 乙は、「災害看護マニュアル」の改訂を行った場合、その都度、甲に提出するものとする。

（看護職班の業務）

第4条 乙が派遣する看護職班は、甲又は市町が設置する救護所、避難所及び甲が指定する場所において、「災害看護マニュアル」に基づき活動を行うものとする。

（看護職班に対する指揮）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、看護職班に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（看護職班の輸送）

第6条 甲は医療救護活動が円滑に実施できるよう、看護職班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する看護職班が使用する医薬品等は、当該看護職班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとる。

（実費弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 看護職班の編成、派遣に要する経費
- (2) 看護職班が携行した医薬品等を使用した場合の実費及び、携行品の破損等に係る経費
- (3) 看護職班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

（実施細目）

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。
(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を所持する。

平成20年2月25日

香川県高松市番町4丁目1番10号
甲 香 川 県
香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県高松市国分寺町国分152-4
乙 社団法人香川県看護協会
会 長 渡 邊 照 代

2-74 災害時の薬剤師医療救護活動に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、香川県において大規模災害が発生し、甲が医療救護について乙の協力を求めたときに適用するものとする。

3 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町が行う医療救護について、本協定に準じ、薬剤師会各支部の協力を得て円滑に実施されるよう必要な調整を行うものとする。

4 乙は、薬剤師会各支部に対し、前項に定める市町の医療救護体制の整備が円滑に行われるように、必要な調整を行うものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、香川県地域防災計画に基づく医療救護活動において、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師で編成される救護班（以下「薬剤師班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに薬剤師班を編成、派遣し、甲が指示する場所において医療救護を実施するものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、甲からの薬剤師班の派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、予め、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 薬剤師班の編成計画
- (2) 薬剤師班の医療救護活動計画
- (3) 乙の支部その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

（薬剤師班の業務）

第4条 乙が派遣する薬剤師班は、甲又は市町が設置する救護所、避難所及び医薬品等の集積所等において医療救護活動を行うものとする。

2 薬剤師班の業務は次のとおりとする。

- (1) 救護所等における調剤、服薬指導及び医師等への医薬品情報の提供
- (2) 医薬品等の集積所及び救護所等における医薬品等の仕分け及び管理

（薬剤師班に対する指揮）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、薬剤師班に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第6条 甲は医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、甲が関係機関と連携し、供給するほか、当該薬剤師班が携行するものとする。

(調剤費)

第8条 救護所等における調剤費は、無料とする。

(実費弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成、派遣に要する経費
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 薬剤師班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(実施細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を所持する。

平成19年3月23日

香川県高松市番町4丁目1番10号

甲 香 川 県
香川県知事 真鍋武紀

香川県高松市亀岡町9番20号

乙 社団法人香川県薬剤師会
会 長 宇川英二

2-75 災害時の助産師支援活動に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県助産師会（以下「乙」という。）は、災害時における助産師支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき甲が行う災害支援に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、香川県において大規模災害が発生し、甲が乙の協力を求めたときに適用するものとする。

3 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援が円滑に行われるように、必要な調整を行うものとする。

（災害支援）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要があると認めた場合は、乙に協力要請するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編成、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

（支援活動の内容）

第3条 災害支援班の業務は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定された助産師業務とする。

（指揮命令）

第4条 災害支援活動の総合調整を図るため、災害支援班に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（連絡責任者の指定）

第5条 乙は、甲の災害支援班の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め、甲に文書にて報告するものとする。

（実費弁償等）

第6条 甲の要請に基づき、乙が災害支援活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 災害支援班の編成、派遣に要する経費
- (2) 災害支援班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費
- (3) 災害支援班が災害支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

（実施細目）

第7条 この協定に基づく支援活動の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定期間)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年10月13日

甲 高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 高松市春日町1176番地
一般社団法人 香川県助産師会
会 長 眞鍋 由紀子

2-76 災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県接骨師会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における柔道整復師支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、香川県において大規模災害が発生し、甲が乙の協力を求めたときに適用するものとする。

3 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援が円滑に行われるように、必要な調整を行うものとする。

（災害支援）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要なと認めた場合は、乙に協力要請するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編成、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

（支援活動の内容）

第3条 災害支援班の業務は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復業務とする。

（指揮命令）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、災害支援班に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（連絡責任者の指定）

第5条 乙は、甲の災害支援班の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め、甲に文書にて報告するものとする。

（施術費）

第6条 第2条第2項に規定する活動場所における被災者の施術費は無料とする。

（実費弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が災害支援活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 災害支援班の編成、派遣に要する経費

(2) 災害支援班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費

(3) 災害支援班が災害支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく政令及び規則並びに「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和38年条例第29条）の例による。

（実施細目）

第8条 この協定に基づく支援活動の実施に関し必要な事項については、別途定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思

表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年1月9日

甲 高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 真鍋 武紀

乙 高松市中野町13番地1号
社団法人 香川県接骨師会
会 長 石原 誠

2-77 香川DPATの出動等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と、国立大学法人香川大学医学部附属病院（以下「乙」という。）とは、香川県内外における地震等による大規模自然災害及び大規模事故災害等（以下「大規模災害等」という。）の発生時における「香川DPAT」の出動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「香川DPAT（災害派遣精神医療チーム）設置運営要綱」（以下「運営要綱」という。）に基づき、大規模災害等の発生時に甲が行う精神科医療及び精神保健活動の支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、運営要綱に基づき、「香川DPAT」の活動が必要と判断したときは、乙に対して「香川DPAT」の出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、「香川DPAT」の出動が可能と判断したときには、「香川DPAT」を出動させる。

3 乙は、緊急にやむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に「香川DPAT」を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した「香川DPAT」の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 乙が出動させた「香川DPAT」に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 「香川DPAT」が香川県以外の被災都道府県からの要請を受けて出動する場合は、前項の規定にかかわらず、当該被災都道府県のDPAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、「香川DPAT」の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 「香川DPAT」は次の活動を行うものとする。

（1）本部活動

（2）情報収集とニーズアセスメント

（3）情報発信

（4）被災地での精神科医療の提供

（5）被災地での精神保健活動への専門的支援

（6）被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む。）

（7）支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）への専門的支援

（8）精神保健医療に関する普及啓発

（9）その他災害時に必要と認められる活動

2 「香川DPAT」は、移動、通信手段、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等の確保については、自ら行いながら継続した活動を行うことを基本とする。

3 甲と乙は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等を活用して情報を共有し、「香川DPAT」の活動の後方支援を行う。

(費用弁償等)

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた「香川D P A T」が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

(1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 被災した市町村又は他都道府県等(以下「要請元」という。)からの要請に基づき、甲が乙に対して「香川D P A T」の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた「香川D P A T」の隊員が、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条の規定による救助に関する業務に従事した場合は、甲は、同法第18条及び災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第5条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 「香川D P A T」の待機に要する費用は、甲からの要請の有無に関わらず、乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の依頼に基づき乙が派遣した「香川D P A T」構成員がその業務のため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は身体障害を有することとなった場合は、災害救助法の例により損害を補償する。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた「香川D P A T」の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、「香川D P A T」の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年2月22日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香 川 県
香川県知事 浜 田 恵 造

乙 香川県木田郡三木町池戸1750-1
国立大学法人 香川大学医学部附属病院
病院長 横見瀬 裕保

【同一内容の協定を締結】

県立丸亀病院 H31. 2. 22

公益社団法人日本精神科病院協会香川県支部 H31. 3. 1

独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター H31. 3. 4

2-78 香川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と、社会福祉法人香川県社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、香川県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結し、乙は、この協定において、香川県災害福祉支援ネットワーク協議会の構成団体のうち、チームを構成する別記の団体（以下「構成団体」という。）を代表する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、チームを避難所、福祉避難所（高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするもの（以下「要配慮者」という。）を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、要配慮者を支援することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、避難所等において支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対してチームの派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、速やかに派遣の可否及び派遣可能な人数を甲に報告するものとする。

3 チームの派遣基準は、次のいずれかに該当するときとする。

（1）県内で大規模災害が発生した場合であって、甲がチームを派遣する必要があると認めるとき。

（2）県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町から甲にチームの派遣要請があったとき。

（3）県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から甲にチームの派遣要請があったとき。

（4）その他、特に必要があると甲が認めるとき。

（活動内容等）

第3条 チーム員は、避難所等において次の業務を行うこととする。

（1）避難所等の福祉ニーズ把握

避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を甲に報告する。

（2）要配慮者のスクリーニング

緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。

（3）要配慮者からの相談対応

要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。

（4）介護を要する者への応急的な支援

避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。

（5）避難環境の整備

避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整し、避難環境を良好に保つ。

2 前項に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。

3 チーム員は、構成団体に加入する施設、事業所等（以下「施設等」という。）の職員の身分をもって第1項及び第2項の業務に従事する。

（指揮命令）

第4条 チームが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

（移動手段）

第5条 チーム員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

（活動報告）

第6条 乙は、チーム員の活動が終了した後、その活動状況等について、甲に報告するものとする。

（補償）

第7条 甲は、チームの業務に関連する事故に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

（派遣費用の負担等）

第8条 甲の要請に基づき派遣したチーム員の派遣費用（以下「費用」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助費の支弁対象となる場合、災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

（2）前号に掲げる場合以外の場合、甲と乙が協議して、別に定める。

2 甲は、チーム員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

（定めのない事項等）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

（適用）

第10条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙が署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和2年2月6日

甲 高松市番町4丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 高松市番町1丁目10番35号
社会福祉法人香川県社会福祉協議会
会 長 西原 義一

別記（構成団体）

香川県社会福祉法人経営者協議会

会 長 川西 基雄

香川県老人保健施設協議会

会 長 岡部 功

香川県児童福祉施設連合会

会 長 藤井 敏孝

香川県救護・身障施設協議会

会 長 水ト 則之

一般社団法人香川県介護福祉士会

会 長 石橋 真二

香川県精神保健福祉士協会

会 長 齋中 康人

香川県県内社会福祉協議会連絡協議会

会 長 田中 克幸

香川県老人福祉施設協議会

会 長 小川 望

香川県保育協議会

会 長 三木 一平

特定非営利活動法人香川県知的障害者福祉協会

理事長 平井 勇一

公益社団法人香川県社会福祉士会

会 長 岡崎 昌枝

一般社団法人香川県介護支援専門員協議会

会 長 大原 昌樹

香川県医療ソーシャルワーカー協会

会 長 和田 有加

2-79 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県医薬品卸業協会（以下「乙」という。）との間に災害救助に必要な医薬品等の確保に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第 1 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医療機関において使用する医薬品等及び県又は市町の災害時用備蓄医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙及び乙に加盟する会員（以下「乙等」という。）に対し、その保有する医薬品等の供給を要請することができる。

（供給医薬品等の範囲）

第 2 乙は、甲から要請のあった医薬品等について、乙等の保有する範囲内において供給に応ずるものとする。

（要請の方法）

第 3 第 1 の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙等の措置）

第 4 第 1 の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するため必要な措置をとるものとする。

（引渡し）

第 5 医薬品等の引渡場所及び時刻等については、甲が指定するものとし、甲の指定する者が、医薬品等を確認のうえ受領するものとする。

（価格）

第 6 医薬品等の価格は、災害発生前の平常時において通常取引されている価格とする。ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲乙等協議して定める。

（代金の支払い）

第 7 甲は、引取った医薬品等の代金を速やかに供給要請先に支払うものとする。

（協議）

第 8 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（有効期限）

第 9 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持するものとする。

平成 9 年 2 月 27 日

（甲）香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号
香川県香川県知事 平井 城一

（乙）香川県高松市亀岡町 9 番 20 号
香川県医薬品卸業協会会長 岡内 信三

2-80 災害時における一般用医薬品等の確保に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県医薬品小売商業組合（以下「乙」という。）との間に災害時における一般用医薬品等の確保に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙及び乙に加盟する会員（以下「乙等」という。）に対し、その保有する医薬品等の供給を要請することができる。

（供給医薬品等の範囲）

第2 乙は、甲から要請のあった医薬品等について、乙等の保有する範囲内において供給に応ずるものとする。

（要請の方法）

第3 第1の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙等の措置）

第4 第1の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するため必要な措置をとるものとする。

（引渡し）

第5 医薬品等の引渡場所及び時刻等については、甲が指定するものとし、甲の指定する者が、医薬品等を確認のうえ受領するものとする。

（価格）

第6 医薬品等の価格は、災害発生前の平常時において通常取引されている価格とする。ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲乙等協議して定める。

（代金の支払い）

第7 甲は、引取った医薬品等の代金を速やかに供給要請先に支払うものとする。

（協議）

第8 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（有効期限）

第9 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成9年2月27日

（甲）香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県香川県知事 平井 城一

（乙）香川県高松市亀岡町9番20号
香川県医薬品小売商業組合理事長 松岡 豊

2-81 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門香川県支部（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な医療ガス等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、香川県内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、医療ガス等を調達する必要があると認めたときは、乙に加入する医療ガス販売業者（以下「会員会社」という。）の所有する医療ガス等の供給について、乙に対して協力を要請するものとする。

（医療ガス等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医療ガス等は、次に掲げるもののうち会員会社が保有する医療ガス等とする。

- （1）医療用酸素、医療用亜酸化窒素、医療用窒素、医療用二酸化炭素、医療用液化酸素、医療用液化窒素、滅菌ガス等
- （2）医療用ガス配管設備、在宅酸素療法等、甲が指定するガス供給機器等
- （3）その他甲が必要と認めたもの

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、別途定める文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。

2 甲から乙への要請経路は、別途定める。

（要請に基づく措置）

第4条 乙が第1条に定める要請を受けたときは、乙は、会員会社の所有する医療ガス等を、甲に速やかに供給するとともに、その措置状況を別途定める文書により甲に報告する。

2 乙から甲への報告経路は、別途定める。

（価格）

第5条 医療ガス等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲、乙協議の上、定めるものとする。

（引渡し）

第6条 医療ガス等の取引場所は、甲が指定するものとし、当該医療ガスの搬送は甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の場合において、甲は、甲の指定する取引場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、医療ガス等を確認した上で引き取るものとする。

3 甲は、災害時において乙が医療ガス等を運搬する際には、緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

（連絡責任者及び連絡方法等）

第7条 第1条に定める要請に関する連絡の責任者として、甲は、香川県業務主管課長を、乙は一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門香川県支部長をそれぞれ指定するものとする。

2 甲及び乙は、連絡用機器（災害時優先電話等）について協議し、迅速に連絡できる手段を、確保し

ておくものとする。

(代金の支払い)

第8条 甲が引き取った医療ガス等の代金は、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡員の派遣)

第9条 大規模な災害のため、電話等による通信が困難な場合等は、甲の要請により乙は、甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣するものとする。

(連絡協議会への参加)

第10条 甲が災害対策等に関する連絡協議会を設置した場合は、甲の要請により乙は参加するものとする。

(防災訓練への参加)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練等に関し、甲の要請に基づき参加・協力するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも協定終了の意思表示がない場合には、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月27日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事職務代理者
香川県副知事 天 雲 俊 夫

乙 香川県高松市朝日町5-14-1
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
四国地域本部医療ガス部門香川県支部
支部長 佐々木 康二

2-82 災害時における医療機器等の供給に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県医療機器販売業協会（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な医療機器等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医療機器等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙の会員が保有する医療機器等の供給を要請することができる。

（供給医療機器等の範囲）

第2条 乙は、甲から要請のあった医療機器等について、乙の会員が保有する範囲内において供給に供するものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲は、やむを得ない事情により乙との連絡が困難な場合には、直接乙の会員に対し要請することができるものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、第1条に定める要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置状況を文書により甲に報告する。

（引渡し）

第5条 医療機器等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲の指定するものが、医療機器等を確認のうえ受領するものとする。

（価格）

第6条 医療機器等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合は、その輸送費を含む。）を基準として甲、乙協議の上、定めるものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲は、引き取った医療機器等の代金を速やかに供給した会員に支払うものとする。

（連絡責任者及び連絡方法等）

第8条 第1条に定める要請に関する連絡の責任者として、甲は、香川県薬務感染症対策課長を、乙は香川県医療機器販売業協会理事長をそれぞれ指定するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に、それぞれの取扱窓口の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議し

て定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年11月 9日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香 川 県
香川県知事 浜田 恵造

乙 高松市香川町川東下277-1
四国医療器株式会社 香川営業所内
香川県医療機器販売業協会
理 事 長 尾形 龍紀

2-83 航空搬送拠点臨時医療施設の運用に関する申し合わせ

高松空港事務所（以下「甲」という。）と高松空港株式会社（以下「乙」という。）と香川県（以下「丙」という。）は、大規模災害が発生した場合に広域医療搬送等を行うために高松空港内に設置する航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）の運用等について、次のとおり申し合わせる。

（目的）

第1条 本申し合わせは、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成29年6月23日中央防災会議幹事会）において、高松空港がSCUに位置付けられていることに伴い、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合に、丙が、迅速かつ円滑にSCUを高松空港内に設置・運営し、負傷者等の広域医療搬送等を行うことを目的とする。

（SCU資機材の保管場所）

第2条 甲は、高松空港事務所庁舎内に丙の保有するSCU資機材の保管場所を確保することについて、丙に協力する。

（SCU資機材の保管場所へ入室等）

第3条 丙及び丙が認めた者（災害派遣医療チーム等）は、資機材の管理・メンテナンス等のため、高松空港事務所庁舎内のSCU資機材の保管場所に入室することができる。

2 甲は丙が高松空港事務所庁舎内に入室するために解除するテンキーのパスワードを、丙から確認を受けた場合に、丙に対して付与する。丙は、付与されたパスワードについて、入室に必要な最小限度の者にのみ開示し、他の者に知られることがないよう厳重に管理する。

（SCUの展開場所）

第4条 乙は、丙が設置するSCUの展開場所として、高松空港内の消防倉庫のスペースを提供する。

（平時の訓練）

第5条 乙は、丙が、SCU運用訓練を実施するに当たっては、丙に協力する。

（実際の運用）

第6条 乙は、大規模災害発生時において、丙がSCUを立ち上げ、運用するに当たっては、丙に協力する。

2 乙は、SCUの活動に係るスペース（駐車場、会議室、休憩室等）を確保・提供することについて、丙から要請があった場合は、丙に協力する。

3 乙は、SCU運営に係る電源（非常用電源を含む）や、自家発電用の燃料を確保することについて、丙から要請があった場合は、丙に協力する。

4 乙は、乙が保有している医療資機材を提供することについて、丙から要請があった場合は、丙に協力する。

（ドクターヘリ等の運航）

第7条 甲及び乙は、高松空港に飛来するドクターヘリ等が円滑に運航できるよう協力を行う。

（SCU運用に係る費用）

第8条 SCUの運用（訓練も含む）に係る丙の建物使用料は、無償とする。

2 高松空港内の施設利用にかかる光熱水料は、甲及び乙が負担する。ただし、特に多額の光熱水料が発生した場合は、その負担について、その都度甲、乙及び丙の三者で協議の上、決定する。

3 その他、SCUの運用（訓練も含む）において必要となる経費の負担については、別途、甲、乙及び丙協議の上、決定する。

（その他）

第9条 この申し合わせに定めのない事項については、甲、乙及び丙の三者で協議の上決定するものとする。

この申し合わせを証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年9月18日

甲 香川県高松市香南町由佐3473-3
国土交通省 大阪航空局
高松空港事務所
空港長 三口 進

乙 香川県高松市香南町岡1312番地7
高松空港株式会社
代表取締役社長 渡部 哲也

丙 香川県高松市番町4-1-10
香川県知事 浜田 恵造

2-84 災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）は、香川県内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、災害が発生した市町長から求めがある場合など、捜索活動のため必要があると認めるときは、乙に対して、災害救助犬の出動を要請するものとする。

（出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数及び出動人員は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（捜索活動の実施）

第3条 乙は、出動した災害現場においては、甲の指定した現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定に基づく出動に要する経費は、乙の負担とする。

（損害補償）

第5条 この協定に基づく出動又は捜索活動に伴って乙の出動人員及び災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（訓練の参加）

第6条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成13年12月11日

甲 高松市番町4丁目1番10号
香 川 県
香川県知事 真鍋 武紀

乙 大阪府豊中市本町四丁目1番24号
特定非営利活動法人
日本レスキュー協会
会 長 大山 直高

2-85 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書

香川県老人福祉施設協議会（以下「甲」という。）と香川県（以下「乙」という。）及び高松市（以下「丙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、在宅での生活が困難となった又はそれが見込まれる要介護認定者及び緊急に避難を要する高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の、甲に属する特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）での受け入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の要援護高齢者の施設での受け入れ等に関し、甲、乙、丙の三者間の必要な事項を定めるものとする。

（情報提供）

第2条 施設は、災害時には、乙に対し、受け入れ可能人数等の情報を提供するものとする。

2 乙は、前項により得た情報を管理するとともに、各市町に対して提供するものとする。

（受け入れ）

第3条 施設は、災害時には、要援護高齢者をその希望等により一時的に受け入れるよう努めるものとする。

2 乙又は丙は、施設が前項に定める受け入れを効果的に行えるよう、関係機関に対して、連携を要請するものとする。

（介護保険法上の取扱い）

第4条 乙又は丙は、前条の規定に基づき、施設が介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第9項の規定による短期入所生活介護として受け入れた結果、定員を超過した場合には、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）の第138条又は第140条の12のただし書きに該当するものとして取り扱うものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第5条 甲、乙及び丙は、施設が災害時にボランティア等を要請するに際して、これに協力するものとする。

（被災施設等からの応援活動の要請と対応）

第6条 甲は、被災した施設等からの生活物資等の提供、応援職員の派遣又は入所者の受入れ等の応援活動の要請があれば、これに応じるものとし、乙又は丙は、これに協力するものとする。

2 甲は、前項の応援活動の要請に対応するため、甲に加入する施設の間での相互の応援活動の取扱いについて、乙及び丙に協議の上、これを定めるものとする。

（在宅復帰への支援）

第7条 乙は、施設が受け入れた要援護高齢者の早期な在宅復帰のため、当該施設や当該要援護高齢者の住所地市町との連携を図るものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

付 記

この協定は、平成17年9月2日付で締結した協定を一部改正したものである。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年11月2日

甲 香川県高松市番町一丁目10番35号
香川県老人福祉施設協議会会長 野口尚義

乙 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県知事 浜田恵造

丙 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市長 大西秀人

2-86 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書

香川県老人保健施設協議会（以下「甲」という。）と香川県（以下「乙」という。）及び高松市（以下「丙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、在宅での生活が困難となった又はそれが見込まれる要介護認定者及び緊急に避難を要する高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の、甲に属する介護老人保健施設（以下「施設」という。）での受け入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の要援護高齢者の施設での受け入れ等に関し、甲、乙、丙の三者間の必要な事項を定めるものとする。

（情報提供）

第2条 施設は、災害時には、乙に対し、受け入れ可能人数等の情報を提供するものとする。

2 乙は、前項により得た情報を管理するとともに、県内市町に対して提供するものとする。

（受け入れ）

第3条 施設は、災害時には、受入れを希望する要援護高齢者を一時的に受け入れるよう努めるものとする。

2 乙又は丙は、施設が前項に定める受け入れを効果的に行えるよう、関係機関に対して、連携を要請するものとする。

（介護保険法上の取扱い）

第4条 乙又は丙は、前条の規定に基づき、施設が介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第10項による短期入所療養介護及び第8条の2第8項の規定による介護予防短期入所療養介護として受け入れた結果、定員を超過した場合には、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）の第154条のただし書き及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）の第193条のただし書きに該当するものとして取り扱うものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第5条 甲、乙及び丙は、施設が災害時にボランティア等を要請するに際して、これに協力するものとする。

（被災施設等からの応援活動の要請と対応）

第6条 甲は、被災した施設等からの生活物資等の提供、応援職員の派遣又は入所者の受入れ等の応援活動の要請があれば、これに応じるものとし、乙又は丙は、これに協力するものとする。

2 甲は、前項の応援活動の要請に対応するため、甲に加入する施設の間での相互の応援活動の取扱いについて、乙及び丙に協議の上、これを定めるものとする。

（在宅復帰への支援）

第7条 乙は、施設が受け入れた要援護高齢者の早期な在宅復帰のため、当該施設や当該要援護高齢

者の住所地市町との連携を図るものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

付 記

この協定は、平成18年7月28日付で締結した協定を一部改正したものである。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和元年5月31日

甲 香川県善通寺市原田町1486番地3
香川県老人保健施設協議会会長 岡 部 功

乙 香川県高松市番町四丁目1番10号
香 川 県 知 事 浜 田 恵 造

丙 香川県高松市番町一丁目8番15号
高 松 市 長 大 西 秀 人

2-87 健康危機等における防疫業務の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県内において、自然災害、感染症、特定家畜伝染病その他何らかの原因により人の生命と健康が脅かされる事態等（以下「健康危機等」という。）が発生し、その被害が広範囲にまたがるおそれがある場合に、香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）とが、互いに協力して、迅速かつ円滑な消毒、害虫防除などの業務（以下「防疫業務」という。）を実施するため、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、健康危機等が発生し、その被害が広範囲にまたがるおそれがある場合又は市町長から求めがある場合において、必要があると認めるときは、乙に防疫業務実施の協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を行うときは、次の事項を明記した文書により協力要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により協力要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 健康危機等の種別
- (2) 健康危機等発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 協力要請の内容並びに薬剤、機器又は消耗資材等の必要な品目及び数量
- (4) 協力を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか甲が必要と判断した事項

(防疫業務の実施)

第3条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに防疫業務を実施する者（以下「防疫業務実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

2 防疫業務実施者は、甲の指示に従い、防疫業務を実施するものとする。

3 防疫業務に必要な機材等は、乙が確保するものとする。

(協力体制の整備)

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応できるよう、あらかじめ、機材等の整備や研修会等による技術の向上を図るなど、常に体制を整備しておくものとする。

(防疫業務の報告)

第5条 防疫業務実施者は、防疫業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に基づく防疫業務を円滑に実施するため、甲にあつては健康危機等の種別に応じ、その業務所管課長を、乙にあつては一般社団法人香川県ペストコントロール協会会長を連絡責任者とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了の30日前までに甲乙いずれからも文書により意思表示を行わないときは、さらに1年間有効期間を延長し、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年5月21日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県
香川県知事 真鍋 武紀

乙 香川県坂出市西庄町1035番地4
一般社団法人 香川県ペストコントロール協会
代表理事 会長 山下 茂治

2-88 家畜伝染病発生時における防疫対策業務の実施に関する協定書

香川県(以下「甲」という。)と社団法人香川県建設業協会(以下「乙」という。)は、県内の畜産農家等において、家畜伝染病が発生した場合の防疫対策に係る業務(以下「防疫対策業務」という。)の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の畜産農家等における家畜伝染病発生時の防疫対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

(家畜伝染病の定義)

第2条 この協定において家畜伝染病とは、家畜伝染病予防法(昭和26年法第166号)第2条第1項に規定する伝染性疾病をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、家畜伝染病が発生した場合において、防疫対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができるものとする。

(防疫対策業務)

第4条 甲が乙に対して協力を要請する防疫対策業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 家畜伝染病の発生に伴う家畜の死体(以下「家畜の死体」という。)や病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品(以下「物品」という。)の埋却に関する業務

(2) 家畜の死体や物品の埋却に伴う運搬に関する業務

(3) その他甲が必要とする業務

(協力体制の整備)

第5条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

(防疫業務実施者)

第6条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに防疫対策業務を実施する者(以下「防疫業務実施者」という。)を選定し、甲に報告するものとする。

(防疫対策業務の指示)

第7条 防疫業務実施者は、甲の指示を受けて防疫対策業務を実施するものとする。

(防疫対策業務の報告)

第8条 防疫業務実施者は、防疫対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 防疫対策業務の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

(補償)

第10条 甲からの協力要請に応じて第4条に掲げる業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合における補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)によるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に基づく防疫対策業務の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年2月16日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号

香川県

香川県知事

乙 香川県高松市磨屋町6番地4

社団法人香川県建設業協会

会 長

【同一内容の協定を締結】

一般社団法人香川県産業廃棄物協会 R3.2.25

家畜伝染病発生時における防疫対策業務の実施 に関する協定書の一部を改正する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県建設業協会（以下「乙」という。）は、平成 23 年 2 月 16 日付けで締結した家畜伝染病発生時における防疫対策業務の実施に関する協定書の一部を次のように改正する協定を締結する。

（第 4 条の変更）

第 1 条 原協定第 4 条を次のように改める。

第 4 条 甲が乙に対して協力を要請する防疫対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 家畜伝染病の発生に伴う家畜の死体や病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の埋葬及び埋蔵に伴う運搬に関する業務
- (2) 防疫対策に必要な資機材の調達（設置を含む。）に関する業務
- (3) その他甲が必要とする業務

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 31 年 2 月 27 日

甲 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号
香川県
香川県知事 浜 田 恵 造

乙 香川県高松市磨屋町 6 番地 4
一般社団法人 香川県建設業協会
会 長 森 田 紘 一

2-89 家畜伝染病発生時における防疫対策業務の実施に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県トラック協会（以下「乙」という。）は、県内の畜産農家等において、家畜伝染病が発生した場合の防疫対策に係る業務（以下「防疫対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内の畜産農家等における家畜伝染病発生時の防疫対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（家畜伝染病の定義）

第2条 この協定において家畜伝染病とは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する伝染性疾病をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、家畜伝染病が発生した場合において、防疫対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができるものとする。

（防疫対策業務）

第4条 甲が乙に対して協力を要請する防疫対策業務の内容は、次のとおりとする。

- （1） 防疫対策に必要な資機材の運搬に関する業務
- （2） 家畜伝染病の発生に伴う家畜の死体や、病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の焼却（密閉容器に封入したものに限る。）に伴う運搬に関する業務
- （3） その他甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

第5条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、協力体制を整備し、その内容を甲の求めに応じ報告するものとする。

（防疫業務実施者）

第6条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに防疫対策業務を実施する者（以下「防疫業務実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（防疫対策業務の指示）

第7条 防疫業務実施者は、甲の指示を受けて防疫対策業務を実施するものとする。

（防疫対策業務の報告）

第8条 乙は、防疫業務実施者が防疫対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実

施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙と防疫対策業務に係る契約書を取り交わし、防疫業務実施者が防疫対策業務に要した費用を負担するものとする。

(補償)

第10条 甲からの協力要請に応じて第4条に掲げる業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合における補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）によるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に基づく防疫対策業務の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し、疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名のうえ、各1通を保有する。

令和4年10月28日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事

乙 香川県高松市福岡町三丁目2番3号
一般社団法人 香川県トラック協会
会長

2-90 家畜伝染病発生時における防疫対策業務の実施に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部（以下「乙」という。）は、県内の畜産農家等において、家畜伝染病が発生した場合の防疫対策に係る業務（以下「防疫対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内の畜産農家等における家畜伝染病発生時の防疫対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（家畜伝染病の定義）

第2条 この協定において家畜伝染病とは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する伝染性疾病をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、家畜伝染病が発生した場合において、防疫対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができるものとする。

（防疫対策業務）

第4条 甲が乙に対して協力を要請する防疫対策業務の内容は、次のとおりとする。

（1） 家畜伝染病の発生に伴い必要となる二酸化炭素ガスの供給に関する業務

（2） その他甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

第5条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、協力体制を整備し、その内容を甲の求めに応じ報告するものとする。

（防疫業務実施者）

第6条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに防疫対策業務を実施する者（以下「防疫業務実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（防疫対策業務の指示）

第7条 防疫業務実施者は、甲の指示を受けて防疫対策業務を実施するものとする。

（防疫対策業務の報告）

第8条 乙は、防疫業務実施者が防疫対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙と防疫対策業務に係る契約書を取り交わし、防疫業務実施者が防疫対策業務に要した費用を負担するものとする。

(補償)

第10条 甲からの協力要請に応じて第4条に掲げる業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合における補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）によるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に基づく防疫対策業務の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し、疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名のうえ、各1通を保有する。

令和4年10月28日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事

乙 香川県高松市天神前10番12号
一般社団法人 日本産業・医療ガス協会四国地域本部
代表地域本部長

2-9-1 災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県理容生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における理容サービス業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 災害時に県内に開設された避難所及びこれに準ずる場所（以下「避難所等」という。）における県民又は滞在者（以下「住民」という。）の避難生活が長期化した場合において、乙が業務を提供するにあたり必要な事項を定めることにより、避難所等における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的負担軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難生活が概ね2週間を経過し、かつ引き続き避難生活が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2に定める業務とする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供者は、理容師法に定める理容師免許を有する者で、乙の組合員又は乙の組合員が経営する理容所の従業員（以下「組合員等」という。）とする。

（業務の提供を受けることができる者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、避難所等の住民であり、第2条に定める状態に該当する場合に限るものとする。

（協力要請）

第6条 甲は、避難所等において業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して業務の提供を要請することができるものとする。

2 甲は、前項の要請を行うときは、次の事項を明記した文書により協力要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

(1) 業務実施日時

(2) 業務実施場所

(3) 現場連絡者の所属、職名及び氏名

（業務の提供及び報告）

第7条 乙は、甲から前条に定める要請があったときは、可能な限り避難所等へ組合員等を派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、速やかに業務実施状況を甲に報告するものとする。

（支援の経費）

第8条 乙の業務の提供に係る経費は、原則として乙が負担するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年9月5日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県

香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市塩上町2丁目5番22号

香川県理容生活衛生同業組合

理事長 佐藤 功

2-92 災害時における美容サービス業務の提供に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県美容業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における美容サービス業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 災害時に県内に開設された避難所及びこれに準ずる場所（以下「避難所等」という。）における県民又は滞在者（以下「住民」という。）の避難生活が長期化した場合において、乙が業務を提供するにあたり必要な事項を定めることにより、避難所等における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的負担軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難生活が概ね2週間を経過し、かつ引き続き避難生活が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、美容師法（昭和32年法律第163号）第2条に定める業務とする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供者は、美容師法に定める美容師免許を有する者で、乙の組合員又は乙の組合員が経営する美容所の従業員（以下「組合員等」という。）とする。

（業務の提供を受けることができる者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、避難所等の住民であり、第2条に定める状態に該当する場合に限るものとする。

（協力要請）

第6条 甲は、避難所等において業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して業務の提供を要請することができるものとする。

2 甲は、前項の要請を行うときは、次の事項を明記した文書により協力要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

(1) 業務実施日時

(2) 業務実施場所

(3) 現場連絡者の所属、職名及び氏名

（業務の提供及び報告）

第7条 乙は、甲から前条に定める要請があったときは、可能な限り避難所等へ組合員等を派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、速やかに業務実施状況を甲に報告するものとする。

（支援の経費）

第8条 乙の業務の提供に係る経費は、原則として乙が負担するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年9月5日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県

香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市松縄町1091番地3

香川県美容業生活衛生同業組合

理事長 久保山 勝

2-93 災害時における被災動物の救護活動に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県獣医師会（以下「乙」という。）は、香川県域において大規模災害が発生した場合の被災動物の救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲及び乙が行う被災動物の救護活動における相互協力に関し、必要な事項を定める。ただし、乙と市町の間で、被災動物の救護活動における相互協力に関し、協定を締結している場合は、乙と当該市町の協定内容を優先するものとする。

（定義）

第2条 この協定において「被災動物」とは、犬、猫等の一般に家庭で飼養されている動物で、被災者が飼養する動物及び被災により逸走している動物をいう。

（対象動物）

第3条 救護活動の対象となる動物は、被災動物とする。ただし、甲乙協議の上、対象となる動物を拡大することを妨げるものではない。

（被災動物の救護活動の内容）

第4条 被災動物の救護活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）被災動物の保護及び管理に関すること。
- （2）被災動物に関する情報提供に関すること。
- （3）施設、設備及び物資の提供等に関すること。
- （4）その他被災動物の救護活動に関すること。

（協力要請等の手続）

第5条 甲は、前条各号に掲げる事項を実施する必要がある場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （1）活動の内容
- （2）活動を実施する場所
- （3）活動を実施する日時
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（要請事項に対する措置）

第6条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について、可能な限り、誠意を持って活動を実施するものとする。ただし、乙にやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第7条 乙は、被災動物の救護活動の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。また、活動が終了した後においても同様とする。

（活動の報告）

第8条 甲は、第5条の要請に基づく被災動物の救護活動の状況（以下「活動状況」という。）について、

必要に応じ、乙に報告を求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定により報告を求められた場合は、文書により活動状況を報告する。ただし、乙にやむを得ない事由があるときは、口頭等で報告を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。
- 3 前2項の規定は、乙の自主的な活動状況の報告を妨げるものではない。

(緊急災害時動物救援本部への支援要請等)

第9条 甲は、乙の活動状況の報告その他の状況から、被災動物の救護活動の実施に必要な物資等が不足すると認める場合は、緊急災害時動物救援本部(別表1の団体で構成されたものをいう。)に支援を要請する。

- 2 前項の支援要請に基づく物資等の受入場所の設定、配分その他必要な事項は、甲が定めるものとし、必要に応じて、乙に通知する。
- 3 甲又は乙は、前2項の支援要請に関し、相互に意見を求め、又は、意見を述べることができる。

(活動の終了)

第10条 乙は、災害の状況その他から、活動の必要がなくなったと判断した場合は、速やかに、甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項の報告を受けた場合は、乙と協議の上、活動を継続又は終了することを決定するものとする。

(経費の負担)

第11条 この協定に基づき甲と乙が実施した被災動物の救護活動に要した経費の負担については、甲乙協議して定めるものとする。

(連絡体制)

第12条 この協定の運用に関しての連絡窓口は、甲にあつては健康福祉部生活衛生課、乙にあつては乙の事務局とする。

(協議)

第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申し出がない限り継続するものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年6月19日

甲 高松市番町四丁目 1 番10号

香 川 県

香川県知事 浜 田 恵 造

乙 高松市国分寺町福家甲3871番地 3

社団法人香川県獣医師会

会 長 篠 原 公 七

2-94 災害時における被災動物の救護活動に対する支援に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と学校法人穴吹学園（以下「乙」という。）は、香川県域において大規模災害が発生した場合の被災動物の救護活動に対する支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が実施する被災動物の救護活動に対する乙の支援に関し、必要な事項を定める。ただし、乙と市町の間で、被災動物の救護活動における相互協力に関し、協定を締結している場合は、乙と当該市町の協定内容を優先するものとする。

（対象動物）

第2条 支援活動の対象となる動物は、甲及び甲の要請を受けた社団法人香川県獣医師会が実施する被災動物の救護活動に係る動物とする。

（支援活動の内容）

第3条 支援活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）被災動物の保護及び管理に関すること。
- （2）被災動物に関する情報提供に関すること。
- （3）施設、設備及び物資の提供等に関すること。
- （4）その他被災動物の救護活動に関すること。

（支援要請等の手続）

第4条 甲は、前条各号に掲げる事項について、被災動物の救護活動を適正に実施するために必要と認めるときは、乙に支援を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （1）支援活動の内容
- （2）支援活動を実施する場所
- （3）支援活動を実施する日時
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（要請事項に対する措置）

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について、誠意を持って支援活動を実施するものとする。ただし、乙にやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、支援活動の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。また、活動が終了した後においても同様とする。

（報告）

第7条 甲は、第4条の要請に基づく支援活動の状況について、必要に応じ、乙に報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により報告を求められた場合は、文書により支援活動の状況を報告する。ただし、乙にやむを得ない事由があるときは、口頭等で報告を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 前2項の規定は、乙の自主的な支援活動の状況の報告を妨げるものではない。

(支援活動の終了)

第8条 甲は、被災動物の救護活動の進捗状況その他から、乙の支援が不要と認めたときは、乙と協議の上、支援の終了を決定するものとする。

2 前項の規定は、乙が支援を不要と認めた場合に準用する。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づき乙が実施した支援活動に要した経費の負担については、甲乙協議して定めるものとする。

(連絡体制)

第10条 この協定の運用に関しての連絡窓口は、甲にあつては健康福祉部生活衛生課、乙にあつては学校法人穴吹学園 専門学校穴吹動物看護カレッジとする。

(協議)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申し出がない限り継続するものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年6月19日

甲 高松市番町四丁目1番10号

香 川 県

香川県知事 浜 田 恵 造

乙 高松市錦町一丁目22番22号

学校法人穴吹学園

理 事 長 穴 吹 忠 嗣

2-95 災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定

香川県（以下「甲」という。）と香川県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害が発生した場合において、甲から乙及び丙（以下「乙等」という。）に協力を要請し、葬祭用品の供給及び遺体の搬送等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次の業務について、市町からの要請等により必要が生じたときは、乙等に対し協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体の搬送
- (3) 遺体安置施設の提供
- (4) その他必要とする事項

（業務の実施）

第3条 乙等は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り連携のうえ、その他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

2 乙等は、業務実施先の市町が指定する場所において業務を実施するものとし、業務内容、方法等については当該市町と協議し、確認を受けるものとする。

（実績報告）

第4条 乙等は、この協定に基づき第2条に規定する業務を実施したときは、速やかに実績報告書を作成し、甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙等がこの協定に基づき供給した棺及び葬祭用品の対価並びに遺体の搬送等に係る費用は、前条の規定による実績報告書に基づき、甲が負担するものとする。

- 2 甲が前項の規定により負担する額は、災害発生時の直前における災害救助法施行細則（昭和39年香川県規則第9号）第4条の2に規定する範囲内において、甲及び乙等が協議のうえ決定するものとする。
- 3 乙等が行った棺及び葬祭用品の運搬に係る費用は、原則として乙等が負担するものとする。

（費用の支払）

第6条 甲は、第4条の規定による実績報告書が提出されたときは、必要な予算措置を講じるものとする。

- 2 乙等は、甲が必要な予算措置を講じた後、甲に対し、費用の支払いを請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により適法な請求書の提出があったときは、速やかに当該請求金額を乙等に支払うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙等は、災害時等における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙等が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1か月までに甲乙等いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。

この協定を証するため本書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年7月31日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市藤塚町3丁目8番9号
香川県葬祭業協同組合
理事長 河崎 和義

丙 東京都港区港南2丁目4番12号
全日本葬祭業協同組合連合会
会長 松井 昭憲

2-96 災害時における遺体の搬送の協力に関する協定

香川県（以下「甲」という。）と香川県霊柩自動車協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「丙」という。）は、災害時における遺体の搬送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害が発生した場合において、甲から乙及び丙（以下「乙等」という。）に協力を要請し、遺体の搬送を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次の業務について、市町からの要請等により必要が生じたときは、乙等に対し協力を要請するものとする。

- (1) 遺体の搬送
- (2) その他必要とする事項

（業務の実施）

第3条 乙等は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り連携のうえ、その他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

2 乙等は、業務実施先の市町が指定する場所において業務を実施するものとし、業務内容、方法等については当該市町と協議し、確認を受けるものとする。

（実績報告）

第4条 乙等は、この協定に基づき第2条に規定する業務を実施したときは、速やかに実績報告書を作成し、甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙等がこの協定に基づき実施した遺体の搬送に係る費用は、前条の規定による実績報告書に基づき、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害発生時の直前における災害救助法施行規則（昭和39年香川県規則第9号）第4条の2に規定する範囲内において、甲及び乙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第6条 甲は、第4条の規定による実績報告書が提出されたときは、必要な予算措置を講じるものとする。

2 乙等は、甲が必要な予算措置を講じた後、甲に対し、費用の支払いを請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により適法な請求書の提出があったときは、速やかに当該請求金額を乙等に支払うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙等は、災害時等における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙等が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1か月までに甲乙等いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。

この協定を証するため本書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年4月3日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号

香 川 県

香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市藤塚町3丁目8番9号

香川県霊柩自動車協会

会 長 安松 均

丙 東京都新宿区四谷3丁目2番5号

全日本トラック総合会館2F

一般社団法人全国霊柩自動車協会

会 長 一柳 鏞

2-97 災害時における協力に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、香川県において地震、風水害、その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生した場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる業務について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1） 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2） 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3） 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4） 帰宅困難者に対する避難場所の提供（結婚式場等）
- （5） 市町が開設した避難所等及び乙が提供する避難場所における被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- （6） その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請できるものとし、その後速やかに当該要請書を乙に送付するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の業務を実施するものとする。

2 乙は、第2条各号の業務の実施にあたり、業務内容、方法等について、業務実施先の市町と打ち合わせ、確認を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、災害時要請業務報告書（第2号様式）をもって、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請と相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条第1項に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、職、氏名、緊急連絡先を相互に報告するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に関わる情報(個人情報含む。)を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第13条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第15条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年7月21日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 東京都港区西新橋1丁目18番12号
COMS虎ノ門6階
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 山下 裕史

2-98 死体の身元確認等における協力体制に関する協定書

香川県歯科医師会警察歯科医会（以下「甲」という。）と香川県警察（以下「乙」という。）は、乙が取り扱う死体の身元確認等を適正かつ迅速に行うために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害、事件、事故等が発生した場合に、乙が取り扱う死体の身元確認等における歯科医師の立会い等の協力体制の確立について、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制等）

第2条 甲は、毎年度当初において、乙が警察署又はその他の場所で行う検視又は見分の現場に立ち会うことが可能な歯科医師の名簿を作成して、乙に提出するとともに、必要な連絡体制を確立するものとする。

（委嘱）

第3条 乙は、甲と協議の上、前条に基づき提出を受けた名簿の中から、適任者を選考し、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第223条第1項の規定により鑑定を行う歯牙鑑定医師を委嘱するものとする。

2 乙は、前項に基づき委嘱を行ったときは、別記様式第1号の委嘱状及別記様式第2号の会員の証を交付するものとする。

3 乙は、毎年度当初、各歯牙鑑定医師ごとに委嘱の継続の可否について甲と協議するものとする。

4 乙は、歯牙鑑定医師としての委嘱が不相当であると判断した場合には、甲と協議の上、解嘱することができる。

（業務内容）

第4条 乙が、この協定により甲に対し、協力要請する業務内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 乙が、警察署その他の場所で行う検視又は見分への立会い
- (2) 歯牙鑑定
- (3) 乙の法歯学に関する知識技能の向上に必要な研修

（費用負担）

第5条 乙の要請に基づき、甲が前条の業務を実施した場合に要する経費は、原則として乙が負担するものとし、経費の内容及び額については、甲、乙協議の上、別に定める。

（地域防災計画等との関係）

第6条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める都道府県地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める国民保護計画に基づく業務については、この協定に基づく業務に優先し、実施するものとする。

（守秘義務）

第7条 甲は、乙が公益上の必要等から公表する場合を除き、この協定に基づく業務の実施に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を、継続する。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じた場合には、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

上記の協定の締結の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年4月9日

甲 高松市錦町二丁目8番38号
香川県歯科医師会警察歯科医会
会長 豊嶋健治

乙 高松市番町四丁目1番10号
香川県警察
本部長 筋伊知朗

2-99 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県建設業協会（以下「乙」という。）は、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設及び水道施設（以下「公共土木施設等」という。）において、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の締結により、平成16年12月7日に締結した災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（以下「前協定」という。）はその効力を失う。

（趣旨）

第1条 この協定は、公共土木施設等における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設等の被害情報の収集並びに簡易な障害物の除去及び危険箇所の表示
- (2) 障害物の除去（簡易なものを除く。）及び応急対策等
- (3) その他甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、その支部ごとに協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（応急業務実施者）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者（以下「応急業務実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（応急対策業務の指示）

第6条 応急業務実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の報告）

第7条 応急業務実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 応急対策業務の実施に要した費用については、第3条第2号及び第3号に掲げる業務に係る費用にあっては甲が負担するものとし、同条第1号に掲げる業務に係る費用にあっては甲は負担しないものとする。

（補償）

第9条 甲からの協力要請に応じて第3条第1号に掲げる業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合における補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、甲が乙と協議して当該者のために締結した保険契約によるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあっては当該業務を実施する地域を所管する土木事務所、土地改良事務所、小豆総合事務所又は県営水道事務所の長(以下「事務所長」という。)を、乙にあっては当該地域に係る支部の支部長(以下「支部長」という。)を連絡責任者とする。

(実施細目)

第11条 この協定に基づく応急対策業務の実施に関し必要な事項については、その地域の実情に応じて事務所長及び支部長が協議の上、別に定めるものとする。

ただし、前協定に基づき、事務所長と支部長が締結した災害時における応急対策業務の実施に関する個別協定書は、引続き効力を有するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年5月10日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県
香川県知事 真 鍋 武 紀

乙 香川県高松市磨屋町6番地4
社団法人香川県建設業協会
会 長 森 田 紘 一

2-100 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県測量設計業協会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等（以下「大規模災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の所管する公共土木施設、土地改良施設及び水道施設（以下「公共土木施設等」という。）の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、大規模災害時において県民の生命、身体及び財産の保護並びに県民の生活の安定を確保するため、甲が乙に対して行う応急対策業務の要請に関し必要な事項を定める。

（協定の対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる大規模災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定により香川県災害対策本部が設置される災害
- （2）前号に掲げる災害と同程度の災害であって、応急対策業務のために乙の協力が必要であると甲が認める災害

（協力要請等）

第3条 甲は、応急対策業務に乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し、書面（様式第2号）により要請するものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請するものとし、その後、遅滞なく書面を交付するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、甲に対し、速やかに当該書面の応諾書を返送するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による甲の要請があったときは、特別な理由がない限り、直ちに乙の協力会社に対し、応急対策業務を実施させなければならない。
- 4 乙は、甲からの出動要請に対する連絡体制を整備しておくものとする。
- 5 乙は、あらかじめ、応急対策業務を速やかに実施できるよう、必要な技術者等の確保及び動員の方法を定めておくものとする。

（応急対策業務の内容）

第4条 応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）大規模災害時における公共土木施設等の被害状況調査
- （2）大規模災害時における公共土木施設等の応急対策に関する測量、調査及び設計
- （3）その他前2号に掲げる業務に関連し、甲が必要と認める応急業務

（協力会社等）

第5条 乙は、香川県土木部、農政水産部及び水道局の所管する施設を管理する出先機関（以下「出先機関」という。）の区域ごとに、乙の所属会員のうち応急対策業務に協力する会社（以下「協力会社」という。）の連絡窓口となる者（以下「ブロック連絡担当者」という。）を設置するものとする。

- 2 乙は出先機関の区域ごとにブロック連絡担当者及び協力会社の名簿、連絡先等を取りまとめ、この協定の締結後、速やかに書面（様式第1号）により甲に提出するものとする。

(応急対策業務の実施)

- 第6条 甲は、前条第1項による要請を行ったときは、直ちに出先機関の長にその旨を連絡するものとする。
- 2 出先機関の長は、応急対策業務に乙の協力が必要であるときは、ブロック連絡担当者に対し、書面(様式第3号)により要請するものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後、遅滞なく書面を交付するものとする。
- 3 ブロック連絡担当者は、前項の規程による要請があったときは、直ちに当該出先機関の区域の協力会社に対し連絡を行い、協力会社は、直ちに被災状況を出先機関の長の指示により把握するとともに、応急対策業務の支援を行うものとする。
- 4 応急対策業務に係る現場の指揮は、出先機関の現場担当職員が行うものとする。

(報告)

- 第7条 乙は、応急対策業務が完了したときは、速やかに業務内容を取りまとめ、書面(様式第4号)により、出先機関の長に報告するものとする。
- 2 前項の報告には、被災状況及び応急対策業務の内容が判定できる写真、図面等の資料を添付しなければならない。

(費用の支払)

- 第8条 応急対策業務の実施に要した費用については、第4条第2号及び第3号に掲げる業務に係る費用にあつては、甲が負担するものとし、同条第1号に掲げる業務に係る費用にあつては、甲は負担しないものとする。

(損害の負担)

- 第9条 応急対策業務の実施に伴い、甲、乙のいずれの責めにも帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は各種機材等に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について甲と協議するものとする。

(連絡責任者)

- 第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては香川県土木部技術企画課長、農政水産部土地改良課長及び水道局建設管理課長とし、乙においては一般社団法人香川県測量設計業協会会長とする。

(実施細目)

- 第11条 この協定に基づく支援活動の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(有効期間)

- 第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(その他)

- 第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成24年4月20日

甲 高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 高松市松福町二丁目15番24号
一般社団法人香川県測量設計業協会
会 長 松本 茂樹

2-101 四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ

国土交通省四国地方整備局企画部長（以下「甲」という。）と徳島県県土整備部長、香川県土木部長、愛媛県土木部長、及び高知県土木部長（以下「乙」という。）は、四国地方における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応援について次のとおり申し合わせを締結する。

（目的）

第1条 四国地方における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、甲及び乙が連携することにより初動時の情報収集を迅速に実施し、所管施設等の円滑な応急復旧及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

（応援内容）

第2条 応援内容は、次の業務の実施に係る災害対策用資機材の提供及び人員の応援に関するものとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

（被災状況等の連絡）

第3条 甲及び乙は災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、相互に連絡するものとする。

2 甲及び乙の連絡体制予め定めておくものとする。

（応援の要請）

第4条 四国地方の国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて、乙は甲に対し応援要請を伝え、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲は、前項の要請を受け、応援を行う場合は、乙に対し応援する旨を伝え、速やかに文書にて応援内容を通知するものとする。

（応援の実施）

第5条 甲は乙からの応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員の配備状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

（応援の要請ができない場合等の応援の実施）

第6条 災害が発生し、被災による相互の連絡不能等のため乙より応援の要請がないが、特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合においては、甲は、自らの判断で応援を行うことができる。この場合連絡手段が復旧しだい速やかに乙に対しその旨を通知するとともに、文書にて応援内容を通知する。

（経費の負担）

第7条 第2条に規定する応援を行った場合の経費負担については下記のとおりとする。

【甲が災害初動時に第2条（1）（2）の応援を行う場合】

原則として甲の負担とする。また災害初動時とは、原則として甲が支援本部を設置している期間とする。

【甲が災害初動時に第2条（3）（4）の応援を行う場合】

原則として応援を受けた機関の負担とする。

ただし、第2条（3）の応援を行う場合で、下記の①～⑤の全てに該当する場合は、甲において経費を負担する。

- ①災害種別が大規模災害である場合
- ②被害拡大や二次災害の防止のための、必要最低限の緊急対応である場合(施設復旧ではない)
- ③広域災害等で、本来緊急対応をすべき者による対応が困難な場合
- ④国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合
- ⑤甲が独自の判断で応援を行った場合

(平常時の連絡)

第8条 甲及び乙は、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

2 甲の保有する災害対策用資機材の保有状況については、毎年乙に通知するとともに、変更が生じた場合はその都度通知するものとする。

(訓練等の実施)

第9条 乙は甲において実施する、災害対策用機械等の操作訓練等に参加し、操作技術を習得するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めない事項は、甲及び乙はその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この申し合わせの有効期間平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、引き続き、この協定の有効期間を1年間延長したものとみなし、その後もまた同様とする。

附則

甲及び乙が締結している「四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ」(平成11年7月7日締結)はこの申し合わせの締結をもって失効するものとする。

この申し合わせの証として本書5通を作成し、捺印のうえ各自1通を保有する。

平成21年3月31日

甲 高松市サンポート3番33号
四国地方整備局 企画部長 小池 剛

乙 徳島県万代町1丁目1番地
徳島県 県土整備部長 海野 修司

乙 高松市番町4丁目1番10号
香川県 土木部長 久保市郎

乙 松山市一番町4丁目4番地2号
愛媛県 土木部長 井上 要

乙 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県 土木部長 石井一生

2-102 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）並びに徳島県知事、香川県知事、坂出市長、愛媛県知事、今治市長、新居浜港務局委員会委員長、八幡浜市長、高知県知事（以下「乙」という。）と民間協力者（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合における応急対策業務に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（民間協力者）

第2条 本協定における民間協力者は一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部長、四国港湾空港建設協会連合会会長、一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部長、全国浚渫業協会関西支部長、一般社団法人日本潜水協会会長、一般社団法人海洋調査協会会長及び一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会長を指す。

（定義）

第3条 本協定において、

- (1) 「災害」とは、地震・津波・台風その他の異常な自然現象による被害をいう。
- (2) 「大規模災害」とは、複数の港湾管理者が管理する港湾にわたる災害をいう。
- (3) 「応急対策業務」とは、施設の応急復旧や障害物の撤去その他の緊急的な応急対策に関する活動をいう。
- (4) 「港湾施設等」とは、港湾法第二条第五項の港湾施設、同法第二条第八項の開発保全航路及び同法第五十五条の三の五で規定する緊急確保航路をいう。
- (5) 「事務所長」とは、四国地方整備局の港湾空港関係事務所の長をいう。
- (6) 「地方機関の長」とは、乙の所掌する地方機関の長をいう。
- (7) 「資機材等情報」とは、使用可能な資機材等の数量・配置等の情報をいう。
- (8) 「テックフォース活動」とは、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動をいう。「テックフォース隊」とは、災害支援活動を行うために国の職員から構成された組織をいう。

（応急対策業務の範囲）

第4条 応急対策業務の範囲は、第3条に規定する港湾施設等における災害発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とし、対象とする港湾は以下のとおりとする。

徳島県管理：徳島小松島港、橘港、浅川港

香川県管理：高松港、津田港、三本松港、丸亀港、詫間港、観音寺港、土庄港、坂手港、宮浦港

坂出市管理：坂出港

愛媛県管理：松山港、東予港、三島川の江港、宇和島港、中島港、三崎港

今治市管理：今治港

新居浜港務局管理：新居浜港

八幡浜市管理：八幡浜港

高知県管理：高知港、須崎港、宿毛湾港、奈半利港、甲浦港、室津港、久礼港

(応急対策業務の内容等)

第5条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとする。

2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に丙に対して資機材等情報の報告を求めるものとし、丙は求めに応じて速やかに資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。

ただし、四国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は自発的に、資機材等情報の収集を開始するものとする。

3 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は丙の会員へ出動要請を行った際、その状況を甲乙相互に情報共有するものとする。

4 丙の会員は、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があった場合、可能な限り速やかに港湾施設等の被災状況を調査するとともに、出動要請者の指示により、緊急的な応急対策を実施するものとする。

なお、四国地方整備局がテックフォース活動を開始し、甲より出動要請があった場合、丙の会員は同活動を迅速かつ円滑に実施するため、テックフォース隊とともに被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。

5 丙は、甲の出動要請があった場合、四国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

なお、四国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、可能な範囲で四国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

6 甲及び乙と丙は、緊急時の連絡体制を整えるものとする。加えて、丙は会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。

7 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員の有する人員及び資機材等の資機材数等情報について毎年4月末までに甲及び乙に連絡するものとする。

8 丙の会員は、応急対策業務を迅速に実施できるよう、人員及び資機材の確保に努め、前項の報告に

大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

- 9 乙が丙と前2項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、同項における連絡先は、乙を除く。

(契約の締結)

第6条 甲又は事務所長及び乙又は地方機関の長は、丙の会員に出動要請したときは、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

- 2 甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長は、丙の複数の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する応急対策業務の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。

- 3 前項に基づき指名された者は、会員間での連絡体制を定め、甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第7条 大規模災害が発生した場合は、第5条にかかわらず、乙が行う丙の会員への出動要請に対して、甲は秩序ある応急対策業務のため必要な調整を行うことができるものとする。

(訓練の実施)

第8条 本協定の締結者は、相互協力体制の充実・強化を図るために、出動要請に関する情報伝達等の訓練を少なくとも年1回実施するものとする。

(本協定の適用範囲)

第9条 本協定は、甲又は乙と丙が締結する同じ目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害が発生した場合においては、本協定を優先するものとし、甲が第7条に基づき必要な調整を行うことができるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の期間は、協定締結日より令和5年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第11条 応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員及び資機材等に損害が生じた場合、丙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲若しくは事務所長の要請に係るものについては甲若しくは事務所長に、乙若しくは地方機関の長の要請に係るものについて

は乙若しくは地方機関の長に報告し、その負担について甲若しくは事務所長に係るものについては甲若しくは事務所長と、乙若しくは地方機関の長に係るものについては乙若しくは地方機関の長と協議して決定するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

附 則

甲及び乙及び丙が締結している「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(平成27年11月5日締結)は、この協定書の締結をもって廃止するものとする。

この協定の証として、本書16通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和4年12月13日

甲 国土交通省四国地方整備局次長 小林 知宏

乙 徳島県知事 飯泉 嘉門

香川県知事 池田 豊人

坂出市長 有福 哲二

愛媛県知事 中村 時広

今治市長 徳永 繁樹

新居浜港務局委員会委員長 原 一之

八幡浜市長 大城 一郎

高知県知事 濱田 省司

丙 一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部長
長岡 晃

四国港湾空港建設協会連合会会長
長岡 晃

一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部長
尾崎 憲祐

全国浚渫業協会関西支部長
寄神 正文

一般社団法人日本潜水協会会長代行副会長
田原 安

一般社団法人海洋調査協会会長

川嶋 康宏

一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長

柴木 秀之

2-103 災害発生時における技術士支援活動に関する協定書

香川県（以下「県」という。）と香川県技術士会（以下「技術士会」という。）は、香川県で発生した大規模な災害（以下「大規模災害」という。）への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害の発生にあたり、技術士会が公共施設の状況について、専門的な技術に関する意見を県に提供することにより、県が行う応急対策や安全対策に資することを目的とする。

（大規模災害の定義）

第2条 この協定において、大規模災害とは、県が災害対策本部を設置した災害又はこれに準じると県が判断した災害をいう。

（対象施設）

第3条 技術士会が意見を県に提供する施設は、香川県内に所在する建造物、工作物で、県が事前に指定する公共施設（以下「対象施設」という。）のうち、県が支援要請したものとする。

（支援要請）

第4条 県は、大規模災害が発生し、技術士会の支援活動が必要であると認めたときは、技術士会に文書で支援要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（平常時の準備）

第5条 県は、大規模災害に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ対象施設を技術士会に提示し、必要に応じ、支援の参考となる資料を技術士会に提供する。

（支援活動の内容）

第6条 技術士会は、県からの支援要請に基づき、対象施設のうち県が支援要請した施設について、目視、写真等から判断した専門的な技術に関する意見の提供を行う。

（支援活動の報告）

第7条 技術士会は、支援活動が完了したときは、速やかに文書により県に報告するものとする。

（支援費用）

第8条 この協定に基づく支援活動は無償とする。

（協定期間）

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、県又は技術士会から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（実施細目）

第10条 この協定に基づく支援活動の実施に関し必要な事項については、別途定めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県と技術士会が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、県と技術士会が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年 8月 3日

県	高松市番町四丁目1-10
	香川県知事 真鍋武紀
技術士会	高松市牟礼町牟礼1007-3
	香川県技術士会
	会長 武山正人

2-104 災害発生時における緑化樹木等の技術的支援に関する協定書

香川県（以下「県」という。）と香川県造園協会（以下「協会」という。）は、香川県で発生した大規模な災害（以下「大規模災害」という。）への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害の発生にあたり、県が管理する公共施設における緑化樹木、修景施設等の状況について、協会が専門的な意見を県に提供すること等により、県が行う応急対策や安全対策に資することを目的とする。

（大規模災害の定義）

第2条 この協定において、大規模災害とは、県が災害対策本部を設置した災害又はこれに準じると県が判断した災害をいう。

（支援要請）

第3条 県は、大規模災害が発生し、協会の支援活動が必要であると認めるときは、協会に文書で支援要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（支援活動の内容）

第4条 協会は、県からの支援要請に基づき、次の業務を行う。

- (1) 県が管理する公共施設における緑化樹木、修景施設等の状況について、目視、写真等から判断した専門的な意見の提供
- (2) 被害を受けた県が管理する公共施設における緑化樹木、修景施設等の応急対策
- (3) その他県が必要とする業務

（支援活動の報告）

第5条 協会は、支援活動が完了したときは、速やかに文書により県に報告するものとする。

（支援費用）

第6条 支援活動に要した費用については、第4条第2号及び第3号に掲げる業務に係る費用にあつては県が負担するものとし、同条第1号に掲げる業務に係る費用にあつては県は負担しないものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、県又は協会から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（実施細目）

第8条 この協定に基づく支援活動の実施に関し必要な事項については、別途定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県と協会が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、県と協会が記名押印のうえ、各1通を保有する。

付則

- 1 この協定は平成28年10月6日から施行する。
- 2 平成19年3月22日に締結された協定は、これを廃止する。

平成28年10月6日

高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

高松市鬼無町鬼無741-1
香川県造園協会
会 長 植原 成典

2-105 被災法面への技術的支援活動についての申し合わせ

香川県土木部（以下「県」という。）と社団法人全国特定法面保護協会四国地方支部（以下「法面協会」という。）は、香川県で発生した大規模な災害（以下「大規模災害」という。）への支援活動について、次のとおり申し合わせを締結する。

（目的）

第1条 この申し合わせは、大規模災害の発生にあたり、法面協会が公共施設の状況について、専門的な技術に関する意見を県に提供することにより、県が行う応急対策や安全対策に資することを目的とする。

（大規模災害の定義）

第2条 この申し合わせにおいて、大規模災害とは、香川県が災害対策本部を設置した災害又はこれに準じると県が判断した災害をいう。

（対象施設）

第3条 法面協会が意見を県に提供する施設は、香川県内に所在する公共施設に附帯する法面（以下「対象施設」という。）のうち、県が支援要請したものとする。

（支援要請）

第4条 県は、大規模災害が発生し、法面協会の支援活動が必要であると認めるときは、法面協会に文書で支援要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（支援体制の整備）

第5条 法面協会は、県からの支援要請に対応出来るよう、あらかじめ人員の動員方法を定め県に報告するものとする。

（支援活動の内容）

第6条 法面協会は、県からの支援要請に基づき、対象施設について、目視、写真等から判断した専門的な技術に関する意見、関連資料の提供を行う。

（支援活動の報告）

第7条 法面協会は、支援活動が完了したときは、速やかに文書により県に報告するものとする。

（支援費用）

第8条 この申し合わせに基づく支援活動は無償とする。

（期間）

第9条 この申し合わせは、締結の日からその効力を有するものとし、県又は法面協会から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（実施細目）

第10条 この申し合わせに基づく支援活動の実施に関し必要な事項については、別途定めるものとする。

（協議）

第11条 この申し合わせに定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県と法面協会が協議して定めるものとする。

この申し合わせの締結を証するため、本書2通を作成し、県と法面協会が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年8月19日

県 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県土木部
土木部長 北原 義則

法面協会 香川県観音寺市瀬戸町二丁目14番16号
社団法人全国特定法面保護協会四国地方支部
支部長 樽 耕司

2-106 地理空間情報の活用促進のための協力に関する確認書

国土地理院と香川県は、「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第3条、第4条及び第6条の規定に基づく具体的な内容について、次のとおり確認する。

（目的）

第1条 本確認書は、国土地理院と香川県が保有する地理空間情報等の相互活用及び災害対応等における迅速な協力の実現のため、必要な事項を定める。

（地理空間情報の提供及び物品の貸与）

第2条 国土地理院及び香川県が提供する地理空間情報及び貸与する物品は、次の各号に定めるものとし、一覧は別表のとおりとする。なお、別表に定めのないものについては、その都度協議を行うものとする。

- （1） 基盤地図情報
- （2） 地形図や公共施設の設計図面等の基本的な地図又は図面
- （3） 空中写真
- （4） 標高データ
- （5） その他地理空間情報の相互活用により有用なデータ、ソフトウェア等

2 国土地理院及び香川県は、別表に定める地理空間情報の提供を受け、又は物品の貸与を受けようとするときは、様式1「申請書」に必要事項を記載し、申請を行うものとする。なお、使用目的については、事前に相手側の了承を得ることとする。

（災害対応等における協力）

第3条 国土地理院及び香川県は、災害対応、防災及び減災活動において、情報の共有を図り、迅速かつ効果的な活動となるよう、必要な地理空間情報等を相互に提供し、必要な支援を行うものとする。

2 国土地理院は、香川県内において災害が発生し、その状況を把握するために被災地域の空中写真撮影を行ったときは、撮影した空中写真を迅速に香川県に提供するものとする。

3 第2条第2項の規定は、災害発生時等の緊急を要するときは適用しない。

（義務及び使用の制限）

第4条 国土地理院及び香川県は、地理空間情報のうち、測量法（昭和24年法律第188号）第9条の測量成果については、同法第29条及び第43条の複製承認又は同法第30条及び第44条の使用承認の手続きが必要なときは、その手続きを行うものとする。

2 国土地理院及び香川県は、地理空間情報及び物品を第2条第2項の申請の範囲内で使用するものとし、使用目的を変えて地理空間情報及び物品を使用するときは、新たに第2条第2項の申請を行うものとする。

（権利の帰属）

第5条 国土地理院及び香川県が、地理空間情報及び物品の活用により得た成果に関する権利は、国土地理院及び香川県にそれぞれ帰属するものとする。

（かし責任）

第6条 国土地理院及び香川県は、提供を受けた地理空間情報又は貸与された物品に関するかしについては、責任を問わないものとする。

(連携窓口の設置)

第7条 協定書第6条の定めに従い、国土地理院は地理空間情報部情報企画課を、香川県は土木部技術企画課を具体的な連携及び協力を推進する窓口として定めるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 国土地理院及び香川県は、地理空間情報に含まれる個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則り適切に対処するものとする。

(情報開示請求)

第9条 提供された地理空間情報に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）又は香川県情報公開条例（平成12年県条例第54号）に基づく開示請求があった場合には、法又は条例に則り適切に対処することとする。

(有効期間)

第10条 本確認書の有効期間の取り扱いは、協定書第7条の規定に準ずるものとする。

(その他)

第11条 本確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

この確認書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年9月3日

国土交通省国土地理院

地理空間情報部長 村上 広史

香川県

政策部長 西原 義一

危機管理総局長 伊勢野 正憲

環境森林部長 工代 祐司

農政水産部長 川池 秀文

土木部長 細谷 芳照

2-107 大規模災害発生時における相互協力に関する協定

香川県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害発生時における災害対策の実施に当たり、相互協力に必要な事項を定め、もって災害対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 大規模災害発生時の相互協力は、次の各号に掲げる内容とし、協力要請された甲又は乙は、関係機関と協議のうえ、自らが行う業務に支障のない範囲において応じるものとする。

- （1）高速道路施設の拠点等としての活用
- （2）緊急開口部を活用した緊急車両の通行
- （3）災害対策等に係る資機材、物資の提供
- （4）災害情報及び道路情報の共有、道路利用者への提供
- （5）調査・復旧に関する技術的支援
- （6）相互の道路機能の活用
- （7）地域の安全性向上に関する取組み
- （8）その他必要と認められる事項

（協力要請）

第3条 協力を要請する甲又は乙は、第2条に定める協力内容を明らかにし、口頭又は電話等で協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（費用負担）

第4条 第3条に基づく協りに要する費用は、原則として協力を要請した甲又は乙が負担するものとする。

（情報連絡体制）

第5条 甲及び乙は、大規模災害発生時の協力が円滑に実施されるために、担当部局の名称及び連絡先を相互に交換するものとする。

（防災訓練等への相互参加）

第6条 甲及び乙は、平常時よりこの協定に基づく大規模災害発生時の災害対策を円滑に実施するため、相互に企画・立案する防災訓練等へ積極的に参画するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとし、期間満了1月前までに甲又は乙から申出がない場合は、5年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年1月18日

香川県知事 浜田 恵造

西日本高速道路株式会社
四国支社長 畑村 雄二

2-108 大規模災害発生時の道路啓開に関する協定

国土交通省四国地方整備局（以下「甲」という。）、香川県（以下「乙」という。）、一般社団法人香川県建設業協会（各支部・部会を含む。）（以下「丙」という。）は、南海トラフ地震等の大規模災害発生時の香川県内における道路啓開の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、香川県内において震度6弱以上の地震が観測された場合又は地震に起因して香川県災害対策本部が設置された場合に、甲又は乙が要請、又は自動的に丙の会員である道路啓開を実施する者（以下「道路啓開実施者」という。）が実施する迅速かつ効率的な道路啓開の実施を目的とする。

（定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

一 南海トラフ地震

南海トラフ沿いを震源として発生すると想定される地震

二 道路啓開

南海トラフ地震等の大規模災害発生時に救助活動等を行う緊急通行車両等の通行が可能となるよう、迅速かつ効率的に道路上のがれき処理や簡易な段差すり付け等を行い、別に定める香川県道路啓開手順書（以下「手順書」という。）による必要最小限の通行幅員を確保すること

（道路啓開業務の対象道路）

第3条 道路啓開業務（以下「業務」という。）の対象道路は、次のとおりとする。

一 香川県道路啓開計画に定められた第1次啓開ルート及び第2次啓開ルート

二 一号に掲げるもの以外の緊急輸送道路

三 一号及び二号を補完する道路

（業務の内容）

第4条 業務の内容は、次のとおりとする。

一 対象道路に関する被害情報の収集及び提供

二 道路啓開作業の実施

三 その他甲又は乙が必要と認める作業

2 前項一号及び二号に掲げる作業の実施手順は手順書による。

（業務の実施方法）

第5条 業務は、香川県道路啓開計画、手順書及び別に定める道路啓開実施者割付図（以下「割付図」という。）に基づき実施するものとする。

2 丙は、連絡手段が途絶し、甲、乙と連絡がとれない場合は、自動的に業務を開始するものとするが、この場合においても継続的に甲、乙との連絡を行うよう努めるものとする。

（平時の準備）

第6条 甲、乙及び丙は、香川県道路啓開計画、手順書又は割付図（以下「計画等」という。）のいずれかに変更が生じた場合は、速やかに協議を行い、計画等に反映するものとする。

2 甲及び乙は、道路啓開実施者となる者の道路啓開に充てる人員及び建設資機材を確認するものとする。

3 甲及び乙は、道路啓開実施者が災害対策基本法に基づく車両の移動を実施する場合に必要となる身分証明書を、道路啓開実施者となる者に対し、事前に発行するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条に基づき実施する業務は、有償とする。

(契約の締結)

第8条 甲、乙及び道路啓開実施者は、第5条に基づく業務の進行中、又は完了後、速やかに契約書を作成し、契約を締結するものとする。

2 道路啓開実施者は、当該業務について、契約を締結するまでの間、本協定に基づき実施するものとする。

(業務の完了)

第9条 道路啓開実施者は、業務が完了した場合、直ちに甲又は乙に対し、口答及び書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲又は乙に報告するものとする。

(損害の負担)

第10条 業務の実施に伴い、甲、乙及び道路啓開実施者のいずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼした場合又は建設資機材等に損害が生じた場合、道路啓開実施者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は乙に報告し、その処置については甲、乙及び道路啓開実施者が協議して定めるものとする。

2 本業務の実施に伴い、明らかに甲、乙又は道路啓開実施者の責に帰す原因により、第三者に損害を及ぼした場合又は建設資機材等に損害が生じた場合、各々がこれを負担するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかから文書による終了の意思表示がなされた場合を除きその効力を継続する。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(市町管理道路)

第13条 丙は、第3条に掲げる道路のうち、市町が管理する道路の啓開についても協力するものとする。

本協定の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年3月19日

甲 香川県高松市サンポート3番33号
国土交通省四国地方整備局
局長 平井 秀輝

乙 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
知事 浜田 恵造

丙 香川県高松市磨屋町6番地4
一般社団法人香川県建設業協会
会長 森田 紘一

2-109 災害時等における相互協力に関する協定

香川県（以下「甲」という。）と本州四国連絡高速道路株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における相互協力に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等において、甲及び乙が相互協力を行う場合に必要な事項を定め、甲及び乙が保有する資源を有効活用することにより、道路利用者の安全性・利便性及び地域の防災機能の向上を図ることを目的とする。

（災害の定義）

第2条 本協定で定める災害とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害が発生した場合
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態が発生した場合
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合

（協力の内容）

第3条 甲及び乙は、甲及び乙が管理する施設に関し、次の各号に掲げる事項について相手方から要請があった場合は、要請内容及び緊急性等を踏まえ自らが行う業務に支障のない範囲において適切に対応するものとする。

- （1） 道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限（以下「通行規制」という。）を行う場合の区間及び期間の調整
 - （2） 救命・救急活動等緊急性の高い車両の通行規制区間及び別表に示す緊急開口部の通行
 - （3） 防災活動、復旧活動等における資機材、施設、敷地（以下「資機材等」という。）の利活用
 - （4） 相手方が管理する施設に関する情報を含めた道路利用者への情報提供
 - （5） 通行規制に関する情報の相互提供及び相手方防災拠点への情報連絡員の派遣
 - （6） 管理施設の損傷等の調査及び応急対策、復旧対策への技術支援
 - （7） その他目的を達成するために必要となる事項
- 2 前項の実施に必要な法令上の手続きは各施設の管理者が行う。
- 3 第1項第1号の通行規制の区間及び期間の調整を行う場合は、甲及び乙は、同項第5号の情報に基づき、その管理に属する道路の通行規制による道路交通への影響を最小限とするため、協力して調整を図るものとする。
- 4 第1項第3号の資機材等の利用を円滑に実施するため、甲及び乙はそれぞれが保有する資機材等の情報を相互に提供することとする。

（協力の要請）

第4条 前条第1項に定める要請は、協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、文書による要請のいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（対応の通知）

第5条 甲及び乙は、要請内容について速やかに検討し、対応が定まり次第その内容を対応通知書（別記様式第2号）により要請者に通知するとともに、必要に応じ実施状況、実施結果について通知する

ものとする。

(費用負担)

第6条 第3条第1項第3号及び第6号に要する費用は要請者、第1項第1号、第2号、第4号、第5号に要する費用は被要請者（実施者）の負担を原則とし、具体はその都度甲乙協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、本協定実施の連絡責任者を定め、連絡責任者届（別記様式第3号）により相互に報告するとともに、変更があった場合は直ちに報告するものとする。

(防災訓練における連携)

第8条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、防災訓練の同時実施や相手方の防災訓練への参加など連携に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書による協定終了の意思表示を行わない場合は有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年8月21日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香 川 県
知 事 浜 田 恵 造

乙 兵庫県神戸市中央区小野柄通四丁目1番22号
本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長 三 原 修 二

2-110 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、香川県（以下「甲」という。）が社団法人香川県建設業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、原則として災害救助法第23条第1項第1号に定める応急仮設住宅をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、香川県内に地震災害、風水害及びその他の災害が発生し、住宅を建設する必要がある場合に乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を行うときは、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認められる事項を、文書により、乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設工事)

第5条 乙は、甲の指示に従い住宅建設に従事するものとする。

(費用の負担及び請求)

第6条 甲の要請により、乙が要請事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項の費用について、当該業務の終了後、甲に請求するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においては香川県土木部住宅課長とし、乙においては社団法人香川県建設業協会建築部会部会長とする。

(会員名簿等の提供)

第8条 乙は、会員名簿及びこの協定に係る業務担当者名簿を毎年1回（会員又は業務担当者に変更があった場合は、その都度）甲に提供するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成8年9月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成8年9月1日

(甲) 高松市番町4丁目1番10号
香川県知事 平井 城一

(乙) 高松市磨屋町6番4号
(社)香川県建設業協会
会 長 富田 文男

【同一趣旨の協定を締結】

(一社)プレハブ建築協会 H8.9.1

2-1-1-1 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、香川県（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、住宅の建設に関して乙に協力を要請しようとするときは、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、書面により乙に連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員で甲の示す所定の要件を満たす建設業者（以下「建設業者」という。）の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた建設業者は、甲（甲が住宅建設業務を市町の長に委任した場合は、当該市町の長。以下、次条に同じ。）に協力の申込みを行い、甲の判断するところに従い住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 建設業者が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、建設業者の住宅建設完了後に検査をし、適正に実施されていることを確認したときは、建設業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の実施に関する業務の窓口は、甲においては香川県土木部住宅課、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会担当部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、1年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成25年7月16日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成25年7月16日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県知事

乙 東京都中央区八丁堀三丁目4番地10

京橋北見ビル東館6階

一般社団法人全国木造建設事業協会

代表者 理事長

2-1-1-2 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、香川県（以下「甲」という。）が一般社団法人日本木造住宅産業協会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、住宅の建設に関して乙に協力を要請しようとするときは、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、書面により乙に連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員で甲の示す所定の要件を満たす建設業者（以下「建設業者」という。）の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた建設業者は、甲（甲が住宅建設業務を市町の長に委任した場合は、当該市町の長。以下、次条に同じ。）に協力の申込みを行い、甲の判断するところに従い住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 建設業者が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、建設業者の住宅建設完了後に検査をし、適正に実施されていることを確認したときは、建設業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の実施に関する業務の窓口は、甲においては香川県土木部住宅課、乙においては一般社団法人日本木造住宅産業協会本部事務局とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、1年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、令和元年6月25日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ各自その1通を保有する。

令和元年6月25日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県知事

乙 東京都港区六本木一丁目7番27号
一般社団法人日本木造住宅産業協会

会長

2-1-1-3 災害時における応急仮設住宅の付帯施設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、香川県（以下「甲」という。）が社団法人香川県電気工事行業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、原則として災害救助法第23条第1項第1号に定める応急仮設住宅をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、香川県内に地震災害、風水害及びその他の災害が発生し、住宅を建設する必要がある場合に乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を行うときは、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認められる事項を、文書により、乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

(電気工事)

第5条 乙は、甲の指示に従い住宅建設に従事するものとする。

(費用の負担及び請求)

第6条 甲の要請により、乙が要請事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項の費用について、当該業務の終了後、甲に請求するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においては香川県土木部住宅課長とし、乙においては社団法人香川県電気工事業協会会長とする。

(会員名簿等の提供)

第8条 乙は、会員名簿及びこの協定に係る業務担当者名簿を毎年1回（会員又は業務担当者に変更があった場合は、その都度）甲に提供するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成8年9月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成8年9月1日

(甲) 高松市番町4丁目1番10号
香川県知事 平井 城一

(乙) 高松市天神前9番15号
(社)香川県電気工事業協会
会 長 長瀬 憲昭

【同日付けで同一内容の協定を締結】

(一社)香川県管工事業協会

2-1-1-4 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、香川県（以下「甲」という。）が、社団法人香川県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）に対し、災害時における民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。

2 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を取るものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力が得られるよう努力するものとする。

(資料の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、次の資料を交換するものとし、変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

(1) 香川県地域防災計画

(2) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する甲の連絡責任者は、土木部住宅課長とする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(施行)

第9条 この協定は平成17年7月5日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年7月5日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 真鍋武紀

乙 香川県高松市松福町一丁目10番5号
社団法人香川県宅地建物取引業協会
会長 植本義明

【同一内容の協定を締結】

(公社)全日本不動産協会香川県本部 17.9.22

2-115 災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）、社団法人全日本不動産協会香川県本部（以下「丙」という。）、社団法人全国賃貸住宅経営協会（以下「丁」という。）とは、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、香川県で地震等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく応急仮設住宅として甲が借り上げて被災者に提供しようとする民間賃貸住宅（以下「借上可能住宅」という。）に関し、乙、丙及び丁による甲への情報提供及び被災者が入居する場合の会員業者による甲への提供等について基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、被災者の一時的な居住の安定を図るため、公営住宅等の特例使用及び応急仮設住宅の建設のみでは十分でないと思われるときは、乙、丙及び丁に対し、借上可能住宅の甲への情報提供及び被災者が入居する場合の会員業者による甲への提供等について協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、要請は口頭により行うこととし、甲は、後日、速やかに文書を乙、丙及び丁に送付するものとする。

（協力）

第3条 乙、丙及び丁は、前条の規定による要請があったときは、借上可能住宅の甲への情報提供及び被災者が入居する場合の会員業者による甲への提供等について、甲に協力するものとする。

（乙、丙及び丁の責務）

第4条 乙、丙及び丁は、この協定の実施について会員業者の理解と協力が得られるよう努めるとともに、前条に定める事項が円滑に実施されるよう体制の整備に努めるものとする。

（協議）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙、丙、丁が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成24年3月22日から施行する。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁が記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月22日

甲 高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵 造

乙 高松市松福町一丁目10番5号
社団法人香川県宅地建物取引業協会
会長 石原 和 夫

丙 高松市木太町 802 番地
社団法人全日本不動産協会香川県本部
本部長 秋 山 誉 志

丁 東京都中央区八重洲二丁目 1 番 5 号
社団法人全国賃貸住宅経営協会
会長 川 口 雄 一 郎

2-116 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、香川県地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

（住宅相談窓口開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（住宅ローン返済中の県民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

（周知）

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市町村の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

（施策実施上の課題等の調整）

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲が施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成27年9月30日から適用する。

なお、香川県知事と住宅金融公庫四国支店長との間で締結した平成16年2月9日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年9月30日

甲 香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 独立行政法人住宅金融支援機構
理事長 加藤 利男

2-117 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき、災害時における被災住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）に関して、香川県（以下「甲」という。）が社団法人香川県建設業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- 一 応急修理 災害救助法第23条第1項第6号に規定する応急修理
- 二 応急修理業者 乙の会員であって応急修理を行おうとするもの

(協力要請)

第3条 甲は、香川県内に地震災害、風水害及びその他の災害が発生し、応急修理を実施する必要がある場合は、住宅の被災状況、応急修理の実施方針その他必要な事項を、文書により、乙に連絡し、協力要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、応急修理業者のあつせん、応急修理業者に対する技術支援、その他必要な協力を行うものとする。

(応急修理)

第5条 応急修理業者は、修理の程度、方法及び期間について、甲（甲が応急修理を市町長に委任した場合は、当該市町長。以下この条及び次条において同じ。）の指示に従い応急修理を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 応急修理業者が前条の応急修理に要した費用（別途定める限度額の範囲内に限る。）は、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においては香川県土木部住宅課長とし、乙においては社団法人香川県建設業協会建築部会長とする。

(応急修理業者名簿の提供)

第8条 乙は、応急修理業者名簿及びこの協定に係る業務担当者名簿を毎年1回（応急修理業者又は業務担当者に変更があった場合は、その都度）甲に提供するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は平成22年3月24日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成22年3月24日

甲 高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 真鍋 武紀

乙 高松市磨屋町6番地4
社団法人 香川県建設業協会
会長 森田 紘一

【同日付で同一内容の協定を締結】
（公社）香川県総合建設センター
香川県建設労働組合

2—118 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

香川県（以下「甲」という）と株式会社アクティオ（以下「乙」という）は、地震、津波、風水害等による災害時におけるレンタル機材の提供に関して次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、香川県内に地震、津波、風水害等の災害が発生若しくは発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材（以下「機材」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において機材を要する時は、乙に対し機材の提供について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行う時は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話等による口頭又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、機材の優先的な提供及び運搬による協力を可能な限り行うものとする。

2 乙は、前項の協力的に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を可能な限り保持するものとする。

3 乙は、協力を行う際、道路不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

（機材）

第4条 機材は、発電機、照明機器、フォークリフト、冷暖房機等とする。

（機材の引き渡し）

第5条 機材の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認のうえ引き渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び協力に関する事項を円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が提供した機材の対価及び乙が行った運搬に係る費用について負担するものとする。

2 機材の対価及び運搬にかかる費用は、災害時直前における適正なレンタル価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協議事項）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1カ月前までに、甲または乙からの申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年12月22日

甲 香川県高松市四丁目1番10号
香川県
香川県知事 池田 豊人

乙 香川県高松市田村町540番地
株式会社アクティオ 四国支店
支店長 武川 大介

2-119 災害時における冷凍空調の応急対策に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県冷凍空調設備工業協会（以下「乙」という。）は、災害時における冷凍空調の応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における冷凍空調の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（支援要請の範囲）

第2条 乙は、県内で災害対策基本法第2条第1項に定める災害が発生し又はその発生するおそれがある場合において、甲から協力の要請があったときに支援を行うものとし、その範囲は以下のとおりとする。

- （1）被災した冷凍空調設備の安全確保
- （2）災害時に拠点となる公共施設及び避難所等の冷凍空調設備の機能確保
- （3）冷凍空調設備の資機材の調達・提供
- （4）その他必要と認める業務

（支援要請の手続）

第3条 甲は、被災地域の市町から応急対策業務について様式第1号に定める文書により協力要請があったときは、様式第2号に定める文書により、乙に支援を要請するものとする。ただし、緊急を要し、これらによるいとまがない場合は、電話等により要請を行い、事後において、速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第4条 乙は、応急対策業務を実施したときは、様式第3号に定める実績報告書により、甲に報告を行い、甲は様式第4号に定める実績報告書により、市町に応急対策業務の内容を報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が行う応急対策業務において発生した経費については、原則として要請を行った市町が負担するものとする。ただし、県有施設については、甲が負担するものとする。

2 経費の内容については、別途協議の上、定めるものとする。

（連絡体制）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては危機管理総局危機管理課、乙においては事務局とする。

（協議）

第7条 この協定に関し必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。また、疑義が生じたときも同様とする。

（有効期限）

第8条 この協定は、締結の日から1年間効力を生じるものとし、甲、乙が文書をもって有効期間満了日1箇月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年12月26日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市木太町2082番地
一般社団法人香川県冷凍空調設備工業協会
会 長 岩崎 忠平

2-120 災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県エルピーガス協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資としてのエルピーガス等の調達について、次のとおり協定を締結する。

（災害時の範囲）

第1条 この協定において、災害時とは、地震、風水害その他の災害（香川県国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急対処事態」を含む。）が発生し、又は発生するおそれがあるときをいう。

（エルピーガス等の範囲）

第2条 この協定において、エルピーガス等とは、容器に充てんされたエルピーガス及びエルピーガスを燃料として使用するために必要な器具をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時において、次のときに、乙に対して避難所等へのエルピーガス等の供給を要請することができる。

- 一 市町から調達のあつせんを求められたとき。
- 二 甲が自ら調達の必要を認めたとき。

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、原則として別紙による災害時エルピーガス等供給要請書（以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭又はその他確実に連絡できる方法で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、直ちに措置するとともに、その措置内容を甲に報告するものとする。

（搬送及び引渡し）

第6条 乙は、エルピーガス等の搬送及び引渡しについては、甲の指示により行うものとする。

2 エルピーガス等の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けたうえで、甲が指定する者に引き渡すものとする。

（価格）

第7条 乙は、災害時の直前の適正価格でエルピーガス等を供給するものとする。

（費用の負担）

第8条 エルピーガス等の供給に要した費用の負担については、原則として、次によるものとする。

- 一 第3条第1号による供給については、市町の負担とする。
 - 二 同条第2号による供給については、甲、乙及び供給を受けた施設の管理者が協議して決定するものとする。
- 2 エルピーガス等の搬送に要した経費は、原則として乙が負担する。

（平常時からの準備）

第9条 乙は、災害時において供給可能なエルピーガス等の数量を把握しておくものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

3 乙は、甲の協力要請に的確に対応するための体制を構築し、支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第10条 甲は、災害時においてエルピーガス等の搬送及び供給を行う車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（協議事項）

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日から1か月前までに甲又は乙から申し出のないときは、この協定は、有効期間満了日から1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年10月23日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 真鍋武紀

乙 香川県高松市錦町一丁目6番8号
社団法人香川県エルピーガス協会
会 長 赤松幸雄

2-1-2-1 災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県浄化槽センター（以下「乙」という。）において、香川県で発生した大規模な災害（以下「大規模災害」という。）時における浄化槽の復旧支援活動について必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、大規模災害が発生し、浄化槽の復旧活動について必要があると認められるとき又は市町から市町が設置する避難所等への仮設トイレの設置要請があったときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

3 乙は、業務終了後、実施した業務の報告書（様式第2号）を甲に報告するものとする。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、乙の会員（以下「会員業者」という。）に対して協力を要請し、次の業務を行うものとする。

- (1) 浄化槽に関する県民相談の実施
- (2) 浄化槽の被害状況、復旧状況に関する情報の収集及び分析
- (3) 市町が設置する避難所等に対する会員業者保有の仮設トイレの提供

(経費負担)

第4条 前条の業務に要する経費は、第1号及び第2号については乙が負担し、第3号については仮設トイレの提供を受けた市町と乙が協議するものとする。

(平常時の準備)

第5条 乙は、平常時においても、会員業者に対して、災害に備えた防災知識の普及や防災資材の調達等に努めるよう指導するほか、この協定について理解と協力が得られるよう努力するものとする。

(会員名簿等の提供)

第6条 乙は、会員名簿及びこの協定に係る業務担当者名簿を毎年1回（会員又は業務担当者に変更があった場合は、その都度）甲に提供するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する甲の連絡責任者は、環境森林部廃棄物対策課長とし、乙においては社団法人香川県浄化槽センター事務局長とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年11月13日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 真鍋武紀

乙 香川県高松市香西本町1番地106
社団法人香川県浄化槽センター
会長 山条忠文

2-122 災害時の水道施設の復旧等に関する協定書

香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）と香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町（以下「構成団体」という。）とは、災害時等の水道施設の復旧等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 企業団及び構成団体は、地震等の自然災害、渇水、水道施設事故、水質事故等（以下「災害等」という。）の発生に伴い、大規模な断水等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民生活等の維持と安全を確保するために、水道施設の迅速かつ円滑な復旧等を図るものとする。

（災害情報の共有）

第2条 企業団及び構成団体は、災害等に関する情報を交換し、共有するものとする。

（水道施設の復旧）

第3条 災害等により大規模な断水等が発生した場合、企業団は、給水区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら、水道施設の復旧を実施するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害等により構成団体の管理する道路が使用不能となり、企業団の水道復旧作業に支障が生じた場合、又は、企業団の管理する水道施設により構成団体の道路復旧作業に支障が生じる場合においては、企業団及び構成団体は、相互の復旧作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

2 構成団体は、災害等による企業団の水道復旧作業として、企業団が構成団体の管理する土地、道路等に仮設の水道施設等を設置する必要がある場合には、本協定の目的を尊重し協力する。

3 構成団体は、企業団の水道復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等の確保のため、企業団から構成団体の所有する施設及び駐車場等の使用について要請があった場合、企業団と協議の上、提供に努めるものとする。

（応急給水作業に対する協力）

第5条 災害等により構成団体において飲料水確保が必要となる場合、又は、企業団において給水確保が必要となる場合、企業団及び構成団体は、相互に応急給水作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

（相互応援）

第6条 前3条に掲げるもののほか、企業団又は構成団体は、災害等の発生時に応援を必要とする場合には、次に掲げる事項を明らかにした上で、無線、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（1）災害等の状況

（2）応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など）

（3）応援を求める期間、場所

（4）その他必要な事項

2 前項の規定により、企業団が応援要請を受けた場合、企業団は応援を要請した構成団体に応援の内容を連

絡し、応援を実施する。また、構成団体が応援要請を受けた場合、構成団体は企業団に応援の内容を連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合には、その旨を直ちに無線、電話等により連絡する。

(費用の負担)

第7条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を要請した企業団又は構成団体の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協議して別に定めるものとする。

2 応援を要請した企業団又は構成団体が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援した企業団又は構成団体が一時繰替支弁するものとする。

(訓練等への参加)

第8条 企業団及び構成団体は、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう、必要に応じて、それぞれの訓練等に参加するものとする。

(連絡体制)

第9条 企業団及び構成団体は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡担当課を定め、相互の連絡体制を確立するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の定めについて疑義が生じた場合、企業団及び構成団体は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を18通作成し、企業団、構成団体記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年4月1日

香川県知事 浜田 恵造

高松市長 大西 秀人

丸亀市長 梶 正治

坂出市長 綾 宏

善通寺市長 平岡 政典

観音寺市長 白川 晴司

さぬき市長 大山 茂樹

東かがわ市長 藤井 秀城

三豊市長 山下 昭史

土庄町長 三枝 邦彦

小豆島町長 塩田 幸雄

三木町長 筒井 敏行

宇多津町長 谷川 俊博

綾川町長 藤井 賢

琴平町長 小野 正人

多度津町長 丸尾 幸雄

まんのう町長 栗田 隆義

香川県広域水道企業団
企業長 浜田 恵造

2-123 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害時における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、香川県内において地震、台風等の災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の処理等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めることにより、災害廃棄物を速やかに撤去し、被災地の早期復旧と生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震、台風等の災害により倒壊、焼失した建物等の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くずなど及びこれらの混合物並びに災害に伴い発生した緊急処理を要する廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内市町（一部事務組合を含む。以下同じ。）が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について当該市町からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号の実施に伴う必要な事業

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、必要な要員、車両、資機材等を調達し、可能な限りにおいて災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等を実施するに当たっては、関係法令を遵守するとともに、次の各号に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

（情報の提供）

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等のために円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災状況、復旧状況等、必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力可能な会員の状況を甲に報告するものとする。

（協力要請の手続き）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町名
- (2) 災害廃棄物の処理等の実施内容
- (3) 災害廃棄物の処理等の実施期間
- (4) その他必要な事項

（実施の報告）

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町名
- (2) 災害廃棄物の処理等の実施内容
- (3) 災害廃棄物の処理等の実施期間
- (4) その他必要な事項

（費用の負担）

第8条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、当該市町が負担するものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては環境森林部廃棄物対策課、乙においては社団法人香川県産業廃棄物協会事務局とする。

（協議）

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定は平成 20 年 10 月 14 日から施行するものとし、協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

平成 20 年 10 月 14 日

甲 高松市番町四丁目 1 番 10 号
香 川 県
香川県知事 真鍋 武紀

乙 高松市元山町 124 番 1 号
社団法人 香川県産業廃棄物協会
会 長 横井 聡

2-124 災害時における廃棄物の収集運搬に係る協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県環境保全協会（以下「乙」という。）とは、香川県地域防災計画に基づき、災害時応援協力活動等の対応に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に対し、災害時における下水道・汲み取り便槽・浄化槽の汚泥、その他災害に伴って発生する廃棄物（以下「災害汚泥」という。）の収集運搬に関する応援協力を要請するに当たり必要な事項を定め、もって公衆衛生の確保、公共用水域等の水質保全に期することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「応援協力」とは次に掲げる行為をいう。

- （1）災害汚泥の収集運搬
- （2）その他災害汚泥の清掃等に係る必要な行為

（応援協力要請）

第3条 甲は、災害汚泥の処理が困難となった被災市町からの要請があったときは、乙に対し応援協力を要請する。

2 前項の規定による乙への応援協力の要請は、次に掲げる事項について口頭又は電話等により速やかに行い、この後文書を送付するものとする。

- （1）応援協力を要請した被災市町の名称
- （2）災害汚泥の収集運搬の内容
- （3）その他必要な事項

（応援協力の実施）

第4条 乙は、応援協力の要請を受けた場合は、可能な範囲でこれに応ずるものとする。

（被災市町との協議）

第5条 被災市町と乙は、応援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

（応援協力のための通行）

第6条 甲は、乙の活動が円滑に実施できるように、道路等の通行につき、必要な措置を関係機関に働きかけるものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、第4条に規定する応援協力を終了したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（経費負担）

第8条 第4条の規定による応援協力を要する経費負担は、当該応援協力を実施した乙及び乙の会員と当該被災市町が協議のうえ、決定するものとする。

（災害対策に係る関係会議等への参画）

第9条 甲は、必要あると認めた場合は、乙に対し、甲の主催する関係会議に出席を求めることができる。

（連絡窓口）

第10条 この協定に伴う事務は、甲においては香川県環境森林部廃棄物対策課、乙においては一般社団法人香川県環境保全協会が行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の廃棄物を所管する組織が行うものとする。

（協議）

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の期間及び更新)

第12条 本協定の期間は協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年3月6日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 高松市亀岡町14番11号
高松清掃株式会社 内
一般社団法人香川県環境保全協会
会 長 山 条 忠 文

2-125 災害発生時における施設使用等に関する協定

香川県警察（以下「甲」という。）と香川県遊技業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生した場合（以下「災害発生時」という。）の施設使用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、円滑な警察活動のために甲が乙の施設を使用するために必要な事項を定めるものとする。

（対象とする施設）

第2条 本協定の対象とする施設（以下「対象施設」という。）は、香川県内に所在する乙の組合員が管理する施設とする。

（対象施設の使用）

第3条 対象施設の使用については、原則駐車場部分とし、店舗部分等の使用が必要な場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

（協力要請）

第4条 甲は、災害発生時において、円滑な警察活動のために対象施設の使用が必要と認められる場合は、乙に対し、協力を要請することができる。

（協力要請の方法）

第5条 前条の規定による要請は、別記様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の範囲）

第6条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、協力するよう努めるものとする。

2 乙は、必要と認められる施設が乙の非組合員が管理するものである場合は、当該施設の管理者に協力を要請するものとする。

（費用の負担）

第7条 駐車場部分を使用させることについては、無償とする。

（情報交換）

第8条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制等について情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

（有効期間）

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月7日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県警察本部
警備部長 竹林栄一

乙 香川県高松市磨屋町6番地4
香川県遊技業協同組合
理事長 中尾元紀

2-126 大規模災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県ドローン安全協議会（以下「乙」という。）は、災害時における無人航空機による協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災状況の確認等が困難である場合、人命にかかる二次災害等が発生する危険がある場合等（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による情報収集等に関する協力の要請について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請の内容）

第2条 協力要請の内容は、以下のとおりとする。

- （1）災害時等における無人航空機を活用した被災状況等の情報収集及び提供。
- （2）その他、必要と認められる事項。

（協力要請）

第3条 甲は、被災地域における状況の把握について必要があるときは、乙に無人航空機を活用した情報の収集及び提供その他の協力を求めることができるものとし、乙は、可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

2 前項の甲の協力要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲は、第1項の規定による協力の要請後、協力の必要がなくなったときその他重要な変更があったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（協力活動の実施）

第4条 被災地域に到着した乙の構成員は、甲が指名する現場指揮責任者と協議のもと、行動するものとする。

2 甲は、第3条第1項の規定による協力の活動（以下「協力活動」という。）をする乙の構成員に対し、関係法令を遵守するとともに、安全の確保に十分配慮するものとする。

（協力活動の報告等）

第5条 乙は、協力活動を実施したときは、速やかに活動報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

2 乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属するものとする。

（著作権の使用）

第6条 前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）は乙に帰属し、乙は甲に対し、使用を許諾する。

（費用の負担）

第7条 協力活動に要した経費については、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

2 乙は、甲が負担することとなる経費を甲に請求するものとし、甲は、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第8条 協力活動に従事した乙の構成員が、当該協力活動により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和28年8月1日条例第29条）を準用し、甲がこれを補償する。

（1）協力活動に従事する者の故意または重大な過失による場合

（2）当該損害につき、乙又は協力活動に従事する者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合（保険会社により補填されない障害は除く。）

（3）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者からの損害賠償を受けることができる場合（第三者からの賠償で補填されない障害は除く。）

2 乙は、協力活動にあたり、必要な保険（損害賠償等）に加入している無人航空機を使用するものとし、乙の保有する無人航空機が協力活動中に破損、紛失等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。ただし、当該無人航空機が機体保険等に加入していないことについてやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

（損害の補填）

第9条 乙は、協力活動により事故が発生した場合において、第三者に損害を与えたときは、当該損害の補填のために要する経費を負担するものとする。ただし、当該損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に報告するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(雑則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年1月24日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市勅使町1264-1
香川県ドローン安全協議会
会長 萱原 健二

【同日付で同一内容の協定を締結】

一般社団法人災害対策建設協会 JAPAN47

2-127 災害時等における小型無人機による協力に関する協定

香川県警察本部（以下「甲」という。）と株式会社空撮技研（以下「乙」という。）は、災害時等における小型無人機（以下「ドローン」という。）による協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害が発生した場合における被災者の捜索及び被災状況の確認並びに山岳遭難者、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第2条第2項に規定する特異行方不明者（同項第1号及び第2号に掲げる者を除く。）の捜索（以下「捜索活動等」という。）を円滑に実施するため、甲が乙に対し、ドローンの出動を要請する手続及びドローンの捜索活動等への活用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（活動内容）

第2条 この規定により、甲が乙に出動を要請する活動は、県内における捜索活動等とする。

（出動要請等）

第3条 甲は、捜索活動等を要する事案が発生した場合において、ドローンによる協力が効果的であると認めるときには、乙に対し日時及び出動地域を示して、ドローンの出動を要請する。
2 前項の出動要請は、別記様式により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭その他の方法により要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。
3 乙は、前項の規定による出動要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力するよう努めるものとする。

（捜索活動等の実施）

第4条 乙は、出動要請に基づく捜索活動等に当たっては、安全管理のため甲の指定する現場指揮者の指示に従うものとする。

（捜索活動等の終了等）

第5条 この規定による捜索活動等の終了は、捜索活動等の必要がなくなったとき又はドローンによる捜索活動等が困難若しくは不可能となったときとし、甲及び乙の同意の上、決定する。

（映像データの取扱い）

第6条 甲は、活動現場において乙が撮影する映像を確認するとともに、映像伝送装置等を用いて警察本部等へ映像配信するほか、必要に応じて甲が準備する外部記録媒体に映像データを保存するものとする。
2 乙は、甲が承諾した場合を除き、第三者に映像データを提供し、又は公表してはならない。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。甲又は乙の構成員でなくなった後も同様とする。

（訓練参加及び技術支援）

第8条 乙は、この協定による捜索活動等が円滑に行われるよう、乙の業務に支障のない範囲において、甲が主催する訓練又は甲が参加する訓練への参加に努めるとともに、随時甲に対して情報セキュリティ技術の支援や操縦者の育成支援を行うものとする。

（費用の負担）

第9条 乙が第3条第2項に基づく出動に要した費用は、甲に請求しない。

（補償）

第10条 この協定による乙の出動又は訓練に伴って生じた損害の補償（第三者に対する損害の補償を含む。）は、乙の責任において行う。

(連絡体制及び情報交換)

第 11 条 この協定に基づく協力業務を円滑に実施するため、別に定める連絡体制表により相互に連絡を行うほか、平常時から情報交換に努め、災害等に備えるものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第 13 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが 1 通を保管する。

平成 30 年 3 月 19 日

甲	香川県警察本部警備部長 香川県警察本部生活安全部長	竹林 栄一 古田 昭博
乙	株式会社空撮技研代表取締役	合田 豊

2-128 香川県災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と公益財団法人香川県国際交流協会（以下「乙」という。）は、災害時の外国人支援を円滑に行うため、香川県災害時多言語支援センター（以下「センター」という。）の設置等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、香川県地域防災計画に基づき、大規模災害発生時に外国人住民等の支援を円滑に行うため、センターの設置・運営について、必要な事項を定める。

（センターの設置及び閉鎖）

第2条 甲と乙は、香川県災害対策本部が設置された場合、香川県内の外国人の避難及び被災の状況を踏まえ、協議の上、必要と認められる場合に共同でセンターを設置する。

2 センターは、香川国際交流会館（高松市番町一丁目11番63号）に設置する。ただし、被災状況等により香川国際交流会館を使用することが困難な場合は、甲がこれに代わる場所を確保する。

3 センターは、被災地における災害の復旧状況を勘案し、甲と乙が協議のうえ、閉鎖する。

（センターの役割）

第3条 センターの役割は、以下のとおりとする。

- (1) 多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供
- (2) 県や被災市町が行う外国人住民等の対応に必要な翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整
- (3) 外国人住民等からの相談・問い合わせへの対応
- (4) その他、外国人支援を円滑に行うにあたり必要な事項

（センターの運営）

第4条 センターの運営は甲と乙が共同で行う。

2 甲と乙は、必要に応じて、県内外の自治体・団体等と連携して、センターの運営を行う。

（体制整備）

第5条 甲及び乙は、センターの設置に備え、大規模災害発生時に支援が円滑に行えるよう、情報の共有化を図り、体制整備や研修・訓練の実施に努める。

（経費負担）

第6条 センターの業務に伴う経費の負担は、甲乙協議の上、決定する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、期間満了の日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年7月15日

(甲) 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事

(乙) 香川県高松市番町一丁目 11 番 63 号
公益財団法人香川県国際交流協会
理事長

2-129 香川県災害ボランティア支援センターの設置・運営等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、香川県災害ボランティア支援センター（以下、「県支援センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における県支援センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（県支援センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、県支援センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙は県支援センターを設置するものとする。

（県支援センターの設置場所）

第4条 県支援センターは、香川県社会福祉総合センター内（高松市番町一丁目10番35号）に設置するものとする。ただし、当センターが使用できない場合は、甲乙協議の上、これに代わる場所を確保するものとする。

（県支援センターの運営）

第5条 乙が設置する県支援センターは、乙が主体となり、必要に応じて、各社会福祉協議会、関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、県支援センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（県支援センターの業務）

第7条 県支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）被災地および市町災害ボランティアセンター（以下「市町センター」という。）に関する情報収集・情報発信
- （2）市町センターの設置運営支援・連絡・調整・派遣等
- （3）他都道府県社会福祉協議会等との間の連絡・調整・受入及び派遣等
- （4）県支援センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- （5）災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- （6）香川県災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- （7）関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- （8）災害ボランティアセンター運営に関する研修や広報
- （9）その他、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第9条 県支援センターの設置・運営に係る費用負担について、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、次項に規定する場合を除く。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する県支援センターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担と

することができる。

(県支援センターの閉鎖)

第10条 県支援センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(報告)

第11条 甲は、乙に県支援センターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第12条 乙は、平常時から災害時に備えた県支援センター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、県支援センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年12月1日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 池田豊人

乙 香川県高松市番町一丁目10番35号
社会福祉法人 香川県社会福祉協議会
会長 西原義一

2-130 協定書（災害支援寄付に関する支援業務）

香川県（以下「甲」という。）と株式会社さとふる（以下「乙」という。）は、甲が災害に罹災した場合において、乙がふるさと納税の制度にかかる個人から甲に対する寄附にかかる事務及び関連する業務（件名：災害支援寄付に関する支援業務、以下「支援業務」という。）を無償にて受け付けることに関して、下記及び添付1の協定書約款によって協定を締結する。

- 1 支援業務 災害支援寄付に関する支援業務
- 2 履行場所 東京都中央区京橋2丁目2番1号
株式会社さとふる
- 3 委託期間 自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日
ただし、協定書締結日から第2条第3項に定める通知日までの期間は準備期間とする。
また、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して本協定書を終了する旨の書面による意思表示を行わない場合はさらに1年間有効とし、以後この例による。
- 4 対価 無償とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年4月1日

甲：香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 池田 豊人

乙：東京都中央区京橋二丁目2番1号
株式会社さとふる
代表取締役社長 藤井 宏明

添付1 協定書約款

(定義)

第1条 本協定書約款において使用する用語の定義は、別段の定めがない限り、次のとおりとする。

- (1)「本件寄附」とは、甲の災害復興を目的として、第4号に定める本件システムで受け付けた、ふるさと納税の制度にかかる個人から甲に対する寄附のうち、お礼品の提供を伴わない寄附をいう。
- (2)「本件寄附金」とは、本件寄附にかかる寄附金をいう。
- (3)「寄附者」とは、第4号に定める本件システムより甲に本件寄附の申し込みを行う個人をいう。
- (4)「本件システム」とは、ふるさと納税の制度にかかる寄附を行う個人、当該寄附を受ける地方公共団体(普通地方公共団体および特別区をいう。以下同じ。)その他の関係者に当該寄附の受付、支払手続きその他のサービスを提供するために乙が構築、運用するインターネットシステムをいう。
- (5)「本件収納」とは、本件システムにおいて乙が受け付けた本件寄附金を、甲に代わって収納し、甲に払い込む業務をいう。

(支援業務の準備)

第2条 甲は、SB ペイメントサービス株式会社(東京都港区海岸一丁目7番1号 代表取締役社長 兼 CEO 榛葉 淳 以下「SBPS」という。)及び PayPay 株式会社(東京都千代田区紀尾井町1番3号 代表取締役社長執行役員 CEO 中山 一郎 以下「PayPay」という。)所定の規約等に合意の上、SBPS 及び PayPay の提供するサービスにかかる申込書(以下「本件申込書」という。)を提出するものとする。

2. 甲は、本件システムにおいて寄附を受け付けるために必要となる写真、デザイン画その他の著作物(以下「写真等」という。)を乙に提供するものとする。
3. 甲は、第1項及び第2項に記載のとおり、本件申込書を SBPS 及び PayPay に、写真等を乙に提出した後、乙は支援業務の開始に向けた準備を行うものとする。乙は、準備が整い次第、甲に対して通知を行うものとし、当該通知日をもって支援業務の提供可能日とする。

(支援業務)

第3条 乙は、支援業務の提供可能日以降、甲が、以下の各号のいずれかを満たした場合、甲が運営管理する公式サイトに乙が定めるバナーまたはテキストリンク(以下「本件バナー等」という。)を掲載することで本件システムへ接続する仕組みを構築し、ならびに本件寄附の受付に関する事項を掲載した画面を作成し、寄附者からの本件寄附金の受付を遅滞なく開始するものとする。ただし、(3)(4)及び(5)に該当する場合、甲の指示をもって支援業務を開始する。

- (1) 甲(甲が帰属する都道府県を含む。)が自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第83条に基づく災害派遣の要請を行い、甲が対象となった場合
- (2) 甲が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)に基づく「激甚災害」の指定を受けた場合

- (3) 気象庁が、甲の管轄する域内に対し、気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第13条の2に基づく特別警報(気象警報、高潮警報、波浪警報、地震動警報、火山現象警報、津波警報および地面現象警報)並びに気象業務法第14条の2に基づく予報及び警報を発令した場合
 - (4) 甲が、居住者等に対し、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第60条に基づく避難指示を出した場合
 - (5) 日本放送協会の特別報道番組により甲の災害被災状況が報道された場合
 - (6) 甲の役職員と連絡がつかない等、乙において支援業務の開始が必要と判断した場合
2. 乙が寄附者から本件寄附金を受け付ける期間は、甲が前項の条件を満たし、または、甲が乙に指示し、乙が本件寄附金の受け付けを開始した日から1年間とする。期間の延長が必要と判断する場合、甲乙にて誠実に協議するものとする。

(寄附の受付)

- 第4条 乙は、金額、支払方法、氏名、住所、電話番号その他乙が必要と判断する事項を、寄附者からの申請に基づいて自ら取得し、本件寄附を受け付ける。
2. 乙は、本件システムにおいて受け付けた本件寄附金を、添付1付属別紙2に定める支払方法及び経路で収納し、甲に払い込む。
3. 本件寄附金の甲による収納日は、前項に定める支払方法から寄附者が選択するところに応じ、添付1付属別紙3のとおりとする。

(指定納付受託)

- 第5条 乙は、本協定書が成立した時点をもって、甲がSBPS及びPayPayを本件寄附にかかる地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下「本件指定納付受託者」という。)に指定したものとみなす。

(甲の役割)

- 第6条 甲は、自己の運営管理する公式サイトに、本件バナー等を掲載するものとする。

(寄附受領証明書)

- 第7条 甲は、本件寄附金を受領した場合、寄附者に対する領収証の交付を自ら行うものとする。ただし、別途契約を締結した場合は、甲は乙にその作成等を行わせることができるものとする。

(本件寄附金収納の取止めと返還)

- 第8条 甲は、本件寄附金の収納を取止め、又は収納した本件寄附金を寄附者に返還することを決めた時は、かかる決定を乙に通知することにより、本件寄附の収納の取止めおよび当該寄附金の返還にかかる事務の履行を求めることができる。ただし、乙は、取止めたことにより発生する費用については、甲の負担とすることができるものとする。

(実績報告)

第9条 乙は、第3条第1項に基づき本件寄附金を受け付けた場合、当月分の本件寄附金の受付実績を翌月15日までに乙所定の様式により実績通知書をもって甲に報告しなければならない。

(本件寄附金の払い込み)

第10条 乙は、第3条第1項に基づき本件寄附金を受け付けた場合、当月中に乙が受け、翌月15日までに乙に入金のあった本件寄附金を、翌月20日までに甲が指定する金融機関に振り込むことにより払い込む。振込手数料は乙の負担とする。

2. 当該払い込みにかかる電磁的記録をもって、地方自治法施行令第158条第3項にいう計算書に代えるものとする。

(本件寄附に関連する問い合わせ対応にかかる業務)

第11条 乙は、本件寄附に関連する本件収納にかかる問い合わせに対し、電話又は電子メール等により、情報提供その他の回答を行う。

(寄附者情報)

第12条 乙は、第3条第1項に基づき本件寄附金を受け付けた場合、別紙に定める寄附者の情報(添付1付属別紙1に定める項目の情報及び本件寄附金の収納、甲への払い込みその他本件寄附金の取扱いにかかる情報を含み、「寄附受付情報」という。)を乙所定の方法にて提供するものとする。

2. 寄附受付情報の記録及び管理は本件システムの運用をもって行うものとし、乙は、本件寄附を受け付けた日の属する月の翌月より起算して3年を経過したときは、寄附受付情報を廃棄又は消去することができるものとする。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、本協定書に関連して相手方から開示される技術情報、営業情報、個人情報、財務情報その他一切の情報(以下「秘密情報」という。)については、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者(乙の親会社の役員及び弁護士等の法律上の守秘義務を負う者を除く。)に開示、提供又は漏洩等してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとする。

- (1) 開示の時点で公知又は公用であった情報
- (2) 開示を受けた後、自らの責めによらずに公知となった情報
- (3) 開示を受けた後、開示された情報と関係なく独自に開発した情報
- (4) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

2. 前項のほか、監督省庁等の行政機関又は裁判所から法令に基づき開示を要求された場合には、必要かつ最小限の範囲において秘密情報を開示することができる。この場合、開示前にかかる要求の存在及び内容を相手方に通知する。

3. 第1項の規定にかかわらず、乙は、支援業務の履行のために必要不可欠な場合に限り、本件寄附の収納にかかわる第三者、及び事前に甲の書面による承諾を得て支援業務の全部又は一部を再委託する第三者に対し、甲の秘密情報を開示することができるものとする。この場合、乙は当該第三者に対し、本

条において自己が負うものと同等の義務を課すものとする。

(再委託)

第14条 乙は、支援業務のうち第11条に定める問い合わせ対応にかかる業務の一部を第三者に再委託することができるものとする。この場合、乙は当該第三者に対し、再委託にかかる業務の履行にかかる範囲において、本協定書に基づき自己が負うものと同等の義務を課すものとする。

(譲渡禁止)

第15条 甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本協定書により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(協定書の解除)

第16条 甲及び乙は、相手方が次の各号に該当したときは、本協定書の全部又は一部を解除することができる。なお、本項による協定書の解除は、損害賠償の請求を妨げないものとする。

(1) 本協定書に基づく義務に違反し、相当の期間を定めて催告したにも関わらず当該違反が是正されない場合

(2) 本協定書の支援業務の履行が困難な状況となった場合

(3) 甲の寄附受付画面に乙の名誉、信用等をき損する情報が掲載された場合

2. 乙は、甲が以下の各号のいずれかに該当したときは、本協定書の全部又は一部を解除することができる。なお、本項による協定書の解除は、損害賠償の請求を妨げないものとする。

(1) 本協定書有効期間中、総務大臣によりふるさと納税(特別控除)の対象として指定を受けていない場合(当該指定を取り消された場合を含む)

(2) 法令、関係省庁による法令に基づく指示・命令、関係省庁が示すふるさと納税に関連する指針等に鑑み、支援業務の継続が不相当であると乙が判断した場合

(3) 甲が、寄附者に対し、電子メール、ダイレクトメール、チラシ等の手段を問わず、乙と競合する事業者又はそのサービスの宣伝、広告を行った場合

(賠償責任)

第17条 甲及び乙は、自己の故意又は重大なる過失により、本協定書に違反し、相手方に損害を生じさせた場合、当該相手方に対し、賠償する責を負うものとする。

2. 本協定書における乙の損害賠償責任の範囲は、通常生ずべき損害のうち現実かつ直接に生じた損害に限るものとし、その額は、第3条第1項に基づき本件寄附金の受付を開始した日から起算して12か月の間に乙が取り扱った本件寄附金の12%を上限とするものとする。

(著作物等にかかる権利処理)

第18条 甲は、乙に写真等を提供する場合、本件システムにおける甲の寄附受付画面制作その他支援業務の履行及び乙が寄附金を募集すること(広告媒体への掲載を含む。)を目的として乙が当該写真等を利用することを許諾する。甲は、写真等の権利処理を自己の責任において行うものとし、写真等が第

三者の権利を侵害するものとして第三者と乙との間に紛争が生じた場合、甲の費用と責任においてかかる紛争を解決するものとする。

2. 甲は、本協定書に基づき本件システム上のコンテンツ(お礼品情報を含む。以下「コンテンツ」という。)を編集し、又はコンテンツを掲載する場合、当該コンテンツ又はその利用(本件システムに掲載し、公表することを含む。)が第三者の知的財産権及びその他の権利を侵害しないよう、自己の負担と責任において権利処理を行うものとする。

(免責)

第19条 乙は、天災地変その他不可抗力、本件システムの障害、緊急のセキュリティ対策又は乙の責に帰することができない事由(法令等に基づく要請その他の措置により、乙またはSBPSもしくはPayPayの営業を停止又は縮小する場合を含む。)により、支援業務の全部又は一部が履行できない場合、かかる不履行につき責を負わないものとし、これにより甲に発生した損害について責任を負わないものとする。

2. 乙は、寄附者から申請を受け付けた情報に関し、その真実性、正確性等につき何ら保証するものではない。
3. 乙は、甲が第3条第1項に基づく災害基準を満たした時点において、第6条に基づく本件バナー等の掲載がされていない場合には、支援業務の履行を要しないものとする。

(支援業務の停止)

第20条 甲は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、乙が支援業務を停止することがあることを了承するものとする。

- (1) システムの定期点検並びに本件システムにかかる機器の修理、増設及び交換等のために必要がある場合
 - (2) 本件システムの改修、変更及び不具合を修正するために必要がある場合
 - (3) 火災、停電、その他事故、地震、その他天災、戦争、政変、その他これらに類する非常事態、基幹通信事業者などに起因するネットワーク障害、法令に基づく指示・命令、寄附者又は第三者の行為に起因する事態、その他これらに準ずる不測の事態によって本サービスの提供が困難となった場合
 - (4) その他、運営上又は技術上の理由により本件システムの稼働中断が必要であると乙が判断した場合
 - (5) 本協定書に定める、本協定書を解除する要件に該当する事象が生じたとき
2. 前項第1号、第2号および第4号に記載された範囲の本件システムの稼働の中断に際しては、緊急又はやむを得ない場合を除き事前にその旨を甲に対し告知する。
 3. 乙が、第1項第1号の事由により支援業務を中断したことにより甲に損害が生じた場合、乙はその賠償責任を免れるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第21条 甲及び乙は、支援業務に関連して取得した寄附者の個人情報を、個人情報の保護に関する諸法令及びガイドライン等に定めるところにより適切に取扱うものとする。

(本件システムの利用)

第22条 本協定書に基づく甲による本件システムの利用は、本協定書添付2「本件システム利用に関する特記事項」が適用されるものとする。

(協議事項)

第23条 本協定書に定めのない事項及び解釈に疑義の生じる事項については、甲及び乙にて誠実に協議のうえ決定するものとする。

添付 1 付属別紙 1

寄附者情報	
	名前
	名前(フリガナ)
	郵便番号
	住所
	電話番号
	氏名公開/非公開
寄附情報	
	寄附金額
	寄附受付日
	寄附確定日
	アンケート回答
	ご意見等

添付1 付属別紙2

第4条に定める支払方法及び経路は以下のとおりとする。

(ア) 寄附者が、自己が契約する有効なクレジットカードを利用して本件システムにおいて本件寄附の支払手続きを行い、本件指定納付受託者を通じて甲に支払う本件寄附金を乙が受領し、甲に払い込む方法

(イ) 寄附者がコンビニエンスストア(店舗、本部の双方をいう。以下同じ。)において本件寄附の支払手続きを行い、当該コンビニエンスストアが本件指定納付受託者を通じて甲に支払う本件寄附金を乙が受領し、甲に払い込む方法。なお、支援業務において取り扱うコンビニエンスストアは、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ミニストップ及びセイコーマートとする。

(ウ) 寄附者がペイジーサービスを利用して支払手続きを行い、本件指定納付受託者を通じて甲に支払う本件寄附金を乙が受領し、甲に払い込む方法

(エ) 寄附者が、本協定書において定める通信事業者(ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社及び株式会社NTTドコモをいう。)並びに本件指定納付受託者を通じて甲に支払う本件寄附金を乙が受領し、甲に払い込む方法

(オ) 寄附者が、PayPayが提供する決済サービスを利用して本件システムにおいて本件寄附の支払手続きを行い、本件指定納付受託者を通じて甲に支払う本件寄附金を乙が受領し、甲に払い込む方法

添付 1 付属別紙 3

本件寄附金の甲による収納日は、添付 1 付属別紙 2 に定める支払方法に応じ、次のとおりとする。

(ア)	寄附者が本件システムにおいてクレジットカード情報を入力し支払手続きを完了した日
(イ)	寄附者がコンビニエンスストアにおいて本件寄附金を支払った日
(ウ)	寄附者がペイジーサービスを利用して支払手続きを行なった寄附金が本件指定納付受託者に 入金された日
(エ)	寄附者が本件システムにおいて所定の情報を入力し支払手続きを完了した日
(オ)	

添付 2 本件システム利用にかかる特記事項

本協定書に基づき甲が利用する本特記事項第 1 条第 1 項第 1 号に定めるサービスの利用条件等に関し、以下の事項を取り決めるものとする。

(定義)

第 1 条 この特記事項における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「本サービス」とは、乙が本協定書に基づき本件システムにより本協定書約款第 12 条に定める寄附者情報を閲覧する機能を提供することをいう。
 - (2) 「ID」とは、本サービスを利用する甲を特定するために甲に付与された利用者識別情報をいう。
2. 前項及び本特記事項の各条項において定めるものを除き、本協定書に定めるところによるものとする。

(利用登録)

第 2 条 甲は、本サービスを利用するにあたり、乙所定の手続きにより本件システムにおいて利用登録を行うものとする。

2. 甲は、利用登録において登録した甲に関する情報に変更が生じた場合は、速やかに登録情報を変更するものとする。

(ID パスワード)

第 3 条 甲は、ID 及びパスワードを自己の責任をもって利用及び管理し、第三者に利用させ、開示・提供し、又は漏洩等してはならない。

2. 甲は、ID 及びパスワードを第三者に利用された場合及び利用された疑いがある場合は、遅滞なく乙に報告する。
3. 乙は、ID 及びパスワードによって本サービスの利用があった場合、甲が利用したものとみなすことができ、当該利用の効果は、甲に帰属するものとする。

(禁止行為)

第 4 条 甲は、以下の各号の事項を行ってはならない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある行為
- (2) 乙若しくは第三者の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (3) コンピューター、ソフトウェア、ハードウェア、通信機器、その他本件システムの運営及び利用に必要な機器・機能を、直接・間接を問わず、妨害、破損、制限する行為
- (4) 本件システムを、直接・間接を問わず、妨害・混乱させる行為
- (5) 甲の ID によって閲覧することが許諾される情報以外の情報を閲覧、収集若しくは蓄積し、又はそのおそれがあると認められる行為
- (6) 前各号に結びつく行為及びこれに類する一切の行為
- (7) その他乙が不適切と判断し、告知又は通知した行為

3-1 過去における主な風水害等一覧

発生年	発生日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
昭和20	10.8~10.13	台風(阿久根台風)	5	1	5	23	1,051	6,914	行方不明2人 県下一円諸所で河川氾濫
	12.21	南海地震	52	273	608	2,409			県下一円被害大、家屋焼失1
24	7.28~7.31	台風(ハカ-台風)	3		1	2	10	243	鴨部川氾濫(志度・長尾) 家屋流出5戸
26	7.12~7.13	大雨	2		6	8	21	487	家屋流出5戸、船沈没1隻 中部沿岸被害大
	10.14~10.15	台風15号(ルス台風)	1	2	58	83		278	西讃・小豆島被害大
27	7.1~7.3	大雨	4	4	6	8	451	3,264	県下一円、強雨継続都市で水害
29	6.28~6.30	大雨	4	2	1	8	38	1,606	仲多度郡被害大、家屋流出1戸(観音寺・滝宮・琴平)
	7.4~7.5	大雨	1		4	1		136	中部沿岸(丸亀)
	9.13~9.14	台風第12号	1	8	30	65	477	5,428	県下一円、船沈没1隻
	9.24~9.27	台風第15号(洞爺丸台風)	8	57	275	430	626	5,096	県下一円 家屋流出15戸、船沈没18隻 災害救助法適用
34	8.7~8.9	台風第6号	1		1	2		125	県下一円(高松・観音寺)
	9.26~9.27	台風第15号(伊勢湾台風)		4	8	5	52	1,254	県下一円(東讃被害大) 家屋流出2戸、船沈没5隻
35	8.28~8.30	台風第16号	1	1	3	13	13	374	県下一円(高松・小豆島) 船沈没1隻
36	9.14~9.16	台風第18号(第2室戸台風)		36	88	123	1,503	10,503	県下一円(大川間被害大) 家屋流出3戸、船沈没5隻 災害救助法適用
	10.26~10.27	集中豪雨	2	29	42	104	1,351	4,633	大川間・小豆島被害大 行方不明2人 災害救助法適用
39	9.24~9.25	台風第20号		8		56	2	58	台風の中心通過
40	9.9~9.10	台風第23号	3	18		62	703	6,041	災害救助法適用
	9.17	台風第24号	1	5		15	93	4,472	災害救助法適用
43	7.28~7.30	台風第4号	1					589	
44	3.12	雪害	1						アーケード3ヶ所倒落
	8.22~8.23	台風第9号		3		3			
45	8.21	台風第10号		18	4	8		223	
46	8.30	台風第23号	1	7	3	4	39	884	
47	3.31~4.1	突風	1	1	1				
	6.7~6.8	6月豪雨		1				53	
	9.16~9.17	台風第20号	2	11	12	29	1,344	8,439	
49	4.21	突風	1						香川町
	7.6~7.8	台風第8号による集中豪雨	29	24	47	216	3,243	6,107	小豆郡・大川間限内海部町で被害甚大 災害対策本部設置 災害救助法適用
	8.31	台風第16号		2				64	

発生年	発生日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
50	8.17	台風第5号		1				7	
	8.22～ 8.23	台風第6号		1	1	10	168	2,308	
51	9.8～ 9.14	台風第17号	50	127	274	317	4,477	15,224	小豆島・東讃地方被害甚大 災害対策本部設置 災害救助法適用
53	9.15～ 9.16	台風第18号					2	86	
54	6.29～ 6.30	大雨						110	
	9.30～ 10.1	台風第16号		10	2	1	214	3,541	
	10.19～ 10.20	台風第20号	1				2	791	
55	9.11	台風第13号						199	
	10.14	台風第19号						46	
56	6.26～ 6.29	梅雨前線						20	多度津町
57	9.25	台風第19号			2	2	23	603	
58	9.28	台風第10号	1	2	8	7	342	6,832	行方不明1人
59	1.31	雪害		3					
60	6.21～ 7.7	梅雨前線						62	
62	10.16～ 10.17	台風第19号	3	10	18	25	3,720	16,502	県下一円 高松市・三木町に災害救助法適用
63	6.2～ 6.3	台風第2号						7	
	7.13～ 7.14	梅雨前線						146	
平成 元年	8.26～ 8.27	台風第17号						36	一部損壊 家屋2戸
	9.14	大雨・雷・高潮					4	245	多度津町・榑川水門
	9.19	台風第22号		2				4	負傷者はJR列車の脱線による
2	9.11～ 9.20	秋雨前線 台風第19号	2	2	2	2	158	2,253	災害対策本部設置
	10.1～ 10.8	豪雨 台風第21号						2	丸亀市
	11.4	低気圧の通過 に伴う災害					8	166	床上浸水 多度津町8 床下浸水 丸亀市8、多度津町158
3	7.4～ 7.5	梅雨前線				1			土庄町鹿島 民家
	9.26～ 9.28	豪雨 台風第19号		7			12	554	軽傷7名善通寺市 一部損壊92 非住家被害88 り災者数39
4	8.8～ 8.9	豪雨 台風第10号					2	220	一部損壊 総町1
5	6.28～ 6.29	梅雨前線					4	253	一部損壊 飯山町1
	7.27～ 7.28	台風第5号						3	一部損壊 白鳥町1
	7.29～ 7.30	台風第6号						1	三野町
	8.1～ 8.2	豪雨						4	一部損壊 山本町1
	9.3～ 9.4	台風第13号						12	一部損壊 丸亀市1、白鳥町1、内海町1、琴平町2 災害対策本部設置

発生年	発生月日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
7	1.17	阪神・淡路大震災		7					重傷1名(大川町) 軽傷6名(高松市2、坂出市、大内町、寒川町、牟礼町) 一部員壊 津田町1、牟礼町1
	6.30~7.7	豪雨			1			17	全壊1(満濃町)
	7.20~7.22	豪雨						3	
8	8.14~8.15	台風第12号		2		1	3	321	軽傷 高松市1、宇多津町1 半壊 高瀬町1 一部員壊 豊中町
9	7.12~7.13	梅雨前線						74	高松市56、丸亀市8、坂出市1、志度町2、多度津町7
	7.26~7.27	台風第9号		3	1	1		5	軽傷3名(内海町、香南町、満濃町) 全壊1(香川町) 半壊1(高松市) 一部員壊6 非住家被害3
	9.16~9.17	台風第19号		1			6	307	重傷1名(高松市) 床上浸水 (志度町3、土庄町、牟礼町、詫間町)
10	9.22	台風第7号					257	1,298	床上浸水 高松市256、多度津町1 床下浸水 高松市1,064、坂出市107、丸亀市4、三木町18、長尾町2、多度津町86、琴平町3、香南町2、綾歌町4、香川町6、満濃町2、 非住家床下浸水 綾歌町1、香南町1 自主避難 高松市3箇所13人
	10.17	台風第10号						4	床下浸水 多度津町4 一部員壊 内海町1 非住家一部員壊 内海町2 避難勧告 高松市1箇所30人、引田町2箇所11人 自主避難 大内町2箇所6人
11	9.14~9.15	台風第16号					3	96	床上浸水 高松市3 床下浸水 高松市95、内海町1
	9.24	台風第18号		4					重傷2名 観音寺市 軽傷2名 白鳥町1、豊中町1
12	10.6	鳥取県西部地震		2					軽傷2名 丸亀市1、観音寺市1 一部員壊 丸亀市2、津田町1 災害対策本部設置 県・2市15町
13	3.24	芸予地震							一部員壊 観音寺市1、琴平町2、綾上町1、綾歌町1、山本町1
	6.19~6.20	梅雨前線豪雨						5	床下浸水 多度津町4、豊兵衛町1 一部員壊 高松市1
	8.21~8.22	台風第11号						1	床下浸水 塩江町1 非住家全壊 高松市1 非住家一部員壊 大内町1、国分寺町1
15	8.8~8.9	台風第10号		2			19	223	軽傷 高松市1、さぬき市1 一部員壊 高松市2、内海町1、綾上町1 床上浸水 さぬき市15、東かがみ町2、牟礼町2 床下浸水 高松市1、さぬき市166、東かがみ町14、内海町4、池田町2、牟礼町36 災害対策本部 内海町、土庄町、池田町

発生年	発生月日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
16	6.20～6.21	台風第6号		3					重傷 高松市1 軽傷 高松市1、善通寺市1 床下浸水 高松市1
	6.26	大雨		1					軽傷 善通寺市1 床下浸水 高松市1、坂出市5 非住家被害 三木町1
	7.31～8.2	台風第10号		1					軽傷 坂出市1 一部損壊 丸亀市1、 床下浸水 高松市38、丸亀市5、観音寺市6、直島町15、多度津町7、詫間町4
	8.4～8.5	台風第11号							4 床下浸水 高松市4
	8.17～8.19	台風第15号 関東前線による大雨	5	4	1	3	16	391	県西部を中心に被害甚大
	8.23	大雨						1	23 床上浸水 琴平町1 床下浸水 高松市1、坂出市2、琴平町12、仲南町4、満濃町3、塩江町1
	8.30～8.31	台風16号と高潮	3	6	1	9	5,946	15,643	高松市を中心に県下全域で被害甚大 災害対策本部設置 災害救助法適用 被災者再建支援法適用 自衛隊災害派遣要請(高松市)
	9.7	台風18号		8	1	1	16	491	重傷 丸亀市1、観音寺市1、多度津町1 軽傷 高松市1、善通寺市1、観音寺市1、琴平町1 全壊 観音寺市1 半壊 豊浜町1 床上浸水 土庄町5、牟礼町1、庵台町4、塩江町2、直島町2、宇多津町2 床下浸水 高松市293、丸亀市7、坂出市4、観音寺市2、土庄町59、池田町24、牟礼町14、庵台町44、直島町40、多度津町4
	9.29	台風21号				2	2	76	235 全壊 大野原町2 半壊 大野原町2 床上浸水 山本町1、大野原町32、豊浜町43 床下浸水 仲南町2、大野原町49、豊浜町154 自衛隊災害派遣要請(大野原町、豊浜町)
	10.20	台風23号	11	30	50	52	4,119	12,390	県東部を中心に県下全域で被害甚大 災害対策本部設置 災害救助法適用 被災者再建支援法適用 自衛隊災害派遣要請(高松市、善通寺市、さぬき市、国分寺町)
17	7.2～7.3	大雨	1				10	704	死者 丸亀市1 床上浸水 善通寺市5、満濃町2、琴平町3 床下浸水 高松市7、丸亀市71、善通寺市186、三豊市5、琴平町301、多度津町39、満濃町95
	9.5～9.7	台風14号		1		2	2	77	重傷 高松市1 半壊 内海町2 床上浸水 観音寺市1、多度津町1 床下浸水 高松市16、丸亀市10、観音寺市14、土庄町3、庵台町10、直島町12、多度津町12
18	8.23	大雨						22	床下浸水 高松市22
20	8.29	大雨						56	床下浸水 高松市2、宇多津町54
	9.21	突風	1	2					死者 三豊市1 軽傷 丸亀市1、多度津町1
20	9.21	大雨						44	床下浸水 高松市43、丸亀市1

発生年	発生月日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考	
					全壊	半壊				
21	8.9~8.10	台風9号						51	床下浸水 高松市5、東かがわ市46	
22	6.28	大雨						9	床下浸水 坂出市1、宇多津町8	
	8.7	大雨					3	68	床上浸水 善通寺市3 床下浸水 善通寺市68	
	9.23	竜巻		1		1			軽傷 綾川町1 半壊 綾川町1 一部損壊 綾川町9 非住家被害 綾川町1	
	12.3	強風		4					軽傷 観音寺市1、多度津町3 非住家被害 三豊市2	
	12.9	強風		1					重傷 三木町1	
	12.28	強風		2					軽傷 丸亀市1、坂出市1	
23	5.29	大雨		2				61	軽傷 坂出市1、三木町1 床下浸水 高松市1、坂出市1、観音寺市59	
	7.19~7.20	台風6号		12				1	重傷 高松市2 軽傷 高松市5、丸亀市1、坂出市3、三豊市1 一部損壊 小豆島町1 床下浸水 坂出市1 非住家被害 高松市2、坂出市3	
	8.2	大雨					1	20	床上浸水 観音寺市1 床下浸水 観音寺市20	
	9.2~9.3	台風12号	3	3	4		12	274	死者 丸亀市2、さぬき市1 重傷 小豆島町1 軽傷 高松市2 全壊 高松市2、綾川町2 一部損壊 丸亀市2、さぬき市1、三豊市1、土庄町1、綾川町2 床上浸水 高松市5、丸亀市3、綾川町2、琴平町1、多度津町1 床下浸水 高松市30、丸亀市112、坂出市2、三木町1、綾川町38、琴平町6、多度津町81、まんのう町4 非住家被害 高松市4、丸亀市18、坂出市1、さぬき市1	
	9.16	大雨						10	144	床上浸水 さぬき市5、東かがわ市3、小豆島町2 床下浸水 さぬき市43、東かがわ市80、小豆島町21 非住家被害 さぬき市1、東かがわ市17、小豆島町6
	9.19~9.21	台風15号		1			12	163	軽傷 坂出市1 床上浸水 東かがわ市6、小豆島町1、三木町1、まんのう町4 床下浸水 高松市2、善通寺市3、さぬき市4、東かがわ市146、小豆島町6、三木町2 非住家被害 高松市2、さぬき市1、東かがわ市65、小豆島町1	
24	4.3	暴風	1	17					死者 三豊市1 重傷 高松市3、観音寺市1、小豆島町1 軽傷 高松市5、丸亀市1、観音寺市2、さぬき市3、宇多津町1 一部損壊 高松市2、丸亀市1、善通寺市3、さぬき市1、三豊市5、宇多津町1 非住家被害 高松市4、丸亀市4、善通寺市3、三豊市7、三木町1、綾川町1、多度津町2	
	9.11	大雨						3	床下浸水 三豊市3 非住家被害 三豊市1	

発生年	発生日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
25	6.20	大雨							1 床下浸水 三豊市1
	9.3～9.4	台風17号							一部損壊 綾川町1 12 床下浸水 高松市1、三豊市3、多度津町8 非住家被害 善通寺市1
	9.15～9.16	台風18号							1 床下浸水 高松市1
	10.24～10.25	台風27号							1 床下浸水 善通寺市1
26	8.9	台風11号		5	1	2	1	13	災害対策本部設置 負傷者 高松市5 全壊 高松市1 半壊 東かがわ市2 床上浸水 土庄町1 床下浸水 東かがわ市3、土庄町1、小豆島町9
	10.6	台風18号							2 床下浸水 高松市2
	10.13	台風19号							16 床下浸水 小豆島町16
27	7.16	台風11号に伴う大雨・暴風・波浪等		5				2	軽傷 高松市3、観音寺市1、さぬき市1 一部損壊 高松市1、観音寺市11、三木町2、綾川町9 2 床上浸水 さぬき市1、三豊市1 床下浸水 東かがわ市1、三豊市1 非住家被害 高松市1
	8.25	台風第15号		1					重傷 坂出市1
	10.13	平成27年9月9日の大雨							1 床下浸水 三豊市1
28	6.23	平成28年6月23日の梅雨前線による大雨							60 床下浸水 高松市60
	9.8	平成28年9月8日の大雨							64 床下浸水 高松市6、丸亀市8、三豊市6、宇多津町41、多度津町3
	9.20	平成28年台風16号による大雨		1				2	60 軽傷 高松市1 床上浸水 高松市1、多度津町1 床下浸水 高松市5、丸亀市3、善通寺市1、直島町2、多度津町49
29	9.17	平成29年台風18号による大雨	1	3	1		99	326 死者 三豊市1 軽傷 高松市1、さぬき市2 全壊 三豊市1 床上浸水 高松市7、丸亀市6、土庄町1、琴平町1、多度津町84 床下浸水 高松市17、丸亀市61、善通寺市7、観音寺市5、三豊市6、土庄町6、三木町10、宇多津町1、琴平町3、多度津町209、まんのう町1	
30	7.4	平成30年台風第7号の影響による被害		2					軽傷 土庄2

発生年	発生日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
30	7.5	平成30年7月5日からの梅雨前線による大雨		1	1	2	1	9	軽傷 高松1 全壊 直島1 半壊 丸亀1、坂出1 床上浸水 善通寺1 床下浸水 丸亀2、善通寺1、三豊1、土庄3、琴平2
	8.23	平成30年台風第20号による大雨						5	床下浸水 東かがわ1、土庄1、小豆島3
	9.4	平成30年台風第21号による大雨		1				3	軽傷 高松1 床下浸水 東かがわ1、土庄2
	9.30	平成30年台風第24号による大雨		1			5	61	軽傷 高松1 床上浸水 高松5 床下浸水 高松16、丸亀1、善通寺4、三豊7、土庄1、多度津32
令和元年	8.15	令和元年台風第10号による大雨		2					軽傷 さぬき市1、まんのう町1
2	1.8	令和2年1月8日の強風		13					重傷 坂出市2、軽傷 高松市7、坂出市1、善通寺市1、観音寺市1、綾1町1
3	7.8	7月8日の梅雨前線による大雨		1				5	軽傷 善通寺市 床下浸水 三豊市1、綾1町1、多度津町3
	8.9	8月8日からの強風		6					軽傷 丸亀市1、善通寺市1、さぬき市1、三豊市1、琴平町1
4	9.1	令和4年9月1日の大雨による洪水					2	2	床上浸水 高松市1、三豊市1 床下浸水 多度津町2
	9.3	令和4年9月3日の大雨による洪水					1	6	床上浸水 善通寺市1 床下浸水 善通寺市5、多度津町1
	9.19~20	台風第14号に伴う暴風・波浪・高潮		2					軽傷 丸亀市1、坂出市1
5	8.14	令和5年台風第7号による大雨		2					重症 高松市1、軽傷 高松市1

3-2 過去における主な地震一覧

発 生 年月日	地震名	県内震度	規模(M)	震 源 (震 央)	被 害 状 況
1707年 (宝永4年) 10月28日 14時	宝永地震	—	8.6	北緯 33.2° 東経 135.9° 深さ - 紀伊半島沖	我が国最大級の地震の一つ。 全体で死者5,000人余、潰家約 59,000軒、家屋の倒壊範囲は東 海道・近畿・中国・四国・九州と 中部地方の一部に及ぶ。 香川県では、死者29人、倒壊 家屋929軒、丸亀城破損。また、 五剣山の1峰崩落。余震は、12 月まで続く。5～6尺(2m弱)の津 波で相当の被害があった。
1854年 (嘉永7年) 11月5日 16時	安政南海地震	—	8.4	北緯 33.0° 東経 135.0° 深さ - 紀伊半島沖	被害は、中部から九州に及 ぶ。地震や津波による全体の被 害は、近畿地方やその周辺で、 この地震の32時間前に発生した 安政東海地震と区別できないも のが多い。 香川県では、死者5人、負傷者 19人、倒壊家屋2,961軒、土蔵被 害157箇所、塩浜石垣崩れ3,769 間、塩浜堤大破7,226間、川堤崩 れ6,456間、せき崩れ491箇所、 池大破264箇所、橋被害126箇所 であった。この地震による津波 の高さは、香西(高松市西部)で1 尺(30cm余)であったが、満潮 と重なり、志度浦と津田浦(共に 県東部沿岸)で被害があった。
1927年 (昭和2年) 3月7日 18時27分	北丹後地震	多度津 4	7.3	北緯 35° 37.9′ 東経134° 55.8′ 深さ 18km 京都府北部	被害は、丹後半島の顎部が最 も激しく、近畿・中国・四国の 一部にも及ぶ。全体で死者2,925 人、負傷者7,806人、家屋全壊 12,584戸、半壊10,886戸、焼失 9,151戸。 香川県では、小被害があった。

発 生 年月日	地震名	県内震度	規模(M)	震 源 (震 央)	被 害 状 況
1946年 (昭和21年) 12月21日 4時19分	南海地震	高松 5 多度津 5	8.0	北緯 32° 56.1' 東経 135° 50.9' 深さ 24 k m 和歌山県南方沖	極めて大規模な地震で、被害は中部以西日本各地に及び、津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。全体で死者1,362人、行方不明102人、負傷者2,632人、家屋全壊11,506戸、半壊21,972戸、焼失2,602戸、流失2,109戸、浸水33,093戸等甚大な被害があった。 香川県では、死者52人、負傷者273人、家屋全壊608戸、半壊2,409戸、道路損壊238箇所、橋梁破損78箇所。また、堤防決潰・亀裂154箇所による塩田の浸水被害、地盤沈下による無形の被害も多い。
1995年 (平成7年) 1月17日 5時46分	平成7年(1995年)兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	高松 4 多度津 4 坂出 4	7.3	北緯 34° 35.9' 東経135° 02.1' 深さ 16 k m 大阪湾	この地震による被害は極めて甚大で、16府県に及んだ。全体で死者6,434人、行方不明3人、負傷者43,792人、家屋全壊104,906棟、半壊144,274棟等の被害があった。 香川県では、負傷者7人、屋根瓦の破損等建物被害3戸、県道がけ崩れ1箇所、水道管破裂2箇所等の被害があった。
2000年 (平成12年) 10月6日 13時30分	平成12年(2000年)鳥取県西部地震	土庄 5強 高松 5弱 東かがわ5弱 観音寺5弱 三豊 5弱 小豆島5弱 その他11市町 4	7.3	北緯 35° 16.4' 東経 133° 20.9' 深さ 9 k m 鳥取県西部	この地震による被害は鳥取、島根両県を中心に、1府9県に及んだ。死者はいなかったものの、全体で、負傷者182人、家屋全壊435棟、半壊3,101棟、道路被害667箇所、がけ崩れ367箇所等の被害があった。 香川県では、負傷者2人、建物一部破損5棟の被害があった。
2001年 (平成13年) 3月24日 15時27分	平成13年(2001年)芸予地震	高松 4 さぬき 4 丸亀 4 坂出 4 善通寺 4 三豊 4 観音寺 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 宇多津 4 琴平 4 多度津 4 まんのう 4 綾川 4	6.7	北緯 34° 07.9' 東経132° 41.6' 深さ 46 k m 安芸灘	この地震による被害は広島、愛媛両県を中心に、9県に及んだ。 全体で、死者2人、負傷者288人、家屋全壊70棟、半壊774棟、文教施設被害1,222箇所等の被害があった。 香川県では、人的被害はなく、建物一部破損10棟の被害があった。

発 生 年月日	地震名	県内震度	規模(M)	震 源	被 害 状 況
2013年 (平成25年) 4月13日 5時33分	淡路島付近 を震源とする地震	東かがわ5弱 小豆島5弱 高松 4 さぬき 4 土庄 4 綾川 4	6.3	北緯 34° 25.1' 東経134° 49.7' 深さ 15 k m 淡路島付近	この地震による被害は兵庫県淡路市を中心に、1府4県に及んだ。 全体で、負傷者35人(うち重傷者11人)、家屋全壊8棟、半壊101棟、一部破損8,305棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
2014年 (平成26年) 3月14日 2時6分	伊予灘を震源とする地震	高松 4 丸亀 4 観音寺 4 さぬき 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 多度津 4	6.2	北緯 33° 41.5' 東経131° 53.4' 深さ 78 k m 伊予灘	この地震による被害は広島、大分両県を中心に6県に及んだ。 全体で、負傷者21人(うち重傷者2人)、家屋一部損壊57棟の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
2016年 (平成28年) 10月21日 14時7分	鳥取県中部 を震源とする地震	高松 4 観音寺 4 さぬき 4 東かがわ4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 綾川 4	6.6	北緯 35° 22.8' 東経133° 51.3' 深さ 11 k m 鳥取県中部	この地震による被害は鳥取県を中心に、1府3県に及んだ。 全体で、負傷者32人(うち重傷者9人)、家屋全壊18棟、半壊312棟、一部破損15,095棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
2018年 (平成30年) 6月18日 7時58分	大阪府北部 を震源とする地震	小豆島 4	6.1	北緯 34° 50.6' 東経135° 37.3' 深さ 13 k m 大阪府北部	この地震による被害は大阪府を中心に、2府5県に及んだ。 全体で、死者6人、負傷者462人(うち重傷者62人)、家屋全壊21棟、半壊483棟、一部破損61,266棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
2021年 (令和3年) 12月3日 9時28分	紀伊水道を震源とする地震	さぬき 4 東かがわ4	5.4	北緯 33° 48.0' 東経135° 8.8' 深さ 18 k m 紀伊水道	この地震による被害は和歌山県で発生した。 和歌山県では、軽傷5人の人的被害、住家一部破損2棟の被害があった。 香川県では、この地震により、香川県立石田高等学校の温室の窓ガラス2枚が損壊した。 ※香川県による。

(注) 1 高松地方気象台の調査による。(参考文献:「日本被害地震総覧599-2012」東京大学出版会)

2 表中の震度は、「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」までは気象庁震度観測点による。「平成12年(2000年)鳥取県西部地震」以降は、各市町の震度観測点の最大の値である。

3 兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、淡路島付近を震源とする地震、伊予灘を震源とする地震、鳥取県中部を震源とする地震、大阪府北部を震源とする地震及び、紀伊水道を震源とする地震の被害状況は、総務省消防庁による。

4 表中の1923年以降に発生した地震の震央地名は「震度データベース(気象庁ホームページ)」による。

3-3 過去における主な林野火災一覧

年	出火月 日 時分	鎮火月 日 時分	出火場所	出火原因	風向 風速 (m/s)	実効 湿度 (%)	延焼面 積 (ha)	人的被害 (人)		損害額 (千円)	備考
								死 者	負傷 者		
昭和 35	4/24 19:50	4/25 2:30	豊浜町箕浦	たばこ	南 15	80	50.00			6,000	
36	3/31 13:35	16:00	国分寺町新居	たばこ	南 5	50	17.00		3	2,000	
40	2/27 16:10	3/2 7:00	引田町	不明	南西 3	48	179.00		7	35,000	
45	1/12 13:50	1/14 0:50	池田町	たばこ	西 2.6	47	303.35		8	91,500	陸上自衛隊
	1/12 14:25	1/14 10:50	池田町	マッチ	西 2.6	47	221.45		8	32,460	陸上自衛隊
46	4/13 11:40	15:00	大野原町	たばこ	北 3.7	51	131.00			31,060	
	4/25 13:30	4/26 0:40	財田町	たばこ	東南 東 2.2	33	15.50		1	12,000	
49	6/9 15:30	6/10 14:30	丸亀市広島町	不明	西北 西 3	42	32.00			15,680	陸上自衛隊
51	3/21 12:25	19:30	直島町	不明	南東		24.00			2,640	陸上自衛隊
52	2/23 8:25	22:10	直島町 3458	不明	西 6	66	153.00			45,000	陸上自衛隊
	4/2 15:02	19:13	志度町 (五瀬山)	不明	西北 西 8	38	48.20			12,570	
	4/19 12:35	20:25	坂出市川津町 (城山)	放火	南西 6	38	77.98		1	7,650	陸上自衛隊
	4/20 15:22	23:53	坂出市王越町 (五色台黒嶺)	放火	南 5	34	28.19		4	4,630	
	4/23 11:45	4/24 9:00	国分寺町(五色台猪尻山)	放火	北 2	54	15.00			8,500	
53	2/19 13:05	2/20 0:01	志度町	火入れの火の粉	南西 14	40	21.72			2,780	
	2/28 17:50	3/1 4:50	直島町	不明			11.45			3,500	
	4/9 14:10	4/10 8:30	牟礼町	不明	西 7	24	32.17		2	15,540	
	4/9 14:40	4/11 8:30	庵治町	建物からの延焼	西 7	24	115.00			64,710	
54	1/11 16:10	22:30	直島町	たき火	東南 東 4	67	12.10			3,000	
58	9/5 9:10	9/9 18:35	丸亀市本島町	たき火	北 4	54	39.00		2	3,612	陸上自衛隊(空中消火)
59	3/12 11:00	18:09	志度町	たき火	西 8	36	11.44			110	
	10/14 16:55	10/16 15:35	引田町引田 4360-7	煙突の火の粉	北西 4	48	66.40			6,899	陸上自衛隊(空中消火)
60	2/2 18:30	2/5 10:00	豊浜町 (川之江市金生町山田井字ガゼキ乙129)	不明	西北 西 3.8	52	136.00 (全体 391)			61,302	陸上自衛隊(空中消火)
	8/29 13:00	8/30 1:00	土庄町字東滝乙406	野焼き	東 6	66	22.50		4	15,370	
	12/21 14:45	12/24 14:20	丸亀市広島町釜ノ越字平石2996-3	採石用ジェットバーナーの飛火	東 5	44	262.00		2	28,000	陸上自衛隊(空中消火)

61	2/26 13:30	23:04	長尾町	たばこ	北東 4	38	31.00	1		5,950		
	3/8 13:00	3/9 10:15	詫間町	不明	西南 西 6	41	12.50		3	23,879		
	5/13 20:20	5/14 2:41	引田町	不明	南東 4	58	33.50			28,510		
61	8/20 15:50	8/23 14:00	観音寺市栗井町奥谷坂瀬山林 4651-6	たき火	西南 西 3.8	48	37.15		2	13,878	陸上自衛隊（空中消火）	
	8/28 15:15	9/4 17:00	土庄町豊島甲生字尾子 1383-2 地先	交通事故から出火	南東 10	66.5	128.00	1	6	76,075	陸上自衛隊（空中消火） 神戸市消防局ヘリコプター（偵察のみ）	
62	1/17 13:00	1/18 11:30	池田町二面石場	不明		8	66.3			29.00	6,033	
	2/10 12:00	2/13 17:26	引田町小海 1589-1	不明		1	72 相対			209.00	41,616	陸上自衛隊（空中消火）
	4/24 16:30	4/25 18:15	長峽町前山昼 2720-1	たき火の不始末		2	26 相対		1	34.40	20,929	陸上自衛隊（空中消火）
63	12/27 14:43	12/30 13:00	詫間町大字大浜乙 61-1	不明	北西 5	40 相対	105.00		3	26,000	陸上自衛隊（空中消火、地上部隊）	
平成元	4/18 11:20	21:55	大川町南川 338-3	加熱でボタンくずが着火	北東 7	50	10.35				996	
	4/18 15:40	4/22 9:40	豊中町大字下高野字大谷東 3438	焼却火の飛火	西 2	11 相対	22.50		4	5,200	陸上自衛隊（空中消火）	
2	8/10 22:00	8/14 12:00	仲南町大字塩入字中川原 790-118	不明		0	78 相対	16.00		19,925	陸上自衛隊（空中消火）5機（うち1機偵察機）	
4	1/18 21:45	1/19 8:30	直島町京ノ山 3250	不明	西 5	48 相対	14.76			20,000		
	2/27 13:49	2/28 13:40	内海町安田字新谷乙 575-4（粟地ダム西）	不明	西 5	46 相対	26.00		3	6,071	神戸市消防局ヘリコプター1機（空中消火）	
7	4/8 11:29	4/12 12:00	丸亀市本島町小阪山	焼却火の飛火	北 5	48	66.30		1	70,928	防災ヘリ（空中消火） 陸上自衛隊 ・空中消火（5機、うち1機偵察） ・防火帯（地上部隊）	
	6/1 21:25	6/2 7:50	山本町河内	放火の疑い	西北 西 1.1	46.4	11.00			160	防災ヘリ（空中消火）	
7	11/4 14:38	11/7 12:20	志度町末 1368-1	たばこ	西 5	44	65.00			7,116	防災ヘリ（空中消火）	
8	4/9 18:30	4/12 9:00	土庄町瀨崎字妹尾乙 257	不明	北西 2	48	47.00		3	40,905	防災ヘリ3機 消防ヘリ2機 陸上自衛隊ヘリ5機（うち1機偵察）	
	7/30 13:37	7/31 14:49	坂出市府中町「鷲ノ山」頂上付近	不明	東北 東 3	56	13.00		1	1,820	防災ヘリ2機 消防ヘリ1機	

9	3/8 15:41	3/11 17:25	白鳥町 東山 146	枯草焼 き	西 10	53	477.00		2	691,94 4	砂防ヘリ 5機 消防ヘリ 2機 陸上自衛隊ヘリ 4 機 (うち 1 機偵 察) 海上自衛隊ヘリ 2 機
10	8/2 14:00	8/3 15:30	直島町荒神 島 4743	不明	西北 西 4	51	19.93		1	24,000	
	9/16 13:15	9/18 10:00	詫間町大字 大浜字名部 戸	不明	西 7	41	24.00			15,472	防災ヘリ 4機 陸上自衛隊ヘリ 5 機 (うち 1 機偵察 機)
11	2/14 13:30	2/16 8:40	土庄町瀧崎 字東丸山甲 1665-3	たき火	西 4	46	13.00			4,308	防災ヘリ 4機 陸上自衛隊ヘリ 8 機 (うち 2 機偵察 機)
12	2/18 10:50	2/20 15:30	豊浜町大字 箕浦 86-14	たき火	西北 西 3	43	70.00			51,844	防災ヘリ 6機 陸上自衛隊ヘリ 9 機 (うち 5 機偵察 機)
14	8/20 13:45	9/3 10:00	丸亀市本島 町生ノ浜字 延崎 89-1	放火の 疑い	北東 9	78 相 対	85.01		9	52,261	防災ヘリ 35機 陸上自衛隊ヘリ 45機 (うち 14 機偵察 機)
	8/20 14:05	9/3 10:00	丸亀市本島 町大浦字宮 小路 14-1	不明	北 1	83 相 対	75.21		3	59,326	海上自衛隊ヘリ 8 機
	12/14 14:20	12/19 15:00	三豊郡詫間 町大字栗島 2474-1	草刈機 のエン ジンの 火花	南西 3	50 相 対	17.00			20,579	防災ヘリ 9機
16	1/13 4時 分不明	1/19 9:30	直島町 鷹ノ松 3782-1	不明	西 8	59 相 対	122.13			87,773	防災ヘリ 7機 自衛隊ヘリ 1 2機 チヌーク 5機
23	8/9 14:00	9/5 9:00	直島町 井島	不明	南南 西 3	40 相 対	175.10		3	16,773	防災ヘリ 1 0機 自衛隊 3 1機 チヌーク 7機

3-4 過去における主な事故一覧

発生年月日	事故名	事故種別	発生市町	死者	負傷者	事故概要
S29. 8. 9	煙火工場爆発事故	火薬	坂出市	2	4	平尾火工品製作所
S30. 3. 24	煙火工場爆発事故	火薬	坂出市	1	2	平尾火工品製作所
S30. 5. 11	紫雲丸事件			166	58	行方不明2名 濃霧により連絡船（紫雲丸）女木島沖で衝突沈没 災害救助法適用
S41. 3. 30	火薬による飛び石事故	火薬	宇多津町	1		土木工事現場
S42. 7. 7	日本ヒドラジン工業(株)坂出工場爆発事故	危険物	坂出市		8	A B N製造装置爆発火災
S44. 7. 29	採石場での岩石崩落事故	火薬	庵治町	1	2	
S44. 8. 8	煙火工場爆発事故	火薬	高松市	1		小泉煙火
S47. 2. 5	川崎重工業(株)坂出造船事業部修繕ドック内火災		坂出市	1		修繕ドック内のスラッジ火災
S49. 2. 11	日本ヒドラジン工業(株)坂出工場爆発事故	危険物	坂出市		1	A B N-R製造装置において洗浄用メノールが裸電球にかかり、電球が割れ引火爆発炎上
S49. 12. 2	川崎重工業(株)坂出造船事業部接岸中の船舶爆発		坂出市	1	8	修理中の船舶のボイラー逆火現象による爆発
S49. 12. 18	三菱石油(株)水島製油所重油流出事故	危険物				海上流出重油 7,500~9,500kℓ 沿岸に漂着し、水産被害等甚大 香川県水島重油流出事故対策本部設置
S50. 5. 21	火薬による飛び石事故	火薬	丸亀市	1		丸亀市広島の採石場
S51. 8. 1	コデソ電車正面衝突事故	救急	高松市		230	高松市松島町でコデソ電車の正面衝突
S51. 9. 21	川崎重工業(株)坂出造船事業部接岸中の船舶爆発		坂出市	1		修理中の船舶内における塗料のペーパーの爆発
S53. 4. 11	採石場での火薬爆発事故	火薬	長尾町	1	2	
S53. 9. 18	屋外タンク爆発事故	危険物	坂出市	1		丸善流通サービス(株)坂出油槽所の屋外タンクの補修中、溶接の火花がガソリン蒸気に引火し、タンクが爆発、タンク上部で溶接作業を行っていた作業員が死亡
S55. 2. 13	日本ヒドラジン工業(株)坂出工場爆発事故	危険物	坂出市		3	5AAT製造装置の試運転中、配管の詰まりによる爆発
S57. 2. 18	濃硫酸流出事故	(危険物)	直島町			(株)辰巳商会の濃硫酸タンクのバルブの亀裂による濃硫酸の流出
S60. 1. 16	煙火工場爆発事故	火薬	坂出市	1		平尾花火店
S60. 10. 25	四国化成工業(株)爆発事故	危険物	丸亀市			C S 2精製施設の硫黄回収装置換気運転中の爆発火災
H2. 3. 14	L Pガス漏洩爆発火災	L Pガス	多度津町	1	1	一般住宅における消費器具の誤操作による漏洩爆発
H4. 5. 8	L Pガス漏洩爆発火災	L Pガス	高松市	1	1	一般住宅における消費器具の誤操作による漏洩爆発
H4. 6. 6	東京製鉄(株)高松工場電気炉爆発事故	危険物	高松市		6	電気炉の水蒸気爆発

H4. 8. 29	アジアリチウム(株) 直島工場火災	危険物	直島町		3	ブチルリチウム生成反応槽の破裂板取替え作業中の着火
H5. 5. 8	火薬による飛び石事故	火薬	丸亀市		1	丸亀市広島の採石場
H5. 10. 28	火薬による飛び石事故	火薬	丸亀市			丸亀市広島の採石場で火薬類消費による飛び石が発生し、約 300m離れた小学校の体育館や神社の屋根や床を貫通した。
H5. 11. 1	火薬による飛び石事故	火薬	内海町		1	内海町の採石場
H6. 1. 28	コスモ石油(株) 坂出製油所爆発事故	高圧ガス 危険物	坂出市		2	軽質重油脱硫装置の水素圧縮機の爆発
H6. 8. 6	たどつまつり煙火事故	火薬	多度津町		1	打上花火の低空開発により、打揚従事者が負傷
H8. 11. 28	大倉工業(株)詫間工場 爆発事故		詫間町	3	9	木材チップを固めて板にするパーティクルボードの製造中爆発し、工場1棟焼失した。 (死亡3名、重傷3名、中等傷3名、軽傷3名)
H9. 8. 21	コスモ石油(株)坂出製 油所特定タンク火災	危険物	坂出市			タンク開放点検作業中の火災
H9. 10. 22	多度津町沖油流出事故	油流出	多度津町 詫間町			多度津沖から詫間沖にかけての油流出事故 (船舶からの排出、処理終了24日) 香川県油流出事故対策本部設置
H10. 2. 20	四国電力鉄塔倒壊事故		坂出市			四国電力坂出火力線14号鉄塔の倒壊 停電17,000戸(丸亀市、坂出市、宇多津町) 四国ガス供給停止8,973戸 (高松、坂出、丸亀、善通寺、宇多津、多度津、琴平) 番の州企業6社操業停止、縮小等、 瀬戸中央自動車道一時通行止め
H10. 5. 11	J A 協栄灯油流出事故	危険物	満濃町			ミニローリへの灯油注油中のオーバーフローによる漏洩事故
H10. 5. 26	今治造船(株) 接岸船舶の爆発事故		丸亀市		6	今治造船(株)丸亀事業本部において、建造中の船舶内で作業員がタバコに火をつけたところ、爆発した。
H10. 8. 19	ホルマリンタンクローリ横転事故		高松市		2	ホルマリンタンクローリの交通事故によるホルマリンの漏洩事故
H10. 8. 21	四国ドッグ(株)塗料倉 庫火災	危険物	高松市			四国ドッグ(株)の塗料倉庫において、深夜、火災が発生し塗料(180缶)などが全焼した。
H10. 8. 22	塩江温泉まつり煙火事 故	火薬	塩江町		6	花火大会において、不発玉が保安距離外の観客のいる場所に落下開発し、観客6名が負傷した。
H11. 1. 20	四国化成工業(株)爆発 事故	危険物	丸亀市		6	不溶性硫黄製造装置の沈降槽清掃中の爆発
H11. 3. 18	(有)尾崎石材火薬爆燃 事故	火薬	坂出市		1	小割発破の準備中、ターボライターの火が黒色火薬に着火し、作業員が火傷を負った
H11. 12. 9	土砂運搬船の沈没によ る燃料油流出事故	油流出	直島町 柏島沖			貨物船と土砂運搬船との衝突による土砂運搬船の沈没、燃料油の流出(H12. 6. 20 沈没船引揚完了)
H12. 6. 7	コトデンバスの交通事 故	救急	高松市		24	コトデンバスとクレーン車が交差点で衝突事故
H12. 11. 2	金属リチウム爆発事故	危険物	直島町			ドラム缶に入れた金属リチウムを海辺の空き地に野積みしていたところ、ドラム缶が腐食し、雨水と反応して爆発した。
H13. 5. 15	四国電力(株)坂出発電 所アセチレンガス火災事故	高圧ガス	坂出市		1	電気集塵機の点検修理中にアセチレン・酸素ガスによる火災が発生し、作業員が火傷した。
H13. 9. 29	(株)サンクス牟礼工場 アセチレンガス爆発火 災事故	高圧ガス	牟礼町	1	1	鉄筋編成機の据え付け工事中、漏洩していたアセチレンガスに溶接火花が引火爆発し、作業員が打撲出血死した。

H13. 10. 2	(有)サンアント採石場における飛石事故	火薬	三木町			発破時の飛石により隣接する高速道路料金所の建物等が損傷した。
H14. 4. 6	高松帝酸(株)移動車輛火災事故	高圧ガス	高松市		1	車輛に積載した液化酸素容器からガスが漏洩し、タバコの火から、車輛が炎上し、焼損した。
H14. 5. 13	漁船積載の酸素ガス容器破裂事故	高圧ガス	高松市			係留中の漁船に積載した酸素ガス容器が劣化し、突然破裂した。
H15. 4. 23	メガマート豊中店火災		豊中町			キャンプ用品売場付近から出火し、6,256㎡を全焼した。
H15. 5. 19	高松市西宝町バス・クレーン衝突事故	救急	高松市		23	工事現場から県道に出ようとしたクレーン車が路線バスに接触し、バスが歩道上の電柱に接触した。
H16. 5. 18	車の転落事故	救急	高松市	1	4	身障者同乗のワゴン車(キャラバン)が3m下の民家敷地に転落したものの。
H16. 5. 20	(有)木内石材火薬爆燃事故	火薬	庵治町		2	発破孔に詰まった親ダイを込め棒で強く押したところ、爆発し作業員2名が火傷を負った。
H16. 6. 5	(株)藤田商店給油所ガソリン漏出事故	危険物	丸亀市			給油所地下タンクよりガソリン約7,800ℓが地下に漏出。
H16. 8. 26	今治造船(株)建造中船舶の爆発事故		丸亀市	2	2	新造船の後部船底部分の塗装工事中、気化した塗料に排気ファンの火花が引火、爆発。
H16. 10. 12	常石造船(株)建造中船舶の爆発事故		多度津町		4	新造船の後部船底部分の塗装工事中、気化した塗料に排気ファンの火花が引火、爆発。
H18. 3. 24	J A法軍寺給油所灯油漏出事故	危険物	丸亀市			給油所地下タンクより灯油約7,000ℓが地下に漏出。
H18. 6. 7	アジアリチウム(株)直島工場火災	危険物	直島町		1	ブチルリチウム製造工場で金属リチウム等による火災
H18. 8. 7	(株)日本ファインケム異臭事故		坂出市		47	塩素ガスの排出事故
H18. 11. 28	豊島北方海域船舶衝突事故		土庄町			重油が最大60kℓ流出し、ノリ網等に被害
H19. 1. 11	まんのう町四条小学校CO中毒事故	LPガス	まんのう町		9	食器乾燥機排気塔からの一酸化炭素の教室への流入
H19. 4. 23	さぬき市馬ヶ鼻南東海域で米軍航空機機雷発見		さぬき市			5月18日11時志度湾沖で爆破処理
H19. 6. 21	高松市古井戸硫化水素事故		高松市	2		濁水対策で古井戸の清掃作業中の作業員2人が硫化水素中毒により死亡
H19. 8. 19	J R快速電車と保冷車衝突事故	救急	高松市	1		高松市国分寺町J R予讃線路切で立往生していた保冷車に快速電車が衝突
H19. 8. 29	三豊干拓地海水流入		観音寺市			三豊干拓地に海水が逆流し、約78haが冠水
H19. 10. 20	琴弾八幡宮秋季大祭花火流失	火薬	観音寺市			秋季大祭打上げ用花火700発のうち400発が突風による波にさらわれて流失
H20. 1. 28	女木島沖で旧日本軍の砲弾発見		高松市			底引き網漁の魚網に旧日本軍の砲弾
H20. 4. 29	高松市で硫化水素自殺		高松市	1		高松市藤塚町のマンションで学生が硫化水素自殺 周辺住民約40人が一時避難
H20. 6. 10	常石造船(株)建造中船舶の爆発事故		多度津町		1	建造中船舶のダクト内に溜まっていたガスにバーナーが引火、爆発
H20. 8. 16	まんのう町国営まんのう公園煙火事故	火薬	まんのう町		1	花火大会で、打上げた煙火玉が、上空で開発せず黒玉となって観客席の観客に当たった
H21. 8. 22	まるがめ婆婆羅まつり煙火事故	火薬	丸亀市		1	花火大会で打上げた煙火玉の部品が観客席に落下し、観客が打撲傷を負った

H22. 8. 18	海上保安庁ヘリコプター墜落事故		多度津町	5		海上保安庁ヘリコプター「あきづる」が多度津町佐柳島付近の海上に墜落
H23. 9. 22	ヘリコプター不時着・炎上事故		東かがわ市			台風被害取材中のヘリコプターが白煙を出しながら急降下、グラウンドに着陸後に炎上
H25. 5. 22	四国化成工業(株)丸亀工場火災事故	危険物	丸亀市		4	爆発放散水槽から二酸化炭素を含む混合残渣物が漏えい後、付近の高温配管に接触し引火した
H25. 7. 10	川崎重工業(株)窒素ガス漏えい事故	高圧ガス	坂出市	1		気密試験に使用した窒素ガスが漏えいし、ガスが充填した塔屋に作業員が入り窒息
H29. 7. 26	(有)平尾花火店煙火工場爆発事故	火薬	坂出市		2	プレハブ倉庫内に貯蔵していた火薬類に引火し、爆発
H30. 2. 20	讃岐化学工業(株)五フッ化ヨウ素噴出事故	危険物	東かがわ市		2	反応槽から五フッ化ヨウ素が噴出し、周囲にいた作業員がそれを浴びて負傷した。

4－1 河川重要水防区域

香川県水防計画 第3章 及び 資料編3 に記載

4－2 海岸重要水防区域

香川県水防計画 資料編4 に記載

4－3 港湾重要水防区域

香川県水防計画 資料編4 に記載

4－4 漁港重要水防区域

香川県水防計画 資料編4 に記載

4－5 ため池重要水防区域

香川県水防計画 資料編5 に記載

4－6 土砂災害警戒区域一覧

香川県水防計画 資料編6 に記載

4－7 地すべり危険箇所

香川県水防計画 資料編7 に記載

4－8 高堰堤

香川県水防計画 第6章 に記載

4－9 主要水門

香川県水防計画 第6章 に記載

4－10 洪水予報河川

香川県水防計画 第4章 に記載

4－11 洪水に関する水位周知河川

香川県水防計画 第4章 に記載

4－12 水防警報河川

香川県水防計画 第4章 に記載

4－13 津波又は高潮に関する水防警報河川及び海岸

香川県水防計画 第4章 に記載

4－14 高潮に関する水位周知海岸

香川県水防計画 第4章 に記載

4-15 山腹崩壊危険地区

(1) 国有林

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
201	101	高松	屋島東	—	屋島	19	15	香川森林管理事務所
201	102	高松	屋島東	—	屋島	14	3	香川森林管理事務所
201	103	高松	屋島東	—	屋島	17	31	香川森林管理事務所
201	104	高松	屋島東	—	屋島	6	40	香川森林管理事務所
201	105	高松	屋島東	—	屋島	9	65	香川森林管理事務所
201	106	高松	屋島東	—	屋島	16	68	香川森林管理事務所
201	107	高松	屋島西	—	屋島	7	91	香川森林管理事務所
201	108	高松	屋島西	—	屋島	9	4	香川森林管理事務所
201	109	高松	室新	—	室山	6	21	香川森林管理事務所
201	110	高松	亀水	—	西紅ノ峰	3	16	香川森林管理事務所
201	111	高松	亀水	—	古弓弦羽	7	8	香川森林管理事務所
201	112	高松	屋島東	—	屋島	10	30	香川森林管理事務所
201	113	高松	屋島中	—	屋島	14	30	香川森林管理事務所
201	114	高松	屋島西	—	屋島	13	25	香川森林管理事務所
201	115	高松	屋島西	—	屋島	27	25	香川森林管理事務所
201	116	高松	宮脇	—	東石清尾	8	15	香川森林管理事務所
201	117	高松	宮脇	—	東石清尾	2	15	香川森林管理事務所
201	118	高松	宮脇	—	西石清尾	2	0	香川森林管理事務所
201	119	高松	宮脇	—	西石清尾	4	0	香川森林管理事務所
201	120	高松	宮脇	—	中石清尾	3	50	香川森林管理事務所
201	121	高松	宮脇	—	中石清尾	4	30	香川森林管理事務所
201	122	高松	屋島中	—	屋島	2	30	香川森林管理事務所
201	123	高松	屋島中	—	屋島	5	40	香川森林管理事務所
201	201	高松	庵治	—	庵治平谷	1	0	香川森林管理事務所
202	101	丸亀市	飯山	西坂元・川原	南飯野山他1	17	180	香川森林管理事務所
202	201	丸亀市	飯山	西坂元・川原	南飯野山他1	15	180	香川森林管理事務所
205	101	観音寺	大野原町	海老濟	萩ノ尾	1	0	香川森林管理事務所
205	102	観音寺	大野原町	海老濟	萩ノ尾	3	1	香川森林管理事務所
205	103	観音寺	大野原町	海老濟	萩ノ尾	3	5	香川森林管理事務所
205	104	観音寺	大野原町	内野々	西雲辺山	1	1	香川森林管理事務所
205	105	観音寺	大野原町	内野々	東雲辺山	5	0	香川森林管理事務所
205	106	観音寺	大野原町	海老濟	萩尾山	4	6	香川森林管理事務所
207	101	東かがわ	坂元	—	大阪	21	0	香川森林管理事務所
207	102	東かがわ	引田	—	与治山	5	0	香川森林管理事務所
207	103	東かがわ	引田	—	与治山	5	0	香川森林管理事務所
207	104	東かがわ	引田	—	与治山	3	3	香川森林管理事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
207	105	東かがわ	引田	—	与治山	9	8	香川森林管理事務所
207	106	東かがわ	引田	—	与治山	2	10	香川森林管理事務所
207	107	東かがわ	引田	—	与治山	4	30	香川森林管理事務所
207	108	東かがわ	引田	—	与治山	1	30	香川森林管理事務所
207	109	東かがわ	引田	—	与治山	1	30	香川森林管理事務所
207	201	東かがわ	松原	—	与治山	7	0	香川森林管理事務所
207	202	東かがわ	松原	—	松原与治山	10	0	香川森林管理事務所
207	203	東かがわ	松原	—	与治山	9	0	香川森林管理事務所
207	204	東かがわ	西山	—	兼広	20	0	香川森林管理事務所
207	205	東かがわ	西山	—	兼広	12	0	香川森林管理事務所
207	206	東かがわ	西山	—	兼広	37	0	香川森林管理事務所
387	101	綾歌	綾川	杣所西	新名	2	2	香川森林管理事務所
387	102	綾歌	綾川	杣所西	新名	1	1	香川森林管理事務所
387	103	綾歌	綾川	—	藤川	1	1	香川森林管理事務所
387	104	綾歌	綾川	杣所西	川浦	1	0	香川森林管理事務所
406	101	仲多度	まんのう	折戸西	滝山	5	6	香川森林管理事務所
406	102	仲多度	まんのう	中通	本村	3	14	香川森林管理事務所
406	103	仲多度	まんのう	中通	本村	2	10	香川森林管理事務所
406	104	仲多度	まんのう	川東	滝山	11	5	香川森林管理事務所
406	105	仲多度	まんのう	川東	滝山	11	14	香川森林管理事務所
406	304	仲多度	まんのう	七箇	尾ノ瀬	3	0	香川森林管理事務所

(2) 民有林

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
201	1	高松	男木	—	州鼻	2	2	東部林業事務所
201	2	高松	男木	—	殿畑	4	285	東部林業事務所
201	3	高松	男木	—	大井	1	1	東部林業事務所
201	4	高松	女木	—	榎谷	11	63	東部林業事務所
201	5	高松	女木	—	家ノ上	6	244	東部林業事務所
201	6	高松	女木	—	木戸峰	4	5	東部林業事務所
201	7	高松	亀水	—	弓弦羽	2	76	東部林業事務所
201	9	高松	亀水	—	地下	5	196	東部林業事務所
201	10	高松	亀水	—	地下上	4	96	東部林業事務所
201	11	高松	亀水	—	—	12	14	東部林業事務所
201	12	高松	中山	—	桑崎池南	3	1	東部林業事務所
201	13	高松	鬼無	—	是竹	2	88	東部林業事務所
201	14	高松	鬼無	—	鬼無	7	129	東部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
201	15	高松	御厩	-	池内	7	54	東部林業事務所
201	16	高松	御厩	-	池内	10	141	東部林業事務所
201	17	高松	中間	-	北井出上	2	11	東部林業事務所
201	18	高松	中間	-	北井出上	8	34	東部林業事務所
201	19	高松	中間	-	南井出上	7	47	東部林業事務所
201	20	高松	西山崎	-	井出上	6	145	東部林業事務所
201	21	高松	岡本	-	立石	1	15	東部林業事務所
201	22	高松	岡本	-	立石	2	1	東部林業事務所
201	23	高松	三谷	-	西田井	2	18	東部林業事務所
201	24	高松	三谷	-	平石西	8	151	東部林業事務所
201	25	高松	三谷	-	平石西	7	242	東部林業事務所
201	26	高松	三谷	-	平石西	5	170	東部林業事務所
201	27	高松	三谷	-	西田井	3	87	東部林業事務所
201	28	高松	三谷	-	馬山	3	20	東部林業事務所
201	29	高松	三谷	-	西中尾	6	43	東部林業事務所
201	30	高松	三谷	-	西中尾	3	14	東部林業事務所
201	31	高松	三谷	-	姥懐	3	94	東部林業事務所
201	32	高松	三谷	-	八幡原	6	50	東部林業事務所
201	33	高松	三谷	-	八幡原	4	55	東部林業事務所
201	34	高松	三谷	-	姥懐	4	19	東部林業事務所
201	35	高松	三谷	-	姥懐	2	22	東部林業事務所
201	36	高松	西植田	-	中塚	1	3	東部林業事務所
201	37	高松	西植田	-	西岡	1	4	東部林業事務所
201	38	高松	西植田	-	大糸	1	9	東部林業事務所
201	39	高松	西植田	-	大糸	1	0	東部林業事務所
201	40	高松	西植田	-	大糸	2	0	東部林業事務所
201	41	高松	西植田	-	南大糸	2	3	東部林業事務所
201	42	高松	西植田	-	中原	3	4	東部林業事務所
201	43	高松	西植田	-	上長谷	2	8	東部林業事務所
201	44	高松	西植田	-	西神内	2	9	東部林業事務所
201	45	高松	西植田	-	上長谷	2	3	東部林業事務所
201	46	高松	西植田	-	上長谷	1	8	東部林業事務所
201	47	高松	西植田	-	中神内	2	8	東部林業事務所
201	48	高松	西植田	-	中谷	1	14	東部林業事務所
201	49	高松	西植田	-	奥中谷	2	4	東部林業事務所
201	50	高松	西植田	-	下中谷	3	0	東部林業事務所
201	51	高松	西植田	-	新造川西	3	0	東部林業事務所
201	52	高松	西植田	-	上ノ宮	1	5	東部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
201	53	高松	菅沢	-	末広	2	6	東部林業事務所
201	54	高松	西植田	-	葛谷	2	0	東部林業事務所
201	55	高松	西植田	-	下東神内	1	0	東部林業事務所
201	56	高松	東植田	-	松尾	1	2	東部林業事務所
201	57	高松	東植田	-	東高様	3	1	東部林業事務所
201	58	高松	東植田	-	丸山	5	28	東部林業事務所
201	59	高松	東植田	-	丸山	3	56	東部林業事務所
201	60	高松	東植田	-	丸山	1	12	東部林業事務所
201	61	高松	東植田	-	公文名	2	11	東部林業事務所
201	62	高松	東植田	-	大浴	1	12	東部林業事務所
201	63	高松	東植田	-	南城	1	3	東部林業事務所
201	64	高松	東植田	-	南城	2	4	東部林業事務所
201	65	高松	東植田	-	北城	2	24	東部林業事務所
201	66	高松	前田東	-	山下	3	30	東部林業事務所
201	67	高松	前田西	-	引妻	1	4	東部林業事務所
201	68	高松	前田西	-	引妻	2	2	東部林業事務所
201	69	高松	前田西	-	引妻	3	16	東部林業事務所
201	70	高松	東山崎	-	前田界	3	0	東部林業事務所
201	71	高松	東山崎	-	久米山	1	3	東部林業事務所
201	72	高松	東山崎	-	久米山	1	2	東部林業事務所
201	73	高松	東山崎	-	久米山	3	4	東部林業事務所
201	74	高松	東山崎	-	久米山	1	9	東部林業事務所
201	75	高松	高松	-	平永	2	33	東部林業事務所
201	76	高松	高松	-	奥之坊	7	3	東部林業事務所
201	77	高松	高松	-	奥之坊	2	29	東部林業事務所
201	78	高松	屋島東	-	峯大谷	8	22	東部林業事務所
201	79	高松	屋島西	-	浜畑	15	919	東部林業事務所
201	80	高松	神在川窪	-	神在	2	54	東部林業事務所
201	81	高松	神在川窪	-	神在	2	71	東部林業事務所
201	82	高松	亀水	-	紅ノ峰	1	55	東部林業事務所
201	83	高松	亀水	-	塩屋北	7	188	東部林業事務所
201	84	高松	亀水	-	地下東	2	2	東部林業事務所
201	85	高松	亀水	-	小坂	3	6	東部林業事務所
201	86	高松	亀水	-	黄ノ峰西	3	59	東部林業事務所
201	87	高松	鶴市	-	御殿	7	11	東部林業事務所
201	88	高松	勅使	-	小山	6	16	東部林業事務所
201	89	高松	勅使	-	小山	8	68	東部林業事務所
201	90	高松	勅使	-	小山	4	74	東部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
201	91	高松	西春日	-	北山浦	19	394	東部林業事務所
201	92	高松	西春日	-	北山浦	7	82	東部林業事務所
201	93	高松	西春日	-	北山浦	6	159	東部林業事務所
201	94	高松	西春日	-	北山浦	8	164	東部林業事務所
201	95	高松	峰山	-	峰山	7	807	東部林業事務所
201	96	高松	峰山	-	峰山	7	726	東部林業事務所
201	97	高松	峰山	-	石清尾	4	129	東部林業事務所
201	98	高松	由良	-	由良山	2	106	東部林業事務所
201	99	高松	由良	-	由良山	4	93	東部林業事務所
201	100	高松	由良	-	由良山	2	1	東部林業事務所
201	101	高松	由良	-	由良山	2	78	東部林業事務所
201	102	高松	鬼無	-	山口	3	66	東部林業事務所
342	1	高松	牟礼	牟礼	反熊	2	56	東部林業事務所
342	2	高松	牟礼	大町	山奥	1	14	東部林業事務所
342	3	高松	牟礼	原	上井田西	2	10	東部林業事務所
342	4	高松	牟礼	原	南山田	3	0	東部林業事務所
342	5	高松	牟礼	原	山田	5	8	東部林業事務所
342	6	高松	牟礼	原	山田	5	0	東部林業事務所
342	7	高松	牟礼	原	中村	6	197	東部林業事務所
342	8	高松	牟礼	大町	金山	3	28	東部林業事務所
342	9	高松	牟礼	大町	金山	4	21	東部林業事務所
342	10	高松	牟礼	大町	役戸	8	6	東部林業事務所
343	1	高松	庵治	-	荒浜	1	28	東部林業事務所
343	2	高松	庵治	-	谷	10	119	東部林業事務所
343	3	高松	庵治	-	北村	5	186	東部林業事務所
343	4	高松	庵治	-	北村	9	292	東部林業事務所
343	5	高松	庵治	-	宮東	11	131	東部林業事務所
343	6	高松	庵治	-	湯谷	6	9	東部林業事務所
343	7	高松	庵治	-	湯谷	7	62	東部林業事務所
343	8	高松	庵治	-	新開	1	13	東部林業事務所
343	9	高松	庵治	-	新開	1	1	東部林業事務所
343	10	高松	庵治	-	丸山	16	142	東部林業事務所
343	11	高松	庵治	-	丸山	2	50	東部林業事務所
343	12	高松	庵治	-	葛原	4	21	東部林業事務所
361	1	高松	塩江	安原下第3号	鮎滝上	1	20	東部林業事務所
361	2	高松	塩江	安原下	関	3	42	東部林業事務所
361	3	高松	塩江	安原下第2号	下中徳	4	80	東部林業事務所
361	4	高松	塩江	安原下第2号	上中徳	4	108	東部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
361	5	高松	塩江	安原下第2号	奥野	2	24	東部林業事務所
361	6	高松	塩江	安原下第2号	高橋	4	13	東部林業事務所
361	7	高松	塩江	安原下第2号	戸石川東	1	18	東部林業事務所
361	8	高松	塩江	安原下第1号	高畑	1	11	東部林業事務所
361	9	高松	塩江	安原下第1号	西桶	3	7	東部林業事務所
361	10	高松	塩江	安原上	川西	1	49	東部林業事務所
361	11	高松	塩江	安原上	川西	1	80	東部林業事務所
361	12	高松	塩江	安原上東	除ヶ	3	57	東部林業事務所
361	13	高松	塩江	上西	上貝の股	17	20	東部林業事務所
361	14	高松	塩江	上西	一つ内	4	20	東部林業事務所
361	16	高松	塩江	上西	一つ内	2	22	東部林業事務所
361	17	高松	塩江	上西	一つ内	3	12	東部林業事務所
361	18	高松	塩江	上西	鷹山	5	1	東部林業事務所
361	19	高松	塩江	上西	鷹山	6	4	東部林業事務所
361	20	高松	塩江	上西	一つ内	2	5	東部林業事務所
361	21	高松	塩江	上西	小出川	2	8	東部林業事務所
361	22	高松	塩江	上西	小出川	5	14	東部林業事務所
361	23	高松	塩江	上西	小出川	1	9	東部林業事務所
361	24	高松	塩江	上西	小出川	2	13	東部林業事務所
361	25	高松	塩江	上西	焼堂	4	12	東部林業事務所
361	26	高松	塩江	上西	焼堂	7	19	東部林業事務所
361	27	高松	塩江	上西	焼堂	6	37	東部林業事務所
361	28	高松	塩江	上西	焼堂	5	16	東部林業事務所
361	29	高松	塩江	上西	桧	5	55	東部林業事務所
361	30	高松	塩江	安原上東	除ヶ	4	31	東部林業事務所
361	31	高松	塩江	安原上東	カガリヤ	1	33	東部林業事務所
361	32	高松	塩江	安原上東	カガリヤ	3	20	東部林業事務所
361	33	高松	塩江	安原上東	北内	5	28	東部林業事務所
361	34	高松	塩江	安原上東	北内	2	17	東部林業事務所
361	35	高松	塩江	安原上東	中筋	4	18	東部林業事務所
361	36	高松	塩江	安原上東	嵯峨野	6	2	東部林業事務所
361	37	高松	塩江	安原上東	嵯峨野	6	4	東部林業事務所
361	38	高松	塩江	安原上東	菖浦野	4	21	東部林業事務所
361	39	高松	塩江	安原上東	菖浦野	5	19	東部林業事務所
361	40	高松	塩江	安原上東	柞野	6	1	東部林業事務所
361	41	高松	塩江	安原上東	北原	8	24	東部林業事務所
361	42	高松	塩江	安原上東	八丁	3	31	東部林業事務所
361	43	高松	塩江	安原上東	八丁	2	38	東部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
361	44	高松	塩江	安原上東	塩江	3	90	東部林業事務所
361	45	高松	塩江	安原上東	北井	5	71	東部林業事務所
361	46	高松	塩江	安原上東	北井	2	43	東部林業事務所
361	47	高松	塩江	安原上東	北井	3	85	東部林業事務所
361	48	高松	塩江	安原上東	北井	2	37	東部林業事務所
361	49	高松	塩江	安原上	岩部	1	9	東部林業事務所
361	50	高松	塩江	安原上	東地	5	66	東部林業事務所
361	51	高松	塩江	安原下第1号	河北	2	40	東部林業事務所
361	52	高松	塩江	安原下第1号	河北	2	1	東部林業事務所
361	53	高松	塩江	安原下第1号	来栖	2	22	東部林業事務所
361	54	高松	塩江	安原下第1号	来栖	2	66	東部林業事務所
361	55	高松	塩江	安原下第1号	音川	1	32	東部林業事務所
361	56	高松	塩江	安原下第1号	音川	1	32	東部林業事務所
361	57	高松	塩江	安原下第1号	音川	2	32	東部林業事務所
361	58	高松	塩江	安原下第1号	高祖	1	11	東部林業事務所
361	59	高松	塩江	安原下	安原下第1号	3	53	東部林業事務所
361	60	高松	塩江	安原下	安原下第1号	1	5	東部林業事務所
362	1	高松	香川	浅野	伽羅士	2	5	東部林業事務所
362	2	高松	香川	浅野	伽羅士	4	4	東部林業事務所
362	3	高松	香川	川東下	東龍満	2	30	東部林業事務所
362	4	高松	香川	浅野	油山	5	39	東部林業事務所
362	5	高松	香川	浅野	油山	1	6	東部林業事務所
362	6	高松	香川	安原下第3号	鮎滝下	4	9	東部林業事務所
362	7	高松	香川	安原下第1号	下倉下	3	1	東部林業事務所
362	8	高松	香川	安原下第1号	下倉下	2	1	東部林業事務所
362	9	高松	香川	安原下第1号	下倉下	2	1	東部林業事務所
362	10	高松	香川	安原下第3号	下倉上	2	14	東部林業事務所
362	11	高松	香川	安原下第3号	下倉上	2	0	東部林業事務所
362	12	高松	香川	安原下第1号	下倉下	1	5	東部林業事務所
362	13	高松	香川	安原下第1号	下倉下	1	7	東部林業事務所
362	14	高松	香川	安原下第1号	下倉下	1	7	東部林業事務所
362	15	高松	香川	安原下第3号	鮎滝上	1	5	東部林業事務所
362	16	高松	香川	東谷	日向	2	14	東部林業事務所
362	17	高松	香川	東谷	日向	1	15	東部林業事務所
362	18	高松	香川	東谷	額谷	2	0	東部林業事務所
362	19	高松	香川	東谷	久保田	3	20	東部林業事務所
362	20	高松	香川	東谷	久保田	2	9	東部林業事務所
362	21	高松	香川	東谷	久保田	3	3	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
362	22	高松	香川	東谷	下谷	2	11	東部林業事務所
362	23	高松	香川	川内原	下川添	2	2	東部林業事務所
362	24	高松	香川	浅野	宮裏	1	9	東部林業事務所
362	25	高松	香川	浅野	宮裏	6	82	東部林業事務所
362	26	高松	香川	浅野	宮裏	7	271	東部林業事務所
363	1	高松	香南	西庄	宮前	4	2	東部林業事務所
363	2	高松	香南	由佐	池谷	1	0	東部林業事務所
363	3	高松	香南	由佐	池谷	2	11	東部林業事務所
363	4	高松	香南	由佐	池谷	2	0	東部林業事務所
363	5	高松	香南	由佐	池谷	1	0	東部林業事務所
363	6	高松	香南	岡	清水	1	11	東部林業事務所
383	1	高松	国分寺	国分	西奥	17	210	東部林業事務所
383	2	高松	国分寺	国分	西山	22	988	東部林業事務所
383	3	高松	国分寺	柏原	北鷲ノ山	9	373	東部林業事務所
383	4	高松	国分寺	福家	新名	13	22	東部林業事務所
383	5	高松	国分寺	福家	西大谷	7	2	東部林業事務所
383	6	高松	国分寺	福家	石ヶ鼻	3	53	東部林業事務所
383	7	高松	国分寺	福家	本村	4	99	東部林業事務所
383	8	高松	国分寺	福家	北谷	9	53	東部林業事務所
383	9	高松	国分寺	新居	丸山	6	23	東部林業事務所
383	10	高松	国分寺	新居	丸山	2	14	東部林業事務所
383	11	高松	国分寺	新居	中筋	6	42	東部林業事務所
383	12	高松	国分寺	柏原	南側	17	465	東部林業事務所
383	13	高松	国分寺	福家	川西	11	120	東部林業事務所
383	14	高松	国分寺	新居	奥谷	3	2	東部林業事務所
383	15	高松	国分寺	新居	中筋	14	58	東部林業事務所
383	16	高松	国分寺	国分	東奥	17	291	東部林業事務所
383	17	高松	国分寺	国分	西奥	22	710	東部林業事務所
383	18	高松	国分寺	福家	石ヶ鼻	11	105	東部林業事務所
202	1	丸亀	手島	-	西浦	10	60	西部林業事務所
202	2	丸亀	手島	-	西浦	11	216	西部林業事務所
202	3	丸亀	広島	-	市井	5	43	西部林業事務所
202	4	丸亀	広島	-	甲路	11	109	西部林業事務所
202	5	丸亀	広島	-	甲路	9	30	西部林業事務所
202	6	丸亀	広島	-	江ノ浦	7	41	西部林業事務所
202	7	丸亀	広島	-	江ノ浦	5	80	西部林業事務所
202	8	丸亀	広島	-	江ノ浦	2	7	西部林業事務所
202	9	丸亀	広島	-	立石	6	20	西部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
202	10	丸亀	広島	-	立石	10	92	西部林業事務所
202	11	丸亀	広島	-	茂浦	8	66	西部林業事務所
202	12	丸亀	広島	-	市井	15	99	西部林業事務所
202	13	丸亀	飯野	-	山根	9	109	西部林業事務所
202	14	丸亀	土器	-	郡屋	5	23	西部林業事務所
202	15	丸亀	土器	-	駒ヶ林	7	311	西部林業事務所
202	16	丸亀	土器	-	宇夫階	9	25	西部林業事務所
202	17	丸亀	本島	-	尻浜	5	53	西部林業事務所
202	18	丸亀	本島	-	生ノ浜	8	0	西部林業事務所
202	19	丸亀	本島	-	生ノ浜	11	74	西部林業事務所
202	20	丸亀	本島	-	生ノ浜	9	0	西部林業事務所
202	21	丸亀	本島	-	小坂	7	0	西部林業事務所
202	22	丸亀	本島	-	小坂	11	0	西部林業事務所
202	23	丸亀	本島	-	小坂	7	2	西部林業事務所
202	24	丸亀	本島	-	小坂	11	89	西部林業事務所
202	25	丸亀	本島	-	小坂	7	25	西部林業事務所
202	26	丸亀	本島	-	小坂	4	82	西部林業事務所
202	27	丸亀	本島	-	泊	7	2	西部林業事務所
202	28	丸亀	本島	-	泊	9	55	西部林業事務所
202	29	丸亀	本島	-	笠島	4	27	西部林業事務所
202	30	丸亀	本島	-	屋釜	6	7	西部林業事務所
202	31	丸亀	本島	-	大浦	9	30	西部林業事務所
202	32	丸亀	本島	-	屋釜	2	0	西部林業事務所
384	1	丸亀	綾歌	岡田上	西山	22	102	西部林業事務所
384	2	丸亀	綾歌	岡田上	津森	5	1	西部林業事務所
384	3	丸亀	綾歌	岡田上	国吉	8	0	西部林業事務所
384	4	丸亀	綾歌	富熊	大原	8	57	西部林業事務所
384	5	丸亀	綾歌	富熊	大原	8	8	西部林業事務所
384	6	丸亀	綾歌	富熊	大原	16	0	西部林業事務所
384	7	丸亀	綾歌	富熊	大原	12	12	西部林業事務所
384	8	丸亀	綾歌	富熊	本村	8	16	西部林業事務所
384	9	丸亀	綾歌	富熊	本村	4	85	西部林業事務所
385	1	丸亀	飯山	川原	楠見東	3	0	西部林業事務所
385	2	丸亀	飯山	東坂元	一里山	3	11	西部林業事務所
385	3	丸亀	飯山	東坂元	城山	13	110	西部林業事務所
203	1	坂出	瀬居島	-	竹ノ浦	5	10	西部林業事務所
203	2	坂出	瀬居島	-	北浦	4	0	西部林業事務所
203	3	坂出	瀬居島	-	西浦	14	226	西部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
203	4	坂出	瀬居島	-	本浦	9	2	西部林業事務所
203	5	坂出	常盤	-	-	3	5	西部林業事務所
203	6	坂出	常盤	-	-	3	2	西部林業事務所
203	7	坂出	常盤	-	-	7	33	西部林業事務所
203	8	坂出	川津	-	折居	19	236	西部林業事務所
203	9	坂出	川津	-	峠	12	115	西部林業事務所
203	10	坂出	川津	-	峠	6	34	西部林業事務所
203	11	坂出	川津	-	春日	10	31	西部林業事務所
203	12	坂出	福江	-	二丁目	8	7	西部林業事務所
203	13	坂出	江尻	-	金山	39	1,331	西部林業事務所
203	14	坂出	西ノ庄	-	醍醐	11	69	西部林業事務所
203	15	坂出	府中	-	弘法寺	10	151	西部林業事務所
203	16	坂出	府中	-	弘法寺	9	204	西部林業事務所
203	17	坂出	府中	-	弘法寺	13	245	西部林業事務所
203	18	坂出	府中	-	本村	24	165	西部林業事務所
203	19	坂出	府中	-	城山	32	112	西部林業事務所
203	20	坂出	府中	-	小原	12	53	西部林業事務所
203	21	坂出	加茂	-	前谷	25	294	西部林業事務所
203	22	坂出	加茂	-	前谷	5	0	西部林業事務所
203	23	坂出	加茂	-	綾坂	8	0	西部林業事務所
203	24	坂出	加茂	-	仏願	3	0	西部林業事務所
203	25	坂出	加茂	-	山ノ神	6	151	西部林業事務所
203	26	坂出	神谷	-	北山	15	227	西部林業事務所
203	27	坂出	神谷	-	第一	11	209	西部林業事務所
203	28	坂出	青海	-	中村	13	131	西部林業事務所
203	29	坂出	青海	-	中村	20	270	西部林業事務所
203	30	坂出	青海	-	中村	22	294	西部林業事務所
203	31	坂出	青海	-	北山	11	168	西部林業事務所
203	32	坂出	青海	-	鎧	11	254	西部林業事務所
203	33	坂出	高屋	-	蚊渕	4	44	西部林業事務所
203	34	坂出	大屋富	-	前山	7	416	西部林業事務所
203	35	坂出	王越	-	西分	9	0	西部林業事務所
203	36	坂出	王越	-	東分	13	121	西部林業事務所
203	37	坂出	王越	-	東分	23	84	西部林業事務所
203	38	坂出	王越	-	北山	8	105	西部林業事務所
203	39	坂出	王越	-	北山	11	259	西部林業事務所
203	40	坂出	王越	-	大越	9	26	西部林業事務所
203	41	坂出	王越	-	大越	8	120	西部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
203	42	坂出	瀬居島	-	竹ノ浦	9	1	西部林業事務所
203	43	坂出	王越	-	東分	18	121	西部林業事務所
203	44	坂出	王越	-	奥条	12	75	西部林業事務所
204	1	善通寺	善通寺	-	水分	5	5	西部林業事務所
204	2	善通寺	善通寺	-	水分	7	235	西部林業事務所
204	3	善通寺	善通寺	-	上組	9	330	西部林業事務所
204	4	善通寺	善通寺	-	上組	6	47	西部林業事務所
204	5	善通寺	善通寺	-	南町	3	258	西部林業事務所
204	6	善通寺	善通寺	-	南町	2	121	西部林業事務所
204	7	善通寺	善通寺	-	南町	3	94	西部林業事務所
204	8	善通寺	善通寺	-	北原	20	426	西部林業事務所
204	9	善通寺	有岡	-	程坂	8	7	西部林業事務所
204	10	善通寺	善通寺	-	在所	12	0	西部林業事務所
204	11	善通寺	善通寺	-	瓦谷	13	21	西部林業事務所
204	12	善通寺	善通寺	-	八丁原	10	7	西部林業事務所
204	13	善通寺	大麻	-	栗野	5	61	西部林業事務所
204	14	善通寺	大麻	-	岩崎	5	1	西部林業事務所
204	15	善通寺	大麻	-	宮ノ前	6	22	西部林業事務所
204	16	善通寺	垂水	-	旭	2	3	西部林業事務所
204	17	善通寺	櫛梨	-	丸山	5	9	西部林業事務所
204	18	善通寺	与北	-	京田	1	5	西部林業事務所
204	19	善通寺	与北	-	京田	3	0	西部林業事務所
204	20	善通寺	与北	-	谷	4	46	西部林業事務所
204	21	善通寺	弘田	-	上組	2	23	西部林業事務所
204	22	善通寺	弘田	-	上組	2	37	西部林業事務所
204	23	善通寺	山階	-	東碑殿	6	311	西部林業事務所
205	1	観音寺	室本	-	室本	6	335	西部林業事務所
205	2	観音寺	室本	-	新田	8	64	西部林業事務所
205	3	観音寺	高屋	-	明下	4	0	西部林業事務所
205	4	観音寺	高屋	-	八幡	2	18	西部林業事務所
205	5	観音寺	高屋	-	八幡	1	7	西部林業事務所
205	6	観音寺	高屋	-	八幡	5	21	西部林業事務所
205	7	観音寺	栗井	-	奥谷	4	36	西部林業事務所
205	8	観音寺	高屋	-	丸中	1	1	西部林業事務所
205	9	観音寺	高屋	-	西下	4	74	西部林業事務所
205	10	観音寺	室本	-	室本	7	364	西部林業事務所
205	11	観音寺	栗井	-	上坂瀬	12	5	西部林業事務所
205	12	観音寺	栗井	-	坂瀬	1	1	西部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
205	13	観音寺	栗井	-	坂瀬	2	1	西部林業事務所
205	14	観音寺	栗井	-	坂瀬	2	1	西部林業事務所
205	15	観音寺	栗井	-	北峯	4	25	西部林業事務所
205	16	観音寺	栗井	-	奥谷	5	17	西部林業事務所
424	1	観音寺	大野原	田野々	田野々上	9	82	西部林業事務所
424	2	観音寺	大野原	五郷	海老濟	4	38	西部林業事務所
424	3	観音寺	大野原	五郷有木	打木	2	10	西部林業事務所
424	4	観音寺	大野原	五郷有木	落合	4	11	西部林業事務所
424	5	観音寺	大野原	五郷内野々	紡口	1	2	西部林業事務所
424	6	観音寺	大野原	五郷内野々	内山	15	0	西部林業事務所
424	7	観音寺	大野原	萩原	高尾	14	83	西部林業事務所
424	8	観音寺	大野原	五郷田野々	田野々中	3	38	西部林業事務所
424	9	観音寺	大野原	五郷田野々	田野々上	1	43	西部林業事務所
428	1	観音寺	豊浜	箕浦	箕浦	5	90	西部林業事務所
428	2	観音寺	豊浜	箕浦	西原	11	314	西部林業事務所
428	4	観音寺	豊浜	和田	院内	9	73	西部林業事務所
428	5	観音寺	豊浜	和田	大谷	2	27	西部林業事務所
428	6	観音寺	豊浜	和田	大谷	12	149	西部林業事務所
428	7	観音寺	豊浜	和田	大坪	27	177	西部林業事務所
304	1	さぬき	津田	津田	西畑	3	32	東部林業事務所
304	2	さぬき	津田	津田	御座田	2	27	東部林業事務所
304	3	さぬき	津田	津田	御座田	2	120	東部林業事務所
304	4	さぬき	津田	鶴羽	西山	7	248	東部林業事務所
304	5	さぬき	津田	津田	猪塚	23	73	東部林業事務所
304	6	さぬき	津田	津田	瀬の下	17	37	東部林業事務所
304	7	さぬき	津田	津田	江泊	37	174	東部林業事務所
304	8	さぬき	津田	津田	北羽立	8	11	東部林業事務所
304	9	さぬき	津田	津田	北羽立	1	6	東部林業事務所
304	10	さぬき	津田	津田	南羽立	5	31	東部林業事務所
304	11	さぬき	津田	津田	南羽立	1	4	東部林業事務所
304	12	さぬき	津田	津田	下川北	1	8	東部林業事務所
304	13	さぬき	津田	津田	上川北	1	38	東部林業事務所
305	1	さぬき	大川	富田西	吉金	3	55	東部林業事務所
305	2	さぬき	大川	富田西	平碓	4	33	東部林業事務所
305	3	さぬき	大川	富田西	平碓	1	29	東部林業事務所
305	4	さぬき	大川	南川	一ノ瀬	7	23	東部林業事務所
305	5	さぬき	大川	南川	政国	5	15	東部林業事務所
305	6	さぬき	大川	南川	大阪谷	6	3	東部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
305	7	さぬき	大川	南川	馬地	6	17	東部林業事務所
305	8	さぬき	大川	南川	大森	2	2	東部林業事務所
305	9	さぬき	大川	南川	大森	1	3	東部林業事務所
305	10	さぬき	大川	南川	山ノ神	4	7	東部林業事務所
305	11	さぬき	大川	南川	大縦	13	13	東部林業事務所
305	12	さぬき	大川	南川	大縦	9	11	東部林業事務所
305	13	さぬき	大川	南川	大縦	1	8	東部林業事務所
305	14	さぬき	大川	南川	横井	5	13	東部林業事務所
305	15	さぬき	大川	南川	横井	1	3	東部林業事務所
305	16	さぬき	大川	田面	鮎婦	4	38	東部林業事務所
305	17	さぬき	大川	田面	碎石	2	2	東部林業事務所
305	18	さぬき	大川	田面	八幡口	5	0	東部林業事務所
305	19	さぬき	大川	田面	柿ヶ平間	4	3	東部林業事務所
305	20	さぬき	大川	田面	不粉	2	8	東部林業事務所
305	21	さぬき	大川	田面	千婆ヶ嶽	10	3	東部林業事務所
305	22	さぬき	大川	田面	上碎石	3	5	東部林業事務所
305	23	さぬき	大川	田面	東碎石	1	18	東部林業事務所
305	24	さぬき	大川	田面	上鮎婦	1	9	東部林業事務所
305	25	さぬき	大川	田面	銀杏股	1	4	東部林業事務所
305	26	さぬき	大川	田面	猿田	2	8	東部林業事務所
305	27	さぬき	大川	田面	山田	2	10	東部林業事務所
305	28	さぬき	大川	田面	川南	1	5	東部林業事務所
305	29	さぬき	大川	田面	川南	2	0	東部林業事務所
305	30	さぬき	大川	田面	新池	6	21	東部林業事務所
305	31	さぬき	大川	田面	作蔵	1	0	東部林業事務所
305	32	さぬき	大川	田面	作蔵	2	0	東部林業事務所
305	33	さぬき	大川	田面	作蔵	1	4	東部林業事務所
305	34	さぬき	大川	田面	上村	1	0	東部林業事務所
305	35	さぬき	大川	田面	上本村	7	80	東部林業事務所
305	36	さぬき	大川	田面	本村	4	80	東部林業事務所
305	37	さぬき	大川	田面	本村	5	73	東部林業事務所
305	38	さぬき	大川	田面	本村	2	30	東部林業事務所
305	39	さぬき	大川	富田東	奥の宮	5	28	東部林業事務所
305	40	さぬき	大川	富田東	釜石	8	11	東部林業事務所
305	41	さぬき	大川	富田東	釜石	1	8	東部林業事務所
305	42	さぬき	大川	富田東	上北地	2	28	東部林業事務所
305	43	さぬき	大川	富田東	上北地	11	107	東部林業事務所
305	44	さぬき	大川	富田東	大山	5	0	東部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
305	45	さぬき	大川	富田中	奥柴谷	8	13	東部林業事務所
305	46	さぬき	大川	富田西	大井	1	1	東部林業事務所
305	47	さぬき	大川	南川	山ノ神	2	1	東部林業事務所
305	48	さぬき	大川	南川	辻当	6	2	東部林業事務所
305	49	さぬき	大川	南川	横井	5	15	東部林業事務所
305	50	さぬき	大川	田面	鹿庭	4	2	東部林業事務所
305	51	さぬき	大川	田面	八幡	3	1	東部林業事務所
305	52	さぬき	大川	田面	森行	4	0	東部林業事務所
305	53	さぬき	大川	田面	八幡	2	4	東部林業事務所
305	54	さぬき	大川	田面	宗延	1	0	東部林業事務所
305	55	さぬき	大川	富田東	奥谷	4	1	東部林業事務所
305	56	さぬき	大川	南川	黍谷	4	1	東部林業事務所
306	1	さぬき	(旧志度)	志度	竹林下	3	36	東部林業事務所
306	2	さぬき	(旧志度)	志度	竹林下	2	0	東部林業事務所
306	3	さぬき	(旧志度)	志度	平竹	1	10	東部林業事務所
306	4	さぬき	(旧志度)	志度	幸田	4	7	東部林業事務所
306	5	さぬき	(旧志度)	志度	幸田	4	14	東部林業事務所
306	7	さぬき	(旧志度)	末	西内間	19	34	東部林業事務所
306	8	さぬき	(旧志度)	志度	大將軍	4	58	東部林業事務所
306	9	さぬき	(旧志度)	志度	入江	1	101	東部林業事務所
306	10	さぬき	(旧志度)	鴨庄	大人	2	3	東部林業事務所
306	11	さぬき	(旧志度)	鴨庄	野田	2	0	東部林業事務所
306	12	さぬき	(旧志度)	鴨庄	東泊	5	68	東部林業事務所
306	13	さぬき	(旧志度)	鴨庄	室沖	3	18	東部林業事務所
306	14	さぬき	(旧志度)	鴨庄	室沖	3	15	東部林業事務所
306	15	さぬき	(旧志度)	鴨庄	小串	3	0	東部林業事務所
306	16	さぬき	(旧志度)	鴨庄	小串	5	25	東部林業事務所
306	17	さぬき	(旧志度)	鴨庄	白方	2	14	東部林業事務所
306	18	さぬき	(旧志度)	鴨庄	手箱	2	27	東部林業事務所
306	19	さぬき	(旧志度)	鴨庄	新田峠	3	3	東部林業事務所
306	20	さぬき	(旧志度)	鴨庄	中山田	1	5	東部林業事務所
306	21	さぬき	(旧志度)	鴨庄	小方峠	3	3	東部林業事務所
306	22	さぬき	(旧志度)	鴨庄	山脇	3	0	東部林業事務所
306	23	さぬき	(旧志度)	鴨庄	山脇	7	0	東部林業事務所
306	24	さぬき	(旧志度)	鴨庄	不動寺	4	20	東部林業事務所
306	25	さぬき	(旧志度)	鴨部中筋	六番	2	3	東部林業事務所
306	26	さぬき	(旧志度)	鴨部中筋	西山	3	24	東部林業事務所
306	27	さぬき	(旧志度)	鴨部中筋	坂子	3	13	東部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
306	28	さぬき	(旧志度)	鴨部中筋	坂子	7	2	東部林業事務所
306	29	さぬき	(旧志度)	鴨部	川田	6	51	東部林業事務所
306	30	さぬき	(旧志度)	鴨部中筋	深谷	2	22	東部林業事務所
306	31	さぬき	(旧志度)	鴨部東山	白川原	2	0	東部林業事務所
306	32	さぬき	(旧志度)	鴨部中筋	川古	2	17	東部林業事務所
306	33	さぬき	(旧志度)	鴨部中筋	神の奥	1	4	東部林業事務所
306	34	さぬき	(旧志度)	鴨部中筋	神の奥	5	19	東部林業事務所
306	35	さぬき	(旧志度)	鴨庄	北地	6	12	東部林業事務所
306	36	さぬき	(旧志度)	鴨庄	真如堂	3	1	東部林業事務所
306	37	さぬき	(旧志度)	鴨庄	大谷	1	24	東部林業事務所
306	38	さぬき	(旧志度)	鴨庄	新開	1	12	東部林業事務所
306	39	さぬき	(旧志度)	鴨庄	新開	1	5	東部林業事務所
306	40	さぬき	(旧志度)	鴨庄	林中	7	2	東部林業事務所
306	41	さぬき	(旧志度)	鴨庄	堀切	8	21	東部林業事務所
306	42	さぬき	(旧志度)	小田	筈張	7	71	東部林業事務所
306	43	さぬき	(旧志度)	小田	筈張	8	5	東部林業事務所
306	44	さぬき	(旧志度)	小田	興津	12	5	東部林業事務所
306	45	さぬき	(旧志度)	小田	中西	1	5	東部林業事務所
306	46	さぬき	(旧志度)	小田	中西	1	27	東部林業事務所
306	47	さぬき	(旧志度)	小田	奥ノ谷	1	39	東部林業事務所
306	48	さぬき	(旧志度)	小田	浦	4	4	東部林業事務所
306	49	さぬき	(旧志度)	小田	小田	1	20	東部林業事務所
306	50	さぬき	(旧志度)	小田	小田	5	13	東部林業事務所
306	51	さぬき	(旧志度)	小田	釜居谷	6	18	東部林業事務所
307	1	さぬき	寒川	石田西	中所	2	0	東部林業事務所
307	2	さぬき	寒川	石田西	大末	2	1	東部林業事務所
307	3	さぬき	寒川	石田西	大末	3	1	東部林業事務所
307	4	さぬき	寒川	石田西	小倉	1	9	東部林業事務所
307	5	さぬき	寒川	石田西	小倉	1	8	東部林業事務所
307	6	さぬき	寒川	石田西	小倉	2	6	東部林業事務所
307	7	さぬき	寒川	石田西	大末	2	3	東部林業事務所
307	8	さぬき	寒川	石田西	大末	1	0	東部林業事務所
307	9	さぬき	寒川	石田東	御田神社	2	3	東部林業事務所
307	10	さぬき	寒川	石田東	池の内	3	6	東部林業事務所
307	11	さぬき	寒川	石田東	下門入	2	12	東部林業事務所
307	12	さぬき	寒川	石田東	西門入	3	0	東部林業事務所
307	13	さぬき	寒川	石田東	西門入	2	11	東部林業事務所
307	14	さぬき	寒川	石田東	板ノ尾	14	10	東部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
307	15	さぬき	寒川	石田西	山王	1	88	東部林業事務所
307	16	さぬき	寒川	神前	中村	3	15	東部林業事務所
307	17	さぬき	寒川	神前	中村	5	25	東部林業事務所
307	18	さぬき	寒川	神前	鹿谷	7	41	東部林業事務所
307	19	さぬき	寒川	神前	脇	8	59	東部林業事務所
307	20	さぬき	寒川	神前	北野間	12	30	東部林業事務所
307	21	さぬき	寒川	石田東	門入	3	1	東部林業事務所
308	1	さぬき	(旧長尾)	昭和	白羽	8	1	東部林業事務所
308	2	さぬき	(旧長尾)	昭和	白羽	2	12	東部林業事務所
308	3	さぬき	(旧長尾)	昭和	白羽	2	9	東部林業事務所
308	4	さぬき	(旧長尾)	昭和	谷	2	0	東部林業事務所
308	5	さぬき	(旧長尾)	昭和	谷	2	3	東部林業事務所
308	6	さぬき	(旧長尾)	昭和	谷	2	9	東部林業事務所
308	7	さぬき	(旧長尾)	昭和	山田	6	2	東部林業事務所
308	8	さぬき	(旧長尾)	前山	牛石	3	24	東部林業事務所
308	9	さぬき	(旧長尾)	前山	花折	1	0	東部林業事務所
308	10	さぬき	(旧長尾)	前山	中津	1	6	東部林業事務所
308	11	さぬき	(旧長尾)	前山	西来栖	4	11	東部林業事務所
308	12	さぬき	(旧長尾)	前山	奥平	2	0	東部林業事務所
308	13	さぬき	(旧長尾)	前山	中谷	5	0	東部林業事務所
308	14	さぬき	(旧長尾)	前山	通谷	7	0	東部林業事務所
308	15	さぬき	(旧長尾)	多和	相草上	2	7	東部林業事務所
308	16	さぬき	(旧長尾)	多和	相草西	1	7	東部林業事務所
308	17	さぬき	(旧長尾)	多和	助光西	3	26	東部林業事務所
308	18	さぬき	(旧長尾)	多和	助光西	2	15	東部林業事務所
308	19	さぬき	(旧長尾)	多和	助光西	2	29	東部林業事務所
308	20	さぬき	(旧長尾)	多和	助光西	1	17	東部林業事務所
308	21	さぬき	(旧長尾)	多和	経座西	2	14	東部林業事務所
308	22	さぬき	(旧長尾)	多和	中山中	3	25	東部林業事務所
308	23	さぬき	(旧長尾)	多和	管谷	1	2	東部林業事務所
308	24	さぬき	(旧長尾)	多和	楨川	1	9	東部林業事務所
308	25	さぬき	(旧長尾)	多和	兼割	6	0	東部林業事務所
308	26	さぬき	(旧長尾)	多和	楨川	2	15	東部林業事務所
308	27	さぬき	(旧長尾)	多和	楨川	1	16	東部林業事務所
308	28	さぬき	(旧長尾)	多和	力石	3	6	東部林業事務所
308	29	さぬき	(旧長尾)	多和	経座東	3	24	東部林業事務所
308	30	さぬき	(旧長尾)	多和	助光東	1	27	東部林業事務所
308	31	さぬき	(旧長尾)	前山	昼寝	4	3	東部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
308	32	さぬき	(旧長尾)	前山	来栖	2	6	東部林業事務所
308	33	さぬき	(旧長尾)	前山	来栖	1	10	東部林業事務所
308	34	さぬき	(旧長尾)	長尾名	寺谷	4	21	東部林業事務所
308	35	さぬき	(旧長尾)	長尾名	寺谷	2	13	東部林業事務所
308	36	さぬき	(旧長尾)	長尾名	西ノ谷	1	10	東部林業事務所
308	37	さぬき	(旧長尾)	長尾名	西横谷	2	4	東部林業事務所
308	38	さぬき	(旧長尾)	長尾名	東ノ谷	1	7	東部林業事務所
308	39	さぬき	(旧長尾)	長尾東	福良	2	0	東部林業事務所
308	40	さぬき	(旧長尾)	長尾東	将基	1	6	東部林業事務所
308	41	さぬき	(旧長尾)	造田野間田	西山端	2	41	東部林業事務所
308	42	さぬき	(旧長尾)	造田野間田	東山端	1	12	東部林業事務所
308	43	さぬき	(旧長尾)	造田乙井	北山田	9	16	東部林業事務所
308	44	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	岩手	1	19	東部林業事務所
308	45	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	岩手	3	8	東部林業事務所
308	46	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	岩手	3	9	東部林業事務所
308	47	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	西沢甲	5	11	東部林業事務所
308	48	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	相部	2	11	東部林業事務所
308	49	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	相部	2	0	東部林業事務所
308	50	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	内間	7	14	東部林業事務所
308	51	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	内間	8	26	東部林業事務所
308	52	さぬき	(旧長尾)	前山	中津	1	5	東部林業事務所
308	53	さぬき	(旧長尾)	前山	讓波	5	6	東部林業事務所
308	54	さぬき	(旧長尾)	前山	中津	2	0	東部林業事務所
308	55	さぬき	(旧長尾)	前山	中津	2	0	東部林業事務所
308	56	さぬき	(旧長尾)	長尾名	上名	2	4	東部林業事務所
301	1	東かがわ	(旧引田)	小海	近守	1	7	東部林業事務所
301	2	東かがわ	(旧引田)	小海	近守	2	17	東部林業事務所
301	3	東かがわ	(旧引田)	小海	柞谷	2	6	東部林業事務所
301	4	東かがわ	(旧引田)	小海	柞谷	1	0	東部林業事務所
301	5	東かがわ	(旧引田)	小海	柞谷	2	0	東部林業事務所
301	6	東かがわ	(旧引田)	小海	別惣	2	12	東部林業事務所
301	7	東かがわ	(旧引田)	小海	別惣	1	17	東部林業事務所
301	8	東かがわ	(旧引田)	小海	松崎	1	18	東部林業事務所
301	9	東かがわ	(旧引田)	小海	松崎	2	0	東部林業事務所
301	10	東かがわ	(旧引田)	小海	松崎	2	0	東部林業事務所
301	11	東かがわ	(旧引田)	小海	南谷	2	0	東部林業事務所
301	12	東かがわ	(旧引田)	小海	南谷	1	0	東部林業事務所
301	13	東かがわ	(旧引田)	小海	南谷	2	0	東部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
301	14	東かがわ	(旧引田)	小海	南谷	1	5	東部林業事務所
301	15	東かがわ	(旧引田)	小海	川原谷	1	0	東部林業事務所
301	16	東かがわ	(旧引田)	引田	辻田	2	22	東部林業事務所
301	17	東かがわ	(旧引田)	引田	辻田	2	0	東部林業事務所
301	18	東かがわ	(旧引田)	吉田	石引	2	0	東部林業事務所
301	19	東かがわ	(旧引田)	川股	川西	3	25	東部林業事務所
301	20	東かがわ	(旧引田)	川股	川西	4	70	東部林業事務所
301	21	東かがわ	(旧引田)	川股	川西	5	65	東部林業事務所
301	22	東かがわ	(旧引田)	川股	川西	3	0	東部林業事務所
301	23	東かがわ	(旧引田)	川股	千足	3	6	東部林業事務所
301	24	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	10	0	東部林業事務所
301	25	東かがわ	(旧引田)	川股	千足	8	10	東部林業事務所
301	26	東かがわ	(旧引田)	川股	千足	7	64	東部林業事務所
301	27	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	7	35	東部林業事務所
301	28	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	1	9	東部林業事務所
301	29	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	4	0	東部林業事務所
301	30	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	6	0	東部林業事務所
301	31	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	2	0	東部林業事務所
301	32	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	10	9	東部林業事務所
301	33	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	2	67	東部林業事務所
301	34	東かがわ	(旧引田)	川股	上所	9	95	東部林業事務所
301	35	東かがわ	(旧引田)	川股	上所	6	60	東部林業事務所
301	36	東かがわ	(旧引田)	黒羽	南山	2	80	東部林業事務所
301	38	東かがわ	(旧引田)	引田	川向	1	4	東部林業事務所
301	39	東かがわ	(旧引田)	引田	川向	1	1	東部林業事務所
301	40	東かがわ	(旧引田)	引田	川向	4	126	東部林業事務所
301	41	東かがわ	(旧引田)	引田	中山	3	98	東部林業事務所
301	42	東かがわ	(旧引田)	引田	中山	1	2	東部林業事務所
301	43	東かがわ	(旧引田)	引田	中山	1	1	東部林業事務所
301	44	東かがわ	(旧引田)	引田	中山	2	4	東部林業事務所
301	45	東かがわ	(旧引田)	小海	川北	2	25	東部林業事務所
301	46	東かがわ	(旧引田)	小海	北谷	3	13	東部林業事務所
301	47	東かがわ	(旧引田)	小海	北谷	2	21	東部林業事務所
301	48	東かがわ	(旧引田)	小海	北谷	2	14	東部林業事務所
301	49	東かがわ	(旧引田)	小海	北谷	2	10	東部林業事務所
301	50	東かがわ	(旧引田)	小海	北谷	3	1	東部林業事務所
301	51	東かがわ	(旧引田)	小海	柞谷	3	15	東部林業事務所
301	52	東かがわ	(旧引田)	小海	近守	2	5	東部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
301	53	東かがわ	(旧引田)	小海	近守	1	11	東部林業事務所
301	54	東かがわ	(旧引田)	小海	川北	1	0	東部林業事務所
301	55	東かがわ	(旧引田)	小海	北谷	2	6	東部林業事務所
302	1	東かがわ	(旧白鳥)	五名	下堂床	12	2	東部林業事務所
302	2	東かがわ	(旧白鳥)	五名	尾鼻	1	8	東部林業事務所
302	3	東かがわ	(旧白鳥)	五名	星越	3	4	東部林業事務所
302	4	東かがわ	(旧白鳥)	五名	了躰	3	9	東部林業事務所
302	5	東かがわ	(旧白鳥)	五名	了躰	2	4	東部林業事務所
302	6	東かがわ	(旧白鳥)	五名	藤ヶ野	7	4	東部林業事務所
302	7	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	上末国	3	6	東部林業事務所
302	8	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	寛四	1	8	東部林業事務所
302	9	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	寛四	3	7	東部林業事務所
302	10	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	南谷	1	5	東部林業事務所
302	11	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	南谷	1	9	東部林業事務所
302	12	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	南谷	4	7	東部林業事務所
302	13	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	南谷	4	12	東部林業事務所
302	14	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	南谷	1	11	東部林業事務所
302	15	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	南谷	2	12	東部林業事務所
302	17	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	定久	5	5	東部林業事務所
302	18	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	定久	4	9	東部林業事務所
302	19	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	定久	1	7	東部林業事務所
302	20	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	寛四	1	13	東部林業事務所
302	21	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	下山	3	37	東部林業事務所
302	22	東かがわ	(旧白鳥)	与田山	森兼	4	32	東部林業事務所
302	23	東かがわ	(旧白鳥)	与田山	森兼	5	0	東部林業事務所
302	24	東かがわ	(旧白鳥)	与田山	行成	2	0	東部林業事務所
302	25	東かがわ	(旧白鳥)	与田山	乗次	4	11	東部林業事務所
302	26	東かがわ	(旧白鳥)	西山	兼弘	4	5	東部林業事務所
302	27	東かがわ	(旧白鳥)	西山	兼弘	2	0	東部林業事務所
302	28	東かがわ	(旧白鳥)	西山	兼弘	3	0	東部林業事務所
302	29	東かがわ	(旧白鳥)	西山	兼弘	3	6	東部林業事務所
302	30	東かがわ	(旧白鳥)	西山	兼弘	4	16	東部林業事務所
302	31	東かがわ	(旧白鳥)	西山	兼弘	1	31	東部林業事務所
302	32	東かがわ	(旧白鳥)	西山	清房	1	4	東部林業事務所
302	33	東かがわ	(旧白鳥)	東山	宮奥	1	0	東部林業事務所
302	34	東かがわ	(旧白鳥)	西山	宮奥	3	5	東部林業事務所
302	35	東かがわ	(旧白鳥)	東山	塩田	5	2	東部林業事務所
302	36	東かがわ	(旧白鳥)	東山	狩居川	3	5	東部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
302	37	東かがわ	(旧白鳥)	東山	狩居川	5	22	東部林業事務所
302	38	東かがわ	(旧白鳥)	東山	狩居川	1	11	東部林業事務所
302	39	東かがわ	(旧白鳥)	東山	友国	1	0	東部林業事務所
302	40	東かがわ	(旧白鳥)	東山	薄木	1	0	東部林業事務所
302	41	東かがわ	(旧白鳥)	東山	薄木	1	0	東部林業事務所
302	42	東かがわ	(旧白鳥)	東山	友村	1	2	東部林業事務所
302	43	東かがわ	(旧白鳥)	東山	友村	1	5	東部林業事務所
302	44	東かがわ	(旧白鳥)	白鳥	四房	1	4	東部林業事務所
302	45	東かがわ	(旧白鳥)	白鳥	四房	2	25	東部林業事務所
302	46	東かがわ	(旧白鳥)	白鳥	久詰	2	31	東部林業事務所
302	47	東かがわ	(旧白鳥)	白鳥	久詰	2	7	東部林業事務所
302	48	東かがわ	(旧白鳥)	帰来	奥帰来	1	27	東部林業事務所
302	49	東かがわ	(旧白鳥)	帰来	奥帰来	1	11	東部林業事務所
302	50	東かがわ	(旧白鳥)	伊座	与治山	1	0	東部林業事務所
302	51	東かがわ	(旧白鳥)	伊座	与治山	2	0	東部林業事務所
302	52	東かがわ	(旧白鳥)	湊	山下	1	2	東部林業事務所
302	53	東かがわ	(旧白鳥)	白鳥	北池	2	1	東部林業事務所
302	54	東かがわ	(旧白鳥)	白鳥	北池	1	11	東部林業事務所
302	55	東かがわ	(旧白鳥)	白鳥	西藤井	3	4	東部林業事務所
302	56	東かがわ	(旧白鳥)	西山	山下	4	100	東部林業事務所
302	57	東かがわ	(旧白鳥)	西山	山下	2	48	東部林業事務所
302	58	東かがわ	(旧白鳥)	与田山	森兼	18	136	東部林業事務所
302	59	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	宗心	28	95	東部林業事務所
302	61	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	宗心	3	27	東部林業事務所
302	62	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	上末国	8	45	東部林業事務所
302	63	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	端	1	6	東部林業事務所
302	64	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	端	1	2	東部林業事務所
302	65	東かがわ	(旧白鳥)	五名	端	4	5	東部林業事務所
302	66	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日根下	4	5	東部林業事務所
302	67	東かがわ	(旧白鳥)	五名	石ヶ木屋	2	5	東部林業事務所
302	68	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日根下	1	4	東部林業事務所
302	69	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日根下	2	6	東部林業事務所
302	70	東かがわ	(旧白鳥)	五名	大向	1	4	東部林業事務所
302	71	東かがわ	(旧白鳥)	五名	桑内	7	9	東部林業事務所
302	72	東かがわ	(旧白鳥)	五名	大谷	1	10	東部林業事務所
302	73	東かがわ	(旧白鳥)	五名	大谷	1	5	東部林業事務所
302	74	東かがわ	(旧白鳥)	五名	小通	2	8	東部林業事務所
302	75	東かがわ	(旧白鳥)	五名	黒川	10	11	東部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
302	76	東かがわ	(旧白鳥)	五名	八丁	4	11	東部林業事務所
302	77	東かがわ	(旧白鳥)	五名	持寄	4	5	東部林業事務所
302	78	東かがわ	(旧白鳥)	五名	持寄	1	12	東部林業事務所
302	79	東かがわ	(旧白鳥)	五名	間土	2	2	東部林業事務所
302	80	東かがわ	(旧白鳥)	五名	大家下	13	0	東部林業事務所
302	81	東かがわ	(旧白鳥)	五名	大家下	2	13	東部林業事務所
302	82	東かがわ	(旧白鳥)	五名	岩元	5	18	東部林業事務所
302	83	東かがわ	(旧白鳥)	五名	前原	3	2	東部林業事務所
302	84	東かがわ	(旧白鳥)	五名	前原	1	2	東部林業事務所
302	85	東かがわ	(旧白鳥)	五名	柳間	2	8	東部林業事務所
302	86	東かがわ	(旧白鳥)	五名	前原	2	13	東部林業事務所
302	87	東かがわ	(旧白鳥)	五名	山田	1	13	東部林業事務所
302	88	東かがわ	(旧白鳥)	五名	滝ノ上	2	2	東部林業事務所
302	89	東かがわ	(旧白鳥)	五名	滝ノ上	8	16	東部林業事務所
302	90	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日塚	4	25	東部林業事務所
302	91	東かがわ	(旧白鳥)	五名	蔵本	4	6	東部林業事務所
302	92	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日塚	6	14	東部林業事務所
302	93	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	大櫛	2	7	東部林業事務所
302	94	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	大櫛	3	10	東部林業事務所
302	95	東かがわ	(旧白鳥)	五名	山ノ上	3	21	東部林業事務所
302	96	東かがわ	(旧白鳥)	五名	西ヶ谷	2	8	東部林業事務所
302	97	東かがわ	(旧白鳥)	五名	甫ヶ谷	5	26	東部林業事務所
302	98	東かがわ	(旧白鳥)	五名	東風原	2	6	東部林業事務所
302	99	東かがわ	(旧白鳥)	五名	東風原	3	3	東部林業事務所
302	100	東かがわ	(旧白鳥)	五名	東風原	1	6	東部林業事務所
302	101	東かがわ	(旧白鳥)	五名	東風原	1	5	東部林業事務所
302	102	東かがわ	(旧白鳥)	五名	滝ノ上	4	7	東部林業事務所
302	103	東かがわ	(旧白鳥)	五名	滝ノ上	1	7	東部林業事務所
302	104	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	黒川	3	9	東部林業事務所
302	105	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	黒川	1	11	東部林業事務所
302	106	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	端	1	23	東部林業事務所
302	107	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	端	6	9	東部林業事務所
302	108	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日下	2	8	東部林業事務所
302	109	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日根下	2	10	東部林業事務所
302	110	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日下	1	10	東部林業事務所
302	111	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日下	2	10	東部林業事務所
302	112	東かがわ	(旧白鳥)	五名	鈴竹	5	1	東部林業事務所
303	1	東かがわ	(旧大内)	小磯	北山	2	1	東部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
303	2	東かがわ	(旧大内)	小磯	浦池	3	7	東部林業事務所
303	3	東かがわ	(旧大内)	小磯	小磯	2	19	東部林業事務所
303	4	東かがわ	(旧大内)	小磯	小磯	2	3	東部林業事務所
303	5	東かがわ	(旧大内)	大谷	釈王寺	1	6	東部林業事務所
303	6	東かがわ	(旧大内)	大谷	大谷	1	6	東部林業事務所
303	7	東かがわ	(旧大内)	小砂	-	2	0	東部林業事務所
303	8	東かがわ	(旧大内)	中山	大池	4	12	東部林業事務所
303	9	東かがわ	(旧大内)	中山	中山	4	14	東部林業事務所
303	10	東かがわ	(旧大内)	三殿	才野池	2	10	東部林業事務所
303	11	東かがわ	(旧大内)	三殿	顕法寺	3	0	東部林業事務所
303	12	東かがわ	(旧大内)	中山	三殿	10	18	東部林業事務所
303	13	東かがわ	(旧大内)	三殿	三殿	11	28	東部林業事務所
303	14	東かがわ	(旧大内)	町田	南谷	1	3	東部林業事務所
303	15	東かがわ	(旧大内)	水主	安鹿	4	6	東部林業事務所
303	16	東かがわ	(旧大内)	中筋	中筋	1	0	東部林業事務所
303	17	東かがわ	(旧大内)	水主	向ヶ原	3	15	東部林業事務所
303	18	東かがわ	(旧大内)	水主	国安	1	13	東部林業事務所
303	19	東かがわ	(旧大内)	水主	原	5	42	東部林業事務所
303	20	東かがわ	(旧大内)	水主	原	1	24	東部林業事務所
303	21	東かがわ	(旧大内)	水主	別所	2	0	東部林業事務所
303	22	東かがわ	(旧大内)	水主	別所	4	3	東部林業事務所
303	23	東かがわ	(旧大内)	水主	別所	3	22	東部林業事務所
303	24	東かがわ	(旧大内)	川東	杖ノ端	2	3	東部林業事務所
303	25	東かがわ	(旧大内)	川東	原間	2	0	東部林業事務所
303	26	東かがわ	(旧大内)	水主	大社	5	62	東部林業事務所
303	27	東かがわ	(旧大内)	水主	笠松	5	29	東部林業事務所
421	1	三豊	高瀬	羽方	白坂	2	0	西部林業事務所
421	2	三豊	高瀬	羽方	宮中	3	0	西部林業事務所
421	3	三豊	高瀬	羽方	向谷	4	3	西部林業事務所
421	4	三豊	高瀬	羽方	向谷	5	1	西部林業事務所
421	5	三豊	高瀬	佐股	大谷	5	52	西部林業事務所
421	6	三豊	高瀬	佐股	大谷	12	10	西部林業事務所
421	7	三豊	高瀬	下麻	杉原	2	41	西部林業事務所
421	8	三豊	高瀬	下麻	矢田	13	107	西部林業事務所
421	9	三豊	高瀬	下麻	河中	3	139	西部林業事務所
421	10	三豊	高瀬	下麻	荒山	4	74	西部林業事務所
421	11	三豊	高瀬	下麻	荒山	8	242	西部林業事務所
421	12	三豊	高瀬	下麻	矢大	4	175	西部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
421	13	三豊	高瀬	上麻	池谷	3	4	西部林業事務所
421	14	三豊	高瀬	上麻	柏谷	2	3	西部林業事務所
421	15	三豊	高瀬	上勝間	西ノ脇	5	28	西部林業事務所
421	16	三豊	高瀬	下麻	庄田	14	92	西部林業事務所
421	17	三豊	高瀬	上勝間	大道	3	3	西部林業事務所
421	18	三豊	高瀬	上高瀬	上之荘	9	30	西部林業事務所
421	19	三豊	高瀬	上高瀬	上之荘	14	103	西部林業事務所
421	20	三豊	高瀬	新名	打上	1	39	西部林業事務所
421	21	三豊	高瀬	比地	溶目	11	1	西部林業事務所
422	1	三豊	山本	神田	北立石	15	19	西部林業事務所
422	2	三豊	山本	大野	長瀬	9	5	西部林業事務所
422	3	三豊	山本	大野	香原	3	1	西部林業事務所
422	4	三豊	山本	大野	香原	2	0	西部林業事務所
422	5	三豊	山本	河内	菅之谷	1	3	西部林業事務所
422	6	三豊	山本	河内	菅之谷	1	5	西部林業事務所
423	1	三豊	三野	下高積	西浜	2	0	西部林業事務所
423	2	三豊	三野	大見	大門	2	14	西部林業事務所
423	3	三豊	三野	大見	天道	19	61	西部林業事務所
423	4	三豊	三野	大見	天道	1	4	西部林業事務所
423	5	三豊	三野	大見	宮谷	3	17	西部林業事務所
423	6	三豊	三野	汐木山	汐木	4	78	西部林業事務所
423	7	三豊	三野	吉津	大原	7	38	西部林業事務所
425	1	三豊	豊中	岡本	帰来	4	39	西部林業事務所
426	1	三豊	詫間	生里	仁尾浜	3	3	西部林業事務所
426	2	三豊	詫間	生里	生里	2	2	西部林業事務所
426	3	三豊	詫間	大浜	伊砂子	4	85	西部林業事務所
426	4	三豊	詫間	大浜	大浜	10	3	西部林業事務所
426	5	三豊	詫間	大浜	大浜	7	4	西部林業事務所
426	6	三豊	詫間	大浜	鴨ノ越	6	3	西部林業事務所
426	7	三豊	詫間	大浜	鴨ノ越	5	0	西部林業事務所
426	8	三豊	詫間	松崎	水出	2	25	西部林業事務所
426	9	三豊	詫間	松崎	松崎	7	103	西部林業事務所
426	10	三豊	詫間	詫間	中郷	1	2	西部林業事務所
426	11	三豊	詫間	詫間	中郷	5	67	西部林業事務所
426	12	三豊	詫間	詫間	妙見	7	375	西部林業事務所
426	13	三豊	詫間	詫間	妙見	7	386	西部林業事務所
426	14	三豊	詫間	詫間	須田西	8	483	西部林業事務所
426	15	三豊	詫間	詫間	須田	3	92	西部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
426	16	三豊	詫間	香田	香田東	6	58	西部林業事務所
426	17	三豊	詫間	香田	香田東	4	50	西部林業事務所
426	18	三豊	詫間	香田	香田東	4	17	西部林業事務所
426	19	三豊	詫間	香田	香田東	4	44	西部林業事務所
426	20	三豊	詫間	香田	香田西	4	9	西部林業事務所
426	21	三豊	詫間	香田	香田西	10	47	西部林業事務所
426	22	三豊	詫間	香田	楠浜	1	7	西部林業事務所
426	23	三豊	詫間	大浜	恵美	2	2	西部林業事務所
426	24	三豊	詫間	大浜	伊砂子	3	22	西部林業事務所
426	25	三豊	詫間	大浜	伊砂子	3	5	西部林業事務所
426	26	三豊	詫間	大浜	小伊砂子	5	8	西部林業事務所
426	27	三豊	詫間	積	南柳	8	45	西部林業事務所
426	28	三豊	詫間	積	小久保	6	8	西部林業事務所
426	29	三豊	詫間	箱	箱	7	14	西部林業事務所
426	30	三豊	詫間	箱	箱	8	0	西部林業事務所
426	31	三豊	詫間	箱	箱	11	145	西部林業事務所
426	32	三豊	詫間	箱	糸越	2	10	西部林業事務所
426	33	三豊	詫間	箱	糸越	1	24	西部林業事務所
426	34	三豊	詫間	箱	室浜	3	9	西部林業事務所
426	35	三豊	詫間	箱	室浜	4	49	西部林業事務所
426	36	三豊	詫間	箱	室浜	7	38	西部林業事務所
426	37	三豊	詫間	栗島	下新田	10	10	西部林業事務所
426	38	三豊	詫間	栗島	下新田	15	200	西部林業事務所
426	39	三豊	詫間	栗島	中新田	4	9	西部林業事務所
427	1	三豊	仁尾	仁尾	南木	4	231	西部林業事務所
427	2	三豊	仁尾	仁尾	北草木	11	99	西部林業事務所
427	3	三豊	仁尾	仁尾	詫間越	16	106	西部林業事務所
427	4	三豊	仁尾	仁尾	古江上	4	30	西部林業事務所
427	5	三豊	仁尾	家の浦	下家ノ浦	2	0	西部林業事務所
427	6	三豊	仁尾	家ノ浦	下家ノ浦	3	11	西部林業事務所
429	1	三豊	財田	財田中	林	9	0	西部林業事務所
429	2	三豊	財田	財田中	林	8	0	西部林業事務所
429	3	三豊	財田	財田中	川西	3	24	西部林業事務所
429	4	三豊	財田	財田中	泉平	4	0	西部林業事務所
429	5	三豊	財田	財田中	山岡	2	0	西部林業事務所
429	6	三豊	財田	財田上	牛磐	7	1	西部林業事務所
429	7	三豊	財田	財田上	南谷	2	0	西部林業事務所
429	8	三豊	財田	財田上	芋尾	2	33	西部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
429	9	三豊	財田	財田上	黒川	3	34	西部林業事務所
429	10	三豊	財田	財田上	竹尾	16	10	西部林業事務所
429	11	三豊	財田	財田上	高倉	3	12	西部林業事務所
429	12	三豊	財田	財田上	高倉	9	3	西部林業事務所
322	1	小豆	土庄	家浦	柚	3	4	小豆総合事務所
322	2	小豆	土庄	甲生	暮石	4	138	小豆総合事務所
322	3	小豆	土庄	甲生	暮石	6	111	小豆総合事務所
322	4	小豆	土庄	甲生	先条	2	19	小豆総合事務所
322	5	小豆	土庄	唐櫃	檀山	3	3	小豆総合事務所
322	6	小豆	土庄	唐櫃	高下	1	3	小豆総合事務所
322	7	小豆	土庄	家浦	今宮	4	63	小豆総合事務所
322	8	小豆	土庄	家浦	家条	6	136	小豆総合事務所
322	9	小豆	土庄	家浦	宮中	2	25	小豆総合事務所
322	10	小豆	土庄	小江	村内	2	47	小豆総合事務所
322	11	小豆	土庄	伊喜未	青木	4	47	小豆総合事務所
322	12	小豆	土庄	伊喜未	越窓	3	2	小豆総合事務所
322	13	小豆	土庄	伊喜未	越窓	2	2	小豆総合事務所
322	14	小豆	土庄	伊喜未	赤羽根	2	2	小豆総合事務所
322	15	小豆	土庄	渕崎	大谷	5	7	小豆総合事務所
322	16	小豆	土庄	渕崎	魚見	3	76	小豆総合事務所
322	17	小豆	土庄	渕崎	山神	1	94	小豆総合事務所
322	18	小豆	土庄	渕崎	西丸山	2	1	小豆総合事務所
322	19	小豆	土庄	渕崎	西丸山	2	225	小豆総合事務所
322	20	小豆	土庄	-	高見山	5	57	小豆総合事務所
322	21	小豆	土庄	-	高見山	3	63	小豆総合事務所
322	22	小豆	土庄	-	高見山	2	29	小豆総合事務所
322	23	小豆	土庄	-	高見山	2	38	小豆総合事務所
322	24	小豆	土庄	-	高見山	5	12	小豆総合事務所
322	25	小豆	土庄	-	沼ノ内	1	22	小豆総合事務所
322	26	小豆	土庄	-	宮ノ前	3	21	小豆総合事務所
322	27	小豆	土庄	-	宮ノ前	1	41	小豆総合事務所
322	28	小豆	土庄	-	腰掛	1	21	小豆総合事務所
322	29	小豆	土庄	-	重岩	1	26	小豆総合事務所
322	30	小豆	土庄	-	平尾	4	198	小豆総合事務所
322	31	小豆	土庄	-	戸形	1	42	小豆総合事務所
322	32	小豆	土庄	-	戸形	1	4	小豆総合事務所
322	33	小豆	土庄	-	西滝	2	3	小豆総合事務所
322	34	小豆	土庄	-	西滝	2	12	小豆総合事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
322	35	小豆	土庄	-	千軒	2	51	小豆総合事務所
322	36	小豆	土庄	-	千軒	3	88	小豆総合事務所
322	37	小豆	土庄	-	千軒東	3	6	小豆総合事務所
322	38	小豆	土庄	-	柳	1	52	小豆総合事務所
322	39	小豆	土庄	-	柳	2	11	小豆総合事務所
322	40	小豆	土庄	-	柳東	2	25	小豆総合事務所
322	41	小豆	土庄	-	宮ノ西	2	12	小豆総合事務所
322	42	小豆	土庄	-	鹿島奥	2	27	小豆総合事務所
322	43	小豆	土庄	-	高見山	4	7	小豆総合事務所
322	44	小豆	土庄	-	高見山	3	16	小豆総合事務所
322	45	小豆	土庄	-	廻り池	1	32	小豆総合事務所
322	46	小豆	土庄	上庄	持場	9	507	小豆総合事務所
322	47	小豆	土庄	上庄	徳利晒	4	389	小豆総合事務所
322	48	小豆	土庄	上庄	住床	3	96	小豆総合事務所
322	49	小豆	土庄	上庄	丸江	1	41	小豆総合事務所
322	50	小豆	土庄	上庄	丸江	3	102	小豆総合事務所
322	51	小豆	土庄	上庄	北条	3	130	小豆総合事務所
322	52	小豆	土庄	上庄	東ヶ谷	3	108	小豆総合事務所
322	53	小豆	土庄	黒岩	向山	2	45	小豆総合事務所
322	54	小豆	土庄	黒岩	向山	2	42	小豆総合事務所
322	55	小豆	土庄	上庄	一ノ谷	3	195	小豆総合事務所
322	56	小豆	土庄	上庄	山田	1	92	小豆総合事務所
322	57	小豆	土庄	上庄	山田	1	30	小豆総合事務所
322	58	小豆	土庄	上庄	山田	4	107	小豆総合事務所
322	59	小豆	土庄	上庄	高坪	3	194	小豆総合事務所
322	60	小豆	土庄	渟崎	与九郎前	2	48	小豆総合事務所
322	61	小豆	土庄	渟崎	与九郎前	2	59	小豆総合事務所
322	62	小豆	土庄	渟崎	入部	1	42	小豆総合事務所
322	63	小豆	土庄	小部	西泊	2	45	小豆総合事務所
322	64	小豆	土庄	小部	丸石	2	19	小豆総合事務所
322	65	小豆	土庄	小部	東庄	3	71	小豆総合事務所
322	66	小豆	土庄	大部	金石川	8	10	小豆総合事務所
322	67	小豆	土庄	大部	金石川	4	10	小豆総合事務所
322	68	小豆	土庄	大部	浜庄	3	91	小豆総合事務所
322	69	小豆	土庄	大部	小見山	3	153	小豆総合事務所
322	70	小豆	土庄	大部	上野	4	160	小豆総合事務所
322	71	小豆	土庄	大部	小獄	8	451	小豆総合事務所
322	72	小豆	土庄	大部	小獄	5	186	小豆総合事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
322	73	小豆	土庄	大部	中ノ口	2	94	小豆総合事務所
322	74	小豆	土庄	大部	中ノ口	1	39	小豆総合事務所
322	75	小豆	土庄	大部	田井ノ上	10	145	小豆総合事務所
322	76	小豆	土庄	大部	東黒山	4	48	小豆総合事務所
322	77	小豆	土庄	大部	東黒山	4	123	小豆総合事務所
322	78	小豆	土庄	大部	琴塚	2	183	小豆総合事務所
322	79	小豆	土庄	小海	鉦石	4	0	小豆総合事務所
322	80	小豆	土庄	小海	鉦石	2	0	小豆総合事務所
322	81	小豆	土庄	小海	北庄	2	98	小豆総合事務所
322	82	小豆	土庄	小海	サカ	6	223	小豆総合事務所
322	83	小豆	土庄	小海	宮ノ上	4	177	小豆総合事務所
322	84	小豆	土庄	小海	宮ノ西	2	91	小豆総合事務所
322	85	小豆	土庄	小海	宮ノ西	6	31	小豆総合事務所
322	86	小豆	土庄	見目	中ノ滝	3	19	小豆総合事務所
322	87	小豆	土庄	見目	中ノ滝	3	96	小豆総合事務所
322	88	小豆	土庄	肥土山	大野手	5	8	小豆総合事務所
322	89	小豆	土庄	肥土山	梅尾	2	41	小豆総合事務所
322	90	小豆	土庄	小馬越	留石	6	24	小豆総合事務所
322	91	小豆	土庄	笠滝	多尾	5	120	小豆総合事務所
322	92	小豆	土庄	馬越	元目	4	52	小豆総合事務所
322	93	小豆	土庄	笠滝	多尾	4	102	小豆総合事務所
322	94	小豆	土庄	笠滝	多尾	8	69	小豆総合事務所
322	95	小豆	土庄	滝島	西ノ上	8	126	小豆総合事務所
322	96	小豆	土庄	長浜	西谷	2	49	小豆総合事務所
322	97	小豆	土庄	長浜	西谷	2	85	小豆総合事務所
321	1	小豆	小豆島	西村	竹生	2	33	小豆総合事務所
321	2	小豆	小豆島	西村	竹生	2	5	小豆総合事務所
321	3	小豆	小豆島	西村	誓願寺	4	2	小豆総合事務所
321	4	小豆	小豆島	西村	誓願寺	3	1	小豆総合事務所
321	5	小豆	小豆島	西村	小見山	3	19	小豆総合事務所
321	6	小豆	小豆島	西村	水田	2	6	小豆総合事務所
321	7	小豆	小豆島	草壁本町	草壁	1	2	小豆総合事務所
321	8	小豆	小豆島	神懸通	信谷	2	21	小豆総合事務所
321	9	小豆	小豆島	神懸通	信谷	2	42	小豆総合事務所
321	10	小豆	小豆島	神懸通	信谷	1	37	小豆総合事務所
321	11	小豆	小豆島	神懸通	萩尾	4	59	小豆総合事務所
321	12	小豆	小豆島	神懸通	木ノ下	4	6	小豆総合事務所
321	13	小豆	小豆島	神懸通	古落	3	76	小豆総合事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
321	14	小豆	小豆島	神懸通	古落	6	26	小豆総合事務所
321	15	小豆	小豆島	神懸通	俊山	2	9	小豆総合事務所
321	16	小豆	小豆島	神懸通	明石	4	0	小豆総合事務所
321	17	小豆	小豆島	神懸通	明石	5	0	小豆総合事務所
321	18	小豆	小豆島	神懸通	明石	3	3	小豆総合事務所
321	19	小豆	小豆島	神懸通	明石	4	55	小豆総合事務所
321	20	小豆	小豆島	神懸通	明石	2	86	小豆総合事務所
321	21	小豆	小豆島	神懸通	片山	3	73	小豆総合事務所
321	22	小豆	小豆島	片城	一ノ谷	2	48	小豆総合事務所
321	23	小豆	小豆島	片城	殿山	1	13	小豆総合事務所
321	24	小豆	小豆島	片城	殿山	1	26	小豆総合事務所
321	25	小豆	小豆島	片城	極楽寺	1	30	小豆総合事務所
321	26	小豆	小豆島	木庄	川西	3	55	小豆総合事務所
321	27	小豆	小豆島	安田	狩人越	1	16	小豆総合事務所
321	28	小豆	小豆島	安田	伴蔵	1	85	小豆総合事務所
321	29	小豆	小豆島	安田	伴蔵	2	154	小豆総合事務所
321	30	小豆	小豆島	安田	伴蔵	3	47	小豆総合事務所
321	31	小豆	小豆島	安田	鉦谷	4	5	小豆総合事務所
321	32	小豆	小豆島	安田	鉦谷	2	0	小豆総合事務所
321	33	小豆	小豆島	安田	清滝	2	5	小豆総合事務所
321	34	小豆	小豆島	安田	清滝	2	5	小豆総合事務所
321	35	小豆	小豆島	安田	清滝	2	4	小豆総合事務所
321	36	小豆	小豆島	安田	栗地	2	4	小豆総合事務所
321	37	小豆	小豆島	安田	栗地	3	4	小豆総合事務所
321	38	小豆	小豆島	安田	栗地	1	18	小豆総合事務所
321	39	小豆	小豆島	安田	荒田越	2	1	小豆総合事務所
321	40	小豆	小豆島	安田	古郷	2	13	小豆総合事務所
321	41	小豆	小豆島	安田	古郷	3	8	小豆総合事務所
321	42	小豆	小豆島	安田	落神	4	46	小豆総合事務所
321	43	小豆	小豆島	安田	落神	3	143	小豆総合事務所
321	44	小豆	小豆島	苗羽	馬木山	6	261	小豆総合事務所
321	45	小豆	小豆島	苗羽	馬木山	7	227	小豆総合事務所
321	46	小豆	小豆島	苗羽	馬木山	2	40	小豆総合事務所
321	47	小豆	小豆島	苗羽	宮山	2	15	小豆総合事務所
321	48	小豆	小豆島	苗羽	宮山	1	7	小豆総合事務所
321	49	小豆	小豆島	苗羽	宮山	2	32	小豆総合事務所
321	50	小豆	小豆島	苗羽	宮山	3	12	小豆総合事務所
321	51	小豆	小豆島	苗羽	障子山	1	55	小豆総合事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
321	52	小豆	小豆島	苗羽	障子山	2	41	小豆総合事務所
321	53	小豆	小豆島	苗羽	障子山	8	106	小豆総合事務所
321	54	小豆	小豆島	苗羽	障子山	3	12	小豆総合事務所
321	55	小豆	小豆島	苗羽	岡条	1	20	小豆総合事務所
321	56	小豆	小豆島	苗羽	向山	3	193	小豆総合事務所
321	57	小豆	小豆島	苗羽	向山	2	154	小豆総合事務所
321	58	小豆	小豆島	苗羽	向山	3	32	小豆総合事務所
321	59	小豆	小豆島	苗羽	芦ノ浦	9	95	小豆総合事務所
321	60	小豆	小豆島	坂手	高尾	14	387	小豆総合事務所
321	61	小豆	小豆島	坂手	高尾	2	73	小豆総合事務所
321	62	小豆	小豆島	古江	東通	3	18	小豆総合事務所
321	63	小豆	小豆島	古江	西通	2	42	小豆総合事務所
321	64	小豆	小豆島	古江	西通	3	24	小豆総合事務所
321	65	小豆	小豆島	古江	西通	10	40	小豆総合事務所
321	66	小豆	小豆島	堀越	東脇	4	29	小豆総合事務所
321	67	小豆	小豆島	堀越	北浦東	3	3	小豆総合事務所
321	68	小豆	小豆島	堀越	北浦西	4	14	小豆総合事務所
321	69	小豆	小豆島	堀越	北浦西	11	42	小豆総合事務所
321	70	小豆	小豆島	田浦	向山	7	16	小豆総合事務所
321	71	小豆	小豆島	田浦	切谷	4	16	小豆総合事務所
321	72	小豆	小豆島	田浦	下北原	5	101	小豆総合事務所
321	73	小豆	小豆島	田浦	南原	3	94	小豆総合事務所
321	74	小豆	小豆島	古江	聖	2	5	小豆総合事務所
321	75	小豆	小豆島	田浦	汐江	2	7	小豆総合事務所
321	76	小豆	小豆島	堀越	西脇	4	0	小豆総合事務所
321	77	小豆	小豆島	堀越	西脇	3	39	小豆総合事務所
321	78	小豆	小豆島	堀越	西脇	4	40	小豆総合事務所
321	79	小豆	小豆島	堀越	西脇	1	73	小豆総合事務所
321	80	小豆	小豆島	堀越	東脇	3	51	小豆総合事務所
321	81	小豆	小豆島	坂手	大手城	3	5	小豆総合事務所
321	82	小豆	小豆島	坂手	高尾	3	3	小豆総合事務所
321	83	小豆	小豆島	坂手	小泊	3	14	小豆総合事務所
321	84	小豆	小豆島	坂手	大角	4	5	小豆総合事務所
321	85	小豆	小豆島	坂手	大角	2	14	小豆総合事務所
321	86	小豆	小豆島	坂手	多尾	4	8	小豆総合事務所
321	87	小豆	小豆島	坂手	小泊	3	9	小豆総合事務所
321	88	小豆	小豆島	坂手	徳本	4	8	小豆総合事務所
321	89	小豆	小豆島	橋	餅山	2	0	小豆総合事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
321	90	小豆	小豆島	橘	南生福田	3	218	小豆総合事務所
321	91	小豆	小豆島	橘	荒神	1	3	小豆総合事務所
321	92	小豆	小豆島	橘	荒神	6	128	小豆総合事務所
321	93	小豆	小豆島	橘	荒神	10	217	小豆総合事務所
321	94	小豆	小豆島	橘	荒神	8	237	小豆総合事務所
321	95	小豆	小豆島	橘	荒神	4	168	小豆総合事務所
321	96	小豆	小豆島	橘	波戸	2	4	小豆総合事務所
321	97	小豆	小豆島	岩谷	椎木	3	16	小豆総合事務所
321	98	小豆	小豆島	岩谷	椎木	6	29	小豆総合事務所
321	99	小豆	小豆島	岩谷	川向	2	20	小豆総合事務所
321	100	小豆	小豆島	岩谷	亀崎	3	3	小豆総合事務所
321	101	小豆	小豆島	岩谷	亀崎	3	4	小豆総合事務所
321	102	小豆	小豆島	岩谷	亀崎	6	7	小豆総合事務所
321	103	小豆	小豆島	岩谷	天狗岩	9	23	小豆総合事務所
321	104	小豆	小豆島	当浜	南原	1	44	小豆総合事務所
321	105	小豆	小豆島	当浜	南原	2	49	小豆総合事務所
321	106	小豆	小豆島	当浜	北原	17	110	小豆総合事務所
321	107	小豆	小豆島	福田	森滝	2	35	小豆総合事務所
321	108	小豆	小豆島	福田	森滝	4	371	小豆総合事務所
321	109	小豆	小豆島	福田	シダ山	1	51	小豆総合事務所
321	110	小豆	小豆島	福田	シダ山	3	268	小豆総合事務所
321	111	小豆	小豆島	福田	竿ヶ原	6	302	小豆総合事務所
321	112	小豆	小豆島	福田	竿ヶ原	4	423	小豆総合事務所
321	113	小豆	小豆島	福田	竿ヶ原	5	12	小豆総合事務所
321	114	小豆	小豆島	吉田	川向	3	9	小豆総合事務所
321	115	小豆	小豆島	吉田	家ノ上	1	69	小豆総合事務所
321	116	小豆	小豆島	吉田	家ノ上	4	34	小豆総合事務所
321	117	小豆	小豆島	吉田	家ノ上	4	14	小豆総合事務所
321	118	小豆	小豆島	吉田	家ノ上	5	22	小豆総合事務所
323	1	小豆	小豆島	蒲生	西ノ丸	4	149	小豆総合事務所
323	2	小豆	小豆島	蒲生	東畑	3	80	小豆総合事務所
323	3	小豆	小豆島	蒲生	西条	5	142	小豆総合事務所
323	4	小豆	小豆島	蒲生	中条	3	71	小豆総合事務所
323	5	小豆	小豆島	蒲生	東条	2	24	小豆総合事務所
323	6	小豆	小豆島	蒲生	東脇	2	10	小豆総合事務所
323	7	小豆	小豆島	池田	土川	3	18	小豆総合事務所
323	8	小豆	小豆島	池田	栢ヶ谷	2	0	小豆総合事務所
323	9	小豆	小豆島	池田	柿ノ木谷	3	18	小豆総合事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
323	10	小豆	小豆島	池田	柿ノ木谷	2	4	小豆総合事務所
323	11	小豆	小豆島	池田	東畑	1	81	小豆総合事務所
323	12	小豆	小豆島	池田	小池	2	44	小豆総合事務所
323	13	小豆	小豆島	池田	迎	3	33	小豆総合事務所
323	14	小豆	小豆島	室生	寺山	2	32	小豆総合事務所
323	15	小豆	小豆島	室生	小南	1	47	小豆総合事務所
323	16	小豆	小豆島	室生	麓	3	10	小豆総合事務所
323	17	小豆	小豆島	室生	麓	1	106	小豆総合事務所
323	18	小豆	小豆島	室生	麓	8	111	小豆総合事務所
323	19	小豆	小豆島	二面	観音崎	3	33	小豆総合事務所
323	20	小豆	小豆島	二面	観音崎	3	93	小豆総合事務所
323	21	小豆	小豆島	二面	日陽	2	28	小豆総合事務所
323	22	小豆	小豆島	二面	日陽	2	19	小豆総合事務所
323	23	小豆	小豆島	二面	日陽	1	39	小豆総合事務所
323	24	小豆	小豆島	二面	大原	1	7	小豆総合事務所
323	25	小豆	小豆島	二面	東前	1	12	小豆総合事務所
323	26	小豆	小豆島	二面	空条	2	33	小豆総合事務所
323	27	小豆	小豆島	二面	迎	6	124	小豆総合事務所
323	28	小豆	小豆島	二面	迎	6	105	小豆総合事務所
323	29	小豆	小豆島	吉野	寺床	8	118	小豆総合事務所
323	30	小豆	小豆島	吉野	上序	6	107	小豆総合事務所
323	31	小豆	小豆島	吉野	迎	7	136	小豆総合事務所
323	32	小豆	小豆島	神浦	富士	2	37	小豆総合事務所
323	33	小豆	小豆島	神浦	富士	7	31	小豆総合事務所
323	34	小豆	小豆島	神浦	白浜	9	6	小豆総合事務所
323	35	小豆	小豆島	蒲野	市神子	1	8	小豆総合事務所
323	36	小豆	小豆島	蒲野	吉ヶ浦	2	9	小豆総合事務所
323	37	小豆	小豆島	蒲野	吉ヶ浦	3	30	小豆総合事務所
323	38	小豆	小豆島	蒲野	目見ヶ谷	3	33	小豆総合事務所
323	39	小豆	小豆島	蒲野	目見ヶ谷	5	6	小豆総合事務所
323	40	小豆	小豆島	蒲野	沖田	6	46	小豆総合事務所
323	41	小豆	小豆島	蒲野	滝ノ下	8	125	小豆総合事務所
323	42	小豆	小豆島	蒲野	中谷	5	93	小豆総合事務所
323	43	小豆	小豆島	蒲野	多尾	6	50	小豆総合事務所
323	44	小豆	小豆島	蒲野	市ノ坪	4	24	小豆総合事務所
323	45	小豆	小豆島	蒲野	小蒲野	6	14	小豆総合事務所
323	46	小豆	小豆島	蒲野	小蒲野	2	21	小豆総合事務所
323	47	小豆	小豆島	蒲野	小蒲野	3	12	小豆総合事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
323	48	小豆	小豆島	二面	長崎	1	30	小豆総合事務所
323	49	小豆	小豆島	二面	石場	2	8	小豆総合事務所
323	50	小豆	小豆島	二面	石場	8	45	小豆総合事務所
323	51	小豆	小豆島	二面	石場	2	27	小豆総合事務所
323	52	小豆	小豆島	室生	赤坂	3	99	小豆総合事務所
323	53	小豆	小豆島	中山	奥中山	98	12	小豆総合事務所
323	54	小豆	小豆島	中山	大西	4	12	小豆総合事務所
323	55	小豆	小豆島	中山	杉尾	4	15	小豆総合事務所
323	56	小豆	小豆島	中山	水口	8	131	小豆総合事務所
323	57	小豆	小豆島	中山	高尾	8	119	小豆総合事務所
323	58	小豆	小豆島	中山	奥条	7	36	小豆総合事務所
323	59	小豆	小豆島	中山	奥条	5	29	小豆総合事務所
323	60	小豆	小豆島	中山	向条	1	13	小豆総合事務所
323	61	小豆	小豆島	中山	殿川	1	15	小豆総合事務所
323	62	小豆	小豆島	中山	市坂	12	18	小豆総合事務所
341	1	木田	三木	朝倉	城山	1	26	東部林業事務所
341	2	木田	三木	朝倉	城山	2	7	東部林業事務所
341	3	木田	三木	朝倉	北大畑	3	5	東部林業事務所
341	4	木田	三木	朝倉	本村	1	13	東部林業事務所
341	5	木田	三木	朝倉	西吉谷	1	17	東部林業事務所
341	6	木田	三木	朝倉	西吉谷	1	14	東部林業事務所
341	8	木田	三木	鹿庭	上連	1	7	東部林業事務所
341	9	木田	三木	鹿庭	三番	6	19	東部林業事務所
341	10	木田	三木	奥山	花折	2	4	東部林業事務所
341	11	木田	三木	鹿庭	上連東	1	0	東部林業事務所
341	12	木田	三木	鹿庭	出作	1	6	東部林業事務所
341	13	木田	三木	下高岡	白山	3	199	東部林業事務所
341	14	木田	三木	下高岡	白山	4	57	東部林業事務所
341	15	木田	三木	池戸	風呂谷	3	6	東部林業事務所
341	16	木田	三木	小蓑	虹の滝	1	7	東部林業事務所
341	17	木田	三木	奥山	中山	3	41	東部林業事務所
341	18	木田	三木	奥山	堂ヶ平	1	9	東部林業事務所
341	19	木田	三木	奥山	戸川	3	9	東部林業事務所
341	20	木田	三木	奥山	戸川	3	7	東部林業事務所
341	21	木田	三木	小蓑	下所	2	12	東部林業事務所
341	22	木田	三木	小蓑	下所	2	40	東部林業事務所
341	23	木田	三木	小蓑	虹ノ滝	3	6	東部林業事務所
341	24	木田	三木	小蓑	八ヶ谷	2	10	東部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
341	25	木田	三木	小蓑	北谷	1	8	東部林業事務所
341	26	木田	三木	奥山	広野	4	69	東部林業事務所
341	27	木田	三木	奥山	広野	3	7	東部林業事務所
341	28	木田	三木	奥山	広野	2	0	東部林業事務所
341	29	木田	三木	奥山	広野	3	13	東部林業事務所
364	1	香川	直島	直島	牛ヶ首島	2	1	東部林業事務所
364	2	香川	直島	直島	牛ヶ首島	2	5	東部林業事務所
364	3	香川	直島	直島	牛ヶ首島	2	6	東部林業事務所
364	4	香川	直島	直島	鶴石	2	1	東部林業事務所
364	5	香川	直島	直島	鶴石	3	1	東部林業事務所
364	6	香川	直島	直島	風戸山	4	0	東部林業事務所
364	7	香川	直島	直島	風戸山	1	0	東部林業事務所
364	8	香川	直島	直島	鷺ノ松	4	2	東部林業事務所
364	9	香川	直島	直島	鷺ノ松	2	10	東部林業事務所
364	10	香川	直島	直島	鷺ノ松	1	45	東部林業事務所
364	11	香川	直島	直島	地蔵山	1	91	東部林業事務所
364	12	香川	直島	直島	倉浦	4	2	東部林業事務所
364	13	香川	直島	直島	姫泊	3	0	東部林業事務所
364	14	香川	直島	直島	京ノ山	4	16	東部林業事務所
364	15	香川	直島	直島	京ノ山	1	45	東部林業事務所
364	16	香川	直島	直島	鎧山	1	30	東部林業事務所
364	17	香川	直島	直島	鎧山	2	38	東部林業事務所
364	18	香川	直島	直島	鍛冶屋	5	39	東部林業事務所
364	19	香川	直島	直島	才ノ神	3	6	東部林業事務所
364	20	香川	直島	直島	チキリホウ	4	11	東部林業事務所
364	21	香川	直島	直島	重石	3	0	東部林業事務所
364	22	香川	直島	直島	重石	5	58	東部林業事務所
364	23	香川	直島	直島	重石	8	83	東部林業事務所
364	24	香川	直島	直島	風戸	1	0	東部林業事務所
364	25	香川	直島	直島	重石	2	0	東部林業事務所
364	26	香川	直島	直島	才ノ神	5	2	東部林業事務所
364	27	香川	直島	直島	才ノ神	5	2	東部林業事務所
364	28	香川	直島	直島	大福浦	1	2	東部林業事務所
386	1	綾歌	宇多津	-	青ノ山	8	81	西部林業事務所
386	2	綾歌	宇多津	-	青ノ山	9	92	西部林業事務所
386	3	綾歌	宇多津	-	青ノ山	20	152	西部林業事務所
386	4	綾歌	宇多津	岩屋	坂下	6	0	西部林業事務所
386	5	綾歌	宇多津	岩屋	新開	3	244	西部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
386	6	綾歌	宇多津	岩屋	平山	5	101	西部林業事務所
381	1	綾歌	綾川	羽床上	西蓮	3	15	西部林業事務所
381	2	綾歌	綾川	羽床上	大谷	7	5	西部林業事務所
381	3	綾歌	綾川	羽床上	梶羽	4	3	西部林業事務所
381	4	綾歌	綾川	羽床上	梶羽	6	40	西部林業事務所
381	5	綾歌	綾川	西分	古細	8	0	西部林業事務所
381	6	綾歌	綾川	西分	古細	11	33	西部林業事務所
381	7	綾歌	綾川	杣所	浦田	14	13	西部林業事務所
381	8	綾歌	綾川	末国	四步市	4	18	西部林業事務所
381	9	綾歌	綾川	西分	東開	5	8	西部林業事務所
381	10	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	9	5	西部林業事務所
381	11	綾歌	綾川	東分	曲木	2	0	西部林業事務所
381	12	綾歌	綾川	東分	曲木	9	0	西部林業事務所
381	13	綾歌	綾川	東分	曲木	5	2	西部林業事務所
381	14	綾歌	綾川	杣所	新名	9	19	西部林業事務所
381	15	綾歌	綾川	杣所西	新名	11	43	西部林業事務所
381	16	綾歌	綾川	杣所西	下新名	3	0	西部林業事務所
381	17	綾歌	綾川	杣所東	上柏原	3	0	西部林業事務所
381	18	綾歌	綾川	杣所東	上柏原	5	0	西部林業事務所
381	19	綾歌	綾川	杣所東	小野	4	0	西部林業事務所
381	20	綾歌	綾川	杣所東	貞重	10	5	西部林業事務所
381	21	綾歌	綾川	杣所東	貞重	5	1	西部林業事務所
381	22	綾歌	綾川	杣所東	貞重	9	0	西部林業事務所
381	23	綾歌	綾川	杣所東	相津	1	9	西部林業事務所
381	24	綾歌	綾川	杣所東	猿飼	6	7	西部林業事務所
381	25	綾歌	綾川	杣所東	相津	2	11	西部林業事務所
381	26	綾歌	綾川	西分	行道	3	0	西部林業事務所
381	27	綾歌	綾川	杣所東	川北	1	6	西部林業事務所
382	1	綾歌	綾川	千疋	本谷	3	6	西部林業事務所
382	2	綾歌	綾川	千疋	大谷	4	0	西部林業事務所
382	3	綾歌	綾川	陶	羽間	6	0	西部林業事務所
382	4	綾歌	綾川	陶	川北	9	27	西部林業事務所
382	5	綾歌	綾川	陶	山原西	11	172	西部林業事務所
382	6	綾歌	綾川	陶	北山田	7	130	西部林業事務所
403	1	仲多度	琴平	-	川西	3	78	西部林業事務所
403	3	仲多度	琴平	-	川西	7	1	西部林業事務所
403	4	仲多度	琴平	-	川西	4	259	西部林業事務所
403	5	仲多度	琴平	-	川西	2	142	西部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
403	6	仲多度	琴平	-	川西	5	71	西部林業事務所
403	7	仲多度	琴平	下櫛梨	丸山	8	42	西部林業事務所
404	1	仲多度	多度津	佐柳	本浦	12	18	西部林業事務所
404	2	仲多度	多度津	佐柳	本浦	15	30	西部林業事務所
404	3	仲多度	多度津	佐柳	野都合	11	9	西部林業事務所
404	4	仲多度	多度津	佐柳	長崎	8	1	西部林業事務所
404	5	仲多度	多度津	佐柳	長崎	11	1	西部林業事務所
404	6	仲多度	多度津	高見	浜	7	126	西部林業事務所
404	7	仲多度	多度津	高見	浦	10	163	西部林業事務所
404	8	仲多度	多度津	高見	板持	13	6	西部林業事務所
404	9	仲多度	多度津	奥白方	南原	8	138	西部林業事務所
404	10	仲多度	多度津	山階	佃	7	203	西部林業事務所
404	11	仲多度	多度津	桃山	-	4	32	西部林業事務所
404	12	仲多度	多度津	桃山	-	5	201	西部林業事務所
404	13	仲多度	多度津	東白方	城ヶ下	3	67	西部林業事務所
404	14	仲多度	多度津	奥白方	北原	7	51	西部林業事務所
401	1	仲多度	まんのう	造田	天川	4	36	西部林業事務所
401	2	仲多度	まんのう	造田	柞野	5	14	西部林業事務所
401	3	仲多度	まんのう	中通	転石	6	12	西部林業事務所
401	4	仲多度	まんのう	中通	木戸	6	34	西部林業事務所
401	5	仲多度	まんのう	川東	川東下	3	36	西部林業事務所
401	6	仲多度	まんのう	中通	瀏野	6	69	西部林業事務所
401	7	仲多度	まんのう	勝浦	八峰	4	0	西部林業事務所
401	8	仲多度	まんのう	勝浦	茂地倉	5	29	西部林業事務所
401	9	仲多度	まんのう	勝浦	吹左古	3	18	西部林業事務所
401	10	仲多度	まんのう	川東	横畑	8	4	西部林業事務所
401	11	仲多度	まんのう	中通	尾井出	10	54	西部林業事務所
401	12	仲多度	まんのう	中通	尾井出	9	38	西部林業事務所
401	13	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	2	4	西部林業事務所
401	14	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	17	16	西部林業事務所
401	15	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	3	4	西部林業事務所
401	16	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	4	9	西部林業事務所
401	17	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	6	32	西部林業事務所
401	18	仲多度	まんのう	川東	本村下	14	1	西部林業事務所
401	19	仲多度	まんのう	川東	川東下	5	20	西部林業事務所
401	20	仲多度	まんのう	造田	地下清	9	16	西部林業事務所
401	21	仲多度	まんのう	造田	下造田	3	10	西部林業事務所
402	1	仲多度	まんのう	公文	北山	13	18	西部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
402	2	仲多度	まんのう	炭所西	菜園場	2	0	西部林業事務所
402	3	仲多度	まんのう	炭所東	広袖	7	0	西部林業事務所
402	4	仲多度	まんのう	炭所西	種子	12	12	西部林業事務所
402	5	仲多度	まんのう	炭所西	種子	6	36	西部林業事務所
402	6	仲多度	まんのう	炭所西	種子	9	17	西部林業事務所
402	7	仲多度	まんのう	炭所西	平野	6	57	西部林業事務所
402	8	仲多度	まんのう	炭所西	常包	13	77	西部林業事務所
402	9	仲多度	まんのう	炭所西	金剛院	10	8	西部林業事務所
402	10	仲多度	まんのう	炭所西	金剛院	9	53	西部林業事務所
402	11	仲多度	まんのう	炭所西	金剛院	14	36	西部林業事務所
402	12	仲多度	まんのう	炭所西	金剛院	6	39	西部林業事務所
402	13	仲多度	まんのう	長尾	岩谷	5	34	西部林業事務所
402	14	仲多度	まんのう	長尾	佐岡	3	15	西部林業事務所
402	15	仲多度	まんのう	羽間	羽間下	5	29	西部林業事務所
402	16	仲多度	まんのう	炭所西	平野	5	27	西部林業事務所
402	17	仲多度	まんのう	炭所東	平山	9	32	西部林業事務所
402	18	仲多度	まんのう	長尾	無頭	2	22	西部林業事務所
402	19	仲多度	まんのう	長尾	大原	8	91	西部林業事務所
405	1	仲多度	まんのう	佐文	尾郷	12	1	西部林業事務所
405	2	仲多度	まんのう	佐文	尾郷	9	1	西部林業事務所
405	3	仲多度	まんのう	十郷	追上願袖	3	9	西部林業事務所
405	4	仲多度	まんのう	十郷	追上	2	81	西部林業事務所
405	5	仲多度	まんのう	十郷	樅木峠	6	10	西部林業事務所
405	6	仲多度	まんのう	十郷	宮田	9	36	西部林業事務所
405	7	仲多度	まんのう	-	生間	12	10	西部林業事務所
405	8	仲多度	まんのう	十郷	後山	1	1	西部林業事務所
405	9	仲多度	まんのう	十郷	大口	2	1	西部林業事務所
405	10	仲多度	まんのう	十郷	大口	3	4	西部林業事務所
405	11	仲多度	まんのう	十郷	大口	7	0	西部林業事務所
405	12	仲多度	まんのう	七箇	久保	3	0	西部林業事務所
405	13	仲多度	まんのう	七箇	久保	4	1	西部林業事務所
405	14	仲多度	まんのう	七箇	本目	2	3	西部林業事務所
405	15	仲多度	まんのう	十郷	新目	6	4	西部林業事務所
405	16	仲多度	まんのう	十郷	山脇	3	4	西部林業事務所
405	17	仲多度	まんのう	塩入	宮前	5	28	西部林業事務所
405	18	仲多度	まんのう	塩入	土居	4	58	西部林業事務所
405	19	仲多度	まんのう	塩入	上名	10	36	西部林業事務所
405	20	仲多度	まんのう	十郷	帆山	2	1	西部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
405	21	仲多度	まんのう	十郷	帆山	4	17	西部林業事務所
405	22	仲多度	まんのう	買田	小倉	3	0	西部林業事務所
405	23	仲多度	まんのう	買田	小倉	6	14	西部林業事務所
405	24	仲多度	まんのう	塩入	中川原	1	0	西部林業事務所

4-16 崩壊土砂流出危険地区

(1) 国有林

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
201	101	高松	屋島西町	屋島		0.72	73	香川森林管理事務所
201	301	高松	塩江町	安原上東	大相	3.15	2	香川森林管理事務所
201	302	高松	塩江町	上西	鷹山	2.4	4	香川森林管理事務所
201	304	高松	塩江町	上西	鷹山	0.54	0	香川森林管理事務所
201	305	高松	塩江町	上西	鷹山	0.54	0	香川森林管理事務所
201	306	高松	塩江町	上西	鷹山	0.72	0	香川森林管理事務所
201	307	高松	塩江町	上西	鷹山	0.63	2	香川森林管理事務所
201	303	高松	塩江町	上西	竜王山	4.32	5	香川森林管理事務所
201	102	高松	宮脇町		西石清尾他1	0.6	30	香川森林管理事務所
205	101	観音寺	大野原町	内野々	東雲辺山	1.2	44	香川森林管理事務所
205	109	観音寺	大野原町	有木	西雲辺山	1.95	2	香川森林管理事務所
205	102	観音寺	大野原町	海老济	萩ノ尾	0.63	0	香川森林管理事務所
205	103	観音寺	大野原町	海老济	萩ノ尾	0.84	1	香川森林管理事務所
205	104	観音寺	大野原町	海老济	萩ノ尾	0.6	0	香川森林管理事務所
205	105	観音寺	大野原町	海老济	萩ノ尾	0.54	0	香川森林管理事務所
205	106	観音寺	大野原町	海老济	萩ノ尾	0.45	1	香川森林管理事務所
205	107	観音寺	大野原町	海老济	萩ノ尾	0.36	1	香川森林管理事務所
205	108	観音寺	大野原町	海老济	萩ノ尾	0.36	1	香川森林管理事務所
205	112	観音寺	大野原町	田野々	末美谷山	2.1	2	香川森林管理事務所
205	110	観音寺	大野原町	田野々	末美谷山	1.8	10	香川森林管理事務所
205	111	観音寺	大野原町	田野々	末美谷山	0.63	5	香川森林管理事務所
205	113	観音寺	大野原町	田野々	末美谷山	3.51	0	香川森林管理事務所
206	101	さぬき	大川町	田面	森行	0.72	11	香川森林管理事務所
206	102	さぬき	大川町	田面	森行	1.5	10	香川森林管理事務所
207	101	東かがわ		川股	清水	2.4	5	香川森林管理事務所
207	102	東かがわ		引田	与治山	2.4	4	香川森林管理事務所
207	201	東かがわ		伊座	与治山	1.44	11	香川森林管理事務所
207	204	東かがわ		入野山	中尾	0.53	16	香川森林管理事務所
207	203	東かがわ		五名	笹ヶ峰	1.2	8	香川森林管理事務所
207	205	東かがわ		五名	笹ヶ峰	0.9	2	香川森林管理事務所
207	206	東かがわ		五名	笹ヶ峰	1.2	2	香川森林管理事務所
207	301	東かがわ		北山		0.72	2	香川森林管理事務所
207	302	東かがわ		北山		0.48	3	香川森林管理事務所
207	303	東かがわ		北山		0.24	14	香川森林管理事務所
207	304	東かがわ		北山		0.24	10	香川森林管理事務所
207	305	東かがわ		北山		0.24	16	香川森林管理事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
207	202	東かがわ		西山兼広		3.36	0	香川森林管理事務所
387	102	綾川	粉所東	檜原		2.7	1	香川森林管理事務所
387	103	綾川	粉所東	檜原		1.41	0	香川森林管理事務所
387	104	綾川	粉所東	檜原		1.63	4	香川森林管理事務所
387	105	綾川	粉所東	檜原		1.22	2	香川森林管理事務所
387	106	綾川	粉所東	檜原		3.12	9	香川森林管理事務所
387	107	綾川	粉所東	檜原		0.89	14	香川森林管理事務所
387	108	綾川	粉所東	檜原		0.94	7	香川森林管理事務所
387	101	綾川	粉所	檜原		0.36	1	香川森林管理事務所
387	114	綾川	粉所東	檜原		0.99	0	香川森林管理事務所
387	109	綾川	粉所東	檜原		0.72	1	香川森林管理事務所
387	110	綾川	粉所東	檜原		1.44	0	香川森林管理事務所
387	111	綾川	粉所東	檜原		1.66	1	香川森林管理事務所
387	112	綾川	粉所東	檜原		2.61	0	香川森林管理事務所
387	113	綾川	粉所東	檜原		1.08	0	香川森林管理事務所
406	201	まんのう	長尾	新古		0.96	12	香川森林管理事務所
406	203	まんのう	長尾	新古		0.14	14	香川森林管理事務所
406	204	まんのう	長尾	新古		0.14	10	香川森林管理事務所
406	202	まんのう	長尾	新古		0.35	12	香川森林管理事務所
406	101	まんのう	川東	滝山		0.18	10	香川森林管理事務所
406	107	まんのう	川東	滝山		0.18	10	香川森林管理事務所
406	108	まんのう	川東	滝山		1.2	12	香川森林管理事務所
406	102	まんのう	川東	滝山		1.05	1	香川森林管理事務所
406	103	まんのう	川東	滝山		0.9	1	香川森林管理事務所
406	109	まんのう	川東	滝山		0.34	15	香川森林管理事務所
406	110	まんのう	川東	滝山		0.49	12	香川森林管理事務所
406	111	まんのう	川東	滝山		0.32	12	香川森林管理事務所
406	104	まんのう	造田	柞野古林		0.9	5	香川森林管理事務所
406	105	まんのう	造田	柞野古林		0.84	5	香川森林管理事務所
406	106	まんのう	造田	柞野古林		0.6	1	香川森林管理事務所
406	302	まんのう	塩入	柞多尾		2.4	5	香川森林管理事務所
406	303	まんのう	塩入	柞多尾		1.62	5	香川森林管理事務所
406	301	まんのう	七箇	尾ノ瀬		0.75	0	香川森林管理事務所

(2) 民有林

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
201	1	高松	亀水	-	弓弦羽	0.75	87	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
201	2	高松	亀水	-	地下	0.30	100	東部林業事務所
201	3	高松	亀水	-	亀割池	1.50	0	東部林業事務所
201	4	高松	亀水	-	亀割池	0.60	7	東部林業事務所
201	5	高松	生島	-	-	0.60	35	東部林業事務所
201	6	高松	中山	-	根香寺	0.75	18	東部林業事務所
201	7	高松	中山	-	桑崎	0.24	0	東部林業事務所
201	8	高松	鬼無	-	是竹	0.75	1,757	東部林業事務所
201	9	高松	鬼無	-	是竹	0.06	1,536	東部林業事務所
201	10	高松	鬼無	-	佐藤	0.90	17	東部林業事務所
201	11	高松	鬼無	-	佐藤	0.90	17	東部林業事務所
201	12	高松	鬼無	-	山口	0.15	10	東部林業事務所
201	13	高松	鬼無	-	鬼無	0.90	20	東部林業事務所
201	14	高松	中間	-	北井出上	0.30	338	東部林業事務所
201	15	高松	中間	-	南井出上	0.36	22	東部林業事務所
201	16	高松	中間	-	南井出上	0.75	6	東部林業事務所
201	17	高松	西山崎	-	井出上	0.45	9	東部林業事務所
201	18	高松	西山崎	-	井出上	0.48	1	東部林業事務所
201	19	高松	西山崎	-	井出上	0.30	0	東部林業事務所
201	20	高松	西山崎	-	井出上	0.75	1	東部林業事務所
201	21	高松	西山崎	-	井出上	0.75	2	東部林業事務所
201	22	高松	三谷	-	八幡原	0.15	5	東部林業事務所
201	23	高松	三谷	-	西唐谷	0.84	6	東部林業事務所
201	24	高松	三谷	-	東唐谷	0.24	18	東部林業事務所
201	25	高松	三谷	-	宮浦	0.24	6	東部林業事務所
201	26	高松	三谷	-	宮浦	0.30	13	東部林業事務所
201	27	高松	池田	-	上佐	0.36	9	東部林業事務所
201	28	高松	西植田	-	西浦山	0.45	17	東部林業事務所
201	29	高松	西植田	-	大糸	0.24	15	東部林業事務所
201	30	高松	西植田	-	大糸	0.36	14	東部林業事務所
201	31	高松	西植田	-	下大石	0.60	10	東部林業事務所
201	32	高松	西植田	-	西奥中谷	0.60	6	東部林業事務所
201	33	高松	西植田	-	中荒谷	0.60	1	東部林業事務所
201	34	高松	西植田	-	上ノ宮	0.60	7	東部林業事務所
201	35	高松	菅沢	-	小池谷	0.15	2	東部林業事務所
201	36	高松	西植田	-	宮ノ向	0.75	0	東部林業事務所
201	37	高松	西植田	-	数合	0.36	11	東部林業事務所
201	38	高松	西植田	-	数合	0.48	10	東部林業事務所
201	39	高松	西植田	-	尖谷	0.60	5	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
201	40	高松	東植田	-	東高様	0.15	21	東部林業事務所
201	41	高松	東植田	-	公文名	0.75	6	東部林業事務所
201	42	高松	東植田	-	尾尻	1.20	0	東部林業事務所
201	43	高松	菅沢	-	尾尻	0.48	6	東部林業事務所
201	44	高松	東植田	-	高尾	0.24	4	東部林業事務所
201	45	高松	東植田	-	高尾	0.45	9	東部林業事務所
201	46	高松	前田西	-	引妻	0.90	3	東部林業事務所
201	47	高松	前田西	-	引妻	0.48	16	東部林業事務所
201	48	高松	新田	-	大谷	0.24	6	東部林業事務所
201	49	高松	新田	-	大谷	0.12	4	東部林業事務所
201	50	高松	高松	-	平永	0.75	3	東部林業事務所
201	51	高松	高松	-	奥之坊	0.48	91	東部林業事務所
201	52	高松	高松	-	奥之坊	0.12	83	東部林業事務所
201	53	高松	屋島中	-	山地	0.75	46	東部林業事務所
201	55	高松	亀水	-	紅ノ峰西	0.00	101	東部林業事務所
201	56	高松	飯田	-	東山	0.24	8	東部林業事務所
201	57	高松	西春日	-	南山浦	0.30	1	東部林業事務所
201	58	高松	西植田	-	上ノ宮	0.30	0	東部林業事務所
201	59	高松	屋島西町	-	谷東	0.51	411	東部林業事務所
342	1	高松	牟礼	大町	丹僧	0.12	17	東部林業事務所
342	2	高松	牟礼	大町	羽間	0.30	0	東部林業事務所
342	3	高松	牟礼	大町	山奥	0.27	24	東部林業事務所
342	4	高松	牟礼	原	上井手西	0.18	4	東部林業事務所
342	5	高松	牟礼	原	城一	1.20	0	東部林業事務所
342	6	高松	牟礼	原	南山田	0.60	25	東部林業事務所
342	7	高松	牟礼	原	南山田	0.60	10	東部林業事務所
342	8	高松	牟礼	大町	金山	0.48	0	東部林業事務所
342	9	高松	牟礼	大町	役戸	0.30	63	東部林業事務所
342	10	高松	牟礼	牟礼	源氏	0.30	76	東部林業事務所
342	11	高松	牟礼	牟礼	源氏	0.60	0	東部林業事務所
342	12	高松	牟礼	牟礼	八栗	0.90	342	東部林業事務所
342	13	高松	牟礼	牟礼	落合	0.00	76	東部林業事務所
342	14	高松	牟礼	牟礼	久通	0.60	5	東部林業事務所
342	15	高松	牟礼	牟礼	久通	1.05	153	東部林業事務所
343	1	高松	庵治	-	北村	0.06	56	東部林業事務所
343	2	高松	庵治	-	宮東	0.27	64	東部林業事務所
343	3	高松	庵治	-	馬場東	0.18	41	東部林業事務所
343	4	高松	庵治	-	尼ヶ坂	1.20	125	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
343	5	高松	庵治	-	湯谷東	0.81	50	東部林業事務所
343	6	高松	庵治	-	新開	0.18	119	東部林業事務所
343	7	高松	庵治	-	丸山	0.36	137	東部林業事務所
343	8	高松	庵治	-	芹谷	0.24	0	東部林業事務所
343	9	高松	庵治	-	高尻	1.32	13	東部林業事務所
343	10	高松	庵治	-	鞍谷	0.27	6	東部林業事務所
343	11	高松	庵治	-	篠尾	0.36	0	東部林業事務所
343	12	高松	庵治	-	篠尾	0.48	97	東部林業事務所
343	13	高松	庵治	-	笹尾	0.27	70	東部林業事務所
343	14	高松	庵治	-	竹居	0.18	32	東部林業事務所
343	15	高松	庵治	-	荒浜	0.18	14	東部林業事務所
361	1	高松	塩江	安原下第3号	橋谷	0.00	7	東部林業事務所
361	2	高松	塩江	安原下第3号	関	0.60	39	東部林業事務所
361	3	高松	塩江	安原下第3号	合具	1.65	35	東部林業事務所
361	4	高松	塩江	安原下第2号	上中徳	0.00	32	東部林業事務所
361	5	高松	塩江	安原下第2号	上中徳	0.12	15	東部林業事務所
361	6	高松	塩江	安原下第2号	西谷	0.15	10	東部林業事務所
361	7	高松	塩江	安原下	栗木谷	0.48	10	東部林業事務所
361	8	高松	塩江	安原下第2号	高橋	0.18	0	東部林業事務所
361	9	高松	塩江	安原下第2号	戸石川東	1.95	15	東部林業事務所
361	10	高松	塩江	安原下第2号	戸石川東	1.65	28	東部林業事務所
361	11	高松	塩江	安原下第2号	戸石川東	0.24	7	東部林業事務所
361	12	高松	塩江	安原下第2号	下切	0.75	1	東部林業事務所
361	13	高松	塩江	安原下第2号	下切	1.35	2	東部林業事務所
361	14	高松	塩江	安原下第2号	下切	0.60	8	東部林業事務所
361	15	高松	塩江	安原下第2号	東浦谷	2.10	0	東部林業事務所
361	16	高松	塩江	安原下第1号	高畑	3.75	12	東部林業事務所
361	17	高松	塩江	安原下第1号	西桶	1.35	18	東部林業事務所
361	18	高松	塩江	安原下	中村	1.05	17	東部林業事務所
361	19	高松	塩江	安原下第1号	中村	1.20	13	東部林業事務所
361	20	高松	塩江	安原下第1号	土佐	1.65	0	東部林業事務所
361	21	高松	塩江	安原上	五味尾	0.36	17	東部林業事務所
361	22	高松	塩江	安原上	川西	0.48	0	東部林業事務所
361	23	高松	塩江	安原上	芦川	2.85	17	東部林業事務所
361	24	高松	塩江	安原上	芦川	0.12	1	東部林業事務所
361	25	高松	塩江	上西	城原	0.00	8	東部林業事務所
361	26	高松	塩江	上西	城原	1.05	13	東部林業事務所
361	27	高松	塩江	上西	城原	2.10	22	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
361	28	高松	塩江	上西	城原	0.45	6	東部林業事務所
361	29	高松	塩江	上西	城原	0.30	17	東部林業事務所
361	30	高松	塩江	上西	小向	0.09	3	東部林業事務所
361	31	高松	塩江	上西	小向	0.15	13	東部林業事務所
361	32	高松	塩江	上西	下貝の股	0.84	0	東部林業事務所
361	33	高松	塩江	上西	下貝の股	0.24	3	東部林業事務所
361	34	高松	塩江	上西	下貝の股	0.96	0	東部林業事務所
361	35	高松	塩江	上西	下貝の股	1.20	0	東部林業事務所
361	36	高松	塩江	上西	上貝の股	0.60	3	東部林業事務所
361	37	高松	塩江	上西	上貝の股	0.72	1	東部林業事務所
361	38	高松	塩江	上西	上貝の股	2.40	1	東部林業事務所
361	39	高松	塩江	上西	上貝の股	0.12	0	東部林業事務所
361	40	高松	塩江	上西	下貝の股	0.48	0	東部林業事務所
361	41	高松	塩江	上西	一つ内	1.56	8	東部林業事務所
361	42	高松	塩江	上西	細井	1.56	2	東部林業事務所
361	43	高松	塩江	上西	松尾	2.16	0	東部林業事務所
361	44	高松	塩江	上西	鷹山	0.09	0	東部林業事務所
361	45	高松	塩江	上西	鷹山	0.72	3	東部林業事務所
361	46	高松	塩江	上西	大屋敷	0.60	0	東部林業事務所
361	47	高松	塩江	上西	真名屋敷	0.96	18	東部林業事務所
361	48	高松	塩江	上西	真名屋敷	1.08	11	東部林業事務所
361	49	高松	塩江	上西	別子	0.84	2	東部林業事務所
361	50	高松	塩江	上西	小出川	0.72	0	東部林業事務所
361	51	高松	塩江	上西	物井川	2.16	14	東部林業事務所
361	52	高松	塩江	上西	焼堂	0.45	7	東部林業事務所
361	53	高松	塩江	上西	焼堂	0.15	8	東部林業事務所
361	54	高松	塩江	上西	焼堂	1.50	9	東部林業事務所
361	55	高松	塩江	上西	焼堂	1.20	3	東部林業事務所
361	56	高松	塩江	上西	桧	1.35	1	東部林業事務所
361	57	高松	塩江	上西	内場	0.06	2	東部林業事務所
361	58	高松	塩江	上西	内場	0.60	11	東部林業事務所
361	59	高松	塩江	上西	下田井	0.48	4	東部林業事務所
361	60	高松	塩江	安原上東	除ヶ	0.30	22	東部林業事務所
361	61	高松	塩江	安原上東	カガリヤ	0.30	3	東部林業事務所
361	62	高松	塩江	安原上東	塩谷	1.35	6	東部林業事務所
361	63	高松	塩江	安原上東	塩谷	0.60	2	東部林業事務所
361	64	高松	塩江	安原上東	カガリヤ	0.30	2	東部林業事務所
361	65	高松	塩江	安原上東	カガリヤ	0.45	3	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
361	66	高松	塩江	安原上東	落合	0.45	14	東部林業事務所
361	67	高松	塩江	安原上東	北内	0.45	0	東部林業事務所
361	68	高松	塩江	安原上東	北内	1.95	9	東部林業事務所
361	69	高松	塩江	安原上東	北内	1.65	0	東部林業事務所
361	70	高松	塩江	安原上東	下所	1.08	1	東部林業事務所
361	71	高松	塩江	安原上東	下所	1.32	1	東部林業事務所
361	72	高松	塩江	安原上東	粉谷	0.84	0	東部林業事務所
361	73	高松	塩江	安原上東	粉谷	1.20	0	東部林業事務所
361	74	高松	塩江	安原上東	粉谷	2.16	0	東部林業事務所
361	75	高松	塩江	安原上東	粉谷	1.20	0	東部林業事務所
361	76	高松	塩江	安原上東	嵯峨野	1.20	1	東部林業事務所
361	77	高松	塩江	安原上東	田中	1.08	1	東部林業事務所
361	78	高松	塩江	安原上東	田中	0.48	8	東部林業事務所
361	79	高松	塩江	安原上東	田中	1.50	3	東部林業事務所
361	80	高松	塩江	安原上東	中下所	0.60	8	東部林業事務所
361	81	高松	塩江	安原上東	南地	1.65	10	東部林業事務所
361	82	高松	塩江	安原上東	南地	2.10	20	東部林業事務所
361	83	高松	塩江	安原上東	南地	0.48	0	東部林業事務所
361	84	高松	塩江	安原上東	南地	2.55	6	東部林業事務所
361	85	高松	塩江	安原上東	柞野	0.48	8	東部林業事務所
361	86	高松	塩江	安原上東	北原	0.84	3	東部林業事務所
361	87	高松	塩江	安原上東	八丁	2.10	3	東部林業事務所
361	88	高松	塩江	安原上東	八丁	0.48	7	東部林業事務所
361	89	高松	塩江	安原上東	塩江	0.45	52	東部林業事務所
361	90	高松	塩江	安原上東	塩江	0.45	25	東部林業事務所
361	91	高松	塩江	安原上東	北井	0.36	20	東部林業事務所
361	92	高松	塩江	安原上東	北井	0.09	5	東部林業事務所
361	93	高松	塩江	安原上東	北井	0.36	0	東部林業事務所
361	94	高松	塩江	安原上	小田	1.26	5	東部林業事務所
361	95	高松	塩江	安原上	馬場	0.30	48	東部林業事務所
361	96	高松	塩江	安原上	小矢谷	1.35	16	東部林業事務所
361	97	高松	塩江	安原下第1号	河北	0.60	4	東部林業事務所
361	98	高松	塩江	安原下第1号	河北	0.12	6	東部林業事務所
361	99	高松	塩江	安原下第1号	野神	0.12	17	東部林業事務所
361	100	高松	塩江	安原下第2号	下切	0.45	0	東部林業事務所
361	101	高松	塩江	安原下第2号	下切	0.45	4	東部林業事務所
361	102	高松	塩江	安原下第2号	下切	0.45	1	東部林業事務所
361	103	高松	塩江	安原上	小矢谷	0.30	5	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
361	104	高松	塩江	安原上	小矢谷	0.15	17	東部林業事務所
362	1	高松	香川	安原下第3号	下倉上	0.45	1	東部林業事務所
362	2	高松	香川	安原下第3号	金光	0.72	0	東部林業事務所
362	3	高松	香川	安原下第3号	下倉上	2.10	0	東部林業事務所
362	4	高松	香川	安原下第3号	鮎滝上	0.72	16	東部林業事務所
362	5	高松	香川	川東上	川上	0.60	20	東部林業事務所
362	6	高松	香川	安原下第1号	浦山	0.00	11	東部林業事務所
362	7	高松	香川	川東上	芦脇	0.18	48	東部林業事務所
362	8	高松	香川	東谷	向坂	0.48	16	東部林業事務所
362	9	高松	香川	東谷	日向	0.30	4	東部林業事務所
362	10	高松	香川	東谷	遅越	0.00	2	東部林業事務所
362	11	高松	香川	東谷	額谷	0.21	20	東部林業事務所
362	12	高松	香川	東谷	額谷	0.60	5	東部林業事務所
362	13	高松	香川	東谷	落合	0.90	3	東部林業事務所
362	14	高松	香川	東谷	森窪	2.16	0	東部林業事務所
362	15	高松	香川	東谷	森窪	1.26	0	東部林業事務所
362	16	高松	香川	東谷	森窪	1.26	28	東部林業事務所
362	17	高松	香川	東谷	天神	0.30	30	東部林業事務所
362	18	高松	香川	東谷	下谷	0.45	3	東部林業事務所
362	19	高松	香川	東谷	白砂	0.24	0	東部林業事務所
362	20	高松	香川	東谷	白砂	0.18	0	東部林業事務所
362	21	高松	香川	川内原	中野谷	0.15	26	東部林業事務所
362	22	高松	香川	浅野	高塚	0.24	171	東部林業事務所
362	23	高松	香川	浅野	高塚	0.12	95	東部林業事務所
383	1	高松	国分寺	国分	西奥	1.50	201	東部林業事務所
383	2	高松	国分寺	柏原	内間	0.15	300	東部林業事務所
383	4	高松	国分寺	福家	西大谷	0.90	11	東部林業事務所
383	5	高松	国分寺	福家	西大谷	0.45	69	東部林業事務所
383	7	高松	国分寺	福家	川原	0.45	3	東部林業事務所
383	8	高松	国分寺	福家	石ヶ鼻	0.30	21	東部林業事務所
383	9	高松	国分寺	福家	石ヶ鼻	0.30	57	東部林業事務所
383	11	高松	国分寺	福家	本村	0.90	32	東部林業事務所
383	12	高松	国分寺	福家	本村	0.36	18	東部林業事務所
383	13	高松	国分寺	福家	本村	0.75	4	東部林業事務所
383	14	高松	国分寺	福家	北谷	0.45	133	東部林業事務所
383	15	高松	国分寺	福家	中福家	0.75	479	東部林業事務所
383	16	高松	国分寺	福家	楠井	0.75	533	東部林業事務所
383	17	高松	国分寺	新居	東大谷	0.75	139	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
383	19	高松	国分寺	新居	奥谷	0.12	3	東部林業事務所
383	20	高松	国分寺	新居	奥谷	0.09	8	東部林業事務所
383	21	高松	国分寺	新居	奥谷	0.60	10	東部林業事務所
383	22	高松	国分寺	新居	奥谷	1.80	2	東部林業事務所
383	23	高松	国分寺	新居	奥谷	0.60	5	東部林業事務所
383	25	高松	国分寺	新居	東川西	1.20	104	東部林業事務所
383	26	高松	国分寺	新居	西川西	1.35	14	東部林業事務所
383	27	高松	国分寺	新居	西川西	0.45	0	東部林業事務所
383	28	高松	国分寺	国分	東奥	0.00	37	東部林業事務所
383	30	高松	国分寺	国分	東奥	1.35	42	東部林業事務所
383	32	高松	国分寺	国分	東奥	0.60	112	東部林業事務所
383	33	高松	国分寺	福家	楠井	0.75	1	東部林業事務所
383	34	高松	国分寺	新居	西川西	1.20	0	東部林業事務所
202	1	丸亀	手島	-	西浦	0.10	0	西部林業事務所
202	2	丸亀	手島	-	西浦	0.15	131	西部林業事務所
202	3	丸亀	手島	-	西浦	0.05	84	西部林業事務所
202	4	丸亀	広島	-	市井	0.65	23	西部林業事務所
202	5	丸亀	広島	-	青木	0.09	124	西部林業事務所
202	6	丸亀	広島	-	甲路	0.89	33	西部林業事務所
202	7	丸亀	広島	-	江ノ浦	0.31	33	西部林業事務所
202	8	丸亀	広島	-	江ノ浦	1.13	70	西部林業事務所
202	9	丸亀	広島	-	江ノ浦	1.22	0	西部林業事務所
202	10	丸亀	広島	-	江ノ浦	0.68	1	西部林業事務所
202	11	丸亀	広島	-	江ノ浦	0.26	0	西部林業事務所
202	12	丸亀	広島	-	江ノ浦	0.02	82	西部林業事務所
202	13	丸亀	広島	-	立石	0.59	35	西部林業事務所
202	14	丸亀	広島	-	立石	0.42	43	西部林業事務所
202	15	丸亀	広島	-	川ノ浦	0.75	0	西部林業事務所
202	16	丸亀	広島	-	川ノ浦	0.61	0	西部林業事務所
202	17	丸亀	広島	-	茂浦	0.73	64	西部林業事務所
202	18	丸亀	広島	-	茂浦	0.53	17	西部林業事務所
202	19	丸亀	広島	-	市井	0.08	53	西部林業事務所
202	20	丸亀	土器	-		0.68	264	西部林業事務所
202	21	丸亀	本島	-	尻浜	0.15	32	西部林業事務所
202	22	丸亀	本島	-	生ノ浜	0.05	0	西部林業事務所
202	23	丸亀	本島	-		0.08	0	西部林業事務所
202	24	丸亀	本島	-	泊	0.65	18	西部林業事務所
202	25	丸亀	本島	-	泊	0.18	9	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
202	26	丸亀	本島	-	泊	0.05	74	西部林業事務所
202	27	丸亀	本島	-	屋釜	0.19	13	西部林業事務所
202	28	丸亀	本島	-	大浦	0.23	36	西部林業事務所
202	29	丸亀	本島	-	大浦	0.23	11	西部林業事務所
202	30	丸亀	本島	-	大浦	0.43	34	西部林業事務所
202	31	丸亀	本島	-	大浦	0.40	9	西部林業事務所
202	32	丸亀	本島	-	生の浜	0.41	19	西部林業事務所
384	1	丸亀	綾歌	-	滝鼻	0.48	44	西部林業事務所
384	2	丸亀	綾歌	打越	-	0.36	34	西部林業事務所
384	3	丸亀	綾歌	岡田上	津森	0.89	0	西部林業事務所
384	4	丸亀	綾歌	-	-	0.43	0	西部林業事務所
384	5	丸亀	綾歌	岡田上	津森	0.72	7	西部林業事務所
384	6	丸亀	綾歌	岡田上	津森	1.56	14	西部林業事務所
384	7	丸亀	綾歌	栗熊西	定連	0.85	5	西部林業事務所
384	8	丸亀	綾歌	栗熊西	畦田	0.81	16	西部林業事務所
384	9	丸亀	綾歌	栗熊西	畦田	1.33	11	西部林業事務所
384	10	丸亀	綾歌	栗熊東	大谷	1.19	7	西部林業事務所
384	11	丸亀	綾歌	栗熊東	大谷	0.41	12	西部林業事務所
384	12	丸亀	綾歌	栗熊東	木山	0.58	0	西部林業事務所
384	13	丸亀	綾歌	栗熊東	原	1.14	0	西部林業事務所
384	14	丸亀	綾歌	富熊	本村	0.42	165	西部林業事務所
384	15	丸亀	綾歌	岡田上	-	0.00	18	西部林業事務所
384	16	丸亀	綾歌	岡田上	-	0.83	20	西部林業事務所
385	1	丸亀	飯山	川原	-	0.04	13	西部林業事務所
385	2	丸亀	飯山	川原	楠見東	0.63	0	西部林業事務所
385	3	丸亀	飯山	川原	楠見東	0.43	0	西部林業事務所
385	4	丸亀	飯山	東坂元	飛石	0.07	5	西部林業事務所
385	5	丸亀	飯山	東坂元	城山	0.17	10	西部林業事務所
385	6	丸亀	飯山	東坂元	城山	0.01	21	西部林業事務所
385	7	丸亀	飯山	東坂元	城山	0.07	13	西部林業事務所
385	8	丸亀	飯山	東坂元	城山	0.00	17	西部林業事務所
385	9	丸亀	飯山	東坂元	割古	0.46	14	西部林業事務所
385	10	丸亀	飯山	東坂元	割古	0.02	9	西部林業事務所
385	11	丸亀	飯山	東坂元	割古	0.08	13	西部林業事務所
203	2	坂出	新浜	-	-	0.00	7	西部林業事務所
203	3	坂出	川津	-	折居	0.92	58	西部林業事務所
203	4	坂出	川津	-	折居	0.60	52	西部林業事務所
203	5	坂出	川津	-	峠	0.78	16	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
203	6	坂出	川津	-	東山	0.28	140	西部林業事務所
203	7	坂出	西庄	-	八十場	0.93	103	西部林業事務所
203	8	坂出	西庄	-	醍醐	1.62	116	西部林業事務所
203	9	坂出	府中	-	辻田	1.13	38	西部林業事務所
203	10	坂出	府中	-	檀谷	0.78	5	西部林業事務所
203	11	坂出	府中	-	檀谷	0.84	9	西部林業事務所
203	12	坂出	府中	-	小原	0.60	4	西部林業事務所
203	13	坂出	府中	-	平石	0.00	17	西部林業事務所
203	14	坂出	府中	-	赤尾	0.93	0	西部林業事務所
203	15	坂出	加茂	-	杉尾	0.20	1	西部林業事務所
203	16	坂出	加茂	-	杉尾	0.31	705	西部林業事務所
203	17	坂出	神谷	-	第二	0.96	41	西部林業事務所
203	18	坂出	青海	-	向	0.80	335	西部林業事務所
203	19	坂出	青海	-	向	0.80	93	西部林業事務所
203	20	坂出	青海	-	向	2.17	73	西部林業事務所
203	21	坂出	青海	-	向	3.99	1	西部林業事務所
203	22	坂出	王越	-	西脇	0.12	16	西部林業事務所
203	23	坂出	王越	-	南条	0.01	14	西部林業事務所
203	26	坂出	王越	-	中筋	1.57	388	西部林業事務所
203	27	坂出	王越	-	東山	0.39	220	西部林業事務所
204	1	善通寺	大麻	-	宮の前	0.38	434	西部林業事務所
204	2	善通寺	吉原	-	三井江	0.70	5	西部林業事務所
204	3	善通寺	善通寺	-	西山	0.32	92	西部林業事務所
204	4	善通寺	善通寺	-	在所	0.20	33	西部林業事務所
204	5	善通寺	善通寺	-	在所	0.37	59	西部林業事務所
204	6	善通寺	善通寺	-	在所	0.47	85	西部林業事務所
204	7	善通寺	善通寺	-	南原	1.97	94	西部林業事務所
204	8	善通寺	善通寺	-	瓦谷	0.68	255	西部林業事務所
204	9	善通寺	善通寺	-	尾崎	1.00	119	西部林業事務所
204	10	善通寺	大麻	-	岡谷	0.16	262	西部林業事務所
204	11	善通寺	大麻	-	岡谷	1.77	8	西部林業事務所
204	12	善通寺	大麻	-	栗野	0.04	399	西部林業事務所
204	13	善通寺	大麻	-	栗野	2.29	398	西部林業事務所
204	14	善通寺	大麻	-	本村	0.41	12	西部林業事務所
204	15	善通寺	大麻	-	宮ノ前	0.55	168	西部林業事務所
204	16	善通寺	大麻	-	高橋	0.34	213	西部林業事務所
204	17	善通寺	碑殿	-	東碑殿	0.37	43	西部林業事務所
204	18	善通寺	吉原	-	西碑殿	0.31	8	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
204	19	善通寺	碑殿	-	西碑殿	0.38	35	西部林業事務所
204	20	善通寺	善通寺	-	-	1.03	21	西部林業事務所
205	1	観音寺	栗井	-	坂瀬	1.00	45	西部林業事務所
205	2	観音寺	栗井	-	池ノ内	0.47	12	西部林業事務所
205	3	観音寺	栗井	-	池ノ内	1.14	33	西部林業事務所
205	4	観音寺	栗井	-	池ノ内	1.35	16	西部林業事務所
205	5	観音寺	栗井	-	奥谷	0.05	3	西部林業事務所
205	6	観音寺	栗井	-	上坂瀬	0.14	3	西部林業事務所
205	7	観音寺	栗井	-	坂瀬	2.20	1	西部林業事務所
205	9	観音寺	栗井	-	坂瀬	1.06	0	西部林業事務所
205	10	観音寺	栗井	-	坂瀬	0.48	0	西部林業事務所
205	11	観音寺	栗井	-	坂瀬	0.81	3	西部林業事務所
205	12	観音寺	栗井	-	坂瀬	1.60	12	西部林業事務所
205	13	観音寺	栗井	-	奥谷	1.05	6	西部林業事務所
205	14	観音寺	栗井	-	奥谷	0.79	10	西部林業事務所
205	15	観音寺	栗井	-	奥谷	0.42	12	西部林業事務所
205	16	観音寺	栗井	-	大割	0.39	6	西部林業事務所
205	17	観音寺	高屋	-	前	0.50	651	西部林業事務所
205	18	観音寺	高屋	-	明上	0.66	890	西部林業事務所
205	19	観音寺	高屋	-	明上	0.27	96	西部林業事務所
205	20	観音寺	高屋	-	奥ノ谷西上	0.66	36	西部林業事務所
205	21	観音寺	高屋	-	西上	0.80	42	西部林業事務所
205	22	観音寺	栗井	-	-	0.17	2	西部林業事務所
205	23	観音寺	栗井	-	坂瀬	0.26	18	西部林業事務所
205	24	観音寺	栗井	-	奥谷	0.44	8	西部林業事務所
424	1	観音寺	大野原	五郷	谷下上	1.74	133	西部林業事務所
424	2	観音寺	大野原	五郷	谷上	0.45	18	西部林業事務所
424	3	観音寺	大野原	五郷	谷上	0.30	3	西部林業事務所
424	4	観音寺	大野原	田野々	田野々上	0.96	1	西部林業事務所
424	5	観音寺	大野原	田野々	田野々上	1.03	8	西部林業事務所
424	6	観音寺	大野原	田野々	田野々上	1.87	28	西部林業事務所
424	7	観音寺	大野原	田野々	田野々上	1.29	37	西部林業事務所
424	8	観音寺	大野原	田野々	田野々中	0.83	11	西部林業事務所
424	9	観音寺	大野原	田野々	田野々下	1.00	0	西部林業事務所
424	10	観音寺	大野原	五郷	石砂	0.41	10	西部林業事務所
424	11	観音寺	大野原	海老済	竹ノ元	0.74	1	西部林業事務所
424	12	観音寺	大野原	五郷	石砂	1.20	8	西部林業事務所
424	13	観音寺	大野原	五郷海老済	石砂	0.42	3	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
424	14	観音寺	大野原	五郷海老济	石砂	0.19	0	西部林業事務所
424	15	観音寺	大野原	五郷	海老济	0.33	2	西部林業事務所
424	16	観音寺	大野原	五郷	海老济	1.45	2	西部林業事務所
424	17	観音寺	大野原	五郷	海老济	0.81	9	西部林業事務所
424	18	観音寺	大野原	五郷	有木	1.85	0	西部林業事務所
424	19	観音寺	大野原	五郷	有木	2.06	15	西部林業事務所
424	20	観音寺	大野原	五郷	有木	0.86	1	西部林業事務所
424	21	観音寺	大野原	五郷	有木落合	1.06	17	西部林業事務所
424	22	観音寺	大野原	五郷	谷上	0.33	2	西部林業事務所
424	23	観音寺	大野原	井関	内野々	3.46	0	西部林業事務所
424	24	観音寺	大野原	井関	川東	1.51	92	西部林業事務所
424	25	観音寺	大野原	紀伊	茨谷	0.28	0	西部林業事務所
424	26	観音寺	大野原	紀伊	大谷	0.77	1	西部林業事務所
424	27	観音寺	大野原	丸井	瀬戸	1.52	0	西部林業事務所
424	28	観音寺	大野原	紀伊	西間谷	1.92	16	西部林業事務所
424	29	観音寺	大野原	紀伊	池ノ内	0.61	0	西部林業事務所
424	30	観音寺	大野原	丸井	志留谷	0.58	3	西部林業事務所
424	31	観音寺	大野原	萩原	-	0.21	24	西部林業事務所
424	32	観音寺	大野原	萩原	-	0.18	100	西部林業事務所
424	33	観音寺	大野原	萩原	-	0.11	52	西部林業事務所
424	34	観音寺	大野原	萩原	-	0.23	98	西部林業事務所
424	35	観音寺	大野原	萩原	-	0.17	18	西部林業事務所
424	36	観音寺	大野原	五郷井関	谷下上	0.06	49	西部林業事務所
424	37	観音寺	大野原	五郷井関	-	0.53	0	西部林業事務所
424	38	観音寺	大野原	五郷田野々	-	0.99	3	西部林業事務所
424	39	観音寺	大野原	五郷田野々	田野々下	0.50	0	西部林業事務所
424	40	観音寺	大野原	五郷田野々	田野々下	1.19	0	西部林業事務所
424	41	観音寺	大野原	五郷田野々	-	0.24	10	西部林業事務所
424	42	観音寺	大野原	五郷有木	-	0.23	4	西部林業事務所
424	43	観音寺	大野原	-	-	0.56	11	西部林業事務所
424	44	観音寺	大野原	丸井	池之内	0.18	78	西部林業事務所
424	45	観音寺	大野原	丸井	池之内	0.53	41	西部林業事務所
424	46	観音寺	大野原	五郷田野々	田野々下	0.65	0	西部林業事務所
428	1	観音寺	豊浜	箕浦	箕浦	0.09	16	西部林業事務所
428	2	観音寺	豊浜	箕浦	箕浦	0.90	35	西部林業事務所
428	3	観音寺	豊浜	箕浦	大谷	1.19	4	西部林業事務所
428	4	観音寺	豊浜	箕浦	箕浦	1.17	9	西部林業事務所
428	5	観音寺	豊浜	箕浦	箕浦	1.51	64	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
428	6	観音寺	豊浜	箕浦	箕浦	1.50	15	西部林業事務所
428	7	観音寺	豊浜	箕浦	箕浦	0.48	33	西部林業事務所
428	8	観音寺	豊浜	箕浦	山分乙未	1.10	8	西部林業事務所
428	9	観音寺	豊浜	箕浦	関谷	0.44	339	西部林業事務所
428	10	観音寺	豊浜	箕浦	関谷	0.63	0	西部林業事務所
428	11	観音寺	豊浜	和田	本村	0.33	86	西部林業事務所
428	12	観音寺	豊浜	和田	本村	0.26	73	西部林業事務所
428	13	観音寺	豊浜	和田	本村	0.21	178	西部林業事務所
428	14	観音寺	豊浜	和田	大坪	2.32	49	西部林業事務所
428	15	観音寺	豊浜	和田	-	0.99	3	西部林業事務所
428	16	観音寺	豊浜	和田	大坪	0.70	3	西部林業事務所
428	17	観音寺	豊浜	和田	大坪	0.80	17	西部林業事務所
428	18	観音寺	豊浜	和田	大坪	0.39	7	西部林業事務所
428	19	観音寺	豊浜	和田	大坪	1.15	34	西部林業事務所
428	20	観音寺	豊浜	和田	大坪	0.78	42	西部林業事務所
428	22	観音寺	豊浜	和田	雲岡	1.03	43	西部林業事務所
428	23	観音寺	豊浜	箕浦	箕浦	0.42	17	西部林業事務所
428	24	観音寺	豊浜	箕浦	西原	0.50	224	西部林業事務所
428	25	観音寺	豊浜	箕浦	西原	0.60	349	西部林業事務所
428	26	観音寺	豊浜	箕浦	本村	0.53	31	西部林業事務所
428	27	観音寺	豊浜	和田	大坪	0.28	30	西部林業事務所
428	28	観音寺	豊浜	和田	大坪	0.50	11	西部林業事務所
428	29	観音寺	豊浜	和田	-	0.48	41	西部林業事務所
428	30	観音寺	豊浜	和田	-	0.54	170	西部林業事務所
428	31	観音寺	豊浜	和田	-	0.72	16	西部林業事務所
304	1	さぬき	津田	津田	西畑	0.30	7	東部林業事務所
304	2	さぬき	津田	津田	西畑	0.30	50	東部林業事務所
304	3	さぬき	津田	津田	雨滝	0.15	1,601	東部林業事務所
304	4	さぬき	津田	津田	御座田	0.60	2	東部林業事務所
304	5	さぬき	津田	津田	御座田	0.30	35	東部林業事務所
304	6	さぬき	津田	津田	御座田	0.00	1	東部林業事務所
304	7	さぬき	津田	鶴羽	西山	0.30	74	東部林業事務所
304	8	さぬき	津田	鶴羽	西山	0.15	46	東部林業事務所
304	9	さぬき	津田	津田	隠谷	0.09	50	東部林業事務所
304	10	さぬき	津田	鶴羽	葬婆谷	0.90	0	東部林業事務所
304	11	さぬき	津田	鶴羽	明後谷	0.18	3	東部林業事務所
304	12	さぬき	津田	鶴羽	長谷	0.75	2	東部林業事務所
304	13	さぬき	津田	鶴羽	箱谷	0.12	1	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
304	14	さぬき	津田	鶴羽	馬場	0.90	4	東部林業事務所
304	15	さぬき	津田	津田	前坂	0.60	35	東部林業事務所
304	16	さぬき	津田	津田	前坂	0.15	21	東部林業事務所
304	17	さぬき	津田	津田	吉見	0.30	14	東部林業事務所
304	18	さぬき	津田	津田	中羽立	0.60	453	東部林業事務所
304	19	さぬき	津田	津田	南羽立	0.27	570	東部林業事務所
304	20	さぬき	津田	津田	北比与田	0.27	1	東部林業事務所
305	1	さぬき	大川	富田西	西地	0.15	5	東部林業事務所
305	2	さぬき	大川	富田西	丸山	0.12	3	東部林業事務所
305	3	さぬき	大川	南川	黍谷	0.90	3	東部林業事務所
305	4	さぬき	大川	南川	奥福家	0.00	7	東部林業事務所
305	5	さぬき	大川	南川	黍谷	0.00	0	東部林業事務所
305	6	さぬき	大川	南川	馬地	0.09	9	東部林業事務所
305	7	さぬき	大川	南川	馬地	0.09	3	東部林業事務所
305	8	さぬき	大川	南川	大阪谷	0.36	6	東部林業事務所
305	9	さぬき	大川	南川	星越	0.36	0	東部林業事務所
305	10	さぬき	大川	南川	大従	0.06	0	東部林業事務所
305	11	さぬき	大川	南川	山ノ神	0.15	3	東部林業事務所
305	12	さぬき	大川	南川	山ノ神	0.60	0	東部林業事務所
305	13	さぬき	大川	南川	荒相	0.90	5	東部林業事務所
305	14	さぬき	大川	南川	大縦	0.09	9	東部林業事務所
305	15	さぬき	大川	南川	大縦	0.45	3	東部林業事務所
305	16	さぬき	大川	南川	猪手尾	1.05	14	東部林業事務所
305	17	さぬき	大川	南川	大縦	0.45	11	東部林業事務所
305	18	さぬき	大川	南川	唐谷	0.00	0	東部林業事務所
305	19	さぬき	大川	南川	長尾	0.00	2	東部林業事務所
305	20	さぬき	大川	南川	横峯	0.72	4	東部林業事務所
305	21	さぬき	大川	南川	唐谷	0.60	0	東部林業事務所
305	22	さぬき	大川	南川	唐谷	0.24	12	東部林業事務所
305	23	さぬき	大川	南川	森ヶ奥	0.45	4	東部林業事務所
305	24	さぬき	大川	南川	横井	0.24	5	東部林業事務所
305	25	さぬき	大川	南川	横井	0.00	1	東部林業事務所
305	26	さぬき	大川	南川	一ノ瀬	0.12	4	東部林業事務所
305	27	さぬき	大川	富田中	奥弥勒	0.72	19	東部林業事務所
305	28	さぬき	大川	富田中	奥弥勒	0.30	5	東部林業事務所
305	29	さぬき	大川	田面	棚岩	0.00	4	東部林業事務所
305	30	さぬき	大川	田面	碎石	0.30	5	東部林業事務所
305	31	さぬき	大川	田面	碎石	0.60	8	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
305	32	さぬき	大川	田面	長谷	0.63	0	東部林業事務所
305	33	さぬき	大川	田面	八幡口	0.45	0	東部林業事務所
305	34	さぬき	大川	田面	上八幡	0.60	4	東部林業事務所
305	35	さぬき	大川	田面	横峰	0.45	1	東部林業事務所
305	36	さぬき	大川	田面	横峰	0.90	1	東部林業事務所
305	37	さぬき	大川	田面	八幡	0.75	2	東部林業事務所
305	38	さぬき	大川	田面	不粉	0.75	4	東部林業事務所
305	39	さぬき	大川	田面	不粉	0.54	2	東部林業事務所
305	40	さぬき	大川	田面	森行北	0.90	13	東部林業事務所
305	41	さぬき	大川	田面	森行北	0.60	5	東部林業事務所
305	42	さぬき	大川	田面	芦谷	0.90	0	東部林業事務所
305	43	さぬき	大川	田面	芦谷	0.15	1	東部林業事務所
305	44	さぬき	大川	田面	芦谷	0.72	0	東部林業事務所
305	45	さぬき	大川	田面	森行北	0.75	28	東部林業事務所
305	46	さぬき	大川	田面	森行北	0.60	1	東部林業事務所
305	47	さぬき	大川	田面	日ノ裏	0.45	2	東部林業事務所
305	48	さぬき	大川	田面	千婆ヶ嶽	0.30	0	東部林業事務所
305	49	さぬき	大川	田面	上碎石	0.30	0	東部林業事務所
305	50	さぬき	大川	田面	東碎石	0.12	4	東部林業事務所
305	51	さぬき	大川	田面	北日ノ裡	0.60	16	東部林業事務所
305	52	さぬき	大川	田面	滝ヶ谷	0.75	13	東部林業事務所
305	53	さぬき	大川	田面	滝ヶ谷	0.75	12	東部林業事務所
305	54	さぬき	大川	田面	中落	0.12	4	東部林業事務所
305	55	さぬき	大川	田面	枝谷	0.00	12	東部林業事務所
305	56	さぬき	大川	田面	川南	0.18	2	東部林業事務所
305	57	さぬき	大川	田面	山谷	0.60	68	東部林業事務所
305	58	さぬき	大川	田面	小殿	0.90	12	東部林業事務所
305	59	さぬき	大川	田面	青木	1.20	31	東部林業事務所
305	60	さぬき	大川	田面	宗延	0.45	6	東部林業事務所
305	61	さぬき	大川	田面	小殿	0.15	15	東部林業事務所
305	62	さぬき	大川	田面	宗延	0.00	2	東部林業事務所
305	63	さぬき	大川	田面	奥作蔵	0.00	3	東部林業事務所
305	64	さぬき	大川	田面	立割	0.09	6	東部林業事務所
305	65	さぬき	大川	田面	寺尾	0.48	9	東部林業事務所
305	66	さぬき	大川	富田東	船原	0.30	5	東部林業事務所
305	67	さぬき	大川	田面	西立割	0.45	60	東部林業事務所
305	68	さぬき	大川	田面	上本村	0.30	15	東部林業事務所
305	69	さぬき	大川	富田東	大条	0.60	168	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
305	70	さぬき	大川	富田東	向井	0.15	20	東部林業事務所
305	71	さぬき	大川	富田東	船原	1.65	2	東部林業事務所
305	72	さぬき	大川	富田東	釜石	0.09	2	東部林業事務所
305	73	さぬき	大川	富田中	柴谷	0.30	18	東部林業事務所
305	74	さぬき	大川	富田中	宮内	0.48	63	東部林業事務所
305	75	さぬき	大川	富田中	宮内	0.30	45	東部林業事務所
305	76	さぬき	大川	富田西	古枝	0.24	10	東部林業事務所
305	77	さぬき	大川	南川	辻当	0.45	0	東部林業事務所
305	78	さぬき	大川	田面	八幡	0.30	0	東部林業事務所
305	79	さぬき	大川	田面	八幡	0.30	1	東部林業事務所
305	80	さぬき	大川	田面	八幡	1.05	2	東部林業事務所
305	81	さぬき	大川	田面	森行北	0.15	5	東部林業事務所
305	82	さぬき	大川	田面	森行北	0.30	10	東部林業事務所
305	83	さぬき	大川	田面	芦谷	0.45	11	東部林業事務所
305	84	さぬき	大川	田面	森行北	0.15	6	東部林業事務所
305	85	さぬき	大川	田面	森行北	0.15	4	東部林業事務所
305	86	さぬき	大川	田面	森行北	0.45	1	東部林業事務所
305	87	さぬき	大川	田面	砕石	0.00	2	東部林業事務所
305	88	さぬき	大川	田面	鮎婦	0.15	10	東部林業事務所
305	89	さぬき	大川	田面	ひよ里	0.15	25	東部林業事務所
305	90	さぬき	大川	田面	大東	0.15	3	東部林業事務所
305	91	さぬき	大川	田面	金底	0.60	0	東部林業事務所
305	92	さぬき	大川	南川	国ヶ平	1.20	2	東部林業事務所
305	93	さぬき	大川	富田東	向井	0.27	76	東部林業事務所
305	94	さぬき	大川	田面	下不扮	0.27	3	東部林業事務所
305	95	さぬき	大川	田面	胡麻原	0.06	0	東部林業事務所
306	1	さぬき	(旧志度)	志度	茶臼山	0.30	104	東部林業事務所
306	2	さぬき	(旧志度)	志度	間川	0.18	36	東部林業事務所
306	3	さぬき	(旧志度)	志度	間川	0.00	128	東部林業事務所
306	4	さぬき	(旧志度)	志度	間川	1.08	16	東部林業事務所
306	5	さぬき	(旧志度)	志度	藤村	0.36	2	東部林業事務所
306	6	さぬき	(旧志度)	志度	大蔭	0.18	5	東部林業事務所
306	7	さぬき	(旧志度)	末	山田	0.09	56	東部林業事務所
306	8	さぬき	(旧志度)	末	東内間	0.12	7	東部林業事務所
306	9	さぬき	(旧志度)	末	東内間	0.12	39	東部林業事務所
306	10	さぬき	(旧志度)	末	東内間	0.15	2	東部林業事務所
306	11	さぬき	(旧志度)	志度	天野峠	0.15	117	東部林業事務所
306	12	さぬき	(旧志度)	鴨部中筋	六番	1.20	51	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
306	13	さぬき	(旧志度)	鴨部中筋	六番	0.75	24	東部林業事務所
306	14	さぬき	(旧志度)	鴨部中筋	六番	0.24	13	東部林業事務所
306	15	さぬき	(旧志度)	鴨部中筋	六番	0.45	56	東部林業事務所
306	16	さぬき	(旧志度)	鴨部中筋	池内	0.45	0	東部林業事務所
306	17	さぬき	(旧志度)	鴨部中筋	坂子	0.30	0	東部林業事務所
306	18	さぬき	(旧志度)	鴨部東山	南谷	0.18	72	東部林業事務所
306	19	さぬき	(旧志度)	鴨部東山	北谷	0.09	0	東部林業事務所
306	20	さぬき	(旧志度)	鴨部東山	南大笹	0.75	6	東部林業事務所
306	21	さぬき	(旧志度)	鴨部東山	南大笹	0.75	7	東部林業事務所
306	22	さぬき	(旧志度)	鴨部東山	宝蔵坊	0.30	2	東部林業事務所
306	23	さぬき	(旧志度)	鴨部中筋	深谷	0.45	15	東部林業事務所
306	24	さぬき	(旧志度)	鴨部東山	深谷	0.12	20	東部林業事務所
306	25	さぬき	(旧志度)	鴨部中筋	神ノ奥	0.30	0	東部林業事務所
306	26	さぬき	(旧志度)	鴨庄	官府	0.00	200	東部林業事務所
306	27	さぬき	(旧志度)	鴨庄	池奥	0.27	4	東部林業事務所
306	28	さぬき	(旧志度)	鴨庄	北地	0.60	76	東部林業事務所
306	29	さぬき	(旧志度)	鴨庄	日与次	0.30	16	東部林業事務所
306	30	さぬき	(旧志度)	小田	興津	0.12	33	東部林業事務所
306	31	さぬき	(旧志度)	小田	奥ノ谷	0.18	201	東部林業事務所
306	32	さぬき	(旧志度)	小田	奥ノ谷	0.45	92	東部林業事務所
306	33	さぬき	(旧志度)	小田	大空	0.75	47	東部林業事務所
306	34	さぬき	(旧志度)	小田	釜居谷	0.45	1	東部林業事務所
307	1	さぬき	寒川	石田西	小倉	1.08	2	東部林業事務所
307	2	さぬき	寒川	石田西	小倉	0.15	11	東部林業事務所
307	3	さぬき	寒川	石田西	小倉	0.60	2	東部林業事務所
307	4	さぬき	寒川	石田西	小倉	1.20	9	東部林業事務所
307	5	さぬき	寒川	石田西	小倉	1.05	18	東部林業事務所
307	6	さぬき	寒川	石田西	小倉	1.80	16	東部林業事務所
307	7	さぬき	寒川	石田西	小倉	0.75	3	東部林業事務所
307	8	さぬき	寒川	石田西	小倉	0.45	6	東部林業事務所
307	9	さぬき	寒川	石田西	小倉	0.00	13	東部林業事務所
307	10	さぬき	寒川	石田西	花ノ山	1.50	3	東部林業事務所
307	11	さぬき	寒川	石田西	花ノ山	1.26	4	東部林業事務所
307	12	さぬき	寒川	石田東	所谷	0.36	9	東部林業事務所
307	13	さぬき	寒川	石田東	養神	0.15	1	東部林業事務所
307	14	さぬき	寒川	石田東	切池	0.60	2	東部林業事務所
307	15	さぬき	寒川	石田東	打見	1.50	0	東部林業事務所
307	16	さぬき	寒川	石田東	切池	0.60	1	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
307	17	さぬき	寒川	石田東	池の内	0.18	11	東部林業事務所
307	18	さぬき	寒川	石田東	板ノ尾	0.30	0	東部林業事務所
307	19	さぬき	寒川	石田東	越太尾	0.75	0	東部林業事務所
307	20	さぬき	寒川	石田東	長尾谷	0.18	0	東部林業事務所
307	21	さぬき	寒川	石田東	長尾谷	1.80	2	東部林業事務所
307	22	さぬき	寒川	石田東	長尾谷	1.92	4	東部林業事務所
307	23	さぬき	寒川	石田東	越太尾	1.95	0	東部林業事務所
307	24	さぬき	寒川	石田東	板ノ尾	0.60	0	東部林業事務所
307	25	さぬき	寒川	石田東	板ノ尾	0.75	13	東部林業事務所
307	26	さぬき	寒川	石田東	東門入	0.45	1	東部林業事務所
307	27	さぬき	寒川	石田東	極楽寺	0.15	45	東部林業事務所
307	28	さぬき	寒川	神前	鹿谷	0.15	88	東部林業事務所
307	29	さぬき	寒川	神前	鹿谷	0.15	41	東部林業事務所
307	30	さぬき	寒川	神前	鹿谷	0.15	118	東部林業事務所
307	31	さぬき	寒川	石田西	小倉	0.30	12	東部林業事務所
307	32	さぬき	寒川	石田東	門入	0.75	8	東部林業事務所
307	33	さぬき	寒川	石田東	門入	0.00	11	東部林業事務所
307	34	さぬき	寒川	石田東	門入	0.90	0	東部林業事務所
307	35	さぬき	寒川	石田東	門入	0.30	2	東部林業事務所
307	36	さぬき	寒川	石田東	門入	0.30	3	東部林業事務所
307	37	さぬき	寒川	石田東	所谷	0.30	4	東部林業事務所
307	38	さぬき	寒川	神前	石井	0.15	0	東部林業事務所
307	39	さぬき	寒川	石田東	東門入	0.24	2	東部林業事務所
308	1	さぬき	(旧長尾)	昭和	白羽	0.60	16	東部林業事務所
308	2	さぬき	(旧長尾)	昭和	白羽	0.24	0	東部林業事務所
308	3	さぬき	(旧長尾)	前山	叶谷	0.30	0	東部林業事務所
308	4	さぬき	(旧長尾)	前山	砂古田	0.30	8	東部林業事務所
308	5	さぬき	(旧長尾)	前山	桜田尾	1.05	7	東部林業事務所
308	6	さぬき	(旧長尾)	前山	兎山	1.50	11	東部林業事務所
308	7	さぬき	(旧長尾)	多和	経座西	0.24	14	東部林業事務所
308	8	さぬき	(旧長尾)	前山	西来栖	0.60	4	東部林業事務所
308	9	さぬき	(旧長尾)	西	下地	0.30	9	東部林業事務所
308	10	さぬき	(旧長尾)	前山	土道路	0.30	1	東部林業事務所
308	11	さぬき	(旧長尾)	前山	土道路	0.90	3	東部林業事務所
308	12	さぬき	(旧長尾)	多和	相草東	0.15	3	東部林業事務所
308	13	さぬき	(旧長尾)	前山	竹谷	1.20	2	東部林業事務所
308	14	さぬき	(旧長尾)	多和	相草上	0.45	0	東部林業事務所
308	15	さぬき	(旧長尾)	多和	助光西	0.00	5	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
308	16	さぬき	(旧長尾)	多和	助光西	0.24	14	東部林業事務所
308	17	さぬき	(旧長尾)	多和	西浦山	0.12	8	東部林業事務所
308	18	さぬき	(旧長尾)	多和	助光西	0.15	6	東部林業事務所
308	19	さぬき	(旧長尾)	多和	助光西	0.15	8	東部林業事務所
308	20	さぬき	(旧長尾)	前山	檜	0.36	2	東部林業事務所
308	21	さぬき	(旧長尾)	多和	力石上	0.27	2	東部林業事務所
308	22	さぬき	(旧長尾)	多和	中山上	0.24	4	東部林業事務所
308	23	さぬき	(旧長尾)	多和	中山上	0.30	6	東部林業事務所
308	24	さぬき	(旧長尾)	多和	中山上	0.30	10	東部林業事務所
308	25	さぬき	(旧長尾)	前山	来栖	0.15	2	東部林業事務所
308	26	さぬき	(旧長尾)	多和	中山中	0.60	1	東部林業事務所
308	27	さぬき	(旧長尾)	多和	楨川	1.62	3	東部林業事務所
308	28	さぬき	(旧長尾)	多和	管谷	0.15	0	東部林業事務所
308	29	さぬき	(旧長尾)	多和	管谷	0.48	0	東部林業事務所
308	30	さぬき	(旧長尾)	多和	管谷	0.72	6	東部林業事務所
308	31	さぬき	(旧長尾)	多和	管谷	0.60	2	東部林業事務所
308	32	さぬき	(旧長尾)	多和	管谷	0.36	0	東部林業事務所
308	33	さぬき	(旧長尾)	多和	兼割	2.40	0	東部林業事務所
308	34	さぬき	(旧長尾)	多和	兼割	1.20	5	東部林業事務所
308	35	さぬき	(旧長尾)	多和	兼割	0.84	8	東部林業事務所
308	36	さぬき	(旧長尾)	多和	兼割	1.98	2	東部林業事務所
308	37	さぬき	(旧長尾)	多和	竹屋敷	0.90	5	東部林業事務所
308	38	さぬき	(旧長尾)	多和	竹屋敷	1.20	0	東部林業事務所
308	39	さぬき	(旧長尾)	多和	東谷	1.20	4	東部林業事務所
308	40	さぬき	(旧長尾)	多和	兼割	1.80	0	東部林業事務所
308	41	さぬき	(旧長尾)	多和	兼割	3.84	0	東部林業事務所
308	42	さぬき	(旧長尾)	多和	東谷	0.75	0	東部林業事務所
308	43	さぬき	(旧長尾)	多和	東谷	1.44	4	東部林業事務所
308	44	さぬき	(旧長尾)	多和	助光東	0.30	3	東部林業事務所
308	45	さぬき	(旧長尾)	多和	青木	0.54	14	東部林業事務所
308	46	さぬき	(旧長尾)	前山	昼寝	0.72	0	東部林業事務所
308	47	さぬき	(旧長尾)	前山	泉ヶ谷	2.16	14	東部林業事務所
308	48	さぬき	(旧長尾)	前山	泉ヶ谷	1.20	0	東部林業事務所
308	49	さぬき	(旧長尾)	前山	青木山	1.68	2	東部林業事務所
308	50	さぬき	(旧長尾)	前山	蛇ノ尾	1.92	2	東部林業事務所
308	51	さぬき	(旧長尾)	前山	西船石	0.72	2	東部林業事務所
308	52	さぬき	(旧長尾)	前山	西船石	0.72	13	東部林業事務所
308	53	さぬき	(旧長尾)	前山	西船石	0.36	13	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
308	54	さぬき	(旧長尾)	前山	西船石	1.08	11	東部林業事務所
308	55	さぬき	(旧長尾)	前山	西船石	1.80	7	東部林業事務所
308	56	さぬき	(旧長尾)	前山	下船石	2.70	9	東部林業事務所
308	57	さぬき	(旧長尾)	前山	以後川	0.00	1	東部林業事務所
308	58	さぬき	(旧長尾)	前山	原田	1.05	5	東部林業事務所
308	59	さぬき	(旧長尾)	前山	来栖	0.45	3	東部林業事務所
308	60	さぬき	(旧長尾)	多和	中山	0.90	8	東部林業事務所
308	61	さぬき	(旧長尾)	前山	上星越	0.60	15	東部林業事務所
308	62	さぬき	(旧長尾)	前山	上星越	0.45	15	東部林業事務所
308	63	さぬき	(旧長尾)	長尾名	鳳凰左古	0.90	0	東部林業事務所
308	64	さぬき	(旧長尾)	長尾名	寺谷	0.84	1	東部林業事務所
308	65	さぬき	(旧長尾)	長尾名	寺谷	0.75	9	東部林業事務所
308	66	さぬき	(旧長尾)	長尾名	寺谷	0.24	2	東部林業事務所
308	67	さぬき	(旧長尾)	長尾東	紙漉	0.42	5	東部林業事務所
308	68	さぬき	(旧長尾)	長尾東	紙漉	0.45	0	東部林業事務所
308	69	さぬき	(旧長尾)	造田是弘	甲沢福	0.72	23	東部林業事務所
308	70	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	西沢乙	0.24	75	東部林業事務所
308	71	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	相部	0.15	26	東部林業事務所
308	72	さぬき	(旧長尾)	昭和	白羽	0.60	16	東部林業事務所
308	73	さぬき	(旧長尾)	昭和	白羽	0.15	4	東部林業事務所
308	74	さぬき	(旧長尾)	昭和	白羽	0.60	14	東部林業事務所
308	75	さぬき	(旧長尾)	前山	中津	0.00	5	東部林業事務所
308	76	さぬき	(旧長尾)	前山	土道路	0.00	3	東部林業事務所
308	77	さぬき	(旧長尾)	多和	石力	0.15	0	東部林業事務所
308	78	さぬき	(旧長尾)	多和	菅谷	0.60	1	東部林業事務所
308	79	さぬき	(旧長尾)	前山	上星越	0.45	1	東部林業事務所
308	80	さぬき	(旧長尾)	前山	山田	0.15	15	東部林業事務所
308	81	さぬき	(旧長尾)	前山	大井谷	0.00	30	東部林業事務所
308	82	さぬき	(旧長尾)	前山	中津	0.00	0	東部林業事務所
308	83	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	岩手	0.30	5	東部林業事務所
308	84	さぬき	(旧長尾)	多和	管谷	0.03	8	東部林業事務所
301	1	東かがわ	(旧引田)	小海	近守	1.50	0	東部林業事務所
301	2	東かがわ	(旧引田)	小海	近守	0.60	1	東部林業事務所
301	3	東かがわ	(旧引田)	小海	近守	0.24	0	東部林業事務所
301	4	東かがわ	(旧引田)	小海	近守	0.45	10	東部林業事務所
301	5	東かがわ	(旧引田)	小海	近守	0.72	0	東部林業事務所
301	6	東かがわ	(旧引田)	小海	近守	0.18	0	東部林業事務所
301	7	東かがわ	(旧引田)	小海	柞谷	1.65	31	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
301	8	東かがわ	(旧引田)	小海	柞谷	0.99	53	東部林業事務所
301	9	東かがわ	(旧引田)	小海	別惣	1.20	7	東部林業事務所
301	10	東かがわ	(旧引田)	小海	別惣	1.20	4	東部林業事務所
301	11	東かがわ	(旧引田)	小海	別惣	1.08	15	東部林業事務所
301	12	東かがわ	(旧引田)	小海	別惣	1.35	0	東部林業事務所
301	13	東かがわ	(旧引田)	小海	別惣	1.05	0	東部林業事務所
301	14	東かがわ	(旧引田)	小海	松崎	0.36	8	東部林業事務所
301	15	東かがわ	(旧引田)	小海	松崎	0.72	40	東部林業事務所
301	16	東かがわ	(旧引田)	小海	松崎	0.63	42	東部林業事務所
301	17	東かがわ	(旧引田)	小海	松崎	0.00	11	東部林業事務所
301	18	東かがわ	(旧引田)	小海	松崎	0.27	0	東部林業事務所
301	19	東かがわ	(旧引田)	小海	川原谷	3.15	89	東部林業事務所
301	20	東かがわ	(旧引田)	小海	川原谷	0.90	1	東部林業事務所
301	21	東かがわ	(旧引田)	引田	辻田	0.09	22	東部林業事務所
301	22	東かがわ	(旧引田)	引田	辻田	0.36	0	東部林業事務所
301	23	東かがわ	(旧引田)	引田	辻田	1.20	7	東部林業事務所
301	24	東かがわ	(旧引田)	吉田	石引	1.05	0	東部林業事務所
301	25	東かがわ	(旧引田)	吉田	石引	0.00	44	東部林業事務所
301	26	東かがわ	(旧引田)	吉田	石引	0.90	1	東部林業事務所
301	27	東かがわ	(旧引田)	吉田	石引	0.15	7	東部林業事務所
301	28	東かがわ	(旧引田)	川股	川西	0.15	14	東部林業事務所
301	29	東かがわ	(旧引田)	川股	川西	1.20	50	東部林業事務所
301	30	東かがわ	(旧引田)	川股	川西	0.75	9	東部林業事務所
301	31	東かがわ	(旧引田)	川股	川西	0.15	2	東部林業事務所
301	32	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	0.09	1	東部林業事務所
301	33	東かがわ	(旧引田)	川股	千足	0.45	1	東部林業事務所
301	34	東かがわ	(旧引田)	川股	千足	0.30	0	東部林業事務所
301	35	東かがわ	(旧引田)	川股	千足	0.30	0	東部林業事務所
301	36	東かがわ	(旧引田)	川股	千足	0.60	0	東部林業事務所
301	37	東かがわ	(旧引田)	川股	千足	0.00	0	東部林業事務所
301	38	東かがわ	(旧引田)	川股	千足	0.45	0	東部林業事務所
301	39	東かがわ	(旧引田)	川股	千足	0.63	0	東部林業事務所
301	40	東かがわ	(旧引田)	川股	千足	0.30	0	東部林業事務所
301	41	東かがわ	(旧引田)	川股	千足	1.68	0	東部林業事務所
301	42	東かがわ	(旧引田)	川股	千足	0.45	0	東部林業事務所
301	43	東かがわ	(旧引田)	川股	千足	2.25	0	東部林業事務所
301	44	東かがわ	(旧引田)	川股	千足	0.84	0	東部林業事務所
301	45	東かがわ	(旧引田)	川股	千足	2.64	18	東部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
301	46	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	0.60	0	東部林業事務所
301	47	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	0.60	0	東部林業事務所
301	48	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	1.80	4	東部林業事務所
301	49	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	0.18	0	東部林業事務所
301	50	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	0.48	0	東部林業事務所
301	51	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	0.36	0	東部林業事務所
301	52	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	0.21	0	東部林業事務所
301	53	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	1.89	0	東部林業事務所
301	54	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	1.50	1	東部林業事務所
301	55	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	1.80	7	東部林業事務所
301	56	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	0.30	0	東部林業事務所
301	57	東かがわ	(旧引田)	川股	下所	1.26	2	東部林業事務所
301	58	東かがわ	(旧引田)	川股	上所	1.20	28	東部林業事務所
301	59	東かがわ	(旧引田)	川股	上所	0.75	0	東部林業事務所
301	60	東かがわ	(旧引田)	黒羽	南山	0.75	1	東部林業事務所
301	61	東かがわ	(旧引田)	黒羽	南山	1.35	0	東部林業事務所
301	62	東かがわ	(旧引田)	黒羽	南山	0.45	55	東部林業事務所
301	63	東かがわ	(旧引田)	黒羽	南山	0.45	2	東部林業事務所
301	64	東かがわ	(旧引田)	黒羽	南山	1.05	0	東部林業事務所
301	65	東かがわ	(旧引田)	黒羽	南山	1.35	0	東部林業事務所
301	66	東かがわ	(旧引田)	南野	宗極	0.45	0	東部林業事務所
301	67	東かがわ	(旧引田)	南野	宗極	1.50	0	東部林業事務所
301	68	東かがわ	(旧引田)	坂元	上小坂	0.96	0	東部林業事務所
301	69	東かがわ	(旧引田)	坂元	上小坂	0.72	21	東部林業事務所
301	70	東かがわ	(旧引田)	坂元	開	0.90	0	東部林業事務所
301	71	東かがわ	(旧引田)	坂元	開	0.30	4	東部林業事務所
301	72	東かがわ	(旧引田)	坂元	開	0.45	0	東部林業事務所
301	73	東かがわ	(旧引田)	引田	塩屋	0.30	0	東部林業事務所
301	74	東かがわ	(旧引田)	引田	塩屋	0.60	0	東部林業事務所
301	75	東かがわ	(旧引田)	小海	川北	0.30	3	東部林業事務所
301	76	東かがわ	(旧引田)	小海	川北	0.45	4	東部林業事務所
301	77	東かがわ	(旧引田)	小海	北谷	0.45	8	東部林業事務所
301	78	東かがわ	(旧引田)	小海	北谷	0.45	0	東部林業事務所
301	79	東かがわ	(旧引田)	小海	北谷	0.90	0	東部林業事務所
301	80	東かがわ	(旧引田)	小海	北谷	0.15	2	東部林業事務所
301	81	東かがわ	(旧引田)	小海	北谷	0.90	6	東部林業事務所
301	82	東かがわ	(旧引田)	小海	北谷	0.30	0	東部林業事務所
301	83	東かがわ	(旧引田)	小海	北谷	0.09	0	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
301	84	東かがわ	(旧引田)	小海	北谷	0.75	0	東部林業事務所
301	85	東かがわ	(旧引田)	小海	近守	0.60	11	東部林業事務所
301	86	東かがわ	(旧引田)	小海	近守	0.90	0	東部林業事務所
301	87	東かがわ	(旧引田)	小海	近守	0.30	4	東部林業事務所
301	88	東かがわ	(旧引田)	小海	近守	0.90	0	東部林業事務所
301	89	東かがわ	(旧引田)	小海	近守	0.18	2	東部林業事務所
301	90	東かがわ	(旧引田)	川股	川西	0.75	12	東部林業事務所
301	91	東かがわ	(旧引田)	川股	千足	0.30	0	東部林業事務所
301	92	東かがわ	(旧引田)	小海	川北	0.15	81	東部林業事務所
301	93	東かがわ	(旧引田)	小海	川北	0.15	0	東部林業事務所
301	94	東かがわ	(旧引田)	小海	川北	0.30	0	東部林業事務所
301	95	東かがわ	(旧引田)	黒羽	南山	0.30	39	東部林業事務所
302	1	東かがわ	(旧白鳥)	五名	中堂床	0.75	2	東部林業事務所
302	2	東かがわ	(旧白鳥)	五名	中堂床	0.60	0	東部林業事務所
302	3	東かがわ	(旧白鳥)	五名	星越	0.09	1	東部林業事務所
302	4	東かがわ	(旧白鳥)	五名	上裏	0.36	8	東部林業事務所
302	5	東かがわ	(旧白鳥)	五名	鈴竹	0.45	7	東部林業事務所
302	6	東かがわ	(旧白鳥)	五名	木屋ヶ谷	1.20	7	東部林業事務所
302	7	東かがわ	(旧白鳥)	五名	藤ヶ野	0.30	0	東部林業事務所
302	8	東かがわ	(旧白鳥)	五名	藤ヶ野	0.60	0	東部林業事務所
302	9	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	端	0.18	2	東部林業事務所
302	10	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	端	0.27	2	東部林業事務所
302	11	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	南谷	0.18	1	東部林業事務所
302	12	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	南谷	1.50	0	東部林業事務所
302	13	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	南谷	1.20	2	東部林業事務所
302	14	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	南谷	1.20	6	東部林業事務所
302	15	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	南谷	0.30	3	東部林業事務所
302	16	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	定久	2.55	31	東部林業事務所
302	17	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	寛四	1.80	0	東部林業事務所
302	18	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	寛四	0.00	3	東部林業事務所
302	19	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	下山	1.05	12	東部林業事務所
302	20	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	正守	2.55	5	東部林業事務所
302	21	東かがわ	(旧白鳥)	与田山	定国	0.81	9	東部林業事務所
302	22	東かがわ	(旧白鳥)	与田山	定国	0.30	57	東部林業事務所
302	23	東かがわ	(旧白鳥)	与田山	森兼	2.40	0	東部林業事務所
302	24	東かがわ	(旧白鳥)	与田山	森兼	1.05	0	東部林業事務所
302	25	東かがわ	(旧白鳥)	与田山	行成	0.09	0	東部林業事務所
302	26	東かがわ	(旧白鳥)	与田山	行成	2.10	2	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
302	27	東かがわ	(旧白鳥)	与田山	乗次	1.05	6	東部林業事務所
302	28	東かがわ	(旧白鳥)	西山	兼弘	1.20	0	東部林業事務所
302	29	東かがわ	(旧白鳥)	西山	兼弘	0.48	0	東部林業事務所
302	30	東かがわ	(旧白鳥)	西山	兼弘	0.24	2	東部林業事務所
302	31	東かがわ	(旧白鳥)	西山	兼弘	0.27	8	東部林業事務所
302	32	東かがわ	(旧白鳥)	西山	清房	1.50	0	東部林業事務所
302	33	東かがわ	(旧白鳥)	西山	宮奥	0.72	10	東部林業事務所
302	34	東かがわ	(旧白鳥)	東山	狩居川	0.60	0	東部林業事務所
302	35	東かがわ	(旧白鳥)	東山	狩居川	0.54	0	東部林業事務所
302	36	東かがわ	(旧白鳥)	東山	友国	1.20	13	東部林業事務所
302	37	東かがわ	(旧白鳥)	東山	友国	2.10	1	東部林業事務所
302	38	東かがわ	(旧白鳥)	東山	友国	1.20	1	東部林業事務所
302	39	東かがわ	(旧白鳥)	東山	薄木	2.10	16	東部林業事務所
302	40	東かがわ	(旧白鳥)	東山	友村	0.45	4	東部林業事務所
302	41	東かがわ	(旧白鳥)	東山	友村	0.45	3	東部林業事務所
302	42	東かがわ	(旧白鳥)	東山	友村	0.00	2	東部林業事務所
302	43	東かがわ	(旧白鳥)	帰来	奥帰来	0.18	0	東部林業事務所
302	44	東かがわ	(旧白鳥)	白鳥	笠屋	0.06	0	東部林業事務所
302	45	東かがわ	(旧白鳥)	東山	友村	0.45	0	東部林業事務所
302	46	東かがわ	(旧白鳥)	白鳥	四房	0.00	5	東部林業事務所
302	47	東かがわ	(旧白鳥)	白鳥	四房	0.12	4	東部林業事務所
302	48	東かがわ	(旧白鳥)	白鳥	四房	0.06	0	東部林業事務所
302	49	東かがわ	(旧白鳥)	白鳥	四房	0.60	44	東部林業事務所
302	50	東かがわ	(旧白鳥)	白鳥	四房	0.30	39	東部林業事務所
302	51	東かがわ	(旧白鳥)	白鳥	四房	1.05	137	東部林業事務所
302	52	東かがわ	(旧白鳥)	東山	友村	0.54	644	東部林業事務所
302	53	東かがわ	(旧白鳥)	白鳥	久詰	0.30	0	東部林業事務所
302	54	東かがわ	(旧白鳥)	帰来	奥帰来	0.15	0	東部林業事務所
302	55	東かがわ	(旧白鳥)	帰来	奥帰来	0.15	0	東部林業事務所
302	56	東かがわ	(旧白鳥)	帰来	奥帰来	0.75	0	東部林業事務所
302	57	東かがわ	(旧白鳥)	帰来	奥帰来	0.60	0	東部林業事務所
302	58	東かがわ	(旧白鳥)	帰来	奥帰来	0.75	15	東部林業事務所
302	59	東かがわ	(旧白鳥)	白鳥	久詰	0.60	3	東部林業事務所
302	60	東かがわ	(旧白鳥)	帰来	奥帰来	0.45	2	東部林業事務所
302	61	東かがわ	(旧白鳥)	伊座	水任	0.48	6	東部林業事務所
302	62	東かがわ	(旧白鳥)	伊座	政本	0.45	0	東部林業事務所
302	63	東かがわ	(旧白鳥)	松原	竹谷	0.54	3	東部林業事務所
302	64	東かがわ	(旧白鳥)	湊	山下	0.18	12	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
302	65	東かがわ	(旧白鳥)	白鳥	西藤井	0.60	11	東部林業事務所
302	66	東かがわ	(旧白鳥)	西山	山下	0.00	3	東部林業事務所
302	67	東かがわ	(旧白鳥)	西山	山下	0.30	1	東部林業事務所
302	68	東かがわ	(旧白鳥)	西山	山下	0.30	1	東部林業事務所
302	69	東かがわ	(旧白鳥)	西山	山下	1.35	125	東部林業事務所
302	70	東かがわ	(旧白鳥)	西山	山下	1.05	18	東部林業事務所
302	71	東かがわ	(旧白鳥)	与田山	森兼	1.65	3	東部林業事務所
302	72	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	宗心	0.60	1	東部林業事務所
302	73	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	宗心	1.20	0	東部林業事務所
302	74	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	宗心	0.00	0	東部林業事務所
302	75	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	宗心	0.75	15	東部林業事務所
302	76	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	上末国	0.15	14	東部林業事務所
302	77	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	上末国	0.90	5	東部林業事務所
302	78	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	上末国	1.50	3	東部林業事務所
302	79	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	端	1.20	7	東部林業事務所
302	80	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	端	0.48	5	東部林業事務所
302	81	東かがわ	(旧白鳥)	五名	峰四郎	1.50	3	東部林業事務所
302	82	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日根下	1.05	12	東部林業事務所
302	83	東かがわ	(旧白鳥)	五名	滑良	0.90	8	東部林業事務所
302	84	東かがわ	(旧白鳥)	五名	太郎	1.35	6	東部林業事務所
302	85	東かがわ	(旧白鳥)	五名	空ノ奥	0.90	12	東部林業事務所
302	86	東かがわ	(旧白鳥)	五名	桑内	0.90	8	東部林業事務所
302	87	東かがわ	(旧白鳥)	五名	掛橋	0.75	14	東部林業事務所
302	88	東かがわ	(旧白鳥)	五名	堂床	0.90	2	東部林業事務所
302	89	東かがわ	(旧白鳥)	五名	杖立	1.20	6	東部林業事務所
302	90	東かがわ	(旧白鳥)	五名	杖立	0.90	9	東部林業事務所
302	91	東かがわ	(旧白鳥)	五名	小通	0.09	6	東部林業事務所
302	92	東かがわ	(旧白鳥)	五名	小通	1.65	16	東部林業事務所
302	93	東かがわ	(旧白鳥)	五名	茂津田西	0.09	4	東部林業事務所
302	94	東かがわ	(旧白鳥)	五名	茂津田西	0.27	4	東部林業事務所
302	95	東かがわ	(旧白鳥)	五名	茂津田西	0.60	4	東部林業事務所
302	96	東かがわ	(旧白鳥)	五名	茂津田西	0.90	3	東部林業事務所
302	97	東かがわ	(旧白鳥)	五名	東原	1.35	2	東部林業事務所
302	98	東かがわ	(旧白鳥)	五名	間土	0.36	2	東部林業事務所
302	99	東かがわ	(旧白鳥)	五名	大家下	0.09	3	東部林業事務所
302	100	東かがわ	(旧白鳥)	五名	空角上	0.27	11	東部林業事務所
302	101	東かがわ	(旧白鳥)	五名	空角上	0.60	4	東部林業事務所
302	102	東かがわ	(旧白鳥)	五名	前原	0.18	2	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
302	103	東かがわ	(旧白鳥)	五名	杖立東丸	0.60	2	東部林業事務所
302	104	東かがわ	(旧白鳥)	五名	西柳谷	0.90	2	東部林業事務所
302	105	東かがわ	(旧白鳥)	五名	滝ノ上	0.60	0	東部林業事務所
302	106	東かがわ	(旧白鳥)	五名	蔵本	0.36	6	東部林業事務所
302	107	東かがわ	(旧白鳥)	五名	蔵本	0.30	5	東部林業事務所
302	108	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日塚	0.75	0	東部林業事務所
302	109	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	大櫓	0.27	2	東部林業事務所
302	110	東かがわ	(旧白鳥)	五名	西ヶ谷	0.45	0	東部林業事務所
302	111	東かがわ	(旧白鳥)	五名	甫ヶ谷	0.45	6	東部林業事務所
302	112	東かがわ	(旧白鳥)	五名	甫ヶ谷	0.18	0	東部林業事務所
302	113	東かがわ	(旧白鳥)	五名	東風原	0.48	13	東部林業事務所
302	114	東かがわ	(旧白鳥)	五名	東風原	0.00	4	東部林業事務所
302	115	東かがわ	(旧白鳥)	五名	東風原	0.60	6	東部林業事務所
302	116	東かがわ	(旧白鳥)	五名	北ノ谷	0.45	6	東部林業事務所
302	117	東かがわ	(旧白鳥)	五名	星越	0.45	6	東部林業事務所
302	118	東かがわ	(旧白鳥)	五名	星越	0.00	6	東部林業事務所
302	119	東かがわ	(旧白鳥)	五名	星越	0.15	4	東部林業事務所
302	120	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	南谷	0.15	0	東部林業事務所
302	121	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	南谷	0.90	2	東部林業事務所
302	122	東かがわ	(旧白鳥)	与田山	森兼	2.55	0	東部林業事務所
302	123	東かがわ	(旧白鳥)	与田山	乗次	1.20	10	東部林業事務所
302	124	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	端	0.60	2	東部林業事務所
302	125	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日下	1.20	0	東部林業事務所
302	126	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日下	0.30	0	東部林業事務所
302	127	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日下	0.90	16	東部林業事務所
302	128	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日下	0.00	8	東部林業事務所
302	129	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日下	0.75	11	東部林業事務所
302	130	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日下	0.45	6	東部林業事務所
302	131	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日下	0.60	3	東部林業事務所
302	132	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日下	0.00	5	東部林業事務所
302	133	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日下	0.00	7	東部林業事務所
302	134	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日下	0.00	8	東部林業事務所
302	135	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日下	1.50	0	東部林業事務所
302	136	東かがわ	(旧白鳥)	五名	西ノ尾	1.05	1	東部林業事務所
302	137	東かがわ	(旧白鳥)	五名	上浦	0.60	1	東部林業事務所
302	138	東かがわ	(旧白鳥)	東山	友国	0.30	9	東部林業事務所
302	139	東かがわ	(旧白鳥)	入野山	大櫓	0.30	5	東部林業事務所
302	140	東かがわ	(旧白鳥)	五名	甫ヶ谷	0.60	5	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
302	141	東かがわ	(旧白鳥)	東山	友村	0.15	9	東部林業事務所
302	142	東かがわ	(旧白鳥)	五名	日下	0.15	2	東部林業事務所
302	143	東かがわ	(旧白鳥)	与田山	天王	0.61	13	東部林業事務所
302	144	東かがわ	(旧白鳥)	与田山	天王-2	0.56	26	東部林業事務所
303	1	東かがわ	(旧大内)	馬篠	馬篠	0.09	6	東部林業事務所
303	2	東かがわ	(旧大内)	馬篠	馬篠	0.45	79	東部林業事務所
303	3	東かがわ	(旧大内)	馬篠	北山	0.06	35	東部林業事務所
303	4	東かがわ	(旧大内)	馬篠	北山	0.12	21	東部林業事務所
303	5	東かがわ	(旧大内)	馬篠	北山	0.27	10	東部林業事務所
303	6	東かがわ	(旧大内)	馬篠	北山	0.09	35	東部林業事務所
303	7	東かがわ	(旧大内)	小磯	北山	0.27	7	東部林業事務所
303	8	東かがわ	(旧大内)	小磯	袖掛	0.60	5	東部林業事務所
303	9	東かがわ	(旧大内)	小磯	浦池	0.00	7	東部林業事務所
303	10	東かがわ	(旧大内)	小磯	小磯	0.45	128	東部林業事務所
303	11	東かがわ	(旧大内)	大谷	不動池谷	0.90	35	東部林業事務所
303	12	東かがわ	(旧大内)	大谷	釈王寺谷	0.75	151	東部林業事務所
303	13	東かがわ	(旧大内)	町田	喜定	0.18	8	東部林業事務所
303	14	東かがわ	(旧大内)	土居	王子池谷	0.18	3	東部林業事務所
303	15	東かがわ	(旧大内)	小砂	小砂	0.15	0	東部林業事務所
303	16	東かがわ	(旧大内)	小砂	小砂	0.30	30	東部林業事務所
303	17	東かがわ	(旧大内)	小砂	小砂	1.20	5	東部林業事務所
303	18	東かがわ	(旧大内)	中山	中山	0.90	9	東部林業事務所
303	19	東かがわ	(旧大内)	中山	造田池谷	0.90	0	東部林業事務所
303	20	東かがわ	(旧大内)	三殿	三殿谷	0.00	2	東部林業事務所
303	21	東かがわ	(旧大内)	三殿	造田池谷	0.60	0	東部林業事務所
303	22	東かがわ	(旧大内)	水主	安鹿	0.60	22	東部林業事務所
303	23	東かがわ	(旧大内)	水主	安鹿	0.00	6	東部林業事務所
303	24	東かがわ	(旧大内)	水主	大社	1.20	82	東部林業事務所
303	25	東かがわ	(旧大内)	水主	西内	0.60	12	東部林業事務所
303	26	東かがわ	(旧大内)	水主	那智神社	0.75	12	東部林業事務所
303	27	東かがわ	(旧大内)	水主	向ヶ原	1.05	1	東部林業事務所
303	28	東かがわ	(旧大内)	水主	国安	0.45	1	東部林業事務所
303	29	東かがわ	(旧大内)	水主	国安	0.75	8	東部林業事務所
303	30	東かがわ	(旧大内)	水主	国安	0.24	2	東部林業事務所
303	31	東かがわ	(旧大内)	水主	笠松	0.90	22	東部林業事務所
303	32	東かがわ	(旧大内)	水主	南笠松	1.05	4	東部林業事務所
303	33	東かがわ	(旧大内)	水主	笠松	1.35	10	東部林業事務所
303	34	東かがわ	(旧大内)	水主	忠田橋	1.05	4	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
303	35	東かがわ	(旧大内)	水主	忠田橋	1.20	5	東部林業事務所
303	36	東かがわ	(旧大内)	水主	不動堂	1.80	22	東部林業事務所
303	37	東かがわ	(旧大内)	水主	様松	2.85	7	東部林業事務所
303	38	東かがわ	(旧大内)	水主	明神池谷	1.35	0	東部林業事務所
303	39	東かがわ	(旧大内)	水主	宮内	1.50	18	東部林業事務所
303	40	東かがわ	(旧大内)	水主	風呂	0.75	20	東部林業事務所
303	41	東かがわ	(旧大内)	水主	別所	0.30	81	東部林業事務所
303	42	東かがわ	(旧大内)	水主	別所	0.24	42	東部林業事務所
303	43	東かがわ	(旧大内)	水主	別所	1.50	72	東部林業事務所
303	44	東かがわ	(旧大内)	川東	夫婦池谷	0.12	5	東部林業事務所
303	45	東かがわ	(旧大内)	川東	原間西谷	1.20	43	東部林業事務所
303	46	東かがわ	(旧大内)	川東	原間谷	0.09	0	東部林業事務所
303	47	東かがわ	(旧大内)	川東	原間谷	0.90	0	東部林業事務所
303	48	東かがわ	(旧大内)	馬篠	馬篠	0.15	0	東部林業事務所
303	49	東かがわ	(旧大内)	三殿	三殿	0.60	4	東部林業事務所
303	50	東かがわ	(旧大内)	町田	-	1.35	2	東部林業事務所
303	51	東かがわ	(旧大内)	水主	笠松	0.45	2	東部林業事務所
303	52	東かがわ	(旧大内)	水主	-	0.30	0	東部林業事務所
303	53	東かがわ	(旧大内)	水主	-	0.15	0	東部林業事務所
303	54	東かがわ	(旧大内)	水主	水主第2	0.30	15	東部林業事務所
303	55	東かがわ	(旧大内)	水主	水主第2	0.15	0	東部林業事務所
303	56	東かがわ	(旧大内)	水主	水主第2	0.00	10	東部林業事務所
303	57	東かがわ	(旧大内)	水主	水主第2	0.15	1	東部林業事務所
303	58	東かがわ	(旧大内)	水主	水主第2	0.15	1	東部林業事務所
421	1	三豊	高瀬	比地	北郷	0.38	610	西部林業事務所
421	2	三豊	高瀬	比地	成行	1.46	830	西部林業事務所
421	3	三豊	高瀬	比地	下司	0.87	1,021	西部林業事務所
421	4	三豊	高瀬	上勝間	大池上	0.28	13	西部林業事務所
421	5	三豊	高瀬	羽方	川北	0.21	38	西部林業事務所
421	6	三豊	高瀬	羽方	川北	0.15	40	西部林業事務所
421	7	三豊	高瀬	羽方	向谷	0.29	3	西部林業事務所
421	8	三豊	高瀬	上勝間	深池	0.15	0	西部林業事務所
421	9	三豊	高瀬	上勝間	五歩田	0.68	3	西部林業事務所
421	10	三豊	高瀬	上麻	岩瀬	0.12	3	西部林業事務所
421	11	三豊	高瀬	上麻	岩瀬	0.70	0	西部林業事務所
421	12	三豊	高瀬	上麻	岩瀬	0.71	0	西部林業事務所
421	13	三豊	高瀬	上麻	南山	0.82	1	西部林業事務所
421	14	三豊	高瀬	上麻	上梅	0.61	13	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
421	15	三豊	高瀬	上麻	上梅	0.81	46	西部林業事務所
421	16	三豊	高瀬	上麻	栂ノ木	0.70	6	西部林業事務所
421	17	三豊	高瀬	上麻	栂ノ木	0.96	21	西部林業事務所
421	18	三豊	高瀬	下麻	大吉	0.81	255	西部林業事務所
421	19	三豊	高瀬	下麻	大吉	1.14	186	西部林業事務所
421	20	三豊	高瀬	下麻	宮浦	1.26	212	西部林業事務所
421	21	三豊	高瀬	上勝間	末	0.61	0	西部林業事務所
421	22	三豊	高瀬	上勝間	末	0.09	3	西部林業事務所
421	23	三豊	高瀬	上勝間	西側	0.35	12	西部林業事務所
421	24	三豊	高瀬	上勝間	大道	0.65	6	西部林業事務所
421	25	三豊	高瀬	上勝間	砂古	1.14	0	西部林業事務所
421	26	三豊	高瀬	上勝間	山奥	0.75	0	西部林業事務所
421	27	三豊	高瀬	上高瀬	上之荘	1.03	12	西部林業事務所
421	28	三豊	高瀬	上高瀬	上之荘	0.14	14	西部林業事務所
421	29	三豊	高瀬	上高瀬	上之荘	1.11	33	西部林業事務所
421	30	三豊	高瀬	上高瀬	上之荘	0.17	6	西部林業事務所
421	31	三豊	高瀬	上高瀬	平見	1.05	90	西部林業事務所
421	32	三豊	高瀬	上高瀬	平見	0.08	53	西部林業事務所
421	33	三豊	高瀬	上高瀬	平見	0.60	52	西部林業事務所
422	1	三豊	山本	辻	小松尾	0.85	54	西部林業事務所
422	2	三豊	山本	辻	小松尾	1.37	75	西部林業事務所
422	3	三豊	山本	辻	小松尾	0.51	2	西部林業事務所
422	4	三豊	山本	河内	上河内	0.94	4	西部林業事務所
422	5	三豊	山本	河内	上河内	0.76	0	西部林業事務所
422	6	三豊	山本	河内	上河内	0.79	0	西部林業事務所
422	7	三豊	山本	河内	上河内	0.28	0	西部林業事務所
422	8	三豊	山本	河内	上河内	1.09	1	西部林業事務所
422	9	三豊	山本	河内	井出口	0.75	1	西部林業事務所
422	10	三豊	山本	河内	菅ノ谷	0.17	0	西部林業事務所
422	11	三豊	山本	河内	菅ノ谷	1.22	2	西部林業事務所
422	12	三豊	山本	河内	菅ノ谷	1.88	0	西部林業事務所
422	13	三豊	山本	河内	菅ノ谷	0.89	2	西部林業事務所
422	14	三豊	山本	河内	正体	0.97	2	西部林業事務所
422	15	三豊	山本	河内	長野	1.30	0	西部林業事務所
422	16	三豊	山本	河内	長野	1.10	0	西部林業事務所
422	17	三豊	山本	河内	長野	1.25	3	西部林業事務所
422	18	三豊	山本	河内	長野	1.19	6	西部林業事務所
422	19	三豊	山本	河内	蜂ヶ谷	0.36	0	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
422	20	三豊	山本	河内	蜂ヶ谷	0.12	3	西部林業事務所
422	21	三豊	山本	河内	蜂ヶ谷	0.12	0	西部林業事務所
422	22	三豊	山本	河内	井出口	2.11	6	西部林業事務所
422	23	三豊	山本	河内	上河内	0.32	6	西部林業事務所
422	24	三豊	山本	神田	土井	1.04	8	西部林業事務所
422	25	三豊	山本	神田	南立石	1.53	5	西部林業事務所
422	26	三豊	山本	大野	砂古	0.89	1	西部林業事務所
422	27	三豊	山本	大野	長瀬	0.04	6	西部林業事務所
422	28	三豊	山本	大野	長瀬	0.30	0	西部林業事務所
422	29	三豊	山本	大野	長瀬	0.86	0	西部林業事務所
422	30	三豊	山本	河内	逆瀬	0.66	1	西部林業事務所
422	31	三豊	山本	河内	菅之谷	0.39	0	西部林業事務所
422	32	三豊	山本	河内	菅之谷	0.20	4	西部林業事務所
422	33	三豊	山本	河内	菅之谷	0.27	4	西部林業事務所
422	34	三豊	山本	河内	長野二	0.82	3	西部林業事務所
422	35	三豊	山本	河内	長野一	0.28	11	西部林業事務所
423	1	三豊	三野	吉津	大原	0.80	794	西部林業事務所
423	2	三豊	三野	吉津	北村	0.11	891	西部林業事務所
423	3	三豊	三野	吉津	正本	0.24	139	西部林業事務所
423	4	三豊	三野	吉津	円道	0.13	10	西部林業事務所
423	5	三豊	三野	吉津	山越	0.50	158	西部林業事務所
423	6	三豊	三野	大見	大道	0.51	32	西部林業事務所
423	7	三豊	三野	大見	道免	0.31	793	西部林業事務所
423	8	三豊	三野	大見	鳥坂	0.57	232	西部林業事務所
423	9	三豊	三野	大見	大門	0.18	14	西部林業事務所
423	10	三豊	三野	大見	天道	0.30	7	西部林業事務所
423	11	三豊	三野	大見	西大見	0.55	58	西部林業事務所
423	12	三豊	三野	大見	西大見	0.50	42	西部林業事務所
425	1	三豊	豊中	比地大	宮下	1.00	7	西部林業事務所
425	2	三豊	豊中	比地大	池内	1.37	31	西部林業事務所
425	3	三豊	豊中	下高野	北	1.91	1,022	西部林業事務所
425	4	三豊	豊中	下高野	北	1.76	1,100	西部林業事務所
425	5	三豊	豊中	岡本	桑山	0.74	504	西部林業事務所
425	6	三豊	豊中	岡本	桑山	0.34	292	西部林業事務所
425	7	三豊	豊中	岡本	八幡	1.20	24	西部林業事務所
425	8	三豊	豊中	岡本	谷	0.53	386	西部林業事務所
425	9	三豊	豊中	笠田笠岡	新屋敷	0.40	21	西部林業事務所
426	1	三豊	詫間	生里	仁老浜	0.23	4	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
426	2	三豊	詫間	生里	生里	0.40	47	西部林業事務所
426	3	三豊	詫間	生里	生里	0.48	85	西部林業事務所
426	4	三豊	詫間	箱	生里	0.11	49	西部林業事務所
426	5	三豊	詫間	大浜	肥地木	0.40	69	西部林業事務所
426	6	三豊	詫間	大浜	笹谷	0.79	3	西部林業事務所
426	7	三豊	詫間	大浜	灘	0.07	4	西部林業事務所
426	8	三豊	詫間	大浜	銀根	0.62	0	西部林業事務所
426	9	三豊	詫間	大浜	銀根	0.06	4	西部林業事務所
426	10	三豊	詫間	大浜	銀根	0.53	21	西部林業事務所
426	11	三豊	詫間	大浜	錦根	0.33	9	西部林業事務所
426	12	三豊	詫間	大浜	艾	0.77	15	西部林業事務所
426	13	三豊	詫間	大浜	艾	0.92	17	西部林業事務所
426	14	三豊	詫間	大浜	上川	0.68	241	西部林業事務所
426	15	三豊	詫間	大浜	上川	0.88	236	西部林業事務所
426	16	三豊	詫間	大浜	大浜	0.53	13	西部林業事務所
426	17	三豊	詫間	大浜	名部戸	0.14	18	西部林業事務所
426	18	三豊	詫間	大浜	野田	0.29	0	西部林業事務所
426	19	三豊	詫間	大浜	名部戸	0.50	39	西部林業事務所
426	20	三豊	詫間	大浜	名部戸	1.13	55	西部林業事務所
426	21	三豊	詫間	大浜	名部戸	0.63	47	西部林業事務所
426	22	三豊	詫間	大浜	細谷	0.96	99	西部林業事務所
426	23	三豊	詫間	大浜	細谷	0.76	7	西部林業事務所
426	24	三豊	詫間	松崎	水出	0.07	39	西部林業事務所
426	25	三豊	詫間	松崎	水出	0.61	50	西部林業事務所
426	26	三豊	詫間	松崎	松崎	0.16	117	西部林業事務所
426	27	三豊	詫間	詫間	田井	0.44	165	西部林業事務所
426	28	三豊	詫間	詫間	田井	0.84	35	西部林業事務所
426	29	三豊	詫間	詫間	本村上	0.18	24	西部林業事務所
426	30	三豊	詫間	詫間	本村上	1.94	30	西部林業事務所
426	31	三豊	詫間	詫間	須田西	1.13	46	西部林業事務所
426	32	三豊	詫間	詫間	須田西	0.18	10	西部林業事務所
426	33	三豊	詫間	詫間	香田東	1.20	39	西部林業事務所
426	34	三豊	詫間	詫間	香田東	1.41	110	西部林業事務所
426	35	三豊	詫間	香田	楠抗	0.56	2	西部林業事務所
426	36	三豊	詫間	香田	香田西	0.56	75	西部林業事務所
426	37	三豊	詫間	香田	香田西	0.46	11	西部林業事務所
426	38	三豊	詫間	香田	香田西	0.55	48	西部林業事務所
426	39	三豊	詫間	香田	香田西	0.25	21	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
426	40	三豊	詫間	香田	楠浜	0.04	0	西部林業事務所
426	41	三豊	詫間	香田	楠浜	0.55	3	西部林業事務所
426	42	三豊	詫間	大浜	恵美	0.23	6	西部林業事務所
426	43	三豊	詫間	大浜	恵美	0.66	7	西部林業事務所
426	44	三豊	詫間	大浜	船越	0.56	2	西部林業事務所
426	45	三豊	詫間	大浜	船越	0.08	24	西部林業事務所
426	46	三豊	詫間	大浜	木峯	0.44	21	西部林業事務所
426	47	三豊	詫間	積	南柳	0.24	5	西部林業事務所
426	48	三豊	詫間	積	南柳	0.37	35	西部林業事務所
426	49	三豊	詫間	積	積中筋	0.54	54	西部林業事務所
426	50	三豊	詫間	積	黒崎	0.81	6	西部林業事務所
426	51	三豊	詫間	積	小久保	1.26	15	西部林業事務所
426	52	三豊	詫間	積	積新田	1.57	5	西部林業事務所
426	53	三豊	詫間	箱	箱新田	0.45	31	西部林業事務所
426	54	三豊	詫間	箱	中谷	0.94	47	西部林業事務所
426	55	三豊	詫間	栗島	竹ヶ浦	0.06	19	西部林業事務所
426	56	三豊	詫間	栗島	姫路	0.46	1	西部林業事務所
427	1	三豊	仁尾	仁尾	曾保	1.59	96	西部林業事務所
427	2	三豊	仁尾	仁尾	曾保	0.69	19	西部林業事務所
427	3	三豊	仁尾	仁尾	曾保	0.50	85	西部林業事務所
427	4	三豊	仁尾	仁尾	曾保	0.73	22	西部林業事務所
427	5	三豊	仁尾	仁尾	丸山	0.28	31	西部林業事務所
427	6	三豊	仁尾	仁尾	南草木	1.37	207	西部林業事務所
427	7	三豊	仁尾	仁尾	千代	1.00	19	西部林業事務所
427	8	三豊	仁尾	仁尾	北草木	0.94	103	西部林業事務所
427	9	三豊	仁尾	仁尾	北草木	0.57	21	西部林業事務所
427	10	三豊	仁尾	仁尾	片山	0.23	652	西部林業事務所
427	11	三豊	仁尾	仁尾	加嶺	0.38	59	西部林業事務所
427	12	三豊	仁尾	仁尾	加嶺	1.06	41	西部林業事務所
427	13	三豊	仁尾	仁尾	加嶺	0.09	33	西部林業事務所
427	14	三豊	仁尾	仁尾	中津賀	0.93	799	西部林業事務所
427	15	三豊	仁尾	仁尾	詫間越	0.74	68	西部林業事務所
427	16	三豊	仁尾	仁尾	仁尾ノ上	0.33	152	西部林業事務所
427	17	三豊	仁尾	仁尾	朝日	1.02	29	西部林業事務所
427	18	三豊	仁尾	仁尾	朝日	0.77	237	西部林業事務所
427	19	三豊	仁尾	家ノ浦	上家ノ浦	1.38	20	西部林業事務所
427	20	三豊	仁尾	家ノ浦	上家ノ浦	0.85	24	西部林業事務所
427	21	三豊	仁尾	家ノ浦	下家ノ浦	0.51	3	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
429	1	三豊	財田	財田中	林	1.40	1	西部林業事務所
429	2	三豊	財田	財田中	林	4.13	9	西部林業事務所
429	3	三豊	財田	財田中	道手	1.71	5	西部林業事務所
429	4	三豊	財田	財田中	林	2.02	5	西部林業事務所
429	5	三豊	財田	財田中	泉平	0.50	5	西部林業事務所
429	6	三豊	財田	財田中	泉平	2.66	1	西部林業事務所
429	7	三豊	財田	財田中	泉平	2.21	3	西部林業事務所
429	8	三豊	財田	財田中	山岡	1.71	16	西部林業事務所
429	9	三豊	財田	財田中	山岡	2.06	7	西部林業事務所
429	10	三豊	財田	財田中	山岡	0.14	6	西部林業事務所
429	11	三豊	財田	財田中	山岡	0.92	1	西部林業事務所
429	12	三豊	財田	財田中	山岡	1.08	25	西部林業事務所
429	13	三豊	財田	財田上	椎ノ木	1.12	0	西部林業事務所
429	14	三豊	財田	財田上	南谷	0.99	3	西部林業事務所
429	15	三豊	財田	財田上		0.44	0	西部林業事務所
429	16	三豊	財田	財田上		0.29	0	西部林業事務所
429	17	三豊	財田	財田上	奥ノ谷	0.57	0	西部林業事務所
429	18	三豊	財田	財田上	戸川	1.86	0	西部林業事務所
429	19	三豊	財田	財田上	戸川	1.59	23	西部林業事務所
429	20	三豊	財田	財田上	正宗	1.28	29	西部林業事務所
429	21	三豊	財田	財田上	荒戸	1.41	8	西部林業事務所
429	22	三豊	財田	財田上	昼丹波	0.18	12	西部林業事務所
429	23	三豊	財田	財田上	昼丹波	1.26	1	西部林業事務所
429	24	三豊	財田	財田上	昼丹波	0.34	13	西部林業事務所
429	25	三豊	財田	財田上	野田原	0.12	7	西部林業事務所
429	26	三豊	財田	財田上	野田原	0.74	21	西部林業事務所
429	27	三豊	財田	財田上	山才	1.05	44	西部林業事務所
429	28	三豊	財田	財田上	不老谷	0.80	21	西部林業事務所
429	29	三豊	財田	財田上	山才	0.60	20	西部林業事務所
322	1	小豆	土庄	家浦	中玉	0.72	4	小豆総合事務所
322	2	小豆	土庄	甲生	床島	0.12	0	小豆総合事務所
322	3	小豆	土庄	甲生	床島	0.12	2	小豆総合事務所
322	4	小豆	土庄	甲生	尾子	0.72	2	小豆総合事務所
322	5	小豆	土庄	甲生	暮石	0.27	19	小豆総合事務所
322	6	小豆	土庄	甲生	中摺	0.72	49	小豆総合事務所
322	7	小豆	土庄	甲生	先条	0.36	34	小豆総合事務所
322	8	小豆	土庄	唐櫃	黒岩	0.72	5	小豆総合事務所
322	9	小豆	土庄	唐櫃	浜田	0.27	73	小豆総合事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
322	10	小豆	土庄	唐櫃	高下	0.12	22	小豆総合事務所
322	11	小豆	土庄	唐櫃	檀山	2.25	73	小豆総合事務所
322	12	小豆	土庄	家浦	尾上	0.90	3	小豆総合事務所
322	13	小豆	土庄	家浦	家浦虻	0.12	6	小豆総合事務所
322	14	小豆	土庄	家浦	浦越	0.90	69	小豆総合事務所
322	15	小豆	土庄	家浦	浦越	0.36	57	小豆総合事務所
322	16	小豆	土庄	家浦	家条	0.84	295	小豆総合事務所
322	17	小豆	土庄	家浦	家条	0.45	529	小豆総合事務所
322	18	小豆	土庄	家浦	三本松	0.72	603	小豆総合事務所
322	19	小豆	土庄	家浦	中山	0.60	28	小豆総合事務所
322	20	小豆	土庄	家浦	中村	0.12	425	小豆総合事務所
322	21	小豆	土庄	家浦	井ノ奥	0.36	274	小豆総合事務所
322	22	小豆	土庄	家浦	堂床	1.26	6	小豆総合事務所
322	23	小豆	土庄	家浦	増田	0.12	0	小豆総合事務所
322	24	小豆	土庄	唐櫃	栄山	0.24	24	小豆総合事務所
322	25	小豆	土庄	唐櫃	栄山	0.00	5	小豆総合事務所
322	26	小豆	土庄	伊喜未	別当	0.96	200	小豆総合事務所
322	27	小豆	土庄	伊喜未	アングノ谷	1.44	8	小豆総合事務所
322	28	小豆	土庄	伊喜未	柳ヶ谷	0.96	0	小豆総合事務所
322	29	小豆	土庄	伊喜未	赤羽根	0.90	5	小豆総合事務所
322	30	小豆	土庄	伊喜未	大谷	0.24	17	小豆総合事務所
322	31	小豆	土庄	伊喜未	大谷	0.27	0	小豆総合事務所
322	32	小豆	土庄	伊喜未	大谷	0.12	0	小豆総合事務所
322	33	小豆	土庄	渟崎	妹尾	0.24	0	小豆総合事務所
322	34	小豆	土庄	渟崎	妹尾	0.36	0	小豆総合事務所
322	35	小豆	土庄	渟崎	晩石	0.48	0	小豆総合事務所
322	36	小豆	土庄	渟崎	晩石	0.72	0	小豆総合事務所
322	37	小豆	土庄	渟崎	中ノ谷	0.09	1	小豆総合事務所
322	38	小豆	土庄	渟崎	中ノ谷	0.45	6	小豆総合事務所
322	39	小豆	土庄	渟崎	中ノ谷	0.12	5	小豆総合事務所
322	40	小豆	土庄	渟崎	魚見	0.36	23	小豆総合事務所
322	41	小豆	土庄	渟崎	大開	0.54	245	小豆総合事務所
322	42	小豆	土庄	渟崎	皇踏	0.60	282	小豆総合事務所
322	43	小豆	土庄	渟崎	皇踏	0.60	91	小豆総合事務所
322	44	小豆	土庄	渟崎	皇踏	0.45	493	小豆総合事務所
322	45	小豆	土庄	渟崎	皇踏	0.30	130	小豆総合事務所
322	46	小豆	土庄	上庄	行者原	0.48	341	小豆総合事務所
322	47	小豆	土庄	-	高見山	0.00	119	小豆総合事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
322	48	小豆	土庄	-	大木戸	0.54	100	小豆総合事務所
322	49	小豆	土庄	-	梶木奥	1.44	10	小豆総合事務所
322	50	小豆	土庄	-	申ヶ谷	0.24	20	小豆総合事務所
322	51	小豆	土庄	-	小柚	0.90	1	小豆総合事務所
322	52	小豆	土庄	-	重岩	0.48	3	小豆総合事務所
322	53	小豆	土庄	-	辻石	0.45	2	小豆総合事務所
322	54	小豆	土庄	-	重岩	0.15	0	小豆総合事務所
322	55	小豆	土庄	-	重岩	0.24	3	小豆総合事務所
322	56	小豆	土庄	-	小瀬	0.24	58	小豆総合事務所
322	57	小豆	土庄	-	小瀬	0.45	217	小豆総合事務所
322	58	小豆	土庄	-	蛇谷	0.00	232	小豆総合事務所
322	59	小豆	土庄	-	蛇谷	0.24	177	小豆総合事務所
322	60	小豆	土庄	-	蛇谷	0.30	13	小豆総合事務所
322	61	小豆	土庄	-	蛇谷	0.24	32	小豆総合事務所
322	62	小豆	土庄	-	蛇谷	0.09	26	小豆総合事務所
322	63	小豆	土庄	-	蛇谷	0.30	5	小豆総合事務所
322	64	小豆	土庄	-	西滝	0.48	2	小豆総合事務所
322	65	小豆	土庄	-	東滝	2.34	45	小豆総合事務所
322	66	小豆	土庄	-	千軒奥	0.48	31	小豆総合事務所
322	67	小豆	土庄	-	水ヶ浦	0.60	12	小豆総合事務所
322	68	小豆	土庄	-	柳	0.84	117	小豆総合事務所
322	69	小豆	土庄	-	柳	0.48	102	小豆総合事務所
322	70	小豆	土庄	-	木香奥	1.50	3	小豆総合事務所
322	71	小豆	土庄	-	宮ノ西	0.24	33	小豆総合事務所
322	72	小豆	土庄	-	宮ノ西	0.36	43	小豆総合事務所
322	73	小豆	土庄	-	宮ノ西	0.12	79	小豆総合事務所
322	74	小豆	土庄	-	坂ノ下	0.36	212	小豆総合事務所
322	75	小豆	土庄	-	高見山	0.12	20	小豆総合事務所
322	76	小豆	土庄	上庄	観音原	0.60	21	小豆総合事務所
322	77	小豆	土庄	上庄	観音原	0.09	6	小豆総合事務所
322	78	小豆	土庄	上庄	持場	0.00	27	小豆総合事務所
322	79	小豆	土庄	上庄	徳利日西	0.60	138	小豆総合事務所
322	80	小豆	土庄	上庄	桂尾	1.26	76	小豆総合事務所
322	81	小豆	土庄	上庄	住房	1.08	43	小豆総合事務所
322	82	小豆	土庄	上庄	深谷	0.90	67	小豆総合事務所
322	83	小豆	土庄	上庄	東ヶ谷	1.20	44	小豆総合事務所
322	84	小豆	土庄	肥土山	蛙子土庄	2.10	0	小豆総合事務所
322	85	小豆	土庄	黒岩	向山	0.60	59	小豆総合事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
322	86	小豆	土庄	黒岩	向山	0.27	18	小豆総合事務所
322	87	小豆	土庄	黒岩	向山	0.72	1	小豆総合事務所
322	88	小豆	土庄	黒岩	向山	0.00	0	小豆総合事務所
322	89	小豆	土庄	黒岩	向山	0.75	0	小豆総合事務所
322	90	小豆	土庄	黒岩	向山	0.75	0	小豆総合事務所
322	91	小豆	土庄	上庄	空向	1.05	10	小豆総合事務所
322	92	小豆	土庄	上庄	経の尾	0.36	1	小豆総合事務所
322	93	小豆	土庄	上庄	山田	0.09	15	小豆総合事務所
322	94	小豆	土庄	渚崎	信谷	0.24	7	小豆総合事務所
322	95	小豆	土庄	上庄	信谷	0.15	163	小豆総合事務所
322	96	小豆	土庄	渚崎	与九郎谷	0.45	8	小豆総合事務所
322	97	小豆	土庄	渚崎	与九郎谷	0.12	28	小豆総合事務所
322	98	小豆	土庄	小部	西泊	0.18	32	小豆総合事務所
322	99	小豆	土庄	小部	西泊	0.45	26	小豆総合事務所
322	100	小豆	土庄	小部	水木谷	0.96	12	小豆総合事務所
322	101	小豆	土庄	小部	丸石	0.54	25	小豆総合事務所
322	102	小豆	土庄	小部	東庄	1.50	130	小豆総合事務所
322	103	小豆	土庄	小部	須谷	1.80	34	小豆総合事務所
322	104	小豆	土庄	小部	中段	0.60	167	小豆総合事務所
322	105	小豆	土庄	小部	中段	0.36	32	小豆総合事務所
322	106	小豆	土庄	小部	清水原	2.40	150	小豆総合事務所
322	107	小豆	土庄	小部	清水原	0.48	143	小豆総合事務所
322	108	小豆	土庄	小部	恵門	2.04	36	小豆総合事務所
322	109	小豆	土庄	小部	小浜	1.56	14	小豆総合事務所
322	110	小豆	土庄	小部	小浜	0.00	0	小豆総合事務所
322	111	小豆	土庄	小部	小浜	0.24	0	小豆総合事務所
322	112	小豆	土庄	大部	金石川	0.24	2	小豆総合事務所
322	113	小豆	土庄	大部	片桐	0.60	1	小豆総合事務所
322	114	小豆	土庄	大部	片桐	0.48	2	小豆総合事務所
322	115	小豆	土庄	大部	向町	0.24	109	小豆総合事務所
322	116	小豆	土庄	大部	向町	0.24	69	小豆総合事務所
322	117	小豆	土庄	大部	赤嶽	0.60	46	小豆総合事務所
322	118	小豆	土庄	大部	ナガサレ	0.72	46	小豆総合事務所
322	119	小豆	土庄	大部	野口	0.72	0	小豆総合事務所
322	120	小豆	土庄	大部	野口	0.84	0	小豆総合事務所
322	121	小豆	土庄	大部	野口	0.72	0	小豆総合事務所
322	122	小豆	土庄	大部	野口	0.18	1	小豆総合事務所
322	123	小豆	土庄	大部	大嶽	0.75	1	小豆総合事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
322	124	小豆	土庄	大部	ウトロジリ	0.00	0	小豆総合事務所
322	125	小豆	土庄	大部	大嶽	1.65	2	小豆総合事務所
322	126	小豆	土庄	大部	市ノ坪	1.50	9	小豆総合事務所
322	127	小豆	土庄	大部	井手	0.48	17	小豆総合事務所
322	128	小豆	土庄	大部	亀原	0.27	18	小豆総合事務所
322	129	小豆	土庄	大部	梅ヶ谷	0.84	54	小豆総合事務所
322	130	小豆	土庄	大部	田井ノ上	0.72	95	小豆総合事務所
322	131	小豆	土庄	大部	櫛子	0.48	76	小豆総合事務所
322	132	小豆	土庄	大部	東浦	0.36	26	小豆総合事務所
322	133	小豆	土庄	大部	東浦	0.60	54	小豆総合事務所
322	134	小豆	土庄	大部	琴塚	0.18	44	小豆総合事務所
322	135	小豆	土庄	大部	黒谷	0.30	13	小豆総合事務所
322	136	小豆	土庄	大部	黒谷	0.00	16	小豆総合事務所
322	137	小豆	土庄	大部	黒谷	0.45	3	小豆総合事務所
322	138	小豆	土庄	大部	琴ノ上	0.24	4	小豆総合事務所
322	139	小豆	土庄	小海	鉦石	0.24	2	小豆総合事務所
322	140	小豆	土庄	小海	鉦石	0.24	4	小豆総合事務所
322	141	小豆	土庄	小海	鉦石	0.00	0	小豆総合事務所
322	142	小豆	土庄	小海	鉦石	0.45	21	小豆総合事務所
322	143	小豆	土庄	小海	鳴滝	0.00	0	小豆総合事務所
322	144	小豆	土庄	小海	鳴滝	0.09	0	小豆総合事務所
322	145	小豆	土庄	小海	鉦石	0.15	0	小豆総合事務所
322	146	小豆	土庄	小海	鳴滝	0.09	0	小豆総合事務所
322	147	小豆	土庄	大部	中道	3.00	0	小豆総合事務所
322	148	小豆	土庄	大部	奥山	3.60	0	小豆総合事務所
322	149	小豆	土庄	小海	深山	1.98	11	小豆総合事務所
322	150	小豆	土庄	小海	サカ	0.84	0	小豆総合事務所
322	151	小豆	土庄	小海	サカ	0.48	0	小豆総合事務所
322	152	小豆	土庄	小海	サカ	0.36	13	小豆総合事務所
322	153	小豆	土庄	小海	荒神谷	2.25	162	小豆総合事務所
322	154	小豆	土庄	小海	宮ノ西	0.36	43	小豆総合事務所
322	155	小豆	土庄	小海	中ノ滝	2.34	7	小豆総合事務所
322	156	小豆	土庄	見目	中ノ滝	1.05	22	小豆総合事務所
322	157	小豆	土庄	見目	中ノ滝	1.08	68	小豆総合事務所
322	158	小豆	土庄	見目	中ノ滝	1.44	7	小豆総合事務所
322	159	小豆	土庄	見目	申ヶ家	1.44	44	小豆総合事務所
322	160	小豆	土庄	見目	坪井	0.00	23	小豆総合事務所
322	161	小豆	土庄	見目	壁滝	1.62	57	小豆総合事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
322	162	小豆	土庄	見目	目ブロ	0.15	130	小豆総合事務所
322	163	小豆	土庄	屋形崎	柿ノ谷	0.63	0	小豆総合事務所
322	164	小豆	土庄	馬越	長坂	0.18	28	小豆総合事務所
322	165	小豆	土庄	馬越	長坂	0.96	21	小豆総合事務所
322	166	小豆	土庄	滝宮	西山	1.50	20	小豆総合事務所
322	167	小豆	土庄	滝宮	葉香	2.55	26	小豆総合事務所
322	168	小豆	土庄	長浜	ウズエ	0.96	51	小豆総合事務所
322	169	小豆	土庄	長浜	松香	4.32	47	小豆総合事務所
322	170	小豆	土庄	長浜	保山	4.80	44	小豆総合事務所
322	171	小豆	土庄	長浜	才ノ尾	1.26	235	小豆総合事務所
322	172	小豆	土庄	長浜	西谷	1.26	126	小豆総合事務所
321	1	小豆	小豆島	西村	竹生	4.05	62	小豆総合事務所
321	2	小豆	小豆島	西村	竹生	3.60	11	小豆総合事務所
321	3	小豆	小豆島	西村	下囷	10.80	158	小豆総合事務所
321	4	小豆	小豆島	西村	下囷	12.87	222	小豆総合事務所
321	5	小豆	小豆島	西村	下囷	16.20	31	小豆総合事務所
321	6	小豆	小豆島	西村	西原	7.92	79	小豆総合事務所
321	7	小豆	小豆島	西村	西原	1.08	52	小豆総合事務所
321	8	小豆	小豆島	西村	寺山	17.28	271	小豆総合事務所
321	9	小豆	小豆島	西村	小見山	1.89	87	小豆総合事務所
321	10	小豆	小豆島	西村	水田	2.70	61	小豆総合事務所
321	11	小豆	小豆島	西村	水田	2.16	44	小豆総合事務所
321	12	小豆	小豆島	西村	水田	0.54	40	小豆総合事務所
321	13	小豆	小豆島	西村	水田	0.54	48	小豆総合事務所
321	14	小豆	小豆島	西村	清水	2.25	46	小豆総合事務所
321	15	小豆	小豆島	西村	清水	5.04	51	小豆総合事務所
321	16	小豆	小豆島	草壁本町	松山	0.54	36	小豆総合事務所
321	17	小豆	小豆島	草壁本町	松山	1.62	10	小豆総合事務所
321	18	小豆	小豆島	草壁本町	尺越	1.62	279	小豆総合事務所
321	19	小豆	小豆島	神懸通	萩尾	0.54	349	小豆総合事務所
321	20	小豆	小豆島	神懸通	萩尾	0.54	43	小豆総合事務所
321	21	小豆	小豆島	神懸通	平山	6.39	420	小豆総合事務所
321	22	小豆	小豆島	神懸通	平山	14.40	279	小豆総合事務所
321	23	小豆	小豆島	神懸通	平山	4.32	14	小豆総合事務所
321	24	小豆	小豆島	神懸通	平山	0.54	5	小豆総合事務所
321	25	小豆	小豆島	神懸通	石太子	15.30	11	小豆総合事務所
321	26	小豆	小豆島	神懸通	古落	0.90	55	小豆総合事務所
321	27	小豆	小豆島	神懸通	明神	7.20	45	小豆総合事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
321	28	小豆	小豆島	神懸通	下地	4.32	64	小豆総合事務所
321	29	小豆	小豆島	神懸通	下地	6.48	46	小豆総合事務所
321	30	小豆	小豆島	神懸通	下地	8.64	3	小豆総合事務所
321	31	小豆	小豆島	神懸通	下地	10.53	3	小豆総合事務所
321	32	小豆	小豆島	神懸通	檜尾	2.70	1	小豆総合事務所
321	33	小豆	小豆島	神懸通	檜尾	12.96	1	小豆総合事務所
321	34	小豆	小豆島	神懸通	檜尾	5.04	1	小豆総合事務所
321	35	小豆	小豆島	神懸通	檜尾	22.68	1	小豆総合事務所
321	36	小豆	小豆島	片城	大谷	16.20	750	小豆総合事務所
321	37	小豆	小豆島	神懸通	明石	0.42	0	小豆総合事務所
321	38	小豆	小豆島	片城	小見山	18.00	332	小豆総合事務所
321	39	小豆	小豆島	片城	小見山	9.45	143	小豆総合事務所
321	40	小豆	小豆島	神懸通	明石	0.00	68	小豆総合事務所
321	41	小豆	小豆島	片城	小見山	0.45	5	小豆総合事務所
321	42	小豆	小豆島	片城	小見山	0.96	6	小豆総合事務所
321	43	小豆	小豆島	木庄	平見	1.08	602	小豆総合事務所
321	44	小豆	小豆島	片城	一ノ谷	0.45	17	小豆総合事務所
321	45	小豆	小豆島	木庄	上庄	0.45	80	小豆総合事務所
321	46	小豆	小豆島	片城	極楽寺	0.96	80	小豆総合事務所
321	47	小豆	小豆島	木庄	平見	19.80	118	小豆総合事務所
321	48	小豆	小豆島	木庄	平見	0.42	161	小豆総合事務所
321	49	小豆	小豆島	安田	鉾谷	5.67	0	小豆総合事務所
321	50	小豆	小豆島	安田	鉾谷	2.43	1	小豆総合事務所
321	51	小豆	小豆島	安田	鉾谷	0.54	2	小豆総合事務所
321	52	小豆	小豆島	安田	鉾谷	0.36	2	小豆総合事務所
321	53	小豆	小豆島	安田	清滝	5.67	6	小豆総合事務所
321	54	小豆	小豆島	安田	三五郎川	6.30	0	小豆総合事務所
321	55	小豆	小豆島	安田	三五郎川	0.54	0	小豆総合事務所
321	56	小豆	小豆島	安田	三五郎川	0.00	0	小豆総合事務所
321	57	小豆	小豆島	安田	三五郎川	0.48	0	小豆総合事務所
321	58	小豆	小豆島	安田	三五郎川	0.45	0	小豆総合事務所
321	59	小豆	小豆島	安田	粟地	0.00	4	小豆総合事務所
321	60	小豆	小豆島	安田	荒田越	0.36	6	小豆総合事務所
321	61	小豆	小豆島	安田	清田谷	9.00	9	小豆総合事務所
321	62	小豆	小豆島	安田	諸口	1.08	11	小豆総合事務所
321	63	小豆	小豆島	安田	諸口	1.44	5	小豆総合事務所
321	64	小豆	小豆島	安田	諸口	0.00	13	小豆総合事務所
321	65	小豆	小豆島	安田	榎峠	2.16	14	小豆総合事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
321	66	小豆	小豆島	安田	榎峠	3.60	9	小豆総合事務所
321	67	小豆	小豆島	安田	北古郷	0.48	256	小豆総合事務所
321	68	小豆	小豆島	安田	北古郷	1.08	377	小豆総合事務所
321	69	小豆	小豆島	安田	北古郷	0.48	414	小豆総合事務所
321	70	小豆	小豆島	安田	古郷	1.08	3	小豆総合事務所
321	71	小豆	小豆島	安田	古郷	0.45	1	小豆総合事務所
321	72	小豆	小豆島	安田	古郷	1.35	0	小豆総合事務所
321	73	小豆	小豆島	安田	古郷	1.92	0	小豆総合事務所
321	74	小豆	小豆島	苗羽	石休	5.76	56	小豆総合事務所
321	75	小豆	小豆島	安田	古郷	2.16	8	小豆総合事務所
321	76	小豆	小豆島	安田	坂ノ山	10.80	11	小豆総合事務所
321	77	小豆	小豆島	安田	坂ノ山	1.62	118	小豆総合事務所
321	78	小豆	小豆島	苗羽	前林	1.44	982	小豆総合事務所
321	79	小豆	小豆島	苗羽	前林	1.80	151	小豆総合事務所
321	80	小豆	小豆島	苗羽	丸山	2.16	958	小豆総合事務所
321	81	小豆	小豆島	苗羽	池ノ内	0.90	247	小豆総合事務所
321	82	小豆	小豆島	苗羽	池ノ内	0.72	10	小豆総合事務所
321	83	小豆	小豆島	苗羽	障子山	1.08	477	小豆総合事務所
321	84	小豆	小豆島	苗羽	白石	0.00	793	小豆総合事務所
321	85	小豆	小豆島	苗羽	白石	4.20	489	小豆総合事務所
321	86	小豆	小豆島	苗羽	松尾	4.86	512	小豆総合事務所
321	87	小豆	小豆島	苗羽	岡条	10.80	101	小豆総合事務所
321	88	小豆	小豆島	坂手	高尾	1.62	305	小豆総合事務所
321	89	小豆	小豆島	田浦	切谷	1.62	17	小豆総合事務所
321	90	小豆	小豆島	田浦	下北原	1.08	77	小豆総合事務所
321	91	小豆	小豆島	田浦	上北原	2.70	95	小豆総合事務所
321	92	小豆	小豆島	堀越	西脇	0.45	0	小豆総合事務所
321	93	小豆	小豆島	坂手	高尾	1.62	280	小豆総合事務所
321	94	小豆	小豆島	坂手	東谷	3.78	75	小豆総合事務所
321	95	小豆	小豆島	坂手	小泊	0.48	6	小豆総合事務所
321	96	小豆	小豆島	坂手	小泊	3.24	4	小豆総合事務所
321	97	小豆	小豆島	坂手	大泊	3.00	4	小豆総合事務所
321	98	小豆	小豆島	坂手	徳本	0.00	0	小豆総合事務所
321	99	小豆	小豆島	坂手	徳本	0.54	0	小豆総合事務所
321	100	小豆	小豆島	坂手	徳本	1.62	2	小豆総合事務所
321	101	小豆	小豆島	坂手	徳本	2.70	5	小豆総合事務所
321	102	小豆	小豆島	坂手	徳本	4.32	0	小豆総合事務所
321	103	小豆	小豆島	坂手	仲人石山	7.20	4	小豆総合事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
321	104	小豆	小豆島	坂手	仲人石山	0.54	3	小豆総合事務所
321	105	小豆	小豆島	坂手	北谷	3.15	7	小豆総合事務所
321	106	小豆	小豆島	坂手	北谷	0.90	7	小豆総合事務所
321	107	小豆	小豆島	坂手	北谷	0.54	0	小豆総合事務所
321	108	小豆	小豆島	坂手	北谷	1.08	0	小豆総合事務所
321	109	小豆	小豆島	坂手	北谷	0.00	0	小豆総合事務所
321	110	小豆	小豆島	橘	馬木山	3.24	0	小豆総合事務所
321	111	小豆	小豆島	橘	馬木山	4.32	0	小豆総合事務所
321	112	小豆	小豆島	橘	餅山	0.00	0	小豆総合事務所
321	113	小豆	小豆島	橘	餅山	0.54	0	小豆総合事務所
321	114	小豆	小豆島	橘	南生福田	1.35	46	小豆総合事務所
321	115	小豆	小豆島	橘	北生福田	1.80	57	小豆総合事務所
321	116	小豆	小豆島	橘	北生福田	1.62	150	小豆総合事務所
321	117	小豆	小豆島	橘	北生福田	0.48	60	小豆総合事務所
321	118	小豆	小豆島	橘	北生福田	1.89	165	小豆総合事務所
321	119	小豆	小豆島	橘	北生福田	4.05	67	小豆総合事務所
321	120	小豆	小豆島	橘	北生福田	0.00	184	小豆総合事務所
321	121	小豆	小豆島	橘	波戸	0.90	1	小豆総合事務所
321	122	小豆	小豆島	岩谷	椎木	8.10	6	小豆総合事務所
321	123	小豆	小豆島	岩谷	川向	0.63	7	小豆総合事務所
321	124	小豆	小豆島	岩谷	川向	0.45	12	小豆総合事務所
321	125	小豆	小豆島	岩谷	天狗岩	14.58	19	小豆総合事務所
321	126	小豆	小豆島	当浜	中山	4.05	3	小豆総合事務所
321	127	小豆	小豆島	当浜	南原	2.40	0	小豆総合事務所
321	128	小豆	小豆島	当浜	南原	0.84	79	小豆総合事務所
321	129	小豆	小豆島	当浜	南原	3.78	99	小豆総合事務所
321	130	小豆	小豆島	当浜	北原	10.80	87	小豆総合事務所
321	131	小豆	小豆島	当浜	北原	0.24	19	小豆総合事務所
321	132	小豆	小豆島	当浜	北原	0.00	1	小豆総合事務所
321	133	小豆	小豆島	福田	森滝	2.70	2	小豆総合事務所
321	134	小豆	小豆島	福田	森滝	1.62	4	小豆総合事務所
321	135	小豆	小豆島	福田	近谷	4.86	309	小豆総合事務所
321	136	小豆	小豆島	福田	近谷	1.35	16	小豆総合事務所
321	137	小豆	小豆島	福田	近谷	5.40	75	小豆総合事務所
321	138	小豆	小豆島	福田	竿ヶ原	0.30	79	小豆総合事務所
321	139	小豆	小豆島	福田	竿ヶ原	1.62	99	小豆総合事務所
321	140	小豆	小豆島	福田	竿ヶ原	0.72	171	小豆総合事務所
321	141	小豆	小豆島	福田	竿ヶ原	0.90	50	小豆総合事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
321	142	小豆	小豆島	福田	竿ヶ原	0.45	4	小豆総合事務所
321	143	小豆	小豆島	吉田	川向	0.24	6	小豆総合事務所
321	144	小豆	小豆島	吉田	川向	1.08	2	小豆総合事務所
321	145	小豆	小豆島	吉田	川向	0.60	1	小豆総合事務所
321	146	小豆	小豆島	福田	平間	0.90	0	小豆総合事務所
321	147	小豆	小豆島	福田	平間	2.25	3	小豆総合事務所
321	148	小豆	小豆島	福田	平間	9.72	10	小豆総合事務所
321	149	小豆	小豆島	吉田	家ノ上	1.20	2	小豆総合事務所
321	150	小豆	小豆島	吉田	家ノ上	1.80	6	小豆総合事務所
321	151	小豆	小豆島	吉田	家ノ上	0.00	41	小豆総合事務所
321	152	小豆	小豆島	吉田	家ノ上	0.18	42	小豆総合事務所
321	153	小豆	小豆島	吉田	家ノ上	0.18	65	小豆総合事務所
321	154	小豆	小豆島	橋	南生福田	1.05	1	小豆総合事務所
323	1	小豆	小豆島	蒲生	入部	0.30	144	小豆総合事務所
323	2	小豆	小豆島	蒲生	山口	0.12	53	小豆総合事務所
323	3	小豆	小豆島	蒲生	山口	0.54	99	小豆総合事務所
323	4	小豆	小豆島	蒲生	奥ノ谷	0.60	26	小豆総合事務所
323	5	小豆	小豆島	蒲生	西上	1.20	231	小豆総合事務所
323	6	小豆	小豆島	蒲生	西土	1.44	115	小豆総合事務所
323	7	小豆	小豆島	蒲生	滝ノ下	0.72	322	小豆総合事務所
323	8	小豆	小豆島	蒲生	滝ノ下	1.62	67	小豆総合事務所
323	9	小豆	小豆島	蒲生	東条	0.45	110	小豆総合事務所
323	10	小豆	小豆島	池田	西の谷	0.90	84	小豆総合事務所
323	11	小豆	小豆島	池田	滝の下	1.20	55	小豆総合事務所
323	12	小豆	小豆島	池田	笹谷	0.45	97	小豆総合事務所
323	13	小豆	小豆島	池田	笹谷	1.20	45	小豆総合事務所
323	14	小豆	小豆島	池田	笹谷	1.80	100	小豆総合事務所
323	15	小豆	小豆島	池田	中谷	1.44	133	小豆総合事務所
323	16	小豆	小豆島	池田	中谷	1.80	51	小豆総合事務所
323	17	小豆	小豆島	池田	男木	1.26	53	小豆総合事務所
323	18	小豆	小豆島	池田	男木	0.24	205	小豆総合事務所
323	19	小豆	小豆島	池田	大石ヶ谷	0.24	0	小豆総合事務所
323	20	小豆	小豆島	池田	大石ヶ谷	0.36	2	小豆総合事務所
323	21	小豆	小豆島	池田	大石ヶ谷	0.36	0	小豆総合事務所
323	22	小豆	小豆島	池田	後谷	1.44	88	小豆総合事務所
323	23	小豆	小豆島	池田	土川	2.40	31	小豆総合事務所
323	24	小豆	小豆島	池田	土川	0.36	18	小豆総合事務所
323	25	小豆	小豆島	池田	土川	0.12	13	小豆総合事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
323	26	小豆	小豆島	池田	土川	0.12	53	小豆総合事務所
323	27	小豆	小豆島	池田	土川	0.24	43	小豆総合事務所
323	28	小豆	小豆島	池田	大石	2.10	6	小豆総合事務所
323	29	小豆	小豆島	池田	赤柴	3.00	0	小豆総合事務所
323	30	小豆	小豆島	池田	サレ	2.70	354	小豆総合事務所
323	31	小豆	小豆島	池田	栢ヶ谷	1.80	310	小豆総合事務所
323	32	小豆	小豆島	池田	栢ヶ谷	0.21	214	小豆総合事務所
323	33	小豆	小豆島	池田	栢ヶ谷	0.30	242	小豆総合事務所
323	34	小豆	小豆島	池田	栢ヶ谷	0.15	40	小豆総合事務所
323	35	小豆	小豆島	池田	栢ヶ谷	0.36	75	小豆総合事務所
323	36	小豆	小豆島	池田	信谷	0.36	12	小豆総合事務所
323	37	小豆	小豆島	池田	信谷	0.15	8	小豆総合事務所
323	38	小豆	小豆島	池田	信谷	0.15	11	小豆総合事務所
323	39	小豆	小豆島	池田	小池	0.12	2	小豆総合事務所
323	40	小豆	小豆島	池田	小池	0.15	63	小豆総合事務所
323	41	小豆	小豆島	室生	常楽坊	0.36	86	小豆総合事務所
323	42	小豆	小豆島	室生	常楽坊	0.24	64	小豆総合事務所
323	43	小豆	小豆島	室生	次ノ谷	0.54	18	小豆総合事務所
323	44	小豆	小豆島	池田	柿ノ木谷	0.30	8	小豆総合事務所
323	45	小豆	小豆島	池田	柿ノ木谷	0.72	13	小豆総合事務所
323	46	小豆	小豆島	池田	栢ヶ谷	0.72	8	小豆総合事務所
323	47	小豆	小豆島	室生	細谷	1.26	12	小豆総合事務所
323	48	小豆	小豆島	室生	大谷	0.96	7	小豆総合事務所
323	49	小豆	小豆島	室生	大峠	0.24	0	小豆総合事務所
323	50	小豆	小豆島	室生	大峠	0.30	0	小豆総合事務所
323	51	小豆	小豆島	室生	送原	0.60	0	小豆総合事務所
323	52	小豆	小豆島	室生	栗ノ木谷	0.36	24	小豆総合事務所
323	53	小豆	小豆島	室生	栗ノ木谷	0.36	24	小豆総合事務所
323	54	小豆	小豆島	室生	玉ノ木	0.12	60	小豆総合事務所
323	55	小豆	小豆島	室生	池ノ内	0.36	1	小豆総合事務所
323	56	小豆	小豆島	室生	池ノ内	0.24	76	小豆総合事務所
323	57	小豆	小豆島	二面	日陽	0.30	15	小豆総合事務所
323	58	小豆	小豆島	二面	日陽	0.45	19	小豆総合事務所
323	59	小豆	小豆島	二面	日陽	0.15	24	小豆総合事務所
323	60	小豆	小豆島	二面	日陽	0.36	35	小豆総合事務所
323	61	小豆	小豆島	二面	奥山	0.00	31	小豆総合事務所
323	62	小豆	小豆島	二面	大原	0.54	0	小豆総合事務所
323	63	小豆	小豆島	二面	大原	0.18	56	小豆総合事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
323	64	小豆	小豆島	二面	大原	0.36	13	小豆総合事務所
323	65	小豆	小豆島	二面	奥山	0.00	81	小豆総合事務所
323	66	小豆	小豆島	二面	奥山	0.30	0	小豆総合事務所
323	67	小豆	小豆島	二面	奥山	0.75	0	小豆総合事務所
323	68	小豆	小豆島	二面	空条	0.30	23	小豆総合事務所
323	69	小豆	小豆島	二面	迎	0.12	53	小豆総合事務所
323	70	小豆	小豆島	吉野	奥条	0.15	20	小豆総合事務所
323	71	小豆	小豆島	吉野	奥条	0.12	36	小豆総合事務所
323	72	小豆	小豆島	吉野	奥条	0.30	1	小豆総合事務所
323	73	小豆	小豆島	吉野	奥条	0.00	2	小豆総合事務所
323	74	小豆	小豆島	二面	白ヶ奥	0.15	1	小豆総合事務所
323	75	小豆	小豆島	吉野	中谷	0.45	3	小豆総合事務所
323	76	小豆	小豆島	吉野	折谷	0.24	15	小豆総合事務所
323	77	小豆	小豆島	吉野	折谷	0.36	42	小豆総合事務所
323	78	小豆	小豆島	神浦	富士	0.00	8	小豆総合事務所
323	79	小豆	小豆島	吉野	富士	0.36	14	小豆総合事務所
323	80	小豆	小豆島	神浦	スミハナ	0.75	110	小豆総合事務所
323	81	小豆	小豆島	神浦	スミハナ	1.05	56	小豆総合事務所
323	82	小豆	小豆島	神浦	スミハナ	0.90	62	小豆総合事務所
323	83	小豆	小豆島	神浦	松山	0.30	49	小豆総合事務所
323	84	小豆	小豆島	神浦	トハマ	0.90	26	小豆総合事務所
323	85	小豆	小豆島	蒲野	谷尻	0.54	30	小豆総合事務所
323	86	小豆	小豆島	蒲野	水尻	0.60	2	小豆総合事務所
323	87	小豆	小豆島	蒲野	市神子	0.00	13	小豆総合事務所
323	88	小豆	小豆島	蒲野	中谷	0.30	55	小豆総合事務所
323	89	小豆	小豆島	蒲野	多尾	0.12	28	小豆総合事務所
323	90	小豆	小豆島	二面	長崎	0.45	0	小豆総合事務所
323	91	小豆	小豆島	二面	牛ヶ浦	0.15	4	小豆総合事務所
323	92	小豆	小豆島	二面	牛ヶ浦	0.15	11	小豆総合事務所
323	93	小豆	小豆島	二面	牛ヶ浦	0.00	20	小豆総合事務所
323	94	小豆	小豆島	二面	石場	0.45	37	小豆総合事務所
323	95	小豆	小豆島	二面	石場	0.72	10	小豆総合事務所
323	96	小豆	小豆島	二面	石場	0.12	16	小豆総合事務所
323	97	小豆	小豆島	二面	石場	0.48	29	小豆総合事務所
323	98	小豆	小豆島	二面	石場	0.54	26	小豆総合事務所
323	99	小豆	小豆島	室生	大峠	0.24	46	小豆総合事務所
323	100	小豆	小豆島	室生	空圀	0.45	57	小豆総合事務所
323	101	小豆	小豆島	室生	赤坂	0.96	20	小豆総合事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
323	102	小豆	小豆島	室生	赤坂	0.30	32	小豆総合事務所
323	103	小豆	小豆島	室生	赤坂	0.15	32	小豆総合事務所
323	104	小豆	小豆島	室生	トウメ	1.92	149	小豆総合事務所
323	105	小豆	小豆島	池田	谷奥	0.42	0	小豆総合事務所
323	106	小豆	小豆島	池田	谷奥	1.26	0	小豆総合事務所
323	107	小豆	小豆島	池田	嶮岨山	0.84	0	小豆総合事務所
323	108	小豆	小豆島	中山	嶮岨山	1.62	4	小豆総合事務所
323	109	小豆	小豆島	中山	奥中山	0.42	5	小豆総合事務所
323	110	小豆	小豆島	中山	坂手原	1.80	105	小豆総合事務所
323	111	小豆	小豆島	中山	奥条	0.45	5	小豆総合事務所
323	112	小豆	小豆島	中山	奥条	0.45	4	小豆総合事務所
323	113	小豆	小豆島	池田	カゲ	0.36	2	小豆総合事務所
323	114	小豆	小豆島	池田	カゲ	0.36	0	小豆総合事務所
323	115	小豆	小豆島	中山	向条	0.90	7	小豆総合事務所
323	116	小豆	小豆島	中山	向条	0.90	2	小豆総合事務所
323	117	小豆	小豆島	中山	薄木	1.44	1	小豆総合事務所
323	118	小豆	小豆島	中山	向条	0.12	10	小豆総合事務所
323	119	小豆	小豆島	中山	向条	0.12	5	小豆総合事務所
323	120	小豆	小豆島	中山	殿川	0.24	13	小豆総合事務所
323	121	小豆	小豆島	中山	殿川	0.45	2	小豆総合事務所
323	122	小豆	小豆島	中山	市坂	0.90	0	小豆総合事務所
323	123	小豆	小豆島	中山	市坂	0.72	0	小豆総合事務所
323	124	小豆	小豆島	中山	市坂	0.45	3	小豆総合事務所
323	125	小豆	小豆島	中山	市坂	0.60	2	小豆総合事務所
323	126	小豆	小豆島	中山	市坂	0.90	0	小豆総合事務所
341	1	木田	三木	朝倉	南大畑	0.75	1	東部林業事務所
341	2	木田	三木	朝倉	上乃生	0.30	19	東部林業事務所
341	3	木田	三木	朝倉	上乃生	0.75	19	東部林業事務所
341	4	木田	三木	朝倉	上乃生	0.90	18	東部林業事務所
341	5	木田	三木	朝倉	上吉谷	0.18	1	東部林業事務所
341	6	木田	三木	朝倉	乃生	0.60	0	東部林業事務所
341	7	木田	三木	小蓑	足田打	0.24	2	東部林業事務所
341	8	木田	三木	小蓑	足田打	0.24	2	東部林業事務所
341	9	木田	三木	小蓑	折返	0.24	6	東部林業事務所
341	10	木田	三木	小蓑	折返	0.36	5	東部林業事務所
341	11	木田	三木	小蓑	北谷	2.52	6	東部林業事務所
341	12	木田	三木	小蓑	北谷	0.00	22	東部林業事務所
341	13	木田	三木	小蓑	柳沢	0.48	2	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
341	14	木田	三木	朝倉	上吉谷	0.00	3	東部林業事務所
341	15	木田	三木	奥山	竹尾	0.18	0	東部林業事務所
341	16	木田	三木	奥山	竹尾	1.26	0	東部林業事務所
341	17	木田	三木	鹿庭	特別当	0.90	10	東部林業事務所
341	18	木田	三木	鹿庭	氷下所	0.18	2	東部林業事務所
341	19	木田	三木	鹿庭	奈良谷	0.00	4	東部林業事務所
341	20	木田	三木	鹿庭	奈良谷	0.45	4	東部林業事務所
341	21	木田	三木	鹿庭	打木	0.45	1	東部林業事務所
341	22	木田	三木	鹿庭	打木	0.00	0	東部林業事務所
341	23	木田	三木	鹿庭	打木	0.15	6	東部林業事務所
341	24	木田	三木	鹿庭	三番	0.30	23	東部林業事務所
341	25	木田	三木	鹿庭	三番	0.48	6	東部林業事務所
341	26	木田	三木	奥山	花折	0.18	3	東部林業事務所
341	27	木田	三木	鹿庭	三番	0.36	18	東部林業事務所
341	28	木田	三木	鹿庭	上連東	0.24	15	東部林業事務所
341	29	木田	三木	鹿庭	上連東	0.36	3	東部林業事務所
341	30	木田	三木	鹿庭	左直	0.45	20	東部林業事務所
341	31	木田	三木	鹿庭	出作	0.00	6	東部林業事務所
341	32	木田	三木	鹿庭	別所	0.18	7	東部林業事務所
341	33	木田	三木	鹿庭	別所	0.12	13	東部林業事務所
341	34	木田	三木	井戸	中代	0.09	0	東部林業事務所
341	35	木田	三木	下高岡	駒足	0.00	78	東部林業事務所
341	36	木田	三木	井上	小原	0.00	40	東部林業事務所
341	37	木田	三木	井上	小原	0.12	24	東部林業事務所
341	38	木田	三木	井上	立石	0.09	21	東部林業事務所
341	39	木田	三木	池戸	深谷	0.60	19	東部林業事務所
341	40	木田	三木	池戸	風呂谷	0.60	0	東部林業事務所
341	41	木田	三木	池戸	風呂谷	0.60	0	東部林業事務所
341	42	木田	三木	池戸	風呂谷	0.24	1	東部林業事務所
341	43	木田	三木	小叢	下所	0.00	0	東部林業事務所
341	44	木田	三木	小叢	下所	0.15	5	東部林業事務所
341	45	木田	三木	奥山	流小屋	5.04	0	東部林業事務所
341	46	木田	三木	奥山	堂ヶ平西	3.36	1	東部林業事務所
341	47	木田	三木	奥山	堂ヶ平	1.95	0	東部林業事務所
341	48	木田	三木	奥山	堂ヶ平	1.05	1	東部林業事務所
341	49	木田	三木	奥山	中山	0.96	17	東部林業事務所
341	50	木田	三木	奥山	中山	0.45	21	東部林業事務所
341	51	木田	三木	奥山	中山	1.68	0	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
341	52	木田	三木	奥山	中山	0.60	1	東部林業事務所
341	53	木田	三木	奥山	中山	0.24	3	東部林業事務所
341	54	木田	三木	奥山	猪ノ谷	0.36	0	東部林業事務所
341	55	木田	三木	奥山	戸川	2.70	0	東部林業事務所
341	56	木田	三木	奥山	奈良	0.24	2	東部林業事務所
341	57	木田	三木	奥山	奈良	0.90	7	東部林業事務所
341	58	木田	三木	奥山	奈良	0.30	13	東部林業事務所
341	59	木田	三木	奥山	津柳中	0.12	2	東部林業事務所
341	60	木田	三木	奥山	津柳中	0.36	8	東部林業事務所
341	61	木田	三木	奥山	津柳南	0.75	4	東部林業事務所
341	62	木田	三木	小蓑	下所	0.84	0	東部林業事務所
341	63	木田	三木	小蓑	下所	1.05	0	東部林業事務所
341	64	木田	三木	小蓑	虹ノ滝	0.12	2	東部林業事務所
341	65	木田	三木	小蓑	八ヶ谷	0.36	6	東部林業事務所
341	66	木田	三木	大蓑	八ヶ谷	0.30	14	東部林業事務所
341	67	木田	三木	小蓑	八ヶ谷	0.15	29	東部林業事務所
341	68	木田	三木	奥山	花折	0.12	6	東部林業事務所
341	69	木田	三木	奥山	広野	0.30	23	東部林業事務所
341	70	木田	三木	奥山	広野	0.24	19	東部林業事務所
341	71	木田	三木	奥山	津柳南	0.00	17	東部林業事務所
341	72	木田	三木	奥山	広野	0.60	1	東部林業事務所
341	73	木田	三木	奥山	広野	1.35	1	東部林業事務所
341	74	木田	三木	奥山	広野	0.75	0	東部林業事務所
341	75	木田	三木	奥山	広野	0.24	1	東部林業事務所
341	76	木田	三木	奥山	広野	0.09	2	東部林業事務所
341	77	木田	三木	小蓑	二ノ坂	0.15	2	東部林業事務所
341	78	木田	三木	小蓑	足田打	0.45	5	東部林業事務所
341	79	木田	三木	鹿庭	打木	0.30	3	東部林業事務所
341	80	木田	三木	奥山	津柳南	0.75	1	東部林業事務所
341	81	木田	三木	小蓑	空分	0.60	5	東部林業事務所
341	82	木田	三木	小蓑	折返	0.15	0	東部林業事務所
364	1	香川	直島町	直島	風戸山	0.45	0	東部林業事務所
364	2	香川	直島町	直島	風戸山	0.45	1	東部林業事務所
364	3	香川	直島町	直島	宮ノ浦	0.00	49	東部林業事務所
364	4	香川	直島町	直島	地蔵山	0.48	15	東部林業事務所
364	5	香川	直島町	直島	倉浦	0.09	0	東部林業事務所
364	6	香川	直島町	直島	姫宮	0.15	168	東部林業事務所
364	7	香川	直島町	直島	姫宮	0.18	0	東部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
364	8	香川	直島町	直島	藤右門谷	0.27	3	東部林業事務所
364	9	香川	直島町	直島	鍛冶屋	0.45	91	東部林業事務所
364	10	香川	直島町	直島	チキリホウ	0.09	74	東部林業事務所
364	11	香川	直島町	直島	チキリホウ	0.09	1	東部林業事務所
364	12	香川	直島町	直島	チキリホウ	0.15	17	東部林業事務所
386	1	綾歌	宇多津	-	平山	0.11	48	西部林業事務所
381	1	綾歌	綾川	羽床上	長谷	2.25	5	西部林業事務所
381	2	綾歌	綾川	羽床上	長谷	0.70	0	西部林業事務所
381	3	綾歌	綾川	羽床上	長谷	0.90	6	西部林業事務所
381	4	綾歌	綾川	羽床上	長谷	0.43	5	西部林業事務所
381	5	綾歌	綾川	羽床上	梶羽	0.50	31	西部林業事務所
381	6	綾歌	綾川	羽床上	兜	0.93	1	西部林業事務所
381	7	綾歌	綾川	西分	古細	0.27	0	西部林業事務所
381	8	綾歌	綾川	西分	常清	0.80	0	西部林業事務所
381	9	綾歌	綾川	西分	古細	0.96	0	西部林業事務所
381	10	綾歌	綾川	西分	古細	0.47	0	西部林業事務所
381	11	綾歌	綾川	杣所	浦田	1.05	0	西部林業事務所
381	12	綾歌	綾川	杣所	大相	0.39	1	西部林業事務所
381	13	綾歌	綾川	東分	東開	0.18	1	西部林業事務所
381	14	綾歌	綾川	東分	東開	0.20	1	西部林業事務所
381	15	綾歌	綾川	東分	西開	1.31	1	西部林業事務所
381	16	綾歌	綾川	東分	東開	0.38	6	西部林業事務所
381	17	綾歌	綾川	東分	東開	0.00	6	西部林業事務所
381	18	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.18	3	西部林業事務所
381	19	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.61	3	西部林業事務所
381	20	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.81	5	西部林業事務所
381	21	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.32	8	西部林業事務所
381	22	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	1.13	1	西部林業事務所
381	23	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.81	2	西部林業事務所
381	24	綾歌	綾川	西分	猪尾	0.18	4	西部林業事務所
381	25	綾歌	綾川	西分	猪尾	0.00	7	西部林業事務所
381	26	綾歌	綾川	西分	猪尾	0.36	12	西部林業事務所
381	27	綾歌	綾川	西分	猪尾	1.40	9	西部林業事務所
381	28	綾歌	綾川	西分	猪尾	0.47	0	西部林業事務所
381	29	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.43	2	西部林業事務所
381	30	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.24	4	西部林業事務所
381	31	綾歌	綾川	東分	曲木	1.18	0	西部林業事務所
381	32	綾歌	綾川	東分	曲木	0.65	0	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
381	33	綾歌	綾川	東分	曲木	0.69	4	西部林業事務所
381	34	綾歌	綾川	東分	曲木	0.77	8	西部林業事務所
381	35	綾歌	綾川	杣所西	新名	0.39	0	西部林業事務所
381	36	綾歌	綾川	杣所西	新名	0.01	0	西部林業事務所
381	37	綾歌	綾川	杣所西	下新名	0.87	4	西部林業事務所
381	38	綾歌	綾川	西分	藤川	1.27	0	西部林業事務所
381	39	綾歌	綾川	杣所西	上新名	2.62	0	西部林業事務所
381	40	綾歌	綾川	杣所東	下柏原	0.00	0	西部林業事務所
381	41	綾歌	綾川	杣所東	下柏原	1.80	17	西部林業事務所
381	42	綾歌	綾川	杣所東	下柏原	0.09	0	西部林業事務所
381	43	綾歌	綾川	杣所東	下柏原	2.96	0	西部林業事務所
381	44	綾歌	綾川	杣所東	下柏原	2.09	0	西部林業事務所
381	45	綾歌	綾川	杣所東	下柏原	1.33	0	西部林業事務所
381	46	綾歌	綾川	杣所東	下柏原	2.03	0	西部林業事務所
381	47	綾歌	綾川	杣所東	上柏原	1.88	2	西部林業事務所
381	48	綾歌	綾川	杣所東	上柏原	0.32	0	西部林業事務所
381	49	綾歌	綾川	杣所東	上柏原	0.78	3	西部林業事務所
381	50	綾歌	綾川	杣所東	上柏原	2.19	0	西部林業事務所
381	51	綾歌	綾川	杣所東	上柏原	1.80	2	西部林業事務所
381	52	綾歌	綾川	杣所東	上柏原	0.69	5	西部林業事務所
381	53	綾歌	綾川	杣所東	上柏原	2.50	0	西部林業事務所
381	54	綾歌	綾川	杣所東	上柏原	1.56	0	西部林業事務所
381	55	綾歌	綾川	杣所東	未子所	3.42	0	西部林業事務所
381	56	綾歌	綾川	杣所西	新名	1.73	0	西部林業事務所
381	57	綾歌	綾川	杣所西	上新名	0.17	14	西部林業事務所
381	58	綾歌	綾川	杣所西	新名	0.09	5	西部林業事務所
381	59	綾歌	綾川	杣所西	新名	0.94	1	西部林業事務所
381	60	綾歌	綾川	杣所西	新名	2.27	10	西部林業事務所
381	61	綾歌	綾川	杣所西	新名	0.77	0	西部林業事務所
381	62	綾歌	綾川	杣所西	赤羽西	0.14	0	西部林業事務所
381	63	綾歌	綾川	杣所西	新名	0.67	7	西部林業事務所
381	64	綾歌	綾川	杣所東	小野	0.73	1	西部林業事務所
381	65	綾歌	綾川	杣所東	浦谷	1.28	7	西部林業事務所
381	66	綾歌	綾川	杣所東	貞重	0.79	9	西部林業事務所
381	67	綾歌	綾川	杣所東	猿飼	1.05	5	西部林業事務所
381	68	綾歌	綾川	杣所東	猿飼	1.88	4	西部林業事務所
381	69	綾歌	綾川	杣所東	猿飼	1.47	10	西部林業事務所
381	70	綾歌	綾川	杣所東	猿飼	1.76	4	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
381	71	綾歌	綾川	杣所東	猿飼	0.97	2	西部林業事務所
381	72	綾歌	綾川	杣所東	若狭	1.10	0	西部林業事務所
381	73	綾歌	綾川	杣所東	若狭	0.41	0	西部林業事務所
381	74	綾歌	綾川	杣所東	相津	1.10	0	西部林業事務所
381	75	綾歌	綾川	杣所東	相津	1.59	4	西部林業事務所
381	76	綾歌	綾川	杣所東	相津	0.96	8	西部林業事務所
381	77	綾歌	綾川	杣所東	相津	1.49	4	西部林業事務所
381	78	綾歌	綾川	西分	常清	0.69	0	西部林業事務所
381	79	綾歌	綾川	東分	九十谷	0.48	0	西部林業事務所
381	80	綾歌	綾川	東分	吉谷	0.03	0	西部林業事務所
381	81	綾歌	綾川	杣所西	立石	0.30	3	西部林業事務所
381	82	綾歌	綾川	西分	行道	0.34	0	西部林業事務所
381	83	綾歌	綾川	杣所西	岡田井	1.42	0	西部林業事務所
381	84	綾歌	綾川	杣所東	横谷	0.34	2	西部林業事務所
381	85	綾歌	綾川	杣所東	横谷	0.15	4	西部林業事務所
381	86	綾歌	綾川	杣所東	川北	0.11	4	西部林業事務所
381	87	綾歌	綾川	杣所東	川北	0.33	5	西部林業事務所
381	88	綾歌	綾川	杣所東	西山	0.33	8	西部林業事務所
381	89	綾歌	綾川	高山	-	1.03	22	西部林業事務所
381	90	綾歌	綾川	西分	大小屋	0.30	0	西部林業事務所
381	91 90	綾歌	綾川	杣所西	上柏原	0.96	11	西部林業事務所
382	1	綾歌	綾川	小野	内間	0.41	20	西部林業事務所
382	2	綾歌	綾川	羽床下	原	1.08	2	西部林業事務所
382	3	綾歌	綾川	羽床下	原	0.08	3	西部林業事務所
382	4	綾歌	綾川	羽床下	丸河	1.40	12	西部林業事務所
382	5	綾歌	綾川	羽床下	丸河	1.16	10	西部林業事務所
382	6	綾歌	綾川	羽床下	石内	0.44	1	西部林業事務所
382	7	綾歌	綾川	羽床下	石内	0.93	5	西部林業事務所
382	8	綾歌	綾川	羽床下	石内	0.31	0	西部林業事務所
382	9	綾歌	綾川	羽床下	奥谷	0.00	4	西部林業事務所
382	10	綾歌	綾川	滝宮	大原	0.22	3	西部林業事務所
382	11	綾歌	綾川	陶	中原	0.24	80	西部林業事務所
382	12	綾歌	綾川	陶	日原	0.68	12	西部林業事務所
382	13	綾歌	綾川	陶	宮敷	0.33	16	西部林業事務所
382	14	綾歌	綾川	陶	北山田	0.52	7	西部林業事務所
403	1	仲多度	琴平町		川西	0.12	52	西部林業事務所
403	2	仲多度	琴平町	-	川西	0.28	260	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
403	3	仲多度	琴平町	-	川西	0.18	253	西部林業事務所
403	4	仲多度	琴平町	-	川西	0.28	105	西部林業事務所
403	5	仲多度	琴平町	-	川西	0.36	71	西部林業事務所
403	6	仲多度	琴平町	-	川西	0.50	39	西部林業事務所
403	7	仲多度	琴平町	-	川西	0.99	54	西部林業事務所
403	8	仲多度	琴平町	-	川西	0.09	95	西部林業事務所
403	9	仲多度	琴平町	-	川西	0.56	139	西部林業事務所
403	10	仲多度	琴平町	-	川西	0.51	3	西部林業事務所
403	11	仲多度	琴平町	-	川西	0.36	3	西部林業事務所
404	1	仲多度	多度津	奥白方	西山	3.12	6	西部林業事務所
404	2	仲多度	多度津	奥白方	南原	1.63	137	西部林業事務所
404	3	仲多度	多度津	奥白方	南原	0.45	96	西部林業事務所
404	4	仲多度	多度津	西白方	西川	0.55	176	西部林業事務所
401	1	仲多度	まんのう	造田	上内田	0.19	70	西部林業事務所
401	2	仲多度	まんのう	造田	-	0.10	0	西部林業事務所
401	3	仲多度	まんのう	造田	柞野	1.49	0	西部林業事務所
401	4	仲多度	まんのう	造田	柞野	1.97	2	西部林業事務所
401	5	仲多度	まんのう	造田	柞野	1.12	0	西部林業事務所
401	6	仲多度	まんのう	造田	柞野	0.66	0	西部林業事務所
401	7	仲多度	まんのう	造田	柞野	1.23	0	西部林業事務所
401	8	仲多度	まんのう	造田	柞野	1.68	0	西部林業事務所
401	9	仲多度	まんのう	造田	柞野	1.40	0	西部林業事務所
401	10	仲多度	まんのう	造田	柞野	0.00	0	西部林業事務所
401	11	仲多度	まんのう	造田	柞野	0.14	0	西部林業事務所
401	12	仲多度	まんのう	造田	柞野	0.00	0	西部林業事務所
401	13	仲多度	まんのう	中通	六地藏	0.32	0	西部林業事務所
401	14	仲多度	まんのう	中通	六地藏	1.49	2	西部林業事務所
401	15	仲多度	まんのう	中通	木戸	0.05	4	西部林業事務所
401	16	仲多度	まんのう	中通	桜	0.71	2	西部林業事務所
401	17	仲多度	まんのう	中通	平川	1.98	14	西部林業事務所
401	18	仲多度	まんのう	中通	皆野	1.33	42	西部林業事務所
401	19	仲多度	まんのう	中通	大馬場	1.53	111	西部林業事務所
401	20	仲多度	まんのう	中通	大馬場	1.41	122	西部林業事務所
401	21	仲多度	まんのう	中通	大馬場	1.22	0	西部林業事務所
401	22	仲多度	まんのう	中通	大馬場	1.30	0	西部林業事務所
401	23	仲多度	まんのう	中通	大馬場	1.41	5	西部林業事務所
401	24	仲多度	まんのう	中通	大馬場	1.07	24	西部林業事務所
401	25	仲多度	まんのう	中通	名頃	2.12	0	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
401	26	仲多度	まんのう	中通	名頃	0.77	0	西部林業事務所
401	27	仲多度	まんのう	中通	大左吉	1.99	0	西部林業事務所
401	28	仲多度	まんのう	中通	名頃	3.15	9	西部林業事務所
401	29	仲多度	まんのう	勝浦	中野	1.59	0	西部林業事務所
401	30	仲多度	まんのう	勝浦	半坂	0.48	0	西部林業事務所
401	31	仲多度	まんのう	勝浦	仲野	0.08	0	西部林業事務所
401	32	仲多度	まんのう	勝浦	下福家	3.48	14	西部林業事務所
401	33	仲多度	まんのう	勝浦	下福家	0.90	0	西部林業事務所
401	34	仲多度	まんのう	勝浦	下福家	0.96	0	西部林業事務所
401	35	仲多度	まんのう	勝浦	下福家	0.00	0	西部林業事務所
401	36	仲多度	まんのう	勝浦	下福家	1.57	0	西部林業事務所
401	37	仲多度	まんのう	勝浦	下福家	1.42	0	西部林業事務所
401	38	仲多度	まんのう	勝浦	八峰	0.75	0	西部林業事務所
401	39	仲多度	まんのう	勝浦	八峰	0.10	0	西部林業事務所
401	40	仲多度	まんのう	勝浦	八峰	1.24	3	西部林業事務所
401	41	仲多度	まんのう	勝浦	八峰	0.24	0	西部林業事務所
401	42	仲多度	まんのう	勝浦	八峰	0.81	0	西部林業事務所
401	43	仲多度	まんのう	勝浦	家六	0.53	0	西部林業事務所
401	44	仲多度	まんのう	勝浦	八峰	1.22	0	西部林業事務所
401	45	仲多度	まんのう	勝浦	茂地倉	1.33	1	西部林業事務所
401	46	仲多度	まんのう	勝浦	茂地倉	0.30	3	西部林業事務所
401	47	仲多度	まんのう	勝浦	谷田	1.30	0	西部林業事務所
401	48	仲多度	まんのう	川東	奈良ノ木	0.65	0	西部林業事務所
401	49	仲多度	まんのう	川東	奈良ノ木	0.52	0	西部林業事務所
401	50	仲多度	まんのう	川東	日開谷	1.23	0	西部林業事務所
401	51	仲多度	まんのう	中東	株切	1.97	0	西部林業事務所
401	52	仲多度	まんのう	中東	川奥	2.03	2	西部林業事務所
401	53	仲多度	まんのう	川東	川奥	1.20	0	西部林業事務所
401	54	仲多度	まんのう	川東	大窪	0.07	3	西部林業事務所
401	55	仲多度	まんのう	川東	三角	1.28	2	西部林業事務所
401	56	仲多度	まんのう	川東	谷田	0.14	2	西部林業事務所
401	57	仲多度	まんのう	川東	葛籠野	0.84	5	西部林業事務所
401	58	仲多度	まんのう	川東	葛籠野	1.04	2	西部林業事務所
401	59	仲多度	まんのう	川東	中熊	0.54	0	西部林業事務所
401	60	仲多度	まんのう	川東	中熊	1.00	0	西部林業事務所
401	61	仲多度	まんのう	川東	中熊	0.09	8	西部林業事務所
401	62	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	0.47	1	西部林業事務所
401	63	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	0.28	0	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
401	64	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	0.31	2	西部林業事務所
401	65	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	0.69	2	西部林業事務所
401	66	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	0.34	4	西部林業事務所
401	67	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	0.48	0	西部林業事務所
401	68	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	0.61	0	西部林業事務所
401	69	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	2.52	3	西部林業事務所
401	70	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	2.35	0	西部林業事務所
401	71	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	2.73	0	西部林業事務所
401	72	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	2.31	0	西部林業事務所
401	73	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	1.44	1	西部林業事務所
401	74	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	0.24	0	西部林業事務所
401	75	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	2.56	0	西部林業事務所
401	76	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	1.09	7	西部林業事務所
401	77	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	3.45	0	西部林業事務所
401	78	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	2.14	2	西部林業事務所
401	79	仲多度	まんのう	川東	前ノ川	2.00	0	西部林業事務所
401	80	仲多度	まんのう	川東	藤川	1.30	4	西部林業事務所
401	81	仲多度	まんのう	造田	地下清	0.61	0	西部林業事務所
401	82	仲多度	まんのう	造田	地下清	0.11	13	西部林業事務所
401	83	仲多度	まんのう	造田	地下清	0.11	3	西部林業事務所
401	84	仲多度	まんのう	造田	下造田	0.30	0	西部林業事務所
401	85	仲多度	まんのう	造田	下造田	0.78	0	西部林業事務所
401	86	仲多度	まんのう	造田	下造田	0.42	0	西部林業事務所
401	87	仲多度	まんのう	造田	下造田	0.09	32	西部林業事務所
401	88	仲多度	まんのう	造田	下造田	1.20	34	西部林業事務所
401	89	仲多度	まんのう	造田	下造田	0.57	5	西部林業事務所
401	90	仲多度	まんのう	造田	下造田	0.14	15	西部林業事務所
401	91	仲多度	まんのう	造田	下造田	0.27	8	西部林業事務所
401	92	仲多度	まんのう	造田	下造田	0.36	18	西部林業事務所
401	93	仲多度	まんのう	中通	-	0.54	0	西部林業事務所
401	94	仲多度	まんのう	川東	大上	1.05	1	西部林業事務所
401	95	仲多度	まんのう	造田	下造田	0.50	24	西部林業事務所
402	1	仲多度	まんのう	岸ノ上	椿谷	0.33	16	西部林業事務所
402	2	仲多度	まんのう	岸ノ上	椿谷	0.44	24	西部林業事務所
402	3	仲多度	まんのう	岸ノ上	椿谷	0.36	2	西部林業事務所
402	4	仲多度	まんのう	岸ノ上	椿谷	0.63	5	西部林業事務所
402	5	仲多度	まんのう	吉野	五毛	0.86	1	西部林業事務所
402	6	仲多度	まんのう	吉野	五毛	0.69	1	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
402	7	仲多度	まんのう	吉野	五毛	0.72	6	西部林業事務所
402	8	仲多度	まんのう	吉野	五毛	1.35	12	西部林業事務所
402	9	仲多度	まんのう	吉野	五毛	0.57	1	西部林業事務所
402	10	仲多度	まんのう	吉野	五毛	1.22	9	西部林業事務所
402	11	仲多度	まんのう	吉野	五毛	1.02	10	西部林業事務所
402	12	仲多度	まんのう	吉野	五毛	0.86	0	西部林業事務所
402	13	仲多度	まんのう	吉野	五毛	0.61	0	西部林業事務所
402	14	仲多度	まんのう	吉野	五毛	0.22	0	西部林業事務所
402	15	仲多度	まんのう	吉野	五毛	0.13	0	西部林業事務所
402	16	仲多度	まんのう	炭所東	大井出	0.54	0	西部林業事務所
402	17	仲多度	まんのう	吉野	五毛	0.30	11	西部林業事務所
402	18	仲多度	まんのう	吉野	五毛	0.79	53	西部林業事務所
402	20	仲多度	まんのう	炭所西	江畑	1.23	0	西部林業事務所
402	21	仲多度	まんのう	炭所西	江畑	0.42	0	西部林業事務所
402	22	仲多度	まんのう	炭所西	江畑	1.33	1	西部林業事務所
402	23	仲多度	まんのう	炭所西	江畑	1.41	23	西部林業事務所
402	24	仲多度	まんのう	造田	柞野	0.42	0	西部林業事務所
402	25	仲多度	まんのう	造田	柞野	0.67	0	西部林業事務所
402	26	仲多度	まんのう	造田	柞野	0.53	0	西部林業事務所
402	27	仲多度	まんのう	炭所西	江畑	1.18	1	西部林業事務所
402	28	仲多度	まんのう	炭所西	江畑	0.34	19	西部林業事務所
402	29	仲多度	まんのう	炭所西	江畑	0.17	25	西部林業事務所
402	30	仲多度	まんのう	炭所西	塩田	0.15	8	西部林業事務所
402	31	仲多度	まんのう	炭所西	塩田	0.50	13	西部林業事務所
402	32	仲多度	まんのう	炭所西	塩田	0.81	17	西部林業事務所
402	33	仲多度	まんのう	炭所西	塩田	1.05	16	西部林業事務所
402	34	仲多度	まんのう	炭所西	塩田	0.23	32	西部林業事務所
402	35	仲多度	まんのう	炭所東	味噌桶	0.55	4	西部林業事務所
402	36	仲多度	まんのう	炭所西	広袖	0.54	77	西部林業事務所
402	37	仲多度	まんのう	炭所西	広袖	0.20	33	西部林業事務所
402	38	仲多度	まんのう	炭所西	種子	0.44	2	西部林業事務所
402	39	仲多度	まんのう	炭所西	遠森	0.79	0	西部林業事務所
402	40	仲多度	まんのう	炭所西	種子	0.24	7	西部林業事務所
402	41	仲多度	まんのう	炭所西	平野	0.22	3	西部林業事務所
402	42	仲多度	まんのう	炭所西	平野	0.63	6	西部林業事務所
402	43	仲多度	まんのう	炭所西	常包	0.31	32	西部林業事務所
402	44	仲多度	まんのう	炭所西	常包	0.29	35	西部林業事務所
402	45	仲多度	まんのう	炭所西	平山	0.96	0	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
402	46	仲多度	まんのう	炭所西	金剛院	0.78	3	西部林業事務所
402	47	仲多度	まんのう	炭所西	金剛院	0.63	0	西部林業事務所
402	48	仲多度	まんのう	炭所西	金剛院	0.62	0	西部林業事務所
402	49	仲多度	まんのう	炭所西	金剛院	0.31	14	西部林業事務所
402	50	仲多度	まんのう	炭所西	金剛院	0.67	11	西部林業事務所
402	51	仲多度	まんのう	炭所西	金剛院	0.60	7	西部林業事務所
402	52	仲多度	まんのう	炭所西	金剛院	0.81	1	西部林業事務所
402	53	仲多度	まんのう	長尾	北山	0.32	90	西部林業事務所
402	54	仲多度	まんのう	長尾	浦山	0.73	41	西部林業事務所
402	55	仲多度	まんのう	羽間	-	0.32	0	西部林業事務所
402	56	仲多度	まんのう	羽間	-	0.36	11	西部林業事務所
402	57	仲多度	まんのう	炭所西	佐古尻	0.05	0	西部林業事務所
405	1	仲多度	まんのう	佐文	岡	0.73	76	西部林業事務所
405	2	仲多度	まんのう	佐文	岡	0.59	95	西部林業事務所
405	3	仲多度	まんのう	十郷	宮田	0.48	8	西部林業事務所
405	4	仲多度	まんのう	十郷	宮田	0.97	7	西部林業事務所
405	5	仲多度	まんのう	十郷	追上願袖	0.25	0	西部林業事務所
405	6	仲多度	まんのう	十郷	追上	0.12	0	西部林業事務所
405	7	仲多度	まんのう	十郷	追上	0.00	5	西部林業事務所
405	8	仲多度	まんのう	十郷	追上	0.18	19	西部林業事務所
405	9	仲多度	まんのう	十郷	追上	0.26	5	西部林業事務所
405	10	仲多度	まんのう	十郷	竹尾	0.28	13	西部林業事務所
405	11	仲多度	まんのう	十郷	生間	0.45	2	西部林業事務所
405	12	仲多度	まんのう	十郷	後山	1.03	21	西部林業事務所
405	13	仲多度	まんのう	十郷	後山	0.91	7	西部林業事務所
405	14	仲多度	まんのう	十郷	大口	0.49	11	西部林業事務所
405	15	仲多度	まんのう	十郷	大口	0.76	8	西部林業事務所
405	16	仲多度	まんのう	十郷	大口	0.63	13	西部林業事務所
405	17	仲多度	まんのう	十郷	大口	1.45	23	西部林業事務所
405	18	仲多度	まんのう	十郷	大口	0.29	12	西部林業事務所
405	19	仲多度	まんのう	十郷	山脇	1.50	1	西部林業事務所
405	20	仲多度	まんのう	十郷	山脇	0.61	0	西部林業事務所
405	21	仲多度	まんのう	十郷	山脇	0.24	19	西部林業事務所
405	22	仲多度	まんのう	十郷	山脇	0.56	0	西部林業事務所
405	23	仲多度	まんのう	十郷	山脇	1.57	0	西部林業事務所
405	24	仲多度	まんのう	十郷	山脇	1.07	0	西部林業事務所
405	25	仲多度	まんのう	十郷	山脇	1.71	0	西部林業事務所
405	26	仲多度	まんのう	十郷	山脇	2.38	4	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
405	27	仲多度	まんのう	十郷	山脇	0.45	2	西部林業事務所
405	28	仲多度	まんのう	十郷	新目	0.78	14	西部林業事務所
405	29	仲多度	まんのう	十郷	新目	0.00	1	西部林業事務所
405	30	仲多度	まんのう	十郷	新目	0.89	15	西部林業事務所
405	31	仲多度	まんのう	十郷	新目	1.32	3	西部林業事務所
405	32	仲多度	まんのう	十郷	新目	0.09	0	西部林業事務所
405	33	仲多度	まんのう	十郷	-	0.18	4	西部林業事務所
405	34	仲多度	まんのう	十郷	-	1.06	0	西部林業事務所
405	35	仲多度	まんのう	七箇	本目	0.45	12	西部林業事務所
405	36	仲多度	まんのう	七箇	本目	0.93	5	西部林業事務所
405	37	仲多度	まんのう	七箇	本目	1.41	30	西部林業事務所
405	38	仲多度	まんのう	七箇	辻り尾	0.32	7	西部林業事務所
405	39	仲多度	まんのう	七箇	辻り尾	1.69	79	西部林業事務所
405	40	仲多度	まんのう	七箇	辻り尾	0.99	2	西部林業事務所
405	41	仲多度	まんのう	七箇	辻り尾	0.14	0	西部林業事務所
405	42	仲多度	まんのう	七箇	辻り尾	1.06	0	西部林業事務所
405	43	仲多度	まんのう	七箇	本目	1.49	23	西部林業事務所
405	44	仲多度	まんのう	塩入	長林	1.02	3	西部林業事務所
405	45	仲多度	まんのう	塩入	地藏前	0.30	2	西部林業事務所
405	46	仲多度	まんのう	塩入	地藏前	2.03	3	西部林業事務所
405	47	仲多度	まんのう	塩入	地藏前	1.85	0	西部林業事務所
405	48	仲多度	まんのう	塩入	地藏前	2.14	0	西部林業事務所
405	49	仲多度	まんのう	塩入	-	0.11	7	西部林業事務所
405	50	仲多度	まんのう	塩入	地藏前	0.41	0	西部林業事務所
405	51	仲多度	まんのう	塩入	堀田	0.47	0	西部林業事務所
405	52	仲多度	まんのう	塩入	堀田	0.24	44	西部林業事務所
405	53	仲多度	まんのう	塩入	堀田	0.38	5	西部林業事務所
405	54	仲多度	まんのう	塩入	堀田	0.48	4	西部林業事務所
405	55	仲多度	まんのう	塩入	八丁	3.17	4	西部林業事務所
405	56	仲多度	まんのう	塩入	中川原	3.24	15	西部林業事務所
405	57	仲多度	まんのう	塩入	中川原	4.19	9	西部林業事務所
405	58	仲多度	まんのう	塩入	中川原	0.74	16	西部林業事務所
405	59	仲多度	まんのう	塩入	中川原	1.43	2	西部林業事務所
405	62	仲多度	まんのう	塩入	-	0.23	0	西部林業事務所
405	63	仲多度	まんのう	十郷	帆山	0.08	29	西部林業事務所
405	64	仲多度	まんのう	十郷	帆山	0.45	19	西部林業事務所
405	65	仲多度	まんのう	-	買田	0.25	1	西部林業事務所
405	66	仲多度	まんのう	佐文	牛屋口	0.12	70	西部林業事務所

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
405	67	仲多度	まんのう	十郷	山脇	0.69	0	西部林業事務所
405	68	仲多度	まんのう	十郷	新目	1.03	18	西部林業事務所
405	69	仲多度	まんのう	塩入	中川原	0.00	0	西部林業事務所
405	70	仲多度	まんのう	塩入	中川原	0.82	0	西部林業事務所
405	71	仲多度	まんのう	七箇	本目	1.23	12	西部林業事務所

5-1 危険物施設

(完成検査済証交付施設 令和5年3月31日現在)

消防本部等	計	製造所	貯蔵所計	貯蔵所											取扱所計	取扱所										事業所数							
				屋内貯蔵所	屋外タンク	準特定屋外	旧法タンク		特定屋外	旧法タンク	地中タンク	岩盤タンク	海上タンク	屋内タンク		地下タンク	簡易タンク	移動タンク	被牽引車型	屋外貯蔵所	給油取扱所	(セルフ)	航空機	船舶	鉄道又は軌道		自家用	(セルフ)	第1種販売	第2種販売	移送取扱所	特定移送	一般取扱所
							4	4																									
高松市	1201	6	769	161	84	4	4	5	5				26	253	1	227	24	17	426	287	75	1	12	2	133		4	1	2		132	728	
丸亀市	322	5	202	67	28								8	58		30		11	115	62	20		6		24		1				52	159	
坂出市	697	10	478	65	174	5	4	81	80				10	67		143	41	19	209	98	19		11		52		1	9		101	184		
善通寺市	90		60	16	5								1	25		12		1	30	21	7				10					9	48		
多度津町	103		70	26	12								3	19		7		3	33	14	3				7					19	52		
三観広域	657	1	426	77	88	6	6						11	136	8	97	9	9	230	109	18		10		47		1			120	338		
大川広域	315	4	208	63	38								6	58	5	31		7	103	62	14		6		26		3			38	158		
小豆地区	196	2	128	14	43									33	2	34		2	66	38	2		4		10		4			24	109		
仲多度南部	107		70	18	6								4	30		9		3	37	23	1				11					14	55		
常備消防計	3688	28	2411	507	478	15	14	86	85				69	679	16	590	74	72	1249	714	159	1	49	2	320		13	2	11		509	1831	
直島町	70	3	44	10	24	2								3		7			23	4			1							19	9		
県下計	3758	31	2455	517	502	17	14	86	85				69	682	16	597	74	72	1272	718	159	1	50	2	320		13	2	11		528	1840	

5-2 高圧ガス関係事業所

(令和5年3月31日現在)

区部	高圧ガス製造事業所数(第一種) ※延べ数							高圧ガス貯蔵所数(第一種) ※延べ数					一般消費者用 液化石油ガス 販売所	
	一般高圧ガス	可燃性・毒性	可燃性	毒性	酸素	その他	液化石油ガス	冷凍ガス	可燃性・毒性	可燃性	毒性	酸素		その他
高松市	27		3		10	14	13	10	1	10	1	6	4	67
丸亀市	14		2		5	7	8	5		4		3	1	17
坂出市	25	1	5	1	5	13	10	3	1	8		3	5	13
善通寺市										1		1	1	7
観音寺市	9		3		1	5	3	8		2		1	2	17
さぬき市	2				1	1	2	3		4		3		16
東かがわ市	1					1	4	2						8
三豊市	14		2		3	9	4	3		3	1		1	25
市計	92	1	15	1	25	50	44	34	2	32	2	17	14	170
土庄町	1		1				1							17
小豆島町							2	2						11
小豆郡計	1	0	1	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	28
三木町	2				1	1	1	2				1	1	4
木田郡計	2	0	0	0	1	1	1	2	0	0	0	1	1	4
直島町	4				2	2	1							2
香川郡計	4	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	2
宇多津町	1					1		1						4
綾川町	5				3	2	1			2				9
綾歌郡計	6	0	0	0	3	3	1	1	0	2	0	0	0	13
琴平町														4
多度津町	13				7	6				3	1	2	3	4
まんのう町							1	1						5
仲多度郡計	13	0	0	0	7	6	1	1	0	3	1	2	3	13
県計	118	1	16	1	38	62	51	40	2	37	3	20	18	230

5 - 3 火薬類関係営業者

(令和5年3月31日現在)

区分	火薬類製造所 (煙火)	火薬類販売所						火 薬 庫					
		計	一般	猟用	競技用	煙火	信号用	計	一級	二級	三級	煙火	庫外
高松市		11	3	2	1	2	3	33	6		2		25
丸亀市		4	1		2	1		15	1		1		13
坂出市		2			1	1		3				1	2
善通寺市		1			1			2	2				
観音寺市		2		1	1			3			1		2
さぬき市		1			1			1					1
東かがわ市		2			2			2					2
三豊市		1		1				4	2		1		1
市 計	0	24	4	4	9	4	3	63	11	0	5	1	46
土庄町		0						2	2				
小豆島町		1	1					2	1		1		0
小豆郡計	0	1	1	0	0	0	0	4	3	0	1	0	0
三木町		1			1			0					
木田郡計	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
直島町		0						1					1
香川郡計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
宇多津町		0						0					
綾川町		0						0					
綾歌郡計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
琴平町		0						0					
多度津町		0						0					
まんのう町		0						1					1
仲多度郡計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
県 計	0	26	5	4	10	4	3	69	14	0	6	1	48

5-4 毒物劇物営業者

令和5年3月31日

種 別 保 健 所	一 般 販 売 業	農 業 用 品 目 販 売 業	特 定 品 目 販 売 業	電 気 め っ き 事 業	金 属 熱 処 理 事 業	運 送 事 業	し ろ あ り 防 除 事 業	製 造 業	輸 入 業	小 計
小豆保健所	15	16	1	0	0	0	0	2	0	34
東讚保健所	41	22	1	0	1	1	0	13	1	80
中讚保健所	160	53	6	1	0	6	0	11	1	238
西讚保健所	59	22	3	0	0	1	0	2	0	87
県所管計	275	113	11	1	1	8	0	28	2	439
高松市保健所	295	41	13	1	0	1	0	\		351
全県計	570	154	24	2	1	9	0	28	2	790

※ 高松市内の一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業、電気めっき事業、金属熱処理事業、しろあり事業は、高松市保健所が所管

5-5 毒物劇物製造所等の地震対策指針

この指針は、毒物劇物製造所及び取扱事業所（以下「毒物劇物製造所等」という。）において講ずる地震災害予防・応急対策計画について、指針となる事項を示すものである。

1 予防計画

第1 組織に関すること。

毒物劇物の製造又は取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る施設等の点検・保守を行う者、地震発生時における関係機関への通報及び応急処置を行う者及び指揮監督責任者等の職務及び組織に関する事項を定めること。

第2 作業及び制御の方法に関すること。

毒物劇物の製造方法、取扱いの作業方法及びこれらの制御方法について、マニュアル化し、フロー図等を整備することにより、地震発生時速やかに作業を中断できるようにすること。

第3 施設・設備の点検の方法に関すること。

毒物劇物の製造又は取扱いに係る施設・設備及び毒物劇物の流出、漏えい防止設備等の点検の方法について、マニュアル化し、フロー図等を整備すること。

点検にあたっては、特に次の施設・設備等について重点的に実施すること。

- (1) 製造施設、取扱い施設、火気取扱い施設等の運転の停止又は制御装置
- (2) 充てん作業、火気取扱い作業、高所作業等の停止又は制御に関する方法
- (3) タンク車、タンクローリー等の待避又は安全措置に関する方法
- (4) 各種安全対策施設・設備の点検
 - ア. 防波堤、除害設備、緊急移送設備等の流出時安全施設
 - イ. 散水設備、貯水設備、排水設備、防潮堤等
 - ウ. 非常用電源設備、非常用証明設備、緊急制御設備等
 - エ. その他地震防災上必要な施設及び設備

なお、点検は、漏えい、腐食、き裂等の異常を早期に発見するため、原則として一日に一回以上点検すること。さらに、一年に一回以上、施設・設備の内部を開放し、異常の有無、また沈下状況等について精密に点検を実施すること。

2 応急対策

第1 応急対策の実施に関すること。

社内組織に基づく指揮監督責任者の指示により、速やかに施設・設備の点検を実施し、被害状況を把握するとともに、次のとおり応急措置を講ずること。

- (1) 製造施設、取扱い施設、火気取扱い施設等の運転の停止又は制御
- (2) 充てん作業、火気取扱い作業、高所作業等の停止又は制御

- (3) タンク車、タンクローリー等の待避又は安全措置
- (4) 各種安全対策施設・設備の点検
 - ア. 防波堤、除害設備、緊急移送設備等の流出時安全施設
 - イ. 散水設備、貯水設備、排水設備、防潮堤等
 - ウ. 非常用電源設備、非常用証明設備、緊急制御設備等
 - エ. その他地震防災上必要な施設及び設備
- (5) 応急用資機材による措置
 - ア. 除害用薬剤、土のう等による流出、漏えいの拡大阻止
 - イ. 消火用機器による火災の拡大阻止
 - ウ. 救急資機材による負傷者の救済
- (6) その他必要な措置

第2 情報の伝達に関すること。

- (1) 県、市町及びその他関係機関に対し、速やかに被害状況を伝達するとともに、地震に関する情報の収集に努めること。
- (2) 毒物劇物製造所等周辺の居住者に被害が波及するおそれがある場合は、速やかにその広報に努めること。

第3 避難に関すること。

被害の状況により、速やかに避難するとともに、毒物劇物製造所等周辺の居住者の避難について適切な誘導に努めること。

第4 その他地震防災応急対策に関すること。

5-6 石油基地防災計画

(令和2年度修正)

第1章 総 則

第1節 目 的

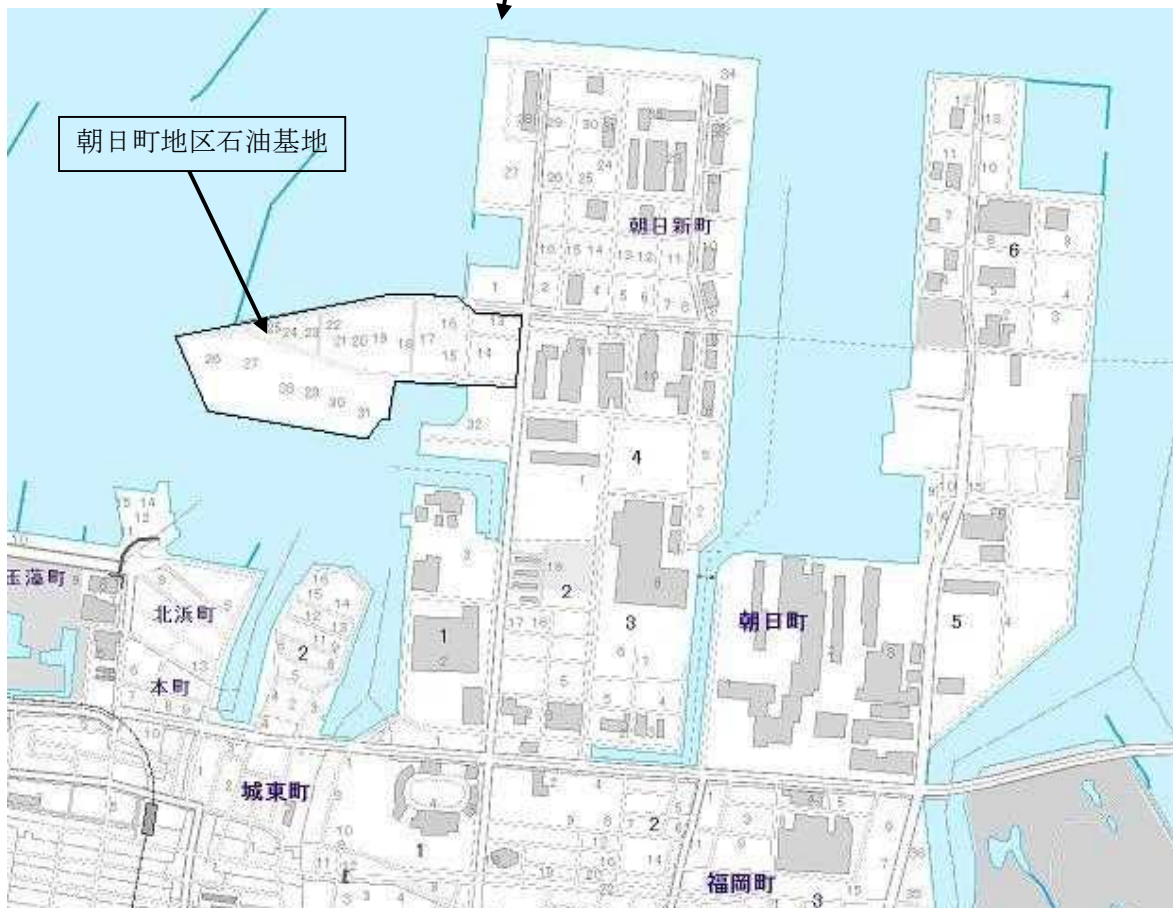
この計画は、石油基地に係る油火災等特殊災害の防災対策について、指定地方行政機関、自衛隊、県警察本部、県、石油基地が所在する高松市（以下「防災関係機関」という。）及び石油基地に存在する企業（以下「関係企業」という。）の行うべき業務を定め、これらの防災関係機関及び関係企業が全機能を発揮し、災害の防止と災害の軽減を図り、もって地域住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 基本方針

この計画は、各種一般災害に共通する事項を除き、石油基地固有の防災対策に関し、防災関係機関及び関係企業が果たすべき責務について、組織、災害の防止及び応急措置の全般にわたり、総合的かつ実効性を有するものを定める。

第3節 石油基地の範囲

石油基地の範囲は、高松港港湾区域のうち、次図の朝日町地区内危険物取扱施設用地近隣とする。



第4節 石油基地の現況

朝日町地区石油基地の現況は、次のとおりである。

朝日町地区の現況

(1) 地区の概要

イ 位置

高松市北端中央部の高松港の北東方の朝日町四丁目の埋立地に設置されているものである。

ロ 人口数及び世帯数（令和2年8月1日現在）

(イ) 石油基地

0 世帯 0 人

(ロ) 石油基地隣接地区

朝日町一丁目	15	世帯	16	人
朝日町二丁目	196		320	
朝日町三丁目	9		13	
朝日町四丁目	-		-	
朝日町五丁目	35		37	
朝日新町	4		7	
計	259		393	

ハ 公共施設の状況

(イ) 道路

朝日町石油基地の中（東西）に公共用港湾道路（巾員 22m）が通っている。

(ロ) 臨海鉄道

なし

事業所名	所在地	面積		従業員数	立地年月	事業内容	電話
		敷地 (m ²)	建物 (m ²)				
出光興産(株)高松 アスファルト基地	高松市朝日町 四丁目17-1	5,012	921	7	S39. 9	石油類の 貯蔵	851-2458
出光興産(株) 高松油槽所	" 28-1, 29-1	23,980	1,503	9	S38. 9	油 槽	851-1260
高松エルピーガス 販売協同組合	" 23-1	1,929	295.5	7	S43. 7	LPG 充填	851-9396
四国岩谷産業(株) 高松支店	" 25-1	1,660	409	13	S42. 5	LPG 販売	851-6277
(株)中橋商店 朝日町倉庫	" 22-1	1,640	461	4	S44. 9	石油類の 貯蔵	851-9159
大同ガス産業(株) 朝日町工場	" 24-1	3,091	671	30	S47. 2	LPG 充填	851-7017
大同ガス産業(株) 朝日町第二工場	" 14-28	2,375	489	7	H30. 9	LPG 回収 と移充填	813-2733
若宮産業(株)	" 15-15	5,673	274	9	S54.11	油 槽	851-4824
加茂谷運送(株) 高松支店	" 16-1	10,875	184	16	H13. 4	石油類の 輸送等	821-2511
蓮井コンクリート (株)	" 14-39	101	98.6	11	H13. 9	自家用給 油	851-7676
内外プロパン(株)	" 20-1	6,612	1,482.98	7	S39. 3	LPG 充填	821-8154
四国ガス燃料(株) 高松営業所	" 19-1	9,920	355	27	H4.10	LPG 充填	821-2272
四国ガス(株) 高松工場	" 18-1	14,329	1,554	14	H15. 7	都市ガス 供給	811-2210
(株)真屋商店	" 496-155	1,373	54.38	15	S44	薬品販売	815-7757

ホ 危険物及び高圧ガス等施設の状況

令和2年8月1日現在

(イ)危険物及び高圧ガス製造施設等

(a)品目別数量「移動タンク貯蔵所、移送取扱所及び一般取扱所（油槽所）を除く」

事業所名	第一 石油類 (kℓ)	第二 石油類 (kℓ)	第三 石油類 (kℓ)	第四 石油類 (kℓ)	その他 (kℓ)	計 (kℓ)
出光興産(株)高松アス ファルト基地	0.1	0.2	12.1	67.178		79.578
出光興産(株) 高松油槽所	6,408	4,915	3,609	1,273		16,205
(株)中橋商店 朝日町倉庫	1.036		0.54		2.8 (アルコール類)	4.376
若宮産業(株)	905.2	1,980.5	1012	3		3,900.7
加茂谷運送(株) 高松支店		30				30
蓮井コンクリート(株)		9.6				9.6
(株)真屋商店		3.16			2.63 (アルコール類)	5.79
計	7,314.336	6,938.46	4,633.64	1,343.178	5.43	20,235.04

(b) 危険物屋内貯蔵所

事業所名	貯蔵量 (k l)						面積 (m ²)	構造
	第一石 油類	第二石 油類	第三石油 類	第四石油 類	アルコ ール類	計		
出光興産(株) 高松アスファ ルト基地	0.1	0.2	0.1	22		22.4	36.4	コンクリートブロッ ク 平屋建スレート 葺
出光興産(株) 高松油槽所			18	54		72	206	コンクリートブロッ ク 平屋建スレート 葺
			30	90		120	187	
			40	180		220	683	
若宮産業(株)	0.2	0.5	2	3		5.7	26.8	コンクリートブロッ ク 平屋建計量 鉄板葺
(株)中橋商店 朝日町倉庫	1.036		0.54		2.8	4.376	124.8	鉄骨スレート平 屋建スレート葺 (一部耐 火)
(株)真屋商店		3.16			2.63	5.79	21.2	コンクリートブロッ ク
計	1.336	3.86	90.64	349	5.43	450.266	1285.2	

(c) 危険物屋外タンク貯蔵所

事業所名	貯蔵量 (k l)				内径 (m)	高さ (m)	屋根 型式	防油堤
	第一石 油類	第二石 油類	第三石 油類	第四石 油類				
出光興産(株) 高松アスファルト基地			10		1.932	4.595	円錐	RC 造 高さ 0.7m 容量 11.4m ³
出光興産(株) 高松油槽所		490			9.6	7.65	円錐	RC 造 高さ 1.0m 容量 2,432m ³
		490			9.6	7.68		
		730			10.64	9.14		
			1,960		13.56	15.19		
	1,450				11.62	15.19		
	1,450				11.62	15.19		
		600			9.67	9.12		
	490				8.63	9.10	円錐	RC 造 高さ 1.3m 容量 2.626m ³
				490	8.63	9.10		
		490			8.63	9.08		
			490		8.63	9.11		
			490		8.63	9.13		
			490		8.63	9.10		
	950				10.64	12.18		
2,068				15.5	12.16			
	2,107			15.5	12.16			
若宮産業(株)	905				9.7	13.7	円錐	RC 造 高さ 0.6m 容量 1,143.45m ³
		470			7.8	10.7		
		470			7.8	10.7		
		470			7.8	10.7		
			470		7.8	10.7		
			440		7.8	10.7		
		470			7.8	10.7		

(c) 危険物屋外タンク貯蔵所 (続き)

事業所名	貯蔵量 (k l)				内径 (m)	高さ (m)	屋根 型式	防油堤
	第一石 油類	第二石 油類	第三石 油類	第四石 油類				
四国ガス (株) 高松工場		0.98			1.1	1.2	円錐	RC 造 高さ 0.4m 容量 4.8m ³
		0.98			1.1	1.2		
		0.98			1.1	1.2		
		0.98			1.1	1.2		RC 造 高さ 0.4m 容量 1.6m ³
		0.98			1.1	1.2		
		0.98			1.1	1.2		
計	7,313	6,792.88	4,350	490				

(d) 危険物地下タンク貯蔵所

事業所名	貯蔵量 (k l)					形状	寸法 (m)
	第一 石油類	第二 石油類	第三 石油類	第四 石油類	計		
若宮産業(株)			50		50	円筒横置	胴長 9.16 直径 2.70
		25	25		50	円筒横置	胴長 9.16 直径 2.70
		25	25		50	円筒横置	胴長 9.16 直径 2.70
			50		50	円筒横置	胴長 9.16 直径 2.70
計	0	100	100	0	200		

(e) 危険物屋外貯蔵所

事業所名	貯蔵量 (k l)					面積 (m ²)
	第一 石油類	第二 石油類	第三 石油類	第四 石油類	計	
出光興産(株) 高松油槽所				60	60	145.61
			20	60	80	136.74
		2	4	96	102	136.6
		4	7	75	86	137.6
		2	20	48	70	96.6
			20	60	80	96.6
			20	60	80	96.6
出光興産(株) 高松アスファルト ト基地				25.6	25.6	77.6
計		8	91	484.6	583.6	923.95

(f) 危険物給油取扱所

事業者名	貯蔵量 (k l)	形状	寸法 (m)
	第二石油類		
加茂谷運送(株)高松支店	30	円筒横置	胴長 9.184 直径 2.10
蓮井コンクリート(株)	9.6	円筒横置	胴長 6.10 直径 1.45
計	39.6		

(g) 危険物移送取扱所

事業所名	配管延長(k m)	油類	取扱量(k l/日)
出光興産(株) 高松油槽所	0.560	第一・二・三・四石油類	8,000
若宮産業(株)	0.256	第一・二・三石油類	600
計	0.816		8,600

(h) 危険物一般取扱所

事業所名	取扱量(k l)					面積(m ²)
	第一 石油類	第二 石油類	第三 石油類	第四 石油類	計	
出光興産(株)			2		2	58.3
高松アスファルト基地				19.578	19.578	58.3
出光興産(株) 高松油槽所	1,000	1,300	500	50	2,850	603
若宮産業(株)	40	70	80		190	204
計	1,040	1,370	582	69.578	3,061.578	

(i) 高圧ガス製造所

事業所名	ガス名	容量(t)	型式	寸法(m)
高松エルピーガス 販売協同組合	液化石油ガス	20	横置円筒型	胴長 10.06 直径 2.5
大同ガス産業(株) 朝日町工場	液化石油ガス	15	横置円筒型	胴長 7.655 直径 2.5
	液化石油ガス	10	縦置円筒型	胴長 5.71 直径 2.5
	液化石油ガス	30	横置円筒型	胴長 8.838 直径 3.3
	液化石油ガス	2.8	横置円筒型	胴長 3.126 直径 1.6
	液化石油ガス	60	縦置円筒型	胴長 14.586 直径 3.6
	液化石油ガス	20	横置円筒型	胴長 4.78 直径 3.2
大同ガス産業(株) 朝日町第二工場	液化石油ガス	20	横置円筒型	胴長 10.09 直径 2.5
	液化石油ガス	2.9	横置円筒型	胴長 3.15 直径 1.75
内外プロパン(株)	液化石油ガス	20	横置円筒型	胴長 10.05 直径 2.5
	液化石油ガス	20	横置円筒型	胴長 10.05 直径 2.5
	液化石油ガス	20	横置円筒型	胴長 10.05 直径 2.5
四国ガス燃料(株) 高松営業所	液化石油ガス	30	縦置円筒型	胴長 10.381 直径 3.34
	液化石油ガス	30	縦置円筒型	胴長 10.381 直径 3.34
	液化石油ガス	30	縦置円筒型	胴長 10.381 直径 3.34
計		330.7	—	—

(j) 都市ガス事業所

事業所名	ガス名	容量	型式	防液堤
四国ガス(株) 高松工場	液化天然ガス	5,000 t	縦置円筒型	PC防液堤 高さ 23.5m 容量 12,675m ³
	都市ガス	68,000m ³	球形	—

(ロ) 消火設備等

事業所名	設備 危険物製造事業所等の 消火設備	消防水利		その他 の消火 設備
		消火栓 基 数	貯水槽等 (構造、容量、数量)	
		屋 外		
出光興産(株) 高松アスファルト基地	消防法に基づく消火設備	—	鉄筋コンクリート造 淡水 40t 数量 1	消火器
出光興産(株)高松油槽所	消防法に基づく消火設備	22	鉄筋コンクリート造 淡水 200.9t 数量 1	消火器
高松エルピーガス販売 協同組合	高圧ガス保安法に基づく 消火設備	—	鉄筋コンクリート造 淡水 66t 数量 1	消火器
四国岩谷産業(株) 高松支店	高圧ガス保安法に基づく 消火設備	—		消火器
(株)中橋商店 朝日町倉庫	消防法に基づく消火設備	—		消火器
大同ガス産業(株) 朝日町工場	高圧ガス保安法に基づく 消火設備	—	鉄筋コンクリート造 淡水 121t 数量 1	消火器
大同ガス産業(株) 朝日町第二工場	高圧ガス保安法に基づく 消火設備	—	鉄筋コンクリート造 淡水 60t 数量 1	消火器
若宮産業(株)	消防法に基づく消火設備	3	鉄筋コンクリート造 淡水 40t 数量 1	消火器
加茂谷運送(株)高松支店	消防法に基づく消火設備	—		消火器
蓮井コンクリート(株)	消防法に基づく消火設備	—		消火器
内外プロパン(株)	高圧ガス保安法に基づく 消火設備	—	鉄筋コンクリート造 淡水 245t 数量 1	消火器
四国ガス燃料(株) 高松営業所	高圧ガス保安法に基づく 消火設備	—	地 下 貯 水 槽 淡 水 167.7t 数量 1	消火器
四国ガス(株)高松工場	ガス事業法に基づく防消 火設備	9	鉄筋コンクリート造 淡水 350t 数量 1	消火器
(株)真屋商店	消防法に基づく消火設備	—	—	消火器

朝日町石油基地見取図

N



海

防波堤

第一棧橋

海上保安部

第二棧橋

(株)中橋商店

(株)真屋商店

高松エルピーガス
販売協同組合

大同ガス産業(株)
朝日町工場

四国岩谷産業(株)

内外プロパン(株)

四国ガス燃料(株)

四国ガス(株)高松工場

四国ガス(株)

加茂谷運送(株)

出光興産(株)
高松アスファルト基地

若宮産業(株)

若宮産業(株)

出光興産(株)
高松油槽所

加茂谷運送(株)
(駐車場)

蓮井コンクリート(株)

大同ガス産業(株)
朝日町第二工場

四国ドック

第5節 防災に関する組織及び業務の大綱

石油基地の防災対策に関する防災関係機関及び関係企業の組織並びに業務の大綱について定める。

1. 組 織

(1) 実施機関

石油基地の防災対策を実施する防災関係機関及び関係企業は、次のとおりである。

イ 指定地方行政機関

中国四国産業保安監督部四国支部

香川労働局・高松労働基準監督署

高松海上保安部

ロ 自 衛 隊

陸上自衛隊第14旅団第15即応機動連隊

ハ 県警察本部

ニ 県

危機管理総局

環境森林部

農政水産部

土 木 部

ホ 高 松 市

総 務 局

消 防 局

ヘ 関係企業

出光興産(株)高松アスファルト基地

出光興産(株)高松油槽所

高松エルピーガス販売協同組合

四国岩谷産業(株)高松支店

(株)中橋商店朝日町倉庫

大同ガス産業(株)朝日町工場

大同ガス産業(株)朝日町第二工場

若宮産業(株)

加茂谷運送(株)高松支店

蓮井コンクリート(株)

内外プロパン(株)

四国ガス燃料(株)高松営業所

四国ガス(株)高松工場

(株)真屋商店

(2) 岡山県・香川県防災相互応援協定の締結

岡山県と香川県の間で、特殊災害の発生のおそれのある場合に対処するため、災害対策基本法第 74 条の規定に基づき相互の迅速かつ適切な通報、連絡及び相互応援体制について定め、もって特殊災害の被害を最小限に止めること及び発生を防止する。

(3) 香川県石油基地防災対策連絡協議会

県内の臨海工業地帯における災害を未然に防止するため、並びに災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合における事故対策を迅速的確に実施し、災害を局限するため、関係機関及び関係企業が密接に連絡を図り、もって住民の安全確保を図る。

同連絡協議会は、次の会員をもって構成する。

会 員

中国四国産業保安監督部四国支部保安課長
香川労働局労働基準部健康安全課長
高松労働基準監督署長
高松海上保安部警備救難課長
陸上自衛隊第 14 旅団第 15 即応機動連隊第 3 科長
香川県警察本部警備課長
香川県危機管理総局危機管理課長
香川県環境森林部環境管理課長
香川県農政水産部水産課長
香川県土木部港湾課長
高松市消防局消防防災課長
高松市消防局予防課長
高松市総務局危機管理課長
日本赤十字社香川県支部事業推進課長
高松市朝日町石油基地企業代表

(4) 香川地区大量排出油等防除協議会

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 43 条の 6(排出油等の防除に関する協議会)の規定に基づき、香川地区(高松海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域)において、大量の油若しくは有害液体物質の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、会員間における連携を推進すること及び他の地区の大量排出油等防除協議会との連携を推進する。

(5) 高松市・高松海上保安部船舶消防相互援助協定の締結

「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書(昭和 43 年 3 月 29 日)」に基づき船舶の火災及びその他の災害について高松市と高松海上保安部が協力し、相互の能力を活用して被害を最小限度に防止し、併せて消防教務の

調整を図る。

(6) 高松市朝日町石油基地共同防災対策協議会

高松市朝日町四丁目に設置されている危険物取扱事業所が協定して危険物関係の貯蔵取扱いの安全を図り、石油基地の公害を含む災害防止に関する対策の確立と推進を図るとともに、災害による被害を最小限に止めるため相互の援助、協力し、公共の安全を確保する。

(7) 高松港台風・津波等災害防止対策協議会

高松港における台風、津波、発達した低気圧等による海難及び災害の防止、被害の軽減に資するための諸対策を検討し、高松港長に対し、必要な建議を行うとともに、これらに関する調査研究を行い、もって高松港の安全の確保に寄与する。

2. 業務の大綱

(1) 実施機関

イ 指定地方行政機関及び自衛隊（以下「国の関係機関」という。）は、自ら又は、他の防災機関と共同で石油基地の防災対策を実施するとともに、指定公共機関・県・県警察本部並びに高松市及び関係企業の業務が円滑に行われるよう必要な協力、指導又は助言を行う。

(イ) 中国四国産業保安監督部四国支部

- a 都市ガス施設の保安対策の監督指導
- b 高圧ガス及び電気施設の保安管理の点検指導
- c 保安教育の徹底

(ロ) 香川労働局・高松労働基準監督署

- a 関係企業の労働災害防止の監督指導
- b 労働安全衛生教育の徹底

(ハ) 高松海上保安部

- a 海上の災害に係る救助、救援に関すること。
- b 海上の災害に係る防御に関すること。
- c その他海上の災害に係る船舶の安全の確保に関すること。

(ニ) 陸上自衛隊第14旅団第15即応機動連隊

災害派遣出動による救護活動

ロ 県警察本部

県警察本部は、石油基地の防災対策について、下記のとおり実施するとともに、指定公共機関、県、市等関係機関などと、連携して防災対策にあたる。

(イ) 治安の維持及び警備

(ロ) 応急対策に従事する車両の交通確保

ハ 県

県は、高松市を包括する地方公共団体として防災関係機関及び関係企業の協力

を得て、石油基地の防災計画の実施を推進するとともに、防災対策が有効、かつ適切に行われるよう高松市及び関係企業に対し、指導、助言その他必要な措置を講ずる。

- (イ) 危機管理総局
 - a 災害情報の収集伝達
 - b 自衛隊災害派遣の要請
 - c 応援体制の総合調整
 - d 防災資機材の整備
 - e 高圧ガスの規制及び指導
 - f 高圧ガスの保安管理の指導監督
 - g 高圧ガスの保安教育訓練の徹底
 - h 高圧ガス防災設備及び資機材の充実指導
- (ロ) 環境森林部
 - a 生活環境の保全
- (ハ) 農政水産部
 - a 漁業関係団体への情報伝達
- (ニ) 土木部
 - a 港湾施設の保全
 - b 防災資機材の整備

二 高松市

高松市は、防災関係機関及び関係企業の協力を得て、石油基地の防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、関係企業に対し、指示、指導その他必要な措置を講ずる。

また、高松市は、高松海上保安部、坂出海上保安署、港湾管理者及び近接する市町と業務の分担又は応援について協定を締結する。

- (イ) 災害情報の収集伝達
- (ロ) 地域住民の避難措置
- (ハ) 危険物、高圧ガス及び都市ガス火災の防御
- (ニ) けい留船舶の火災防御及び漏油の拡散防止
- (ホ) 危険物の規制及び指導
- (ヘ) 生活環境の保全

ホ 関係企業

石油基地の防災上重要な施設の管理者である関係企業は、法令及び県並びに高松市防災計画の定めるところにより、誠実に責務を果たし、又は防災に寄与するよう努めなければならない責務を有することにかんがみ、防災組織、災害の予防及び応援対策について計画を定め、自主的に防災に努めるほか、連携して防災対策を実施する。

- (イ) 自衛消防隊その他の防災組織の強化

- (ロ) 関係企業連絡協議会の設置等相互応援体制の確立
 - (ハ) 防災関係機関に対する協力
 - (ニ) 防災設備資機材の整備
 - (ホ) 防災教育訓練の実施
 - (ヘ) その他災害の防止及び応急対策に関する業務の実施
- (2) 香川県石油基地防災対策連絡協議会
- 石油基地防災対策連絡協議会は、石油基地の防災対策を調整審議し、計画を作成し、その実施を促進するとともに、防災関係機関及び関係企業間の総合調整に当たる。
- (3) 高松市朝日町石油基地共同防災対策協議会
- 関係企業の連絡協議会は、石油基地の防災対策に関する相互応援計画を定め、共同して防災対策を実施する。

第2章 災害想定

危険物、高圧ガス及び都市ガス等が大量に集積されている石油基地地区における災害は、他の地域と異なり、油火災、油の流出、危険物等の積載船舶の事故等いわゆる特殊災害が想定される。これらの災害は短時間の内に拡大する危険性が大きく、初期防災活動の遅れが、鎮圧困難な災害につながるおそれを有している。

第1節 震災時の想定地震

平成25年3月～26年4月に亘って公表した「香川県地震・津波被害想定」による被害予測にもとづき、被害想定を行う。

この被害予測によれば朝日町地区は震度6強、最大津波高さ1.0m（最大津波水位：TP+2.7m）、液状化危険度が極めて高い地域であるといえる。

第2節 石油基地における災害想定

石油基地における災害は、平常時に起こりうる火災等の災害及び震災時に揺れや揺れによる液状化、津波により発生する災害等が考えられる。以下に施設区分ごとに考えられる被害想定を例示する。

1. 危険物タンクの災害

(1) 漏洩

タンクの底板や側板の損傷による漏洩、タンクの附属配管やバルブ等からの漏洩。

防油堤が健全であれば、防油堤外に溢れることはないが、大量の危険物が一気に流出、又はその他の要因により防油堤が破損した場合は、海上に流出する可能性がある。

(2) 漏洩火災

漏洩した危険物に何らかの火源により引火した場合、防油堤内液面火災が低引火点の危険物の場合に想定される。

(3) タンク火災

内部浮き蓋付タンク及び固定屋根式タンクの液面全面火災。

(4) タンク内爆発

タンクの工事や清掃中等タンクを開放しての作業中等に、タンク内に残留している可燃性蒸気の爆発。

(5) スロッシング

地震波とタンク内の液体が共振して液面が大きく揺れることにより、浮き蓋付の危険物タンクでは、浮き蓋の損傷、内容物の溢流が発生する可能性がある。

2. 可燃性ガス貯槽の災害

(1) 漏洩

ガス貯槽については、液化石油ガス及び液化天然ガスの貯槽がある。貯槽本体からの漏洩は通常考えられないが、附属配管、バルブ等からの漏洩が想定される。

(2) 漏洩爆発又は漏洩火災

漏洩した可燃性ガスに着火して爆発や火災。

3. 入出荷施設等の災害

栈橋に繋留されたタンカー等からの危険物等の流出、タンカーの火災、受入・払出配管等からの危険物等の漏洩・火災等。

第3章 災害予防計画

この計画は、石油基地における災害の発生を未然に防止するための計画とする。

第1節 危険物、高圧ガス及び都市ガス災害予防計画

この計画は、平常時及び震災時における危険物、高圧ガス及び都市ガスによる災害等の予防について定める。

1. 実施機関

(1) 防災関係機関

イ 次の防災関係機関は、関係企業に対し、必要な監督指導を行う。

(イ) 国の関係機関（中国四国産業保安監督部四国支部・香川労働局・高松労働基準監督署・高松海上保安部）

(ロ) 県（危機管理課）

(ハ) 高松市（消防局）

ロ 次の防災関係機関は、危険物、高圧ガスの災害予防に必要な防災資機材の整備を行う。

(イ) 県（危機管理課）

(ロ) 高松市（消防局）

(2) 関係企業

関係企業は、第一次災害予防責任者として、危険物、高圧ガス及び都市ガスの設備、取扱い、資機材の整備及び輸送等の全ての点において十分な安全対策を講ずる。

2. 危険物、高圧ガス及び都市ガスの災害予防の基本的事項

(1) 点検査察等監督指導の強化

イ 中国四国産業保安監督部四国支部

高圧ガス、電気及び都市ガス施設の保守管理の点検指導を行い、保安対策の監督指導を徹底する。

自主保安体制や施設の技術基準の適合義務について必要な監督指導を行う。

ロ 香川労働局・高松労働基準監督署

労働災害防止について、監督指導を行う。

ハ 高松海上保安部

危険物及び都市ガス荷役専用岸壁（栈橋）の設備、必要な消防資機材の整備並びに荷役時における保安体制について監督指導を行う。

ニ 県（危機管理課）

消防機関が行う危険物施設の許可及び予防査察等について、助言を行う。

高圧ガス製造所及び取扱所の設備、保安体制について、定期又は臨時に立ち入

り、安全について監督指導を行う。

ホ 高松市(消防局)

消防関係法令に基づき、危険物製造所等の施設に定期又は臨時に立入り、その施設の検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導し、又は必要な指示を行う。

(2) 公設消防力の強化

イ 化学消防車等の増強

高松市消防局は、消防力の整備指針により、化学消防車等の整備に努める。

ロ 消火薬剤の備蓄

高松市は、消火薬剤等を備蓄する。

(3) 関係企業の自主点検の徹底及び保安体制の強化

関係企業は、危険物施設については危険物保安監督者、高圧ガス施設については高圧ガス保安統括者、保安係員、都市ガス施設については保安統括者、ガス主任技術者を選任し、予防規程又は危害予防規程を制定し、日常の点検計画に従い、自主点検を徹底して行う。

また、自衛消防組織を確立し、防火管理者を定め、消防計画を作成し、消防活動に必要な資機材を設備し、保安体制の強化を図る。

関係企業は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の被害想定を確認するとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(4) 関係企業の協力体制の確立

危険物、高圧ガス及び都市ガスの火災等の場合、その性質から特に初期鎮圧が必要とされるため、関係企業は、協力体制を確立する。高松市朝日町地区の関係企業は、高松市朝日町石油基地共同防災対策協議会を活用し、有事における協力体制を確立する。

(5) 労働安全衛生の確保と安全衛生意識の高揚

イ 関係企業は、危険物及び高圧ガス、都市ガスの各施設及びその作業について、危険性・有害性等の調査とその結果に基づく災害防止措置を行い、下請け企業を含めた労働者の安全衛生を確保する。

ロ あらゆる機会をとらえて労働者の安全衛生意識の高揚を図る。

(6) 危険物及び高圧ガス安全輸送の確保

陸上輸送機関は、危険物及び高圧ガスの安全輸送について、次のような安全対策を講ずる。

イ 危険物及び高圧ガス輸送車両の連結制限等運転操者の安全確保

ロ 危険物及び高圧ガスの積載及び運搬方法の安全確保

ハ 危険物及び高圧ガス荷役の安全確保

- ニ 危険物及び高圧ガス輸送車両の停車、留置場所の安全確保
- ホ 輸送従事者の労働条件の適正化

3. 危険物、高圧ガス及び都市ガス施設安全計画

(1) 位置関係

イ 危険物、高圧ガス及び都市ガス施設

危険物、高圧ガス及び都市ガス施設は、その施設の危険度に応じ、民家等との間に十分な距離が必要である。万一災害が生じた場合に自己施設以外に災害を拡大させないため、民家との距離及びその施設の所在する周囲の地形を考慮し、その位置を選定する。

ロ 企業内における施設の位置

企業内における危険物施設の位置は、消防関係法令に定められているが、万一火災等の災害が発生した場合に、被害を最小限に防止するために、施設相互間の保有空地を十分に確保し、かつ消防活動に活用できる道路を設ける。

ハ 岸壁等の破損防止

臨海部に設置されている危険物、高圧ガス及び都市ガス施設の周囲の岸壁及び敷地は、波浪、高潮、地震及び津波等により破損しないよう十分に配慮する。

(2) 構造関係

イ 貯蔵タンク等の基礎

「香川県地震・津波被害想定」による被害予測によれば、朝日町地区では、震災時に液状化が起こる恐れがある。液状化が起こると、タンク等の変形、底板の裂傷、装置類又は附属配管等の損傷を招く可能性があるため、基礎地盤に対して、地盤改良等の耐震対策を推進する。

ロ 貯蔵タンク等の構造

危険物、高圧ガス及び都市ガス施設の貯蔵タンク等が地震等により火災となった場合は、消火鎮圧が困難であるため、耐震対策として、タンクの弁、配管、水抜管、保冷装置、電気設備及び避雷設備等あらゆる点で十分な維持管理に努める。

ハ 防油堤及び防液堤

防油堤及び防液堤は、貯蔵タンク内の危険物等が排出した場合の拡散防止の施設であるため、防油堤及び防液堤の容量、高さ、構造及び水抜口等について検討し、耐震対策及び波浪対策を推進する。

(3) 設備関係

イ 消火設備

消火設備は、消防関係法令に定められているが、特に危険性を考慮し、十分な設備とする。また、消防用水を十分確保し、消火栓、貯水槽を適正に配置するとともに、常時使用できるよう維持管理に努める。

ロ 電気設備

電気設備は、消防関係法令に定める安定基準を遵守し、故障又は停電の場合に

備えて、予備電源を確保する。

また、予備電源は、津波等による被害が及ばないように対策推進する。

4. 危険物災害予防計画

(1) 危険物の排出に対する保安対策

イ 付帯設備の設置

危険物製造所等において、危険物を取り扱う機械器具、その他の設備には、危険物の排出を防止するための付帯設備を設ける。

ロ 配管の取り付け位置

危険物製造所等の配管は、原則として地上配管とし、危険物が排出したとき、直ちに発見できるようにする。

ハ 防油堤等の設置

危険物製造所等から危険物の排出した場合を考慮し、周囲に鉄筋コンクリート等の防油堤を設け、さらに排出した危険物を除去するため、吸引、吸着、その他必要な措置を講ずるための設備を設けるとともに、配管の曲がり又はタンクから配管までの間は、耐震対策として、フレキシブル等を用いる。

ニ 日常点検等の実施

危険物施設は日常点検および、定期点検を実施し、施設の維持管理を行う。

(2) 危険物による爆発又は火災に対する安全対策

イ 静電気の蓄積防止

湿度が低い気象条件のもとで、危険物を取り扱う場合には、静電気が容易に発生蓄積され、これが原因で爆発火災を起こすことがあるので、設備等にはアースを設ける。また、取扱いには細心の注意を払う。

ロ 危険物の性状の把握

危険物の性状、特に引火点、爆発範囲、着火温度、沸点及び蒸気密度等を把握して危険物を取扱い、爆発又は火災の発生を防止する。

ハ 火源に対する注意とガス検知

火源の発生原因となる電気設備又は過熱装置等のある場所において危険物を取り扱うときは、これらの設備又は火災の危険防止を図る。

ニ 廃棄すべき危険物の処理

廃棄すべき危険物は、原則として焼却廃棄とし、海中又は水中に放出若しくは投下をしない。

(3) 危険物の運搬に対する安全対策

イ 積載方法

(イ) タンク車、タンクローリー等に危険物を積み込むときは、流量計を用い、管内速度を毎秒1 m以下に保持して張り込む。なお、張込み中は、本体をアースしておく。

(ロ) ドラム等法令に定められている容器に収容した危険物をトラック等に積

載する場合には、当該容器を落下し、転倒し、又は破損しないように注意する。

ロ 輸送方法

タンク車、タンクローリー車等で危険物を輸送する場合には、移送開始前に底弁、その他の弁、マンホールのかぶた、消火器等の点検を十分に行い、著しく摩擦又は動揺を起こさないよう注意する。また、ドラム等法令に定められている容器に収納した危険物を運搬する場合も、摩擦又は動揺を避ける。

(4) スロッシング対策

タンク本体は、スロッシングによる液面上昇に対して、必要な余裕高さを有することにより、浮き蓋の機能を維持し、空気との接触による可燃性ガスの発生を抑制する。

浮き蓋のねじれによる破損や落下、沈下防止のためのガイドを設置し、浮き蓋上に溢流することを防ぐ。

(5) 津波対策

イ 予防規程の充実

地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関する次のような事項を予防規程に定める。

- (イ) 従業員等への連絡方法
- (ロ) 従業員等の安全確保等に係る対応
- (ハ) 施設の緊急停止の方法、手順等
- (ニ) 施設の緊急停止等の実施体制
- (ホ) 従業員への教育及び訓練
- (ヘ) 入構者に対する周知

ロ 屋外タンク貯蔵所の対策

津波による屋外貯蔵タンクの被害形態は、津波浸水深、タンクの自重、タンクの内径、貯蔵危険物の重量等の状況により異なることから、屋外タンク貯蔵所の所有者等は、それぞれの状況を踏まえ具体的な被害予測を行った上で、次のような事項を予防規程に定める。

(イ) 特定屋外タンク貯蔵所

タンク底板から3メートル以上の津波浸水が想定された特定屋外貯蔵タンクにあっては、配管を通じた当該タンクからの危険物の流出を防止する措置

(ロ) 特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所

可能な限り危険物の流出を最小限にとどめるための具体的な対策

5. 高圧ガス災害予防計画

(1) 破壊に対する保安対策

イ 設計基準の確保

高压ガス設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、十分な強度を有するものであり、さらに常用の圧力の 1.5 倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格したものを使用する。

ロ 安全装置の確実性

高压ガス設備には、当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁等の安全装置を設け、必要な箇所に圧力計を設ける。

ハ 散水装置の設置

可燃性ガスの貯槽には温度の上昇を防止するため冷却用散水装置を設ける。

散水装置のポンプ等は、津波、高潮等の影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

ニ 腐食防止

高压ガス設備には、腐食を防止するための措置を講ずる。特に臨海地区では塩害の影響が著しいので、塗装を確実にを行う。

(2) 爆発に対する対策

イ 安全装置の設置

可燃性ガス貯槽の液出入配管には、可燃性ガス貯槽から 5 m 以上離れた位置で操作できる緊急遮断弁を設け、可燃性ガス漏えい時に安全に、かつ、速やかに可燃性ガスを遮断できるようにする。また、安全弁には、ガス装置外の安全な場所に放出できる放出管を設ける。

ロ 漏洩ガスの検知

装置外に漏洩したガスによって引火爆発する可能性があるので、可燃性ガスの漏洩を検知し、かつ、警報するための設備を設ける。

ハ 換気

ガス設備は、できるだけ通風のよい場所に設置し、ガスの漏洩の場合に滞留しない構造とする。万一漏洩した場合を考慮し、爆発限界に達しないよう短時間に換気できるファンを設置する。

ニ 電源

電源装置は、津波、高潮等による被害を防止する措置をとるとともに、万が一に備え、非常用電源を有する。

(3) 高压ガスの移動に対する安全対策

イ 積載方法

突出したバルブのある充填容器等には、プロテクター、又はキャップを施すとともにロープ掛け等で固定し、転落、若しくは転倒しないように注意する。

ロ 移動方法

充填容器等は、温度が常に 40 度以下に保たれるように措置し、車両に警戒票を掲げるとともに、粉末消火器を積載する。

6. 都市ガス災害予防計画

(1) 破壊に対する保安対策

イ 設計基準の確保

都市ガス設備は、技術基準に定める適切な構造であり、耐圧試験や気密試験に合格したものを使用する。

ロ 安全装置の確実性

過剰充填、異常反応等により常用の圧力以上に圧力が上昇した場合に、直ちに常用圧力以下に戻せる安全弁等の安全装置を設置し、必要な箇所に圧力計を設ける。

ハ 冷却装置の設備

貯槽に冷却用散水装置を設け、圧力上昇を抑える。

ニ 腐食防止

装置(配管も含む)には、腐食を防止するための設備を講ずる。特に臨海地区では塩害の影響が著しいので、塗装を確実に行う。

(2) 爆発に対する対策

イ 安全装置

貯槽の液出入配管には、緊急遮断弁を設け、ガス漏えい時に安全に、かつ、速やかに可燃性ガスを遮断できるようにする。また、安全弁には、ガス装置外の安全な場所に放出できる放出管を設ける。

ロ 漏洩ガスの検知

装置外に漏洩したガスによって引火爆発する可能性があるので、漏洩を検知し、かつ、警報するための設備を設ける。

第2節 海上災害予防計画

この計画は、石油基地地先水面における災害予防について定める。なお、この計画は、石油基地地先以外の海面における危険物に係る海上災害にも準用する。

1. 実施機関

(1) 高松海上保安部

海上災害予防活動を適切かつ効果的に実施するため、関係機関と連絡協調を図り、次の事項を推進する。

イ 基礎資料の収集及び調査、研究

ロ 船舶の安全運行の励行指導

ハ 施設及び船舶の安全設備の指導監督

ニ 資機材の整備及び増強

ホ 防災に関する指導及び資料の配布

(2) 県

- イ 消火薬剤、油処理剤及びオイルフェンス等海上災害に必要な資機材の整備
- ロ 消火薬剤等海上災害に必要な資機材の備蓄量の把握とその整備促進

(3) 高松市(消防局)

消火薬剤、油処理剤及びオイルフェンス等海上災害に必要な資機材の整備

(4) 関係企業(高松市朝日町石油基地共同防災対策協議会)

消火薬剤、油処理剤及びオイルフェンス等海上災害に必要な資機材の整備

2. 公設消防力の強化促進

消火薬剤、油処理剤及びオイルフェンスの備蓄

県及び高松市消防局に消火薬剤、油処理剤及びオイルフェンスを備蓄する。

3. 危険物及び都市ガス専用岸壁(棧橋)の安全確保と自主保安体制の強化

- (1) 関係企業は、危険物及び都市ガス専用岸壁(棧橋)の安全について常に注意し、パイプライン等の設備について、災害発生の危険防止に必要な点検を行う。
- (2) 危険物及び都市ガス専用岸壁(棧橋)に消火栓を設け、大型タンカーの接岸の際には、化学消防車を配備する等、消防体制を設備する。また、油の排出に備え、オイルフェンス、油処理剤等の整備強化を図る。

4. 特殊作業船の災害防止協力体制の整備

災害に関しては、タグボート等特殊作業船の協力が必要とされるので、公設機関のものはもとより関係企業のものも含め、緊急時における円滑な協力が得られるよう高松海上保安部が中心となり、防災関係機関及び関係企業と必要事項について緊密な連絡を保つ。

5. 船舶の安全設備、保安体制の強化等

- (1) 油タンカー等を含む危険物積載船舶及び付近在港船舶について、法令に準拠した立ち入り検査又は点検等を強化するとともに、台風等異常気象が予想される場合は必要な措置を講ずる。特に、津波異常気象の兆しがあり、災害発生が予想される場合には、港長は、荷役中止を勧告し、また、必要があれば、荷役中止又は港外移動を命ずる。
- (2) 危険物積載船舶の立入検査を行い、危険物積載船舶運送及び貯蔵規制、港則法等関係法令の遵守取締りを行うとともに、災害防止に関し必要な指導を行う。
- (3) 荷役関係企業の安全体制について監督指導を行う。特に災害発生に備え、消防設備及び必要資機材の準備点検について指導する。
- (4) 付近航行船舶及び港内作業船に対し、接近させないように指導するとともに、付近における火気使用を禁止する。

第3節 設備・資機材等の整備強化

高松海上保安部、県、市、関係企業は、石油基地の災害防止に必要な設備、資機材

等の計画的整備拡充強化に努める。

1. 設備、資機材保有の現況

(1) 高松海上保安部

令和2年8月1日現在

船型	船名	基地	トン数	放水能力	その他の主要機械
PM型	いぶき	高松	250	1.2kℓ/分 放水銃×1 普通ノズル×1	泡原液 300ℓ
PC型	くりなみ	〃	113	1.27kℓ/分 放水口×1 普通ノズル×1	泡発生器 100ℓ/分×1
PC型	ことなみ	〃	61	1.2kℓ/分 放水銃×1 普通ノズル×1	泡沫発生器 30ℓ/分×1
CL型	ひなぎく	〃	25	2.6kℓ/分 放水銃×1 噴霧ノズル×1	泡沫発生器 470ℓ/分×1
PC型	あやなみ	坂出	113	2.9kℓ/分 放水銃×2 普通ノズル×2	泡沫発生器 2,705ℓ/分×2 泡原液 400ℓ
PC型	みねぐも	〃	61	放水口×1 普通ノズル×1 噴霧ノズル×1	
CL型	ことかぜ	〃	24	2.6kℓ/分 放水口×1 普通ノズル×1 噴霧ノズル×1	
PC型	きよづき	小豆島	113	2.9kℓ/分 放水銃×2 普通ノズル×2 噴霧ノズル×2	泡原液 400ℓ

(2) 香川県

品名	規格	数量	保管場所
泡消火薬剤貯蔵タンク	タンク容量 35,000ℓ	1基	坂出市番の州公園 資機材センター
泡消火薬剤	カゴフォームF623T3%型	35,000ℓ	坂出市番の州公園 資機材センター
オイルフェンス		160m	高松市朝日町資機材センター
油処理剤	ネオス AB3000 等	936L	高松港管理事務所他
油吸着材	TF-200 等	1,206kg	高松港管理事務所他

(3) 高松市

番号	区分	性能等	消防局	消防団	計
1	一般ポンプ車	普通ポンプ車	14	58	72
		水槽付ポンプ車	7		7
		小型動力ポンプ積載車		46	46
2	はしご車	はしご式	1		1
		先端屈折式	2		2
3	化学車	1,200ℓ/分	2		2
4	救助工作車		2		2
5	救急車	高規格	18		18
6	その他の緊急車両		31	5	36
7	小型動力ポンプ		15	2	17
8	救急艇		1		1
9	空気酸素呼吸器	空気	109		109
		酸素	2		2
10	携帯ガス検知器		28		28
11	耐熱防火服		25		25
12	消火薬剤	3%エアフォーム(たん白系)	1,440ℓ		1,440ℓ
		界面活性剤	16,229ℓ		16,229ℓ
		耐アルコール用泡原液	1,360ℓ		1,360ℓ
		粉末薬剤	210kg		210kg
13	オイルフェンス(A型)		290m		290m
14	油吸着剤		240kg		240kg

(4) 関係企業

高松朝日町地区

企業名		①	②	③	④	⑤
人事・機器材	種類・型式					
従業員総数		7	9	7	13	4
自衛消防組織設置義務		有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
自衛消防組織	消防隊員総数	6	9	7	13	4
	専任隊員数					1
	兼任隊員数	6	9	7	13	3
	昼間出動可能人員	4	9	2	13	4
	夜間出動可能人員	2				
作業艇	消防船					
	その他		1			
泡放射ノズル銃砲 (発泡倍率 100 以下 で高発泡原液使用 のものを含む)	3,000ℓ/分以上					
	800ℓ/分～3,000ℓ/ 分未満					
	400ℓ/分～800ℓ/分 未満		11 本			
	400ℓ/分未満					
オイルフェンス(m)			360m			
移動可能な消火薬 剤(kL) (化学車積載分を含 む)	蛋白質系泡原液 (3%型換算)		80ℓ			
	耐アルコール用泡 原液(ℓ) 界面 高発泡型 活性剤 低発泡型 ライトウォーター 粉末薬剤(kg)				12.5kg	
固定消火設備用消 火薬剤	蛋白質系泡原液 (3%型換算)		2,600ℓ			
	耐アルコール用泡 原液(ℓ) 粉末薬剤(kg) その他					
油処理剤	沈降型					
	乳化分散型	18ℓ	1,026ℓ			
その他の消防機材	(油吸着材)	95kg	251kg			

① 出光興産(株)高松アスファルト基地

② 出光興産(株)高松油槽所

③ 高松エルピーガス販売協同組合

④ 四国岩谷産業(株)高松支店

⑤ (株)中橋商店 朝日町倉庫

企業名		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
人事・機器材	種類・型式						
従業員総数		37	9	16	11	7	27
自衛消防組織設置義務		有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
自衛消防組織	消防隊員総数	14	8			7	18
	専任隊員数	11	4				
	兼任隊員数	3	4			7	18
	昼間出動可能人員	8	8			7	18
	夜間出動可能人員	8	2			1	1
作業艇	消防船						
	その他		1				
泡放射ノズル銃砲 (発泡倍率 100 以下 で高発泡原液使用 のものを含む)	3,000ℓ/分以上						
	800ℓ/分～3,000ℓ/ 分未満						
	400ℓ/分～800ℓ/分 未満						
	400ℓ/分未満		4				
オイルフェンス (m)			200m				
移動可能な消火薬 剤(kL) (化学車積載分を含 む)	蛋白質系泡原液 (3%型換算) 耐アルコール用泡 原液(ℓ) 界面 高発泡型 活性剤 低発泡型 ライトウォーター 粉末薬剤(kg)	228kg					
固定消火設備用消 火薬剤	蛋白質系泡原液 (3%型換算) 耐アルコール用泡 原液(ℓ) 粉末薬剤(kg) その他		1,000ℓ				
油処理剤	沈降型		54ℓ				
	乳化分散型			40ℓ			
その他の消防機材	(油吸着材)		4 箱				

⑥大同ガス産業(株)朝日町工場及び朝日町第二工場

⑦若宮産業(株)

⑧加茂谷運送(株)高松支店

⑨蓮井コンクリート(株)

⑩内外プロパン(株)

⑪四国ガス燃料(株)高松営業所

企業名		⑫	⑬	合計
人事・機器材	種類・型式			
従業員総数		14	15	176
自衛消防組織設置義務		有 無	有 無	
自衛消防組織	消防隊員総数	14		100
	専任隊員数			16
	兼任隊員数	14		84
	昼間出動可能人員	7		80
	夜間出動可能人員	2		16
作業艇	消防船			
	その他			2
泡放射ノズル銃砲(発泡倍率 100 以下で高発泡原液使用のものを含む)	3,000ℓ/分以上 800ℓ/分～3,000ℓ/分未満 400ℓ/分～800ℓ/分未満 400ℓ/分未満			11 本
オイルフェンス(m)				560m
移動可能な消火薬剤(kL) (化学車積載分を含む)	蛋白質系泡原液(3%型換算) 耐アルコール用泡原液(ℓ) 界面 高発泡型 活性剤 低発泡型 ライトウォーター 粉末薬剤(kg)	344kg		584.5kg
固定消火設備用消火薬剤	蛋白質系泡原液(3%型換算) 耐アルコール用泡原液(ℓ) 粉末薬剤(kg) その他			3,600
油処理剤	沈降型 乳化分散型	370ℓ		540 1,454ℓ
その他の消防機材	(油吸着材)	150kg		496kg

⑫四国ガス(株)高松工場

⑬(株)真屋商店

第4節 防災教育訓練計画

この計画は、石油基地災害の防止に必要な訓練及び教育について定める。

1. 防災訓練

防災関係機関及び関係企業は、共同又は単独で災害応急対策を円滑に実施するため、企業自体の訓練計画と相まって、次に定めるところにより平常時及び震災時対応の防災訓練を実施する。防災訓練は、図上訓練及び実施訓練の2種類とする。

(1) 訓練種目

- 地震対応訓練
- 緊急通報訓練
- 避難救助訓練
- 資機材調達訓練
- タンカー火災訓練
- タンクローリー等火災訓練
- 危険物及び高圧ガス等爆発火災訓練
- 流出油防除訓練

(2) 訓練の区分

イ 単独訓練

防災関係機関及び関係企業は、個別に毎年少なくとも1回以上、その主管する業務に関連した訓練種目を選定して、実施する。

ロ 総合訓練

防災関係機関及び関係企業は、合同してあらかじめ想定した災害に基づき、訓練種目を選定して実施する。

2. 防災教育

危険物及び高圧ガス等の貯蔵又は取り扱い上の不注意が、大災害をひき起こすおそれがあることにかんがみ、取扱物に対する教育を徹底する。

(1) 実施機関

- イ 県(危機管理課)・高松市(消防局)
危険物関係の安全教育
- ロ 中国四国産業保安監督部四国支部・県(危機管理課)
高圧ガス等の安全教育
- ハ 高松海上保安部
海上及び船舶関係の安全教育
- ニ 香川労働局・高松労働基準監督署
関係労働者の安全衛生教育
- ホ 関係企業
従業員に対する保安教育

(2) 危険物及び高圧ガス等を取り扱う事業所の従事者に対し、危険物及び高圧ガス等の性質並びにその取り扱い方法について毎年1回以上講習会又は研修会を開催し、徹底した安全教育を行う。

危険物及び高圧ガスを取り扱う事業所の従事者以外の労働者に対しても、特に火気取り扱い等労働安全について徹底した安全教育を行う。

第4章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害の発生の防
御又は災害の拡大を防止することを目的とする。

第1節 初動体制計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ正確な初
動対応が防災対策上極めて重要であり、特に膨大な量の危険物、高圧ガス及び都市ガ
スが集積する石油基地にあっては、的確な初動対応がその災害の被害の軽減に決定的
役割を果たすことになる。

1. 事業所の初動体制

(1) 平常時の初動体制

事業者は、施設等の異常が発生した場合における緊急停止等の緊急措置、事業
所内通報体制等を防災規程等の事業所内規定に定め、異常発生時にはそれに従い
緊急措置等を行うこととする。

(2) 地震発生時の初動体制

事業者は、地震が発生した場合における緊急停止等の緊急措置、事業所内通報
体制等を防災規程等の事業所内規定に定め、地震発生時にはそれに従い緊急措置
等を行うこととする。

なお、地震が発生した場合には、施設等の緊急点検を実施し、異常を確認した
場合は、高松市消防局等に通報する。

2. 高松市消防局の初動体制

(1) 平常時の初動体制

発災事業所から通報があった場合、発災事業所に出場する。

(2) 地震発生時の初動体制

地震覚知後、石油基地を中心に管内巡視を行うとともに、避難経路の把握も行
う。

3. 高松市朝日町石油基地共同防災対策協議会の初動体制

(1) 平常時の初動体制

発災事業所から通報があった場合、構成事業所に連絡をする。

(2) 地震発生時の初動体制

構成事業所に連絡をし、発災の有無を確認する。

第2節 通信情報計画

この計画は、平常時及び地震時の陸上における漏油、火災又は海上におけるタンカ
ー事故、油の流出火災等異常事態が発生した場合において、応急対策の実施に必要な
情報の通報、伝達の確保について定める。

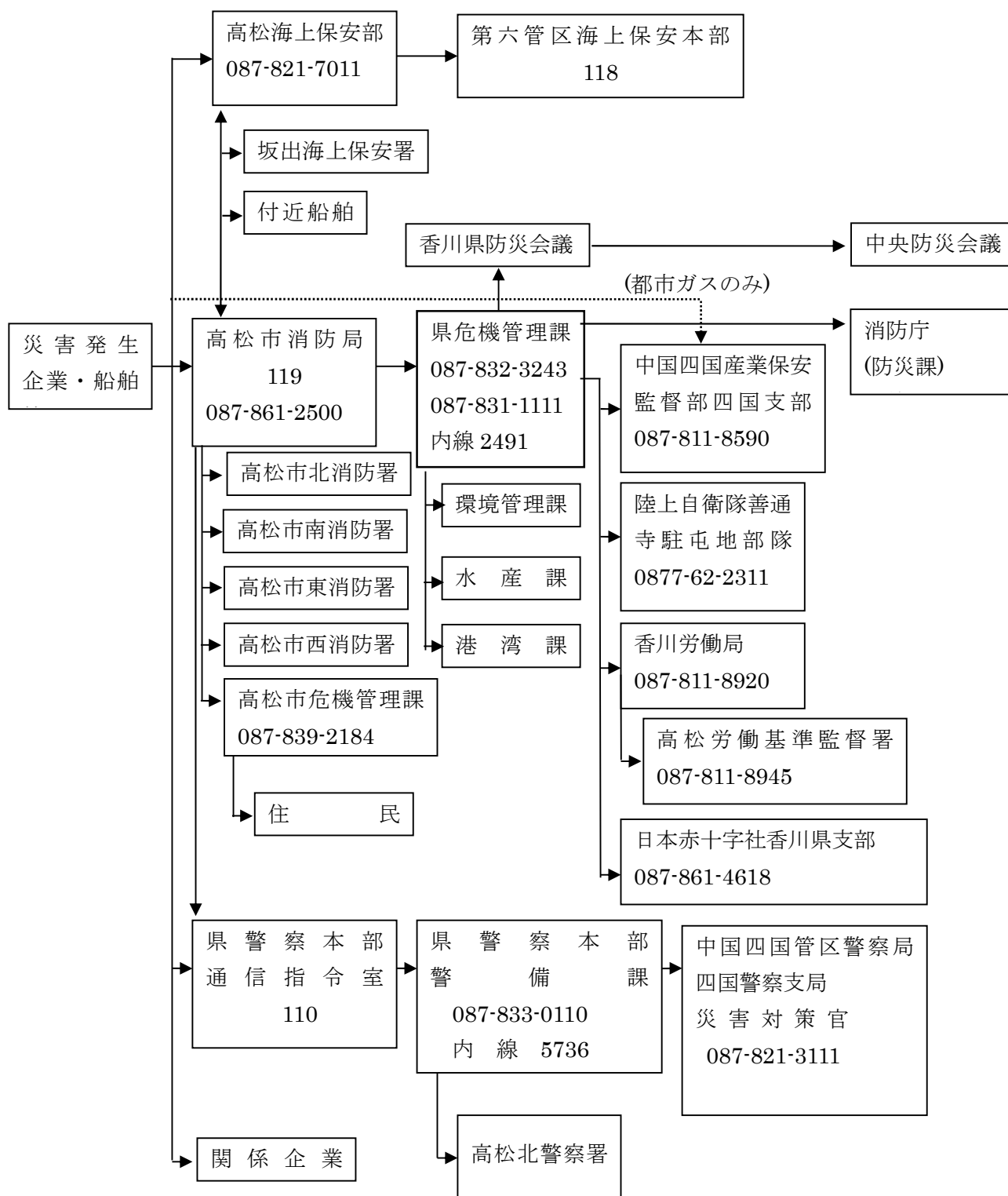
1. 実施責任(防災関係機関及び関係企業)

防災関係機関及び関係企業は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合(災害に至らない事故を含む。)には、次に定めるところにより遅滞なく情報を通報し、相互に交換し、総合的、効果的な応急対策を実施する。

2. 災害の緊急通報

災害の緊急通報は、次により実施する。

(1) 緊急通報の系統



- (2) 災害情報の内容及び災害発生通報先
通信及び相互に交換を要する災害情報の内容は、異常事態の発生の時刻、場所、災害の状況、応急措置の実施状況及び今後必要とされる対策とし、通報先は、直接関係機関及び関係企業とする。
- (3) 災害防御現場指揮本部設置時の情報
災害防御現場指揮本部が設置された場合は、すべての情報は同本部に伝達し、本部内において相互に交換する。

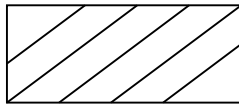
第3節 避難計画

この計画は、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため必要とする避難措置について定める。

1. 実施責任

- (1) 高松市
市長は、災害が発生し、住民の生命、身体及び財産を保護するため必要があると認めるときは、自ら又は警察官若しくは海上保安官に要請し、避難のための立退きを指示する。
- (2) 県警察本部
警察官は、市長から要請があったとき又は市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるときは、住民その他の関係者に対し、避難のための立退きを指示する。
- (3) 高松海上保安部
海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があるとき、又は市長から要請があったとき、若しくは市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるときは、船舶乗組員、旅客、住民及びその他のものに対し避難のための立退きを指示する。
- (4) 自衛隊
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、避難の指示等の措置をとることができる。
- (5) 関係企業
関係企業の責任者は、従業員の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、自主的に避難を指示する。

2. 避難場所及び経路



避難場所（津波による被害が想定される巨大地震発生時には、津波避難ビルに避難するものとする。）

3. 避難の実施

- (1) 避難の指示は、おおむね次の基準により実施する。
 - イ 石油基地隣接地域住民
消防職団員、警察官、海上保安官及び自衛官は、火災等大規模な異常事態の発生により、災害の影響が石油基地の隣接地域に及ぶおそれがあると認めるときは、隣接地域の住民に対し、速やかに避難の指示をする。
 - ロ 石油基地内の従業員等
関係企業の責任者は、火災等異常事態が発生し、石油基地内の安全確保が困難と認められるときは必要最小限の従業員を残し、速やかに避難の指示をする。
- (2) 避難指示の方法
 - イ 避難場所及び避難経路を明示する。
 - ロ 避難のための指導員を配置する。
 - ハ 固定放送設備又は広報車を用い、避難指示の徹底を期する。
- (3) 避難指示後の措置
 - イ 市長は、避難の指示をしたとき、又は警察官若しくは海上保安官からこの旨通知を受けたときは、速やかに知事(県危機管理課)に報告する。
 - ロ 警察官は、避難地域内の警ら、警戒活動を強化し、盗難、火災の予防、警戒及び広報活動を行い、民心の安定と犯罪の予防取締りを実施する。

第4節 火災防御計画

この計画は、火災の警戒、延焼の防止及び鎮圧等火災の防御について定める。

1. 消火活動の分担

- (1) 陸上の火災
陸上の消火活動は、主として消防機関が担当し、高松海上保安部がこれに協力する。
- (2) 海上の火災
海上の消火活動は、主として高松海上保安部が担当し、消防機関がこれに協力する。
- (3) 岸壁(栈橋)に係留された船舶の消火活動は、主として消防機関が担当し、高松海上保安部がこれに協力する。

2. 平常時の陸上における火災の防御

- (1) 関係企業
異常事態が発生した場合における関係企業の措置すべき基本的事項は、次のとおりとする。
 - イ 異常事態発見者は、直ちに災害担当責任者に通報する。
 - ロ 災害担当責任者は、企業内全域において異常事態に対して警戒する。

- ハ 操業を中止する等必要な措置を講ずる。
- ニ 本章第2節通信情報計画に基づき、防災関係機関に通報する。
- ホ 隣接関係企業に通報する。
- ヘ 自衛消防組織による消火活動等を実施する。
- ト 緊急事態に対処する体制を整備する。
- チ 消防機関の受け入れ体制を整備する。
- リ 消防機関が実施する消火活動に協力する。

(2) 消防機関

緊急事態発生の通報を受けた消防機関は、直ちに出勤可能なすべての消防車両、資機材及び隊員の体制を整備し、消火活動及び救助活動を実施する。

イ 直接防御

直接防御に当たる消防隊員は、耐熱服を着用し、また、有毒ガス発生のおそれがある場合は、空気呼吸器を着用し、化学消防車による短時間に集中的に泡を火点に放射する。

ロ 間接防御

発泡設備を有しない消防車等は、人命救助を最優先して活動するとともに、化学消防車等の消火活動を援護し、又は隣接タンク等への延焼防止のための冷却放水を実施する。

ハ 貯蔵タンクの全面火災

貯蔵タンクの全面火災は、固定消火設備及び化学消防車等により泡を放射する。また、規模に応じて香川県下消防本部の応援要請や緊急消防援助隊の要請を行う。

ニ 消火薬剤の輸送

異常事態発生の通報を受けた消防機関は、その所有する消火薬剤のすべての量を速やかに輸送できる体制を整備し、現地に輸送する。

ホ 消防隊員の交代

長時間を要する大規模災害に備え、交代要員を非常召集し、待機させる。

ヘ 消防車等への燃料補給

消防車等への燃料補給措置を講ずる。

ト 高圧ガス貯槽の災害対策

高圧ガス貯槽若しくは配管設備からガスが漏洩し、又はガス火災が発生した場合には、次により措置する。

(イ) 速やかにガス漏洩の停止措置を講ずる。

(ロ) ガス検知器により風向等を考慮しながら警戒区域を設定し、火気の使用を厳禁する。

(ハ) ガス火災は、状況に応じた適切な消火等の措置を講ずる。

(ニ) 高圧ガス貯槽が輻射熱等により加熱されるおそれがある場合は、固定散水装置及び消防車等により冷却する。

チ 都市ガス貯槽の災害対策

- (イ) 速やかにガス漏洩の停止措置を講ずる。
- (ロ) ガス検知器により風向等を考慮しながら警戒区域を設定し、火気の使用を厳禁する。
- (ハ) ガス火災は、状況に応じた適切な消火等の措置を講ずる。
- (ニ) 都市ガス貯槽が輻射熱等により加熱されるおそれがある場合は、固定散水装置及び消防車等により冷却する。

リ 車両火災等

- (イ) タンクローリー等からの排出は、乾燥砂、土のう等により拡散防止措置を講ずる。
- (ロ) タンクローリー等の火災は、粉末又は泡放射により消火する。
- (ハ) 火災が発生したタンクローリー等は、延焼のおそれのない場所に移動する。

3. 震災時の陸上における火災の防御

(1) 関係企業

震災が発生した場合における関係企業の措置すべき基本的事項は、次のとおりとする。

- イ 震災発生時には、操業を中止する等必要な措置を講ずる。
- ロ 震災発生時には、安全を確保した上で設備に対する点検を行う。
- ハ 津波警報発表時は、屋外タンク等貯蔵設備の緊急遮断弁を閉め内容物の流出及び設備内部の圧力の異常を防ぐ。
- ニ 津波警報発表時は、ハの措置を講じ、各社で定められた場所へ速やかに避難する。

上記のほか平常時の防御処置を行う。

(2) 消防機関

震災が発生した場合における高松市消防局の措置すべき基本的事項は、次のとおりとする。

- イ 石油基地内の巡視を行う。
- ロ 石油基地以外の管内の巡視を行うとともに、避難経路の状況を把握する。

上記のほか平常時の防御処置を行う。

(3) 警察の措置

応急対策に従事する車両の通行を確保するため、次の措置を講ずる。

- イ 応急対策を実施する車両の優先通行を確保する。
- ロ 本章第3節2で定められた住民及び関係企業従業員の避難道路を確保する。

4. 海上における油の排出又は火災等の措置

(1) 陸上部からの排出

イ 発災企業の基本的措置

- (イ) 異常現象の発見者は、直ちに災害担当責任者に通報する。
- (ロ) 災害担当責任者は、直ちに構内に緊急警報をし、自衛消防組織により防災活動を実施するとともに操業中止、排水水門の閉鎖等必要な措置を講じ、構外への排出を防止する。
- (ハ) 災害担当責任者は、直ちに関係機関に通報する。
- (ニ) 災害担当責任者は、直ちに厳重な火気使用の禁止措置をする。
- (ホ) 海上へ排出のおそれがある場合は、直ちにオイルフェンスの展張、油回収船の出動等拡散防止のための必要な措置を講ずる。

ロ 近接企業の措置

二次災害防止のための必要な措置を講ずる。

ハ 消防機関の措置

海上保安部の要請等により必要な措置を講ずる。

ニ 警察の措置

応急対策に従事する車両の通行を確保するため、次の措置を講ずる。

- (イ) 応急対策を実施する車両の優先通行を確保する。
- (ロ) 本章第3節2で定められた住民及び関係企業従業員の避難道路を確保する。

ホ 高松海上保安部の措置

- (イ) 現場確認、その他の情報収集に当たる。
- (ロ) 海上への排出のおそれがある場合は発災企業及び関係機関との連絡を密にし、厳重な警戒を行うとともに必要な措置を講ずる。
- (ハ) 災害の拡大防止のため必要に応じ防除措置を実施し、付近船舶の航行制限を行う等必要な防御措置を講ずる。
- (ニ) 必要により香川地区大量排出油等防除協議会の出動を要請する。
- (ホ) 必要に応じ第六管区海上保安本部に巡視船艇、航空機等の応援派遣を要請する。

(2) 船舶及び海洋施設からの排出

イ 事故発生当事者等の措置

- (イ) 本章第2節通信情報計画及び通信規定に基づき通報する。
- (ロ) 残油の他のタンク等への移送、排出箇所に応急補修、関係バルブの閉塞等排出防止のための応急措置を講ずる。
- (ハ) オイルフェンスの展張等により、排出した油の拡散を防止する。
- (ニ) 排出した油の回収作業等必要な措置を講ずる。

ロ 高松海上保安部の措置

- (イ) 現場確認、その他情報収集に当たる。
- (ロ) 事故発生当事者及び関係企業に対し防除措置等必要な指示を行う。
- (ハ) 災害の拡大防止のため必要に応じ防除措置を実施し、付近船舶の航行制限

- を行う等必要な防御措置を講ずる。
- (ニ) 必要により香川地区大量排出油等防除協議会の出動を要請する。
 - (ホ) 必要に応じ第六管区海上保安本部に巡視艇、航空機等の応援派遣を要請する。
- ハ 消防機関の措置
海上保安部の要請等により必要な措置を講ずる。
 - ニ 近接企業の措置
必要に応じ二次災害防止のための措置を講ずる。
- (3) 陸上火災(岸壁、栈橋に係留された船舶を含む。)
- イ 陸上の消火活動は主として消防機関が担当し、必要に応じ海上保安部がこれを協力する。
 - ロ 発災企業の基本的措置
 - (イ) 異常現象の発見者は、直ちに災害担当責任者に通報する。
 - (ロ) 災害担当責任者は直ちに、緊急警報をし、自衛消防組織により防災活動を実施するとともに、操業を中止する。
 - (ハ) 災害担当責任者は、直ちに消防機関に通報するとともに、消防機関等の受け入れ態勢を整備する。
 - (ニ) 入出荷施設に係留中の船舶災害については、船長及び施設を管理する企業は、消防機関等への通報、初期防災活動等、必要な措置をとる。
- ハ 消防機関の措置
発災企業から災害の通報を受けた時は、緊急通報系統に基づき、警察署、海上保安部、その他の関係機関に通報するとともに、直ちに出勤可能なすべての消防用資機材及び隊員の体制を整備し、消火活動を実施する。
 - ニ 警察の措置
応急対策に従事する車両の通行を確保するため、次の措置を講ずる。
 - (イ) 応急対策を実施する車両の優先通行を確保すること。
 - (ロ) 本章第3節2で定められた住民及び関係企業従業員の避難道路を確保する。
 - ホ 高松海上保安部の措置
消防機関の要請等により必要な措置を講ずる。
 - ヘ 近接企業の措置
二次災害防止のための必要な措置を講ずる。
- (4) 海上火災
- イ 海上の消火活動は主として海上保安部が担当し、必要に応じ消防機関がこれに協力する。
 - ロ 発災船舶及び関連企業の措置
 - (イ) 関係機関へ通報
 - (ロ) 初期消火活動等必要な措置を講ずる。

- (ハ) 自衛消防組織等による陸上施設への延焼防止等必要な措置を講ずる。
- (ニ) 海上保安部の指示に基づき必要な措置を講ずる。

ハ 高松海上保安部の措置

- (イ) 人命救助作業を実施する。
- (ロ) 消火作業を実施する。
- (ハ) 延焼防止等のため必要な措置を講ずる。
- (ニ) 二次災害防止のため必要な措置を講ずる。
- (ホ) 火災が陸域に接近している場合は、消防機関の協力を要請するとともに、関係事業所の自衛消防組織等に必要な措置の実施について指示する。
- (ヘ) 必要に応じ第六管区海上保安本部に巡視船艇、航空機等の応援派遣を要請する。

5. 自衛隊の災害派遣(陸上自衛隊第14旅団第15即応機動連隊)

- (1) 知事から要請があったとき又は災害の事態が緊急を要し、知事等の要請を持つては、時機を失すおそれがあると認めるときは、速やかに部隊等を派遣し、他の防災関係機関と連携して対策を実施する。
- (2) 他の部隊の応援を要する場合は、その連絡調整に当たる。
- (3) 知事からの撤収の要請を受理したとき、又は、必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊を撤収する。

6. 火災防御現場指揮本部の開設

火災が発生し又は発生するおそれがあるときは、下記により速やかに火災防御現場指揮本部(以下「本部」という。)を開設し、防災関係機関及び関係企業の現地責任者が常駐し、県及び高松市の災害対策本部と密接な連絡のもとに、火災防御の総合的、効果的な対策を推進する。

- (1) 火災防御現場指揮本部長
本部長は次の者をもって充てる。
 - イ 陸上における火災の場合は、高松市長
 - ロ 海上における火災の場合は、高松海上保安部
- (2) 本部長の任務
本部長は、本部の開設を防災関係機関及び関係企業に通知するとともに、現地責任者を招集し、総合的な対策の連絡調整に当てるほか、自らの所管に係る災害防御について指揮する。
- (3) 本部の設置場所
 - イ 陸上における火災の場合は、現地に近い建築物又は野外
 - ロ 海上における火災の場合は、高松海上保安部

(4) 本部の設置

イ 無線通信設備

(イ) 自衛隊通信車

(ロ) 消防本部無線

(ハ) 警察無線

ロ 電話設備

NTT西日本株式会社香川支店災害地特設公衆電話

ハ 電力設備

四国電力送配電株式会社高松支社移動電源車

ニ その他

野外に設置する場合は、幕舎、机及び椅子等

第5節 相互応援協力計画

この計画は、災害応急対策実施機関相互、関係企業間、県内市町及び隣接県の応援協力について定める。

1. 関係企業間

関係企業において締結する相互応援協定に基づき、相互に協力する。

2. 高松海上保安部と消防機関

高松海上保安部と消防機関が締結する相互応援協定に基づき、相互に協力する。

3. 市町の応援

高松市が他の市町の応援を必要とするときは、香川県消防相互応援協定に基づいて要請する。

4. 消防機関と自衛隊

消防機関は、災害派遣により出動した自衛隊と、その都度協議のうえ応援対策を実施する。

5. 隣接県の応援

知事は、災害の状況に応じ、他県の応援を必要と認めるときは、災害対策基本法第74条に基づき、所要資機材及び人員を示し、協力を要請する。

第6節 資機材の調達計画

この計画は、応急対策の実施に際し、防災関係機関の有する資機材に不足を生ずる場合における、その調達先及び輸送方法について定める。

1. 調達先

(1) 消火薬剤

イ 香川県

ロ 高松市

ハ 関係企業

ニ 他県の備蓄消火薬剤

消防庁を通じ、他県の備蓄消火薬剤を調達する。

ホ 県内販売業者を通じ、製造業者より調達する。

(2) 油処理剤

イ 香川県

ロ 高松市

ハ 関係企業

(3) オイルフェンス

イ 香川県

ロ 高松市

ハ 関係企業

ニ 漁業関係者

ホ その他

2. 輸送方法

調達資機材の緊急輸送は、おおむね次の方法により行う。

(1) 社団法人香川県トラック協会の車両による。

(2) 災害派遣の要請による自衛隊の車両を使用する。

資

料

防災相互応援協定(岡山県・香川県)

(目的)

第1条 この協定は、岡山県(以下「甲」という。)と香川県(以下「乙」という。)との間で、特殊災害の発生のおそれのある場合に対処するため、災害対策基本法第74条の規定に基づき相互の迅速かつ適切な通報、連絡及び相互応援体制について定め、もって特殊災害の被害を最小限に止めること及び発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 特殊災害とは、石油コンビナート地帯における油火災、備讃瀬戸海域におけるタンカー事故による油の流出等の広域かつ大規模な災害をいう。

(通報及び連絡)

第3条 甲又は乙は、それぞれの行政区域内に特殊災害が発生し、又は発生のおそれのある場合、乙又は甲に対し速やかにその状況を通報するとともに相互に連絡するものとする。

(応援要請)

第4条 甲又は乙の行政区域内に特殊災害が発生した場合並びに発生のおそれがある場合で、被害を最小限に防止するため必要があると認めるときは、乙又は甲に対して応援の要請をすることができる。

(応援事項)

第5条 前条の応援要請事項は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況及び応急措置等に関する情報資料の提供
- (2) 流出油処理剤、化学消火剤及びオイルフェンス等必要資機材の援助
- (3) 職種別に必要な人員の派遣
- (4) 前各号に定めるもののほか必要と認める事項

(費用負担)

第6条 応援に要した費用は、受援者の負担とする。ただし、特に必要がある場合には、甲及び乙が協議して定めることができる。

(連絡協議会)

第7条 甲及び乙の相互応援体制の円滑化を図るため、甲、乙及び関係市町等をもって構成する特殊災害連絡協議会を設置し、別に定めるところにより、必要の都度会議を開催するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲、乙協議して別に定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和48年5月10日から施行する。
- 2 この協定書は、2通作成し、甲、乙各1通を所持する。

昭和48年5月10日

甲 岡山県知事 長野士郎

乙 香川県知事 金子正則

香川県石油基地防災対策連絡協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「香川県石油基地防災対策連絡協議会」と呼称し、事務所を香川県危機管理総局に置く。

(目的)

第2条 本会は、県内の臨海工業地帯における災害を未然に防止するため、並びに災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合における事故対策を迅速的確に実施し、災害を局限するため、関係機関及び関係企業が密接に連絡を図り、もって住民の安全確保を図ることを目的とする。

(実施事項)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 構成機関相互の情報連絡に関すること。
- (2) 事故対策に必要な資材、器具等の整備に関すること。
- (3) 災害に対する予防及び対策の大綱に関すること。
- (4) 事故発生時における資材、器材等の相互協力に関すること。

(構成機関)

第4条 本会は、次の会員をもって構成する。

中国四国産業保安監督部四国支部保安課長
香川労働局労働基準部健康安全課長
高松労働基準監督署長
高松海上保安部警備救難課長
陸上自衛隊第14旅団第15即応機動連隊第3科長
香川県警察本部警備課長
香川県危機管理総局危機管理課長
香川県環境森林部環境管理課長
香川県農政水産部水産課長
香川県土木部港湾課長
高松市消防局消防防災課長
高松市消防局予防課長
高松市総務局危機管理課長
日本赤十字社香川県支部事業推進課長
高松市朝日町石油基地企業代表

(会議)

第5条 会議は必要に応じ、随時開催する。

- 2 会議は、香川県危機管理総局危機管理課長が招集し、これを主宰する。
- 3 会議は、第3条各号に掲げる事項その他に重要な事項を協議する。
- 4 会議には必要と認める場合、構成機関以外の関係者を出席させることができる。

附則

昭和54年4月1日一部を改正し、4月1日から実施する。

平成23年9月29日一部を改正し、9月29日から実施する。

平成24年6月29日一部を改正し、6月29日から実施する。

令和3年2月1日一部を改正し、2月1日から実施する。

香川地区大量排出油等防除協議会会則

(目 的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6（排出油等の防除に関する協議会）の規定に基づき、香川地区（高松海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域（以下、同））において、大量の油若しくは有害液体物質（以下、油等という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、会員間における連携を推進すること及び他の地区の大量排出油等防除協議会との連携を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「香川地区大量排出油等防除協議会」（以下、地区協議会という。）とする。

(地区協議会の業務)

第3条 地区協議会は次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除計画の策定
 - イ 情報の共有
 - ロ 人員、施設、機材の動員、輸送
 - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
 - ニ その他必要事項
- (2) 排出油等防除に必要な施設、機材の整備の推進
- (3) 排出油等防除に関する研修又は訓練
- (4) 排出油等防除活動の連携の推進
- (5) 排出油等処理剤の使用に関する事項
- (6) その他排出油等防除に必要な事項

(組 織)

第4条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、高松海上保安部長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を統理する。
- 4 会員は、高松海上保安部管轄区内において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指名する職員をもってあてる。
- 5 地区協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。
- 6 技術専門委員会の委員は、会員の推薦するもののうちから会議の同意を得て委嘱する。

(会 議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

- 2 定例会議は、年1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(資料の交換)

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料を年1回（3月末日現在）会長に提出するものとする。なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、そのつど会長に通知するものとする。

- (1) 施設、機材の整備、保有状況
 - (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
 - (3) その他必要な事項
- 2 会長は、前項の資料をとりまとめのうえ、情報の共有を図るとともに、広域防災活動に活用するものとする。

(情報提供)

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

- 2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

(排出油等防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

- 2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による管区海上保安部長又は海上保安部署長の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

(求償事務)

第10条 防除活動に要した費用の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(訓 練)

第11条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演習するため、毎年1回以上訓練（図

上演習を含む)を行うものとする。

(災害補償)

第12条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めのあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(経費)

第13条 会長は、この会の運営に関して特に必要があると認める場合は、臨時会費を徴収することができる。

2 国、消防、警察、水難救済会の会員は、臨時会費の徴収を免除するものとする。

3 臨時会費を徴収した場合、地区協議会に会計幹事を置くものとする。

(協議)

第14条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(排出油等防除計画にかかる意見の提出)

第15条 地区協議会は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合には、香川地区にかかる同法第43条の5第1項に基づく排出油等防除計画について、海上保安庁に対して意見を述べるものとする。

(庶務)

第16条 地区協議会の庶務は、高松海上保安部警備救難課において行う。

附 則

1 この会則は、昭和49年9月2日から施行する。

附 則

1 この会則は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第68号）施行の日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成19年6月26日から施行する。

(昭和61年6月27日一部改正)

(平成7年7月19日一部改正)

(平成8年6月26日一部改正)

(平成19年6月26日一部改正)

(平成26年7月1日一部改正)

(平成29年7月7日一部改正)

船舶消防相互援助協定(高松市・高松海上保安部)

(目的)

第1条 この協定は「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書(昭和43年3月29日)」に基づき船舶の火災及びその他の災害について高松市(以下「甲」という。)と高松海上保安部(以下「乙」という。)が協力し、相互の能力を活用して被害を最小限度に防止し、併せて消防教務の調整を図ることを目的とする。

(区域)

第2条 この協定に基づく相互援助の区域は高松市沿岸港湾及び河川とする。

(業務の調整)

第3条 次に掲げる船舶の消火活動は主として甲が担任するものとし、乙はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及上架又は入渠中の船舶
- (2) 河川及び湖沼における船舶

2 前項以外の船舶の消火活動は主として乙が担任し、甲はこれに協力するものとする。

(火災の原因調査等)

第4条 船舶の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、甲と乙が協議してこれを行うものとする。

(資料・情報の交換等)

第5条 法律に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については相互に交換するものとする。

(災害の通報)

第6条 甲又は乙は、船舶の火災を知ったときは、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

2 甲は、船舶の火災について放火又は失火の犯罪があると認めたとき、又はその疑いのあるときは、直ちに乙に通報するとともに、必要な証拠の保全に努めなければならない。

(消火てん末の報告)

第7条 甲又は乙が単独で船舶の火災の消火に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(出動経費の負担)

第8条 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議のうえ定めるものとする。

(定義)

第9条 この協定において「けい留された船舶」とは、接岸した船舶及びその船舶にけい留してするすべての船舶をいう。

2 「河川内の船舶」とは、河川の最下流橋より上流にあるすべての船舶をいう。

(協力負担)

第10条 乙の協力事項は、次のとおりとする。

(1) 巡視船艇又は海上保安官を派遣して甲の消防作業を援助するとともに、船艇による海上交通の警戒及び輸送の便宜を供与するものとする。

(2) 火災船舶及び類焼のおそれのある船舶を移動する必要があるときは、これに協力するものとする。

2 甲の協力事項は、次のとおりとする。

乙の指定する場所又は船舶に必要な消防隊を派遣して、乙の消防作業を援助するものとする。

(応援の要請)

第11条 甲は港湾及び河川に接する施設又は物件の火災で必要と認めるときは、乙に応援を要請することができる。

(火災以外の船舶の災害救助)

第12条 火災を除く船舶の災害救助は乙の責任とする。ただし甲は、船舶及び乗船者の緊急を要する危険を認めた場合は、自己の責任において応急措置を行った後、乙に通報し、業務を引き継ぐものとする。

(応援職員の義務)

第13条 応援のため出動した海上保安官又は消防隊員は、受援者側指揮者の意見を尊重するものとする。

(火災予防に関する相互協定)

第14条 船舶及び河川に接する施設又は物件の火災予防に関しては、その法令その他の定めるところに従い甲又は乙において実施し、必要と認めるときは、相互に援助協力するものとする。

(大型タンカー等の事故対策)

第15条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、甲及び乙は地方防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

(1) 情報及び資料の交換

(2) 消火活動要領の作成

(3) 必要な器材・器具等の調整計画の作成及びその実施の推進

(その他の協定)

第16条 この協定に基づくもののほか、必要な事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和 44 年 6 月 13 日から施行する。
- 2 この協定書は、2 通作成し、各 1 通を所持する。
- 3 この協定を改廃する必要があるときは、甲・乙協議のうえ文書で行うものとする。
- 4 昭和 39 年 6 月 1 日に協定した船舶火災相互援助協定は廃止する。

以上の証拠としてこの協定に署名押印する。

昭和 44 年 6 月 13 日

高 松 市 長	三 宅 徳 三 郎
高松海上保安部長	黒 磯 暎 三

高松市朝日町石油基地共同防災対策協議会

会 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は高松市朝日町 4 丁目に設置されている危険物取扱事業所(以下「石油基地」という。)が協定して危険物関係の貯蔵取扱いの安全を図り、石油基地の公害を含む災害(以下「災害」という。)防止に関する対策の確立と推進を図るとともに、災害による被害を最小限に止めるため相互の援助、協力し、公共の安全を確保することを目的とする。

(名称と事務所)

第 2 条 本会は、高松市朝日町石油基地共同防災対策協議会と称し、事務所は会長が所属する事業所に置く。

第 2 章 組 織

(組 織)

第 3 条 本会は、朝日町石油基地内の各事業所で組織する。

(役 員)

第 4 条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 会計委員 1 名
- (4) 会計監査委員 1 名

(役員を選出)

第 5 条 会長は、本会に加入している石油会社各事業所代表者で順番制とする。

2 会長以外の役員は各事業所代表者で順番制とする。順番制は別紙覚書による。

(役員の仕事)

第 6 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、本会を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行するほか本会の庶務並びに企画を担当し各事業の円滑な推進を図る。
- (3) 会計委員は本会の会計を担当し、各事業所間の連絡を行う。
- (4) 会計監査委員は、会計業務が適正に行われていることを定期及び必要により随時確認する。

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は 1 年として再任を妨げないものとする。

2 役員は仕事満了しても後任が選任されるまでの間はその業務を行うものとする。

第 3 章 事 業

(事 業)

第 8 条 本会は第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡協調に関する事項
- (2) 災害防止に関する危険物施設等の運営、管理の基準作業及び実施

- (3) 災害予防及び対策についての調査研究並びに実施に関する事項
- (4) 災害発生時の相互援助に関する事項
- (5) 会員の教育、研修に関する事項

第 4 章 会 議

(総 会)

第 9 条 本会の会議は定期総会および臨時総会とし、定期総会は毎年 4 月に会長が招集し、臨時総会は会長が必要と認めるとき又は会員の過半数の要望があるときに召集する。

2 総会は会員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、議決はその過半数の賛同を必要とする。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

3 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 役員を選出及び承認
- (4) 会則の変更
- (5) その他必要事項

(役 員 会)

第 10 条 役員会は、会長が必要と認めるとき、その都度召集する。

2 役員会は、次の事項を協議する。

- (1) 会の運営に関する事項
- (2) 総会に提出する懸案事項
- (3) その他必要な事項

(役員会等)

第 11 条 本会は、必要に応じて委員会等を設けることができる。

2 委員会は、次の事項について協議、研究を行う。

- (1) 委員会等の運営に関する事項
- (2) その他専門的事項

第 5 章 会計及び会費

(会計年度)

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 6 月 1 日から翌年の 5 月 31 日までとする。

2 本会の予算、決算は総会の承認を得るものとする。

(会 費)

第 13 条 本会の会費は、本会に加入している事業所ごとに年額 1 万 5 千円を納入するものとする。

2 本会の会費は、次の費用に充てる。

- (1) 会 議 費
- (2) 本会運営に要する事務費
- (3) その他本会の運営に必要な経費

3 臨時に支出を必要とするときはその都度総会の議決により別に納入するものとする。

(細 則)

第 14 条 本会運営のため必要な事項について別に細則を定める。

附 則

1. この会則は昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
昭和 60 年 10 月 23 日 改訂
平成 26 年 6 月 4 日 改訂

高松市朝日町石油基地共同防災対策協議会加盟事業所

令和2年8月1日現在

事業所名	電 話
出光興産株式会社 高松アスファルト基地	8 5 1 - 2 4 5 8
株式会社 中橋商店	8 2 2 - 3 7 1 1
高松エルピーガス販売協同組合	8 5 1 - 9 3 9 6
大同ガス産業株式会社	8 5 1 - 7 0 1 7
四国岩谷産業株式会社 高松支店	8 5 1 - 6 2 7 7
出光興産株式会社 高松油槽所	8 5 1 - 1 2 6 0
四国ガス燃料株式会社 高松営業所	8 2 1 - 2 2 7 2
内外プロパン株式会社	8 2 1 - 8 1 5 4
四国ガス株式会社 高松工場	8 1 1 - 2 2 1 0
若宮産業株式会社	8 5 1 - 4 8 2 4
加茂谷運送株式会社 高松支店	8 2 1 - 2 5 1 1
株式会社 真屋商店	8 1 5 - 7 7 5 7

高松港台風・津波等災害防止対策協議会会則

第1章 目的及び事業

(名称)

第1条 本会は、高松港台風・津波等災害防止対策協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、高松港における台風、津波、発達した低気圧等(以下「台風等」という。)による海難及び災害の防止、被害の軽減に資するための諸対策を検討し、高松港長(以下「港長」という。)に対し、必要な建議を行うとともに、これらに関する調査研究を行い、もって高松港の安全の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 台風等による海難及び災害の防止等のための「高松港台風・津波等災害防止対策措置要領」の策定に関すること。
- (2) 台風等による海難及び災害の防止等に必要な建議、伝達等に関すること。
- (3) 台風等による海難及び災害の防止等に必要な調査研究に関すること。
- (4) その他、台風等による海難及び災害の防止等に必要な事項に関すること。

第2章 会員及び役員等

(会員)

第4条 協議会は、高松港を利用する海事関係者等及び関係行政機関をもって構成し、会員は別表「会員名簿」のとおりとする。

2 新たに入会しようとする者又は退会しようとする者は、会長に申し出なければならない。

(役員)

第5条 協議会には、会長1名、副会長若干名を置く。

第6条 会長、副会長は、総会において会員の互選により選出した者とする。

- 2 会長、副会長の任期は2年とし、再選を妨げない。
- 3 会長は、協議会を代表し、議事その他会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあった場合、その職務を代行する。

(顧問)

第7条 協議会に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の推薦により、会長が委嘱する。

第3章 総会等

(総会)

第8条 協議会は事業の運営にかかる重要事項の決定及び徹底、台風等による海難及び災害の防止等に関する意識の高揚を図るため、総会を開催する。

- 2 総会は、原則として年1回開催するほか、会長が必要と認めたとき、または港長の要請があったときに開催する。

- 3 総会の議長は、会長が行う。
- 4 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 5 会長は、オブザーバーとして学識経験者等を総会に出席させることができる。

(緊急時対策検討委員会)

第9条 協議会の目的を達成するため、緊急時対策検討委員会(以下「委員会」という。)を置き、委員会規則は、総会の議決を経て別に定める。

- 2 会長は、台風等による海難及び災害発生のおそれがある場合で、至急に必要な諸対策を検討しなければならないとき、または港長の要請があったときに委員会を開催する。
- 3 会長は、委員会を開催する時間的余裕がないと判断したときは、必要な諸対策について委員と連絡を執ることにより、委員会の開催に代えることができる。

第4章 その他

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、高松海上保安部航行安全課に置く。

- 2 事務局は、協議会の庶務をつかさどる。

附則

この規約は、平成22年7月26日から実施する。

この会則は、平成25年5月15日から施行する。

6-1 雨量観測所

香川県水防計画 第5章 に記載

6-2 水位観測所

香川県水防計画 第5章 に記載

6-3 潮位観測所

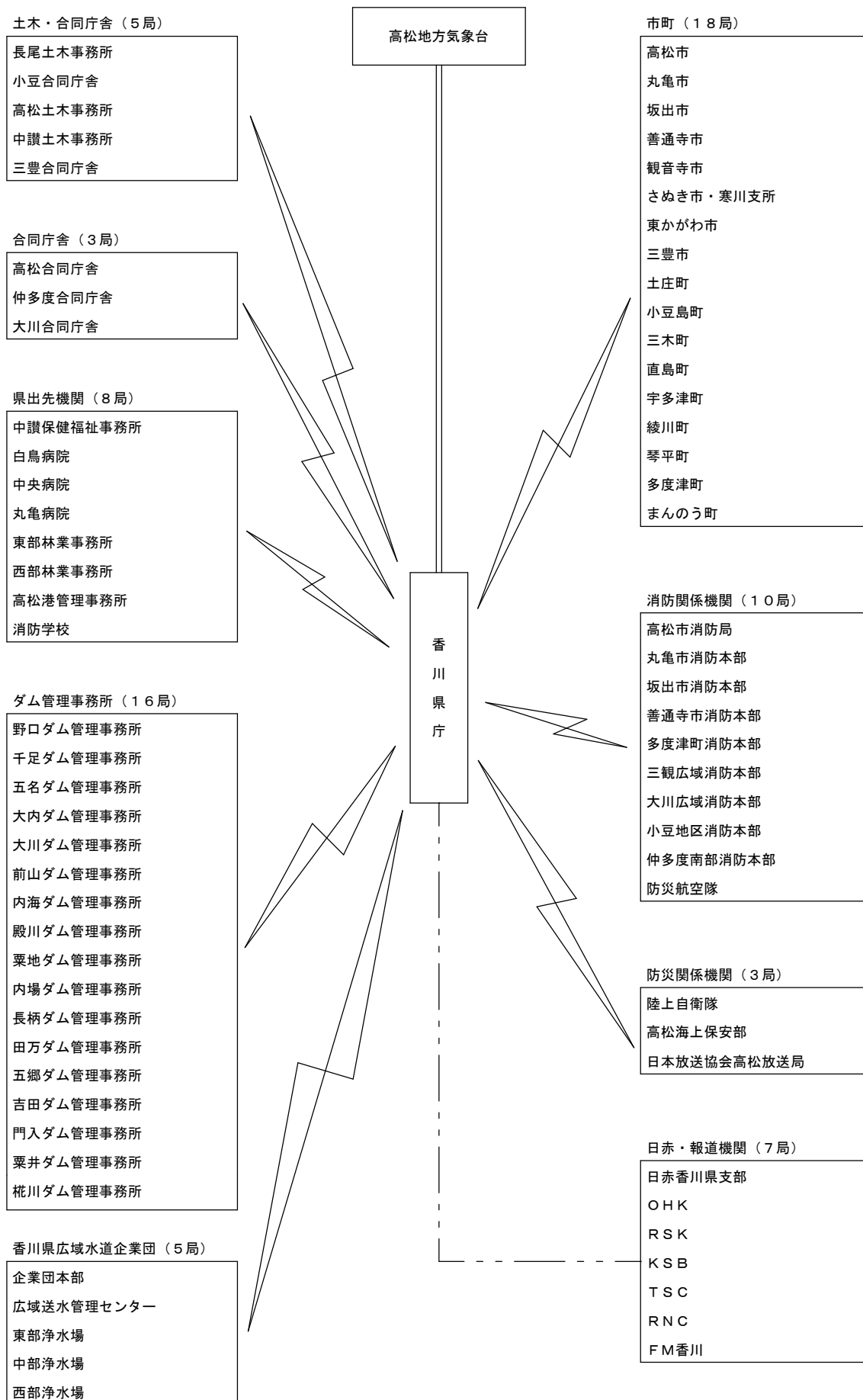
(T. P) 換算

番号	潮位観測所	港湾名	注意報 基準潮位	警報 基準潮位	位置	種別	観測機関
1	三本松港	三本松港	1.4	1.7	東かがわ市上所	テレメータ	長尾土木事務所
2	坂出港	坂出港	2.0	2.3	坂出市入船町1丁目	〃	坂出市
3	丸亀港	丸亀港	2.0	2.3	丸亀市港町	〃	中讃土木事務所
4	観音寺港	観音寺港	2.3	2.6	観音寺市観音寺町	〃	西讃土木事務所
5	土庄東港	土庄東港	1.6	2.0	小豆郡土庄町	〃	小豆総合事務所
6	詫間港	詫間港	2.2	2.5	三豊市詫間町	〃	西讃土木事務所
7	高松港	高松港	1.6	1.9	高松市北浜町103-1地先	〃	高松地方气象台

6-4 風向風速観測所

番号	風向風速観測所名称	位置	種別	観測機関
1	三本松港風向風速観測所	東かがわ市三本松	テレメータ	長尾土木事務所
2	高松港風向風速観測所	高松市サンポート	〃	高松港管理事務所
3	小豆総合庁舎風向風速観測所	小豆郡土庄町湊崎	〃	小豆総合事務所
4	三豊合同庁舎風向風速観測所	観音寺市坂本町	〃	西讃土木事務所

6 - 5 防災行政無線による気象情報等伝達系統

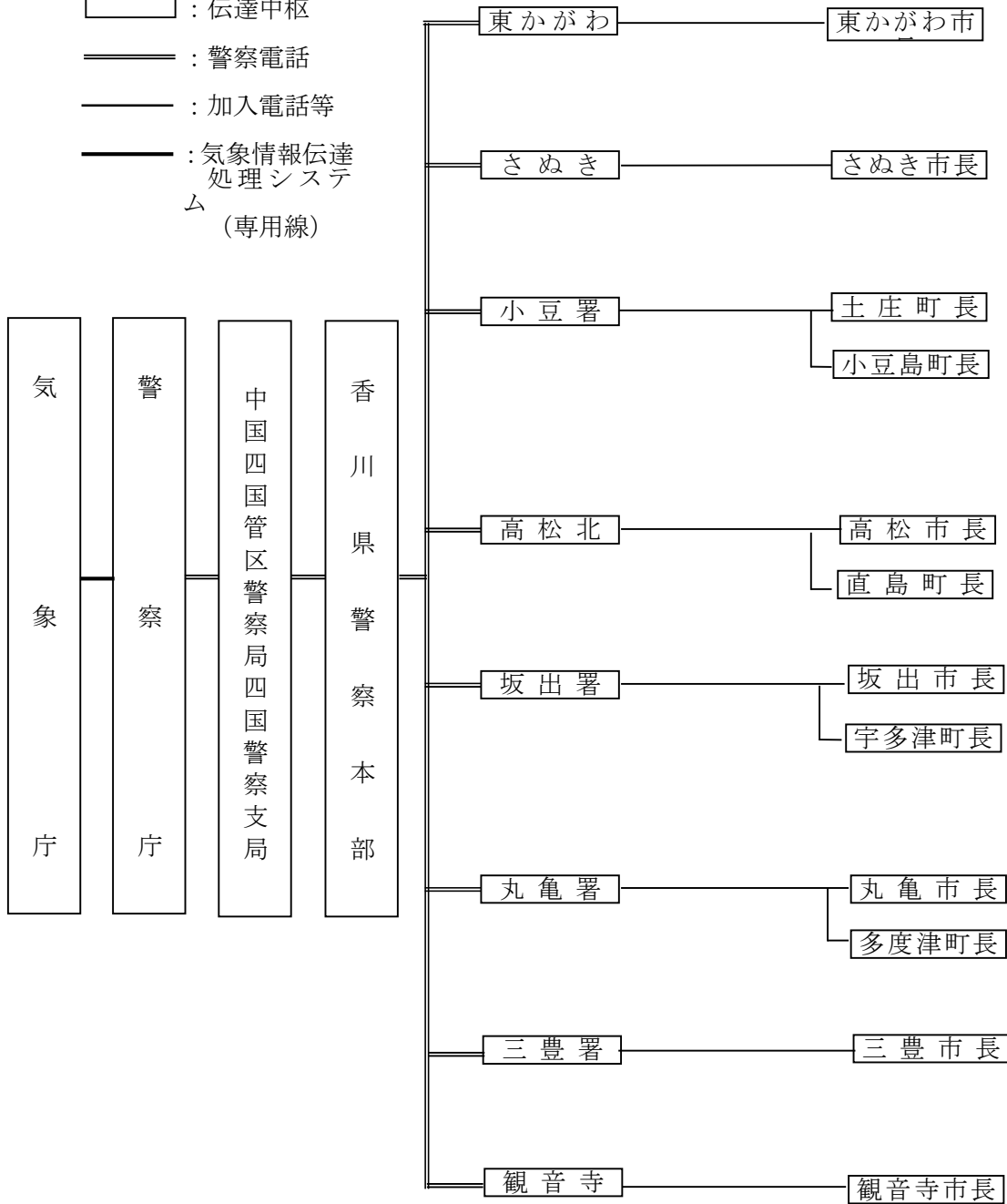


6-6 津波警報受信伝達系統表

(令和3年4月1日現在)

凡例

- : 伝達中枢
- ≡ : 警察電話
- : 加入電話等
- : 気象情報伝達処理システム (専用線)



6-7 気象情報自動連絡システム



※ 災害待機態勢を整える必要がある、注・警報が勤務時間外に発表された場合、気象情報自動連絡システムが作動し、N T T 公衆回線 4 回線を使用して予め登録された防災関係各課の職員宅あるいは携帯電話にその内容を知らせる。

気象情報自動連絡システム連絡パターン一覧表

令和5年7月1日現在

No.	課・事務所名	区域の種類	警報（特別警報）の種類	注意報の種類
1	危機管理課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
2	土木監理課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
3	技術企画課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
4	道路課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
5	河川砂防課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
6	港湾課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
7	都市計画課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
8	下水道課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
9	住宅課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
10	高松土木事務所	高松地域	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
11	長尾土木事務所	東讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
12	小豆総合事務所（河川港湾課）	小豆	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
13	中讃土木事務所	中讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
14	西讃土木事務所	西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
15	高松港管理事務所	高松地域	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
16	農政課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
17	土地改良課・農村整備課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
18	小豆総合事務所（土地改良課）	小豆	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
19	東讃土地改良事務所	東讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
20	中讃土地改良事務所	中讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
21	西讃土地改良事務所	西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
22	森林・林業政策課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
23	水産課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
24	広聴広報課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
25	西讃保健福祉事務所（宿直室）	西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
26	農業生産流通課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
27	秘書課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
28	教育委員会総務課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波

6-8 土砂災害と前兆現象の種類

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視	山・斜面・がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけに割れ目がみえる ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	<ul style="list-style-type: none"> ・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面流が生じる ・がけから水が噴き出す ・湧水が濁りだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
覚	樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・濁水に流木が混じり出す 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流内の火花 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴覚		<ul style="list-style-type: none"> ・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする
嗅覚		<ul style="list-style-type: none"> ・腐った土の臭いがする 	—	—

6-9 気象庁震度階級関連解説表 (平成21年3月31日)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

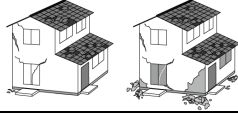
※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

震度階級関連解説表の「木造建物(住宅)」に絵を加え、被害の状況をイメージしやすくしたものです。

●木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
		軽微なひび割れ・亀裂 
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
		軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
	軽微なひび割れ・亀裂 	大きなひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 傾く 倒れる 
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
	軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 	大きなひび割れ・亀裂 傾く 倒れる 
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
	軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 大きなひび割れ・亀裂 	傾く 倒れる 

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(注4) この表中のイラストは、DATS(Damage Assessment Training System)の被害認定用パターンチャートを基に、一部加筆した。

(注5) なお、図は特定の構法(在来軸組木造)を前提に、比較的多く見られる被害状態を模式的に描いたもので、これとは異なる被害状態となることもある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

6-10 注意報・警報の基準

(別表1)大雨注意報基準

令和3年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
高松地域	高松市	11	88
	直島町	8	88
小豆	土庄町	11	83
	小豆島町	12	106
東讃	さぬき市	12	109
	東かがわ市	13	130
	三木町	13	109
中讃	丸亀市	10	93
	坂出市	11	91
	善通寺市	8	94
	宇多津町	10	93
	綾川町	7	98
	琴平町	9	94
	多度津町	9	92
	まんのう町	10	88
西讃	観音寺市	9	85
	三豊市	9	88

(別表2)大雨警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
高松地域	高松市	16	123
	直島町	14	123
小豆	土庄町	19	110
	小豆島町	20	140
東讃	さぬき市	19	141
	東かがわ市	19	167
	三木町	18	141
中讃	丸亀市	15	123
	坂出市	16	120
	善通寺市	10	124
	宇多津町	15	123
	綾川町	14	130
	琴平町	12	124
	多度津町	14	122
	まんのう町	15	117
西讃	観音寺市	15	117
	三豊市	16	121

(別表3) 洪水注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
高松地域	高松市	本津川流域=10.4, 本津川支流古川流域=6.1, 御坊川流域=11.1, 亀水川流域=4.8, 新川流域=16, 吉田川流域=8.5, 春日川流域=13.2, 春日川支流古川流域=7.5, 朝倉川流域=6.8	本津川流域= (8, 8.3), 本津川支流古川流域= (5, 4.1), 御坊川流域= (5, 8.9), 亀水川流域= (8, 4.8), 新川流域= (5, 9.4), 吉田川流域= (5, 7.8), 春日川流域= (5, 13.2), 春日川支流古川流域= (5, 5.3), 朝倉川流域= (5, 6.8), 香東川流域= (9, 16.1)	香東川水系香東川 [成合]
	直島町		—	—
小豆	土庄町	橘川流域=7.6, 伝法川流域=10	伝法川流域= (5, 10)	—
	小豆島町	殿川流域=7.3	—	—
東讃	さぬき市	津田川流域=12.2, 鴨部川流域=12, 梅檀川流域=5.6, 爛川流域=6.2, 地藏川流域=6.1	津田川流域= (10, 9.8), 鴨部川流域= (9, 9.6), 梅檀川流域= (10, 4.5), 爛川流域= (10, 5), 地藏川流域= (9, 4.9)	—
	東かがわ市	馬宿川流域=12.9, 小海川流域=8.4, 湊川流域=14.6, 与田川流域=7.8, 番屋川流域=9.3, 北川流域=5.6	馬宿川流域= (6, 12.9), 小海川流域= (6, 8.4), 湊川流域= (10, 14.6), 与田川流域= (6, 7.8), 番屋川流域= (6, 9.3), 北川流域= (6, 5.6)	—
	三木町	鴨部川流域=9.3, 新川流域=7.9, 吉田川流域=6.4, 朝倉川流域=3.9	鴨部川流域= (9, 7.4), 新川流域= (6, 6.7), 吉田川流域= (10, 6.4), 朝倉川流域= (10, 3.9)	—
中讃	丸亀市	綾川流域=14.6, 大東川(北地区)流域=8.7, 西汐入川流域=4.1, 金倉川流域=11.9, 大東川(南地区)流域=3.9, 中大東川流域=4.6	綾川流域= (5, 13.3), 大東川(北地区)流域= (5, 6.4), 西汐入川流域= (5, 3.7), 金倉川流域= (8, 11.9), 大東川(南地区)流域= (5, 3.8), 中大東川流域= (5, 3.3), 土器川流域= (5, 16.2)	土器川 [祓川橋(丸亀区域)]
	坂出市	青海川流域=6.4, 綾川流域=17.5, 大東川流域=10.8	青海川流域= (5, 6.4), 綾川流域= (5, 17.5)	—
	善通寺市	金倉川流域=11.2, 弘田川流域=5.2	金倉川流域= (5, 11.2), 弘田川流域= (5, 4.5)	—
	宇多津町	大東川流域=10.1	大東川流域= (7, 10.1)	—
	綾川町	本津川流域=6, 綾川流域=14.6, 富川流域=6.3, 今滝川流域=3.9, 田万川流域=7, 西長柄川流域=5.6, 竹本川流域=3.7	綾川流域= (5, 13.3), 富川流域= (6, 5), 今滝川流域= (5, 3.1), 田万川流域= (5, 6.2), 竹本川流域= (5, 3.6)	—
	琴平町	金倉川流域=8.6	金倉川流域= (7, 6.9)	—
	多度津町	金倉川流域=11.8, 弘田川流域=8, 桜川流域=3.1	金倉川流域= (7, 9.4), 弘田川流域= (5, 8)	—
	まんのう町	財田川流域=8.9, 金倉川流域=7.7	金倉川流域= (8, 6.2), 土器川流域= (8, 12.2)	土器川 [祓川橋(丸亀区域)・祓川橋(まんのう区域)]
西讃	観音寺市	財田川流域=18.8, 竿川流域=4.7, 一の谷川流域=4.4, 柞田川流域=12.4, 唐井手川流域=4.8, 吉田川流域=6, 粟井川流域=4.8, 大池川流域=4.8	竿川流域= (7, 3.8), 一の谷川流域= (7, 3.5), 吉田川流域= (7, 4.8)	—
	三豊市	財田川流域=15.5, 竿川流域=4.7, 宮川流域=4.2, 河内川流域=5.3, 神田川流域=4.9, 入樋川流域=5.9, 谷道川流域=7.8, 帰来川流域=5.6, 高瀬川流域=9.6	財田川流域= (5, 15.5), 竿川流域= (5, 3.3), 宮川流域= (5, 3.2), 河内川流域= (7, 4.2), 神田川流域= (7, 4), 入樋川流域= (7, 4.7), 高瀬川流域= (5, 8)	—

* 1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表4) 洪水警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
高松地域	高松市	本津川流域=13.1, 本津川支流古川流域=7.7, 御坊川流域=13.9, 亀水川流域=6, 新川流域=20, 吉田川流域=10.7, 春日川流域=16.5, 春日川支流古川流域=9.4, 朝倉川流域=8.6	本津川流域=(8, 11.7), 御坊川流域=(8, 12.5), 亀水川流域=(8, 5.6), 吉田川流域=(8, 9.8), 春日川流域=(8, 14.8), 春日川支流古川流域=(8, 8.4), 朝倉川流域=(8, 7.7), 香東川流域=(16, 22.8)	香東川水系香東川〔成合〕
	直島町		—	—
小豆	土庄町	橋川流域=9.6, 伝法川流域=12.5	—	—
	小豆島町	殿川流域=9.2	—	—
東讃	さぬき市	津田川流域=15.3, 鴨部川流域=15, 梅檀川流域=7, 爛川流域=7.8, 地藏川流域=7.7	鴨部川流域=(9, 13.5), 地藏川流域=(9, 6.9)	—
	東かがわ市	馬宿川流域=16.2, 小海川流域=10.5, 湊川流域=18.3, 与田川流域=9.8, 番屋川流域=11.7, 北川流域=7	小海川流域=(10, 9.4), 湊川流域=(10, 18.3), 与田川流域=(10, 8.8), 番屋川流域=(10, 10.5), 北川流域=(10, 6.3)	—
	三木町	鴨部川流域=11.7, 新川流域=9.9, 吉田川流域=8, 朝倉川流域=4.9	鴨部川流域=(9, 10.7), 新川流域=(10, 8.9), 吉田川流域=(10, 7.2), 朝倉川流域=(10, 4.4)	—
中讃	丸亀市	綾川流域=18.3, 大東川(北地区)流域=10.9, 西汐入川流域=6, 金倉川流域=14.9, 大東川(南地区)流域=4.8, 中大東川流域=5.8	綾川流域=(5, 16.5), 大東川(北地区)流域=(8, 9.8), 西汐入川流域=(8, 4.6), 金倉川流域=(8, 13.9), 大東川(南地区)流域=(8, 4.3), 土器川流域=(8, 21.9)	土器川〔祓川橋(丸亀区域)・祓川橋(まんのう区域)〕
	坂出市	青海川流域=8, 綾川流域=21.9, 大東川流域=13.5	青海川流域=(8, 7.3), 綾川流域=(10, 19.7)	土器川〔祓川橋(丸亀区域)〕
	善通寺市	金倉川流域=14, 弘田川流域=6.6	弘田川流域=(6, 5.9)	土器川〔祓川橋(まんのう区域)〕
	宇多津町	大東川流域=12.7	大東川流域=(8, 11.4)	土器川〔祓川橋(丸亀区域)〕
	綾川町	本津川流域=7.5, 綾川流域=18.3, 富川流域=7.9, 今滝川流域=4.9, 田万川流域=8.8, 西長柄川流域=7, 竹本川流域=4.5	綾川流域=(5, 16.5), 今滝川流域=(5, 4.4), 竹本川流域=(5, 4.5)	—
	琴平町	金倉川流域=10.8	金倉川流域=(7, 9.7)	土器川〔祓川橋(まんのう区域)〕
	多度津町	金倉川流域=14.8, 弘田川流域=10.1, 桜川流域=3.9	金倉川流域=(7, 14)	土器川〔祓川橋(丸亀区域)・祓川橋(まんのう区域)〕
	まんのう町	財田川流域=11.2, 金倉川流域=9.7	土器川流域=(8, 17.2)	土器川〔祓川橋(丸亀区域)・祓川橋(まんのう区域)〕
西讃	観音寺市	財田川流域=23.6, 竿川流域=5.9, 一の谷川流域=5.6, 柞田川流域=15.6, 唐井手川流域=6, 吉田川流域=7.5, 粟井川流域=6.1, 大池川流域=6.1	竿川流域=(7, 5.3), 一の谷川流域=(7, 5), 吉田川流域=(7, 6.7)	—
	三豊市	財田川流域=19.7, 竿川流域=5.9, 宮川流域=5.3, 河内川流域=6.7, 神田川流域=6.3, 入樋川流域=7.4, 谷道川流域=9.8, 帰来川流域=7.1, 高瀬川流域=12	財田川流域=(7, 17.7), 竿川流域=(7, 5.3), 宮川流域=(7, 4.7), 河内川流域=(9, 6), 神田川流域=(7, 6.3), 高瀬川流域=(7, 11.6)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表5) 高潮警報及び注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮 位	
		警 報	注意報
高松地域	高松市	1.9m *	1.6m
	直島町	1.9m *	1.6m
小豆	土庄町	2.0m *	1.6m
	小豆島町	2.0m *	1.6m
東讃	さぬき市	1.8m *	1.5m
	東かがわ市	1.7m *	1.4m
	三木町	—	—
中讃	丸亀市	2.3m *	2.0m
	坂出市	2.3m *	2.0m
	善通寺市	—	—
	宇多津町	2.3m *	2.0m
	綾川町	—	—
	琴平町	—	—
	多度津町	2.4m *	2.1m
	まんのう町	—	—
西讃	観音寺市	2.6m *	2.3m
	三豊市	2.5m *	2.2m

* 香川県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～5）の解説】

- (1) 警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町に対して発表する。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“－”で示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、別表1及び2の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
1km四方毎の基準値については、気象庁ホームページ
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表3及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は気象庁ホームページ(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は気象庁ホームページ(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

7-1 消防本部現勢

(R4.4.1現在)

区分 市町・組合名	消防本部名 当該市町・組合の条例による名称	面積 (km ²) R4.4.1 現在	住民基本台帳 (R4.3.31現在) 人口 (人) 世帯数 (世帯)		署所数 消防分署・出張所 署所数		消防職員										B1以上	普通消防ポンプ自動車	B1以上	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	屈折はしご付消防自動車	大型高所放水車	泡原液搬送車	化学消防車	救急自動車	救助工作車	指揮車	林野火災工作車	電源・照明車	小型動力ポンプ付積載車	その他小型動力ポンプ車	広報機材搬送車	資機材搬送車	自動車	水槽二輪車	支障援車	人員搬送車	無人航空機(ドローン)	その他車両	
							実員																																		条 例 定 数
							消防正監	消防副監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他職員	計																									
高松市	高松市消防局	561.07	473,682	223,321	5	9	1	4	19	31	130	212		101		498	500	14	7	3				2	18	2	5	1				12	7		1	1	1	1	2		
丸亀市	丸亀市消防本部	111.83	111,912	51,020	2	1		1	5	30	21	21	20	20	2	120	122	8	2	1				1	1	6	2	2				4	1	2		1	2	1		4	
坂出市	坂出市消防本部	100.59	69,460	33,371	1	3			1	16	19	14	11	18	1	80	80	5	2	1		1	1	2	4	1	1				1	1	3	1		1		1		2	
善通寺市	善通寺市消防本部	39.93	30,702	14,808	1				1	3	15	10	6	7		42	41	2	1		1					3	1													1	
多度津町	多度津町消防本部	24.39	22,213	10,329	1				1	4	15	3	6	6		35	34	2	1							2	1	1					2							1	
三観広域行政組合	三観広域行政組合消防本部	340.53	121,004	51,506	2	3		1	8	20	31	61	23	34	4	182	190	7	2	2				1	8	2	3							5	5		1		1	2	1
大川広域行政組合	大川広域消防本部	311.49	75,097	34,399	2	2		1	3	12	32	22	20	30		120	117	5	5	1						5	2					8	2	2							3
小豆地区広域行政事務組合	小豆地区消防本部	169.97	26,894	13,379	2				1	11	13	20	12	13	1	71	74	4		1						4	1	1					2	2	2			1			
仲多度南部消防組合	仲多度南部消防組合消防本部	202.92	26,335	11,614	1	1			1	7	25	16	4	11		64	68	1	3	1						4	1	1	1												6
計	9 消防本部	1,862.72	957,299	443,747	17	19	1	7	40	134	301	379	102	240	8	1,212	1,226	48	23	10	1	1	2	6	54	13	14	1	1	3	15	27	19	0	5	3	4	4	18		

(注1) 直島町のみ消防本部が未設置である。

(注2) 面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(令和4年4月1日現在)に基づく。

7-2 消防団現勢

(R4. 4. 1現在)

区分 市町名	分 団 数	消 防 団 員 実 員								条 例 定 員	B 普 通 消 防 ポ ン プ 自 動 上 車	B 水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 上 車	化 学 消 防 車	指 揮 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	そ の 他 の 小 型 動 力 ポ ン プ	広 報 車	資 機 材 搬 送 車	水 槽 車	無 人 航 空 機 (ド ロ ン)	そ の 他 の 車 両
		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計												
		数	長	長	長	長	長	員	員												
高 松 市	37	1	8	35	81	145	303	808	1,381	1,710	58			1	46	2		2	1		1
丸 亀 市	17	1	6	17	32	34	83	447	620	698	18				48	4					
坂 出 市	11	1	3	11	11	37	71	396	530	560	8				41	2					
善 通 寺 市	9	1	2	9	9	21	61	269	372	390	2				15	2	1				1
観 音 寺 市	22	1	4	29	22	31	105	481	673	713	21				4	2	2				
さ ぬ き 市	19	1	5	19	19	49	91	372	556	600	18	1		1	17			5			1
東 か が わ 市	13	1	6	13	13	14	55	212	314	406	8				19						
三 豊 市	40	1	2	54	41	74	162	726	1,060	1,091	23				48	2					
市 計	168	8	36	187	228	405	931	3,711	5,506	6,168	156	1	2	238	14	3	7	1	3	10	
土 庄 町	7	1	3	7	7	14	48	273	353	385	7			1	28	6					1
小 豆 島 町	12	1	4	12	13	13	54	219	316	360	3				11	6					9
三 木 町	6	1	3	6	8	13	30	159	220	230	8				6	5	1				
直 島 町	4	1	1	4	5	22	25	56	114	185	2		1	1	9	5					1
宇 多 津 町	5	1	2	5	1	12	19	58	98	108	6	3		1	1	2		2	1		
綾 川 町	11	1	2	10	10	11	31	121	186	209	9			2	9	6	1				
琴 平 町	5	1	2	3	6	15	10	57	94	100	4				3						
多 度 津 町	6	1	3	7	6	10	25	69	121	150	2				4	16					
ま ん の う 町	15	1	3	15	25	27	43	258	372	407	1				28						
町 計	71	9	23	69	81	137	285	1,270	1,874	2,134	42	3	1	5	99	46	1	3	1	1	10
県 計	239	17	59	256	309	542	1,216	4,981	7,380	8,302	198	4	1	7	337	60	4	10	2	1	13

7-3 消防水利の現況

(令和4年4月1日現在)

区分 市町名	合計 (A)~(F) の計	消火栓			防火水槽												井戸			そ の 他
		計 (A)	公設	私設	計				公設				私設				計 (F)	公設	私設	
					100㎡ 以上 (B)	60~ 100㎡ 未満 (C)	40~ 60㎡ 未満 (D)	20~ 40㎡ 未満 (E)	100㎡ 以上	60~ 100㎡ 未満	40~ 60㎡ 未満	20~ 40㎡ 未満	100㎡ 以上	60~ 100㎡ 未満	40~ 60㎡ 未満	20~ 40㎡ 未満				
高松市	9,046	7,788	7,449	339	13	100	1,084	61	6	86	527	38	7	14	557	23	0		165	
丸亀市	3,011	2,773	2,773		0	34	194	10		34	194	10					0		28	
坂出市	1,555	1,461	702	759	3	2	61	28	2	1	55	28	1	1	6		0		5	
善通寺市	416	318	318		9	1	85	3	9	1	85	3					0		0	
観音寺市	2,236	1,998	1,998		1	17	148	52		14	133	46	1	3	15	6	20	20	84	
さぬき市	1,347	1,179	1,179		4	9	82	72		1	62	54	4	8	20	18	1	1	30	
東かがわ市	338	251	249	2	1	4	36	39		2	30	36	1	2	6	3	7	7	10	
三豊市	1,687	1,383	1,383		3	23	168	98	2	23	165	97	1		3	1	12	12	496	
市計	19,636	17,151	16,051	1,100	34	190	1,858	363	19	162	1,251	312	15	28	607	51	40	8	32	818
土庄町	151	78	78		0	0	53	7			53	6				1	13	12	1	85
小豆島町	252	136	136		2	0	94	4			94	4	2				16		16	123
三木町	459	419	419		0	1	29	10		1	8	6			21	4	0		10	
直島町	117	117	117		0	0	0	0									0		23	
宇多津町	288	243	240	3	3	2	20	16	3	2	16	14			4	2	4	4	8	
綾川町	517	449	348	101	9	11	42	6	5	9	18	1	4	2	24	5	0		31	
琴平町	215	191	191		2	1	15	6	1		13	6	1	1	2		0		29	
多度津町	425	388	388		2	5	30	0	2	5	30						0		158	
まんのう町	532	426	426		4	2	96	4	2	1	94	3	2	1	2	1	0		12	
町計	2,956	2,447	2,343	104	22	22	379	53	13	18	326	40	9	4	53	13	33	12	21	479
県計	22,592	19,598	18,394	1,204	56	212	2,237	416	32	180	1,577	352	24	32	660	64	73	20	53	1,297

7-4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況

(令和4年4月1日現在)

区分 市町・ 組合名	消防・救急業務用無線局(局数)						電 話			
	固定局	基地局	移 動 局			合 計	消 防 機 関 に あ る も の			
			陸 上 移動局	携 帯 局	計		火災報知 専用電話	消防電話	加入電話	合 計
高 松 市	2	3	516		516	521	14		104	118
丸 亀 市	2	3	70		70	75	66	4	58	128
坂 出 市	70	4	95	137	232	306	8	5	21	34
善 通 寺 市		1	87		87	88		13	6	19
観 音 寺 市										
さ ぬ き 市										
東 か が わ 市										
三 豊 市										
市 計	74	11	768	137	905	990	88	22	189	299
土 庄 町										
小 豆 島 町										
三 木 町										
直 島 町				1	1	1	2			2
宇 多 津 町			6		6	6				
綾 川 町										
琴 平 町										
多 度 津 町		1	17	13	30	31			4	4
ま ん の う 町										
町 計		1	23	14	37	38	2		4	6
市 町 計	74	12	791	151	942	1,028	90	22	193	305
三 観 広 域		2	151		151	153	2	18	43	63
大 川 広 域		3	54		54	57	4	18	43	65
小 豆 地 区		4	119		119	123	4	2	25	31
仲 多 度 南 部		2	65		65	67	2		9	11
組 合 計		11	389		389	400	12	38	120	170
県 計	74	23	1,180	151	1,331	1,428	102	60	313	475

7-5 香川県防災資機材保有状況

	品名	規格	数量	設置場所
石油コンビナート用資機材	オイルフェンス	B型 ブリジストン・ライトタイプ *県危機管理課所管分	160m	香川県防災資機材センター (高松市朝日新町1-7)
		住友 B型 *県港湾課所管分	1,100m	
	泡消火薬剤	スーパーフォーム AT3%型 メガフォーム F-623T3%型	18,000 ㍓ 17,000 ㍓	香川県防災資機材センター (坂出市番の州町3番地)
林野火災用資機材	貯水槽	容量=2,500 ㍓ 重量=50kg 満水時容積=直径230cm×高さ90cm 結束時容積=直径110cm×高さ30cm	8基	香川県消防学校備蓄倉庫 (高松市生島町689-11)
	水のう(中型)	容量=500 ㍓ 重量=95kg 懸吊時全長=200cm リング直径=110cm 吊下高=350cm 吐出量=100~130 ㍓/秒 空袋時機速(対蹠)=110(kg/時)	14基	
	コントロールボックス	500 ㍓水のう用	14基	
	水のう用パレット	1,450cm×1,350cm×890cm	12個	
	チェンソー		10基	
	ヘルメット		37個	
救助用資機材	エアータント(附属品含む)	TAT-600型	1式	高松市南消防署 (高松市多肥下町1530-16)
	エアータント(附属品含む)	マク・クイックシェルターMQ562A	2式	
	スポットクーラー	ケルスイファン1 ロスラングードタイプ SS-25EH-1	4式	
	蓄電機	LiB-AIDE500	2式	
	折りたたみ式簡易ベッド		30台	
その他	起震車	3500cc、香川800さ9877	2台	香川県消防学校車庫 (高松市生島町689-11)
		4000cc、香川800す947		
	自走式照明車	パノラマライトMEGALUX1800 香川88す1043	1台	仲多度南部消防本部 (琴平町五条313)
	フォークリフト	三菱 0.9t バッテリー式	1台	香川県消防学校備蓄倉庫 (高松市生島町689-11)
	災害対策用給水システム	東レ レスキュー AW-7200GII型	1台	
	衛星可搬型地球局	アンテナ0.75mφ 送信電力12W 個人電話(FAX)1ch	4台	香川県庁6階 危機管理課通信機械室
資機材運搬車	日産ADバン	1台	天神前分庁舎一階駐車場 (高松市天神前6-1)	

7-6 香川県防災資機材運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各種災害対策用として香川県が備蓄した別表に掲げる防災資機材（以下「資機材」という。）の運営について必要な事項を定める。

(配置等)

第2条 資機材は、別表の配置場所欄に掲げる場所に配置する。

2 資機材の使用管理等については、この要綱に定めるもののほか、別に締結する管理委託契約書の定めるところによるものとする。

(用途の指定)

第3条 資機材は、各種災害の防御又は防御訓練以外の用途に供してはならない。

(貸付けの手續等)

第4条 各種災害の防御又は防御訓練のため、資機材の貸付けを受けようとする市町長は、あらかじめ知事に資機材貸付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。ただし、特に緊急を要するため文書により難しいときは、口頭によることができる。この場合においては、事後速やかに所定の手続きをするものとする。

2 知事は、資機材を貸付けることを決定したときは、貸付決定に係る市町の長及び当該貸付けに係る資機材を管理している市町（以下「管理市町」という。）の長に貸付けを決定した旨の通知をするものとする。

3 貸付けの決定を受けた市町の長は、管理市町の長から当該貸付けに係る資機材を受領するときに、資機材借用証（第2号様式）を知事に提出するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、事後に当該手続きをすることができる。

(応援の要請等)

第5条 貸付けを受ける市町（以下「借受市町」という。）の長は、借受けに係る資機材を使用するため必要と認めるときは、管理市町の長に応援を求めることができる。

2 資機材は、借受市町又は管理市町の消防吏員で当該資機材の使用方法を熟知したものが操作しなければならない。

(貸付期間)

第6条 資機材の貸付期間は、当該貸付の目的を遂行するための必要な期間とする。

(使用後の報告)

第7条 借受市町の長は、資機材を使用した後に、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を知事に提出しなければならない。

- 一 使用目的
- 二 使用日時
- 三 使用場所
- 四 使用資機材数量
- 五 その他知事が必要と認める事項

(費用の負担)

第8条 資機材の使用及び応援を受けたことにより生じた費用のすべては、借受市町において負担するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほかは、資機材の運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

7-7 香川県防災資機材センター管理委託契約書

委託者 香川県（以下「甲」という。）と受託者 高松市（以下「乙」という。）とは末尾記載の土地並びに工作物及び香川県備蓄防災資機材（以下「委託物件」という。）の管理について次の条項により管理委託契約を締結する。

（目的）

第1条 県下の各種災害の防ぎよに資するため、甲はその所有にかかわる委託物件を次条以下の約定で委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 委託期間は、昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までとする。ただし、契約期間が満了する1か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がないときは、この契約は更に1年継続するものとし、以後同様とする。

（委託料）

第3条 委託料は無償とする。ただし、委託物件にかかる特殊な維持・補修に要する経費は、甲の負担とする。

（転貸等の禁止）

第4条 乙は、書面等による甲からの承認通知を得ないで委託物件を第三者に転貸し、委託物件を担保に供し又は委託物件を目的外に使用してはならない。

（使用上の制限）

第5条 乙は、委託物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

（疑義の決定）

第6条 前各条に定めるもののほか、この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

昭和56年4月1日

委託者（甲） 高松市番町4丁目1番10号
香 川 県
香川県知事 前 川 忠 夫

受託者（乙） 高松市番町1丁目8番15号
高 松 市
高松市長 脇 信 男

委託物件の表示

(1) 土地

地目	面積	所在地	備考
雑種地	460.23 m ²	高松市朝日新町1番7	

(2) 工作物

区分	構造	所在地
建物	鉄骨ブロック倉庫建 (床面積 150.04 m ²)	高松市朝日新町1番7
貯槽	泡消火剤貯蔵タンク 35,000 ㍓入 (自然流下式ステンレス製高架タンク)	〃

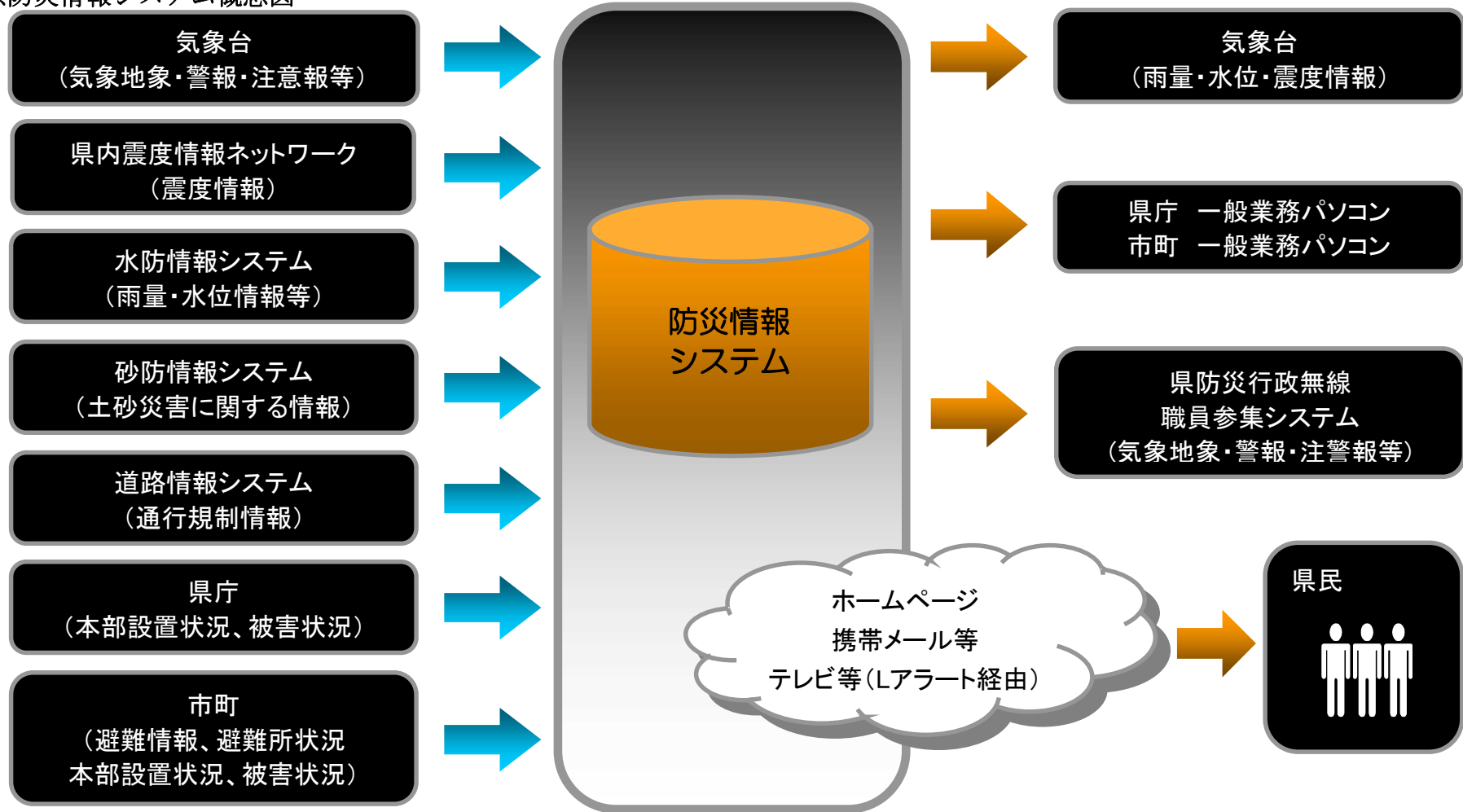
(3) 防災資機材 略

7-8 河川防災ステーション一覧

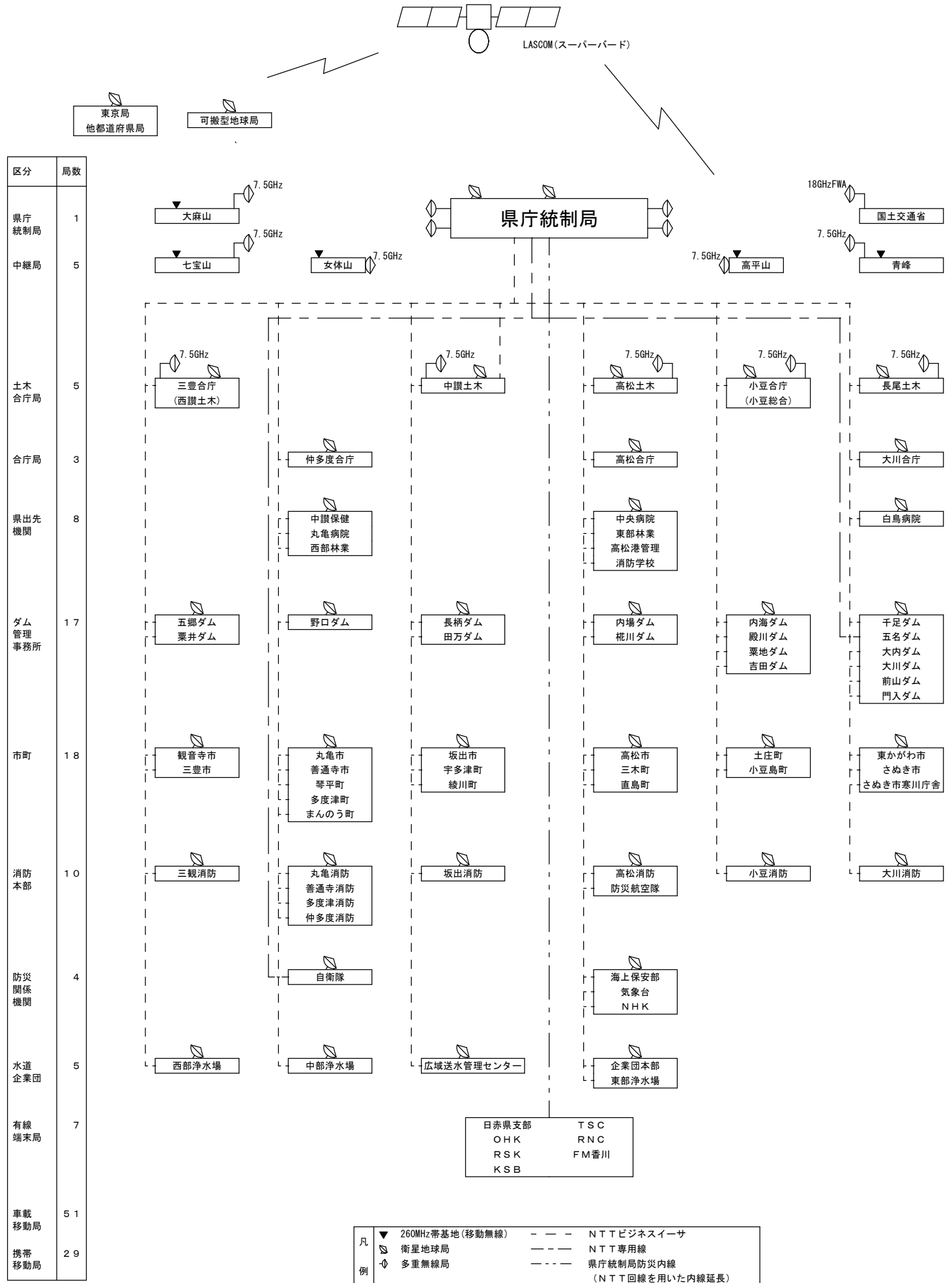
名 称	管 理 者	所在地	備 蓄 資 材 ・ 施 設
土器川河川防災 ステーション	・ 四国地方整備局 香川河川国道事務所 ・ 丸亀市長	丸 亀 市 垂 水 町	土砂 15,600 m ³ 、割栗石 1,027 m ³ 、 鋼矢板Ⅲ型 (L=9.0m) 151 枚 水防・緊急時使用ヘリポート 1 式、その他
財田川河川防災 ステーション	・ 西讃土木事務所 ・ 観音寺市長	観音寺市 流 岡 町	土砂 2,100 m ³ 、仮設ブロック 260 個、 水防・緊急時使用ヘリポート 1 式、その他

8-1 香川県防災情報システム

香川県防災情報システム概念図



8-2 香川県防災行政無線施設



8-3 市町防災無線通信施設

(R05.3.31現在)

市 町 名	同 報 無 線								移 動 無 線														
	整備方法	免許区分	設置場所	局 数				整備方法	免許区分	基地局数	中継局数	形 態 別 設 置 場 所 別										計	
				親局	中継局	同報子局						車載型	可搬型	携帯型	役場等	公共施設	職員宅	消防機関	その他				
						屋外方式	戸別方式																
高松市	単 独	防災行政用	本 庁	1	3	157	264	単 独	一 般 業 務 用			2	100	102									102
丸亀市	単 独	防災行政用	消 防 本 部	1	1	46	155	単 独	防 災 行 政 用	3	2	33	5	59	31					66			97
坂出市	国土交通省	防災行政用	消 防 本 部	1	3	70	57	単 独	防 災 行 政 用	1		10		64	34	35				1	4		74
善通寺市	単 独	防災行政用	市 役 所	1		57	27	消 防 庁	防 災 行 政 用	1	1	1		26	16	11							27
観音寺市	国土交通省	防災行政用	市 役 所	1	1	129	18	単 独	防 災 行 政 用	1		38	7	94	47					87	5		139
さぬき市	単 独	防災行政用	市 役 所	1	3	98		単 独	防 災 行 政 用	1	3	24	63	107	55	46				88	5		194
東かがわ市								単 独	防 災 行 政 用	1	2	0	23	88	30	34				35	12		111
三豊市	単 独	防災行政用	市 役 所	1	2	56	21,627	単 独	防 災 行 政 用	4		23	7	297	137	1				189			327
小豆島町	単 独	防災行政用	町 役 場	1	2	76	7,200	単 独	防 災 行 政 用	1	2	15	2	64	16					49	16		81
土庄町	単 独	防災行政用	町 役 場	1	1	7	5,778																0
三木町	単 独	防災行政用	町 役 場	1	1	35	3,714	単 独	防 災 行 政 用	1		18		19	6	26				1	4		37
直島町	単 独	防災行政用	町 役 場	1	1	12	50	単 独	防 災 行 政 用	1	1	4	5	23	6	4				20	2		32
綾川町	単 独	防災行政用	町 役 場	1	1	11	5,860	単 独	防 災 行 政 用	1		43	5	89	49					88			137
宇多津町	消 防 庁	防災行政用	町 役 場	1		8	25	通商産業省	防 災 行 政 用	1		19	2	15	2					34			36
まんのう町								単 独	簡 易 無 線 業 務 用	2				15	5	1				11			17
琴南支所								単 独	地 方 行 政 用	2		8		17	2					25			27
仲南支所								単 独	簡 易 無 線 業 務 用	1				36	5	1				31			37
琴平町	単 独	防災行政用	町 役 場	1		9	1,075	単 独	防 災 行 政 用	1		6	3	11	11					9			20
多度津町	単 独	防災行政用	消 防 本 部	1		30		単 独	防 災 行 政 用	1				10	10								10
計				15	19	801	45,850			24	11	244	124	1,140	572	159	0	734	48	1,513			

8-4 香川県警察無線局（防災相互通信用無線）

設置場所	所在地	種別	電話番号
香川県警察本部	高松市番町	固定局 1	(087)833-0110
高松北警察署	高松市西内町	固定局 1	(087)811-0110
高松南警察署	高松市多肥上町町	固定局 1	(087)868-0110
坂出警察署	坂出市江尻町	固定局 1	(0877)46-0110
丸亀警察署	丸亀市新田町	固定局 1	(0877)22-0110
観音寺警察署	観音寺市昭和町	固定局 1	(0875)25-0110
三豊警察署	三豊市高瀬町	固定局 1	(0875)72-0110
高松西警察署	綾歌郡綾川町	固定局 1	(087)876-0110
琴平警察署	仲多度郡琴平町	固定局 1	(0877)75-0110
高松東警察署	木田郡三木町	固定局 1	(087)898-0110
東かがわ警察署	東かがわ市三本松	固定局 1	(0879)25-0110
さぬき警察署	さぬき市志度	固定局 1	(087)894-0110
小豆警察署	小豆郡小豆島町	固定局 1	(0879)82-0110

8-5 香川県非常通信協議会所属無線局

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地
四 国 地 方 整 備 局	建設新高松	19MOD7W	6780MHz	0.08W	固定局	常山	四国地方整備局	高松市サンポート 3の33 高松サンポート 合同庁舎
	〃	19MOD7W	6680MHz	0.8W	〃	竜王	〃	〃
	〃	19MOD7W	6800MHz	0.0063W	〃	高松	〃	〃
	建設高松	11M5D7W	6600MHz	0.008W	〃	屋島	高松中継所	高松市福岡町 4の26の32
	〃	19MOD7W	6640MHz	0.0063W	〃	新高松	〃	〃
	〃	19MOD7W	6840MHz	0.8W	〃	雲辺寺	〃	〃
	〃	13M5G7W	6640MHz	0.01W	〃	香川	〃	〃
	〃	9M00G7W	12.33GHz	0.01W	〃	四国・水 資源四国	〃	〃
	〃	13M5G7W	12.33MHz	0.025W	〃	水防香川 第2	〃	〃
	〃	13M5G7W	6600MHz	0.005W	〃	青峰	〃	〃
	建設高松 200	8K50F2D 8K50F3E	371.475 371.4875 371.5 371.5125 371.55 371.5625 371.575 371.5875 371.625 371.6375 371.65 371.6625 371.525 371.5375 371.6 371.6125 371.675 MHz	10W	陸上移動局	基地局	四国地方整備局	高松市サンポート 3の33 高松サンポート 合同庁舎
	建設高松 201	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設高松 202	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設高松 203	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設高松 204	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設高松 205	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設高松 206	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設高松 207	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設高松 208	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設高松 209	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
建設高松 320	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
建設高松 640	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
建設高松 641	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
建設高松 642	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
建設高松 643	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地
四 国 地 方 整 備 局	建設屋島	11M5D7W	6760MHz	0.008W	固定局	高 松	屋島中継所	高松市高松町 字金川 1413
	建設青峰	5M00G7W	7740MHz	0.013W	〃	坂 出	本州四国連絡高速 道路株式会社 青峰無線中継所	高松市中山町 1501 の 189
	〃	13M5G7W	6760MHz	0.005W	〃	高 松	〃	〃
	建設香川	13M5G7W	6800MHz	0.01W	〃	高 松	香川河川国道事務所	高松市福岡町 4 の 26 の 32
	〃	13M5G7W	12.21GHz	0.05W	〃	牟 礼	〃	〃
	建設垂水	13M5G7W	12.21GHz	0.1W	〃	善 通 寺	垂水河川防災 ステーション	丸亀市垂水町 行時地先
	建設香川第3	16K0F2D 16K0F3E	72.03MHz	1W	〃	川 東	香川河川国道事務所	高松市福岡町 4 の 26 の 32
	建設善通寺第2	〃	71.73MHz	3W	〃	常包外4局	善通寺国道維持 出張所	善通寺市稲木町 字川原 56
	建設川東	〃	70.32MHz	0.25W 0.25W	〃	香川第3 祓川、美合	川東中継所	仲多度郡まんのう町 川東字柚野 2749-49
	建設祓川	16K0F2D 16K0F3E	71.73MHz	1W	〃	善通寺第2	祓川水位観測所	仲多度郡まんのう町 大字羽間字安造田 1841-1 地先
	〃	〃	72.03MHz	0.25W	〃	川 東	〃	〃
	建設美合	〃	71.73MHz	0.5W	〃	善通寺第2 柞野、中通	美合雨量観測所	仲多度郡まんのう町 川東字滝山 681-52
	〃	〃	72.03MHz	0.01W	〃	川 東	〃	〃
	建設財田	〃	71.73MHz	3W	〃	善通寺第2	財田雨量観測所	三豊市財田町 大字財田地先
	建設常包	〃	71.73MHz	1W	〃	〃	常包水位観測所	仲多度郡まんのう町 炭所西字上常包
	建設炭所	〃	〃	3W	〃	〃	炭所雨量観測所	仲多度郡まんのう町 大字炭所東字前畑 3419-4
	建設柞野	〃	〃	0.5W	〃	美 合	柞野雨量観測所	仲多度郡まんのう町 造田字西谷 3452-178
	建設中通	〃	〃	0.025W	〃	〃	中通水位観測所	仲多度郡まんのう町 中通字名頃地内

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 地 方 整 備 局	建設香川1	F3E	153.17MHz 153.19MHz 153.21MHz 158.35MHz	10W	陸上移動局	基地局及び陸上移動局、他の防災関係機関所属の無線局	香川河川国道事務所	高松市福岡町4の26の32	
	建設香川2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設香川51	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設香川52	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設香川53	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設香川54	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設香川55	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設香川56	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設香川57	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設香川64	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設香川81	〃	〃	〃	1W	〃	〃	〃	〃
	建設香川82	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川83	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川84	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川85	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川86	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川81	〃	〃	〃	〃	携帯局	携帯基地局及び携帯局、他の防災関係機関所属の無線局	〃	〃
	建設屋島第2	8K50F2C 8K50F2D 8K50F2F 8K50F3C 8K50F3E	395.6875MHz 395.7000MHz 395.7125MHz 395.7625MHz 395.7750MHz 395.7250MHz	20W	基地局	陸上移動局	屋島中継所	高松市高松町字金川淵1413	
	建設引田第2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	引田中継所	東かがわ市引田字中山1774-5
建設大麻山第2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	水資源機構大麻山中継所	三豊市高瀬町大字下麻字地獄谷3619-374	
建設羽立第2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	同 右	さぬき市津田町津田字北羽立	
建設大内第2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	同 右	東かがわ市大内中筋地先	

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地
四 国 地 方 整 備 局	建設香川201	8K50F2D 8K50F3E	371.475 MHz 371.525 MHz 371.575 MHz 371.625 MHz 371.675 MHz 371.4875MHz 371.5375MHz 371.5875MHz 371.6375MHz 371.5 374.55 371.6 371.65 371.5125MHz 371.5625MHz 371.6125MHz 371.6625MHz	10W	陸上 移動局	基地局	香川河川国道事務所	高松市福岡町 4の26の32
	建設香川202	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川203	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川320	〃	〃	2W	〃	〃	〃	〃
	建設香川321	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川322	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川323	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川324	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川325	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川326	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川327	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川507	〃	〃	10W	〃	〃	〃	〃
	建設香川508	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川509	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川510	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川511	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川512	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川513	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川514	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川515	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川516	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川517	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川518	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川630	〃	〃	2W	〃	〃	〃	〃
	建設香川631	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川632	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川633	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
建設香川634	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
建設香川635	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
建設香川636	〃	〃	10W	〃	〃	〃	〃	

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地
四 国 地 方 整 備 局	建設 鬼 無	13M5G7W	6600MHz	0.032W	固定局	竜 王	高松国道維持 出張所	高松市鬼無町山 口 7 0 4 - 1
	建設 鬼 無	F3E	153.17MHz 153.19MHz 153.21MHz	10W	基地局	陸 上 移 動 局	〃	〃
	建設 鬼 無 5 1	〃	153.17MHz 153.19MHz 153.21MHz 158.35MHz	10W	陸 上 移 動 局	基地局及 び陸上移 動局、他 の防災関 係機関所 属の無線 局	〃	〃
	建設 鬼 無 5 2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設 鬼 無 5 3	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設 鬼 無 5 4	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設 鬼 無 5 5	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設 鬼 無 8 1	〃	〃	1W	〃	〃	〃	〃
	建設 鬼 無 8 2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設 鬼 無 8 3	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設 鬼 無 8 4	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設 鬼 無 8 5	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設 鬼 無 8 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設 鬼 無 5 3 3	8K50F2D 8K50F3E	371.475 MHz 371.525 MHz 371.575 MHz 371.625 MHz 371.675 MHz 371.4875MHz 371.5375MHz 371.5875MHz 371.6375MHz 371.5 374.55 371.6 371.65 371.5125MHz 371.5625MHz 371.6125MHz 371.6625MHz	10W	〃	基 地 局	〃	〃
	建設 鬼 無 5 4 3	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設 鬼 無 5 5 3	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設 鬼 無 5 6 3	〃	〃	〃	〃	〃	香川河川国道事務所	高松市福岡町 4の26の32
	建設 鬼 無 5 7 3	〃	〃	〃	〃	〃	高松国道維持 出張所	高松市鬼無町山 口 7 0 4 - 1
	建設 鬼 無 5 8 3	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設 鬼 無 5 9 3	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
建設 鬼 無 6 4 5	〃	〃	〃	2W	〃	〃	〃	
建設 鬼 無 6 4 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
建設 鬼 無 6 4 7	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地
四 国 地 方 整 備 局	建設善通寺	13M5G7W	12.33GHz	0.3W	固定局	丸 亀	善通寺国道維持 出張所	善通寺市稲木町 字川原 5 6
	〃	〃	〃	0.1W	〃	垂 水	〃	〃
	建設善通寺	F3E	153.17MHz 153.19MHz 153.21MHz	10W	基地局	陸 上 移 動 局	〃	〃
	建設善通寺 51	〃	153.17MHz 153.19MHz 153.21MHz 158.35MHz	10W	陸 上 移動局	基地局及 び陸上移 動局、他 の防災関 係機関所 属の無線 局	〃	〃
	建設善通寺 52	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設善通寺53	〃	〃	〃	〃	〃	香川河川国道事務所	高松市福岡町 4の26の32
	建設善通寺56	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設善通寺57	〃	〃	〃	〃	〃	善通寺国道維持 出張所	善通寺市稲木町 字川原 5 6
	建設善通寺81	〃	〃	1W	〃	〃	〃	〃
	建設善通寺82	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設善通寺83	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設善通寺84	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設善通寺85	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設善通寺86	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設善通寺87	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設善通寺88	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設善通寺542	8K50F2D 8K50F3E	371.475 MHz 371.525 MHz 371.575 MHz 371.625 MHz 371.675 MHz 371.4875MHz 371.5375MHz 371.5875MHz 371.6375MHz 371.5 374.55 371.6 371.65 371.5125MHz 371.5625MHz 371.6125MHz 371.6625MHz	10W	陸 上 移動局	基 地 局	〃	〃
	建設善通寺552	〃	〃	〃	〃	〃	香川河川国道事務所	高松市福岡町 4の26の32
	建設善通寺562	〃	〃	〃	〃	〃	善通寺国道維持 出張所	善通寺市稲木町 字川原 5 6
	建設善通寺572	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
建設善通寺582	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
建設善通寺655	〃	〃	2W	〃	〃	〃	〃	
建設善通寺656	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
建設善通寺657	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地
四 国 地 方 整 備 局	建設丸亀	9M00G7W	6600MHz	0.063W	固定局	竜王	土器川出張所	丸亀市土器町東 7-150
	〃	13M5G7W	12.21GHz	0.3W	〃	善通寺	〃	〃
	建設丸亀	F3E	153.17MHz 153.19MHz 153.21MHz	10W	基地局	陸上移動局	〃	〃
	建設丸亀	〃	〃	〃	携帯基地局	携帯局	〃	〃
	建設丸亀1	〃	153.17MHz 153.19MHz 153.21MHz 158.35MHz	〃	陸上移動局	基地局及び陸上移動局、他の防災関係機関所属の無線局	〃	〃
	建設丸亀2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設丸亀3	〃	〃	〃	〃	〃	香川河川国道事務所	高松市福岡町 4の26の32
	建設丸亀31	〃	〃	5W	〃	〃	土器川出張所	丸亀市土器町東 7-150
	建設丸亀32	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設丸亀101	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設丸亀102	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設丸亀103	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設丸亀104	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設丸亀261	8K50F2D 8K50F3E	371.475 MHz 371.525 MHz 371.575 MHz 371.625 MHz 371.675 MHz 371.4875MHz 371.5375MHz 371.5875MHz 371.6375MHz 371.5 374.55 371.6 371.65 371.5125MHz 371.5625MHz 371.6125MHz 371.6625MHz	10W	陸上移動局	基地局	〃	〃
	建設丸亀271	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設丸亀281	〃	〃	〃	〃	〃	香川河川国道事務所	高松市福岡町 4の26の32
	建設丸亀365	〃	〃	2W	〃	〃	土器川出張所	丸亀市土器町東 7-150
	建設丸亀366	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
建設丸亀367	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
建設大麻山	9M00G7W	6600MHz	1W	固定局	四国	水資源機構 大麻山中継所	三豊市高瀬町 下麻字地獄谷 3619-374	

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地
四 国 地 方 整 備 局	建設牟礼	13M5G7W	12.33GHz	0.05W	固定局	香川	四国技術事務所	高松市牟礼町 牟礼1545
	建設牟礼701	30M0F9W	37.125GHz	0.015W	陸上移動局	陸上移動局	〃	〃
	建設牟礼702	〃	36.375GHz	〃	〃	〃	〃	〃
	建設牟礼51	F3E	153.17MHz 153.19MHz 153.21MHz 158.35MHz	10W	〃	基地局及び陸上移動局、他の防災関係機関所属の無線局	〃	〃
	建設牟礼52	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設四国31	〃	〃	1W	〃	〃	〃	〃
	建設四国32	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設四国33	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設四国34	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設四国1	〃	〃	10W	〃	〃	〃	〃
	建設四国2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設四国31	〃	〃	1W	携帯局	携帯基地局及び携帯局、他の防災関係機関所属の無線局	〃	〃
	建設四国51	〃	61.88 63.41 63.44 63.47 63.5MHz	10W	〃	基地局及び陸上移動局	〃	〃
	建設四国52	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設テレビ四国1	17M0F8W 17M0F8W 8K50F3E 8K50F3E 8K50F3E 8K50F3E 8K50F3E 8K50F2D	14.78GHz 14.80GHz 365.475MHz 153.17MHz 153.19MHz 153.21MHz 158.35MHz 372.875MHz	5W 5W 5W 1W 1W 1W 1W 5W	携帯局	携帯基地局及び携帯局並びに受信設備、他の防災関係機関所属の無線局	高松空港	高松市香南町 由佐3473-3
	建設テレビ四国11	F2D F3E	365.475MHz	5W	〃	携帯基地局及び携帯局	四国技術事務所	高松市牟礼町 大字牟礼字岡1545
	建設四国703	30M0F9W	37.125GHz	0.015W	陸上移動局	陸上移動局	〃	〃
	建設四国704	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設四国	9M00G7W	12.21GHz	0.01W	固定局	高松	水資源機構 吉野川局	高松市天神前10-1
	〃	〃	6760MHz	1W	〃	大麻山	〃	〃

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 地 方 整 備 局	建設四国200	8K50F2D 8K50F3E	371.475 MHz 371.525 MHz 371.575 MHz 371.625 MHz 371.675 MHz 371.4875MHz 371.5375MHz 371.5875MHz 371.6375MHz 371.5 374.55 371.6 371.65 371.5125MHz 371.5625MHz 371.6125MHz 371.6625MHz	10W	陸上 移動局	基地局	四国技術事務所	高松市牟礼町 大字牟礼字岡 1545	
	建設牟礼201	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼202	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼203	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼204	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼510	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼511	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼512	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼513	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼514	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼515	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼516	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼320	〃	〃	〃	2W	〃	〃	〃	〃
	建設牟礼621	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設満濃201	〃	〃	〃	10W	〃	〃	国営讃岐まんのう 公園事務所	仲多度郡まんのう 町吉野 4243-12
	建設満濃301	〃	〃	〃	2W	〃	〃	〃	〃
	建設牟礼302	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	JCS建設牟礼可搬地球1	G7W 1M24G7W 42K0G7W	14.0GHz ～ 14.5GHz	20W 0.7W	地球局	JCSAT -2A, IB号 人工衛星	〃	〃	
	JCS建設牟礼可搬地球2	5M51G7W 1M24G7W 42K0G7W	14.0GHz ～ 14.5GHz	26W 21W 1.6W	〃	〃	〃	〃	

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 電 力 送 配 電	四電坂出営業	5K80 G1D G1E	384.73125MHz	10	基地	固定局・基地局および陸上移動局相互間	四国電力送配電坂出事業所	坂出市室町2-4-15	
	四電端岡営業	〃	384.70625MHz	20	〃		四国電力送配電端岡変電所	高松市御厩町原引1624-1	
	四電綾南営業	〃	384.68125MHz	20	〃		四国電力送配電綾南変電所	綾歌郡綾川町陶4671	
	四電丸亀営業	〃	384.76875MHz	20	〃		四国電力送配電丸亀変電所	丸亀市田村町1524	
	四電琴平営業	〃	384.8375MHz	20	〃		四国電力送配電琴平変電所	仲多度郡まんのう町吉野下258	
	四電善通寺営業	〃	384.95MHz	5	〃		四国電力送配電善通寺変電所	善通寺市上吉田町556-3	
	四電讃岐営業	〃	384.825MHz	20	〃		四国電力送配電讃岐変電所	綾歌郡綾川町西分乙695-5	
	四電琴南営業	〃	384.85MHz	5	〃		四国電力送配電琴南中継所	仲多度郡まんのう町勝浦字吹佐古2744-33	
	四電東かがわ営業	〃	384.70625MHz	20	〃		四国電力送配電東かがわ事業所	東かがわ市三本松1739-3	
	四電津田営業	〃	384.7375MHz	5	〃		四国電力送配電津田変電所	さぬき市津田町津田998-2	
	四電引田営業	〃	384.8375MHz	20	〃		四国電力送配電引田変電所	東かがわ市吉田517	
	四電高松配電	〃	384.775MHz	20	〃		四国電力送配電高松中央変電所	高松市亀井町7-10	
	四電高松営業	〃	384.93125MHz	20	〃		四国電力送配電高松中央変電所	高松市亀井町7-10	
	四電長尾営業	〃	384.8125MHz	20	〃		四国電力送配電長尾変電所	さぬき市長尾町西834-6	
	四電屋島営業	〃	384.76875MHz	20	〃		四国電力送配電屋島変電所	高松市牟礼町牟礼菜切2227	
	四電塩江営業	〃	384.85MHz	10	〃		四国電力送配電塩江中継所	高松市塩江町上西乙1128-1	
	四電観音寺営業	〃	384.84375MHz	3	〃		四国電力送配電観音寺変電所	観音寺市昭和町1-5-47	
	四電紫雲出山営業	〃	384.675MHz	20	〃		四国電力送配電紫雲出山中継所	三豊市詫間町大浜字紫雲出山乙451-2	
	四電財田営業	〃	384.875MHz	20	〃		四国電力送配電財田中継所	三豊市財田町財田中字片山5267-39	
	四電松島送電	16K0F3E		148.73MHz	0.5		〃	四国電力送配電松島変電所	高松市松島町1-14
	四電白峰送電	〃		148.73MHz	10		〃	四国電力送配電白峰中継所	坂出市青海町字三ツヶ峯2742-3
	四電讃岐営業固定	5K80 G1D G1E		366.85MHz	0.1		固定	四国電力送配電讃岐変電所	綾歌郡綾川町西分乙695-5
	四電琴南営業固定	〃		384.85MHz	5		〃	四国電力送配電琴南中継所	仲多度郡まんのう町勝浦字吹佐古2744-33
	四電香川営業固定	〃		366.85MHz	0.1		〃	四国電力送配電香川変電所	高松市香南町西の庄2441
	四電塩江営業固定	〃		384.85MHz	10		〃	四国電力送配電塩江中継所	高松市塩江町上西乙1128-1
	四電観音寺営業固定	〃		366.675MHz	0.1		〃	四国電力送配電観音寺事業所	観音寺市栄町3-5-10
	四電紫雲出山営業固定	〃		384.675MHz	20		〃	四国電力送配電紫雲出山中継所	三豊市詫間町大浜字紫雲出山乙451-2
	四電財田営業固定	〃		384.875MHz	20		〃	四国電力送配電財田中継所	三豊市財田町財田中字片山5267-39
	四電松島送電固定	16K0F3E		148.73MHz	0.2		〃	四国電力送配電松島変電所	高松市松島町1-14
	四電白峰送電固定	〃		148.73MHz	10		〃	四国電力送配電白峰中継所	坂出市青海町字三ツヶ峯2742-3
	四電坂出400	5K80 G1D G1E		366.675~ 366.950MHzまで 45波、 365.6625MHz1波	2		陸上移動	四国電力送配電坂出事業所	坂出市室町2-4-15
	四電坂出401	〃		〃	〃		〃	〃	〃
四電坂出403	〃		〃	〃	〃	〃	〃		
四電坂出410	〃		〃	〃	〃	〃	〃		

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 電 力 送 配 電	四電坂出411	5K80 G1D G1E	366.675～ 366.950MHz まで45波、 365.6625MHz1波	2	陸上移動	固定局・基地局および陸上移動局相互間	四国電力送配電 坂出事業所	坂出市室町2-4-15	
	四電坂出412	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	四電坂出413	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	四電坂出414	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出415	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出416	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出417	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出430	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出431	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出432	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出433	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出434	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出435	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出436	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出437	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出438	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出450	5K80 G1E	〃	〃	1		〃	〃	〃
	四電坂出451	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出452	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出453	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出454	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出455	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出456	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出457	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出458	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出459	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出460	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出461	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出462	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出463	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出464	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出465	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
四電丸亀400	5K80 G1D G1E	〃	〃	2	〃	四国電力送配電 丸亀事業所	丸亀市大手町3-2-1		
四電丸亀401	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電丸亀402	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 電 力 送 配 電	四電丸亀403	5K80 G1D G1E	366.675～ 366.950MHz まで45波、 365.6625MHz1波	2	陸上移動	固定局・基地局および陸上移動局相互間	四国電力送配電 丸亀事業所	丸亀市大手町3-2-1	
	四電丸亀410	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	四電丸亀411	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀412	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀413	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀414	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀415	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀416	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀417	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀418	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀419	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀420	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀421	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀422	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀430	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀431	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀432	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀433	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀434	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀435	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀436	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀437	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀438	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀440	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀450	5K80 G1E	〃	〃	1		〃	〃	〃
	四電丸亀451	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀452	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀453	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
四電丸亀454	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電丸亀455	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電丸亀456	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電丸亀457	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電丸亀458	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電丸亀459	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電丸亀460	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 電 力 送 配 電	四電丸亀461	5K80 G1E	366.675～ 366.950MHz まで45波、 365.6625MHz1波	1	陸上移動	固定局・基地局および陸上移動局相互間	四国電力送配電 丸亀事業所	丸亀市大手町3-2-1	
	四電丸亀462	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	四電丸亀463	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	四電丸亀465	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀466	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀467	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀468	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀469	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀470	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀471	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀472	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀473	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀474	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺400	5K80 G1D G1E	〃	〃	2		〃	四国電力送配電 観音寺事業所	観音寺市栄町 3-5-10
	四電観音寺401	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺402	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺403	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺404	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺405	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺406	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺407	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺408	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺409	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺410	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺411	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺412	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺430	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺431	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺432	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺433	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
四電観音寺434	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電観音寺435	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電観音寺436	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電観音寺437	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電観音寺438	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 電 力 送 配 電	四電観音寺450	5K80 G1D G1E	366.675～ 366.950MHz まで45波、 365.6625MHz1波	1	陸上移動	固定局・基地局および陸上移動局相互間	四国電力送配電 観音寺事業所	観音寺市栄町 3-5-10	
	四電観音寺451	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	四電観音寺452	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	四電観音寺453	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺454	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺455	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺456	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺457	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺458	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺459	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺460	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺461	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺462	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺463	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺464	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺465	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺466	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺467	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺468	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺469	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電観音寺470	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松300	〃	〃	〃	2		〃	四国電力送配電 高松支社	高松市室新町973-1
	四電高松301	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松302	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松303	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松304	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松305	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松306	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松307	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松308	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松309	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松310	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松311	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
四電高松312	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電高松313	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 電 力 送 配 電	四電高松314	5K80 G1D G1E	366.675～ 366.950MHzまで45波、 365.6625MHz1波	2	陸上移動	固定局・基地局および陸上移動局相互間	四国電力送配電社 高松支社	高松市室新町973-1	
	四電高松315	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	四電高松316	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松318	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松319	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松330	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松331	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松332	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松333	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松334	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松335	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松336	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松337	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松338	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松339	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松340	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松341	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松342	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松343	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松344	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松345	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松346	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松347	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松348	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松400	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松401	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
四電高松402	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電高松403	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電高松404	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電高松405	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電高松406	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電高松407	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電高松408	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電高松409	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電高松410	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 電 力 送 配 電	四電高松411	5K80 G1D G1E	366.675～ 366.950MHz まで45波、 365.6625MHz1波	2	陸上移動	固定局・ 基地局および陸上 移動局相互間	四国電力送配電 高松支社	高松市室新町973-1	
	四電高松412	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	四電高松450	5K80 G1E	〃	1	〃		〃	〃	
	四電高松451	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松452	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松453	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松454	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松455	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松456	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松457	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松458	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松459	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松460	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松461	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松462	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松463	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松464	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松465	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松466	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松467	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松468	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松469	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松470	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松471	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松472	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松473	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松474	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松475	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松476	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松477	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電東かがわ400	5K80 G1D G1E	〃	〃	2		〃	四国電力送配電 東かがわ事業所	東かがわ市三本松 1739-3
	四電東かがわ401	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
四電東かがわ402	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電東かがわ403	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電東かがわ404	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地		
四 国 電 力 送 配 電	四電東かがわ405	5K80 G1D G1E	366.675～ 366.950MHz まで45波、 365.6625MHz1波	2	陸上移動	固定局・基地局および陸上移動局相互間	四国電力送配電 東かがわ事業所	東かがわ市三本松 1739-3		
	四電東かがわ406	〃	〃	〃	〃		〃	〃		
	四電東かがわ407	〃	〃	〃	〃		〃	〃		
	四電東かがわ410	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	
	四電東かがわ411	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	
	四電東かがわ412	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	
	四電東かがわ420	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	
	四電東かがわ421	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	
	四電東かがわ422	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	
	四電東かがわ423	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	
	四電東かがわ424	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	
	四電東かがわ425	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	
	四電東かがわ450	5K80 G1E	〃	〃	1		〃	〃	〃	〃
	四電東かがわ451	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃
	四電東かがわ452	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃
	四電東かがわ453	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃
	四電東かがわ454	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃
	四電東かがわ455	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃
	四電東かがわ456	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃
	四電東かがわ457	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃
	四電東かがわ458	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃
	四電東かがわ459	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃
	四電東かがわ460	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃
	四電高松200	16K0 F3E	148.73, 146.66, 150.69MHz	10	〃		〃	四国電力送配電 高松支社	高松市室新町973-1	
	四電高松201	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	
	四電高松202	〃	148.73MHz	〃	〃		〃	〃	〃	
	四電高松203	〃	148.73, 146.66, 150.69, 150.99MHz	〃	〃		〃	〃	〃	
	四電高松204	〃	148.73MHz	〃	〃		〃	〃	〃	
	四電高松205	〃	148.73, 146.66, 150.99MHz	〃	〃		〃	〃	〃	
	四電高松206	〃	148.73, 146.66, 150.69MHz	〃	〃		〃	〃	〃	
	四電高松207	〃	148.73MHz	〃	〃		〃	〃	〃	
	四電高松208	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	
	四電高松209	〃	148.73, 146.66, 150.69MHz	〃	〃		〃	〃	〃	
四電高松210	〃	148.73, 146.66, 150.69, 150.99, 153.97MHz	〃	〃	〃	〃	〃			

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 電 力 送 配 電	四電高松211	16K0 F3E	148.73, 146.66, 150.69, 150.99, 153.97MHz	10	陸上移動	固定局・基地局および陸上移動局相互間	四国電力送配電社 高松支社	高松市室新町973-1	
	四電高松212	〃	148.73MHz	〃	〃		〃	〃	
	四電高松213	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	四電高松214	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松215	〃	148.73, 146.66, 150.69, 150.99, 153.97MHz	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松216	〃	148.73MHz	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松217	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松250	〃	〃	5	〃		〃	〃	〃
	四電高松251	〃	〃	1	〃		〃	〃	〃
	四電高松252	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松253	〃	〃	5	〃		〃	〃	〃
	四電高松254	〃	148.73, 146.66, 150.69, 150.99MHz	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松255	〃	148.73MHz	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松256	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松257	〃	148.73, 146.66MHz	1	〃		〃	〃	〃
	四電高松258	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松259	〃	148.73MHz	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松260	〃	〃	5	〃		〃	〃	〃
	四電高松261	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松262	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松263	〃	148.73MHz	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松264	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松265	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松266	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松267	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松268	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松269	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松270	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松271	〃	148.73, 146.66, 150.99MHz	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松272	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松273	〃	148.73MHz	1	〃		〃	四国電力送配電社 高松支社	高松市丸の内2-5
	四電高松550	〃	〃	5	〃		〃	四国電力送配電社 高松支社	高松市室新町973-1
	四電高松551	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
四電高松552	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電丸亀500	〃	〃	〃	〃	〃	四国電力送配電 丸亀変電所	丸亀市田村町1524		

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地
四国電力送配電	四電丸亀501	16K0 F3E	148.73MHz	10	陸上移動	陸上移動局 固定局・基地局 相互間および	四国電力送配電丸亀変電所	丸亀市田村町1524
	四電丸亀550	〃	〃	5	〃		〃	〃
	四電丸亀551	〃	〃	〃	〃		四国電力送配電麻変電所	三豊市高瀬町下麻字横尾 1 8 3 5
	四電丸亀552	〃	〃	〃	〃		四国電力送配電丸亀変電所	丸亀市田村町1524
	四電丸亀553	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	四電丸亀554	〃	〃	〃	〃		四国電力送配電讃岐変電所	綾歌郡綾川町西分乙 6 9 5 - 5
	四電中給550	〃	〃	〃	〃		四国電力送配電本社	高松市丸の内2-5

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地
四国電力送配電	四電高松	19MOD7W	6740MHz	0.01	固定	固定局	四国電力送配電本社	高松市丸の内2-5
	四電白峰	19MOD7W	6580MHz	0.016	〃		四国電力送配電白峰中継所	坂出市青海町字三ツヶ峯 2 7 4 2 - 3
		19MOD7W	6600MHz	0.25	〃			
		19MOD7W	6640MHz	0.63	〃			
		9M00G7W	6635MHz	0.16	〃			
		19MOD7W	6680MHz	0.0032	〃			
	四電大麻山	9M50D7W	6635MHz	0.079	〃		四国電力送配電大麻山中継所	三豊市高瀬町下麻字地ごく谷 3 6 1 9 - 3 0 9
		9M50G7W	6575MHz	0.04	〃			
		9M50G7W	6575MHz	0.0079	〃			
		9M50G7W	6585MHz	0.1	〃			
	四電東かがわ	9M50G7W	6655MHz	0.25	〃		四国電力送配電東かがわ事業所	東かがわ市三本松 1 7 3 9 - 3
	四電丸亀	9M50G7W	6735MHz	0.0079	〃		四国電力送配電丸亀変電所	丸亀市田村町1524
	四電坂出	9M50G7W	6745MHz	0.1	〃		四国電力送配電坂出変電所	坂出市川津町999-1
	四電観音寺	9M50G7W	6735MHz	0.04	〃		四国電力送配電観音寺事業所	観音寺市栄町 3 - 5 - 1 0
	四電讃岐	19MOD7W	6840MHz	0.032	〃		四国電力送配電讃岐変電所	綾歌郡綾上町西分乙 6 9 5 - 5
9M50D7W		6795MHz	0.079	〃				

免許 人名	種別	呼 出 符 号	形 式	周 波 数	出 力	設置場所	所在地
N T T 西 日 本 香 川 支 店	TZ 68 可 搬 形	にしでんでん、しこくかがわ305	120K G9W	56.48 MHz	3cH 1W又は20W	三条ビル(倉庫)	高松市三条町字下所243-7
		にしでんでん、しこくかがわ306	〃	62.24 MHz	〃	〃	〃
		にしでんでん、しこくかがわ307	〃	56.66 MHz	〃	〃	〃
		にしでんでん、しこくかがわ308	〃	62.06 MHz	〃	〃	〃
	TZ 403 可 搬 形	にしでんでん、しこく 409	370K G7W	417.90	24cH 5W又は50W	三条ビル(倉庫)	高松市三条町字下所243-7
			370K G7W	417.75			
			560K G7W	419.75			
		にしでんでん、しこく 410	370K G7W	455.30			
			370K G7W	455.15			
			560K G7W	457.15			
		にしでんでん、しこく 413	430K G7W	419.70			
			560K G7W	419.55			
560K G7W	418.85						
にしでんでん、しこく 414	430K G7W	457.10					
	560K G7W	456.95					
	560K G7W	456.25					

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
日本赤十字社	にっせきかがわ	F3E	157.73	25W	基地	携帯局	西日本放送青峰中継局構内	高松市中山町1503-3	
	せきじゅうじかがわ	F3E	364.75	〃	〃				
	にっせきかがわ101	F3E	157.73	1W	携帯局	携帯基地局及び携帯局	日赤支部事務局	高松市番町1-10-35	
	〃 102	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 103	〃	〃	10W	〃		〃	〃	
	〃 104	〃	〃	1W	〃		〃	〃	
	〃 105	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 106	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 1	〃	〃	10W	〃		〃	〃	
	〃 2	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 3	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 4	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 5	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 6	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 7	〃	〃	〃	〃		〃	高松赤十字病院	高松市番町 4-1-3
	〃 8	〃	〃	〃	〃		〃	香川県赤十字血液センター	高松市郷東町 587-1
	〃 9	〃	〃	〃	〃		〃	日赤支部事務局	高松市番町1-10-35
	にっせきたかまつこてい	F3E	364.75	1W	固定局		青峰固定局	西日本放送青峰中継局構内	高松市中山町1503-3
	にっせきあおみねこてい	〃	〃	〃	〃		高松固定局	〃	〃
	せきじゅうじかがわ1	F3E	415.2625	10W	陸上移動局	基地局及び陸上移動局	日赤支部事務局	高松市番町1-10-35	
	〃 2	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 3	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 4	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 5	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 6	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 7	〃	〃	〃	〃		〃	高松赤十字病院	高松市番町4-1-3
	〃 8	〃	〃	〃	〃		〃	香川県赤十字血液センター	高松市郷東町587-1
	〃 9	〃	〃	〃	〃		〃	日赤支部事務局	高松市番町1-10-35
〃 101	〃	〃	1W	〃	〃		〃	〃	
〃 102	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
〃 103	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
〃 104	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
〃 105	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地
日本赤十字社	せきじゅうじかがわ106	F3E	415.2625	1W	陸上移動局	基地局 及び 陸上移動局	日赤支部事務局	高松市番町1-10-35
	” 107	”	”	”	”		”	”
	” 108	”	”	”	”		”	”
	” 109	”	”	”	”		”	”
	” 110	”	”	”	”		”	”
	” 111	”	”	”	”		”	”
	” 112	”	”	”	”		”	”
	” 113	”	”	”	”		”	”
	” 114	”	”	”	”		”	”
	” 9	”	415.2625	1W	”		”	”
	” 9	”	157.73 158.35	1W	”		”	”

※ にっせきかがわ158.35MHz は防災関係機関の無線局との交信のみ

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
N H K	NHKまえだやま けいたいきち	F3E	459.575MHz	20W	携帯基地	携帯 基 地 局 及 び 携 帯 局 相 互 間	NHK前田山TV放送所	高松市高松町平石 944-96	
	NHKあおみね けいたいきち	〃	143.54MHz	50W	〃		NHK青峰FM放送所	高松市中山町1501-154	
	NHKたかまつ けいたい6	〃	143.54MHz 149.01MHz 149.03MHz 153.33MHz 165.97MHz	25W	携帯		NHK高松放送局	高松市錦町1-12-7	
	〃 7	〃	〃	25(5)W	〃		〃	〃	
	〃 8	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 9	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 10	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 17	〃	143.54MHz	10W	〃		〃	〃	
	〃 31	〃	143.54MHz 149.01MHz 149.03MHz 153.33MHz 165.97MHz	5(1)W	〃		〃	〃	
	〃 32	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 33	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 34	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 43	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 44	〃	〃	〃	〃		〃	丸亀報道室	丸亀市宗古町13-1 白川ビル403号
	〃 45	〃	〃	〃	〃		〃	NHK高松放送局	高松市錦町1-12-7
	〃 46	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	〃 47	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	〃 61	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	〃 62	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	〃 63	〃	143.54MHz	5W	〃		〃	〃	〃
	〃 64	〃	143.54MHz 149.01MHz 149.03MHz 153.33MHz 165.97MHz	5(1)W	〃		〃	〃	〃
	〃 70	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	〃 71	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	〃 72	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	〃 73	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	〃 74	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	〃 75	〃	〃	〃	1W		〃	〃	〃
〃 76	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
〃 77	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
N	NHKたかまつ77 けいたい	F3E	143.54MHz 149.01MHz 149.03MHz 153.33MHz 165.97MHz	1W	携帯	携帯 基地局 及び 携帯局 相互間	NHK高松放送局	高松市錦町1-12-7	
	78	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	79	〃	〃	5(1)W	〃		〃	〃	〃
	80	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	81	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	82	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	83	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	84	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	85	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	86	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	87	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	88	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	89	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	90	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	91	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	92	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	201	〃	〃	459.575MHz 459.875MHz	5W		〃	〃	〃
	202	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	203	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	204	〃	〃	〃	20W		〃	〃	〃
	211	〃	〃	〃	5W		〃	〃	〃
212	〃	〃	459.575MHz	〃	〃	〃	〃		
213	〃	〃	459.575MHz 459.875MHz	〃	〃	〃	〃		
221	〃	〃	〃	10W	〃	〃	〃		

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地
R N C	R N C おおみね	F3	459.825MHz	20W	基地	び基 陸地 上局 移/ 動携 局帯 /基 携地 帯局 局お 相よ	西日本放送	高松市丸の内8の15
	R N C 1 1	"	"	10W	陸上 移動		"	"
	" 1 2	"	"	"	"		"	"
	" 1 3	"	"	"	"		"	"
	" 1 4	"	"	"	"		"	"
	R N C 携帯 1	"	"	"	携帯		"	"
	" 3	"	"	"	"		"	"
	" 4	"	"	"	"		"	"

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地
百十四銀行	百十四銀行高松	F3	154.33MHz	50W	基地・ 固定	移局固 動お定 局よ局 相び/ 互陸基 間上地	百十四銀行本店	高松市亀井町5の1
	百十四銀行高松2号	"	"	10W	陸上 移動		"	"
	" 4号	"	"	"	"		"	"
	" 8号	"	"	"	"		"	"

8-6 孤立防止用衛星電話装置

装 置 名	機 能 概 要
小 型 ポ ー タ ブ ル 衛 星 装 置	<p>災害時等において開設された避難所等の通信が孤立した場合、避難所等に特設公衆電話やインターネットサービスを提供することができる衛星端末局です。</p> <p>出動要請は、N T T 西日本(株)香川支店災害対策担当に連絡する。</p>

8-7 災害対策用移動通信機器貸与制度

災害発生時に通信手段を確保することにより、災害対策活動の迅速かつ円滑な遂行に資するため、総務省は移動通信機器を備蓄し、自治体（災害対策本部等）に無償で貸出します。

【災害対策用移動通信機器の概要】

衛星携帯電話	人工衛星と通信するため南方の空が開けている屋外または窓際で利用可能
MCA無線	MCAのサービスエリア内で利用可能
簡易無線	見通しで3~5km程度の通信が可能

【災害対策用移動通信機器に係る連絡先】

総務省 四国総合通信局 無線通信部 無線通信課	
〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4	TEL 089-936-5066（直通）

8-8 災害対策用移動電源車貸与制度

災害時に停電が発生しても通信設備等が機能停止することのないよう、電源供給することを目的に、総務省は自治体や通信・放送事業者に移動電源車を貸出します。

【災害対策用移動電源車の概要】

ベース車両	日産エクストレイル
大きさ	全長約 4.7m 全幅約 1.8m 全高約 2.25m (ルーフキャリア装着時)
乗車定員	2名
燃料	無鉛レギュラーガソリン (発電機燃料タンク共用)
発電定格出力	5.5kVA (50Hz/60Hz、単相 100V)
稼働時間	約 36 時間 (満タン、1/2 負荷時)

【災害対策用移動電源車に係る連絡先】

総務省 四国総合通信局 総務部 総務課	
〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4	TEL 089-936-5010 (直通)

8-9 香川県地方通信ルート

香川県地方通信ルート（①は、通常通信ルート ②～は、非常通信ルート）

高 松 市	<p>高松市役所（危機管理課 TEL 087-839-2184 FAX 087-839-2210 県防(音声)201-501(FAX)201-581)</p> <p>①——香川県（危機管理課）</p> <p>②……香川県（危機管理課）</p> <p>③……高松市消防局——香川県（危機管理課）</p> <p>④……高松北警察署——県警察本部——香川県（危機管理課）</p>
-------------	---

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

参考 □香川県危機管理課 TEL087-832-3183 (直通)、087-831-1111 (代表) FAX 087-831-8811
 県防(音声)【圏通又は地上※外】-200-5062 又は、-200-7-2435
 (FAX)【102(衛星) 又は、101(地上)]-200-5801 又は、5802
 □高松市消防局 TEL 087-861-2500 FAX 087-861-1544
 □高松北警察署 TEL 087-811-0110

丸 亀 市	<p>丸亀市役所（市長公室危機管理課 TEL 0877-25-4006 FAX 0877-25-4007 県防(音声)461-504 (FAX)202-581)</p> <p>①——香川県（危機管理課）</p> <p>②……丸亀市消防本部（防災課）——高松市消防局——香川県（危機管理課）</p> <p>③……丸亀警察署善通寺交番——県警察本部——香川県（危機管理課）</p> <p>④……国土交通省土器川出張所——四国地方整備局——香川県（危機管理課）</p> <p>⑤……四電丸亀営業所～～四電高松支店……香川県（危機管理課）</p>
-------------	---

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

参考 □香川県危機管理課 TEL087-832-3183 (直通)、087-831-1111 (代表) FAX 087-831-8811
 県防(音声)【圏通又は地上※外】-200-5062 又は、-200-7-2435
 (FAX)【102(衛星) 又は、101(地上)]-200-5801 又は、5802
 □丸亀市消防本部 TEL 0877-25-0119 FAX 0877-23-4540
 □丸亀警察署善通寺交番 TEL 0877-62-0010
 □国土交通省四国地方整備局土器川出張所 TEL 0877-22-8318 FAX 0877-58-0593
 □四国電力(株)丸亀営業所 TEL 0877-22-5973 FAX 0877-22-2784

坂 出 市	<p>坂出市役所（職員課危機監理室 TEL 0877-44-5023 FAX 0877-44-5032 県防(音声)203-501(FAX)203-581)</p> <p>①——香川県（危機管理課）</p> <p>②——坂出市消防本部——高松市消防局——香川県（危機管理課）</p> <p>③——坂出警察署——県警察本部——香川県（危機管理課）</p> <p>④——海上保安庁坂出海上保安署——高松海上保安部——香川県（危機管理課）</p> <p>⑤……四電坂出営業所～～四電高松支店……香川県（危機管理課）</p>
-------------	---

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

参考 □香川県危機管理課 TEL087-832-3183 (直通)、087-831-1111 (代表) FAX 087-831-8811
 県防(音声)【圏通又は地上※外】-200-5062 又は、-200-7-2435
 (FAX)【102(衛星) 又は、101(地上)]-200-5801 又は、5802
 □坂出市消防本部 TEL 0877-46-0119 FAX 0877-46-4491
 □坂出警察署 TEL 0877-46-0110
 □海上保安庁坂出海上保安署 TEL 0877-46-5999 FAX 0877-44-9701
 □四国電力(株)坂出営業所 TEL 0877-44-4167 FAX 0877-45-3138

善 通 寺 市	善通寺市役所（防災管理課 TEL 0877-63-6338 FAX 0877-63-6350 県防（音声）204-501（FAX）204-581）
	①——香川県（危機管理課）
	②……善通寺市消防本部——高松市消防局——香川県（危機管理課）
	③……丸亀警察署——県警察本部——香川県（危機管理課）
	④……国土交通省善通寺国道維持出張所——四国地方整備局——香川県（危機管理課）
	⑤——香川県（危機管理課）衛星携帯電話で通信可能

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

- 参考 □香川県危機管理課 TEL087-832-3183（直通）、087-831-1111（代表） FAX 087-831-8811
 県防（音声）【衛星又は、地上（※）】-200-5062 又は、-200-7-2435
 （FAX）【102（衛星）又は、101（地上）】-200-5801 又は、5802
 □善通寺市消防本部 TEL 0877-64-0119 FAX 0877-62-0119
 □丸亀警察署 TEL 0877-22-0110
 □国土交通省四国地方整備局善通寺国道維持事務所 TEL 0877-62-1471 FAX 0877-62-3083

観 音 寺 市	観音寺市役所（危機管理課 TEL 0875-23-3940 FAX 0875-23-3920 県防（音声）205-501（FAX）205-581）
	①——香川県（危機管理課）
	②——三観広域行政組合消防本部——高松市消防局——香川県（危機管理課）
	③……観音寺警察署——県警察本部——香川県（危機管理課）
	④……四電観音寺営業所——四電高松支店……香川県（危機管理課）
	⑤——香川県（危機管理課）衛星携帯電話で通信可能

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

- 参考 □香川県危機管理課 TEL087-832-3183（直通）、087-831-1111（代表） FAX 087-831-8811
 県防（音声）【衛星又は、地上（※）】-200-5062 又は、-200-7-2435
 （FAX）【102（衛星）又は、101（地上）】-200-5801 又は、5802
 □三観広域行政組合消防本部 TEL 0875-24-0119 FAX 0875-23-3975
 □観音寺警察署 TEL 0875-25-0110
 □四国電力（株）観音寺営業所 TEL 0875-25-6892 FAX 0875-25-6542

さ ぬ き 市	さぬき市役所（危機管理課 TEL 087-894-1115 FAX 087-894-4440 県防（音声）306-501（FAX）306-581）
	①——香川県（危機管理課）
	②……大川広域西消防署——高松市消防局——香川県（危機管理課）
	③……さぬき警察署——県警察本部——香川県（危機管理課）
	④……琴電志度駅——琴電瓦町駅……香川県（危機管理課）
	⑤……四国電力東かがわ営業所——四国電力高松支店……香川県（危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

- 参考 □香川県危機管理課 TEL087-832-3183（直通）、087-831-1111（代表） FAX 087-831-8811
 県防（音声）【衛星又は、地上（※）】-200-5062 又は、-200-7-2435
 （FAX）【102（衛星）又は、101（地上）】-200-5801 又は、5802
 □大川広域西消防署 TEL 087-895-2119 FAX 087-895-2129
 □さぬき警察署 TEL 087-894-0110
 □高松琴平電気鉄道（株）琴電志度駅 TEL 087-894-1661
 □四国電力（株）東かがわ営業所 TEL 0879-25-2172

東 か が わ 市	東かがわ市役所（危機管理課 TEL 0879-26-1235 FAX 0879-26-1320 県防（音声）302-501（FAX）302-581）
	①——香川県（危機管理課）
	②——大川広域東消防署白鳥分署——高松市消防局——香川県（危機管理課）
	③——東かがわ警察署——県警察本部——香川県（危機管理課）
	④——四電大内営業所——四電高松支店……香川県（危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

- 参考 □香川県危機管理課 TEL087-832-3183（直通）、087-831-1111（代表） FAX 087-831-8811
 県防（音声）【衛星又は地上（無線）】-200-5062 又は、-200-7-2435
 （FAX）【102（衛星）又は、101（地上）】-200-5801 又は、5802
 □大川広域東消防署白鳥分署 TEL 0879-25-2119 FAX 0879-25-2139
 □東かがわ警察署 TEL 0879-25-0110
 □四国電力（株）大内営業所 TEL 0879-25-2172 FAX 0879-25-9998

三 豊 市	三豊市役所（危機管理課 TEL 0875-73-3119 FAX 0875-73-3022 県防（音声）425-505（FAX）425-581）
	①——香川県（危機管理課）
	②……三観広域行政組合北消防署——高松市消防局——香川県（危機管理課）
	③……三豊警察署——県警察本部——香川県（危機管理課）
	④——香川県（危機管理課）衛星携帯電話で通信可能

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

- 参考 □香川県危機管理課 TEL087-832-3183（直通）、087-831-1111（代表） FAX 087-831-8811
 県防（音声）【衛星又は地上（無線）】-200-5062 又は、-200-7-2435
 （FAX）【102（衛星）又は、101（地上）】-200-5801 又は、5802
 □三観広域行政組合北消防署 TEL 0875-72-2119 FAX 0875-56-2780
 □三豊警察署 TEL 0875-72-0110

土 庄 町	土庄町役場（総務課 TEL 0879-62-7000 FAX 0879-62-4000 県防（音声）322-501（FAX）322-581）
	①——香川県（危機管理課）
	②……小豆地区消防本部——高松市消防局——香川県（危機管理課）
	③……小豆警察署土庄交番——県警察本部——香川県（危機管理課）
	④……四国フェリー（土庄港）——高松港……香川県（危機管理課）
	⑤……小豆島フェリー（土庄港）——高松港……香川県（危機管理課）
	⑥——香川県（危機管理課）衛星携帯電話で通信可能

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

- 参考 □香川県危機管理課 TEL087-832-3183（直通）、087-831-1111（代表） FAX 087-831-8811
 県防（音声）【衛星又は地上（無線）】-200-5062 又は、-200-7-2435
 （FAX）【102（衛星）又は、101（地上）】-200-5801 又は、5802
 □小豆地区消防本部 TEL 0879-62-2220 FAX 0879-62-2456
 □小豆警察署土庄交番 TEL 0879-62-0110
 □四国フェリー（株）土庄営業所 TEL 0879-62-0875 FAX 0879-62-3236
 □小豆島フェリー（株）土庄営業所 TEL 0879-62-0875 FAX 0879-62-3236

小豆島町	小豆島町役場(総務課 TEL 0879-82-7001 FAX 0879-82-7023 県防(音声)323-501 (FAX)323-581)
	①——香川県(危機管理課)
	②……小豆島東消防署——高松市消防局——香川県(危機管理課)
	③……小豆警察署——県警察本部——香川県(危機管理課)
	④……海上保安庁小豆島海上保安署——高松海上保安部……香川県(危機管理課)
	⑤……中電小豆島営業所——四電高松支店……香川県(危機管理課)
	⑥……国際フェリー(池田港)——高松港……香川県(危機管理課)
	⑦……内海フェリー(草壁港)——高松港……香川県(危機管理課)
⑧——香川県(危機管理課) 衛星携帯電話で通信可能	

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

- 参考 □香川県危機管理課 TEL087-832-3183 (直通)、087-831-1111 (代表) FAX 087-831-8811
 県防(音声)【衛星又は地上(※)]-200-5062 又は、-200-7-2435
 (FAX)【102(衛星)又は101(地上)]-200-5801 又は、5802
- 小豆島東消防署 TEL 0879-82-0119 FAX 0879-61-2119
- 小豆警察署 TEL 0879-82-0110
- 海上保安庁小豆島海上保安署 TEL 0879-82-5999 FAX 0879-82-1954
- 中国電力(株)小豆島営業所 TEL 0879-82-6660 FAX 0879-82-6135
- 国際フェリー(株)本社 TEL 0879-75-0405 FAX 0879-75-1871
- 内海フェリー(株) TEL 0879-82-1080 FAX 0879-82-1107

三木町	三木町役場(総務課 TEL 087-891-3301 FAX 087-898-1994 県防(音声)341-501 (FAX)341-581)
	①——香川県(危機管理課)
	②……高松市三木消防署——高松市消防局——香川県(危機管理課)
	③……高松東警察署——県警察本部——香川県(危機管理課)
④……琴電高田駅——琴電瓦町駅……香川県(危機管理課)	

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

- 参考 □香川県危機管理課 TEL087-832-3183 (直通)、087-831-1111 (代表) FAX 087-831-8811
 県防(音声)【衛星又は地上(※)]-200-5062 又は、-200-7-2435
 (FAX)【102(衛星)又は101(地上)]-200-5801 又は、5802
- 高松市三木消防署 TEL 087-898-4119 FAX 087-898-3900
- 高松東警察署 TEL 087-898-0110
- 高松琴平電気鉄道(株)高田駅 TEL 087-847-5951

直島町	直島町役場(総務課 TEL 087-892-2222 FAX 087-892-3888 県防(音声)364-501 (FAX)364-581)
	【県防(県外からかける場合)(音声)037-364-501 (FAX)037-364-581】
	①——香川県(危機管理課)
	②……高松北警察署直島東駐在所——県警察本部——香川県(危機管理課)
	③……四国汽船(宮浦港)——高松港……香川県(危機管理課)
	④——玉野市消防本部——高松市消防局——香川県(危機管理課)
	⑤……国土交通省中国地方整備局宇野港湾事務所——香川県(危機管理課)
⑥……海上保安庁玉野海上保安部——高松海上保安部——香川県(危機管理課)	
⑦——香川県(危機管理課) 衛星携帯電話で通信可能	

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

- 参考 □香川県危機管理課 TEL087-832-3183 (直通)、087-831-1111 (代表) FAX 087-831-8811
 県防(音声)【衛星又は地上(※)]-200-5062 又は、-200-7-2435
 (FAX)【102(衛星)又は101(地上)]-200-5801 又は、5802
- 高松北警察署直島東駐在所 TEL 087-892-3013
- 四国汽船 宮浦支店 TEL 087-892-3104 FAX 087-892-2656
- 玉野市消防本部 TEL 0863-31-5711 FAX 0863-32-2106
 県防(音声)033-704 (FAX自動切替)
- 国土交通省中国地方整備局宇野港湾事務所 TEL 0863-33-5006 FAX 0863-33-9010
- 海上保安庁玉野海上保安部 TEL 0863-31-3421 FAX 0863-31-3423

宇 多 津 町	宇多津町役場（危機管理課 TEL 0877-49-8027 FAX 0877-49-0662 県防(音声)386-501(FAX)386-581)
	①——香川県（危機管理課）
	②——坂出市消防本部——高松市消防局——香川県（危機管理課）
	③……坂出警察署宇多津交番——県警察本部——香川県（危機管理課）
	④……海上保安庁備讃瀬戸海上交通センター——高松海上保安部——香川県（危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

- 参考 □香川県危機管理課 TEL087-832-3183 (直通)、087-831-1111 (代表) FAX 087-831-8811
 県防(音声)【衛星又は地上※物】-200-5062 又は、-200-7-2435
 (FAX)【102(衛星)又は101(地上)】-200-5801 又は、5802
 □坂出市消防本部 TEL 0877-46-0119 FAX 0877-46-4491
 □坂出警察署宇多津交番 TEL 0877-49-0858
 □海上保安庁備讃瀬戸海上交通センター TEL 0877-49-3366 (FAX 兼用)

綾 川 町	綾川町役場（総務課 TEL 087-876-1906 FAX 087-876-1948 県防(音声)382-501(FAX)382-581)
	①——香川県（危機管理課）
	②……高松市西消防署綾川分署——高松市消防局——香川県（危機管理課）
	③……高松西警察署——県警察本部——香川県（危機管理課）
	④……琴電滝宮駅——琴電瓦町駅……香川県（危機管理課）
	⑤——香川県（危機管理課）衛星携帯電話で通信可能

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

- 参考 □香川県危機管理課 TEL087-832-3183 (直通)、087-831-1111 (代表) FAX 087-831-8811
 県防(音声)【衛星又は地上※物】-200-5062 又は、-200-7-2435
 (FAX)【102(衛星)又は101(地上)】-200-5801 又は、5802
 □高松市西消防署綾川分署 TEL 087-878-1111 FAX 087-878-3196
 □高松西警察署 TEL 087-876-0110
 □高松琴平電気鉄道(株)滝宮駅 TEL 087-876-1991

琴 平 町	琴平町役場（総務課 TEL 0877-75-6700 FAX 0877-73-2120 県防(音声)403-501(FAX)403-581)
	①——香川県（危機管理課）
	②……仲多度南部消防組合消防本部——高松市消防局——香川県（危機管理課）
	③……琴平警察署——県警察本部——香川県（危機管理課）
	④……水資源機構香川用水管理所——水資源機構吉野川局——香川県（危機管理課）
	⑤……琴電琴平駅——琴電瓦町駅……香川県（危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

- 参考 □香川県危機管理課 TEL087-832-3183 (直通)、087-831-1111 (代表) FAX 087-831-8811
 県防(音声)【衛星又は地上※物】-200-5062 又は、-200-7-2435
 (FAX)【102(衛星)又は101(地上)】-200-5801 又は、5802
 □仲多度南部消防組合消防本部 TEL 0877-73-4211 FAX 0877-73-4770
 □琴平警察署 TEL 0877-75-0110
 □(独)水資源機構香川用水総合事業所 TEL 0877-73-4223 FAX 0877-73-2649
 □高松琴平電気鉄道(株)琴電琴平駅 TEL 0877-75-3068

多 度 津 町	多度津町役場(総務課 TEL 0877-33-1110 FAX 0877-33-2550 県防(音声)404-501(FAX)404-581)
	①——香川県(危機管理課)
	②……多度津町消防本部——高松市消防局——香川県(危機管理課)
	③……丸亀警察署多度津交番——県警察本部——香川県(危機管理課)

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

- 参考 □香川県危機管理課 TEL087-832-3183(直通)、087-831-1111(代表) FAX 087-831-8811
 県防(音声)【 衛星 又は 地上(移動)] -200-5062 又は、-200-7-2435
 (FAX)【102(衛星) 又は 101(地上)] -200-5801 又は、5802
- 多度津町消防本部 TEL 0877-33-0119 FAX 0877-33-2554
 県防(音声)463-501(FAX)463-581
- 丸亀警察署多度津交番 TEL 0877-33-0110

ま ん の う 町	まんのう町役場(総務課 TEL 0877-73-0100 FAX 0877-73-0112 県防(音声)402-501(FAX)402-581)
	①——香川県(危機管理課)
	②……仲多度南部消防組合消防本部——高松市消防局——香川県(危機管理課)
	③……琴平警察署四條駐在所——県警察本部——香川県(危機管理課)
	④……水資源機構香川用水管理所——水資源機構吉野川局——香川県(危機管理課)
	⑤……国営讃岐まんのう公園(公園課) ～～四国地方整備局——香川県(危機管理課)
	⑥……琴電琴平駅——琴電瓦町駅……香川県(危機管理課)
	⑦——香川県(危機管理課) 衛星携帯電話で通信可能

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

- 参考 □香川県危機管理課 TEL087-832-3183(直通)、087-831-1111(代表) FAX 087-831-8811
 県防(音声)【 衛星 又は 地上(移動)] -200-5062 又は、-200-7-2435
 (FAX)【102(衛星) 又は 101(地上)] -200-5801 又は、5802
- 仲多度南部消防組合消防本部 TEL 0877-73-4211 FAX 0877-73-4770
- 琴平警察署四條駐在所 TEL 0877-73-5793
- (独)水資源機構香川用水総合事業所 TEL 0877-73-4223 FAX 0877-73-2649
- 国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所公園課 TEL 0877-79-2933 FAX 0877-79-3247

9-1 香川県医療救護計画

平成25年3月15日改正

第1 医療救護計画の目的

災害及び大規模事故等から、地域住民の生命、健康を守るため、医療救護体制を確立する。

第2 医療救護計画策定の基本的な考え方

1 医療救護計画の策定

- (1) 県及び市町は、医療救護体制を確立し、医療救護活動の万全を期するため、医療救護計画を策定する。
- (2) 県は、市町で対応できない広域的な医療救護活動を行うため、広域医療救護班の編成、出動等の計画を策定する。
- (3) 市町は、直接地域住民の生命、健康を守るため、医療救護活動及び医療救護施設（広域救護病院を除く。）の整備について市町ごとの実情に従い医療救護計画を策定する。
- (4) 医療救護計画の策定に当たっては、現行の救急医療体制の活用を図る。
- (5) 医療救護計画は、平常時の救急医療体制が十分機能しないことを前提として策定する。

2 医療救護施設及び対象者

- (1) 医療救護施設は、市町長が指定する応急救護所及び救護病院、並びに知事が指定する広域救護病院（災害拠点病院を含む）の3種類とする。
- (2) 医療救護の対象者は、直接災害による負傷者、災害時における救急患者等とする。
 - ア 直接災害による負傷者は、重症患者、中等症患者及び軽症者に分類する。

重症患者	手術等緊急治療を必要とする者
中等症患者	入院治療を必要とする者
軽症者	上記以外の者で外来治療で可能な者
 - イ 災害時における救急患者等は、緊急に医師の処置を必要とする脳卒中、出産、人工透析等医療の中断が致命的となる患者、及び災害により情緒不安定等の症状が認められる者とする。

3 必要な体制の整備

- (1) 県及び市町は、円滑な医療救護活動を実施するため、必要な体制整備に努める。
- (2) 医療救護体制は、医療機関や医師会等関係機関の協力の下に整備する。
- (3) 地域住民は、自分で自分を守るための家庭救護及び自主防災組織による相互扶助体制を確立する。
- (4) 県は、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の運用、活動の検証及び研修のあり方等を検討し、DMATの円滑な医療救護活動を確保するため、DMAT連絡会を設置する。

4 その他

- (1) 医療救護の期間は、発災後における応急措置が概ね完了するまでの間とする。
- (2) 医療救護にかかる費用については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合には同法の規定若しくは現行保険制度その他により取り扱う。

- (3) 医療救護に当たる民間の医師等の損害補償については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合には同法の規定により取り扱う。

第3 県医療救護計画

1 計画の策定

県は、市町独自では対応できない事態を想定し、医療救護活動の円滑な遂行を図るため、広域的な医療救護計画を策定する。

香川県医療救護計画は、香川県地域防災計画に記載している医療救護計画について具体化した計画であり、香川県地域防災計画の修正、県内医療体制の変更等、必要に応じて修正を行うものとする。

2 計画の内容

(1) 香川県災害医療救護活動連絡会の設置

県は、迅速かつ効果的な医療救護活動が実施できるよう、関係機関の連携を図るため香川県災害医療救護活動連絡会を設置する。

連絡会は、次に掲げる内容について協議を行う。

- ア 災害時における医療救護活動に関すること
- イ 災害時における関係各機関との連絡及び調整方法に関すること
- ウ 傷病者等の搬送に関すること
- エ 合同訓練に関すること
- オ 医薬品等の備蓄に関すること
- カ その他連絡会が必要と認めること

(2) 医療救護体制

医療救護活動は、香川県災害対策本部、県保健福祉事務所及び小豆総合事務所（以下「県保健福祉事務所等」という）、市町、DMAT※、災害拠点病院、広域救護病院、広域救護班、救護病院、応急救護所、(社)香川県医師会等関係団体医療救護班等の関係者の密接な連携のもとに行うものとする。

それぞれの機関の役割等は以下のとおりとする。（救護病院、応急救護所については、市町医療救護計画の作成指針に記載）。

ア 香川県災害対策本部

(ア) 健康福祉部医務国保班

健康福祉部医務国保班は、医療救護体制に関する情報収集を通じて、広域的な医療救護活動の総合調整を行うとともに、広域的な医師等の派遣など、市町の医療救護活動をする。

具体的には以下の業務を行う。

a 情報収集

的確な医療救護活動を行うため、応急救護所の設置状況や、医療救護施設等の被災状況等を医療施設、市町災害対策本部、県保健福祉事務所等からの連絡により情報を収集し、必要に応じて県民を含め関係者に対しての情報提供を行う。

b 災害派遣医療チーム（DMAT※）の派遣要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、DMAT指定医療機関に対し、被災現場や災害拠点病院へのDMATの派遣を要請する。

※DMAT（ディーマット）とは

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に、被災地に迅速に駆けつけ、災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な

研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム

c 広域救護班の派遣要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、広域救護病院に対し、応急救護所や救護病院への広域救護班の派遣を要請する。

d 医療救護についての応援要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、(社)香川県医師会、(社)香川県歯科医師会、(社)香川県看護協会、(社)香川県接骨師会に対し、応急救護所への医療救護班、災害支援班の派遣を要請する。

e 国等への応援要請

県内の医療体制では対応できないと判断した場合は、国、他の都道府県及び日本赤十字社、自衛隊等に対し、医療救護に係る応援要請を行う。また、他県のDMA T等の受入調整を行うほか、日本赤十字社香川県支部と連絡をとりながら、国、他の都道府県の医療救護班の派遣先を調整する。

f 医療搬送の手配

県内医療搬送の手配、及び県外への広域医療搬送について、市町災害対策本部、医療救護施設と連携を図りながら受入先医療機関などとの調整を行う。

g 医療救護活動の調整等

広域救護病院における収容者数の調整、医療救護活動の終了等広域的判断を必要とする事項について、当該病院の管理者に対して指示を行う。

h 派遣調整本部の設置

派遣調整本部を設置し、関係団体に対する医療救護班の派遣要請や、派遣申出の受け入れ等の調整を行う。

i 災害医療コーディネーターの設置

広域的な医療救護活動の総合調整を行うため必要があると認める場合は、地域の医療機関の事情などに精通した医師等から選任された災害医療コーディネーターを、県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）又は県保健福祉事務所等に設置する。

j その他必要な事項

(イ) 健康福祉部薬務感染症対策班

健康福祉部薬務感染症対策班は、健康福祉部医務国保班と連携して、救急医薬品、衛生材料、防疫用薬剤及び輸血用血液の確保及び供給について総合調整を行うとともに、広域的な薬剤師の派遣など、市町の医療救護活動を支援する。

具体的には以下の業務を行う。

a 情報収集

医療施設、市町災害対策本部、県保健福祉事務所等からの連絡により、医療救護施設及び避難所における医薬品等の需要見込み等について把握するとともに、被災地内外の医薬品等の需給状況等について情報を収集する。

b 医薬品の確保供給

市町災害対策本部等からの要請があった場合、県が備蓄している医薬品等を応急救護所及び避難所に供給するとともに、必要がある場合は、香川県医薬品卸業協会、日本産業・医療ガス協会香川県支部及び香川県医薬品小売商業組合に対し供給を要請する。

また、必要な輸血用血液の供給が行えるよう香川県赤十字血液センターと連携して調整を行う。

c (社)香川県薬剤師会への応援要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、(社)香川県薬剤師会に対し、応急救護所等への薬剤師班の派遣を要請する。

d 他都道府県への応援要請

輸血用血液及び医薬品等について、県内の備蓄だけでは対応できないと判断した場合は、関係機関と連携して他の都道府県に応援要請を行うとともに、受入調整を行う。

e その他必要な事項

イ 県保健福祉事務所等

県保健福祉事務所等は、健康福祉部医務国保班のもとで、管内医療体制に関する情報収集を行い、医療救護に関する調整を行う。

具体的には、以下の業務を行う。

(ア) 情報収集

医療救護活動を支援するため、管内の医療救護施設等の被災状況、医療活動状況の情報を収集し、市町災害対策本部と連携を図りながら、県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）に報告を行うほか、地域住民に情報提供を行う。

(イ) 管内における広域救護班の受入

管内医療救護施設に派遣される広域救護班の受入れについて、市町災害対策本部と連携を図る。

(ロ) 医療搬送の手配

管内市町間、管外への医療搬送について、市町災害対策本部、医療救護施設と連携を図り、市町等への支援を行う。

(ハ) 地域災害医療対策会議の設置

市町や医療関係団体、災害拠点病院の医療関係者等で構成する地域災害医療対策会議を設置し、管内の医療体制に関する情報収集と医療救護に関する総合調整を行う。

(ニ) その他必要な事項

ウ DMAT

DMATについては、日本DMAT活動要領の規定を基本とする。

(ア) DMAT指定医療機関の整備

県は、DMATを派遣する意思を持ち、DMATの活動に必要な人員（DMAT登録者）、装備を有する医療機関をDMAT指定医療機関に指定する。

(イ) 担当業務

a 被災現場での医療活動

b 広域医療搬送拠点（SCU）での医療活動

c 県外への広域医療搬送の支援

d 災害拠点病院等の支援

e 県内での医療搬送の支援

f 医療活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告

(ロ) DMATの派遣要請

a 県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、市町災害対策本部からの派遣要請に基づき、DMAT指定医療機関の長に対し、DMATの派遣要請を行う。

- b 県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、甚大な災害等、その事態に照らし緊急を有すると判断される場合は、市町災害対策本部からの要請を待たずに、DMA T指定医療機関の長に対し、DMA Tの派遣要請を行う。
- c 市町災害対策本部又は消防機関は、県内で発生した事故等でその事態に照らし、緊急を要すると判断した場合、県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)への要請を経ずに、直接にDMA T指定医療機関の長に対し、DMA Tの派遣を要請することができる。この場合は、県が派遣を要請したものとみなすとともに、派遣を要請した市町災害対策本部又は消防機関は、その旨を県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)に報告する。
- (エ) 派遣要請の基準
- a 県内で発生した災害・事故等で、県及び市町・消防機関がDMA T指定医療機関に対し、DMA Tの派遣要請を行う基準は、次のとおりとする。
- ・ 災害または事故により、中等症以上の死傷者が20名以上発生すると見込まれる場合。
 - ・ がれきの下の医療（Confined Space Medicine、CSM）などDMA Tが出動し対応することが効果的であると認められる場合。
- b 四国ブロック内で、震度6強の地震又は死者数が50人以上100人未満見込まれる災害で、被災県から派遣要請があった場合または、派遣要請が見込まれる場合。
- c 隣接するブロック内で、震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害で、被災県から派遣要請があった場合または、派遣要請が見込まれる場合。
- d 東海地震、東南海・南海地震又は首都直下型地震で、被災県から派遣要請があった場合または、派遣要請が見込まれる場合。
- e 前号に定める場合のほか、DMA Tが出動し、対応することが効果的であると認められる場合。
- (オ) 待機要請
- a 県は、災害・事故等が発生し、(エ)の要請基準に該当することが見込まれる場合、指定医療機関の長に対しDMA Tの待機を要請する。
- b 待機要請の手順は(ウ)の派遣要請の手順に準じて行う。
- c 次の場合にDMA T指定医療機関の長は、県からの要請を待たずに、DMA Tを待機させる。
- (1) 東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合
 - (2) その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
 - (3) 津波警報（大津波警報）が発表された場合
 - (4) 東海地震注意報が発表された場合
 - (5) 大規模な航空機墜落事故が発生した場合
 - (6) DMA Tが出動を要すると判断するような災害等が発生した場合
- (カ) 後方支援
- 県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、香川県広域災害・救急医療情報システムを活用して情報収集に努め、DMA Tに係る移動手段の確保について、関係機関との連絡・支援・調整を行う。
- (キ) 活動報告
- 現場での活動が終了した後、出動したDMA Tは、指定医療機関の長を通じて活動内容を知事に報告する。
- (ク) DMA T県調整本部
- a DMA T県調整本部の設置
- (1) 県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)は、県内で活動するすべてのDMA Tを指揮するDMA T県調整本部を設置する。

- (2) DMAT県調整本部は、県災害対策本部の指揮下に置かれる。
- (3) DMAT県調整本部の責任者として、統括DMATを指名する。
- b DMAT県調整本部の業務
 - (1) 県内で活動するすべてのDMATの指揮及び調整
 - (2) 情報の収集
 - (3) 消防、医師会など関連機関との連携及び調整
 - (4) 必要に応じて、災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部を設置し、指揮・調整・連絡する。
 - (5) その他、DMAT・SCU本部などを指揮・調整・連絡する。
- エ 災害拠点病院
 - (ア) 災害拠点病院の指定

災害拠点病院の指定は知事が行う。その数は「地域災害拠点病院」を二次保健医療圏毎に1か所以上、「基幹災害拠点病院」を県で1か所とする。
 - (イ) 施設設備

施設設備は、当該病院の施設設備をもってこれにあてる。
 - (ウ) 担当業務
 - a トリアージ
 - b 重症患者の受入及び処置
 - c 病院支援（応急資器材の貸し出し等）
 - d 広域医療救護班の派遣
 - e 県内・県外医療搬送の支援
 - f 死体の検案
 - g 医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部（健康福祉部 医務国保班）への措置状況等の報告
 - h その他必要な事項
 - (エ) 体制の整備

当該病院の管理者は、あらかじめ医療スタッフ等の体制を整備し、毎年度4月末までに知事に報告する。
 - (オ) 医療救護活動の調整等

県災害対策本部長は、災害拠点病院における収容者数の調整、医療救護活動の終了等広域的判断を必要とする事項について、当該病院の管理者に対して指示を行う。
 - (カ) 医療救護活動の報告等

災害拠点病院の管理者は、発災後直ちにその院内状況を広域災害・救急医療情報システム等を利用して県災害対策本部に報告し、被災により機能に支障を生じたと認める場合には、その旨を報告するとともに、必要な措置を要請する。
- オ 広域救護病院
 - (ア) 広域救護病院の指定

広域救護病院の指定は知事が行う。その数は、二次保健医療圏毎に2か所以上とする。指定に当たって、知事は当該病院の所在する市町長及び当該病院の管理者と協議する。
 - (イ) 施設設備

施設設備は、知事が指定した当該病院の施設設備をもってこれにあてる。
 - (ウ) 担当業務
 - a トリアージ
 - b 重症患者の受入及び処置
 - c 救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入及び処置
 - d 広域医療救護班の派遣

- e 県内医療搬送の支援
- f 死体の検案
- g 医療救護活動の記録並びに市町対策本部及び県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告
- h その他必要な事項

(e) 体制の整備

当該病院の管理者は、あらかじめ医療スタッフ等の体制を整備し、毎年度4月末までに知事に報告する。

(f) 医療救護活動の調整等

県災害対策本部長は、広域救護病院における収容者数の調整、医療救護活動の終了等広域的判断を必要とする事項について、当該病院の管理者に対して指示を行う。

(g) 医療救護活動の報告等

広域救護病院の管理者は、発災後直ちにその院内状況を広域災害・救急医療情報システム等を利用して県災害対策本部に報告し、被災により機能に支障を生じたと認める場合には、その旨を報告するとともに、必要な措置を要請する。

カ 広域医療救護班

広域医療救護班は、広域救護病院の医療スタッフをもって次により設置する。

(ア) 班の編成

班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名の6名編成とする。

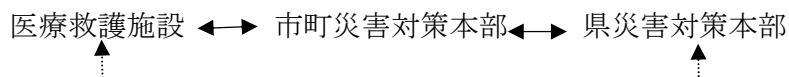
なお、必要に応じ、県災害対策本部(健康福祉部薬務感染症対策班)を通じて、(社)香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。

(イ) 班設置数の基準

医師数	19人以下の病院	1班編成
医師数	20人～29人以下の病院	2班編成
医師数	30人以上の病院	3班編成

(ウ) 広域医療救護班の要請

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。



ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、広域救護病院に対し、広域医療救護班の派遣を要請する。

(エ) 広域医療救護班の出動

班は、県災害対策本部長の指示に基づき出動する。

(オ) 広域医療救護班の活動

班は、次の担当業務について、出動先の医療救護施設の指揮者の指示に基づき活動する。

- a トリアージ
- b 傷病者に対する応急処置の実施
- c 救護病院等への患者搬送の支援
- d 助産活動
- e 死亡の確認及び死体の検案
- f 医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)への措置状況等の報告
- g その他必要な事項

(カ) その他

班を編成する病院等は、あらかじめ次の項目を含んだ広域医療救護班設置要綱を作成するとともに、班の編成要員について、毎年度4月末までに知事に報告する。

- a 班の編成要員
- b 班の設置数
- c 機動力のある交通手段の確保（2輪車等）
- d 携帯電話、携帯無線機などの通信手段の確保
- e 医療セットの備蓄

キ （社）香川県医師会医療救護班

県災害対策本部は、（社）香川県医師会との「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、必要に応じて、医療救護班の派遣を要請する。

(ア) 班の編成

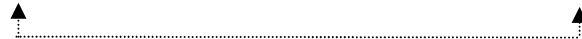
班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名の6名編成とする。

なお、必要に応じ県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）を通じて、（社）香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。

(イ) （社）香川県医師会医療救護班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

医療救護施設 ↔ 市町災害対策本部 ↔ 県災害対策本部



ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、（社）香川県医師会医療救護班の派遣を要請する。

(ウ) （社）香川県医師会医療救護班の活動

医師会医療救護班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、医療救護活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告も併せて行う。

ク （社）香川県薬剤師会薬剤師班

県災害対策本部は、（社）香川県薬剤師会との「災害発生時における薬剤師班派遣に関する協定書」に基づき、必要に応じて、薬剤師班の派遣を要請する。

(ア) 薬剤師班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

市町災害対策本部 ↔ 県災害対策本部

広域医療救護班及び（社）香川県医師会医療救護班 ↔ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、（社）香川県薬剤師会薬剤師班の派遣を要請する。

(イ) （社）香川県薬剤師会薬剤師班の活動

薬剤師会薬剤師班は、県災害対策本部が指示する場所（市町が設置する応急救護所、避難所等）において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、薬剤師班の活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）への措置状況等の報告も併せて行う。

ケ （社）香川県看護協会看護職班

県災害対策本部は、（社）香川県看護協会との「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」に基づき、必要に応じて、看護職班の派遣を要請する。

(ア) （社）香川県看護協会看護職班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

市町災害対策本部 ↔ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、（社）香川県看護協会看護職班の派遣を要請する。

(イ) （社）香川県看護協会看護職班の活動

看護協会看護職班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、看護職班の活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告も併せて行う。

コ （社）香川県接骨師会災害支援班

県災害対策本部は、（社）香川県接骨師会との「災害発生時における災害支援活動に関する協定書」に基づき、必要に応じて、災害支援班の派遣を要請する。

(ア) （社）香川県接骨師会災害支援班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

市町災害対策本部 ←→ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、（社）香川県接骨師会災害支援班の派遣を要請する。

(イ) （社）香川県接骨師会災害支援班の活動

接骨師会災害支援班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、医療救護活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告も併せて行う。

サ （社）香川県歯科医師会医療救護班

県災害対策本部は、（社）香川県歯科医師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、必要に応じて、医療救護班の派遣を要請する。

(ア) （社）香川県歯科医師会医療救護班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

市町災害対策本部 ←→ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、（社）香川県歯科医師会医療救護班の派遣を要請する。

(イ) （社）香川県歯科医師会医療救護班の活動

歯科医師会医療救護班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、医療救護活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告も併せて行う。

シ 海上からの広域的な医療救護体制

(ア) 診療船の指定

巡回診療船「済生丸」を指定する。

指定に当たって知事は、当該診療船の管理者と協議する。

(イ) 施設設備

施設設備は、知事が指定した当該診療船の施設設備をもってこれにあてる。

(ウ) 担当業務

a トリアージ

b 重症患者及び中等症患者への応急措置

c 軽症者の処置

d 海路を利用した患者搬送

e 死体の検案

f 医療救護活動の記録及び県災害対策本部への措置状況等の報告

g その他必要な事項

(エ) 医療スタッフ

知事は、当該医療船の管理者と協議し、あらかじめ掌握しておく。

ス 人工透析患者等に対する広域的な医療救護体制

県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、広域災害・救急医療情報システム等を利用し、人工透析患者等の医療の中断が致命的となる患者の受入が可能な医療機関を把握する。

県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、収集した情報について、県保健福祉事務所等及び市町災害対策本部に提供し、人工透析患者等の医療の中断が致命的となる患者への医療提供の支援を行う。(3) 重症患者の医療搬送

ア 県内医療搬送

地域内だけで治療や受入のできない重症患者の地域外への医療搬送は、次による。

(ア) 搬送患者の選定

搬送患者の選定は、負傷の程度等患者の状態及び処置能力等を勘案して、当該救護施設の責任者が行う。

(イ) 搬送要員

搬送要員については、県及び市町災害対策本部、救護施設の管理者等が協議して、その要員の確保を図る。

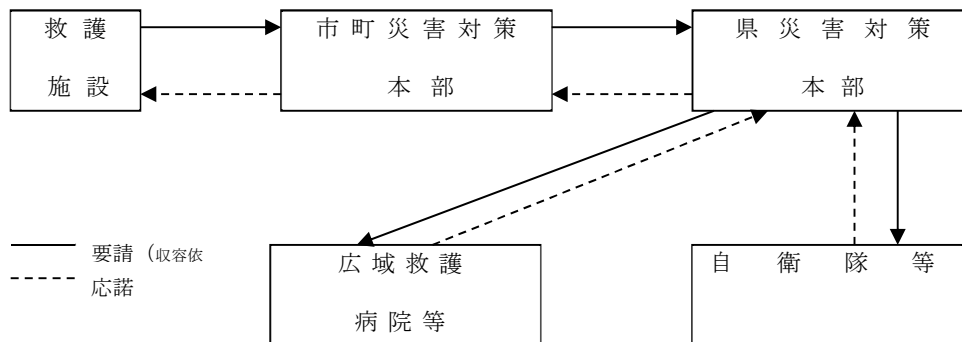
(ウ) 搬送の実施

搬送は、県地域防災計画に基づき、必要な搬送手段を確保して実施する。

なお、患者の収容、搬送にかかるヘリポートについては、県地域防災計画参考資料に掲げる最寄りのヘリポートとする。

(エ) 搬送にかかる連絡方法

搬送にかかる連絡方法は、次のとおりであるが、連絡に当たっては、負傷の程度、搬送人員、搬送先等必要な情報の伝達を、正確かつ迅速に行う。



イ 広域医療搬送

県災害対策本部は、県内で治療、収容できない重症患者の搬送を、国等に要請し、自衛隊機等によって、受入可能な県外病院への広域医療搬送を実施する。

(ア) 広域医療搬送拠点（SCU※）の設定・整備

県は、広域医療搬送拠点（SCU）設置場所を設定する。

設定に当たって、知事は当該施設管理者と協議する。

(イ) 搬送患者の選定

広域医療搬送患者は、災害拠点病院においてトリアージを実施して選定する。

(ウ) 搬送要員

SCUへの搬送要員については、県が市町災害対策本部及び災害拠点病院と協議のうえ、その要員の確保を図る。

(エ) 搬送の実施

広域医療搬送患者は、広域搬送拠点を経由して行うことを原則とし、広域搬送拠点で再トリアージを実施のうえ、県外に搬送を行う。

搬送は、県地域防災計画に基づき、必要な搬送手段を確保して実施する。

※SCU（エスシーユー）とは

ステージング・ケア・ユニットの略で、広域医療搬送拠点におき、災害拠点病院等から搬送された患者の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための広域医療搬送拠点での臨時医療施設。

3 情報の収集・提供

県は、救急医療情報を迅速かつ正確に掌握し、医療救護等を円滑に実施するため「広域災害・救急医療情報システム」を運用するなど、医療救護活動状況等の把握に努め、県民への情報提供に努める。

(1) 医療救護活動状況の把握

ア 「広域災害・救急医療情報システム」の災害運用切替

県は、「広域災害・救急医療情報システム」運用基準に基づき、災害運用切替を行い、医療機関等の状況を把握する。

イ 医療機関

広域救護病院等は、県の災害運用切替を受けた場合、直ちに院内の状況等を把握し、システムを利用して情報を県災害対策本部へ提供する。

また、患者受入の状況等をシステムを利用して適宜提供する。

ウ 市町災害対策本部

市町災害対策本部は、管内の救護所設置場所、医療救護施設等医療機関の被災状況等について、県への連絡を発災後直ちに行う。

また、医療救護活動状況の県への報告を適宜行う。

(2) 医療救護活動状況の情報提供

県及び市町は、医療救護に関する情報を、県民、市町民に対し適宜提供するものとする。

第4 市町医療救護計画の作成指針

1 計画の策定

市町は、本指針に基づき、地域の実情にあわせた医療救護計画を策定する。

2 計画策定の基本的な考え方

- (1) 市町は、応急救護所、救護病院を設置し、それぞれの施設の機能が十分発揮できるよう努める。
- (2) 医療救護計画は、現行の救急医療体制の活用を図ることとし、地元医師会、医療機関等の全面的な協力を得て策定する。
- (3) 医療救護計画の策定に当たっては、県医療救護計画を踏まえるとともに、地元医師会、医療機関及び地域の自主防災組織等との連携を図る。
- (4) 医療救護施設（広域救護病院を除く。）における医療救護活動は、各施設の指揮者の指示により行う。

3 市町医療救護計画の内容

(1) 医療救護施設

市町は、応急救護所、救護病院をそれぞれの地域の実情に応じてあらかじめ設置する。

ア 応急救護所

応急救護所は、重症患者・中等症患者の応急処置、軽症者に対する処置を行う。

(ア) 設置及び組織

市町長が診療所または避難所として指定した学校等のうちから当該管理者とあらかじめ協議して応急救護所を設置する施設を指定する。

応急救護所の管理者は医師とし、市町災害対策本部の指示により活動する。

応急救護所の医療班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名をもって1班の医療チームとして編成する。

市町長は、医師、看護師及び補助者の配置について地元医師会等とあらかじめ協議して定める。

なお、必要に応じ、県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）を通じて、(社)香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。

(イ) 担当業務

- a トリアージ
- b 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置
- c 救護病院等への患者搬送の支援
- d 助産活動
- e 死亡の確認及び死体の検案
- f 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告
- g その他必要な事項

(ウ) 運営

市町は発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に物的施設の点検を行い、また、その設置等も迅速に行うものとする。

応急救護所における医療救護活動は、24時間体制とし、可能な限り予備の医療チームを編成するよう配慮する。

応急救護所の管理者は被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には市町災害対策本部に必要な措置を要請する。

(エ) 施設設備

- a 既存の診療所を活用するほか耐震診断が実施され安全が確認されている学校校舎の一部または運動場等に設置するテント等とする。
- b 応急救護所の設置は、おおむね次のとおりとする。
 - ① テント
4方幕付鉄骨テント 6坪用 (19.8 m²)
 - ② 救護用医療機器
創傷セット、熱傷セット、補充用セット、蘇生器
 - ③ ベット等
折りたたみベッド、担架、発電機 (2kw 照明用)、病衣、雑備品
- c 応急救護所における給食・給水等については、避難所にかかる措置とあわせて行う。

イ 救護病院

救護病院は、重症患者の応急処置を行うほか中等症患者の受入と処置、軽症者に対する処置をあわせて行う。

(ア) 設置及び組織

- a 市町長は、一般病床を有する既存の病院で2次救急医療に担当する医療活動が期待できる病院のうちから救護病院として、当該病院の管理者とあらかじめ協議して指定する。
- b 組織は、既存病院の組織をもってあてる。
- c 市町長は、救護病院の医療スタッフについて当該管理者とあらかじめ協議して掌握する。

(イ) 担当業務

- a トリアージ
- b 重症患者の応急処置
- c 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置
- d 広域救護病院等への患者搬送
- e 助産活動
- f 死体の検案
- g 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告
- h その他必要な事項

- (ウ) 運営
 - a 救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等の医療救護活動に関する計画を作成する。
 - b 救護病院の管理者は発災後直ちに院内状況を市町対策本部に報告し、被災によりその機能に支障が生じたと認める場合には必要な措置を要請する。
- (エ) 施設設備
 - 救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。
 - なお、医薬材料、給食、給水等については、当該病院の管理者と市町とで協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。
- (2) 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応
 - 市町長は、医療救護施設として指定しない医療機関についても状況に応じて、医療救護活動に参加できるようにあらかじめ地元医師会、病院、診療所の管理者等と十分に連携を図る。
- (3) 搬送体制
 - 市町は、地域の実情及び被害（想定）にあわせて搬送区分、搬送方法等の搬送計画を作成する。
 - ア 搬送区分
 - 搬送区分として、次の場合を考慮する。
 - (ア) 被災場所から、市町内の医療救護施設に搬送する場合
 - (イ) 被災場所から、他の市町内の医療救護施設に搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む）
 - (ウ) 市町内の医療救護施設から、同一市町内の他の医療救護施設へ搬送する場合
 - (エ) 市町内の医療救護施設から、他の市町内の医療救護施設へ搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む）
 - イ 搬送方法
 - 搬送方法は、被害（想定）に応じて、次の方法を考慮する。
 - (ア) 人力による方法
 - (イ) 車両による方法
 - (ウ) フェリー等の船舶による方法（特に、県外へ大量搬送の場合）
 - (エ) ヘリコプター等航空機による方法
 - ウ 搬送の実施
 - 市町は、災害時の患者搬送を円滑に行うため、消防機関が実施する救急活動を含め、必要な車両、搬送要員、機材等の確保に努める。
 - また、市町は、搬送に当たっては、必要に応じ自主防災組織の協力を求めるなど、緊急搬送が可能となるよう弾力的な対応を行う。
- (4) その他
 - ア 市町は、死体の検案について、あらかじめ死体安置所を定めておく等、医療救護施設における医療救護活動に支障がないようにする。
 - イ 市町は、災害時に医療救護施設が必要とする特定かつ必要最小限の医薬品について、あらかじめ医療機関等と協議し、当該医療機関等の在庫量のなかで少なくとも1日分の調節を図る等の方法により確保する。
 - また、当該方法により難しい場合には、地域の実情に応じて対応する。

第5 医薬品等及び輸血用血液の確保計画

医療救護活動に必要な救急医薬品、衛生材料、防疫用薬剤及び輸血用血液が不足した場合に備えて、その確保を図るための供給体制は別に定める。

第6 医療施設の応急復旧計画

1 県及び市町

県及び市町は、医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、四国電力㈱、四国ガス㈱、プロパンガス供給業者と協議し、優先確保の対策を定めておく。

2 医療機関におけるライフラインの応急復旧

最寄りの関係機関の所在地及び電話番号等の連絡表を作成しておき、ライフラインの確保に努める。

また、ライフラインの復旧に時間を要することも勘案し、給水タンクの設置、自家発電装置の整備等に努める。

(1) 上下水道

市町に協力を求め、配管の仮設等による応急給水・排水の確保。

(2) 電力

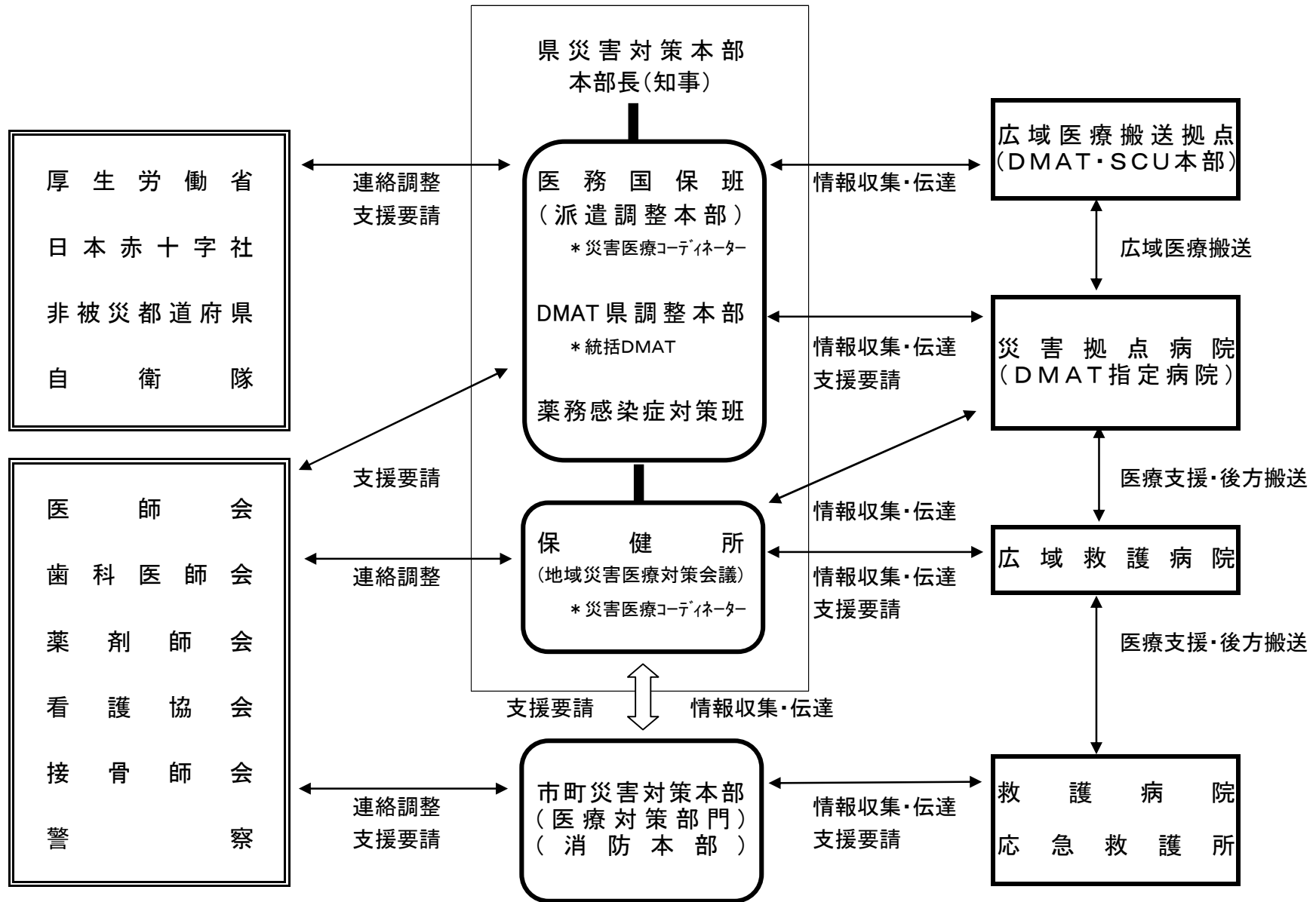
四国電力㈱に協力を求め、電力供給の確保。

(3) ガス

都市ガスについては、四国ガス㈱に協力を求め、都市ガスの確保。

プロパンガスについては、最寄りの業者に協力を求め、優先供給についての確保。

9-2 災害時の連絡調整体制



9-3 (広域) 救護病院における災害時医療救護計画策定マニュアル

(広域) 救護病院は災害に備え、建物の耐震化、不燃化、地下水の活用、大型貯水槽・浄化槽の整備、LP ガスボンベの貯蔵、自家発電装置の設置、医療機器等をボルトで固定するなどの措置を講ずるなど、自己完結型の防災体制に努めるとともに、医療救護活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、災害時医療救護計画を策定する。

〇〇病院災害時医療救護計画

1 目的

医療救護活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、災害時医療救護計画を策定する。

2 医療従事者等の動員体制等の確保

- (1) 医療従事者等の緊急時の連絡方法や交通手段の確保について具体的に記載し、動員体制を定める。
- (2) 動員訓練について具体的に記載する。

3 情報連絡体制の確保

負傷者の応急医療の需要や応急救護所、救護病院、広域救護病院の応急医療の供給についての関係機関等との連絡体制の確保について記載する。

- (1) 広域災害・救急医療情報システムの活用
- (2) 携帯電話、携帯無線機などの通信手段の確保、活用

4 (広域) 医療救護班の編成、派遣体制の整備

災害時に(広域)医療救護班は、概ね次の基準により編成する。

- (1) (広域)医療救護班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名の6人編成とする。
- (2) 応急救護所等への(広域)医療救護班の派遣は、次の基準により編成する。

医師数 19人以下の病院	1班編成
医師数 20人～29人以下の病院	2班編成
医師数 30人以上の病院	3班編成

5 傷病者の受入れ体制の確保

(1) 院内体制の整備

災害時には、多数の傷病者を緊急に扱うことから、相当の混乱が予想されるので、「災害時傷病者受入れ計画」を作成し、院内各部署との連携を図る内容を記載する。

(2) トリアージの必要性

院内の混乱を回避するために、病院入口にトリアージ・エリアを設け、トリアージを実施する内容を記載する。

このため、医療従事者はその技能を十分に習得しておくことが必要である。

(3) 医療資機材等の整備

① 収容場所

病棟ベッドが使用できない場合を考慮して、平時に会議室、ホール、待合室等転用可能スペースを負傷者の収容場所として指定しておくとともに、収容に必要な資機材を整備する計画を記載する。

② テント

病院自体が被災した場合の既入院患者の収容及びトリアージ・エリアにおける軽傷者の処置のためテントの利用計画を記載する。

③ 担架

病院入口におけるトリアージの後、院内各部署に負傷者を搬送する手段としては、大部分が重傷患者であることを考慮して、担架の整備計画を記載する。

④ 携帯無線機等

トリアージ・エリア及び院内各部署との連絡、情報伝達のため、携帯無線機等を確保する計画を記載する。

⑤ 簡易トイレ

水道が断絶した場合、あるいは病院入口のトリアージ・エリア用として、簡易トイレの導入に対する計画を記載する。

(4) 水、食料等の備蓄

ライフラインの途絶や、十分な食料供給の道が絶たれたような場合に備え、水、食料等を計画的に備蓄する計画を記載する。

(5) 安否調査等への対応

周辺の住民に加え、他地域の住民等を受け入れるため、身元確認の情報を把握し、家族等の安否調査に対する計画を記載する。

6 医薬品の備蓄、調達

災害時の医薬品や医療機材の確保に努めるとともに、県及び市町の備蓄、供給体制について把握し、医薬品等の調達計画を記載する。

7 訓練・研修の充実

ライフラインの機能低下、医薬品・医療資機材等の不足、医療従事者の不足、大量の負傷者の発生という状況下において、トリアージをはじめとして迅速かつ的確な活動をするためには、病院での訓練・研修を定期的実施する計画を記載する。

9-4 DMAT指定病院・災害拠点病院・広域救護病院一覧

(令和4年5月1日現在)

	地区	番号	施設名	病床数	所在地	電話	備考
DMAT指定病院	大川	1	さぬき市民病院	179	さぬき市寒川町石田東甲387-1	0879-43-2521	
	小豆	2	小豆島中央病院	234	小豆郡小豆島町池田2060番地1	0879-75-1121	
	高松	3	県立中央病院	533	高松市朝日町1丁目2-1	087-811-3333	
		4	高松市立みんなの病院	305	高松市仏生山町甲847番地1	087-813-7171	
		5	高松赤十字病院	564	高松市番町4丁目1-3	087-831-7101	
		6	香川大学医学部附属病院	613	木田郡三木町池戸1750-1	087-898-5111	
	中讃	7	四国こどもとおとなの医療センター	689	普通寺市仙遊町2丁目1-1	0877-62-1000	
		8	回生病院	397	坂出市室町3丁目5-28	0877-46-1011	
		9	香川労災病院	404	丸亀市城東町3丁目3-1	0877-23-3111	
	三豊	10	三豊総合病院	462	観音寺市豊浜町姫浜708	0875-52-3366	
災害拠点病院	大川	1	さぬき市民病院	179	さぬき市寒川町石田東甲387-1	0879-43-2521	※
	小豆	2	小豆島中央病院	234	小豆郡小豆島町池田2060番地1	0879-75-1121	※
	高松	3	県立中央病院	533	高松市朝日町1丁目2-1	087-811-3333	※
		4	高松市立みんなの病院	305	高松市仏生山町甲847番地1	087-813-7171	※
		5	高松赤十字病院	564	高松市番町4丁目1-3	087-831-7101	※
		6	香川大学医学部附属病院	613	木田郡三木町池戸1750-1	087-898-5111	※
	中讃	7	四国こどもとおとなの医療センター	689	普通寺市仙遊町2丁目1-1	0877-62-1000	※
		8	回生病院	397	坂出市室町3丁目5-28	0877-46-1011	※
		9	香川労災病院	404	丸亀市城東町3丁目3-1	0877-23-3111	※
	三豊	10	三豊総合病院	462	観音寺市豊浜町姫浜708	0875-52-3366	※
広域救護病院	大川	1	県立白鳥病院	148	東かがわ市松原963	0879-25-4154	
		2	さぬき市民病院	179	さぬき市寒川町石田東甲387-1	0879-43-2521	※
	小豆	3	小豆島中央病院	234	小豆郡小豆島町池田2060番地1	0879-75-1121	※
		4	小豆島病院	184	小豆郡小豆島町池田2519-4	0879-75-0570	
		5	牟礼病院	47	小豆郡小豆島町安田甲33	0879-82-1111	
	高松	6	高松医療センター	240	高松市新田町乙8	087-841-2146	
		7	国立療養所大島青松園	100	高松市庵治町6034-1	087-871-3131	
		8	香川大学医学部附属病院	613	木田郡三木町池戸1750-1	087-898-5111	※
		9	県立中央病院	533	高松市朝日町1丁目2-1	087-811-3333	※
		10	かがわ総合リハビリテーション病院	184	高松市田村町1114	087-867-6008	
		11	高松市立みんなの病院	305	高松市仏生山町甲847番地1	087-813-7171	※
		12	高松市民病院塩江分院	87	高松市塩江町安原上東99-1	087-893-0031	
		13	高松赤十字病院	564	高松市番町4丁目1-3	087-831-7101	※
		14	香川県済生会病院	198	高松市多肥上町1331-1	087-868-1551	
		15	屋島総合病院	279	高松市屋島西町2105-17	087-841-9141	
	16	りつりん病院	199	高松市栗林町3丁目5-9	087-862-3171		
	17	高松病院	179	高松市天神前4-18	087-861-3261		
	中讃	18	四国こどもとおとなの医療センター	689	普通寺市仙遊町2丁目1-1	0877-62-1000	※
		19	香川労災病院	404	丸亀市城東町3丁目3-1	0877-23-3111	※
		20	県立丸亀病院	215	丸亀市土器町東9丁目291	0877-22-2131	
		21	坂出市立病院	194	坂出市寿町三丁目1番2号	0877-46-5131	
		22	滝宮総合病院	191	綾歌郡綾川町滝宮486	087-876-1145	
		23	坂出聖マルチン病院	196	坂出市谷町1丁目4-13	0877-46-5195	
		24	回生病院	397	坂出市室町3丁目5-28	0877-46-1011	※
	三豊	25	みとよ市民病院	122	三豊市詫間町詫間6784-206	0875-83-3001	
		26	三豊総合病院	462	観音寺市豊浜町姫浜708	0875-52-3366	※
		27	松井病院	253	観音寺市村黒町739	0875-23-2111	
		28	岩崎病院	108	三豊市詫間町松崎2780-426	0875-83-6011	
		29	橋本病院	156	三豊市山本町財田西902-1	0875-63-3311	
		30	香川井下病院	243	観音寺市大野原町花稲818-1	0875-52-2215	

※印は上部に既に掲載されている病院

9-5 災害時における医薬品等の供給マニュアル

I 総則

1 目的

本マニュアルは、香川県医療救護計画の第5に基づき、災害時における医療救護活動に必要な救急医薬品、衛生材料、防疫用薬剤及び輸血用血液等（以下「医薬品等」という。）を確保しその円滑な供給に資するために関係者の役割と具体的な行動内容を示すものである。

2 関係者等

本マニュアルの対象者等は、次のとおりとする。

- (1) 香川県災害対策本部健康福祉部薬務感染症対策班（以下「薬務感染症対策課」という。）
- (2) 香川県保健福祉事務所及び香川県小豆総合事務所（以下「保健福祉事務所」という。）
- (3) 市町災害対策本部（以下「市町」という。）
- (4) 香川県医薬品卸業協会（以下「医薬品卸業協会」という。）及び医薬品卸業者
- (5) 一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部香川医療ガス部門香川県支部（以下「医療ガス協会」という。）及び医療ガス販売業者
- (6) 香川県医薬品小売商業組合（以下「小売商業組合」という。）
- (7) 香川県医療機器販売業協会（以下「医療機器販売業協会」という。）及び医療機器販売業者
- (8) 香川県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）
- (9) 一般社団法人香川県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）及び地区薬剤師会
- (10) 震災時用医薬品等備蓄機関（県の震災時用医薬品等を備蓄している医療機関等という。）

II 医薬品等の確保・供給

1 医薬品等の確保に関する基本的な考え方

大規模災害時においては、通信網や交通網の破綻が想定されることから、被災地外からの医薬品等の供給支援が本格化するまでの間は、医療救護活動に必要な医薬品等を被災地域で確保する必要がある。そのため、関係者等は、平常時において災害時用医薬品等を備蓄するよう努める。また、県民に対し、避難の際に必要な医薬品等を持ち出すことができるように準備しておくよう啓発に努める。

2 県が確保する災害時用医薬品等

(1) 震災時用医薬品等

香川県震災時用医薬品等備蓄管理要綱（別紙1）に基づき、災害時における被災者の緊急救護用として必要な医薬品等を搬送用容器に収納し、県下の医療機関等に分散備蓄している。（県有品。約100人分×3日分を1単位とし計50単位を備蓄。）

ア 震災時用医薬品等の種類

別紙2のとおり

イ 震災時用医薬品等備蓄機関

別紙3のとおり

（2）流通備蓄医薬品等

医薬品卸業協会に加盟の医薬品卸業者4社の流通在庫を活用して、震災時用医薬品等の品目をベースに医薬品の品目を拡大して確保している。医薬品等の確保数量は、震災時用医薬品等と合わせ、香川県地震・津波被害想定における南海トラフ（最大クラス）の地震・津波による負傷者数19,000人の1日分を目安としている。（別紙4）

参考：香川県地震・津波被害想定

南海トラフ（最大クラス）の地震・津波による人的被害（負傷者数）：19,000人

（3）関係団体との協定

① 医薬品卸業協会との協定（別紙5）

「災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書」（平成9年2月27日）

② 小売商業組合との協定（別紙6）

「災害時における一般用医薬品等の確保に関する協定書」（平成9年2月27日）

③ 県薬剤師会との協定（別紙7）

「災害時の薬剤師医療救護活動に関する協定書」（平成19年3月23日）

④ 医療ガス協会との協定（別紙8）

「災害時における医療ガス等の供給に関する協定書」（平成24年3月27日）

⑤ 医療機器販売業協会との協定（別紙9）

「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」（平成30年11月9日）

3 市町による医薬品等の確保

市町は、災害時用医薬品等を備蓄するほか、災害時に救護病院、応急救護所等が必要とする医薬品等について、あらかじめ医療機関と協議し医療機関の在庫から一定量を確保する、又は、地区薬剤師会との協定に基づき確保する等の方法により、少なくとも1日分の災害時用医薬品等を確保する。

4 医薬品等の調達及び供給

(1) 基本方針

基本方針	
病院、診療所及び薬局等	災害時においても、医薬品卸業者等の基本的な機能・ネットワークが維持されている限り、平常時と同様に、各医療機関等において、医薬品卸業者等から医薬品等を調達する。それができない場合は県に調達又は斡旋を要請する。
市町	市町は、応急救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、あらかじめ定めている計画に基づき調達する。なお、医薬品等の不足が生じたときは、県に調達又は斡旋を要請するものとする。
県	市町から医薬品等の供給要請があったときは、県が備蓄する震災時用医薬品等を、それでも不足する場合は流通備蓄医薬品等を応急救護所等へ供給する。さらに必要な場合は、医薬品卸業協会等の協定締結団体へ供給を要請する。また、国や他の都道府県等に協力を要請する。

災害時の医薬品等の調達・供給についての連絡体制は、次のフロー図による。

また、医薬品等の供給要請・応諾は、それぞれの様式をファクシミリ等を使用し回送することにより行う。

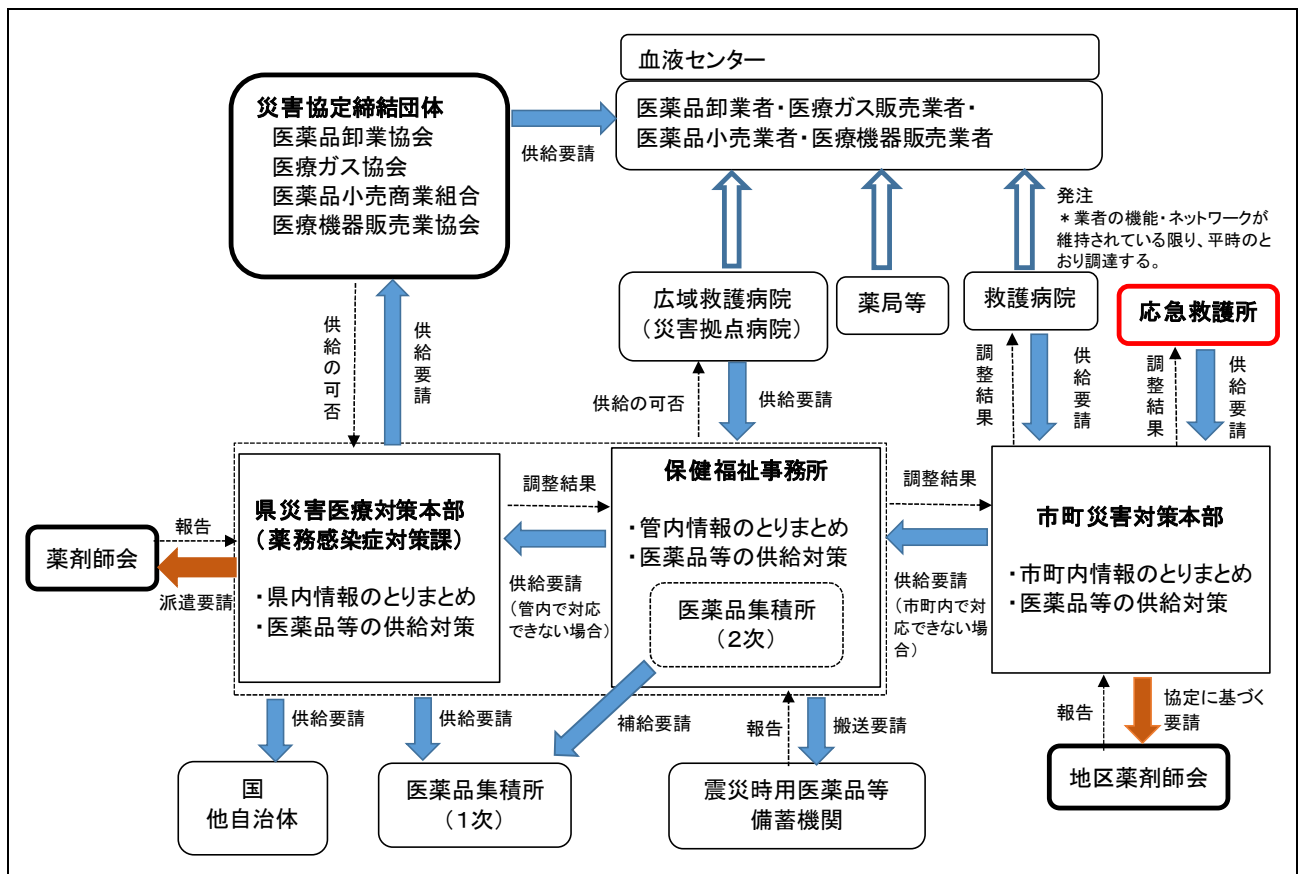


図1 災害時の医薬品等の調達・供給に係る連絡体制

(2) 応急救護所等における医薬品等の供給手順

■市町

- ① 市町は、それぞれの市町が設置する応急救護所等において、医療救護のための医薬品等が必要となった場合は、あらかじめ定めている計画に基づき調達する。
- ② ①により不足する場合は、(様式1)により保健福祉事務所に震災時用医薬品等(セット単位)の供給を要請する。
- ③ ②によっても不足する場合は、(様式3)により、保健福祉事務所に支援を要請する。

■保健福祉事務所

- ① 保健福祉事務所は、市町から震災時用医薬品等の供給要請を受けたときは、管内の被災状況等を判断し、管内に備蓄している震災時用医薬品等を要請元市町の指定する応急救護所等に供給する。
- ② 要請元市町に対し、(様式1)により供給の可否を連絡するとともに、供給する場合は、(様式2)により、震災時用医薬品等備蓄機関に対し搬送を要請する。なお、震災時用医薬品等備蓄機関による搬送が困難な場合は、他の手段による搬送を調整する。
- ③ 供給等の措置内容を(様式1)に記入し、薬務感染症対策課に報告する。
- ④ 管内に備蓄している震災時用医薬品等の供給が困難な場合は、(様式1)の回送により、管外に備蓄の震災時用医薬品等の供給を薬務感染症対策課に要請する。
- ⑤ 薬務感染症対策課から、供給の可否の連絡を受けた場合は、その内容を要請元市町に連絡する。
- ⑥ さらに、市町から(様式3)により、医薬品等の供給要請を受けたときは、薬務感染症対策課に供給を要請する。

■薬務感染症対策課

- ① 薬務感染症対策課は、協定締結団体及び血液センターの被災状況を確認する。
- ② 保健福祉事務所から(様式1)により、震災時用医薬品等の供給の要請を受けたときは、要請のあった保健福祉事務所に対し(様式1)の返送により、供給の可否を連絡する。同時に(様式2)により、震災時用医薬品等備蓄機関に対し搬送を要請する。なお、震災時用医薬品等備蓄機関による搬送が困難な場合は、他の手段による搬送を調整する。
- ③ 保健福祉事務所から(様式3)による医薬品等の要請があった場合は、医薬品卸業協会に対し流通備蓄医薬品等を、その他、要請品目に応じ協定締結団体へ供給を要請する。

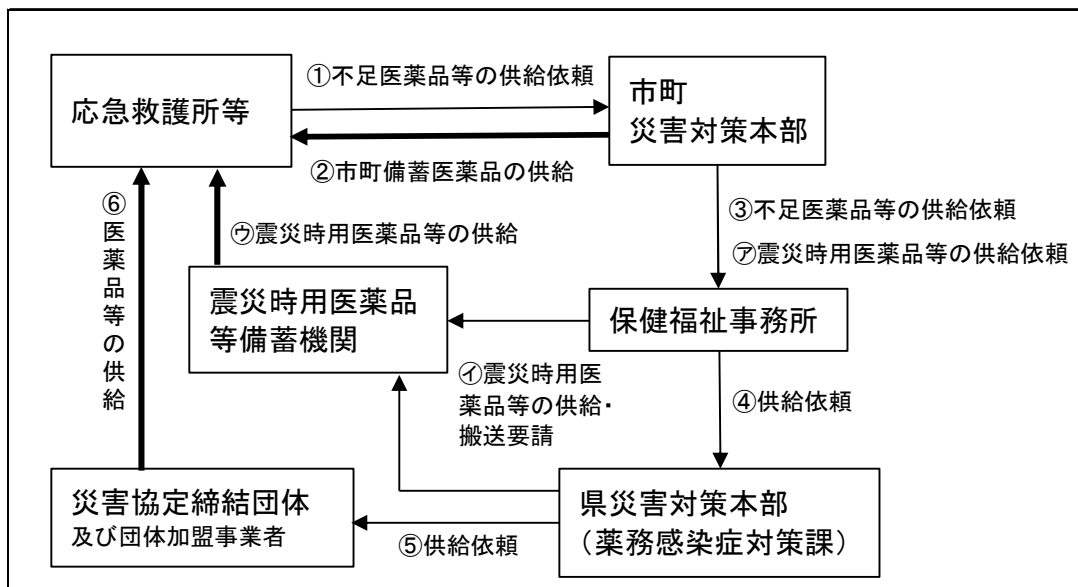


図2 応急救護所等への医薬品等の供給例

- ④ 協定締結団体からの調達でも不足すると予想される場合は、厚生労働省や他の都道府県等に医薬品等の調達を要請する。

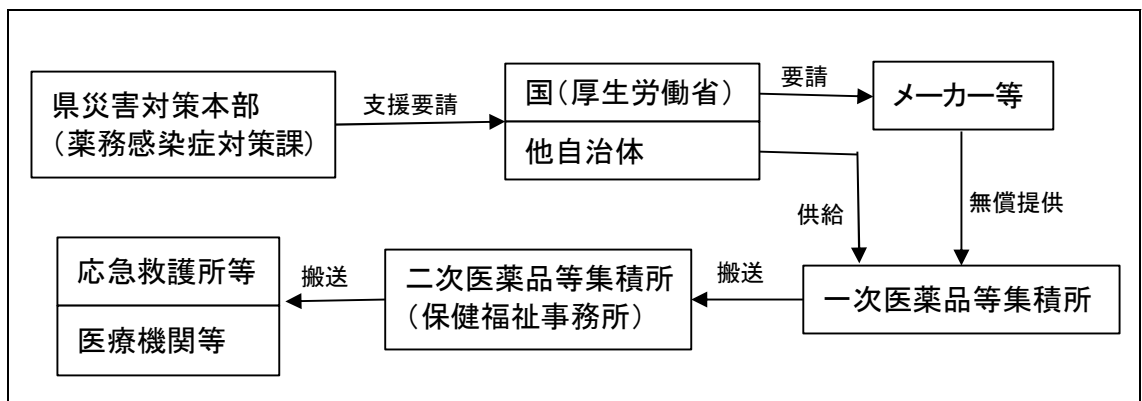


図3 医薬品等供給例（国・他自治体へ支援要請した場合）

5 輸血用血液の確保

(1) 血液の確保体制

- ① 薬務感染症対策課は、災害発生後速やかに血液センターの被災状況及び血液の在庫数量等を把握し、血液が不足するようであれば、他の都道府県等に対して必要な血液の確保について協力を要請する。
- ② 血液センターは、災害時の医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、備蓄血液等を供給する。

また、災害時に必要な血液を確保するため、被害の軽微な地域等に採血車を出動させるとともに、中四国ブロック血液センターに応援を要請する。

(2) 血液の輸送

医療機関への血液の輸送は、原則として血液センターの車両等による。ただし、血液センターによる輸送が困難な場合は、他の手段による輸送を薬務感染症対策課と

調整する。

6 医療ガス・医療機器・一般用医薬品等の確保

(1) 医療ガスの確保体制

- ① 薬務感染症対策課は医療ガス等の調達が必要な場合は、協定に基づき、医療ガス協会に対し、その会員販売業者の所有する医療ガス等の供給について（様式4）により供給を要請する。
- ② 医療ガス協会は①の要請を受けたときは、会員販売業者の所有する医療ガス等を速やかに薬務感染症対策課の指定する場所に供給し、その措置状況を（様式5）により報告する。
- ③ 県内における確保が困難な場合は、四国地域本部又は協会本部の協力を得て、近隣府県に応援を要請する。

(2) 医療機器等の確保体制

- ① 薬務感染症対策課は医療機器等の調達が必要な場合は、協定に基づき、医療機器販売業協会に対し、その会員販売業者の所有する医療機器等の供給を（様式6）により要請する。
- ② 医療機器販売業協会は①の要請を受けたときは、会員販売業者の所有する医療機器等を速やかに薬務感染症対策課の指定する場所に供給し、その措置状況を（様式7）により報告する。

(3) 一般用医薬品等の確保体制

- ① 薬務感染症対策課は、一般用医薬品等の調達が必要な場合は、小売商業組合及び同組合に加盟する組合員に対し、その保有する医薬品等の供給を要請する。
- ② 小売商業組合は、薬務感染症対策課から要請のあった一般用医薬品等について、小売商業組合及びその組合会員の保有する範囲内において供給する。

III 医薬品等集積所の運営・管理

1 医薬品等集積所の設置

薬務感染症対策課は、県災害対策本部、医務国保班（災害医療コーディネーター）、県薬剤師会、保健福祉事務所等と協議を行い、必要に応じ、医薬品等集積所（一次・二次）を設置する。

一次医薬品等集積所は、香川県地域防災計画において定める一次（広域）物資拠点とする。二次医薬品等集積所は、必要に応じ保健福祉事務所等に設置する。

薬務感染症対策課は、医薬品等集積所の設置を決定した場合は、速やかに関係機関に周知する。

2 医薬品等集積所の運営体制

(1) 一次医薬品等集積所

薬務感染症対策課が県薬剤師会の協力を得て運営する。

- 薬務感染症対策課職員 1
- 県薬剤師会 1以上
- 各団体からのボランティア

(2) 二次医薬品等集積所

保健福祉事務所等が地区薬剤師会（又は県薬剤師会）の協力を得て運営する。

- 保健福祉事務所職員(薬剤師) 1
- 保健福祉事務所職員(その他) 1
- 地区薬剤師会（又は県薬剤師会） 1以上
- 各団体からのボランティア

3 医薬品等集積所における業務

(1) 一次医薬品等集積所

- 支援医薬品等の受払管理【受払管理簿の作成】（参考様式1、2）
- 支援医薬品等の保管管理（医療用医薬品・一般用医薬品・医療機器・衛生材料等の大別、医薬品の品名、効薬別分類、使用期限、保存に注意が必要な医薬品（冷所、暗所、防湿等）、取扱いに注意が必要な医薬品（麻薬、向精神薬、毒薬・劇薬等））
- 二次医薬品等集積所からの要請に応じた医薬品等の供給（参考様式3）
- 薬務感染症対策課へ受払状況、不足医薬品等の報告

(2) 二次医薬品等集積所

- 医薬品等の仕分け、保管・管理【受払管理簿の作成】（参考様式1、2）
- 応急救護所等への医薬品等の供給（参考様式3）
- 医療救護班への医薬品等の供給、残薬の回収等
- 被災者への一般用医薬品等の供給

4 搬送手段の確保

- (1) 一次医薬品等集積所から二次医薬品等集積所への医薬品等の搬送は、薬務感染症対策課が確保する車両で、県薬剤師会等の協力を得て行う。
- (2) 二次医薬品等集積所から応急救護所等への医薬品等の搬送は、保健福祉事務所等が確保する車両で、地区薬剤師会（又は県薬剤師会）の協力を得て行う。

5 医薬品等集積所に必要とされる設備等

資料1を参考に平常時より医薬品等集積所の整備を図る。

IV 薬剤師班の確保

1 薬剤師班の派遣

薬務感染症対策課は、医療救護活動において、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の必要が生じた場合は、県薬剤師会に対し、薬剤師班の編成及び派遣を要請する。

2 薬剤師班の業務

薬剤師班は薬務感染症対策課が指定した場所において、次の医療活動を行う。（参考様式4：薬剤師班名簿）

- ① 応急救護所等における調剤、服薬指導及び医師等への医薬品情報提供（参照：資料2（災害用処方箋（例））、資料3（災害用薬袋（例）））
- ② 医薬品等集積所及び応急救護所等における医薬品等の仕分け及び管理

3 薬剤師班の要請の手順

■ 市町

応急救護所等において医療救護活動を行う薬剤師班の派遣を地区薬剤師会との協定に基づき要請する。市町での薬剤師班の確保が困難な場合や不足する場合は、保健福祉事務所に広域的な調整を要請する。

■ 保健福祉事務所

市町から、薬剤師班派遣の要請を受けたとき又は管内に二次医薬品等集積所が設置されたときは、薬務感染症対策課に薬剤師班の派遣を要請する。

■ 薬務感染症対策課

保健福祉事務所から薬剤師班の派遣要請を受けたとき又は医薬品等集積所を設置したときは、県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を要請する。

V 関係者の具体的行動内容

1 薬務感染症対策課

医薬品等の確保及び供給について総合調整を行うとともに、広域的な薬剤師班の派遣など、市町の医療救護活動を支援する。

時期	具体的な内容
平常時の対応	<ul style="list-style-type: none">○関係機関及び関係団体と協議し、広域的な医薬品等の確保・供給体制を整備する。また、情報伝達手段を確保し、情報収集・連絡体制を整備する。○本マニュアルに基づく医薬品等の供給訓練等を実施するほか、関係団体との連携・協力体制の強化を図る。○県薬剤師会と協議し、広域的な薬剤師の派遣体制を整備する。○市町の救護病院、応急救護所、指定避難所等の指定状況を把握する。○医薬品集積所の運営に必要な設備等の整備を図る。○震災時用医薬品等を備蓄・管理するとともに、流通備蓄医薬品等が適切に確保されていることを定期的に確認する。

	○協定締結団体等に対し、緊急通行車両事前届出を推奨する。
発災後の対応	<p>【情報収集・提供】</p> <p>○保健福祉事務所、協定締結団体、血液センター等の被災状況を把握する。</p> <p>○県下の被災状況を把握し、必要な場合は国に報告する。</p> <p>○県内の医療救護施設、避難所等の設置状況及び医療救護活動状況を把握する。</p> <p>○協定締結団体からその団体加盟事業者等が保有する医薬品等の在庫状況や需給状況及び需給見込み等について把握する。</p> <p>【医薬品等の確保・供給】</p> <p>○市町の医薬品・医療資器材等が不足する場合に、要請に基づき震災時用医薬品等の供給について、震災時用医薬品等備蓄機関との調整を行う。</p> <p>○震災時用医薬品等の供給では不足する場合は、医薬品卸業協会へ流通備蓄医薬品等を、その他、要請品目に応じ協定締結団体へ供給を要請する。県内で確保できない場合は、近県又は国に対し要請する。</p> <p>【輸血用血液の確保】</p> <p>○輸血用血液の確保について、血液センターと連絡調整を図る。不足する場合は、血液センターに中四国ブロック血液センターを通じて広域的支援を依頼する。</p> <p>【搬送手段等の確保】</p> <p>○供給元において医薬品等の搬送が困難な場合は、他の手段による搬送を災害対策本部等と調整する。</p> <p>○医薬品卸売業者及び血液センター等が被災により、機能を失った場合、早期に機能を復旧できるよう復旧機関への優先支援要請を行う。</p> <p>【医薬品等集積所の設置・運営】</p> <p>○支援医薬品等の受け入れ、搬送の拠点となる一次医薬品等集積所を設置し、県薬剤師会の協力を得て運営する。また、保健福祉事務所等と協議し、二次医薬品等集積所の設置・運営を保健福祉事務所等に要請する。</p> <p>○一次医薬品等集積所から二次医薬品等集積所への搬送手段を確保する。</p> <p>【薬剤師班の確保】</p> <p>○保健福祉事務所から、広域的な薬剤師班の派遣について要請があった場合又は医薬品等集積所を設置した場合は、県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。県内での確保が困難な場合は、他県・国への支援要請を行う。</p> <p>○県薬剤師会と連携し、県外からの薬剤師班の受入調整を行う。</p>

2 保健福祉事務所

災害地域における関係者間の連絡調整や情報収集・提供の基点となり、薬務感染症対策課との連絡調整を行い、医薬品等の確保と円滑な供給に努める。また、地区薬剤師会との連携により、薬剤師の派遣について調整を行う。

役割	具体的な内容
平常時の対応	<p>○薬務感染症対策課、関係機関及び関係団体と連携し管内における医薬品等の確保・供給体制を整備する。また、情報伝達手段を確保し、情報収集・連絡体制を整備する。</p> <p>○市町における医薬品等の備蓄・確保状況を把握し、地域災害医療対策会議等において、市町の実情にあった医薬品の確保体制について、助言・協力をを行う。</p> <p>○市町の救護病院、応急救護所、指定避難所等の指定状況を把握する。</p> <p>○二次医薬品等集積所の設定を行い、運営に必要な設備等の整備を図る。</p>

	<p>○地区薬剤師会と協議し、薬剤師の派遣体制を整備する。</p> <p>○医療救護施設へ医薬品等を供給するための車両の確保及び緊急車両事前届を行う。</p>
<p>発災後の対応</p>	<p>【情報収集・提供】</p> <p>○管内の医療機関、薬局等の被災状況を把握し、薬務感染症対策課に報告する。</p> <p>○管内の応急救護所、避難所等の設置状況の情報を収集し、薬務感染症対策課に報告する。</p> <p>○医療機関や関係団体からの情報により、医薬品等の需要見込み等について把握するとともに、被災地内外の医薬品等の需給状況等について情報を収集し、薬務感染症対策課に報告する。必要に応じ、医療機関等へ情報提供を行なう。</p> <p>○薬務感染症対策課からの医薬品等の確保・供給に関する情報を管内市町に提供する。</p> <p>【医薬品等の確保・供給】</p> <p>○応急救護所等における医薬品・医療資器材等が不足する場合に、市町からの要請に基づき、管内に備蓄している震災時用医薬品等の供給について、震災時医薬品等備蓄機関に搬送を要請する。不足する場合は、薬務感染症対策課に管外に備蓄の震災時用医薬品等又はその他必要な医薬品等の供給を要請する。</p> <p>○地域災害医療対策会議等において、医薬品等の供給を調整する。</p> <p>○医薬品等の搬送が困難な場合は、薬務感染症対策課に連絡する。</p> <p>【医薬品等集積所の設置・運営】</p> <p>○薬務感染症対策課からの指示により、二次医薬品等集積所を設置し、県薬剤師会の協力を得て運営する。</p> <p>○二次医薬品等集積所から応急救護所等への医薬品等の搬送を行う。</p> <p>【薬剤師の確保】</p> <p>○医療救護活動において、薬剤師が不足する場合は、地域災害医療対策会議において調整を行い、地区薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。</p> <p>○市町から、薬剤師班の派遣要請を受けたとき又は管内に二次医薬品等集積所が設置されたときは、薬務感染症対策課に薬剤師班の派遣を要請する。</p> <p>○地区薬剤師会（又は県薬剤師会）と連携し、支援薬剤師の受入・派遣の調整を行う。</p>

3 市町（市町災害対策本部）

救護病院、応急救護所等における医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要な医薬品等の確保と供給を行う。

役割	具体的な内容
平常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○市町における医薬品等の確保・供給体制を整備する。 ○災害時用医薬品等の備蓄のほか、地区薬剤師会等関係機関と連携し、応急救護所等で使用する医薬品等の確保に努める。 ○救護病院、応急救護所等との情報伝達手段を確保する。 ○応急救護所等における医薬品等の保管・管理設備を整備する。
発災後の対応	<p>【情報収集・提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町内の被災状況を把握し、保健福祉事務所に報告する。 ○応急救護所、避難所等を設置した場合は、保健福祉事務所に報告する。 ○応急救護所等における医薬品等の需要見込み等について把握するとともに、被災地内外の医薬品等の需給状況等について情報を収集し、保健福祉事務所に報告する。 <p>【医薬品等の確保・供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応急救護所等において使用する医薬品等については、市町の災害時用備蓄医薬品等又は地区薬剤師会との協定に基づき確保した医薬品等を使用する。不足する場合は、保健福祉事務所に対し、震災時用医薬品等を供給するよう要請する。さらに不足する場合は、保健福祉事務所に必要な医薬品等の供給を要請する。 <p>【薬剤師の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応急救護所等において、薬剤師が必要な時は、地区薬剤師会との協定に基づき薬剤師班の派遣を要請する。それが困難な場合は、保健福祉事務所に広域的な調整を要請する。

4 協定締結団体（医薬品卸業協会・医療ガス協会・医薬品小売商業組合・医療機器販売業協会）及び団体加盟事業者

医療機関を中心とした医薬品等のニーズに応え、可能な限り安定的かつ迅速な供給に努める。また、県と連携して医療救護に必要な医薬品を応急救護所等へ迅速に供給する。

役割	具体的な実施内容
平常時の対応	<p>【協定締結団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政及び団体加盟事業者（以下「事業者」という。）並びに医療機関等との情報伝達体制を整備する。 ○行政及び医療機関等との協力体制を整備する。 ○上部団体等との協力体制を整備する。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時活動マニュアルを作成し災害時における医療機関等への医薬品等の供給体制を整備する。また、それに基づく訓練等を行う。 ○関係機関との情報伝達体制を整備する。 ○応急救護所等への医薬品等の供給について、県及び市町と搬送方法等について整備する。 ○大規模災害に備えた在庫量の確保に努める。 ○設備の耐震化を図るとともに停電等に備えた対策を講じる。

	○緊急車両の事前登録に努める。
発災後の対応	<p>【協定締結団体】</p> <p>○薬務感染症対策課からの要請により、薬務感染症対策課に連絡員を派遣し、行政、医療機関等及び事業者との情報伝達の調整を行う。</p> <p>○発災後、速やかに事業者の被災状況を把握し、薬務感染症対策課に報告する。被災した事業者がある場合は、県及び他の事業者の協力のもと、早期復旧に努める。</p> <p>○事業者における医薬品等の在庫状況その他参考事項について、随時、薬務感染症対策課に報告する。</p> <p>○薬務感染症対策課から医薬品等の供給要請を受けた場合は、事業者へ供給及び搬送を依頼する。</p> <p>○県内での医薬品等の確保が困難であると判断した場合は、薬務感染症対策課と協議し、上部団体や近県の関係団体へ協力を要請する。</p> <p>【事業者】</p> <p>○発災後、速やかに被災状況を所属団体に報告する。また、定期的に稼働状況及び医薬品等の在庫状況等を報告する。</p> <p>○医療機関等の被災状況等を入手した場合はその状況等を所属団体に報告する。</p> <p>○所属団体から要請があった場合はそれに従い、医薬品等の供給に努める。</p> <p>○被災の状況から判断して、通常の通信手段や搬送の方法では医療需要に対応しきれないと判断した場合には、事業者の連携のもとに、可能な限り医療機関を巡回するなど、必要な医薬品等の需要を把握し供給に努める。</p>

5 県薬剤師会

県との協定に基づき、市町が設置する応急救護所や避難所等において、調剤、服薬指導及び医師等への医薬品情報の提供並びに医薬品等集積所等における医薬品等の仕分け及び管理などの医療救護活動を行う。

役割	具体的な内容
平常時の対応	<p>○災害時活動マニュアルを作成し、会員薬局等へ周知する。</p> <p>○行政及び地区薬剤師会、会員薬局等との情報伝達体制を整備し、通信手段を確保する。</p> <p>○災害時に救護の拠点となる医療機関の処方せんを応需する薬局の整備を図る。</p> <p>○災害に備え、薬剤師で編成される救護班（以下「薬剤師班」という。）を整備する。また、薬務感染症対策課と協議し、支援薬剤師の受入れ体制を整備する。</p> <p>○お薬手帳の普及啓発を図る。</p>
発災後の対応	<p>○薬務感染症対策課に対し会員薬局等の被災状況を報告する。</p> <p>○薬務感染症対策課からの要請により薬剤師班を派遣する。</p> <p>○薬務感染症対策課と協議し、薬剤師班の被災地への派遣調整、支援薬剤師の受入れを行う。</p>

6 県震災時用医薬品等備蓄機関

「香川県震災時用医薬品等備蓄管理要領」に基づき、震災時用医薬品等を保管・管理し、発災時には、震災時用医薬品等を搬送する。

役 割	具体的な実施内容
平常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○震災時用医薬品等の保管・管理を行う。 ○薬務感染症対策課との連絡手段を確保する。 ○災害時に震災時用医薬品等を搬送する車両の確保を行う。
発災後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○薬務感染症対策課又は保健福祉事務所からの要請に基づき、震災時用医薬品等を指定された応急救護所等へ搬送する。 ○情報伝達体制が寸断された場合は、備蓄機関の判断により、震災時用医薬品等を供給することができる。

VI 費用弁済等

1 費用負担

(1) 医薬品等

協定に基づき薬務感染症対策課が要請し引き取った医薬品等は、県が支弁する。

(2) 薬剤師等の人材派遣

医療救護活動を実施した場合に要する費用は、協定に基づき支弁する。

2 災害救助法による支弁等

(1) 災害救助関係経費は、災害救助法の定めるところにより、県が支弁する。市町が繰替え支弁した場合は、県に請求する。

(2) 災害救助法の費用請求に当たっては、医療救護活動内容の記録の保存が重要となる。平常時に可能な限り記録様式を定め、使用の際は、ファクシミリ等を使用し相互に保存する。

(3) 薬剤師会との協力協定に基づき、県・市町が要請し、薬剤師班の医療救護活動に要した費用については、県薬剤師会が取りまとめ県に請求を行う。

9-6 県震災時用備蓄医薬品等リスト（1単位あたり）

（50単位を医療機関等に分散備蓄している。）

1 医薬品

令和4年4月1日現在

区分	薬効分類	薬品名（主効別）	容量等	数量
外用剤	殺菌消毒薬	ベンザルコニウム塩化物液	500ml	1本
		消毒用エタノール	500ml	1本
		ポビドンヨード（消毒剤）	250ml	1本
	含嗽薬	ポビドンヨード（含嗽剤）	250ml	1本
	火傷塗布薬	亜鉛華軟膏	500g	1本
	皮膚塗布薬	ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩軟膏	5g	10本
	貼付薬	インドメタシン貼付剤	70mg7枚	10袋
		フラジオマイシン硫酸塩貼付剤	10.8mg	10枚
		ゼラチンスポンジ	2.5×5cm	3枚
	呼吸器官用薬	プロカテロール塩酸塩水和物吸入剤	5ml	10本
ソロブテロール貼付剤		1mg	70枚	
注射液	局所麻酔剤	リドカイン塩酸塩水和物注射液	10ml	10A
	循環器官用薬	アドレナリン注射液	1ml	10筒
	鎮痙剤	アトロピン硫酸塩水和物注射液	1ml	10A
	輸液	乳酸リンゲル液	250ml	2本
		ブドウ糖液	100ml	2本
生理食塩液		20ml	10A	
内服薬	抗生物質	セフカペンピボキシル塩酸塩錠	100mg	100T
		クラリスロマイシン錠	200mg	100T
		レボフロキサシン水和物錠	500mg	20T
	解熱鎮痛消炎剤	ロキソプロフェンナトリウム水和物錠	60mg	100T
	血圧降下剤	アムロジピンベシル塩酸塩（口腔内崩壊錠）	5mg	100T
	心疾患用薬	ニトログリセリン（舌下錠）	0.3mg	100T
	呼吸器官用薬	チペピジンヒペンズ酸塩	20mg	100P
	消化器用薬	ブチルスコポラミン臭化物錠	10mg	100T
		センノシド錠	12mg	100T
		抗アレルギー薬	オロパタジン塩酸塩（口腔内崩壊錠）	2.5mg
精神安定薬	ジアゼパム錠	2mg	100T	

2 医療資器材

区分	品名	規格	数量
医療救護用資器材	小外科セツト	ピンセット	2
		喉頭鏡	1
		携帯用血圧計	1
		聴診器	1
		外科剪刀(直型)	2
		外科剪刀(反型)	1
		メス	20
		止血鉗子	2
		持針器	1
		縫合針(縫合糸付)	12
		ロール型万能副子	2
		気管内チューブ	3
		開口器	1
		舌鉗子	1
		舌圧子	1
		鼻鏡	1
		鼻用エアウェイ	2
		ペンライト	1
		体温計	1

区分	品名	規格	数量	
医療救護用資器材	手術用手袋	手術用手袋	20双	
		注射器	注射器 (針付きタイプ)	2.5ml
	5ml		20	
	20ml		10	
	輸液セット	止血帯		2
		輸液セット		2
衛生材料	ガーゼ	滅菌ガーゼ大/小	24/30	
		三角巾	6	
	脱脂綿	皮膚清浄綿	60包	
		カット綿	100g	
	包帯	包帯 46mm×9m、56mm×9m	各1	
		包帯止	100	
	絆創膏	絆創膏 25mm×5m	1	
		救急絆	200	
		油紙	10	
		紙絆 9mm×10m	10	

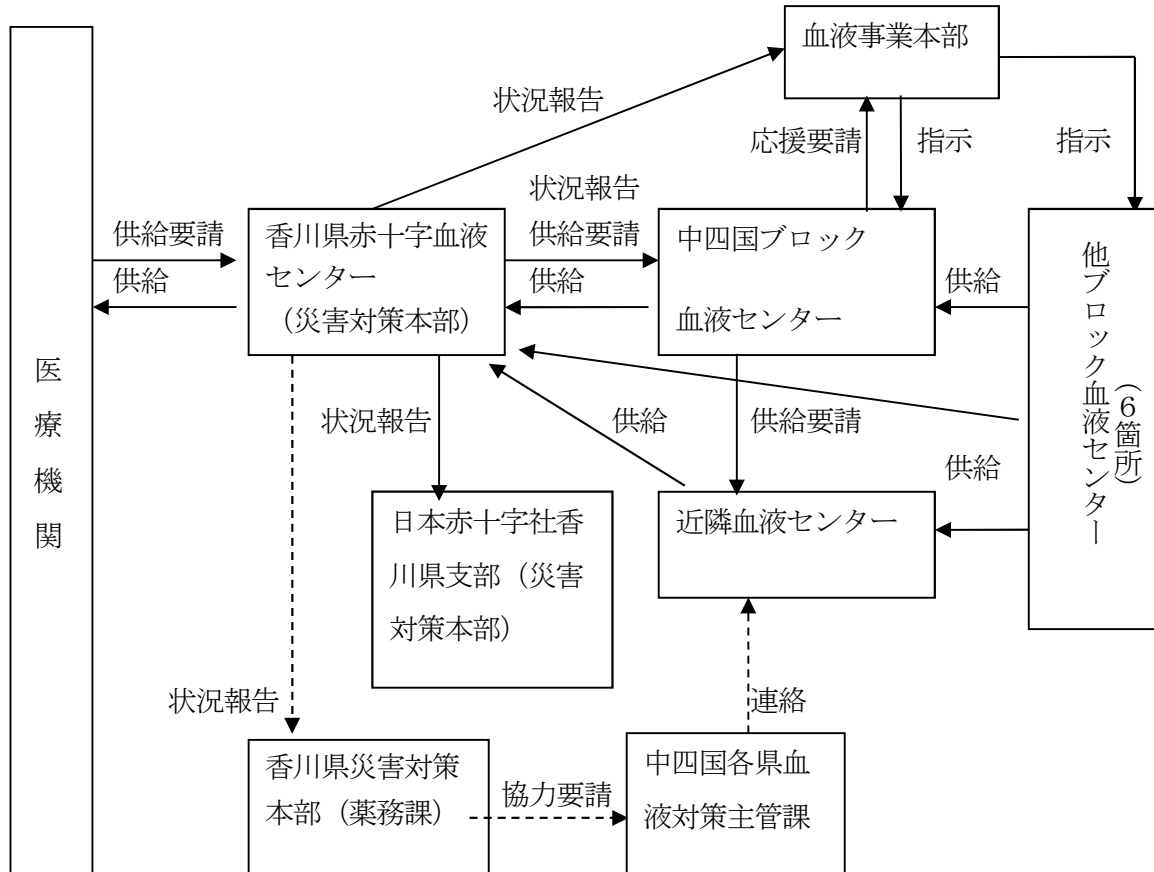
9-7 (香川県医薬品卸業協会) 災害時用流通備蓄医薬品等リスト

令和4年4月1日現在

区分	薬効分類	薬品名(主効別)	容量等	数量
外用剤	殺菌消毒薬	ベンザルコニウム塩化物液	500ml	20 本
		消毒用エタノール	500ml	20 本
		ポビドンヨード(消毒剤)	250ml	20 本
	含嗽薬	ポビドンヨード(含嗽剤)	250ml	20 本
	火傷塗布薬	亜鉛華軟膏	500 g	10 本
	皮膚塗布薬	ベタメタリン吉草酸エステル・ゲンソマイシン硫酸塩軟膏	5 g	200 本
	貼付薬	インドメタシン貼付剤	70mg7枚	200 袋
		フラジオマイシン硫酸塩貼付剤	10.8mg	20 袋
		ゼラチンスポンジ	2.5×5cm×3枚	10 袋
	呼吸器官用薬	プロカテロール塩酸塩水和物吸入剤	5ml	100 本
ツロブテロール貼付剤		1mg	1,000 枚	
注射液	局所麻酔剤	リドカイン塩酸塩水和物注射剤	10ml	200 A
	循環器官用薬	アドレナリン注射液	1ml	200 筒
	鎮痙剤	アトロピン硫酸塩水和物注射剤	1ml	200 A
	輸液	乳酸リンゲル液	250ml	40 本
		ブドウ糖液	100ml	40 本
		生理食塩液	20ml	200 A
内服薬	抗生物質	セフカペンピボキシル塩酸塩錠	100mg	2,000 T
		クラリスロマイシン錠	200mg	2,000 T
		レボフロキサシン水和物錠	500mg	800 T
	解熱鎮痛消炎剤	ロキソプロフェンナトリウム水和物錠	60mg	2,000 T
		アセトアミノフェン錠	200mg	2,000 T
	糖尿病治療薬	ボグリボース(口腔内崩壊錠)	0.2mg	6,400 T
		ミチグリニドカルシウム水和物錠	10mg	6,400 T
		グリメピリド錠	1mg	6,400 T
	血圧降下剤	アムロジピンベシル酸塩(口腔内崩壊錠)	5mg	2,000 T
		ニフェジピン錠	20mg	6,400 T
		カンデサルタンシレキセチル錠	4mg	6,400 T
		フロセミド錠	20mg	6,400 T
	心疾患用薬	ニトログリセリン(舌下錠)	0.3mg	2,000 T
		アテノロール錠	50mg	6,400 T
		アスピリン錠	100mg	6,400 T
		ワルファリンカリウム錠	1mg	6,400 T
	呼吸器官用薬	チペピジンヒベンズ酸塩錠	20mg	2,000 T
	気管支拡張剤	テオフィリン徐放性製剤	100mg	2,000 T
	ステロイド剤	プレドニゾロン錠	5mg	2,000 T
	感冒薬	非ピリン系感冒剤顆粒	1g	6,400 SP
	消化器用薬	ランソプラゾール(口腔内崩壊錠)	15mg	6,400 T
		ブチルスコポラミン臭化物錠	10mg	2,000 T
		ロペラミド塩酸塩カプセル	1mg	2,000 cp
		耐性乳酸菌錠	—	6,400 T
		センノシド錠	12mg	2,000 T
	抗アレルギー薬	オロパタジン塩酸塩(口腔内崩壊錠)	5mg	2,000 T
	精神安定薬	エチゾラム錠	0.5mg	6,400 T
ジアゼパム錠		2mg	2,000 T	
抗てんかん薬	バルプロ酸ナトリウム	200mg	1,000 T	
その他	点眼剤	非ステロイド性抗炎症点眼剤	5ml	400 本
	トキシイド	破傷風トキシイド	0.5ml	20 本

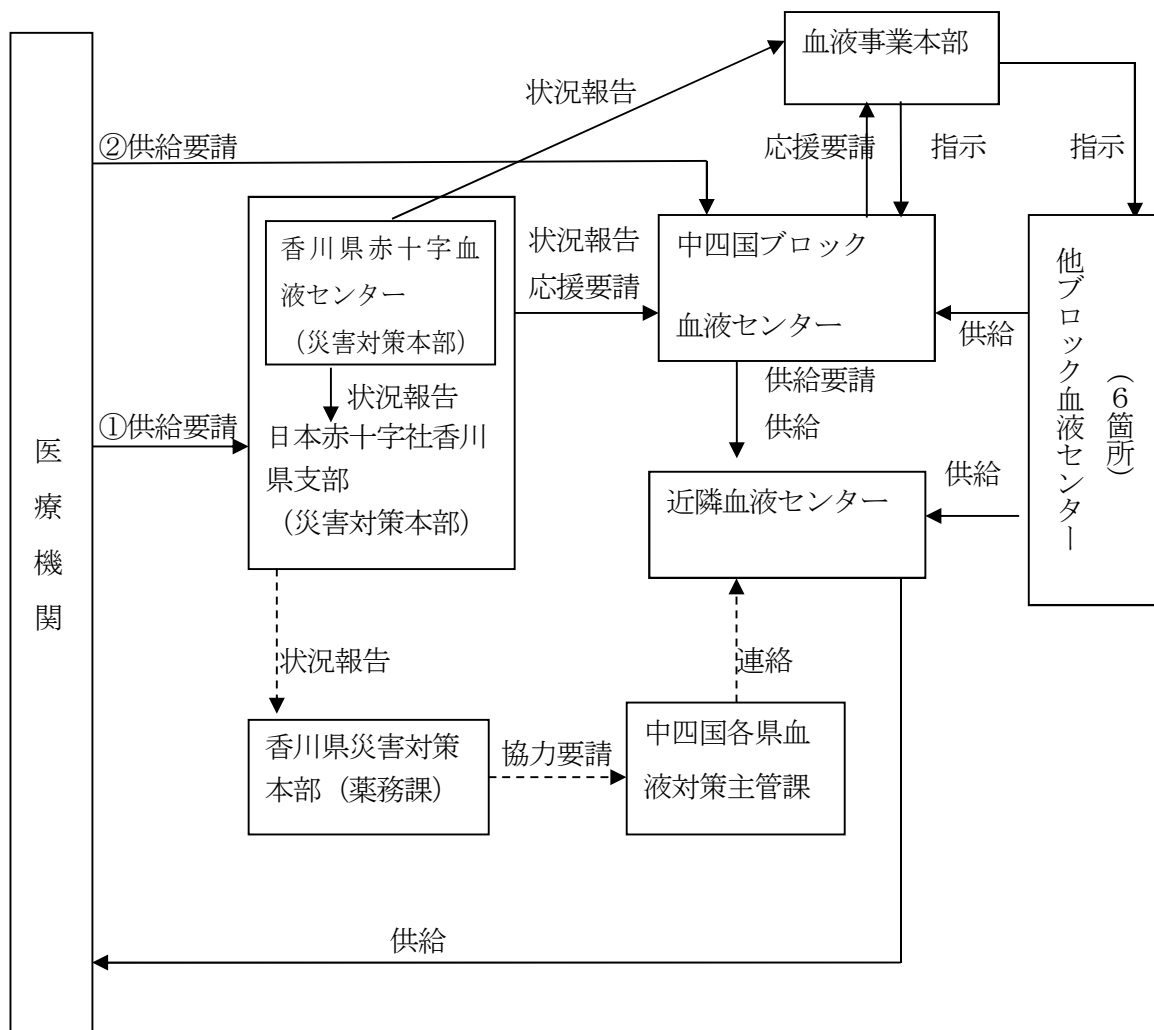
9-8 災害時の血液の確保系統図

1. 香川県赤十字血液センターが機能する場合



- ・ 香川県赤十字血液センターに災害対策本部を設置する。
- ・ 香川県赤十字血液センターにあつては、通信班員及び輸送班員を選定する。
- ・ 原則として、自己の保有する車両により医療機関に血液を輸送する。
- ・ 災害対策本部長（所長）は、血液事業本部、日本赤十字社香川県支部、中四国ブロック血液センター及び香川県災害対策本部に状況報告をする。
- ・ 香川県災害対策本部は、香川県赤十字血液センターからの状況報告により緊急輸送が可能な方法及び手段を確保する。
- ・ 香川県災害対策本部は、広域的な需給調整を行う際など、香川県赤十字血液センターの取組を支援する。
- ・ 医療機関との通信手段が途絶した場合は、巡回供給により対応する。

2. 香川県赤十字血液センターが機能しない場合



- ・日本赤十字社香川県支部内に、香川県赤十字血液センター災害対策本部を設置する。
- ・災害対策本部長（所長）は、血液事業本部、日本赤十字社香川県支部、中四国ブロック血液センター及び香川県災害対策本部に状況報告をする。
- ・医療機関は香川県赤十字血液センター（日本赤十字社香川県支部）、中四国ブロック血液センターの順に供給要請する。
- ・血液事業本部の指示又は中四国ブロック血液センターの供給要請により、近隣血液センターから供給を行う。
- ・血液事業本部及び中四国ブロック血液センターにあつては、通信班員及び輸送班員を選定する。
- ・原則として、近隣血液センターの保有する車両により医療機関に血液を輸送する。
- ・香川県災害対策本部は、日本赤十字社香川県支部からの状況報告により緊急輸送が可能な方法及び手段を確保する。
- ・香川県災害対策本部は、広域的な需給調整を行う際など、香川県赤十字血液センターの取組を支援する。
- ・医療機関との通信手段が途絶した場合は、巡回供給により対応する。

9-9 在宅医療用資機材の取扱業者及び品目一覧

1 在宅医療用資機材の取扱業者一覧表

(1) 医薬品

- ・ 香川県医薬品卸業協会 (事務局所在地) 高松市亀岡町 9-20
(電話番号) 087-831-0508

(2) 医療機器類

- ・ 香川県医療機器販売業協会 (事務局所在地) 高松市香川町川東下 277-1
四国医療器(株)香川営業所内
(電話番号) 087-879-0055

(3) 医療用酸素

- ・ 一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部
(事務局所在地) 高松市天神前 10-12
(電話番号) 087-813-4901

2 在宅医療用資機材一覧表

(1) 在宅悪性腫瘍患者

- ・ 自己注射用ディスプレイダブル注射器
- ・ インターフェロンアルファ製剤
- ・ ブプレノルフィン製剤
- ・ ブトルファノール製剤
- ・ 塩酸モルヒネ
- ・ 抗悪性腫瘍剤
- ・ 生理食塩水

- ・ グルカゴン製剤
- ・ ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体
- ・ 性腺刺激ホルモン放出ホルモン誘導体

(2) 在宅酸素療法

- ・ 間歇陽圧吸入器
- ・ 携帯型液化酸素装置
- ・ 携帯用酸素ボンベ
- ・ 酸素テント
- ・ 酸素濃縮装置
- ・ 設置型液化酸素装置
- ・ 酸素発生器

- ・ ソマトスタチンアナログ
- ・ ヒト成長ホルモン剤
- ・ 性腺刺激ホルモン製剤
- ・ 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
- ・ 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
- ・ ヒトソマトメジンC製剤
- ・ インターフェロンベータ製剤
- ・ インターフェロンアルファ製剤
- ・ エタネルセプト製剤
- ・ 自己注射用自動注入ポンプ
- ・ 自己注射用針無圧力注射器

(3) 在宅自己注射

- ・ インシュリン製剤
- ・ 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
- ・ 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤

(4) 在宅自己導尿

- ・ 留置カテーテル

(5) 在宅自己腹膜灌流

- ・ 自動腹膜灌流装置
- ・ 自己連続携行式腹膜灌流装置

- ・ 自己連続携行式腹膜灌流液
- (6) 在宅成分栄養経管栄養法
- ・ 栄養管セット
 - ・ 注入ポンプ
- (7) 在宅中心静脈栄養法
- ・ 在宅中心静脈栄養法用注射器
 - ・ 在宅中心静脈栄養法用注入ポンプ
 - ・ 在宅中心静脈栄養法用輸液
 - ・ 在宅中心静脈栄養法用輸液セット
 - ・ 在宅中心静脈栄養法用輸液バック
 - ・ 在宅中心静脈栄養法用輸液用器具
 - ・ 在宅中心静脈栄養法用輸液ライン
- (8) 在宅寝たきり患者
- ・ 処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル
 - ・ 処置用気管内ディスポーザブルカテーテル
 - ・ 処置用膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル
- (9) 在宅血液透析
- ・ 個人用透析装置
 - ・ 個人用水処理装置
 - ・ ダイアライザー
 - ・ 血液回路
 - ・ 人工腎臓用透析液
 - ・ 血液凝固阻止剤
- (10) 在宅人工呼吸
- ・ 人工呼吸器
 - ・ 呼吸回路
 - ・ 加温加湿器
 - ・ 吸引器
 - ・ 吸引カテーテル
- (11) 在宅持続陽圧呼吸
- ・ 経鼻的持続陽圧呼吸器(CPAP 装置)
 - ・ マスク
 - ・ 呼吸回路
 - ・ 加湿器
 - ・ エアフィルター
 - ・ 携帯用酸素ボンベ
- (12) 在宅気管切開患者
- ・ 気管切開チューブ
 - ・ 人工鼻
 - ・ 吸引器
 - ・ 吸引カテーテル
- (13) 在宅肺高血圧患者
- ・ プロスタグランジン 12 製剤
 - ・ 携帯用精密輸液ポンプ
- (14) 在宅自己疼痛管理

10-1 防疫活動組織計画

被災地における防疫計画を推進するため、次のとおり防疫活動組織計画を定める。

1 県における防疫活動組織計画

(1) 防疫対策本部の設置

必要に応じて、県庁内に防疫対策本部を置き、被災地における防疫体制の確立を図るため、防疫対策本部を企画推進する。別表1に掲げる事務を掌理する。

(2) 現地防疫対策本部の設置

ア 必要に応じて、例1を参考として、保健所に現地対策本部を設置する。

イ 避難場所を重点として、保健所等の医師、保健師などで班編成を行う。

ウ 市町、地区衛生組織等の協力を得て情報の的確な把握に努める。

エ 必要に応じて健康診断を実施する。

(3) 一類二類感染症患者に対する処置

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条の規定に基づき、感染症指定医療機関に患者を入院させる。交通途絶などやむを得ない理由により感染症指定医療機関への入院ができないときは、知事が適当と認める医療機関に入院させるものとする。

(4) 市町に対する指導及び指示等

職員の派遣等実情に即した指導をするとともに、感染症予防上必要な場合の指示等は、災害の規模態様に応じて、その範囲や期間を定めて速やかに行う。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒の指示

イ ねずみ族昆虫等の駆除に関する指示

ウ 物件に係る措置の指示

エ 生活の用に供される水の供給の指示

オ 臨時の予防接種の指示

2 市町における防疫活動組織計画

(1) 防疫組織

必要に応じて、県の防疫活動組織に準じて、例2を参考として防疫対策本部またはこれに準じた防疫組織を設置する。

(2) 予防教育及び広報活動

パンフレット等により、あるいは衛生組織、報道機関を活用して広報活動を強化する。その場合、社会不安の防止に努める。

(3) 清潔方法

ア 管内における道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に実施する。

イ 清潔方法のうち、特にゴミの処理、し尿処理については不衛生にならないよう特に留意する。

(4) 消毒方法

ア 防疫用薬剤及び資機材を確保し、定められた消毒薬の使用方法に従い消毒を実施する。

イ 薬剤の所要量を算出し、不足しないよう適宜の場所に配置する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

ア 必要に応じて、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ 薬剤及び噴霧器その他の物件が不足しないよう適宜の場所に配置する。

(6) 生活の用に供される水の供給

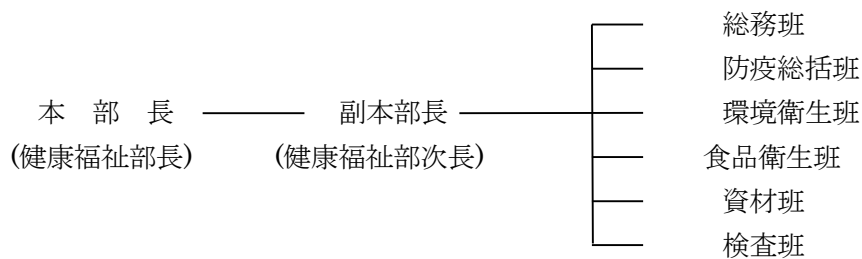
ア 生活用水の供給方法は、現地の実情に応じ適宜な方法により行う。この際、特に配水容器の衛生に留意する。

イ 生活用水の使用停止に至らない程度であっても、水の衛生的処理について指導を徹底する。

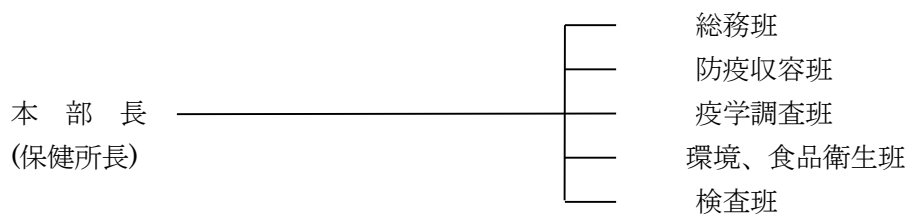
(7) 避難所の防疫指導等

避難所は、感染症発生の原因になることが多いので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 35 条の規定による職員の指導のもと、市町において防疫活動を実施する。この際施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成するよう指導し、その協力を得て、感染症予防の徹底を図る。

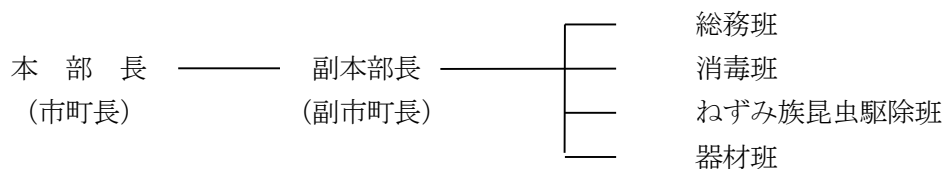
香川県防疫対策本部組織



(例 1 現地防疫対策本部組織(保健所))



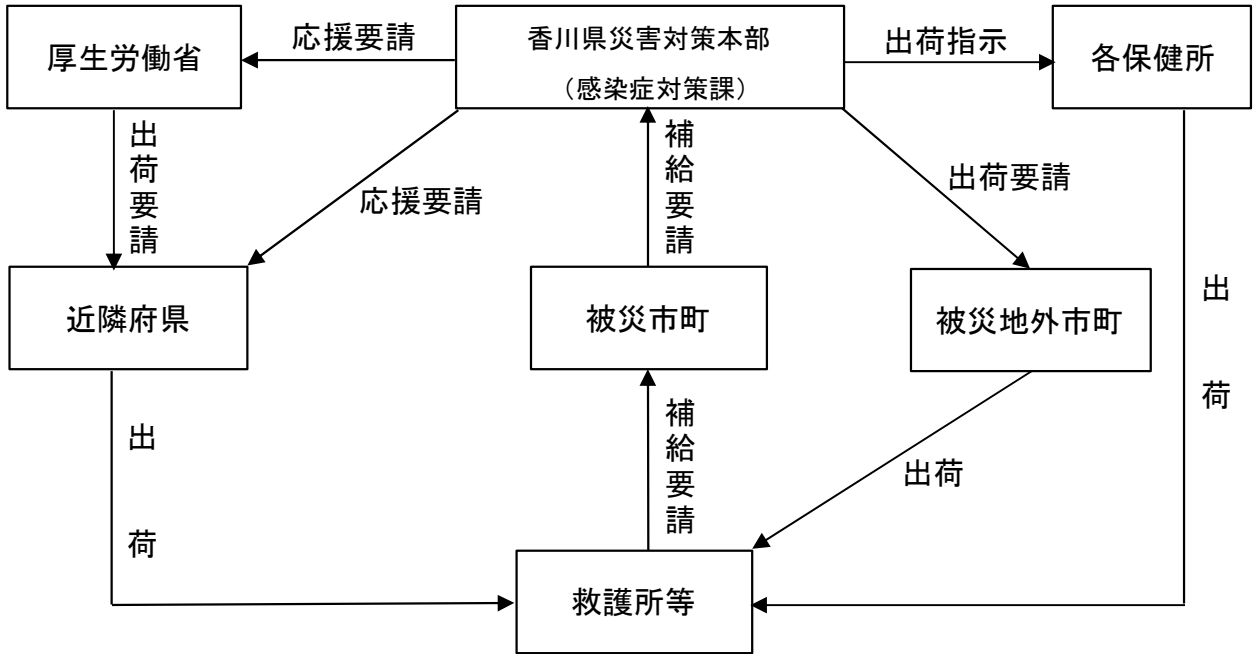
(例 2 市町防疫対策本部組織)



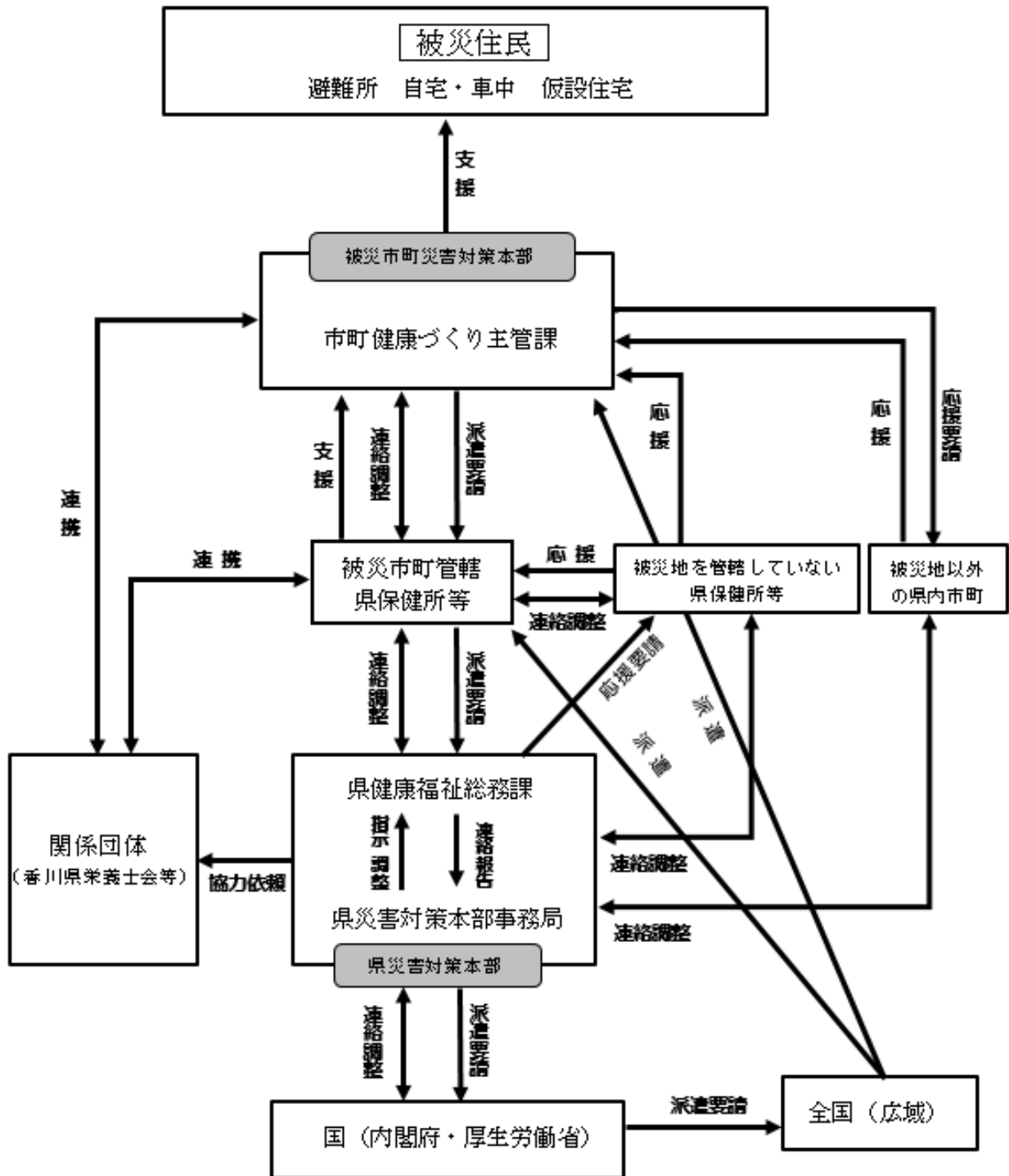
別表 1

班	分 掌 事 務
総 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部内の連絡調整 2 保健所間の応援体制、要員の確保 3 報道機関への広報 4 関係行政機関及び団体との連絡調整 5 防疫対策に要する予算措置
防 疫 総 括 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の措置及び解散 2 厚生労働省、検疫所、関係都道府県、環境保健研究センター、保健所、県医師会等との情報連絡 3 入院施設の確保と入院措置の指導 4 疫学調査 5 消毒方法、清潔方法の指導 6 衛生教育に関すること 7 その他防疫業務の総括に関すること
環 境 衛 生 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境汚染調査の指導 2 ねずみ族、昆虫等の駆除の指導 3 下水系の汚染防止の指導 4 飲料水その他家庭用水の安全確保の指導 5 不良水道施設等の改善措置 6 その他、環境衛生に関すること
食 品 衛 生 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品汚染調査と流通経路の調査 2 汚染食品の処分等の指導 3 食品及び食品施設の監視指導の強化 4 その他、食品衛生に関すること
資 材 班	防疫用薬剤及び資機材等の確保（調達、斡旋、輸送）
検 査 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 病原微生物の検索 2 国立感染症研究所及び現地対策本部検査班との連絡調整

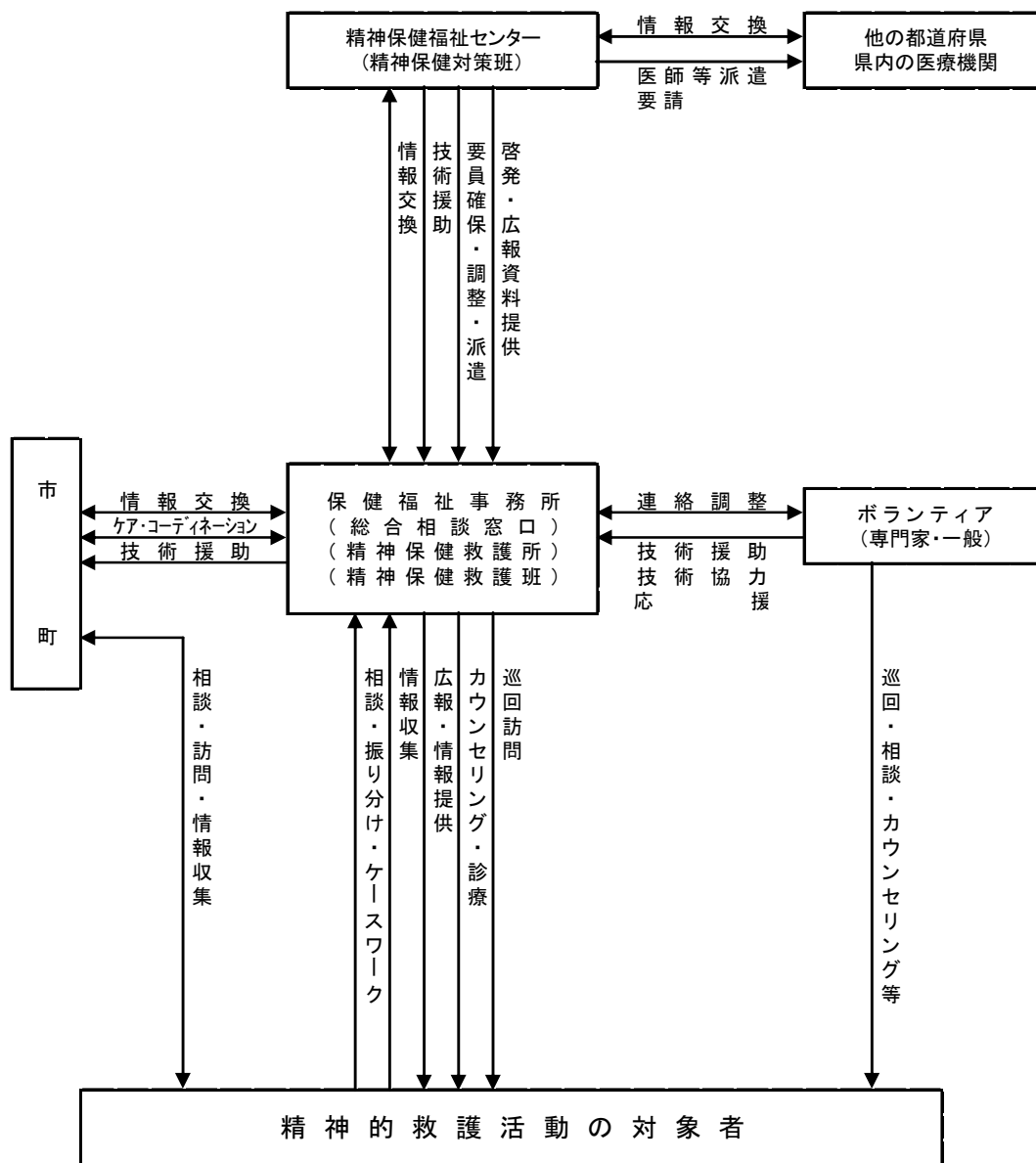
10-2 防疫用薬剤及び資機材の確保系統図



10-3 栄養相談・指導活動体系図



10-4 精神保健活動体系図



10-5 精神科医療機関

【精神科病院】

(令和5年4月1日現在)

医療機関名	所在地		電話番号
	郵便番号	住所	
一般財団法人大西精神衛生研究所附属 大西病院	761-8056	高松市上天神町336番地	087-865-3330
医療法人社団以和貴会 いわき病院	761-1402	高松市香南町由佐113-1	087-879-3533
医療法人社団玉藻会 馬場病院	761-8031	高松市郷東町580	087-881-4375
医療法人社団光風会 三光病院	761-0123	高松市牟礼町原883番地1	087-845-3301
医療法人社団三愛会 三船病院	763-0073	丸亀市杵原町366	0877-23-2341
医療法人社団中和会 西紋病院	763-0052	丸亀市津森町595番地	0877-22-5205
香川県立丸亀病院	763-8518	丸亀市土器町東九丁目291番地	0877-22-2131
医療法人社団五色会 こころの医療センター 五色台	762-0023	坂出市加茂町963番地	0877-48-2700
医療法人社団赤心会 赤沢病院	762-0024	坂出市府中町325番地	0877-48-3200
社会医療法人財団大樹会 総合病院 回生病院	762-0007	坂出市室町三丁目5番28号	0877-46-1011
独立行政法人国立病院機構 四国こどもととなの医療センター	765-8507	善通寺市仙遊町二丁目1番1号	0877-62-1000
医療法人清和会 清水病院	768-0040	観音寺市杵田町甲1425番地1	0875-25-3749
三豊市立西香川病院	767-0003	三豊市高瀬比地中2986番地3	0875-72-5121
三豊市立みもと市民病院	769-1101	三豊市院間町院間6784番地206	0875-83-3001
医療法人社団和風会 橋本病院	768-0103	三豊市山本町財田西902番地1	0875-63-3311
医療法人社団宝樹会 小豆島病院	761-4301	小豆郡小豆島町池田2519番地4	0879-75-0570
香川大学医学部附属病院	761-0793	木田郡三木町池戸1750番地1	087-898-5111
医療法人社団三和会 しおかぜ病院	764-0021	仲多度郡多度津町堀江四丁目3番19号	0877-33-2545

【精神科及び心療内科を標榜する病院】

医療機関名	所在地		電話番号
	郵便番号	住所	
医療法人財団博仁会 キナシ大林病院	761-8024	高松市鬼無町藤井435番地1	087-881-3631
医療法人社団雙和会 クワヤ病院	760-0047	高松市塩屋町1-4	087-851-5208
高松赤十字病院	760-0017	高松市番町四丁目1-3	087-831-7101
高松市立みんなの病院	761-8538	高松市仏生山町甲847番地1	087-813-7171
独立行政法人労働者健康安全機構 香川労災病院	763-8502	丸亀市城東町三丁目3番1号	0877-23-3111
医療法人仁寿会 吉田病院	763-0007	丸亀市宗古町5番地	0877-22-8101
医療法人フルスカイ 松井病院	768-0013	観音寺市村黒町739番地	0875-23-2111
さぬき市民病院	769-2393	さぬき市寒川町石田東甲387番地1	0879-43-2521
医療法人社団清仁会 宇多津病院	769-0205	綾歌郡宇多津町浜五番丁66-1	0877-56-7777
医療法人圭良会 永生病院	769-0311	仲多度郡まんのう町買田221-3	0877-73-3300

【精神科及び心療内科を標榜する診療所】

医療機関名	所在地		電話番号
	郵便番号	住所	
むらかわクリニック	760-0065	高松市朝日町二丁目2番7号 Lビルディング2階	087-823-2525
メディカルカウンセリングルーム たなかクリニック	760-0017	高松市番町3-3-17 プレシヤス番町ビル4F	087-812-5556
心のケアクリニック	760-0014	高松市昭和町2丁目16-7	087-861-7100
みのクリニック	760-0052	高松市瓦町二丁目7-16 ソレイユ第3ビル4階	087-863-1155
えないメンタルクリニック	760-0076	高松市観光町649-8	087-813-1613
医療法人社団なつめ会 美術館診療所	761-8013	高松市香西東町433-1	087-881-2776
医療法人社団 しげなり内科医院	761-1405	高松市香南町池内517番地15	087-879-0366
ゆりのき診療室	769-0102	高松市国分寺町国分2090-1	087-874-2217
端岡厚生クリニック	769-0101	高松市国分寺町新居469-6	087-874-0003
医療法人社団五色会 五色台クリニック	760-0023	高松市寿町一丁目4-3	087-822-2311
屋島みちクリニック	761-0104	高松市高松町2552-2	087-844-3933
あんどう発達クリニック	761-8075	高松市多肥下町517番地10	087-867-0234
竜雲メンタルクリニック	761-8075	高松市多肥下町宇二反地466	087-840-0735
全人クリニック	761-8058	高松市勅使町62-4	087-867-1717
医療法人社団耕仁会 やまぐちクリニック	760-0018	高松市天神前5番6号 高松メディカルモール5階	087-832-5611
医療法人社団隆朗会 やまもと医院	760-0062	高松市塩上町一丁目4番10	087-837-0707
磯島クリニック	760-0054	高松市常盤町2-3-6	087-862-5177
鷺岡クリニック	760-0056	高松市中新町11番12号 三幸ビル2階	087-833-2631
大饗内科消化器科医院	761-8081	高松市成合町728-7	087-885-1233
よしまつクリニック	760-0021	高松市西の丸町2-17 宮脇書店ビル2階	087-811-7333
ほそかわクリニック	760-0017	高松市番町1丁目2-19 安西ビル2階	087-811-3252
ゆいメンタルクリニック	761-8071	高松市伏石町2150番地5	087-897-7277
仏生山駅前診療所	761-8078	高松市仏生山町甲271-10	087-802-2086
古新町こころの診療所	760-0025	高松市古新町10-3 砂屋ビル6階	087-802-2205
西春日小児科医院	761-8052	高松市松並町559-3	087-867-7070
さんあいクリニック	760-0079	高松市松縄町1005番地3	087-816-3192
医療法人社団 心とからだのクリニック 阿部内科クリニック	760-0071	高松市轟塚町1-4-11	087-837-3131
一般社団法人サンテ・ペアーレ サンテ・ペアーレクリニック	763-0034	丸亀市大手町3-3-21	0877-23-8700
丸亀メンタルクリニックソフィア	763-0023	丸亀市本町105-1 丸亀フロントビル4階	0877-58-0123
つばさクリニック	762-0025	坂出市川津町2495-1	0877-45-8886
こころメンタルクリニック	769-2101	さぬき市志度1900番地7 牟礼ビル2階南	087-894-0011
図子メンタルクリニック	769-2101	さぬき市志度2383番地1	087-870-2355
医療法人社団海星 みなと診療所	761-4131	小豆郡土庄町伊喜末81番地32	0879-61-1071
森岡メンタルクリニック	761-0612	木田郡三木町水上403-5	087-891-9877
松浦こどもメンタルクリニック	769-0206	綾歌郡宇多津町浜六番丁78番地12	0877-56-7358
やましろクリニック	769-0209	綾歌郡宇多津町浜九番丁142番地6	0877-41-1028
医療法人社団有隣会 溝瀧クリニック	761-2305	綾歌郡綾川町滝宮555番地1	087-876-0056
医療法人社団相愛会 川口医院	766-0017	仲多度郡まんのう町炭所西1528番地1	0877-79-0711

10-6 災害拠点精神科病院の指定

災害拠点精神科病院の指定について

このことについて、次のとおり香川県災害拠点精神科病院指定要綱に基づき災害拠点精神科病院に指定したので、お知らせします。

記

指定年月日：令和3年3月1日

病院名	所在地	開設者名
香川県立丸亀病院	丸亀市土器町東九丁目 291 番地	香川県 香川県知事 浜田恵造
こころの医療センター五色台	坂出市加茂町 963 番地	医療法人社団五色会 理事長 佐藤 仁

10-7 香川県災害廃棄物処理計画

※以下に「香川県災害破棄物処理計画」の概要版を掲載。

計画本編については、インターネットで以下のアドレスをご確認ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/haikibutsu/keikaku/wa49oh160330180439.html>

1 基本的事項

■計画策定の趣旨

本計画は、今後発生する可能性がある南海トラフ地震等の災害から早期に復旧・復興を進めるため、あらかじめ災害廃棄物処理に関する基本的な考え方と方策を示すものであり、市町の災害廃棄物処理計画の作成にも資することを目的として策定した。

■本計画の位置づけ

香川県災害廃棄物処理計画は、東日本大震災等から得られた最新の知見や環境省の「災害廃棄物対策指針（H26.3）」を踏まえ、「香川県地域防災計画」を補完し、具体化した形で作成した（図-1 参照）。

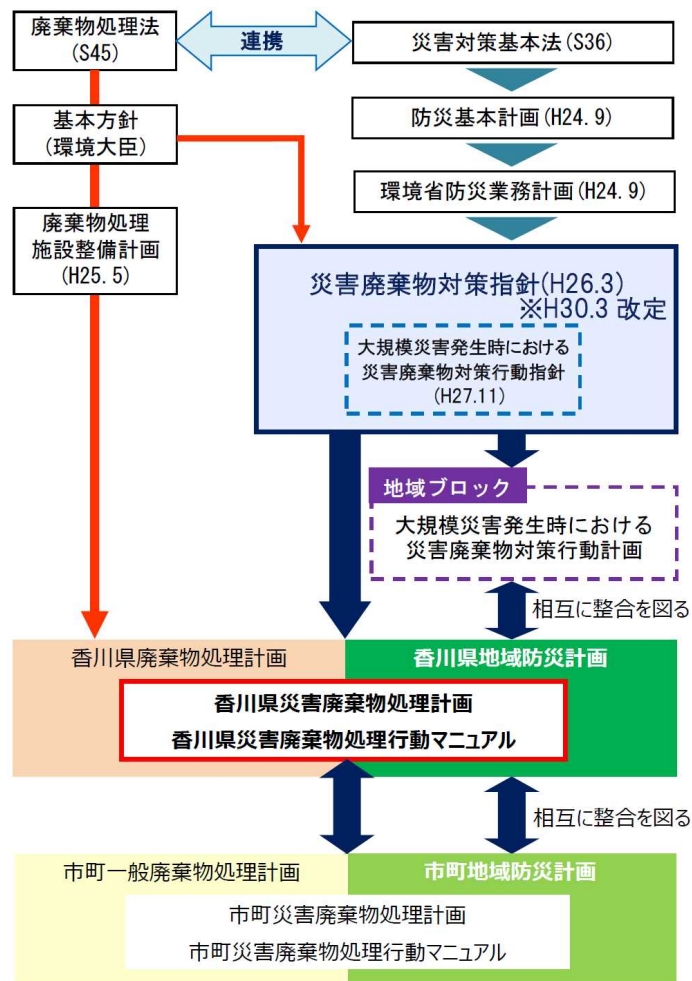


図-1 本計画の位置づけ

■対象とする災害及び災害廃棄物

本計画では、表-1 に示す 4 つの地震及び水害等の自然災害を想定する。対象とする災害廃棄物は表-2 のとおりとし、発災時は最長 3 年以内の処理完了を目指す。

表-1 想定地震の諸元

震源		概要
海溝型地震	南海トラフ地震 (発生頻度が高い地震 L1)	・南海トラフで発生する震度 4～6 弱の地震 ・発生頻度は数十年から百数十年に一度程度
	南海トラフ地震 (最大クラス L2)	・南海トラフで発生する震度 5 強～7 の地震 ・発生頻度は千年に一度あるいはさらに低い頻度
直下型地震	中央構造線地震	・中央構造線を震源とする震度 4～7 の地震
	長尾断層地震	・長尾断層を震源とする震度 4～6 強の地震

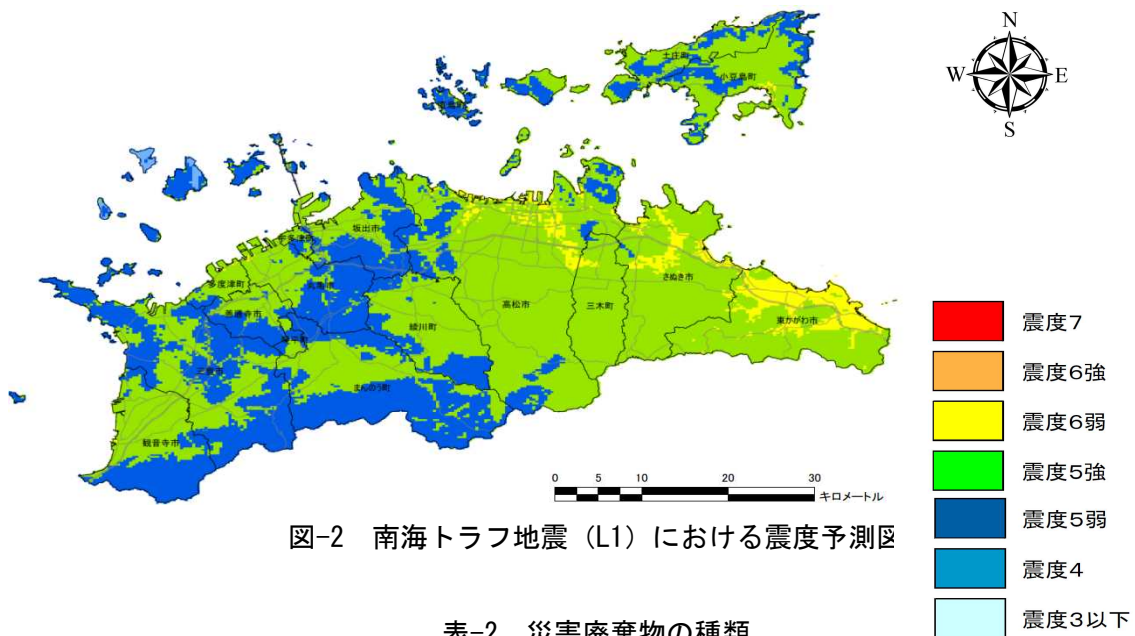


図-2 南海トラフ地震 (L1) における震度予測区

表-2 災害廃棄物の種類

発生源	種類
地震や津波等の災害	木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、津波堆積物、廃家電、廃自動車等、処理困難廃棄物
被災者や避難者の生活	避難所ごみ、生活ごみ、し尿

■処理の基本的な考え方

（処理方法）

災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、リサイクルにより減量を図り、最終処分量を低減させる。

（処理期間）

東日本大震災等の実績を踏まえ、発災から3年以内の処理完了を目指す。

（処理責任）

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、廃棄物処理法第6条の2により、基本的に市町が処理責任を有している。県は市町の要請に応じて広域調整等を行い処理の円滑化を図る。

（広域処理体制）

各市町が平常時の処理体制での処理が困難な場合は、他の自治体に広域的な処理への協力要請を検討することとし、その優先順位は

- ①「香川県ごみ処理広域化計画（H11.3）」に示されたブロック内連携処理
 - ② 県内の他ブロックとの連携による処理及び民間処理施設等での処理
 - ③ 県外自治体との連携による処理
- とした。

■県の役割

- ・基本的には県内の市町、近隣他府県、国及び民間団体等との間で、支援・協力体制を整えること等、災害廃棄物処理に関する一連の業務についての調整機能を担う（例えば、市町の要請に応じた広域処理体制の調整や民間団体との応援協定の締結等）。
- ・また、国に対して、処理が円滑に行われるよう必要に応じて財政措置や専門家の派遣、県外処理の調整等の支援を要請する。
- ・ただし、市町の被害が甚大で自ら処理することが困難な場合、国又は県が処理することができる制度もある（災害対策基本法に基づく国による処理の代行や、地方自治法に基づく事務の委託）。

■県計画のバージョンアップ

県計画については、近年の災害対応での知見や平成30年3月に改定された国の「災害廃棄物対策指針」の反映、廃棄物処理施設の状況の更新等を行うため、令和3年3月に見直しを行った。

引き続き、県の地域防災計画や被害想定の見直し、「市町災害廃棄物処理計画」や「大規模災害発生時における四国ブロック災害廃棄物対策行動計画」の改定状況、県内の廃棄物処理施設の状況等の変化に対応して、必要に応じて整合をとる形で見直しを行う。

2

災害廃棄物処理

■地域区分

県内の広域処理体制の区分を以下に示す。

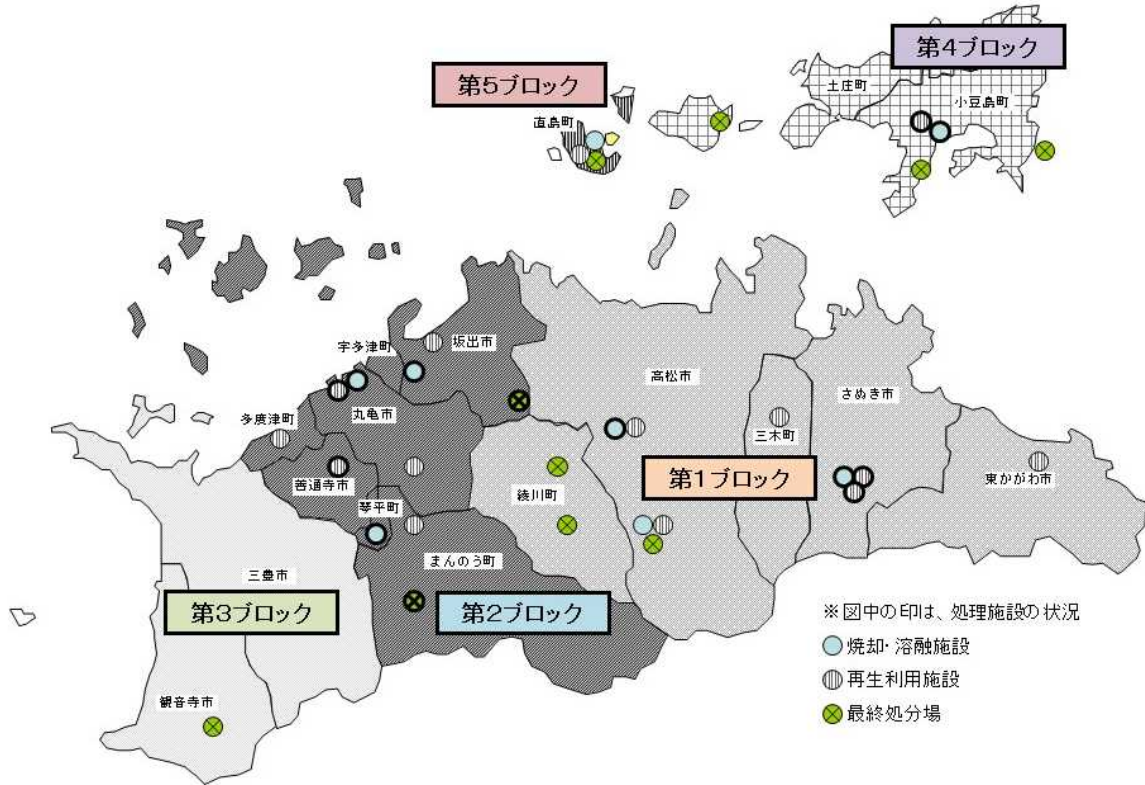


図-3 災害廃棄物処理における地域区分

■災害廃棄物発生量

本計画で対象とする4つの地震の災害廃棄物発生量は図-4に示すとおりである。

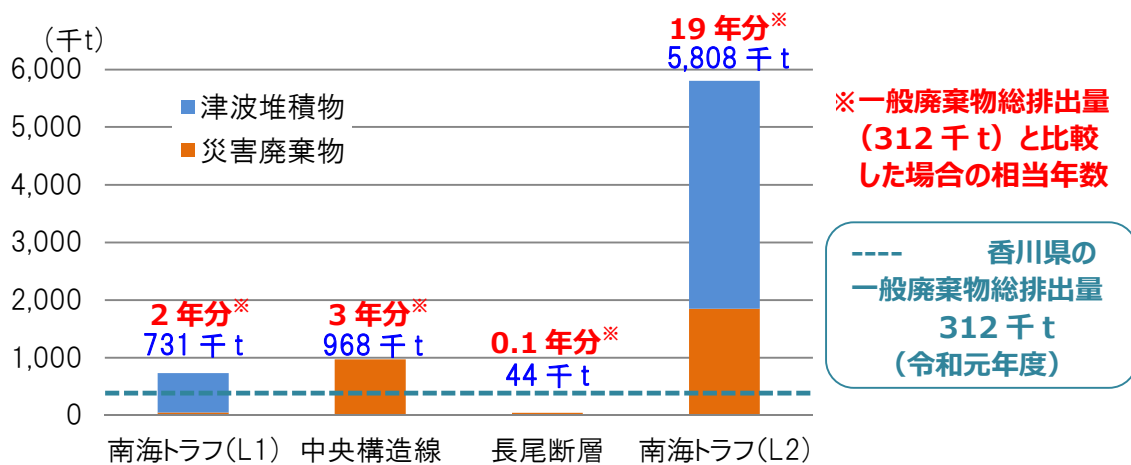


図-4 災害廃棄物発生量

■処理フロー

災害廃棄物は、仮置場での破碎選別等により柱材・角材、コンクリート、可燃物、金属くず、不燃物、土材系に分別し、最終的にリサイクルまたは処理処分を行う（図-5 参照）。

南海トラフ地震（L1）、長尾断層地震においては、県内調整を行い既往施設を活用した場合、全量を県内で処理可能である。中央構造線地震、南海トラフ地震（L2）においては、既往施設の他、産業廃棄物処理施設の活用や国への支援要請等により処理を行う。

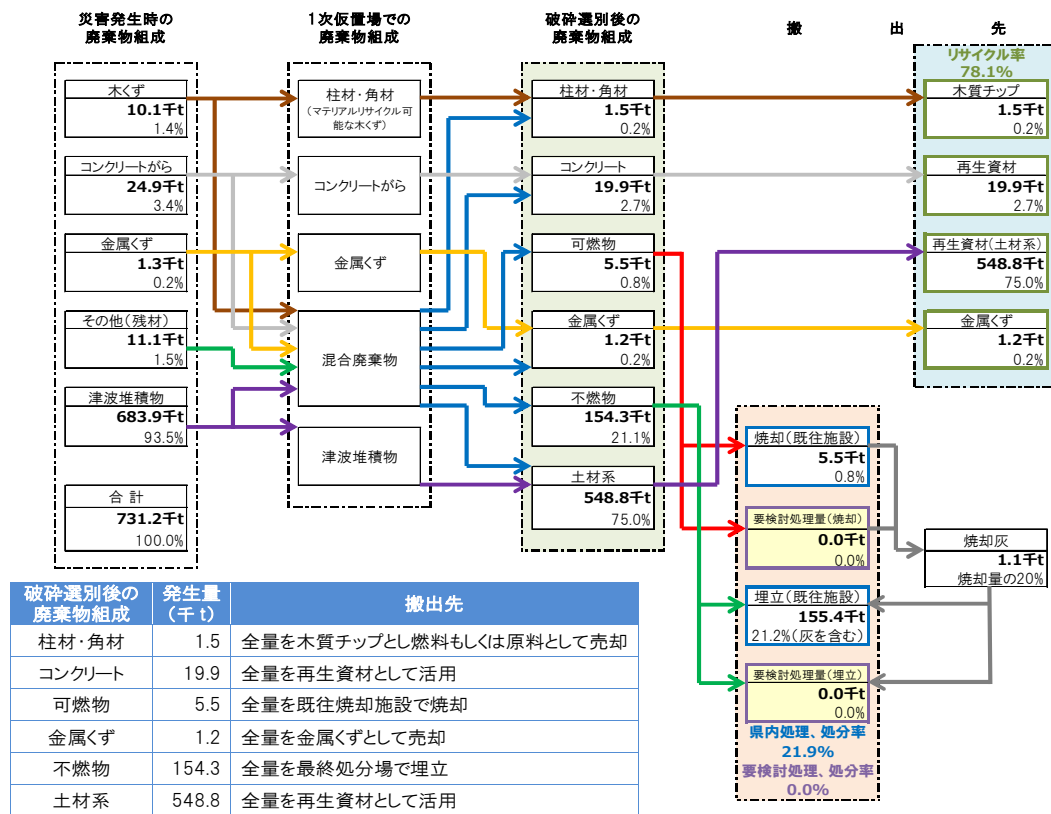
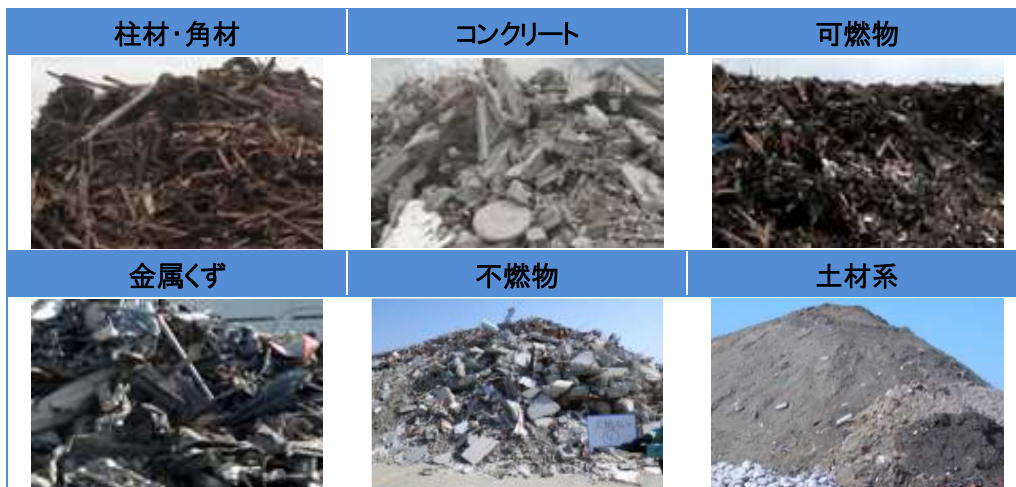


図-5 南海トラフ地震（L1）の災害廃棄物処理フロー

表-3 災害廃棄物



■一次仮置場の必要面積

一次仮置場は、被災した建物や津波堆積物等の災害廃棄物を搬入し、二次仮置場での処理を行うまでの間、保管や比較的簡易な粗破碎・粗分別を行う場所である。大規模災害時には、概ね1年以内に被災現場から災害廃棄物を撤去し、一次仮置場に搬入することとなる。一次仮置場の必要面積を表-4に示す。

表-4 一次仮置場の必要面積

ブロック	南海トラフ(L1)		中央構造線		長尾断層		南海トラフ(L2)	
	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)
第1ブロック	95,500	9.55	157,500	15.75	16,100	1.61	691,800	69.18
第2ブロック	57,900	5.79	31,600	3.16	4,200	0.42	491,800	49.18
第3ブロック	30,800	3.08	114,800	11.48	1,000	0.10	449,400	44.94
第4ブロック	37,800	3.78	600	0.06	0	0.00	106,000	10.60
第5ブロック	11,900	1.19	0	0.00	0	0.00	21,300	2.13
合計	233,900	23.39	304,500	30.45	21,300	2.13	1,760,300	176.03

注) 各ブロックの値は市町ごとの一次仮置場の必要面積の和である。

■二次仮置場の必要面積

二次仮置場は、一次仮置場で粗選別された災害廃棄物を搬入し、焼却施設や最終処分場等の施設に搬入するまでの間、破碎・選別及び保管を行う場所である。大規模災害時には、概ね2年以内に一次仮置場から災害廃棄物を撤去して二次仮置場に搬入し、3年以内に二次仮置場で処理を完了することが目標となる。二次仮置場の必要面積を表-5に示す。

表-5 二次仮置場の必要面積

ブロック	南海トラフ(L1)	中央構造線	長尾断層	南海トラフ(L2)
	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
第1ブロック	3.76	7.56	2.57	19.64
第2ブロック	2.93	3.13	2.10	13.07
第3ブロック	2.56	6.13	2.04	13.10
第4ブロック	2.63	2.13	-	4.03
第5ブロック	2.20	-	-	2.40
合計	14.08	18.95	6.71	52.24

10-8 一般廃棄物処理施設

(1) ごみ焼却施設

(令和5年4月1日現在稼働中)

名 称	設置主体	利用市町	使用開始 年度	規 模 (t/日)	所在地
高松市 南部クリーンセンター	高松市	高松市	H15	300	高松市塩江町安原下 第3号2084-1
高松市 西部クリーンセンター	高松市	高松市 綾川町	S62	280	高松市川部町930-1
香川東部溶融クリーンセ ンター	香川県東部清掃 施設組合	さぬき市 東かがわ市 三木町	H9	210	さぬき市長尾東3013
クリントピア丸亀	中讃広域行政事 務組合	丸亀市 多度津町	H9	260	丸亀市土器町北1丁目72 -2
仲善クリーンセンター	中讃広域行政事 務組合	善通寺市 琴平町 まんのう町	H9	90	仲多度郡琴平町五条1050
角山環境センター	坂出、宇多津広域 行政事務組合	坂出市 宇多津町	S60	165	坂出市新浜町6-51
小豆島クリーンセンター	小豆地区広域行 政事務組合	土庄町 小豆島町	H6	50	小豆郡小豆島町室生1371 -1
直島町焼却施設	直島町	直島町	H28	6	香川郡直島町4062-8
計	8施設			1,361	

(2) し尿処理施設

(令和5年4月1日現在稼働中)

名 称	設置主体	利用市町	使用開始 年度	処理能力 (k1/日)	処理方 式	所在地
高松市衛生センター	高松市	高松市 三木町 綾川町	H29	378	前処理 下水投 入	高松市朝日町5丁 目5-56
瀬戸グリーンセンター	中讃広域行政事 務組合	丸亀市 善通寺市 三豊市 琴平町 多度津町 まんのう町	H5	174	標脱	仲多度郡多度津町 堀江5-11
番の州浄園	坂出、宇多津広 域行政事務組合	坂出市 宇多津町	H13	85	高負荷	坂出市番の州町 10-2, 3
大川広域 志度クリーンセンター	大川広域行政組 合	さぬき市 東かがわ市	H12	80	高負荷	さぬき市小田 2600-3
観音寺市衛生センター	観音寺市	観音寺市	H12	48	高負荷	観音寺市瀬戸町 4-2-3
観音寺市 伊吹クリーンセンター	観音寺市	観音寺市	H15	1.7	高負荷	観音寺市伊吹町82
御影浄苑	土庄町	土庄町	H3	50	高負荷	小豆郡土庄町小海 乙1142
みさき園	小豆島町	小豆島町	S52	29.5	好二段	小豆郡小豆島町堀 越
直島町浄化センター し尿受入棟	直島町	直島町	H21	1.62	下水投 入	香川郡直島町 2797-3
計	9施設			847.82		

(3) 粗大ごみ処理施設

(令和5年4月1日現在稼働中)

名称	設置主体	利用市町	使用開始年度	処理能力(t/日)	処理方式	敷地面積	所在地
高松市西部クリーンセンター	高松市	高松市 綾川町	H8	100	併用	16,972 m ² ごみ処理施設敷地内	高松市川部町 930-1
計		1施設		100			

(4) 再生利用施設

(令和5年4月1日現在稼働中)

名称	設置主体	利用市町	使用開始年度	処理能力(t/日)	処理方式	所在地
高松市南部クリーンセンター	高松市	高松市	H15	70.0	再生	高松市塩江町安原下第3号 2084-1
大内クリーンセンター	東かがわ市	東かがわ市	H25		ストックヤード	東かがわ市川東 1513-3
三木町クリーンセンター	三木町	三木町	H11	4.9	再生	木太郡三木町大字下高岡 4319
香川県東部溶融クリーンセンター リサイクルセンター	香川県東部清掃施設組合	さぬき市 東かがわ市 三木町	H14	0.8	再生	さぬき市長尾東 3013
香川県東部再資源化センター	香川県東部清掃施設組合	さぬき市 東かがわ市	H26	3.7	再生	さぬき市長尾東 3013
クリーンセンター丸亀	丸亀市	丸亀市	H14	13.6	再生	丸亀市川西町南乙 66-1
坂出市リサイクルプラザ	坂出市	坂出市	H11	26.0	併用・再生	坂出市江尻町 24-1
未来クルパーク 21	善通寺市	善通寺市 まんのう町	H12	21.0	併用	善通寺市原田町 43
多度津町リサイクルプラザ	多度津町	多度津町	H14	6.6	併用・再生	仲多度郡多度津町桃山 13-1
リサイクルステーションまんのう	まんのう町	まんのう町	H11		ストックヤード	仲多度郡まんのう町長尾 1156-1
クリントピア丸亀	中讃広域行政事務組合	丸亀市 多度津町	H9	45.0	併用・再生	丸亀市土器町北1丁目 72-2
小豆島リサイクルセンター	小豆地区広域行政事務組合	土庄町 小豆島町	H13	3.9	再生	小豆郡小豆島町室生 1374-1
直島町資源化施設	直島町	直島町	H27	1	再生	香川県直島町 4062-5
計		11施設※		196.5		

※処理方式がストックヤードの施設は含まない。

(5) 最終処分場

(令和5年4月1日現在稼働中(一部休止))

名 称	設置主体	利用市町	使用開始 年 度	全体容量 (m ³)	所 在 地
高松市南部クリーンセンター埋立処分地	高松市	高松市	S54	472,200	高松市塩江町安原下第3号973
高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地	高松市	高松市	H26	335,000	綾歌郡綾川町陶5001-1
綾川町一般廃棄物最終処分場	綾川町	綾川町	H16	81,600	綾歌郡綾川町西分
飯山不燃物埋立地(災害用)	丸亀市	丸亀市	S61	76,000	丸亀市飯山町東坂元3804-1
坂出環境センター	坂出市	坂出市 宇多津町	H3	383,500	坂出市府中町6870
エコランド林ヶ谷	中讃広域行政 事務組合	丸亀市 善通寺市 琴平町 多度津町 まんのう町	H10	365,000	仲多度郡まんのう町 追上325-27
観音寺市大野原一般廃棄物最終処分場	観音寺市	観音寺市	H11	30,000	観音寺市大野原町 五郷内野々乙12-1
土庄町一般廃棄物最終処分場	土庄町	土庄町	H8	86,400	小豆郡土庄町小江 1532
豊島一般廃棄物最終処分場	土庄町	土庄町	H6	34,900	小豆郡土庄町豊島 唐櫃字寒田
徳本地区埋立処分地	小豆島町	小豆島町	H7	81,000	小豆郡小豆島町坂手 乙2-87
小豆島町一般廃棄物最終処分場	小豆島町	小豆島町	R4	78,000	小豆郡小豆島町坂手 字仲人石山地内
吉野廃棄物埋立処分地※1	小豆島町	小豆島町	S63 (現在休止)	(50,715)	小豆郡小豆島町吉野 字白ヵ奥
直島町納言様埋立地※2	直島町	直島町	S53	128,064	香川郡直島町2797-1
計	12施設			2,075,664	

※1 吉野廃棄物埋立処分地は休止中のため、全体容量がないものとし、施設数に含んでいない。

※2 焼却灰の搬入不可

10-9 一般廃棄物収集運搬車両

(令和3年度実績)

(積載量単位：ごみ t, し尿 kl)

市町名	ごみ収集運搬車						し尿収集運搬車					
	直営		委託		許可		直営		委託		許可	
	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
高松市	50	72	161	405	584	1,499	0	0	0	0	57	211
丸亀市	44	94	9	18	0	0	11	46	4	7	21	60
坂出市	23	44	6	12	53	252	13	28	0	0	19	77
善通寺市	21	53	0	0	76	200	0	0	5	19	29	103
観音寺市	11	24	13	44	89	519	1	1	15	67	16	44
さぬき市	5	7	57	143	97	271	0	0	16	76	0	0
東かがわ市	0	0	45	96	107	290	0	0	14	70	0	0
三豊市	0	0	26	77	55	121	0	0	0	0	44	152
土庄町	12	22	3	5	36	125	2	9	3	5	10	33
小豆島町	0	0	8	19	17	44	4	7	0	0	9	21
三木町	5	8	9	25	61	165	0	0	10	41	11	39
直島町	0	0	4	8	33	217	0	0	1	2	13	37
宇多津町	11	22	0	0	39	93	2	4	0	0	14	62
綾川町	0	0	81	481	145	639	0	0	0	0	18	58
琴平町	5	7	0	0	70	220	0	0	0	0	14	49
多度津町	14	19	3	9	0	0	0	0	5	12	0	0
まんのう町	4	10	7	10	73	264	2	11	0	0	0	0
大川広域行政組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三観広域行政組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小豆地区 広域行政事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中讃広域 行政事務組合	2	8	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0
坂出、宇多津 広域行政事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県東部清掃 施設組合	2	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	209	407	432	1,352	1,535	4,919	36	110	73	299	275	946

10-10 香川県広域火葬計画

第1 総則

1 目的

この計画は、災害等発生時における広域火葬を迅速かつ円滑に実施するため、県、市町及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

2 定義

(1) この計画において、「災害等」とは、災害のほか新型インフルエンザ等感染症の大流行などをいう。

(2) この計画において、「広域火葬」とは、災害等により被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町及び火葬場設置者は広域火葬が必要となった場合は、死者の尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

4 災害時相互応援協定との関係

この計画は、他の地方公共団体と締結した相互応援協定等と整合性を図り、円滑な広域火葬の実施及び遺体の適切な取扱いに対応するものとする。

第2 平常時における対応

1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、市町及び火葬場設置者に必要な事項を情報提供するものとする。

(1) 県内及び近隣県の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数等の必要な情報

(2) 県内市町及び火葬場設置者並びに近隣県の広域火葬に関する連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

2 広域火葬等実施組織の整備

市町及び火葬場設置者は、災害等発生時における遺体の取扱い体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

3 資器材等の確保及び関係事業者との協定締結

(1) 市町及び火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資器材等の確保

- ・棺及びドライアイス等並びに作業要員の確保
- ・災害等発生時に使用する遺体安置所
- ・災害等発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路

イ 協定等の締結

災害等発生時における資器材の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定の締結

ウ 緊急通行車両の事前届出

遺体の搬送及び資器材の搬送に使用する車両に係る災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両としての事前届出

(2) 県は、必要に応じ遺体の保存及び火葬に必要な資器材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等を関係事業者又は関係団体と締結し、市町及び火葬場設置者を支援するものとする。

4 情報伝達手順等の整備

県は、市町、火葬場設置者及び近隣県間の広域火葬の円滑化を確保するために必要な情報伝達の手段、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

5 訓練等

- (1) 県は、市町及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を随時行うものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害等を想定した訓練を随時行うものとする。

第3 災害等発生時の対応

1 広域火葬実施体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、健康福祉部生活衛生課に広域火葬のための担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

2 被害状況の把握

(1) 被災市町は、災害等発生後速やかに区域内の死者数の把握を行い、県に報告するものとする。

(2) 火葬場設置者は、災害等発生後速やかに火葬場の被害状況、火葬要員の安否、火葬能力及び応援の必要性等の把握を行い、県に報告するものとする。(様式第1号)

(3) 県は、被災市町及び火葬場設置者からの報告等により被害状況を把握し、国に報告するものとする。

3 広域火葬の応援、協力

(1) 被災市町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に広域火葬の応援を要請するものとする。(様式第2号)

(2) 県は、被災市町からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被害状況等に基づ

き、広域火葬の実施を決定し、受入可能性のある火葬場設置者又は近隣県に対し広域火葬の応援を依頼するとともに、国に報告するものとする。（様式第3号）

（3） 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。（様式第4号）

（4） 県は、県内の火葬場及び近隣県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに国に対して近隣県以外の都道府県への応援要請を依頼するものとする。

（5） 県及び火葬場設置者は、近隣県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合は、第2号及び第3号を準用し、対応するものとする。

4 火葬場の割り振り及び調整

（1） 県は、火葬場設置者、近隣県等からの回答に基づいて応援火葬場を割り振り、被災市町及び協力の承諾のあった火葬場設置者又は近隣県等に通知するものとする。（様式第5号の1、第5号の2、第6号）

（2） 被災市町は、県の割り振りに基づき、協力の承諾のあった火葬場設置者と火葬実施方法等について詳細を調整するものとする。

5 火葬要員の派遣要請等

（1） 火葬場設置者は、火葬要員の被災等により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。また、火葬に必要な燃料又は資器材の確保が困難な場合にあっても同様とする。（様式第7号）

（2） 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣県に対し火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。また、県は燃料又は資器材の確保要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援、協力を依頼するものとする。

6 遺体保存対策

（1） 被災市町は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資器材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資器材の搬入を緊急通行車両により行うものとする。

（2） 被災市町は、遺体保存に必要な資器材を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。（様式第8号）

（3） 県は、被災市町から遺体保存に必要な資器材の確保要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に応援、協力を依頼するものとする。

7 遺体搬送手段の確保

（1） 被災市町は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は緊急通行車両により行うものとする。

(2) 被災市町は、遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。(様式第8号)

(3) 県は、被災市町から遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係団体等への応援、協力を依頼するものとする。

8 相談窓口の設置

被災市町は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行うものとする。なお、自然死、病死等災害等以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、火葬の受付を行うものとする。

9 火葬に係る特例的取扱

(1) 市町及び火葬場設置者は、被災市町が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後実施等、実態に応じた特例的取扱について県に協議するものとする。

(2) 県は、市町及び火葬場設置者から前号の協議を受けた場合は直ちに国に承認を求め、その結果を市町及び火葬場設置者に連絡するものとする。

10 引取者の無い焼骨の保管

被災市町は、引取者の無い焼骨を火葬場から引き取り、遺骨保管所等に保管するものとする。

11 火葬実績の報告

(1) 広域火葬を行った火葬場設置者は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び被災市町から搬入した広域火葬実績を、災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。(様式第9号)

(2) 県は、県内の火葬場からの日報を取りまとめ、国に報告するものとする。

12 広域火葬の終了

(1) 被災市町は、広域火葬を行う必要がなくなった場合は、県に連絡するものとする。

(2) 県は、被災市町からの連絡又は火葬状況の報告から判断して支障が無いと認める場合は、広域火葬を終了し、関係する市町及び火葬場設置者、近隣県等に周知するとともに国に報告するものとする。

(3) 被災市町は、火葬依頼実績を取りまとめ、県に報告するものとする。(様式第10号)

(4) 災害等により死亡した遺体の広域火葬を行った火葬場設置者は、火葬実績を取りまとめ、県に報告するものとする。(様式第11号)

第4 雑則

1 他の協定等との関係

この計画は、市町又は火葬場設置者が他の市町又は火葬場設置者と締結している災害等発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援、協力の実施を妨げるものではない。

附 則

この計画は、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
（生活衛生課 扱）

火 葬 場 設 置 者

火葬場被災状況等報告書（第 報）

年 月 日に発生した災害等（ ）による被災状況等を報告します。

火葬場名称			
点検日時			
被災状況	火葬炉本体		
	火葬炉付帯設備		
	建屋		
	進入路		
	その他		
火葬炉の使用	<input type="checkbox"/> 支障なし		（最大火葬数： 体/日）
	<input type="checkbox"/> 一部稼働		（最大火葬数： 体/日）
	復旧見込	通常稼働： 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 不能		
	復旧見込	一部稼働： 年 月 日	通常稼働： 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 不明		<input type="checkbox"/> 調査中
その他	通信手段の確保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり（ ）	
	職員の確保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり（ ）	
	復旧時の応援の必要性（内容： ）		
連絡担当者	担当部課係		
	職名・氏名		
	電話番号	（内線）	
	F A X		
	Eメール		

- ※1 原則として、震度5弱以上の地震が発生した場合に報告すること。
- ※2 上記以外であっても、火葬場に被害を生じた場合は報告すること。

様式第2号（第3の3（1）関係）

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
（生活衛生課 扱）

市町長
（課取扱）

広域火葬応援要請書（第 報）

年 月 日に発生した災害等（ ）により、当市町内において多数の死亡者が発生したので、広域火葬応援を要請します。

災害等発生場所		<input type="checkbox"/> 市町内全域 <input type="checkbox"/> 一部地域 ※感染症大流行の場合には、市町内全域にチェックを入れること。			
死亡者数 ※災害以外の死亡者も含む。		月 日 時現在 人 （前報比増減数 人）	死亡者数 内 訳	大人： 人	
				小人： 人	
行方不明者		人		胎児： 人	
火葬等 応援要 請事項		月 日 時現在 人 （前報比増減数 人）	遺 体 数 内 訳	不明： 人	
				大人： 体	
				小人： 体	
				胎児： 体	
その他					
連絡・調整 担 当 者		担当部局名			
		職名・氏名			
		電 話		(内線)	
		F A X			
		E メール			

注) 小人は、原則として12歳未満の子どもとする。

様式第3号（第3の3（2）関係）

年 月 日

火葬場設置者 殿

香川県健康福祉部長
(生活衛生課 扱)

広域火葬協力依頼書（第 報）

年 月 日に発生した災害等（ ）により、多数の死亡者が発生し、
広域火葬を実施することとしましたのでご協力願います。

つきましては、貴火葬場において可能な協力内容についてご回答願います。

火葬応援を要する被災市町名			
火葬応援要請の内容	年 月 日 時現在合計遺体数 体 (前報比増減数 体)		
	うち火葬応援要請遺体	内 訳	大人： 体
	体 (前報比増減数 体)		小人： 体
			胎児： 体
			不明： 体
備 考			
連絡・調整担当者	担当部局名		
	職名・氏名		
	電 話	(内線)	
	F A X		
	Eメール		

注) 小人は、原則として12歳未満の子どもとする。

様式第4号（第3の3（3）関係）

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
（生活衛生課 扱）

火 葬 場 設 置 者

広域火葬協力回答書

年 月 日付け（第 報）をもって依頼のありましたこのことについて、次のとおり回答します。

広域火葬協力について	可能・不可能（今後の応援協力の可能性）						
火葬場 名称							
火葬場所在地							
最寄り高速道路及びIC名	自動車道			IC			
受入可能遺体数	月 日（ ）	時～	時	体	時～	時	体
	月 日（ ）	時～	時	体	時～	時	体
	月 日（ ）	時～	時	体	時～	時	体
	月 日（ ）	時～	時	体	時～	時	体
	月 日（ ）	時～	時	体	時～	時	体
	上記期間以外の火葬受入			<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中			
	最寄りのヘリポート等からの搬送のための車両整備			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 検討中			
	最寄りのヘリポート等における棺運搬等要員			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 検討中			
火葬場内における棺運搬等要員			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 検討中				
火葬要員派遣	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中						
	月 日（ ）	時～	時	人	時～	時	人
	月 日（ ）	時～	時	人	時～	時	人
	月 日（ ）	時～	時	人	時～	時	人
	月 日（ ）	時～	時	人	時～	時	人
	月 日（ ）	時～	時	人	時～	時	人
その他可能な協力内容							
連絡担当者	担当部課係						
	職名・氏名						
	電話番号	（内線）					
	F A X						
	Eメール						

災害緊急

様式第5号の1（第3の4（1）関係）

年 月 日

市町長 殿
(課 扱)

香川県健康福祉部長
(生活衛生課 扱)

応援火葬場割振通知書（被災市町用）

年 月 日付け（第 報）で要請のありました広域火葬について、別添のとおり
応援火葬場を割り振りましたので通知します。
なお、詳細については別途当該火葬場と直接協議・調整されるようお願いします。

記

○添付書類：応援火葬場割振（計画）表 枚（No. ～ ）
(年 月 日 時 現在)

連絡担当者	担当部課係	香川県健康福祉部生活衛生課 総務・生活衛生諸営業グループ
	職名・氏名	
	電話番号	087-832-3177 (内線) 3260
	F A X	087-862-3606
	Eメール	eisei@pref.kagawa.lg.jp

様式第5号の2（第3の4（1）関係）

年 月 日

火葬場設置者 様

香川県健康福祉部長
（生活衛生課 扱）

応援火葬場割振通知書（応援火葬場用）

年 月 日付けの広域火葬協力回答書に基づき、別添のとおり割り振りましたのでご協力を
をお願いします。

なお、詳細については別途被災市町より直接協議・調整連絡がありますのでよろしくをお願いします。

記

○添付書類：応援火葬場割振（計画）表 枚（No. ～ ）
（ 年 月 日 時 現在）

連絡担当者	担当部課係	香川県健康福祉部生活衛生課 総務・生活衛生諸営業グループ
	職名・氏名	
	電話番号	087-832-3177 (内線) 3260
	F A X	087-862-3606
	Eメール	eisei@pref.kagawa.lg.jp

応援火葬場割振り（計画）表

遺体搬入 被災市町		担当部課係 担当者及び 電話・FAX	応援火葬場 名称及び所在地	担当部課係 担当者及び 電話・FAX	最寄りのIC へリポート名	受入可能日時及び遺体数 (午前・午後の対応の場合は、 2段書き)				年 月 日現在 No.	左記月日以降 の受入	被災地火葬場 要員派遣	備 考
1		電話 FAX		電話 FAX		月	日	時	体	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能		
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
2		電話 FAX		電話 FAX		月	日	時	体	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能		
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
3		電話 FAX		電話 FAX		月	日	時	体	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能		
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
4		電話 FAX		電話 FAX		月	日	時	体	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能		
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
5		電話 FAX		電話 FAX		月	日	時	体	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能		
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				

様式第7号（第3の5（1）関係）

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
（生活衛生課 扱）

火 葬 場 設 置 者

火葬要員及び燃料・資器材の手配要請書

このことについて、次のとおり〔火葬要員・燃料・資器材〕の手配を要請します。
※〔 〕内の該当する項目に○印をつけるこ

と。

火葬場名称 及び所在地	
----------------	--

1. 火葬要員派遣要請の内容			
派遣要請要員数	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
派遣要請理由	<input type="checkbox"/> 職員の被災 <input type="checkbox"/> 時間延長稼働のための人員確保 <input type="checkbox"/> その他		
派遣要請要員の 職務内容			
2. 必要な燃料・資器材の内訳			
種 類	数 量	備 考 (期 限 等)	
連絡担当者	担当部課係	(内線)	
	職名・氏名		
	電 話		
	FAX		
	E メール		

様式第8号（第3の6（2）、第3の7（2）関係）

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
（生活衛生課 扱）

市町長
（ 課取扱）

遺体保存用資器材及び遺体搬送応援手配要請書

このことについて、次のとおり〔遺体保存用資器材・遺体搬送応援〕の手配を要請します。
※〔 〕内の該当する項目に○印をつけること。

1 必要とする遺体保存用資器材の内容		
種 類	数 量	備 考（期限及び搬入場所等）
2 必要とする遺体搬送応援の内容		
遺体安置所及び搬送先	搬送応援要請遺体数	内 訳
遺体安置所 名称・所在地	体 (前回要請比増減数： 体)	大人： 体
搬送先 名称・所在地		小人： 体
		胎児： 体
		不明： 体
遺体安置所 名称・所在地	体 (前回要請比増減数： 体)	大人： 体
搬送先 名称・所在地		小人： 体
		胎児： 体
		不明： 体
遺体安置所 名称・所在地	体 (前回要請比増減数： 体)	大人： 体
搬送先 名称・所在地		小人： 体
		胎児： 体
		不明： 体
連絡・調整 担 当 者	担当部局名	
	職名・氏名	
	電 話	(内線)
	F A X	
	E メール	

注) 小人は、原則として12歳未満の子どもとする。

様式第9号（第3の11（1）関係）

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
（生活衛生課 扱）

火 葬 場 設 置 者

広域火葬実施日報（応援火葬場用）

年 月 日に行った広域火葬の実施実績を次のとおり報告します。

火葬場名称及び所在地									
広域火葬 依頼市町 1	総 計			災害等による死亡			災害等以外の死亡		
	体 (体)			体 (体)			体 (体)		
市町名	内 訳			内 訳			内 訳		
	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児
	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()
広域火葬 依頼市町 2	総 計			災害等による死亡			災害等以外の死亡		
	体 (体)			体 (体)			体 (体)		
市町名	内 訳			内 訳			内 訳		
	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児
	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()
広域火葬 依頼市町 3	総 計			災害等による死亡			災害等以外の死亡		
	体 (体)			体 (体)			体 (体)		
市町名	内 訳			内 訳			内 訳		
	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児
	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()
その他の応援事項									
連絡・調整 担 当 者	担当部局名								
	職名・氏名								
	電 話		(内線)						
	F A X								
	E メール								

注1) 総計及び内訳欄の () 内には、累計の数字を記入すること。

注2) 小人は、原則として 12 歳未満の子どもとする。

注3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体は、「災害等による死亡」として計上すること。

様式第 10 号 (第 3 の 12 (3) 関係)

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
(生活衛生課 扱)

市町長
(課

取扱)

広域火葬依頼実績報告書 (被災市町用)

当市町から応援火葬場への広域火葬依頼実績を次のとおり報告します。

火葬場名称 及び所在地								
火葬場依頼 実績	月日・曜日	依頼数 (体)	内 訳					
			災害等による死亡 (体)			災害等以外の死亡 (体)		
			大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	合 計							
その他	ヘリポート等からの遺体搬送件数 : 件、 体 ヘリポート等における動員人数等 : 延 日、 人 その他()							
報告担当者	担当部課係							
	職名・氏名							
	電 話	(内線)						
	F A X							
	E メール							

注 1) 本票は、依頼した火葬場ごとに作成すること。

注 2) 小人は、原則として 12 歳未満の子どもとする。

注 3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体は、「災害等による死亡」として計上すること。

様式第 11 号（第 3 の 12（4）関係）

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
（生活衛生課 扱）

火 葬 場 設 置 者

火葬実施報告書（市町分）

当火葬場において、市町から搬入された遺体の火葬実施状況を次のとおり報告します。

火葬場名称 及び所在地									
火葬場依頼 実績	月日・曜日	依頼数 (体)	内 訳						
			災害等による死亡 (体)			災害等以外の死亡 (体)			
				大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	合 計								
その他	ヘリポート等からの遺体搬送件数 : 件、 体								
	ヘリポート等における動員人数等 : 延 日、 人								
	その他()								
報告担当者	担当部課係								
	職名・氏名								
	電 話	(内線)							
	F A X								
	E メール								

注 1) 本票は、広域火葬に応援・協力した火葬場が市町村ごとに作成すること。

注 2) 小人は、原則として 12 歳未満の子どもとする。

注 3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体は、「災害等による死亡」として計上すること。

参考様式

※第5号様式の2「応援火葬場割振通知書」を受けて、関係市町が広域火葬協力火葬場と詳細を協議・調整する場合の参考にしてください。

災害緊急

年 月 日

火葬場設置者 様

市町長
(課)

広域火葬協力依頼書 (第 報)

年 月 日付けで香川県健康福祉部長から通知のあった広域火葬について、次のとおりご協力をお願いします。

協力依頼火葬場名称

番号	1	2	3
火葬実施日	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()
到着予定日	時 分	時 分	時 分
火葬開始時刻	時 分	時 分	時 分
氏名※			
住所			
性別			
区分	大人・小人・胎児・不明	大人・小人・胎児・不明	大人・小人・胎児・不明
死亡原因	災害等・その他	災害等・その他	災害等・その他
死亡届出	済 ・ 未	済 ・ 未	済 ・ 未
火葬許可証	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
死亡診断書等	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
遺体搬送方法	車両・ヘリ・船舶	車両・ヘリ・船舶	車両・ヘリ・船舶
搬送職員数 及び責任者名	人	人	人
同行遺族人数	人	人	人
持参品	骨壺・骨箱・その他 ()	骨壺・骨箱・その他 ()	骨壺・骨箱・その他 ()
備考			

※死亡者氏名が不明の場合は、氏名欄に遺体安置所における識別番号等を記入しております。

連絡担当者	担当課名：	担当者氏名：
	電話：	FAX：

10-11 火葬場一覧

(令和2年10月1日現在)

市町	名称	所在地	電話番号	FAX番号	火葬 炉数
高松市	高松市斎場公園	高松市福岡町四丁目35番41号	087-822-1917	087-823-8933	11
	高松市牟礼斎場	高松市牟礼町原2260番地2	087-845-4944		3
	高松市庵治斎場	高松市庵治町1391番地1	087-871-2539		2
	高松市やすらぎ苑	高松市香川町川内原2200番地	087-879-1222	087-879-1230	5
丸亀市	丸亀市桜谷聖苑	丸亀市綾歌町岡田上686番地2	0877-86-1200	0877-86-1205	7
	本島火葬場	丸亀市本島町笠島1020-1	0877-27-3222		1
坂出市	坂出市営田尾火葬場	坂出市常盤町二丁目1番1号	0877-46-4741		5
善通寺市	善通寺市斎場	善通寺市与北町2694番地1	0877-63-6307	0877-63-5788	4
観音寺市	観音寺市伊吹火葬場	観音寺市伊吹町1269番地	0875-29-2111	0875-29-2666	1
	観音寺市燧望苑	観音寺市大野原町丸井1183番地	0875-67-5650	0875-67-5652	6
さぬき市	さぬき市斎場	さぬき市大川町富田中539番地2	0879-43-6655	0879-43-6699	4
東かがわ市	東かがわ市大内斎苑	東かがわ市町田287-1	0879-25-9030	0879-25-9031	2
	東かがわ市白鳥斎苑	東かがわ市西山192-14	0879-25-4511	0879-25-4511	3
三豊市	三豊市南部火葬場やすらぎ苑	三豊市山本町神田乙601番地1	0875-63-4234	0875-63-8522	4
	三豊市北部火葬場七宝苑	三豊市三野町吉津丙155番地1	0875-72-0196	0875-74-3494	4
土庄町	土庄町斎場	小豆郡土庄町見目乙213	0879-65-2816		2
	土庄町豊島斎場	小豆郡土庄町豊島家浦3696	0879-68-3352		1
小豆島町	小豆島町池田斎場	小豆郡小豆島町池田3830番地	(環境衛生課) 0879-82-7008		2
	小豆島町内海斎苑	小豆郡小豆島町安田甲1471番地	0879-82-5084		2
三木町	三木・長尾葬斎組合葬斎場 しずかの里	木田郡三木町大字井戸993番地	087-899-1161	087-899-1162	5
直島町	直島町営火葬場	香川郡直島町4758番地	087-892-2298		2
宇多津町	宇多津町火葬場	綾歌郡宇多津町553番地1	0877-49-0826		2
綾川町	綾川斎苑	綾歌郡綾川町山田下952-2	087-878-2189	087-878-2189	3
琴平町	琴平町斎場	仲多度郡琴平町1262番地4	0877-75-1021		2
多度津町	多度津町火葬場	仲多度郡多度津町本通3丁目4番1号	(住民環境課) 0877-33-4480		3
まんのう町	まんのう町火葬場	仲多度郡まんのう町吉野4204-6	0877-79-2883	0877-79-2883	3

11-1 災害対策用物資の備蓄状況

(令和5年4月1日現在)

種類	品目	単位	数量
食料・飲料水	アルファ米	食	50,150
	保存パン	食	50,160
	ビスケット	食	50,640
	お粥	食	64,500
	副食用カレー	食	8,040
	調整粉乳	Kg	87.36
	飲料水	リットル	256,164
生活必需品	毛布	枚	10,070
	アルミブランケット	枚	49,633
	エアマット	枚	49,633
	生理用品	パック	3,895
	紙おむつ(大人用)	枚	2,442
	紙おむつ(子供用)	枚	11,988
避難所用資機材	日用品セット	セット	3,816
	防水シート	枚	10,288
	簡易トイレ	基	50
	トイレ薬剤	回分	350,000
	トイレテント	基	50

※保管場所：県消防学校備蓄倉庫（高松市生島町）、
 県合同庁舎（大川・坂出・仲多度・小豆）、
 県立高校等

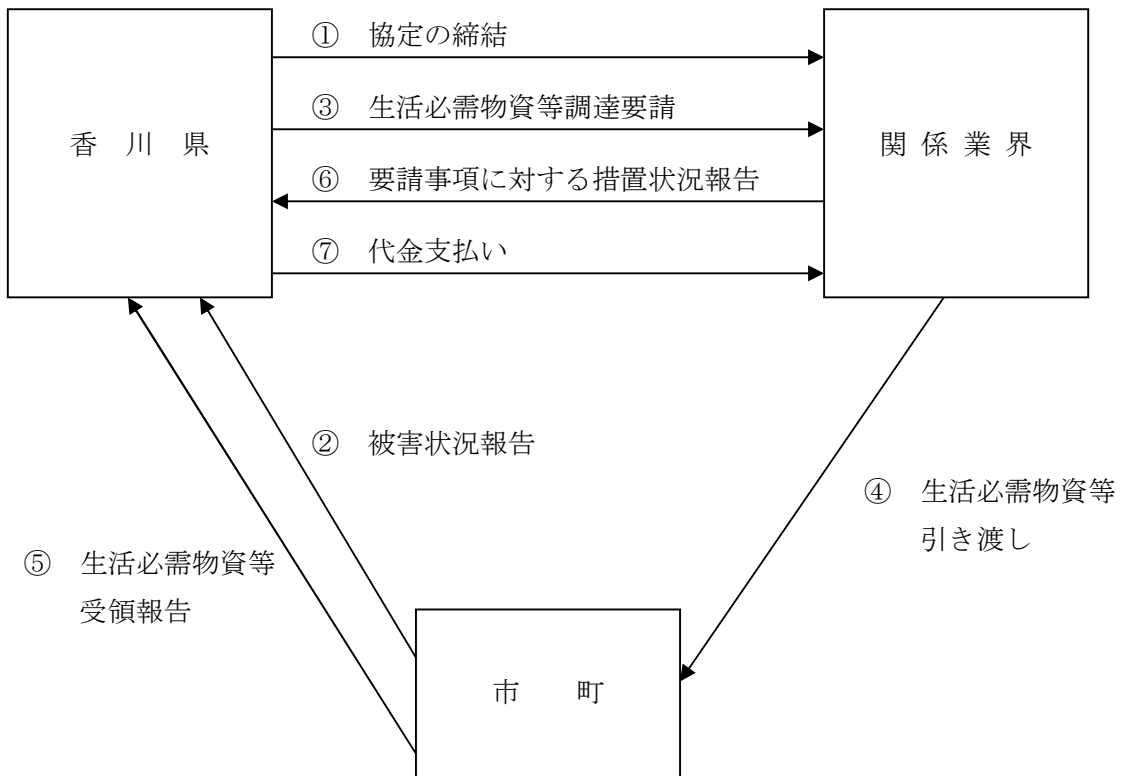
11-2 生活必需物資等の備蓄状況

備蓄品目、数量

<p>毛 布</p>	<p>3, 562枚 このほか、災害発生時に毛布 500 枚を調達可能とするための契約を民間業者と毎年締結（流通備蓄方式）</p>
<p>日用品セット</p>	<p>3, 816セット 被災時緊急性が高い 12 品目を選定してセットを組み、1 セット毎にプラスチック製容器に入れて保管。</p>
<p>非 常 食</p>	<p>アルファ米 12, 000 食 カレー 12, 000 食 ビスケット 6, 000 食 飲料水 6, 000 本（ペットボトル入り 2ℓ）</p>
<p>アレルギー 対応食品</p>	<p>カレー 1, 200 食 哺乳瓶 120 本 除菌液 120 個 消毒容器 120 個 粉ミルク 24 缶</p>

1 1 - 3 生活必需物資等の調達方法

- ① 県と関係業界との間で生活必需物資等の調達に関する協定を締結(平常時)
- ② 市町から県に対し被害状況報告
- ③ 県から関係業界に対し生活必需物資等の調達要請
- ④ 関係業界から市町に対し生活必需物資等の引き渡し
- ⑤ 市町から県に対し生活必需物資等の受領報告
- ⑥ 関係業界から県に対し要請事項に対する措置状況の報告
- ⑦ 県から関係業界へ代金の支払い



1 目的

本マニュアルは、香川県地域防災計画に基づき、県が、発災から3日間における被災者の生命維持に最低限必要な物資等を計画的に備蓄すること等により、被災市町の行う物資供給活動等を支援し、更に県が行う応急救助に資することを目的とする。

2 備蓄に関する基本的な考え方（自助・共助・公助）

大規模災害等の発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには、県民や自主防災組織、事業所等が、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが最も重要であり、県及び市町は、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進していくものとする。

(1) 県民による備蓄（自助）

ア 備蓄目標量について

大規模災害等の発災直後、被災地域では行政からの支援の手が行き届かない可能性が考えられることから、まずは被災者自身で自活するという備えが必要であり、食料や飲料水等の家庭備蓄を最低でも3日分、出来れば1週間分程度の備蓄に努めるものとする。

イ ランニングストックについて

日頃から使用している食料や飲料水、日用品等を少し多めに買い置きすることも有効な備蓄方法の一つである。米など、通常購入している保存性の良い食料等買い置きし、賞味期限等を考慮して計画的に消費し、消費した分は新たに購入するというランニングストックを行うなど無理のない備蓄に努めるものとする。

ウ 要配慮者に対する備蓄について

乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者が必要とする紙おむつや粉ミルク、哺乳瓶、医薬品などの物資は、保護者等がその確保に努める。また、食物アレルギーを持つ家族がいる場合などには、医療機関等により推奨され、家族の症状に応じた食料等の備蓄に努めるものとする。

(2) 地域等による備蓄（共助）

ア 事業所、病院、学校等における備蓄

大規模災害等の発災直後、事業所等は、建物や周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、また、救出・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等、災害発生後に迅速かつ円滑に実施しなければならない応急活動に支障を生じさせないためには、従業員等を一定期間事業所内に留め置く必要がある。このため、従業員等の3日以上以上の食料や飲料水、日用品等の備蓄に努める。なお、集客施設を有する事業所等においては、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討する必要がある。

イ 自主防災組織等における備蓄

大規模災害等の発災時における救出・救助活動、消火活動、避難誘導、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう自主防災組織等の組織単位による資機材等の備蓄に努める。

(3) 市町及び県による備蓄（公助）

市町及び県による備蓄は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、市町及び県は、家庭等における備蓄の推進についての働きかけを推進していくこととする。しかしながら、災害により家屋が被災し、物理的に備蓄品が取り出せないことや、二次災害を予防するために備蓄品の取り出しを断念せざるを得ないことがある。市町及び県による公的備蓄は、そうした住民（避難者）に対応するために食料や飲料水、日用品等について一定量の備蓄を行うものとする。

公的備蓄の備蓄品目については、それぞれの必要性や緊急性等を考慮し、「発災初期における生命の維持及び生活レベルの維持」に係るものとする。

3 市町及び県による備蓄物資（公助）に関する基本的な考え方について

(1) 市町における備蓄

市町における備蓄は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、家庭等における備蓄の推進について働きかけを推進していくことを基本とする。但し、市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資につき、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、日用品等の供給を行う責務を有していることから、地域の実情に応じた備蓄目標をたて、生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、日用品等の備蓄に努めると共に、避難所運営に必要な資機材等を現物備蓄や流通備蓄により確保するものとする。

ア 要配慮者等に対する配慮

市町は、乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮して避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

イ 分散備蓄、輸送体制の構築

市町は、発災時に被災者に対して迅速に必要な物資が配布できるよう、各避難所等への分散備蓄を推進すると共に、市町の二次（地域）物資拠点等からの物資輸送に関し、民間物流事業者の協力を視野に入れた輸送体制の構築に努める。

ウ 避難所運営資機材の備蓄

市町は、避難所における良好な生活環境の確保に向けて、仮設トイレ（トイレ薬剤）、発電機、投光器、通信施設、簡易ベッド、間仕切り等の避難所運営に必要と判断される物資の備蓄に努める。

(2) 県における備蓄

県は、広域的な自治体として、市町が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や民間協定事業者への要請が困難になった場合などに備え、被災者の為に必要な物資について、市町を補完する立場で、現物備蓄や流通備蓄により確保するものとする。

ア 要配慮者等に対する配慮

県は、乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮しての避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

イ 分散備蓄、輸送体制の構築

県は、引き続き分散備蓄を進めると共に、発災時に、県の分散備蓄場所や一次（広域）

物資拠点等から、被災者に対して迅速に必要な物資が配布できるよう、市町の二次（地域）物資拠点等への物資輸送に関し、民間物流事業者の協力を視野に入れた輸送体制の構築に努める。

ウ プッシュ型支援

東日本大震災など過去の大規模災害によれば、被害が甚大である場合、情報の寸断や、市町によっては自治体の行政機能が不全に陥り、県に対する必要物資の支援要請が行えないことが明らかとなった。県は、平常時から市町の備蓄場所・備蓄量等について、定期的に情報収集を行ない、市町からの要請を待たずに物資の供給を行ういわゆる「プッシュ型支援」を想定した備蓄に努める。

4 県備蓄物資の数値目標等について

本県における備蓄物資の数値目標の算定に当たっては、平成25年8月28日、本県で策定した「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」における避難所への避難者を基本とする。

同想定では、南海トラフを震源域とする地震・津波について、比較的発生頻度の高い地震・津波（以下L1とする）と、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度の極めて低いものであるが、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波（以下L2とする）の2つに分けて被害想定を算定している。本県における備蓄物資の数値目標は、「命を守ること」に主眼において、L2に対応した備蓄を行うものとする。

【避難者数の推移】

	発災直後			1週間後			1ヵ月後		
	全体	避難所	避難所外	全体	避難所	避難所外	全体	避難所	避難所外
L1	59,000	35,000	24,000	12,000	7,100	4,800	20,000	6,000	14,000
L2	199,000	119,000	80,000	132,000	95,000	37,000	230,000	69,000	161,000

香川県地震・津波被害想定より抜粋

(1) 備蓄目標日数

4日目以降は、国や他県等の救援物資が供給されると考え、発災後の3日分について、1日分を県及び市町が協力して避難者数に応じた現物備蓄を行い、2日分を協定等による流通備蓄により対応することとする。

(2) 備蓄品目

ア 備蓄品目について

(ア) 食料及び飲料水

「命を守ること」に主眼を置き、発災初期における生命の維持に必要な食料として、食料（アルファ米、粉ミルク等）、飲料水を備蓄する。

そのため、なるべく水や燃料を必要とせず、長期間保存可能なものとし、備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

(イ) 毛布及び生理用品、紙おむつ

家庭からの発災初期における持ち出しが困難な毛布類や、東日本大震災時に不足し、衛生面からも必要とされた生理用品、紙おむつについて備蓄する。

イ 備蓄品目毎の考え方について

○ 食料（主食）

目標量：避難所避難者数×食料需要者係数(1.2)×1日分(3食)÷2(市町と等分)

※ 食料需要者係数とは、阪神淡路大震災の際、避難所へ食料を求めた避難者の割合(20%)

○ 調製粉乳

目標量：避難所避難者数×食料需要者係数(1.2)×0歳児人口比(0.84%)×1日分(140g(28g×5回/日))÷2(市町と等分)

○ 飲料水

目標量：避難所避難者数×食料需要者係数(1.2)×1日分(30)÷2(市町と等分)

○ 毛布（アルミブランケット）

目標量：(避難所避難者数－流通備蓄見込量)×1枚÷2(市町と折半)

○ 生理用品

目標量：避難所避難者数×10歳から60歳までの女性比率(27.9%)×1パック×生理中の割合(7/30)÷2(市町と折半)

○ 紙おむつ（大人用）

目標量：避難所避難者数×寝たきり高齢者人口比率(0.5%)×1日分(8枚)÷2(市町と折半)

○ 紙おむつ（子供用）

目標量：避難所避難者数×0～2歳児人口比率(2.5%)×1日分(8枚)÷2(市町と折半)

(3) 備蓄品目毎の備蓄目標量

以上の算定に関する基本的な考え方を踏まえ、算定した県における備蓄品目毎の目標量については、次表のとおりである。

品名	単位	目標量	既備蓄量※	追加必要量	備考
食料（主食）	食	214,950	36,000	178,950	要配慮者向け・アレルギー対応の備蓄を考慮
調製粉乳	kg	85	14	71	アレルギー対応の備蓄を考慮
飲料水	ℓ	214,950	33,000	181,950	
毛布(アルミブランケット)	枚	58,145	10,062	48,083	
生理用品	パック	3,886	2,515	1,371	
紙おむつ(大人用)	枚	2,388	823	1,565	
紙おむつ(小人用)	枚	11,939	2,736	9,203	

※ 既存備蓄については、平成17年3月に公表の「香川県南海地震被害想定調査」に基づき備蓄したもの。

(4) 整備目標期間

平成27年度から平成29年度までの3年間で、計画的な整備に努める。

5 備蓄物資の保管について

備蓄物資の保管にあたっては、被災者に迅速に物資を提供するため、保管場所の被災による物資の滅失リスクを低減するために、想定される避難者の割合に応じて分散して備蓄することとする。

また、備蓄物資の保管場所は、耐震性があること、津波・洪水等の際に浸水しないこと、必要な際に搬出がし易いこと等に配慮して選定することとする。

6 備蓄物資の更新について

県は、備蓄物資の備蓄目標量を維持できるよう、賞味期限等の保存期間を有するものについては計画的に備蓄物資の更新を行うものとする。なお、災害時に供給することなく保存期限が近付いた備蓄物資は、保存期限満了前に、県の総合防災訓練等において配布する等の方法により、県民の防災意識向上のため、利活用するものとする。

7 協定による物資調達（流通備蓄）について

(1) 基本的な考え方

災害発生時に物資の迅速な調達を可能とするため、民間事業者等と物資の優先供給に係る協定締結に努める。大規模災害発生時には、協定締結先が被災することも視野に入れ、多彩な調達先の確保に努めることとする。

(2) 調達物資のニーズの把握

避難所等で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮した物資の調達を行うものとする。

(3) プル型支援

大規模災害発生直後において、情報が寸断し、市町の行政機能が低下した場合には「プッシュ型支援」は有効であるが、プッシュ型支援を継続することは、市町の二次（地域）物資拠点等における在庫物資の滞留を招く虞がある。

そのため、市町の行政機能の復旧に合わせて、被災者ニーズの的確な把握に努め、適切な量と品質の物資を確実に届ける「プル型支援」に移行することとし、被災者ニーズを見据えた協定先からの物資調達に努めることとする。

8 県備蓄物資の配分について

(1) 基本的な考え方

災害発生時には、市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資につき、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、市町が一義的な責任を負うものとする。

県は、市町を補完する立場として物資を備蓄し、市町の現物備蓄・調達物資が不足する場合、市町は、県に対して物資の供給要請を行い、県は、その要請に基づき、県の保有する備蓄物資等を、原則として市町が設置した二次（地域）物資拠点へと搬送するものとする。

(2) プッシュ型支援

東日本大震災など過去の大規模災害によれば、被害が甚大である場合、情報の寸断や、市町によっては自治体の行政機能が不全に陥り、県に対する必要物資の支援要請が行えないことが明らかとなったことから、県は、市町の物資の需要に関する情報収集を行い、必要とされる物資を予測して、必要があると認められる場合には、市町からの要請を待たずに物資の供給を行う「プッシュ型支援」を行うものとする。

(3) 市町と県の情報共有

市町及び県は、「プッシュ型支援」を想定して、平常時から、県が、備蓄場所・備蓄量等について定期的に調査を行なうなど、備蓄物資に関する情報が最新のものとなるよう情報共有に努めるものとする。

9 職員用備蓄について

(1) 基本的な考え方

県職員は、大規模災害発生時には登庁時に可能な限り各自で2～3日分の食料、飲料水を確保した上で参集することとされている。しかしながら、勤務時間中に発災する虞もあることから、県職員は、あらかじめ各自で職場に食料等を備蓄しておくとともに、県は、被災市町に対する支援物資の備蓄に加えて、災害対応や非常時優先業務に従事する職員に対して、必要最小限度の食料及び飲料水を備蓄するものとする。

(2) 対象職員数

大規模地震発生時の第3次配備である全所属の全職員（約2,800人）の約7割である2,000人分の食料及び飲料水を備蓄する。

(3) 備蓄目標量

ア 食料

目標量：対象職員数×2食（1日分）×3日分＝12,000食

イ 飲料水

目標量：対象職員数×1ℓ（1日分）×3日分＝6,000ℓ

10 災害用医薬品等の備蓄及び調達

(1) 基本的な考え方

県が行う震災時用医薬品等の備蓄及び調達については、災害時における初期医療救護活動に資することを目的とする。

(2) 震災時用医薬品等の備蓄

県では災害時における被災者の緊急救護用として、応急救護所等へ医薬品及び衛生材料を供給するため、県下の保健所及び県が管理委託を締結した機関（災害拠点病院等）に震災時用医薬品等を備蓄しており、今後も、定期的な点検及び更新を行うなど、震災時用医薬品等の計画的な管理に努めることとする。

(3) 協定による医薬品等の調達

災害発生時に震災時用医薬品等の備蓄では不足すると予想される場合には、香川県医薬品卸業協会、香川県医薬品小売商業組合、一般社団法人香川県薬剤師会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門香川県支部等との協定に基づき、医薬品等の調達を図るものとする。

1 2 - 1 水道の整備状況一覧

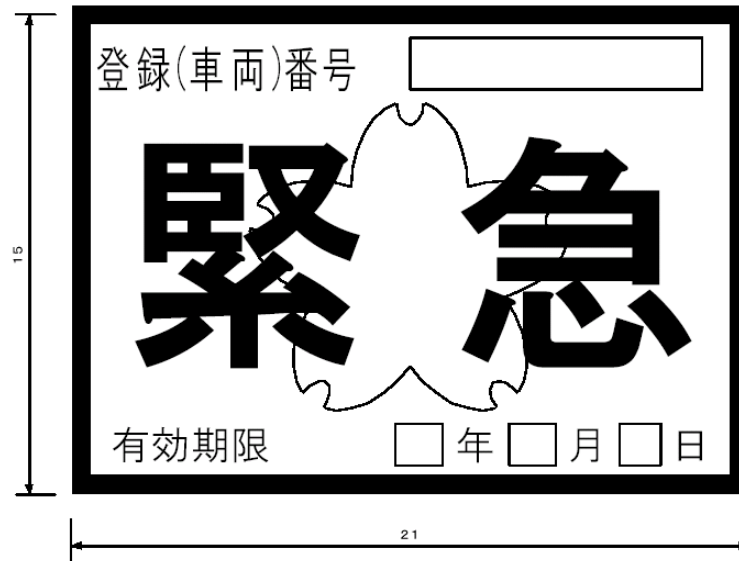
(1)水道の現況(令和3年度)

	施設数 (箇所)	給水人口 (人)	年間水量(千m ³ /年)		計画1日 最大給水量 (m ³ /日)	1日最大 給水量 (m ³ /日)	1日平均 給水量 (m ³ /日)	普及率 (%)	
			給水量	有収水量					
水道事業	上水道 (A)	1	925,965	124,911	110,288	386,700	383,834	342,222	99.1
	簡易水道 (B)	1	3,013	1,891	1,874	7,000	6,256	5,180	0.3
専用水道	自己水源のみ (C)	6	3	518	518	3,046	1,990	1,420	0.0
	一部又は全部受水 (D)	32	4,545	738 (1,511)	738 (1,511)	4,086 (10,261)	3,033 (7,327)	2,021 (4,140)	—
計		A~D 40	A+B+C 928,981	A+B+C+D 128,058	A+B+C+D 113,418	A+B+C+D 400,832	A+B+C+D 395,113	A+B+C+D 350,843	99.4

- 注) 1. 施設数及び給水人口 = 令和4年3月31日現在の数値
 2. 普及率 = 令和4年4月1日現在の県統計調査課「人口移動調査速報」の総人口(934,655人)に対する給水人口の割合
 3. 専用水道(D)欄 = 上段: 自己水源による給水量、下段(): (上水道からの受水量) + (自己水源による給水量)
 4. 各項目の単位で四捨五入しているため、計で一致しない場合がある

1 3 - 1 緊急通行車両の標章及び確認証明書

1 緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さは、センチメートルとする。

2 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	
	氏名又は名称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A4 とする。

13-2 緊急通行車両の確認

1 概要

香川県公安委員会は、災害が発生し、まさに発生しようとする場合等において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、災害対策基本法等の規定に基づき、区間又は区域を定めて緊急通行車両等以外の車両の道路における通行の禁止又は制限を行う。

道路交通法に規定される緊急自動車以外の災害応急対策活動等に従事する車両は、県知事又は県公安委員会の緊急通行車両としての確認と「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けなければ規制区間・区域を通行することができない。

県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両確認事務の省力化、効率化を図るため、災害対策活動等について使用される車両について、災害発生前においても、緊急通行車両としての確認を行い、標章等を交付する。

2 対象車両

- (1) 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両
- (2) 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく緊急輸送車両
- (3) 原子力災害特別措置法の規定に基づく緊急通行車両
- (4) 武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律の規定に基づく緊急通行車両

3 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代表者を含む。）

4 申請先

車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は、香川県警察本部交通規制課

5 提出書類

- (1) 緊急通行車両確認申出書 1通
 - (2) 申請車両の自動車検査証の写し 1通
 - (3) 疎明資料
輸送協定書、その他業務内容を疎明する書類（指定行政機関との協定書の写し、上申書等）
1通
- ※ 指定行政機関等が所有する車両を申請する場合、(3)は不要
- ※ 「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けた車両を申請する場合、同届出済証を(2)、(3)に代えることができる。

別記様式第3(第6条関係)

別記様式第6(第6条関係)

年 月 日		知事・公安委員会 殿		緊急通行車両確認申出書		申出者 住所 氏名		年 月 日	
番号標に標示 されている番号				番号標に表示 されている番号					
車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名)				輸送人員又は品名					
活 動 地 域				活 動 地 域					
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番		車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番			
	氏名又は は名称				氏名又は は名称				
緊 急 連 絡 先	住 所	() 局 番		緊 急 連 絡 先	住 所	() 局 番			
	氏 名				氏 名				
備 考				備 考					

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

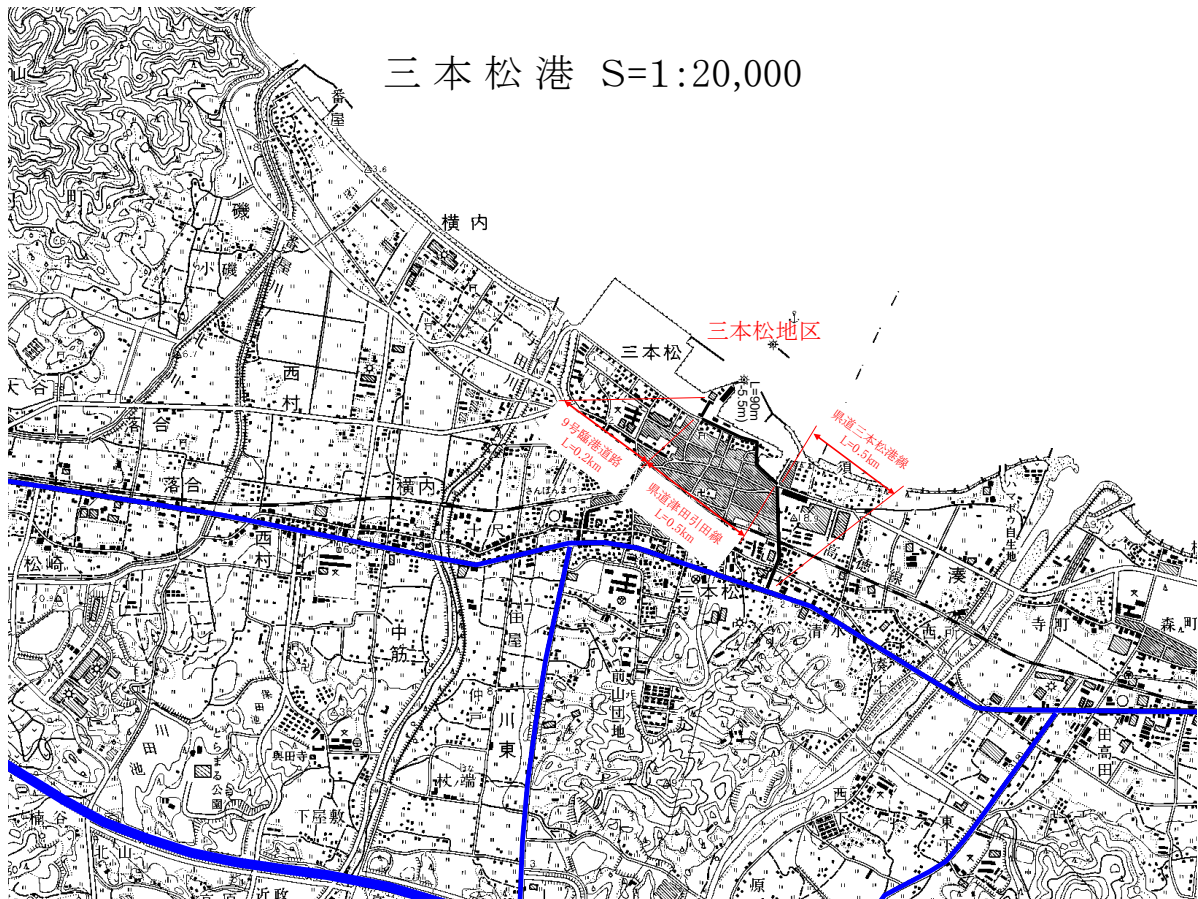
13-3 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図

港湾名	地区名	輸送確保路線への連絡経路
高松港	朝日地区	①→臨港道路F地区7号線→臨港道路朝日町本線→市道高松海岸線 ②→臨港道路F地区21号線→臨港道路F地区2号線→臨港道路B地区2号線外→市道高松海岸線
	朝日C地区	→臨港道路C地区14号線→県道高松東港線→高松海岸線2号線
坂出港	西ふ頭地区	→県道瀬居坂出港線→さぬき浜街道
三本松港	三本松地区	→9号臨港道路→県道津田引田線→県道三本松港線→国道11号
津田港	津田地区	→津田港臨港道路→市道津田港臨港線支線→市道津田港臨港線→国道11号
坂手港	坂手地区	→坂手港臨港道路→坂手港線
土庄港	大木戸地区	→臨港道路大木戸臨港1号線→臨港道路大木戸臨港2号線→国道436号
宮浦港	宮浦地区	→臨港道路→県道北風戸積浦線
丸亀港	本港地区	→市道西平山港町線→市道港町区画5号線→さぬき浜街道
詫間港	経面地区	→臨港道路経面4号臨港線→臨港道路経面3号臨港線→県道詫間仁尾線
観音寺港	観音寺地区	→県道観音寺港線→県道丸亀詫間豊浜線

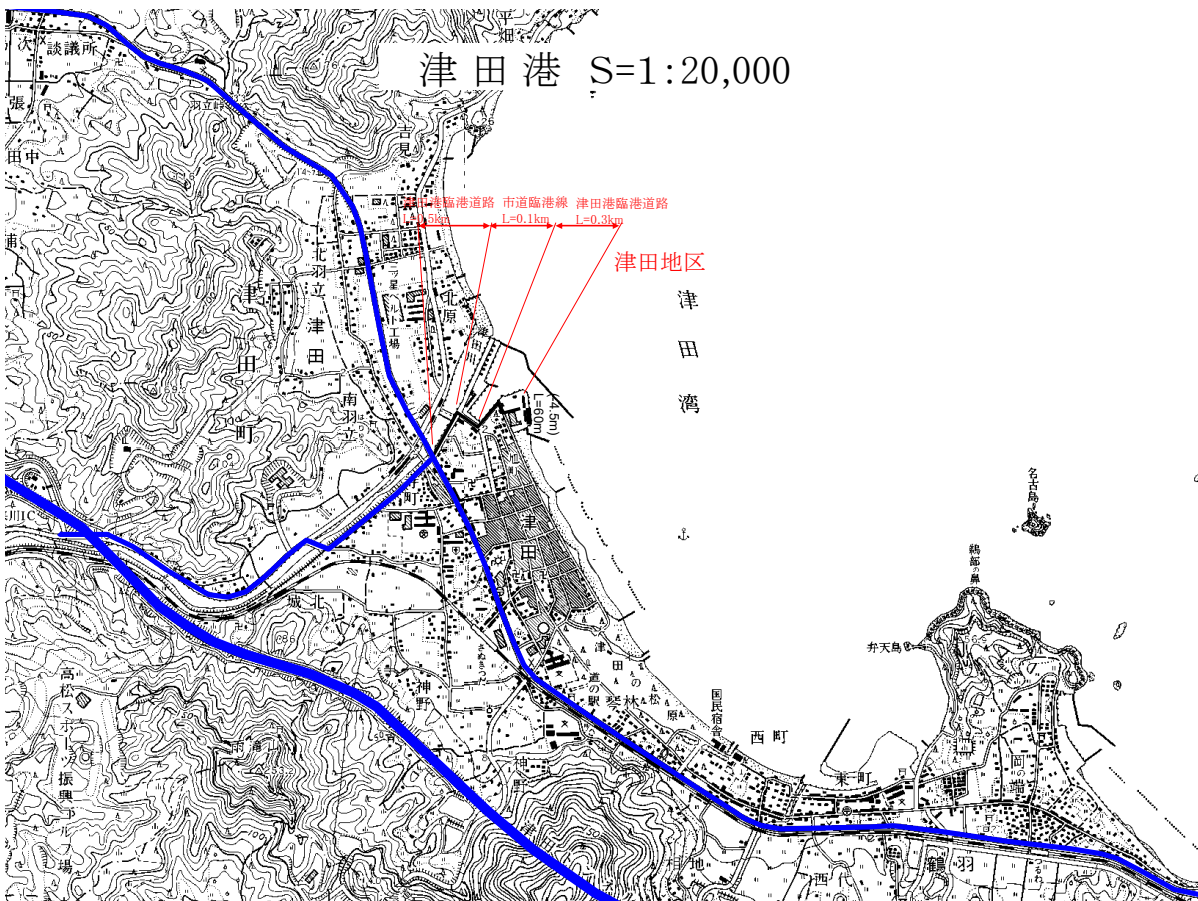
<防災機能強化港位置図>



○三本松港

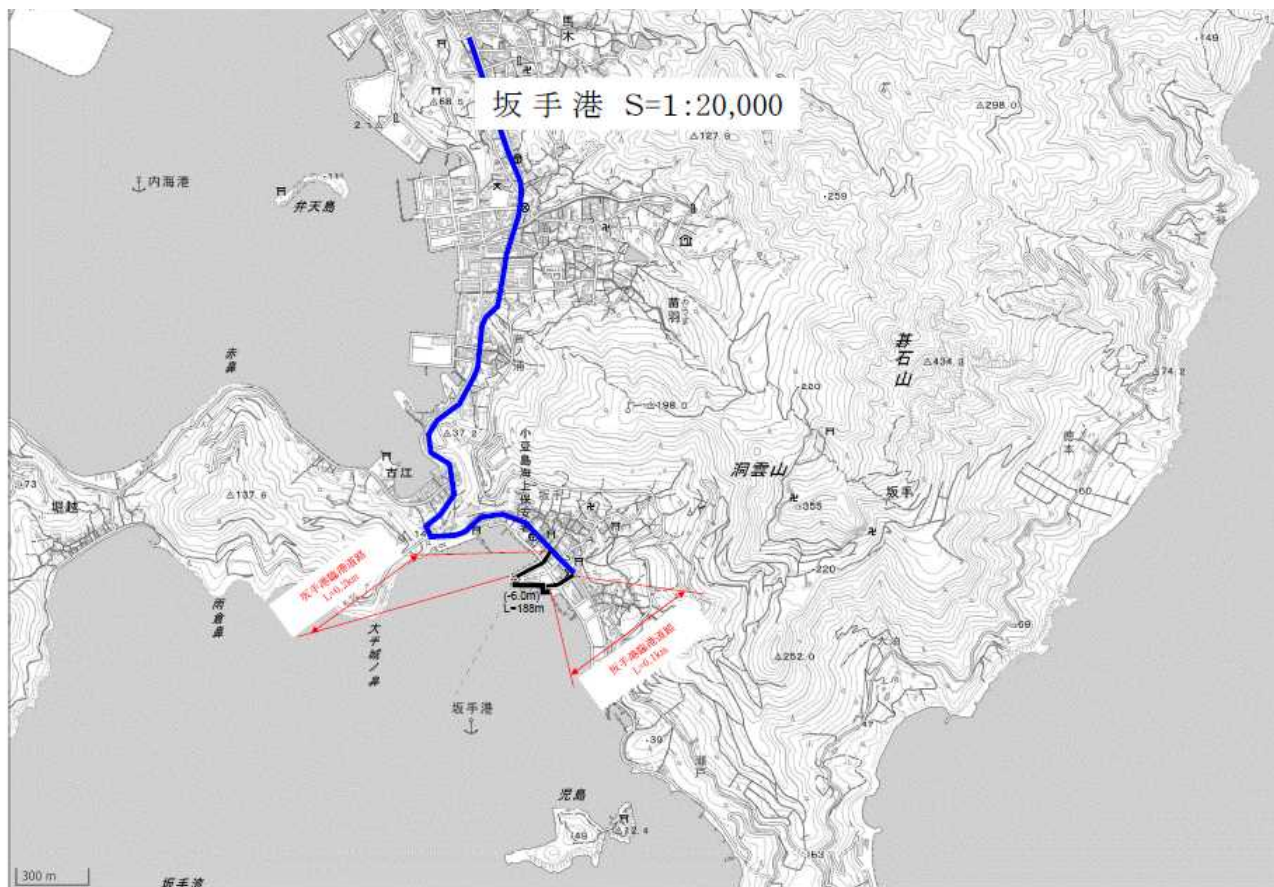


○津田港



地理院地図を基に作成

○坂手港

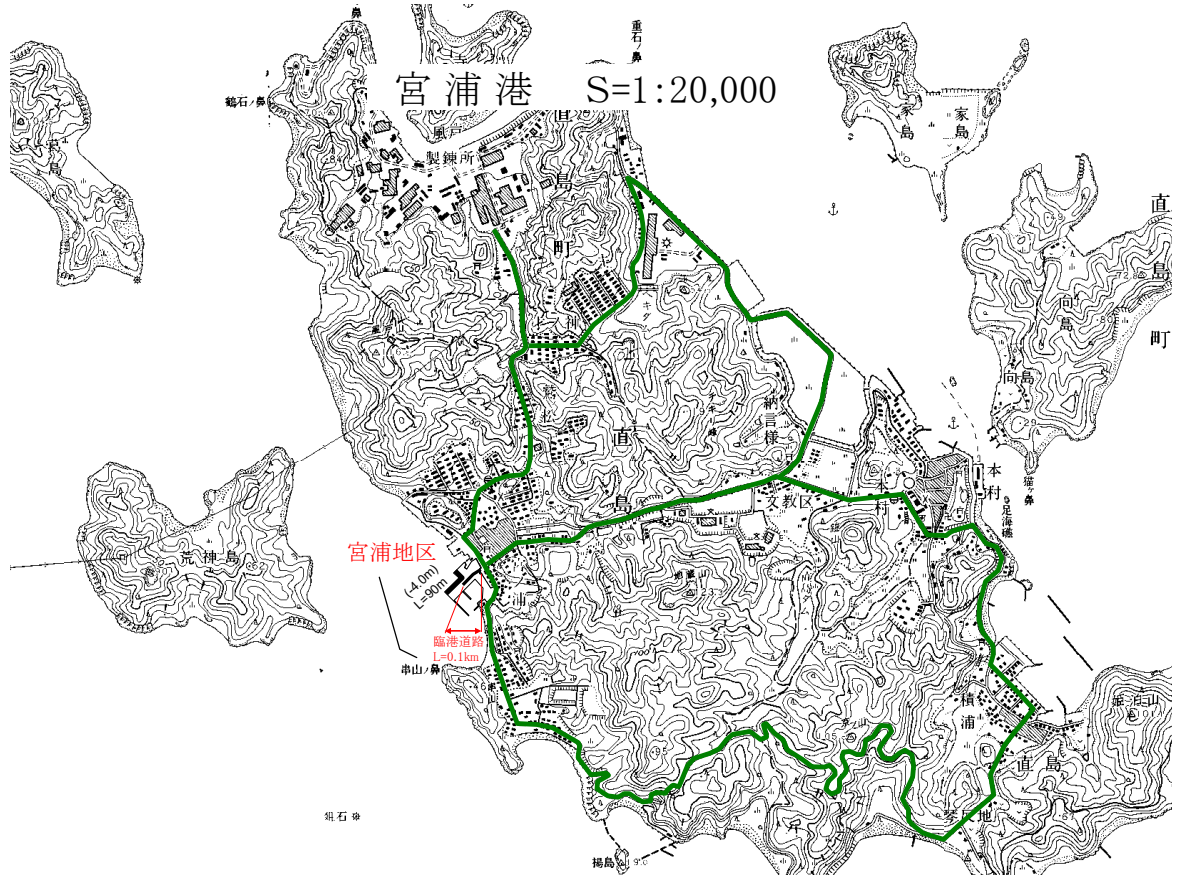


○土庄港



地理院地図を基に作成

○宮浦港

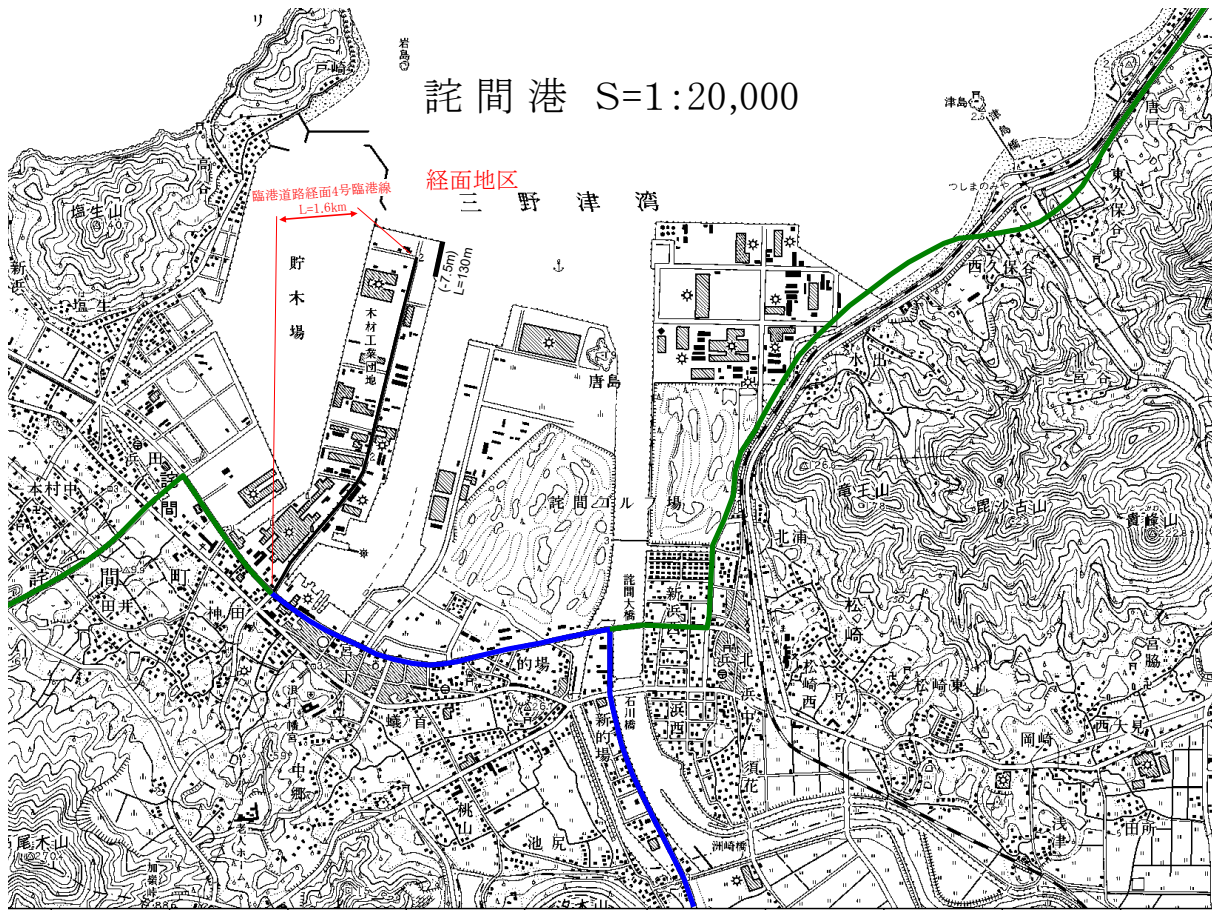


○丸亀港

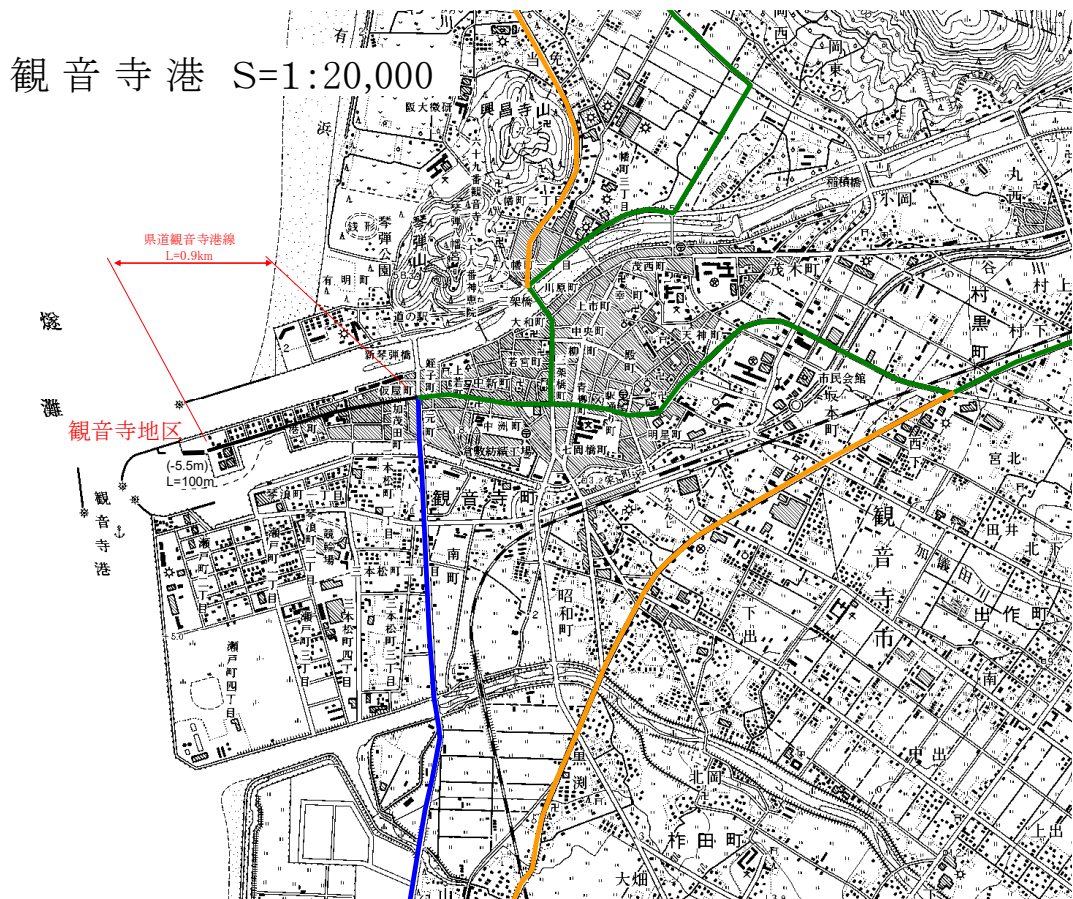


地理院地図を基に作成

○詫間港



○観音寺港



地理院地図を基に作成

1 3 - 4 異常気象時における道路通行規制基準

香川県

道路種別：一般国道

	路線名	担当土木事務所名	規制区間			交通量 H22(台/日)	規制条件(通行止)		危険内容	備考
			所在地	距離標	延長(km)		気象等基準値	気象等観測所 道路モニター		
1	国道318号	長尾	東かがわ市西山 "	0.7 ~ 2.7	2.0	3,559	積雪深 200mm	与田山観測所	積雪	迂回路なし
2	国道377号	"	東かがわ市五名端 東かがわ市五名大楯	4.7 ~ 12.0	7.3	1,176	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	五名観測所	落石 土砂崩壊 積雪	主 津田川島線
3	国道377号	"	さぬき市多和 "	18.4 ~ 20.9	2.5	353	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	中山観測所	落石 土砂崩壊 積雪	主 志度山川線
4	国道193号	"	木田郡三木町中山(県境) 木田郡三木町小蓑下所	0.0 ~ 3.6	3.6	3,535	積雪深 200mm	中山観測所	積雪	主 志度山川線
5	国道377号	西讃	三豊市山本町神田立石 三豊市山本町神田川原	76.8 ~ 80.8	4.0	9,812	積雪深 200mm	上麻観測所	積雪	主 詫間琴平線
6	国道438号	中讃	仲多度郡まんのう町川東 "	1.3 ~ 3.0	1.7	2,476	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	明神観測所	落石 土砂崩壊 積雪	迂回路なし
	一般国道		4 路線							
	小計		6 ケ 処		21.1					

香川県

道路種別:主要地方道

	路線名	担当土木事務所名	規制区間			交通量 H22(台/日)	規制条件(通行止)			備考
			所在地	距離標	延長(km)		気象等基準値	気象等観測所 道路モニター	危険内容	
7	徳島引田線	長尾	東かがわ市坂元(県境) ～ 東かがわ市坂元大谷	0.0 ～ 4.8	4.8	94	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	坂元観測所	落石 土砂崩壊 積雪	国 国道11号
8	津田川島線	"	さぬき市大川町田面 ～ 東かがわ市五名	6.8 ～ 11.4	4.6	543	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	日下峠観測所	落石 土砂崩壊 積雪	国 国道377号
9	津田川島線	"	東かがわ市五名大楯 ～ "	14.5 ～ 15.7	1.2	696	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	鈴竹観測所	落石 土砂崩壊 積雪	国 国道377号
10	志度山川線	"	さぬき市前山字大多和 ～ さぬき市多和字額	11.5 ～ 15.0	3.5	4,920	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	前山観測所	落石 土砂崩壊 積雪	一 多和三木線
11	塩江屋島西線	高松	高松市塩江町安原上 ～ 高松市東植田町	0.0 ～ 10.5	10.5	2,039	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm	菅沢観測所	落石 土砂崩壊	国 国道193号
12	美馬塩江線	"	高松市塩江町安原上西甲(県境) ～ 高松市塩江町安原上東	0.0 ～ 9.7	9.7	1,378	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	内場観測所	落石 土砂崩壊 積雪	国 国道193号
13	高松牟礼線	"	高松市庵治町鎌野 ～ 高松市牟礼町役戸	11.5 ～ 17.0	5.5	5,220	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 波浪 2.5m	高尻観測所	土砂崩壊 波浪	迂回路なし
14	高松王越坂出線	中讃	坂出市王越町乃生 ～ 坂出市大屋富町	15.8 ～ 19.0	3.2	1,948	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm	王越観測所	落石 土砂崩壊	国 国道11号
15	丸亀三好線	"	仲多度郡まんのう町塩入 ～ 仲多度郡まんのう町七箇(県境)	20.2 ～ 27.3	7.1	1,692	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	野口観測所	落石 土砂崩壊 積雪	国 国道32号
16	丸亀詫間豊浜線	西讃	三豊市仁尾町仁尾天王 ～ 観音寺市室本町大横	23.9 ～ 28.0	4.1	7,969	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 波浪 2.5m	仁尾観測所	土砂崩壊 波浪	国 国道11号

香川県

道路種別:主要地方道

	路線名	担当土木事務所名	規制区間			交通量 H22(台/日)	規制条件(通行止)			危険内容	備考
			所在地	距離標	延長(km)		気象等基準値		気象等観測所 道路モニタ-		
17	観音寺佐野線	西 讃	観音寺市大野原町海老済 観音寺市大野原町海老済(県境)	12.7 ～ 16.2	3.5	363	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	曼陀観測所	落石 土砂崩壊 積雪	国 国道32号	
18	土庄神懸線	小豆総合	小豆郡土庄町肥土山 小豆郡小豆島町神懸通	4.5 ～ 10.5	6.0	172	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	四方指観測所	落石 土砂崩壊 積雪	迂回路なし	
19	寒霞溪公園線	"	小豆郡小豆島町神懸通 小豆郡小豆島町神懸通	0.0 ～ 4.0	4.0	149	積雪深 200mm	内海観測所	積雪	迂回路なし	
20	嶮岨山線	"	小豆郡土庄町大部 "	0.0 ～ 6.0	6.0	384	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm	四方指観測所	落石 土砂崩壊	迂回路なし	
				0.0 ～ 3.0			積雪深 200mm		積雪		
21	小菘前田東線	長 尾	木田郡三木町小菘下所 木田郡三木町朝倉	0.1 ～ 9.5	9.4	639	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	中山観測所	落石 土砂崩壊 積雪	国 国道193号	
22	込野観音寺線	西 讃	三豊市山本町河内長野(県境) 三豊市山本町河内長野	0.0 ～ 6.4	6.4	952	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	栗井観測所	落石 土砂崩壊 積雪	国 国道32号	
23	観音寺池田線	"	三豊市財田町財田上 "徳島県との県境	18.0 ～ 21.9	3.9	4,313	連続雨量 250mm	新猪鼻 TN 雨量局(香川県側)	落石	国 国道32号	
	主要地方道計		16 路線 17 ケ 処		96.4						

香川県

道路種別：一般県道

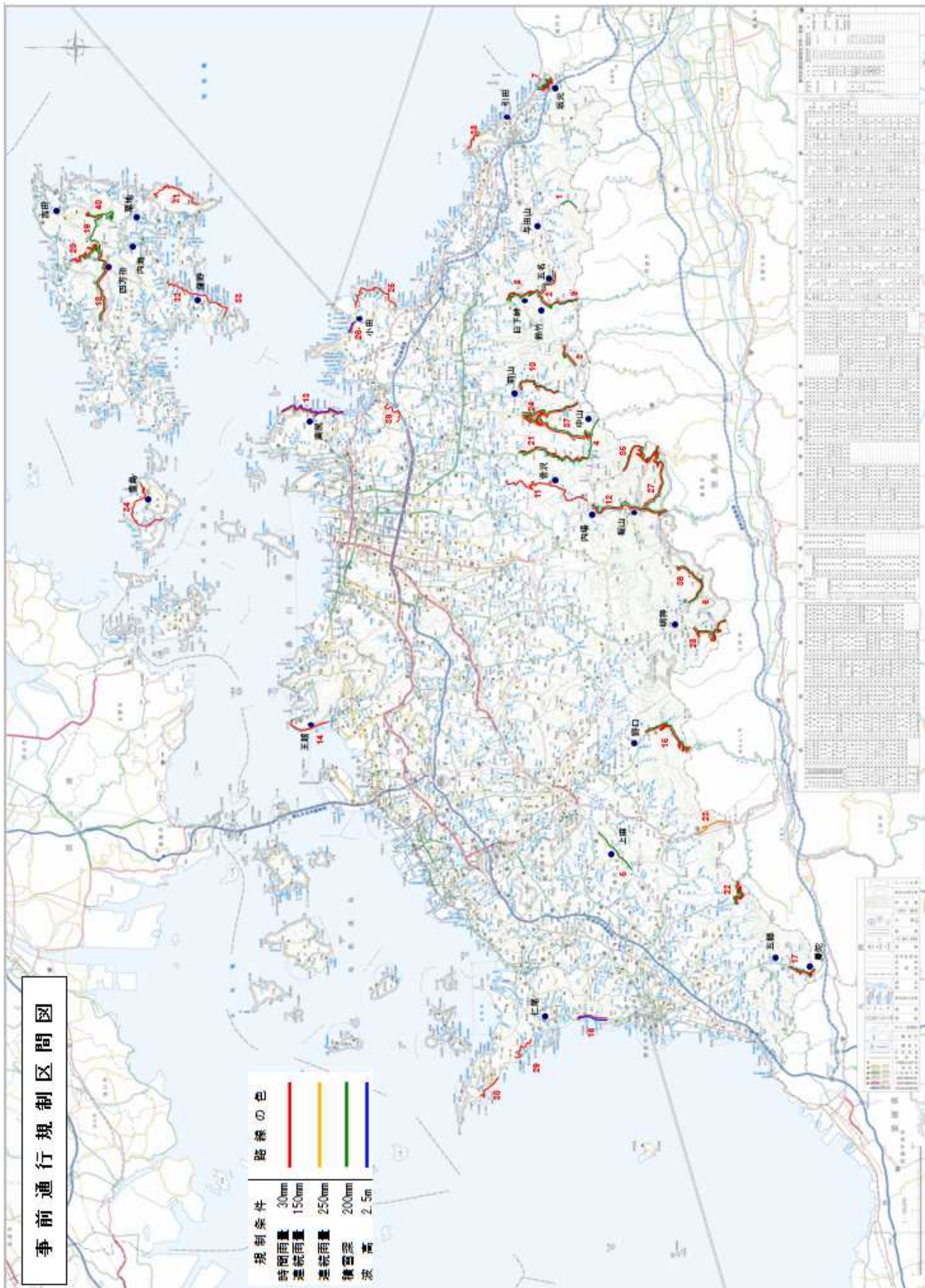
	路線名	担当土木事務所名	規制区間			交通量 H22(台/日)	規制条件(通行止)		危険内容	備考
			所在地	距離標	延長(km)		気象等基準値	気象等観測所 道路モニター		
24	多和三木線	長尾	木田郡三木町広野 木田郡三木町鹿庭	0.6 ～ 5.6	5.0	111	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	前山観測所	落石 土砂崩壊 積雪	主 志度山川線
25	志度小田津田線	"	さぬき市小田奥の谷 さぬき市津田町津田平畑	6.1 ～ 11.7	5.6	1,133	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm	小田観測所	落石 土砂崩壊	国 国道11号
26	大串鴨部線	"	さぬき市小田興津 さぬき市小田西浜	2.5 ～ 3.3	0.8	283	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 波浪 2.5m	小田観測所	落石 土砂崩壊 波浪	国 国道11号
27	大滝上西線	高松	高松市塩江町大滝山 高松市塩江町上西	0.0 ～ 9.3	9.3	150	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	堀山観測所	落石 土砂崩壊 積雪	迂回路なし
28	勝浦三野線	中讃	仲多度郡まんのう町勝浦 仲多度郡まんのう町勝浦(県境)	2.7 ～ 8.2	5.5	559	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	明神観測所	落石 土砂崩壊 積雪	迂回路なし
29	大浜仁尾線	西讃	三豊市詫間町大浜鴨ノ越 三豊市詫間町大浜名部戸	3.0 ～ 4.5	1.5	605	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm	仁尾観測所	落石 土砂崩壊	— 紫雲出山線
30	紫雲出山線	"	三豊市詫間町大浜錦根 三豊市詫間町生里	3.2 ～ 5.2	2.0	2,693	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm	仁尾観測所	落石 土砂崩壊	— 大浜仁尾線
31	橘大角坂手港線	小豆総合	小豆郡小豆島町安田 小豆郡小豆島町大泊	0.5 ～ 4.5	4.0	440	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm	粟地観測所	落石 土砂崩壊	国 国道436号
32	蒲野西村線	"	小豆郡小豆島町蒲野 小豆郡小豆島町竹生	1.0 ～ 4.0	3.0	653	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm	蒲野観測所	落石 土砂崩壊	— 三都港平木線
33	三都港平木線	"	小豆郡小豆島町神浦 小豆郡小豆島町蒲野	1.4 ～ 2.4	1.0	564	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm	蒲野観測所	落石 土砂崩壊	迂回路なし
34	豊島循環線	"	小豆郡土庄町豊島唐櫃 小豆郡土庄町豊島甲生		8.0	866	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm	豊島観測所	落石 土砂崩壊	迂回路なし

香川県

道路種別：一般県道

	路線名	担当土木事務所名	規制区間			交通量 H22(台/日)	規制条件(通行止)		危険内容	備考
			所在地	距離標	延長(km)		気象等基準値	気象等観測所 道路モニター		
35	穴吹塩江線	高松	高松市塩江町安原上東 "	0.0 ~ 11.5	11.5	682	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	内場観測所	落石 土砂崩壊 積雪	迂回路なし
36	久保谷塩江線	中讃	仲多度郡まんのう町川東 "	0.0 ~ 2.1	2.1	198	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	明神観測所	落石 土砂崩壊 積雪	迂回路なし
37	鹿庭奥山線	長尾	木田郡三木町鹿庭 木田郡三木町堂ヶ平	1.0 ~ 9.2	8.2	192	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	中山観測所	落石 土砂崩壊 積雪	国 国道193号
38	津田引田線	"	東かがわ市引田大安戸 東かがわ市松原小松原	16.0 ~ 20.0	4.0	1,290	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm	引田観測所	落石 土砂崩壊	国 国道11号
39	太田上町志度線	"	さぬき市志度八丁地 木田郡三木町立石	10.1 ~ 12.9	2.8	402	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm	志度観測所	落石 土砂崩壊	迂回路なし
40	福田港神懸線	小豆総合	小豆郡小豆島町福田字中道 小豆郡小豆島町安田字嶮岨山	8.1 ~ 10.1	2.0	580	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	吉田観測所	落石 土砂崩壊 積雪	迂回路なし
	一般道計		17 路線 17 ケ 処		76.3					

13-5 異常気象時道路通行規制箇所図



13-6 民間物資拠点一覧

番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地
1	日本通運(株)	高松ターミナル	トラック	高松市朝日町 6-8-3
2	日本通運(株)	郷東町第3号倉庫	倉庫	高松市郷東町 792-79
3	四国西濃運輸(株)	三豊支店	トラック	観音寺市大野原町大野原 3980
4	四国福山通運(株)	大野原営業所	トラック	観音寺市大野原町大野原 3977-1
5	ヤマト運輸(株)	四国支社	トラック	綾歌郡宇多津町吉田 4001-39
6	四国名鉄運送(株)	中讃営業所	トラック	丸亀市飯山町西坂元 472-1
7	(株)フードレック	本社物流センター	倉庫	観音寺市柞田町丙 2066-1
8	高松臨港倉庫(株)	宇多津センター	倉庫	綾歌郡宇多津町浜 3 番丁 32
9	関西陸運(株)	高松物流センター	倉庫	さぬき市昭和 121-20
10	ヤマト運輸(株)	香川土庄センター	トラック	小豆郡小豆島町蒲生 1928-1
11	(株)朝日通商	仕上加工工場倉庫	その他	高松市国分寺町新名 1785-2
12	(株)朝日通商	本社新倉庫	倉庫	高松市国分寺町新名 1580
13	(株)ムロオ	高松支店坂出番の州ターミナル	倉庫	坂出市番の州 18 番 5
14	(株)エフエーエス	三野倉庫	倉庫	三豊市三野町大見字雁股甲 1610-1
15	シモハナ物流(株)	善通寺第二営業所	倉庫	善通寺市生野町字原 383-1

14-1 指定緊急避難場所一覧

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
日新小学校跡施設	香川県高松市瀬戸内町18-2	高松市	-	○	○	○	○	○	○	○	○	238
新番丁小学校	香川県高松市錦町2-14-1	高松市	087-851-1316	○	○	○	○	○	○	○	○	429
四番丁小学校跡施設	香川県高松市番町1-5-1	高松市	087-823-2714	○	○	○	○	○	○	○	○	315
亀阜小学校	香川県高松市亀岡町10-1	高松市	087-861-2013	○	○	○	○	○	○	○	○	351
栗林小学校	香川県高松市栗林町2-10-7	高松市	087-861-3438	○	○	○	○	○	○	○	○	429
花園小学校	香川県高松市花園町2-7-7	高松市	087-831-9129	○	○	○	○	○	○	○	○	310
築地小学校跡施設	香川県高松市築地町14-1	高松市	-	○	○	○	○	○	○	○	○	279
総合教育センター	香川県高松市末広町5	高松市	087-811-2161	○	○	○	○	○	○	○	○	310
鶴尾小学校	香川県高松市松並町636-1	高松市	087-867-2564	○	○	○	○	○	○	○	○	306
太田小学校	香川県高松市伏石町845-1	高松市	087-865-4433	○	○	○	○	○	○	○	○	393
太田南小学校	香川県高松市太田下町1823-1	高松市	087-865-9395	○	○	○	○	○	○	○	○	393
中央小学校	香川県高松市松縄町1138	高松市	087-866-2938	○	○	○	○	○	○	○	○	306
木太小学校	香川県高松市木太町3480-1	高松市	087-861-6337	○	○	○	○	○	○	○	○	324
木太北部小学校	香川県高松市木太町2613	高松市	087-831-4150	○	○	○	○	○	○	○	○	274
木太南小学校	香川県高松市木太町1530-1	高松市	087-866-7295	○	○	○	○	○	○	○	○	324
古高松小学校	香川県高松市高松町398	高松市	087-841-9204	○	○	○	○	○	○	○	○	314
古高松南小学校	香川県高松市新田町甲2605	高松市	087-843-2467	○	○	○	○	○	○	○	○	277
屋島小学校	香川県高松市屋島西町1205-1	高松市	087-841-1538	○	○	○	○	○	○	○	○	405
屋島西小学校	香川県高松市屋島西町2469	高松市	087-841-1063	○	○	○	○	○	○	○	○	396
屋島東小学校	香川県高松市屋島東町942-1	高松市	087-843-8402	○	○	○	○	○	○	○	○	247
前田小学校	香川県高松市前田東町819-3	高松市	087-847-6562	○	○	○	○	○	○	○	○	315
川添小学校	香川県高松市東山崎町207-1	高松市	087-847-6055	○	○	○	○	○	○	○	○	396
林小学校	香川県高松市林町1108-1	高松市	087-865-6250	○	○	○	○	○	○	○	○	315
三溪小学校	香川県高松市三谷町2173-1	高松市	087-889-0767	○	○	○	○	○	○	○	○	234
仏生山小学校	香川県高松市仏生山町甲2461	高松市	087-889-0549	○	○	○	○	○	○	○	○	405
多肥小学校	香川県高松市多肥上町902-2	高松市	087-889-0537	○	○	○	○	○	○	○	○	315
一宮小学校	香川県高松市一宮町672-1	高松市	087-885-1764	○	○	○	○	○	○	○	○	405
円座小学校	香川県高松市円座町1630-2	高松市	087-885-2542	○	○	○	○	○	○	○	○	301
川岡小学校	香川県高松市川部町1552	高松市	087-885-1253	○	○	○	○	○	○	○	○	315
檀紙小学校	香川県高松市御麻町816	高松市	087-885-1715	○	○	○	○	○	○	○	○	405
弦打小学校	香川県高松市鶴市町374-1	高松市	087-881-3523	○	○	○	○	○	○	○	○	405
鬼無小学校	香川県高松市鬼無町佐藤607-1	高松市	087-881-2413	○	○	○	○	○	○	○	○	315
香西小学校	香川県高松市香西南町703-1	高松市	087-881-3214	○	○	○	○	○	○	○	○	464
下笠居小学校	香川県高松市生島町345	高松市	087-881-3011	○	○	○	○	○	○	○	○	315
女木小学校	香川県高松市女木町236-2	高松市	-	○	○	○	○	○	○	○	○	245
男木小・中学校	香川県高松市男木町165	高松市	087-873-0506	○	○	○	○	○	○	○	○	245
川島小学校	香川県高松市川島東町864-1	高松市	087-848-0050	○	○	○	○	○	○	○	○	315
十河小学校	香川県高松市十河西町366-5	高松市	087-848-0319	○	○	○	○	○	○	○	○	315
植田小学校	香川県高松市西植田町2337	高松市	087-849-0103	○	○	○	○	○	○	○	○	229

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			
東植田小学校	香川県高松市東植田町2008	高松市	087-849-0062	○	○	○	○	○	○	○	○	○	245
東植田小学校菅沢分校	香川県高松市菅沢町339	高松市	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	168
桜町中学校	香川県高松市桜町2-12-4	高松市	087-861-1668	○	○	○	○	○	○	○	○	○	390
紫雲中学校	香川県高松市紫雲町8-25	高松市	087-861-7144	○	○	○	○	○	○	○	○	○	477
玉藻中学校	香川県高松市上福岡町714-1	高松市	087-861-8196	○	○	○	○	○	○	○	○	○	495
高松第一学園(高松第一小・中学校)	香川県高松市松島町2-14-5	高松市	087-832-0311	○	○	○	○	○	○	○	○	○	721
鶴尾中学校	香川県高松市松並町639-1	高松市	087-867-3382	○	○	○	○	○	○	○	○	○	375
屋島中学校	香川県高松市屋島中町295	高松市	087-841-2236	○	○	○	○	○	○	○	○	○	362
協和中学校	香川県高松市元山町88-2	高松市	087-867-5937	○	○	○	○	○	○	○	○	○	366
龍雲中学校	香川県高松市出作町331-2	高松市	087-889-0131	○	○	○	○	○	○	○	○	○	354
勝賀中学校	香川県高松市香西南町565	高松市	087-881-3141	○	○	○	○	○	○	○	○	○	360
一宮中学校	香川県高松市一宮町1185-1	高松市	087-885-1664	○	○	○	○	○	○	○	○	○	396
香東中学校	香川県高松市円座町771	高松市	087-886-6580	○	○	○	○	○	○	○	○	○	354
下笠居中学校	香川県高松市生島町372-1	高松市	087-881-2621	○	○	○	○	○	○	○	○	○	396
山田中学校	香川県高松市川島東町1257-1	高松市	087-848-0071	○	○	○	○	○	○	○	○	○	362
太田中学校	香川県高松市太田下町1800	高松市	087-866-1370	○	○	○	○	○	○	○	○	○	439
古高松中学校	香川県高松市新田町甲190-1	高松市	087-841-1577	○	○	○	○	○	○	○	○	○	345
木太中学校	香川県高松市木太町5059-3	高松市	087-866-5588	○	○	○	○	○	○	○	○	○	345
香川大学附属中学校(体育館)	香川県高松市鹿角町394	国立大学法人	087-886-2121	○	○	○	○	○	○	○	○	○	370
高松第一高校	香川県高松市桜町2-5-10	高松市	087-861-0244	○	○	○	○	○	○	○	○	○	953
高松南高等学校(体育館)	香川県高松市一宮町531	香川県	087-885-1131	○	○	○	○	○	○	○	○	○	600
高松桜井高等学校(体育館)	香川県高松市多肥上町1250	香川県	087-869-1010	○	○	○	○	○	○	○	○	○	760
日新コミュニティセンター	香川県高松市瀬戸内町22-9	高松市	087-834-9911	○	○	○	○	○	○	○	○	○	101
二番丁コミュニティセンター	香川県高松市扇町2-8-7	高松市	087-822-3556	○	○	○	○	○	○	○	○	○	93
四番丁コミュニティセンター	香川県高松市番町二丁目3-5	高松市	087-851-8479	○	○	○	○	○	○	○	○	○	94
亀阜コミュニティセンター	香川県高松市宮脇町11-6-18	高松市	087-834-0797	○	○	○	○	○	○	○	○	○	111
栗林コミュニティセンター	香川県高松市栗林町3-2-12	高松市	087-835-5399	○	○	○	○	○	○	○	○	○	86
花園コミュニティセンター	香川県高松市観光通2-8-9	高松市	087-835-5398	○	○	○	○	○	○	○	○	○	112
松島コミュニティセンター	香川県高松市松福町2-15-24	高松市	087-821-0435	○	○	○	○	○	○	○	○	○	123
築地コミュニティセンター	香川県高松市築地町14-1	高松市	087-862-1166	○	○	○	○	○	○	○	○	○	122
新塩屋町コミュニティセンター	香川県高松市城東町1-1-47	高松市	087-822-1066	○	○	○	○	○	○	○	○	○	95
鶴尾コミュニティセンター	香川県高松市田村町303-1	高松市	087-866-3176	○	○	○	○	○	○	○	○	○	84
太田コミュニティセンター	香川県高松市伏石町2016-37	高松市	087-867-1139	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100
太田南コミュニティセンター	香川県高松市太田上町1045-2	高松市	087-865-9947	○	○	○	○	○	○	○	○	○	81
太田中央コミュニティセンター	香川県高松市松縄町1108-1	高松市	087-867-3396	○	○	○	○	○	○	○	○	○	81
木太コミュニティセンター	香川県高松市木太町3480-2	高松市	087-834-5547	○	○	○	○	○	○	○	○	○	104
木太北部コミュニティセンター	香川県高松市木太町2603	高松市	087-831-9000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	71
木太南コミュニティセンター	香川県高松市木太町1486	高松市	087-865-4273	○	○	○	○	○	○	○	○	○	74
古高松コミュニティセンター	香川県高松市高松町10-20	高松市	087-841-6262	○	○	○	○	○	○	○	○	○	90

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			
古高松南コミュニティセンター	香川県高松市春日町782-2	高松市	087-841-2186	○	○	○	○	○	○	○	○	69	
屋島コミュニティセンター	香川県高松市屋島中町449-1	高松市	087-841-6927	○	○	○	○	○	○	○	○	124	
屋島西コミュニティセンター	香川県高松市屋島西町2483-2	高松市	087-843-2961	○	○	○	○	○	○	○	○	80	
屋島東コミュニティセンター	香川県高松市屋島東町928	高松市	087-841-9931	○	○	○	○	○	○	○	○	75	
前田コミュニティセンター	香川県高松市前田東町838	高松市	087-847-6168	○	○	○	○	○	○	○	○	77	
川添コミュニティセンター	香川県高松市元山町136-4	高松市	087-847-5979	○	○	○	○	○	○	○	○	118	
林コミュニティセンター	香川県高松市林町329-1	高松市	087-866-3405	○	○	○	○	○	○	○	○	113	
三谷コミュニティセンター	香川県高松市三谷町1201-1	高松市	087-889-4938	○	○	○	○	○	○	○	○	143	
仏生山コミュニティセンター	香川県高松市仏生山町乙45-4	高松市	087-889-4955	○	○	○	○	○	○	○	○	121	
多肥コミュニティセンター	香川県高松市多肥上町433-5	高松市	087-889-4956	○	○	○	○	○	○	○	○	89	
一宮コミュニティセンター	香川県高松市一宮町838-1	高松市	087-886-4793	○	○	○	○	○	○	○	○	153	
円座コミュニティセンター	香川県高松市円座町1622-1	高松市	087-886-4993	○	○	○	○	○	○	○	○	90	
川岡コミュニティセンター	香川県高松市川部町486-3	高松市	087-886-4963	○	○	○	○	○	○	○	○	130	
檀紙コミュニティセンター	香川県高松市御殿町775-1	高松市	087-886-4955	○	○	○	○	○	○	○	○	99	
弦打コミュニティセンター	香川県高松市鶴市町356-3	高松市	087-882-0285	○	○	○	○	○	○	○	○	131	
鬼無コミュニティセンター	香川県高松市鬼無町佐藤31-3	高松市	087-882-0875	○	○	○	○	○	○	○	○	127	
香西コミュニティセンター	香川県高松市香西本町476-1	高松市	087-882-0294	○	○	○	○	○	○	○	○	130	
下笠居コミュニティセンター	香川県高松市生島町353-1	高松市	087-882-0856	○	○	○	○	○	○	○	○	230	
女木コミュニティセンター	香川県高松市女木町203-1	高松市	087-873-0105	○	○	○	○	○	○	○	○	61	
男木コミュニティセンター	香川県高松市男木町1988	高松市	087-873-0002	○	○	○	○	○	○	○	○	62	
川島コミュニティセンター	香川県高松市川島本町191-2	高松市	087-848-0054	○	○	○	○	○	○	○	○	123	
十河コミュニティセンター	香川県高松市十川西町299-1	高松市	087-848-0166	○	○	○	○	○	○	○	○	120	
西植田コミュニティセンター	香川県高松市西植田町2247-1	高松市	087-849-0101	○	○	○	○	○	○	○	○	73	
東植田コミュニティセンター	香川県高松市東植田町1825-1	高松市	087-849-0104	○	○	○	○	○	○	○	○	92	
高松北高等(中)学校(体育館)	香川県高松市牟礼町牟礼1583-1	香川県	087-845-2155	○	○	○	○	○	○	○	○	550	
牟礼中学校	香川県高松市牟礼町牟礼46-2	高松市	087-845-9604	○	○	○	○	○	○	○	○	452	
牟礼コミュニティセンター	香川県高松市牟礼町牟礼302-1	高松市	087-845-4111	○	○	○	○	○	○	○	○	149	
牟礼総合体育館	香川県高松市牟礼町牟礼152-10	高松市	087-845-7060	○	○	○	○	○	○	○	○	1100	
牟礼北小学校	香川県高松市牟礼町牟礼2900-1	高松市	087-845-5742	○	○	○	○	○	○	○	○	318	
牟礼小学校	香川県高松市牟礼町大町1560	高松市	087-845-9239	○	○	○	○	○	○	○	○	348	
牟礼中央公園一	香川県高松市牟礼町原1019-8	高松市	087-845-1563	○	○	○	○	○	○	○	○	360	
牟礼南小学校	香川県高松市牟礼町大町1115-1	高松市	087-845-9324	○	○	○	○	○	○	○	○	261	
高松市はらこども園	香川県高松市牟礼町原570-1	高松市	087-845-0234	○	○	○	○	○	○	○	○	60	
大町コミュニティセンター	香川県高松市牟礼町大町1463-2	高松市	087-870-1306	○	○	○	○	○	○	○	○	121	
香川県立保健医療大学(体育館)	香川県高松市牟礼町原281-1	香川県	087-870-1212	○	○	○	○	○	○	○	○	420	
深間ふれあいセンター	香川県高松市庵治町6391-17	高松市	-	○	○	○	○	○	○	○	○	87	
庵治中学校	香川県高松市庵治町691-1	高松市	087-871-2716	○	○	○	○	○	○	○	○	441	
庵治小学校	香川県高松市庵治町790-1	高松市	087-871-2581	○	○	○	○	○	○	○	○	243	
庵治コミュニティセンター・庵治武道館	香川県高松市庵治町888-1	高松市	087-871-4162	○	○	○	○	○	○	○	○	226	

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			
庵治小学校第二体育館	香川県高松市庵治町866-4	高松市	087-871-2581	○	○	○	○	○	○	○	○	○	387
庵治やすらぎ会館	香川県高松市庵治町6392-14	高松市	087-871-5111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	98
庵治斎場	香川県高松市庵治町1391	高松市	087-871-2539	○	○	○	○	○	○	○	○	○	80
大野コミュニティセンター	香川県高松市香川町大野1329-1	高松市	087-886-1960	○	○	○	○	○	○	○	○	○	108
大野小学校	香川県高松市香川町大野1045-1	高松市	087-885-2165	○	○	○	○	○	○	○	○	○	336
浅野小学校	香川県高松市香川町浅野3088	高松市	087-889-0215	○	○	○	○	○	○	○	○	○	336
浅野コミュニティセンター	香川県高松市香川町浅野826-2	高松市	087-888-2537	○	○	○	○	○	○	○	○	○	93
香川総合体育館	香川県高松市香川町川東下1917-1	高松市	087-879-8000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1136
川東コミュニティセンター	香川県高松市香川町川東上1865-13	高松市	087-879-4215	○	○	○	○	○	○	○	○	○	315
川東小学校	香川県高松市香川町川東上1865-8	高松市	087-879-2012	○	○	○	○	○	○	○	○	○	336
香川町グリーンセンター	香川県高松市香川町川東上604-85	高松市	087-879-5597	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200
香川町多目的研修集会施設	香川県高松市香川町安原下第3号194-1	高松市	087-879-7153	○	○	○	○	○	○	○	○	○	179
香川町高齢者活動促進センター	香川県高松市香川町東谷159-1	高松市	087-879-7310	○	○	○	○	○	○	○	○	○	56
東谷コミュニティセンター	香川県高松市香川町東谷873-3	高松市	087-879-7997	○	○	○	○	○	○	○	○	○	31
香南小学校	香川県高松市香南町横井1008	高松市	087-879-2269	○	○	○	○	○	○	○	○	○	285
香南中学校	香川県高松市香南町横井801	高松市	087-879-2064	○	○	○	○	○	○	○	○	○	485
香南コミュニティセンター	香川県高松市香南町由佐1172	高松市	087-879-8993	○	○	○	○	○	○	○	○	○	141
由佐農村環境改善センター	香川県高松市香南町由佐357-2	高松市	087-879-0115	○	○	○	○	○	○	○	○	○	150
池西農村環境改善センター	香川県高松市香南町池内522-1	高松市	087-879-3788	○	○	○	○	○	○	○	○	○	165
塩江コミュニティセンター	香川県高松市塩江町安原下第2号1645	高松市	087-897-0137	○	○	○	○	○	○	○	○	○	189
安原小学校跡施設	香川県高松市塩江町安原下第2号1684	高松市	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	225
安原小学校校跡施設	香川県高松市塩江町安原下第2号857	高松市	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
塩江支所	香川県高松市塩江町安原上東394番地の2	高松市	087-893-0220	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24
塩江連絡事務所	香川県高松市塩江町安原上東365	高松市	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
塩江小学校跡施設	香川県高松市塩江町安原上東365	高松市	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
梶川集会所	香川県高松市塩江町安原上東字梶川2173-8	自治会	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	49
塩江小・中学校	香川県高松市塩江町安原上231	高松市	087-893-0032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	897
塩江支所	香川県高松市塩江町上西乙549	高松市	087-893-0311	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
上西連絡事務所	香川県高松市塩江町上西乙461	高松市	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	143
上西小学校校跡施設	香川県高松市塩江町上西乙461	高松市	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	143
西山ふれあいセンター	香川県高松市塩江町上西甲947番地3	高松市	087-893-0192	○	○	○	○	○	○	○	○	○	38
国分寺中学校	香川県高松市国分寺町新居1131-1	高松市	087-874-0031	○	○	○	○	○	○	○	○	○	297
国分寺北部小学校	香川県高松市国分寺町新居1880	高松市	087-874-1154	○	○	○	○	○	○	○	○	○	383
国分寺北部コミュニティセンター	香川県高松市国分寺町新居1840-6	高松市	087-874-5805	○	○	○	○	○	○	○	○	○	294
国分寺中学校第二体育館	香川県高松市国分寺町新居1155-7	高松市	087-874-4560	○	○	○	○	○	○	○	○	○	380
新居東児童館	香川県高松市国分寺町新居3371-1	高松市	087-874-6705	○	○	○	○	○	○	○	○	○	70
国分寺文化センター	香川県高松市国分寺町新居1423-1	高松市	087-874-4519	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30
トヨタカラー香川株式会社春日店	香川県高松市春日町902-1	法人	087-805-2600	○	○	○	○	○	○	○	○	○	121
国分児童館	香川県高松市国分寺町国分2150-7	高松市	087-874-3830	○	○	○	○	○	○	○	○	○	70
国分寺南部小学校	香川県高松市国分寺町福家甲3005	高松市	087-874-1160	○	○	○	○	○	○	○	○	○	405
国分寺南部コミュニティセンター	香川県高松市国分寺町福家甲3106-3	高松市	087-874-1116	○	○	○	○	○	○	○	○	○	137

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			
国分寺勤労青少年会館	香川県高松市国分寺町福家甲3005	高松市	087-874-3982	○	○	○	○	○	○	○	○	○	180
福家児童館	香川県高松市国分寺町福家甲1951-1	高松市	087-874-4954	○	○	○	○	○	○	○	○	○	70
国分寺会館	香川県高松市国分寺町新名430-2	高松市	087-874-1111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	135
香川県青年センター	香川県高松市国分寺町国分1009	香川県	087-874-0713	○	○	○	○	○	○	○	○	○	384
香川県消防学校	香川県高松市生島町689-11	香川県	087-881-3281	○	○	○	○	○	○	○	○	○	250
高松工芸高等学校(体育館)	香川県高松市番町2-9-30	香川県	087-851-4144	○	○	○	○	○	○	○	○	○	715
高松高等学校(体育館)	香川県高松市番町3-1-1	香川県	087-831-7251	○	○	○	○	○	○	○	○	○	700
高松商業高等学校(体育館)	香川県高松市松島町1-18-54	香川県	087-833-1971	○	○	○	○	○	○	○	○	○	610
香川大(経済学部構内体育館)	香川県高松市幸町1-1	国立大学法人	087-832-1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	400
香川県立豊学校(体育館)	香川県高松市太田上町513-1	香川県	087-865-4492				○						200
高松市生涯学習センター(まなびCAN)	香川県高松市片原町11-1むうぶ片原町ビル内	高松市	087-811-6222	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50
高松市総合体育館	香川県高松市福岡町4-36-1	高松市	087-822-0211	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1445
高松東高校(体育館)	香川県高松市前田東町690-1	香川県	087-847-6221	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500
香川高等専門学校(体育館)	香川県高松市勅使町355	独立行政法人	087-869-3811	○	○	○	○	○	○	○	○	○	800
香川県営住宅国分寺団地集会場	香川県高松市国分寺町柏原41	香川県	-	○	○	○		○		○			45
香川第一中学校	香川県高松市香川町浅野1188	高松市	087-879-2131	○	○	○	○	○	○	○	○	○	540
香川県農業共済組合	香川県高松市三名町5-6	法人	087-888-2121	○	○	○	○	○	○	○	○	○	119
香川大学創造工学部	香川県高松市林町2217-20	国立大学法人	087-864-2000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	240
介護老人保健施設サンライズ屋島	香川県高松市新田町甲2723-2	法人	087-841-8090	○	○	○	○	○	○	○	○	○	136
玉藻公園	香川県高松市玉藻町2-1	高松市	087-851-1521	○	○		○				○		
中央公園	香川県高松市番町1丁目11-1	高松市	-	○	○	○	○				○		
今里中央公園	香川県高松市今里町1丁目20	高松市	-	○	○	○	○			○	○		
伏石中央公園	香川県高松市伏石町2077	高松市	-	○	○	○	○			○	○		
木太中央公園	香川県高松市木太町5052	高松市	-	○	○	○	○			○	○		
菱の池公園	香川県高松市高松町1211-28	高松市	-	○	○	○	○	○			○		
一宮新池農村公園	香川県高松市一宮町1227	高松市	-	○	○	○	○	○			○		
房前公園・源平の里むれ(道の駅)	香川県高松市牟礼町原631-7	高松市	087-845-6080	○	○	○	○	○	○		○		
峰山公園	香川県高松市峰山町1838-37	高松市	087-834-7297	○	○	○	○	○	○		○		
東部運動公園	香川県高松市高松町1347-1	高松市	087-843-9446	○	○	○	○	○	○	○	○		
仏生山公園	香川県高松市仏生山町甲2654-1	高松市	087-881-5011	○	○	○	○	○	○	○	○		
長池中央公園	香川県高松市林町2581	高松市	-	○	○	○	○	○	○	○	○		
彦作池公園	香川県高松市多肥上町2049-1	高松市	-	○	○	○	○	○	○		○		
月見ヶ原公園	香川県高松市香南町横井796-1	高松市	-	○	○	○	○	○	○	○	○		
牟礼中央公園	香川県高松市牟礼町原1019-8	高松市	-	○	○	○	○	○	○	○	○		
御山公園	香川県高松市牟礼町牟礼1355-1	高松市	087-845-5585	○	○	○	○	○	○	○	○		
如意輪寺公園	香川県高松市国分寺町国分2530-2	高松市	-	○	○	○	○	○	○		○		
橋ノ丘公園	香川県高松市国分寺町新名2069-1	高松市	-	○		○	○	○	○	○	○		
				191	179	189	192	187	88	190	153	48,119	
以上 高松市													

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			
城乾コミュニティセンター	香川県丸亀市南条町34-28	丸亀市	0877-21-0012	○	○	○	○	○	○	○	○	○	134
城乾小学校	香川県丸亀市中府町五丁目15-1	丸亀市	0877-22-8158	○	○	○	○	○	○	○	○	○	687
西幼稚園	香川県丸亀市南条町34-2	丸亀市	0877-22-4330	○	○	○	○	○	○	○	○	○	101
城坤コミュニティセンター	香川県丸亀市今津町283	丸亀市	0877-23-8129	○	○	○	○	○	○	○	○	○	111
城坤小学校	香川県丸亀市今津町348	丸亀市	0877-24-4705	○	○	○	○	○	○	○	○	○	963
城坤幼稚園	香川県丸亀市今津町278	丸亀市	0877-22-3901	○	○	○	○	○	○	○	○	○	157
金倉保育所	香川県丸亀市金倉町1230-1	丸亀市	0877-22-5477	○	○	○	○	○	○	○	○	○	101
旧塩屋北保育所(丸亀市シルバー人材センター)2階一部	香川県丸亀市塩屋町五丁目6-1	丸亀市	0877-23-6215	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30
丸亀市民体育館	香川県丸亀市金倉町924-1	丸亀市	0877-24-6251	○	○	○	○	○	○	○	○	○	791
しおや保育所	香川県丸亀市前塩屋町二丁目1-17	丸亀市社会福祉協議会	0877-22-4848	○	○	○	○	○	○	○	○	○	331
県立丸亀城西高等学校第2体育館	香川県丸亀市津森町267	香川県	0877-23-5138	○	○	○	○	○	○	○	○	○	327
県立丸亀競技場第1～第6会議室	香川県丸亀市金倉町830	香川県	0877-21-5800	○	○	○	○	○	○	○	○	○	143
城北コミュニティセンター	香川県丸亀市御供所町一丁目5-20	丸亀市	0877-25-2141	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100
城北小学校	香川県丸亀市瓦町95	丸亀市	0877-24-4700	○	○	○	○	○	○	○	○	○	727
東中学校	香川県丸亀市大手町一丁目5-1	丸亀市	0877-22-4154	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,068
城北こども園	香川県丸亀市北平山町二丁目12-20	丸亀市	0877-22-3449	○	○	○	○	○	○	○	○	○	111
土居保育所	香川県丸亀市土居町二丁目13-3	丸亀市	0877-58-3710	○	○	○	○	○	○	○	○	○	110
東汐入川けんこう公園	香川県丸亀市富士見町一丁目998-1	丸亀市	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	670
城西コミュニティセンター	香川県丸亀市山北町722-1	丸亀市	0877-25-2266	○	○	○	○	○	○	○	○	○	105
城西小学校	香川県丸亀市六番丁12	丸亀市	0877-22-9267	○	○	○	○	○	○	○	○	○	894
西中学校	香川県丸亀市中府町三丁目11-1	丸亀市	0877-22-2251	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,005
県立丸亀高等学校第2体育館	香川県丸亀市六番丁1	香川県	0877-23-5248	○	○	○	○	○	○	○	○	○	320
県立丸亀高等学校武道館	香川県丸亀市城南町63-5	香川県	0877-23-4098	○	○	○	○	○	○	○	○	○	370
城南コミュニティセンター	香川県丸亀市山北町200-1	丸亀市	0877-24-0981	○	○	○	○	○	○	○	○	○	96
城南小学校	香川県丸亀市田村町973	丸亀市	0877-24-6177	○	○	○	○	○	○	○	○	○	625
はらだこども園	香川県丸亀市原田町2046	丸亀市	0877-22-2735	○	○	○	○	○	○	○	○	○	110
城南保育所	香川県丸亀市山北町261	丸亀市	0877-58-0551	○	○	○	○	○	○	○	○	○	194
土器コミュニティセンター	香川県丸亀市土器町東七丁目160	丸亀市	0877-24-2045	○	○	○	○	○	○	○	○	○	141
城東小学校	香川県丸亀市土器町西五丁目113	丸亀市	0877-24-4703	○	○	○	○	○	○	○	○	○	787
城東幼稚園	香川県丸亀市土器町西四丁目668	丸亀市	0877-22-3582	○	○	○	○	○	○	○	○	○	208
青ノ山保育所	香川県丸亀市土器町東四丁目303	丸亀市	0877-22-3450	○	○	○	○	○	○	○	○	○	163
二軒茶屋総合センター	香川県丸亀市土器町東八丁目501	丸亀市	0877-24-0243	○	○	○	○	○	○	○	○	○	51
クリントピア丸亀	香川県丸亀市土器町北一丁目72-2	中讃広域行政事務組合	0877-56-1144	○	○	○	○	○	○	○	○	○	77
川西コミュニティセンター	香川県丸亀市川西町南428-1	丸亀市	0877-28-5519	○	○	○	○	○	○	○	○	○	83
城辰小学校	香川県丸亀市川西町北151	丸亀市	0877-28-7401	○	○	○	○	○	○	○	○	○	621
城辰幼稚園	香川県丸亀市川西町南161	丸亀市	0877-28-7302	○	○	○	○	○	○	○	○	○	133
城辰保育所	香川県丸亀市川西町南696-1	丸亀市	0877-28-8389	○	○	○	○	○	○	○	○	○	665
金山文化センター	香川県丸亀市川西町南679-10	丸亀市	0877-28-7137	○	○	○	○	○	○	○	○	○	49
土器川体育センター	香川県丸亀市川西町南甲307	丸亀市	0877-28-0766	○	○	○	○	○	○	○	○	○	347

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			
郡家コミュニティセンター	香川県丸亀市郡家町814-1	丸亀市	0877-28-6807	○	○	○	○	○	○	○	○	○	159
郡家小学校	香川県丸亀市郡家町790-1	丸亀市	0877-28-8401	○	○	○	○	○	○	○	○	○	787
南中学校	香川県丸亀市郡家町3690	丸亀市	0877-25-0700	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,121
郡家こども園	香川県丸亀市郡家町787	丸亀市	0877-28-7116	○	○	○	○	○	○	○	○	○	487
四国職業能力開発大学校	香川県丸亀市郡家町3202	独立行政法人	0877-24-6290	○	○	○			○	○	○	○	200
飯野コミュニティセンター	香川県丸亀市飯野町東分2334-2	丸亀市	0877-23-6397	○	○	○	○	○	○	○	○	○	88
飯野小学校	香川県丸亀市飯野町西分113	丸亀市	0877-22-6019	○	○	○	○	○	○	○	○	○	575
飯野こども園	香川県丸亀市飯野町東分2576	丸亀市	0877-22-6049	○	○	○	○	○	○	○	○	○	309
県立香川丸亀養護学校	香川県丸亀市飯野町東分592-1	香川県	0877-24-1215	○	○	○	○	○	○	○	○	○	147
垂水コミュニティセンター	香川県丸亀市垂水町1345-1	丸亀市	0877-28-5520	○	○	○	○	○	○	○	○	○	87
垂水小学校	香川県丸亀市垂水町1408	丸亀市	0877-28-7551	○	○	○	○	○	○	○	○	○	492
垂水こども園	香川県丸亀市垂水町1709	丸亀市	0877-28-7351	○	○	○	○	○	○	○	○	○	161
本島コミュニティセンター	香川県丸亀市本島町泊410-1	丸亀市	0877-27-3222	○	△	○	○	○	○	○	○	○	128
本島小中学校	香川県丸亀市本島町泊18	丸亀市	0877-27-3417	○	○	○	○	○	○	○	○	○	247
旧本島中学校	香川県丸亀市本島町泊410-1	丸亀市	-	○	×	○	○	○	○	○	○	○	131
本島幼稚園	香川県丸亀市本島町泊34	丸亀市	0877-27-3416	○		○	○	○	○	○	○	○	120
山根文化センター	香川県丸亀市本島町笠島100-2	丸亀市	0877-27-3938	○		○			○	○	○	○	29
山根児童館	香川県丸亀市本島町笠島84-3	丸亀市	0877-27-3146	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17
西地区集会場	香川県丸亀市本島町尻浜83	丸亀市	0877-27-3418	○		○	○	○	○	○	○	○	13
牛島集会場	香川県丸亀市牛島385	丸亀市	0877-27-3471	○		○			○	○	○	○	7
広島コミュニティセンター	香川県丸亀市広島町江の浦373-3	丸亀市	0877-29-2030	○	○	○	○	○	○	○	○	○	145
広島小中学校	香川県丸亀市広島町江の浦439	丸亀市	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	271
へき地集会室	香川県丸亀市広島町青木549	丸亀市	0877-29-2332	○		○			○	○	○	○	205
手島自然教育センター	香川県丸亀市手島町1273	丸亀市	0877-29-2720	○	○	○			○	○	○	○	192
手島集会場	香川県丸亀市手島町224	丸亀市	0877-29-2305	○		○			○	○	○	○	15
小手島小中学校	香川県丸亀市広島町小手島2782	丸亀市	0877-29-2751	○	○	○	○	○	○	○	○	○	187
岡田コミュニティセンター	香川県丸亀市綾歌町岡田下516-1	丸亀市	0877-86-3001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	101
岡田小学校	香川県丸亀市綾歌町岡田下217	丸亀市	0877-86-3004	○	○	○	○	○	○	○	○	○	941
あやうたこども園	香川県丸亀市綾歌町岡田東1150	丸亀市	0877-86-3011	○	○	○	○	○	○	○	○	○	262
岡田保育所	香川県丸亀市綾歌町岡田下87-1	丸亀市	0877-86-3018	○	○	○	○	○	○	○	○	○	142
栗熊コミュニティセンター	香川県丸亀市綾歌町栗熊西1638-1	丸亀市	0877-86-6605	○	○	○	○	○	○	○	○	○	220
栗熊小学校	香川県丸亀市綾歌町栗熊東323	丸亀市	0877-86-2002	○	○	○	○	○	○	○	○	○	657
綾歌中学校	香川県丸亀市綾歌町栗熊東431	丸亀市	0877-86-2006	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,357
栗熊保育所	香川県丸亀市綾歌町栗熊東271	丸亀市	0877-57-1132	○	○	○	○	○	○	○	○	○	152
綾歌総合文化会館	香川県丸亀市綾歌町栗熊西1680	丸亀市	0877-86-6800	○	○	○			○	○	○	○	309
綾歌保健福祉センター	香川県丸亀市綾歌町栗熊西782	丸亀市	0877-86-6600	○	○	○	○	○	○	○	○	○	161
富熊コミュニティセンター	香川県丸亀市綾歌町富熊1192-1	丸亀市	0877-86-5224	○	○	○	○	○	○	○	○	○	71
富熊コミュニティセンター分館	香川県丸亀市綾歌町富熊1409-31	丸亀市	0877-86-5087	○	○	○	○	○	○	○	○	○	93
富熊小学校	香川県丸亀市綾歌町富熊1227	丸亀市	0877-86-2010	○	○	○	○	○	○	○	○	○	840

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			
富熊保育所	香川県丸亀市綾歌町富熊1226	丸亀市	0877-86-2209	○	○	○	○	○	○	○	○	○	196
飯山南コミュニティセンター	香川県丸亀市飯山町上法軍寺1010-1	丸亀市	0877-98-2200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	90
飯山南小学校	香川県丸亀市飯山町上法軍寺1206	丸亀市	0877-98-2024	○	○	○	○	○	○	○	○	○	782
飯山南保育所	香川県丸亀市飯山町上法軍寺1036	丸亀市	0877-98-2624	○	○	○	○	○	○	○	○	○	188
飯山総合保健福祉センター	香川県丸亀市飯山町下法軍寺581-1	丸亀市	0877-98-1571	○	○	○	○	○	○	○	○	○	317
東小川児童センター	香川県丸亀市飯山町東小川1260	丸亀市	0877-56-8778		○	○	○	○	○	○		○	140
県立飯山高等学校新体育館	香川県丸亀市飯山町下法軍寺664-1	香川県	0877-98-2525	○	○	○	○	○	○	○	○	○	444
飯山北コミュニティセンター	香川県丸亀市飯山町川原1112-5	丸亀市	0877-98-6595	○	○	○		○	○	○	○	○	123
飯山北小学校	香川県丸亀市飯山町川原1874	丸亀市	0877-98-2020	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,260
飯山中学校	香川県丸亀市飯山町川原1110	丸亀市	0877-98-2027	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,472
飯山こども園	香川県丸亀市飯山町真時71-1	丸亀市	0877-98-4023	○	○	○	○	○	○	○	○	○	362
飯山北第一保育所	香川県丸亀市飯山町川原1009	丸亀市	0877-98-2620	○	○	○	○	○	○	○	○	○	189
飯山総合学習センター	香川県丸亀市飯山町西坂元547-1	丸亀市	0877-98-3319	○	○	○	○	○	○	○	○	○	148
飯山総合運動公園体育館	香川県丸亀市飯山町東坂元2713-1	丸亀市	0877-98-6800	○	○	○	○	○	○	○	○	○	579
				86	83	89	83	89	86	86	91	31,622	
以上 丸亀市													

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			
坂出小学校	香川県坂出市白金町1-3-7	坂出市	0877-46-2124	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4,795
坂出工業高等学校心技館	香川県坂出市御供所町1-1-2	香川県	0877-46-5191	○	○	○	○	○	○	○	○	○	357
坂出商業高等学校新体育館	香川県坂出市青葉町1-13	香川県	0877-46-5671	○	○	○	○	○	○	○	○	○	705
香川大学附属坂出中学校体育館	香川県坂出市青葉町1-7	国立大学法人	0877-46-2695	○	○	○	○	○	○	○	○	○	467
坂出高等学校新体育館	香川県坂出市文京町2-1-5	香川県	0877-46-5125	○	○	○	○	○	○	○	○	○	715
香川大学附属坂出小学校体育館	香川県坂出市文京町2-4-2	国立大学法人	0877-46-2692	○	○	○	○	○	○	○	○	○	395
坂出第一高等学校体育館・武道場	香川県坂出市駒止町2-1-3	学校法人	09877-46-2157	○	○	○	○	○	○	○	○	○	901
南部公民館	香川県坂出市池園町3-46	坂出市	0877-46-5480	○	○	○	○	○	○	○	○	○	187
中央体育館	香川県坂出市寿町3-1-2	坂出市	0877-44-5025	○	○	○	○	○	○	○	○	○	375
市民ふれあい会館	香川県坂出市本町1-2-1	坂出市	0877-44-5070	○	○	○	○	○	○	○	○	○	957
坂出市立体育館	香川県坂出市入船町2-1-59	坂出市	0877-45-6670	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,574
東部小学校	香川県坂出市室町1-1-21	坂出市	0877-46-0234	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3,076
東部中学校	香川県坂出市久米町2-7-46	坂出市	0877-46-2159	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,945
市民広場	香川県坂出市京町1丁目3793-49	坂出市	0877-44-5017	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
金山小学校	香川県坂出市谷町3-1-23	坂出市	0877-46-2329	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,959
西庄小学校	香川県坂出市西庄町524-5	坂出市	0877-46-2662	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,386
西庄公民館	香川県坂出市西庄町456-9	坂出市	0877-46-6731	○	○	○	○	○	○	○	○	○	145
西庄文化センター(西庄児童館含む)	香川県坂出市西庄町1155-1	坂出市	0877-46-5884	○	○	○	○	○	○	○	○	○	197
林田小学校	香川県坂出市林田町2215-1	坂出市	0877-47-0270	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,094
白峰中学校	香川県坂出市林田町181-1	坂出市	0877-47-0211	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4,010
林田公民館	香川県坂出市林田町636-5	坂出市	0877-47-0201	○	○	○	○	○	○	○	○	○	158
加茂小学校	香川県坂出市加茂町1098-3	坂出市	0877-48-0601	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,627
加茂公民館	香川県坂出市加茂町645-7	坂出市	0877-48-0350	○	○	○	○	○	○	○	○	○	159
瀬居小学校	香川県坂出市瀬居町1500-1	坂出市	0877-46-9194	○	○	○	○	○	○	○	○	○	886
瀬居中学校	香川県坂出市番の州町11	坂出市	0877-46-9193	○	○	○	○	○	○	○	○	○	982
万葉会館	香川県坂出市沙弥島70-1	坂出市	0877-46-9154	○	○	○	○	○	○	○	○	○	370
中央公民館与島分館	香川県坂出市与島町102	坂出市	0877-43-0002	○	○	○	○	○	○	○	○	○	56
与島開発総合センター	香川県坂出市与島町514-22	坂出市	0877-43-0766	○	○	○	○	○	○	○	○	○	157
岩黒小・中学校	香川県坂出市岩黒240	坂出市	0877-43-0104	○	○	○	○	○	○	○	○	○	550
中央公民館櫃石分館(旧櫃石小・中学校含む)	香川県坂出市櫃石585-17	坂出市	0877-43-0203	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,162
府中小学校	香川県坂出市府中町1193-3	坂出市	0877-48-0610	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,780
府中公民館	香川県坂出市府中町1145-6	坂出市	0877-48-0101	○	○	○	○	○	○	○	○	○	130
香川県広域水道企業団広域送水管理センター	香川県坂出市府中町1265-1	香川県広域水道企業団	0877-48-0511	○	○	○	○	○	○	○	○	○	89
香川県埋蔵文化財センター	香川県坂出市府中町5001-4	香川県	0877-48-2191	○	○	○	○	○	○	○	○	○	44
坂出中学校	香川県坂出市小山町2-1	坂出市	0877-46-1188	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4,595
川津小学校	香川県坂出市川津町3093-3	坂出市	0877-46-3884	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,322
川津公民館	香川県坂出市川津町4939	坂出市	0877-46-2553	○	○	○	○	○	○	○	○	○	152
川津文化センター	香川県坂出市川津町6100	坂出市	0877-45-6824	○	○	○	○	○	○	○	○	○	103
松山小学校	香川県坂出市高屋町1050-1	坂出市	0877-47-0606	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,957
松山公民館	香川県坂出市高屋町1100-1	坂出市	0877-47-0903	○	○	○	○	○	○	○	○	○	152
交流の里おうごし	香川県坂出市王越町木沢1197-8	坂出市	0877-42-0102	○	○	○	○	○	○	○	○	○	872

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫		
				36	40	31	41	27	40	34	29	46,543
以上 坂出市												

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫		
西 中 学 校	香川県善通寺市文京町 4-1-1	善通寺市	0877-62-2340	○	○		○			○	○	262
中 央 小 学 校	香川県善通寺市文京町 4-5-1	善通寺市	0877-62-1616	○	○		○			○	○	180
東 中 学 校	香川県善通寺市生野本 町2-14-1	善通寺市	0877-62-2360	○	○		○			○	○	210
南 部 小 学 校	香川県善通寺市生野町 2990-1	善通寺市	0877-62-0702	○			○			○	○	137
西 部 小 学 校	香川県善通寺市善通寺 町1146	善通寺市	0877-62-0701	○			○			○	○	137
東 部 小 学 校	香川県善通寺市稲木町 450-1	善通寺市	0877-62-0703	○	○		○			○	○	200
与 北 小 学 校	香川県善通寺市与北町 1238	善通寺市	0877-62-0704	○	○		○			○	○	137
竜 川 小 学 校	香川県善通寺市原田町 306-1	善通寺市	0877-63-0705	○	○		○		○	○	○	135
市 民 体 育 館	香川県善通寺市金蔵寺 町398-6	善通寺市	0877-62-7400	○	○		○		○	○	○	673
筆 岡 小 学 校	香川県善通寺市中村町 1575-2	善通寺市	0877-62-0706	○	○		○			○	○	137
吉 原 小 学 校	香川県善通寺市吉原町 2811	善通寺市	0877-62-0707	○	○		○		○	○	○	137
南 部 公 民 館	香川県善通寺市大麻町 1306-1	善通寺市	0877-62-5685	○	○		○			○	○	35
				12	10	0	12	0	3	12	12	2,380
以 上 善通寺市												

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			
伊吹支所	香川県観音寺市伊吹町209-2	観音寺市	0875-29-2111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	60
伊吹中学校・小学校(体育館)	香川県観音寺市伊吹町549	観音寺市	0875-29-2102	○	○	○	○	○	○	○	○	○	400
伊吹中学校・小学校(運動場)	香川県観音寺市室本町314	観音寺市	0875-25-2266	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,500
蓮光院	香川県観音寺市室本町314	法人	0875-25-2266	○	○	○	○	○	○	○	○	○	650
高室小学校(体育館)	香川県観音寺市高屋町1877-1	観音寺市	0875-25-2661	○	○	○	○	○	○	○	○	○	430
高室小学校(運動場)	香川県観音寺市高屋町884	観音寺市	0875-25-2913	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,800
高室公民館	香川県観音寺市高屋町884	観音寺市	0875-25-2913	○	○	○	○	○	○	○	○	○	110
興昌寺山	香川県観音寺市八幡町二丁目7-2	法人	0875-25-2672	○	○	○	○	○	○	○	○	○	550
観音寺中学校(体育館)	香川県観音寺市八幡町二丁目10-7	観音寺市	0875-25-2440	○	○	○	○	○	○	○	○	○	550
観音寺中学校(運動場)	香川県観音寺市八幡町二丁目10-7	観音寺市	0875-25-2440	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4,600
観音寺中学校(武道場)	香川県観音寺市八幡町二丁目10-7	観音寺市	0875-25-2440	○	○	○	○	○	○	○	○	○	140
琴弾山	香川県観音寺市八幡町一丁目1-1	香川県	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4,000
観音寺信用金庫本店(6階大会議室、各階ホール)	香川県観音寺市観音寺町甲3377-3	法人	0875-25-2181	○	○	○	○	○	○	○	○	○	330
観音寺商工会議所(3階ホール及び大ホール)	香川県観音寺市坂本町一丁目1-25	法人	0875-25-3073	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100
香川県三豊合同庁舎(3階会議室、2階以上西側外階段)	香川県観音寺市坂本町七丁目3-18	香川県	0875-25-3082	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100
市営明星団地ほか(階段、踊り場)	香川県観音寺市観音寺町甲1011-11	観音寺市	0875-23-3955	○	○	○	○	○	○	○	○	○	80
鶴亀ハウス(階段、踊り場)	香川県観音寺市観音寺町甲2972-7	法人	0875-57-5522	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50
観音寺小学校(校舎2階以上)	香川県観音寺市観音寺町甲2558-1	観音寺市	0875-57-5120	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,600
主要地方道観音寺佐野線昭和橋歩道	香川県観音寺市観音寺町甲2579-1地先	香川県	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	80
田代マンション(階段、踊り場)	香川県観音寺市三本松町二丁目7-15	法人	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	160
株式会社総合開発リネンサプライ事業部(事務所2階会議室、産業リネン工場部分2階)	観音寺市瀬戸町四丁目1番7号	法人	0875-25-0297	○	○	○	○	○	○	○	○	○	410
(一財)阪大微生物病研究会瀬戸センター(管理棟3階研修ホール、9階講堂ホール)	香川県観音寺市瀬戸町四丁目1-70	法人	0875-25-4171	○	○	○	○	○	○	○	○	○	240
市営下津団地(階段、踊り場)	香川県観音寺市南町二丁目1番	観音寺市	0875-23-3955	○	○	○	○	○	○	○	○	○	60
コミュニティ防災センター	香川県観音寺市流岡町475	観音寺市	0875-23-3940	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40
常磐小学校(体育館)	香川県観音寺市植田町365	観音寺市	0875-25-2988	○	○	○	○	○	○	○	○	○	330
常磐小学校(運動場)	香川県観音寺市植田町365	観音寺市	0875-25-2988	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,700
中部中学校(体育館)	香川県観音寺市柞田町甲1237	観音寺市	0875-25-3622	○	○	○	○	○	○	○	○	○	460
中部中学校(運動場)	香川県観音寺市柞田町甲1237	観音寺市	0875-25-3622	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6,000
中部中学校(武道場)	香川県観音寺市柞田町甲1237	観音寺市	0875-25-3622	○	○	○	○	○	○	○	○	○	320
柞田小学校(体育館)	香川県観音寺市柞田町乙1000-1	観音寺市	0875-25-3621	○	○	○	○	○	○	○	○	○	420
柞田小学校(運動場)	香川県観音寺市柞田町乙1000-1	観音寺市	0875-25-3621	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4,100
観音寺中央幼稚園(駐車場)	香川県観音寺市柞田町丙1566	観音寺市	0875-24-2601	○	○	○	○	○	○	○	○	○	850
一ノ谷公民館	香川県観音寺市古川町85-1	観音寺市	0875-25-0009	○	○	○	○	○	○	○	○	○	160
一ノ谷小学校(体育館)	香川県観音寺市古川町102-1	観音寺市	0875-25-0204	○	○	○	○	○	○	○	○	○	420
一ノ谷小学校(運動場)	香川県観音寺市古川町102-1	観音寺市	0875-25-0204	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,900
総合運動公園	香川県観音寺市池之尻町1071	観音寺市	0875-27-6157	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30,000
市立総合体育館	香川県観音寺市池之尻町1071	観音寺市	0875-27-7100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,100
豊田公民館	香川県観音寺市原町270-1	観音寺市	0875-27-6350	○	○	○	○	○	○	○	○	○	90

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			
豊田小学校(体育館)	香川県観音寺市新田町1413	観音寺市	0875-27-6303	○	○	○	○	○	○	○	○	○	420
豊田運動場				○	○	○	○	○	○	○	○	○	3,500
粟井小学校(体育館)	香川県観音寺市粟井町1452	観音寺市	0875-27-6229	○	○	○	○	○	○	○	○	○	400
粟井運動場				○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,000
粟井公民館	香川県観音寺市粟井町1516	観音寺市	0875-27-6209	○	○	○	○	○	○	○	○	○	120
ヤマギシズム生活館(研鑽室)	香川県観音寺市粟井町4800-9	法人	0875-27-9194	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30
燈望苑(建物)	香川県観音寺市大野原町丸井1183	観音寺市	0875-67-5650	○	○	○	○	○	○	○	○	○	700
燈望苑(駐車場)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	3,000
旧紀伊小学校(体育館)	香川県観音寺市大野原町丸井313	観音寺市	0875-23-3941	○	○	○	○	○	○	○	○	○	360
旧紀伊小学校(運動場)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	3,300
大野原中学校(体育館)	香川県観音寺市大野原町中姫1189-3	観音寺市	0875-54-3100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	630
大野原中学校(運動場)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	5,500
大野原中学校(武道場)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	170
大野原農業者トレーニングセンター	香川県観音寺市大野原町大野原1994	観音寺市	0875-23-3937	○	○	○	○	○	○	○	○	○	460
大野原小学校(運動場)	香川県観音寺市大野原町大野原1905	観音寺市	0875-54-2029	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3,500
旧萩原小学校(体育館)	香川県観音寺市大野原町萩原2354	観音寺市	0875-23-3941	○	○	○	○	○	○	○	○	○	420
旧萩原小学校(運動場)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	3,300
天理教西香川分教会	香川県観音寺市大野原町井関687-1	法人	0875-54-3744	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50
田野会々々自	香川県観音寺市大野原町田野々々743-1	法人	0875-54-3994	○		○	○	○	○	○	○	○	70
豊浜中学校(体育館)	香川県観音寺市豊浜町和田浜717	観音寺市	0875-52-2152	○	○	○	○	○	○	○	○	○	660
豊浜中学校(運動場)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	7,200
豊浜中学校(武道場)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	100
豊浜総合体育館	香川県観音寺市豊浜町和田浜784-1	観音寺市	0875-56-3366	○	○	○	○	○	○	○	○	○	720
豊浜総合体育館(駐車場)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	6,000
豊浜小学校(体育館)	香川県観音寺市豊浜町和田浜1000	観音寺市	0875-52-2029	○	○	○	○	○	○	○	○	○	750
豊浜小学校(運動場)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	7,000
西日本高速道路豊浜SA(上り線職員用駐車場)	香川県観音寺市豊浜町箕浦甲2200-1	法人	-						○				240
				54	53	54	53	65	54	54	33	121,490	
以上 観音寺市													

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数	
				洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫			
津田小学校(屋内)	香川県さぬき市津田町津田144	さぬき市	0879-26-9972	○	○						○	○	410
津田小学校(屋外)							○			○			5,660
津田体育館	香川県さぬき市津田町津田138-16	さぬき市	0879-26-9974	○	○	○					○		620
県道富田中津田線市道神野37号線交差点	香川県さぬき市津田町津田417付近	さぬき市	087-894-1117			○			○				100
津田保健センター(屋内)	香川県さぬき市津田町津田915-1	さぬき市	0879-26-9908	○	○	○					○		140
津田保健センター(屋外)							○		○				2,260
津田高等学校(運動場)	香川県さぬき市津田町津田1632-1	香川県	0879-42-3125				○		○		○		6,600
津田総合公園	香川県さぬき市津田町津田2020	さぬき市	0879-26-9974			○	○	○	○				6,000
さわやか荘駐車場	香川県さぬき市津田町津田2207	法人	0879-42-1150			○	○	○	○				630
津田公民館北山分館(屋内)	香川県さぬき市津田町津田3645-5	さぬき市	0879-26-9974	○	○	○					○		70
津田公民館北山分館(屋外)						○	○	○	○				730
旧鶴羽小学校運動場	香川県さぬき市津田町鶴羽781-2	さぬき市	0879-26-9974				○		○				2,930
津田の松原SA(上り)北側駐車場	香川県さぬき市津田町鶴羽935-5	法人・さぬき市	087-894-1113			○	○	○	○				2,030
鶴部展望ふれあい公園	香川県さぬき市津田町鶴羽1520-134	さぬき市	087-894-1116			○			○				660
津田多目的研修会施設(屋内)	香川県さぬき市津田町鶴羽1746	さぬき市	0879-26-9974	○	○						○		300
津田多目的研修会施設(屋外)							○		○				460
大川オアシス駐車場	香川県さぬき市津田町鶴羽2326-12	法人	0879-52-2521			○	○	○	○				2,330
さぬき南中学校(屋内)	香川県さぬき市大川町富田西2823-1	さぬき市	0879-26-9972	○	○						○	○	930
さぬき南中学校(屋外)							○		○				6,000
大川公民館(屋内)	香川県さぬき市大川町富田中2215-1	さぬき市	0879-26-9974	○	○						○		140
大川公民館(屋外)							○		○				2,130
大川コミュニティセンター	香川県さぬき市大川町富田中3306-1	さぬき市	087-894-1119	○	○						○		40
松尾ふれあい会館(屋内)	香川県さぬき市大川町田面140-2	さぬき市	087-894-8677	○	○						○	○	120
松尾ふれあい会館(屋外)	香川県さぬき市大川町田面125						○		○				2,960
さぬき南小学校(屋内)	香川県さぬき市大川町南川61	さぬき市	0879-26-9972	○	○						○	○	490
さぬき南小学校(屋外)							○		○				4,860
志度高等学校(体育館)	香川県さぬき市志度366-5	香川県	087-894-1101	○	○						○	○	670
志度高等学校(運動場)							○		○				5,600
志度武道館(屋内)	香川県さぬき市志度2214-1	さぬき市	0879-26-9974	○	○	○					○		250
志度武道館(屋外)							○	○	○				660
志度中学校(屋内)	香川県さぬき市志度2214-4	さぬき市	0879-26-9972	○	○	○					○	○	860
志度中学校(屋外)							○		○				4,730
志度幼稚園(屋内)	香川県さぬき市志度3726-1	さぬき市	0879-26-9906	○	○	○					○	○	170
志度幼稚園(屋外)						○	○	○	○				2,660
志度南交流センター	香川県さぬき市志度4626-42	さぬき市	087-894-1114	○	○	○					○		130
生涯学習館(屋内)	香川県さぬき市鴨庄1973-3	さぬき市	0879-26-9974		○								140
生涯学習館(屋外)							○	○	○				520
志度東体育館(屋内)	香川県さぬき市鴨庄2550-39	さぬき市	0879-26-9974	○	○	○					○	○	570
志度東体育館(屋外)						○	○	○	○				1,330

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
志度総合運動公園	香川県さぬき市鴨庄4305-1	さぬき市	0879-26-9974			○	○	○	○			5,860
日盛の里駐車場	香川県さぬき市鴨庄4481-2	さぬき市	0879-26-9904			○	○	○	○			1,460
旧雇用促進住宅鴨庄住宅駐車場	香川県さぬき市鴨庄4600-22	さぬき市	087-894-8677			○	○	○	○			1,660
志度構造改善センター(屋内)	香川県さぬき市鴨庄4610-45	さぬき市	087-894-1116	○	○	○				○	○	430
志度構造改善センター(屋外)					○	○	○	○				480
志度カントリークラブ入口	香川県さぬき市小田327-4	法人	087-896-0111			○		○				280
仁兵谷団地	香川県さぬき市小田1324	さぬき市	087-894-1113			○		○				500
小田ふれあいプラザ(屋内)	香川県さぬき市小田1522-2	さぬき市	0879-26-9904	○	○					○		30
小田ふれあいプラザ(屋外)								○		○		500
志度公民館鴨部分館(屋内)	香川県さぬき市鴨部1099	さぬき市	0879-26-9974		○							110
志度公民館鴨部分館(屋外)						○		○				1,000
鴨部ふれあいプラザ(屋内)	香川県さぬき市鴨部6090-1	さぬき市	0879-26-9904	○	○					○		90
鴨部ふれあいプラザ(屋外)								○		○		1,330
志度公民館末分館	香川県さぬき市末1114	さぬき市	0879-26-9974	○	○					○		50
寒川農村環境改善センター(屋内)	香川県さぬき市寒川町石田東甲330	さぬき市	087-894-1116	○	○					○		240
寒川農村環境改善センター(屋外)								○		○		2,000
石田高等学校(屋内)	さぬき市寒川町石田東高065番地		0879-43-2530	○	○					○	○	370
石田高等学校(屋外)								○		○		5,600
寒川幼稚園(屋内)	香川県さぬき市寒川町石田西384-1	さぬき市	0879-26-9906		○						○	80
寒川幼稚園(屋外)								○		○		930
寒川小学校(屋内)	香川県さぬき市寒川町石田西812-1	さぬき市	0879-26-9972	○	○					○	○	410
寒川小学校(屋外)								○		○		3,330
寒川ふれあいプラザ(屋内)	香川県さぬき市寒川町石田西1037-1	さぬき市	0879-26-9904	○	○					○		60
寒川ふれあいプラザ(屋外)								○		○		310
旧神前小学校(屋内)	香川県さぬき市寒川町神前1615	さぬき市	0879-26-9970	○	○					○	○	260
旧神前小学校(屋外)								○		○		1,600
長尾小学校(屋内)	香川県さぬき市長尾東901-1	さぬき市	0879-26-9972	○	○					○	○	1,060
長尾小学校(屋外)								○		○		4,400
長尾公民館	香川県さぬき市長尾東914-1	さぬき市	0879-26-9974	○	○					○		200
辛立文化センター(屋内)	香川県さぬき市長尾西1694	さぬき市	087-894-9088	○	○					○		100
辛立文化センター(屋外)								○		○		860
造田小学校(屋内)	香川県さぬき市造田是弘688-1	さぬき市	0879-26-9972	○	○					○	○	420
造田小学校(屋外)								○		○		3,400
造田ふれあいプラザ(屋内)	香川県さぬき市造田野間田693-10	さぬき市	0879-26-9904		○					○		30
造田ふれあいプラザ(屋外)								○		○		2,930
前山活性化センター(屋内)	香川県さぬき市前山936-3	さぬき市	087-894-1116	○	○					○		90
前山活性化センター(屋外)								○		○		480
結願の里(屋内)	香川県さぬき市多和助光東30-1	さぬき市	087-894-1114	○	○					○	○	220
結願の里(屋外)								○		○		1,260
多和診療所	香川県さぬき市多和助光東29-4	さぬき市	0879-26-9908	○	○					○		40
旧多和小学校榎川分校	香川県さぬき市多和榎川235-1	さぬき市	087-894-1112	○	○					○		50

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫			
				33	37	24	39	17	39	34	17	112,400	
以 上 さぬき市													

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			
引田公民館	香川県東かがわ市引田513-1	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	460
引田小中学校体育館	香川県東かがわ市引田545-1	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	320
引田飛翔体育館	香川県東かがわ市引田1030	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	360
引田武道館	香川県東かがわ市引田972-1	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200
引田こども園	香川県東かがわ市引田545-6	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	380
小海コミュニティセンター	香川県東かがわ市小海1333-1	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	160
相生コミュニティセンター	香川県東かがわ市南野103-2	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	330
本町体育館	香川県東かがわ市松原167-1	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	220
東かがわ市交流プラザ	香川県東かがわ市湊1806-2	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	770
社会福祉協議会本所	香川県東かがわ市湊1809	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	230
白鳥中央公園体育館	香川県東かがわ市帰来1101	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	520
白鳥小中学校体育館	香川県東かがわ市白鳥757-1	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000
白鳥コミュニティセンター	香川県東かがわ市白鳥536-1	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100
白鳥コミュニティセンター多目的ホール	香川県東かがわ市白鳥525	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200
福栄コミュニティセンター	香川県東かがわ市与田山409-1	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	130
福栄コミュニティセンター多目的ホール	香川県東かがわ市与田山351-1	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	120
五名コミュニティセンター	香川県東かがわ市五名1400	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	80
三本松コミュニティセンター	香川県東かがわ市三本松860	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	70
三本松コミュニティセンター多目的ホール	香川県東かがわ市三本松862-1	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	190
三本松高校体育館	香川県東かがわ市三本松1500-1	香川県	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	820
大内公民館	香川県東かがわ市三本松1296-36	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	410
社会福祉協議会内支所	香川県東かがわ市三本松1295-15	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	170
大内小・大川中学校体育館	香川県東かがわ市西村1510	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,050
人権センター大内交流館	香川県東かがわ市横内732	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	120
誉水公民館	香川県東かがわ市中筋469	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50
水主交流センター	香川県東かがわ市水主1143-1	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40
とらまるてぶくろ体育館	香川県東かがわ市西村1155	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,020
とらまる公園キャンプ場	香川県東かがわ市西村1155	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	110
丹生コミュニティセンター	香川県東かがわ市町田96-1	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	380
丹生こども園	香川県東かがわ市町田182-1	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	230
ベッセルおおち	香川県東かがわ市馬篠1200	東かがわ市	0879-26-1235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,930
				22	27	31	30	31	31	31	31	31	12,170
以上 東かがわ市													

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			
上高瀬小学校	香川県三豊市高瀬町上高瀬783-2	三豊市	0875-72-5309	○	○	○	○	○	○	○	○	○	154
三豊市総合体育館	香川県三豊市高瀬町上高瀬751-24	三豊市	0875-72-1500	○	○	○	○	○	○	○	○	○	518
高瀬中学校	香川県三豊市高瀬町下勝間2725-1	三豊市	0875-72-3161	○	○	○	○	○	○	○	○	○	305
勝間小学校	香川県三豊市高瀬町下勝間803-1	三豊市	0875-72-5329	○	○	○	○	○	○	○	○	○	176
高瀬町公民館勝間分館	香川県三豊市高瀬町下勝間350-2	三豊市	0875-72-0503	○	○	○	○	○	○	○	○	○	42
みとよ未来創造館	香川県三豊市高瀬町下勝間2347-1	三豊市	0875-73-3051	○	○	○	○	○	○	○	○	○	231
高瀬町体育館	香川県三豊市高瀬町下勝間2687-1	三豊市	0875-73-4715	○	○	○	○	○	○	○	○	○	218
高瀬高等学校	香川県三豊市高瀬町下勝間2093	香川県	0875-72-5100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	759
比地小学校	香川県三豊市高瀬町比地93-1	三豊市	0875-72-5213	○	○	○	○	○	○	○	○	○	204
高瀬B&G海洋センター	香川県三豊市高瀬町比地中2986-2	三豊市	0875-73-4700	○	○	○	○	○	○	○	○	○	355
高瀬町公民館比地二分館	香川県三豊市高瀬町比地186	三豊市	0875-72-0504	○	○	○	○	○	○	○	○	○	57
二ノ宮小学校	香川県三豊市高瀬町佐股甲1497-1	三豊市	0875-74-6302	○	○	○	○	○	○	○	○	○	154
二ノ宮地区農業構造改善センター	香川県三豊市高瀬町佐股甲3343-4	三豊市	0875-74-7690	○	○	○	○	○	○	○	○	○	57
麻小学校	香川県三豊市高瀬町上麻3868	三豊市	0875-74-6237	○	○	○	○	○	○	○	○	○	148
麻地区農業構造改善センター	香川県三豊市高瀬町下麻1210-5	三豊市	0875-74-7693	○	○	○	○	○	○	○	○	○	78
(旧)辻小学校	香川県三豊市山本町辻1375	三豊市	0875-63-2037	○	○	○	○	○	○	○	○	○	157
山本町公民館辻分館	香川県三豊市山本町辻1374-1	三豊市	0875-63-4691	○	○	○	○	○	○	○	○	○	35
三豊中学校	香川県三豊市山本町辻876	三豊市	0875-63-3028	○	○	○	○	○	○	○	○	○	165
(旧)河内小学校	香川県三豊市山本町河内714	三豊市	0875-63-2019	○	○	○	○	○	○	○	○	○	114
河内農村婦人の家	香川県三豊市山本町河内1080-1	三豊市	0875-63-4690	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30
山本小学校	香川県三豊市山本町大野6-1	三豊市	0875-63-8100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	188
財田大野農業構造改善センター	香川県三豊市山本町大野266-1	三豊市	0875-63-4692	○	○	○	○	○	○	○	○	○	73
山本町保健センター	香川県三豊市山本町財田西375	三豊市	0875-63-1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	112
山本町農村環境改善センター	香川県三豊市山本町財田西375	三豊市	0875-63-4699	○	○	○	○	○	○	○	○	○	240
(旧)神田小学校	香川県三豊市山本町神田1259	三豊市	0875-63-2193	○	○	○	○	○	○	○	○	○	114
神田定住促進センター	香川県三豊市山本町神田1250-3	三豊市	0875-63-4693	○	○	○	○	○	○	○	○	○	44
大見小学校	香川県三豊市三野町大見甲3034-4	三豊市	0875-72-5402	○	○	○	○	○	○	○	○	○	184
三野町公民館大見分館	香川県三豊市三野町大見甲3047-3	三豊市	0875-73-5773	○	○	○	○	○	○	○	○	○	90
三野町はつらつセンター	香川県三豊市三野町大見甲3034-1	三豊市	0875-73-3211	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30
ふれあいパークみの	香川県三豊市三野町大見乙74	三豊市	0875-72-2601	○	○	○	○	○	○	○	○	○	559
下高瀬小学校	香川県三豊市三野町下高瀬760-1	三豊市	0875-72-5401	○	○	○	○	○	○	○	○	○	324
三野津中学校	香川県三豊市三野町下高瀬720	三豊市	0875-72-5209	○	○	○	○	○	○	○	○	○	246
三野町生涯学習センター	香川県三豊市三野町下高瀬568-1	三豊市	0875-72-2800	○	○	○	○	○	○	○	○	○	152
三野町体育センター	香川県三豊市三野町下高瀬752-2	三豊市	0875-72-1509	○	○	○	○	○	○	○	○	○	202
吉津小学校	香川県三豊市三野町吉津乙1485-1	三豊市	0875-72-5676	○	○	○	○	○	○	○	○	○	184
三野町保健センター	香川県三豊市三野町吉津乙2030-1	三豊市	0875-72-5000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	137
三野町公民館吉津分館	香川県三豊市三野町吉津甲1073-1	三豊市	0875-72-4774	○	○	○	○	○	○	○	○	○	69
桑山小学校	香川県三豊市豊中町岡本188-1	三豊市	0875-62-2103	○	○	○	○	○	○	○	○	○	157
比地大小学校	香川県三豊市豊中町比地大2514-1	三豊市	0875-62-2124	○	○	○	○	○	○	○	○	○	157

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			
笠田小学校	香川県三豊市豊中町笠田笠岡2192-1	三豊市	0875-62-2004	○	○	○	○	○	○	○	○	○	157
笠田高等学校	香川県三豊市笠田竹田251	香川県	0875-62-3345	○	○	○	○	○	○	○	○	○	270
上高野小学校	香川県三豊市豊中町上高野2384	三豊市	0875-62-2064	○	○	○	○	○	○	○	○	○	157
本山小学校	香川県三豊市豊中町本山甲1893-1	三豊市	0875-62-2125	○	○	○	○	○	○	○	○	○	157
豊中中学校	香川県三豊市豊中町本山甲148-1	三豊市	0875-62-2071	○	○	○	○	○	○	○	○	○	620
豊中町農村環境改善センター	香川県三豊市豊中町本山甲160-1	三豊市	0875-62-1156	○	○	○	○	○	○	○	○	○	260
三豊市市民交流センター	香川県三豊市豊中町本山甲160-1	三豊市	0875-62-1156	○	○	○	○	○	○	○	○	○	85
松崎コミュニティセンター	香川県三豊市詫間町松崎717-1	三豊市	0875-83-6696	○	○	○	○	○	○	○	○	○	89
松崎小学校	香川県三豊市詫間町松崎722	三豊市	0875-83-2856	○	○	○	○	○	○	○	○	○	154
詫間小学校	香川県三豊市詫間町詫間2158	三豊市	0875-83-2858	○	○	○	○	○	○	○	○	○	198
三豊市文化会館マリノウェーブ	香川県三豊市詫間町詫間1338-127	三豊市	0875-56-5111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	51
詫間中学校	香川県三豊市詫間町詫間5796-1	三豊市	0875-83-2108	○	○	○	○	○	○	○	○	○	299
香川高専専門学校	香川県三豊市詫間町香田551	独立行政法人	0875-83-3141	○	○	○	○	○	○	○	○	○	440
詫間キャンパス	香川県三豊市詫間町香田551	三豊市	0875-83-6115	○	○	○	○	○	○	○	○	○	102
荘内自然休養センター	香川県三豊市詫間町大浜甲1891-1	三豊市	0875-83-6115	○	○	○	○	○	○	○	○	○	128
(旧)デイサービスセンター美崎	香川県三豊市詫間町積695	法人	0875-57-2011	○	○	○	○	○	○	○	○	○	128
(旧)箱浦小学校	香川県三豊市詫間町箱551-1	三豊市	0875-83-3111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	88
(旧)栗島小学校	香川県三豊市詫間町栗島1506-2	三豊市	0875-83-3111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	108
栗島開発総合センター	香川県三豊市詫間町栗島861-17	三豊市	0875-84-7001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	69
志々島老人いこいの家	香川県三豊市詫間町志々島394-2	三豊市	0875-83-5650	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
曾保小学校	香川県三豊市仁尾町仁尾甲1082	三豊市	0875-82-2135	○	○	○	○	○	○	○	○	○	123
八幡神社	香川県三豊市仁尾町仁尾乙47-1	法人	0875-73-3119	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40
仁尾小学校	香川県三豊市仁尾町仁尾丙1736	三豊市	0875-82-2049	○	○	○	○	○	○	○	○	○	191
常德寺	香川県三豊市仁尾町仁尾丁930	法人	0875-82-2294	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17
仁尾町文化会館	香川県三豊市仁尾町仁尾丁296-1	三豊市	0875-56-9565	○	○	○	○	○	○	○	○	○	92
仁尾中学校	香川県三豊市仁尾町仁尾辛38-2	三豊市	0875-82-2119	○	○	○	○	○	○	○	○	○	257
仁尾町体育センター	香川県三豊市仁尾町仁尾辛34-1	三豊市	0875-82-5100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	222
円明院	香川県三豊市仁尾町家の浦5	法人	0875-82-2469	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
宝光寺	香川県三豊市財田町財田上6986	法人	0875-67-2110	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(旧)財田上小学校	香川県三豊市財田町財田上726	三豊市	0875-67-2005	○	○	○	○	○	○	○	○	○	181
特別養護老人ホーム 謙之丞の丘	香川県三豊市財田町財田上1112-1	法人	0875-67-2500	○	○	○	○	○	○	○	○	○	103
和光中学校	香川県三豊市財田町財田上2790	三豊市	0875-67-2012	○	○	○	○	○	○	○	○	○	213
財田町公民館	香川県三豊市財田町財田上2171	三豊市	0875-67-0108	○	○	○	○	○	○	○	○	○	182
財田町総合運動公園	香川県三豊市財田町財田上2350	三豊市	0875-67-3721	○	○	○	○	○	○	○	○	○	224
財田小学校	香川県三豊市財田町財田中5325-1	三豊市	0875-67-0200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200
財田町防災センター	香川県三豊市財田町財田中598	三豊市	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	34
(旧)財田中小学校	香川県三豊市財田町財田中570	三豊市	0875-67-2006	○	○	○	○	○	○	○	○	○	122
大野地公民館	香川県三豊市財田町財田中4026-4	三豊市	0875-73-3119	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21
				64	64	64	67	71	76	75	74	12,924	

以上 三豊市

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			
土庄体育館	香川県小豆郡土庄町甲657-7	土庄町	0879-62-7013	○		○	○	○			○	○	153
中央公民館	香川県小豆郡土庄町甲620	土庄町	0879-62-7013	○	○	○	○				○	○	721
土庄こども園	香川県小豆郡土庄町甲657-7	土庄町	0879-62-7012	○	○	○	○				○		446
土庄町総合福祉会館	香川県小豆郡土庄町甲611-1	土庄町	0879-62-7013	○	○	○	○				○		168
土庄町総合会館	香川県小豆郡土庄町甲267-78	土庄町	0879-62-7013	○	○	○	○	○			○	○	1,218
土庄小学校	香川県小豆郡土庄町瀨崎甲2080-1	土庄町	0879-62-7012		○	○	○	○			○	○	1,270
土庄小学校体育館	香川県小豆郡土庄町瀨崎甲2080-1	土庄町	0879-62-7012		○		○	○			○	○	317
中央図書館	香川県小豆郡土庄町瀨崎甲1400-1	土庄町	0879-62-7013		○		○				○		721
やすらぎプラザ	香川県小豆郡土庄町瀨崎甲1400-25	土庄町	0879-62-1234		○	○	○				○	○	232
瀨崎公民館	香川県小豆郡土庄町瀨崎甲1400-10	土庄町	0879-62-7013		○	○	○				○	○	64
土庄中学校	香川県小豆郡土庄町瀨崎甲1936	土庄町	0879-62-7012		○		○				○	○	1,299
土庄中学校体育館	香川県小豆郡土庄町瀨崎甲1936	土庄町	0879-62-7012		○		○				○		265
農業担い手研修センター	香川県小豆郡土庄町瀨崎甲2155-1	土庄町	0879-62-7007		○								76
瀨崎児童館	香川県小豆郡土庄町瀨崎甲2189-1	土庄町	0879-62-7010		○			○	○				50
富丘文化センター	香川県小豆郡土庄町上庄1907-1	土庄町	0879-62-7010		○		○	○			○		30
大鐸体育館	香川県小豆郡土庄町肥土山甲1735	土庄町	0879-62-7013		○	○	○	○			○	○	85
アクティブ大鐸	香川県小豆郡土庄町肥土山甲1735-1	土庄町	0879-62-7013		○		○	○	○		○	○	209
大鐸こども園	香川県小豆郡土庄町肥土山甲1729-1	土庄町	0879-62-7012		○	○	○	○			○		78
北浦こども園	香川県小豆郡土庄町見目乙423-6	土庄町	0879-62-7012	○			○	○			○		79
北浦体育館	香川県小豆郡土庄町見目甲1587	土庄町	0879-62-7013	○			○	○			○	○	137
北浦公民館	香川県小豆郡土庄町見目甲1705-15	土庄町	0879-62-7013	○	○	○	○	○			○	○	359
北浦児童館	香川県小豆郡土庄町小海甲248-55	土庄町	0879-62-7010	○			○	○			○		41
四海こども園	香川県小豆郡土庄町伊喜末81-12	土庄町	0879-62-7012	○	○		○	○			○		72
四海体育館	香川県小豆郡土庄町伊喜末381	土庄町	0879-62-7013	○		○	○	○			○	○	99
四海公民館	香川県小豆郡土庄町伊喜末1-8	土庄町	0879-62-7013	○	○		○	○			○	○	85
豊島小中学校	香川県小豆郡土庄町豊島家浦2516	土庄町	0879-62-7012	○	○	○	○	○			○	○	303
豊島小中学校体育館	香川県小豆郡土庄町豊島家浦2516	土庄町	0879-62-7012	○	○	○	○	○			○	○	97
豊島公民館	香川県小豆郡土庄町豊島家浦2024-1	土庄町	0879-62-7013	○	○	○		○			○		90
土庄町豊島交流センター	香川県小豆郡土庄町豊島家浦3841-21	土庄町	0879-62-7014	○	○	○	○	○			○		43
大部体育館	香川県小豆郡土庄町大部甲1975	土庄町	0879-62-7013	○			○	○			○	○	120
大部こども園	香川県小豆郡土庄町大部甲2019	土庄町	0879-62-7012	○		○	○	○			○		75
大部公民館	香川県小豆郡土庄町大部甲1947	土庄町	0879-62-7013	○			○	○			○	○	102
大部児童館	香川県小豆郡土庄町大部甲1918	土庄町	0879-62-7010	○	○		○						37
土庄こども園グラウンド	香川県小豆郡土庄町甲657-7	土庄町	0879-62-7012	○	○		○				○		558
中央グラウンド	香川県小豆郡土庄町甲557-8	土庄町	0879-62-7013	○	○		○				○		1,584
土庄町総合会館駐車場	香川県小豆郡土庄町甲267-78	土庄町	0879-62-7013	○	○		○	○	○	○	○		1,428
港新町公園	香川県小豆郡土庄町甲5165-156	土庄町	0879-62-7006	○	○		○	○	○	○			144
高見山グラウンド(広域)	香川県小豆郡土庄町甲1521	土庄町	0879-62-7013	○	○	○	○	○	○	○	○		2,857
高見山公園	香川県小豆郡土庄町甲1521	土庄町	0879-62-7013	○	○	○	○	○	○	○	○		285
新橋高台	香川県小豆郡土庄町甲991-2	土庄町	0879-62-7000	○	○	○	○	○	○	○	○		40
戸形グラウンド	香川県小豆郡土庄町甲3417-1	土庄町	0879-62-7013	○	○	○	○	○	○	○	○		832

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫		
土庄小学校グラウンド	香川県小豆郡土庄町瀨崎甲2080-1	土庄町	0879-62-7012		○		○	○	○	○		3,323
瀨崎グラウンド	香川県小豆郡土庄町瀨崎甲1256	土庄町	0879-62-7013	○			○	○	○			1,704
土庄中学校グラウンド	香川県小豆郡土庄町瀨崎甲1936	土庄町	0879-62-7012				○		○			4,770
大鐸グラウンド	香川県小豆郡土庄町肥土山甲1735-1	土庄町	0879-62-7013		○	○	○	○	○	○		1,370
北浦こども園グラウンド	香川県小豆郡土庄町見目乙423-6	土庄町	0879-62-7012	○			○	○	○	○		442
北浦グラウンド	香川県小豆郡土庄町見目甲1587	土庄町	0879-62-7013	○			○	○	○	○		708
大坂城残石記念公園グラウンド	香川県小豆郡土庄町小海甲909-1	土庄町	0879-62-7013	○	○		○	○	○	○		357
四海グラウンド	香川県小豆郡土庄町伊喜末381	土庄町	0879-62-7013	○		○	○	○	○	○		899
豊島小中学校グラウンド	香川県小豆郡土庄町豊島家浦2516	土庄町	0879-62-7012	○	○	○	○	○	○	○		1,463
大部グラウンド	香川県小豆郡土庄町大部甲1947	土庄町	0879-62-7013	○			○	○	○			1,306
				35	37	26	49	38	18	41	19	33,211
以上 土庄町												

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			
蒲生公民館	香川県小豆郡小豆島町蒲生甲1805-1	小豆島町	0879-75-0007	○		○	○	○			○	○	214
小豆島中央高校	香川県小豆郡小豆島町蒲生甲1001	香川県	0879-61-9100				○						136
小豆島中央高校館	香川県小豆郡小豆島町蒲生甲1001	香川県	0879-61-9100				○					○	608
小豆島中央高校グラウンド	香川県小豆郡小豆島町蒲生甲1001	香川県	0879-61-9100			○	○	○	○				12,000
池田公民館中山分館	香川県小豆郡小豆島町中山1585-1	小豆島町	0879-75-0159		○								116
中山体育館	香川県小豆郡小豆島町中山1585-1	小豆島町	0879-75-0159				○					○	202
中山グラウンド	香川県小豆郡小豆島町中山1717-1	小豆島町	0879-75-0159				○			○			700
池田小学校	香川県小豆郡小豆島町池田1760	小豆島町	0879-75-2222		○		○						1,810
池田小学校体育館	香川県小豆郡小豆島町池田1760	小豆島町	0879-75-2222	○	○	○	○	○			○	○	508
池田小学校グラウンド	香川県小豆郡小豆島町池田1748	小豆島町	0879-75-2222				○			○			4,712
イマージュセンター	香川県小豆郡小豆島町池田2124	小豆島町	0879-75-0600	○			○				○	○	606
イマージュセンター駐車場	香川県小豆郡小豆島町池田2124	小豆島町	0879-75-0600			○	○	○	○				325
池田保健センター	香川県小豆郡小豆島町池田2071-2	小豆島町	0879-75-0555		○		○						393
国民宿舎駐車場	香川県小豆郡小豆島町池田2195-1	小豆島町	0879-75-1115		○	○	○	○	○				499
城山会館	香川県小豆郡小豆島町池田1123-3	小豆島町	0879-75-2082		○		○						99
ふるさと村グラウンド	香川県小豆郡小豆島町室生2211-7	小豆島町	0879-75-2266		○		○			○			5,000
ふるさと村オートキャンプ場	香川県小豆郡小豆島町室生1904-5	小豆島町	0879-75-2266		○	○	○	○	○				250
室生体育館	香川県小豆郡小豆島町室生2211-7	小豆島町	0879-75-2266		○		○					○	269
小豆島クリーンセンター	香川県小豆郡小豆島町室生1371-1	小豆地区広域事務組合	0879-75-2711	○	○		○				○		80
小豆島クリーンセンター駐車場	香川県小豆郡小豆島町室生1371-1	小豆地区広域事務組合	0879-75-2711			○	○	○	○				400
二生公民館	香川県小豆郡小豆島町二面568-1	小豆島町	0879-75-2167	○	○	○	○	○			○	○	369
二生公民館横広場	香川県小豆郡小豆島町二面570-1	小豆島町	-				○			○			900
石場公営住宅集会所	香川県小豆郡小豆島町二面1819-1	小豆島町	0879-82-7009	○		○	○	○			○		36
三都公民館	香川県小豆郡小豆島町蒲野1642-1	小豆島町	0879-76-0262	○	○	○	○	○			○	○	75
三都公民館駐車場	香川県小豆郡小豆島町蒲野1642-1	小豆島町	0879-76-0262				○	○	○	○			700
谷尻公営住宅集会所	香川県小豆郡小豆島町蒲野3227-15	小豆島町	0879-82-7009	○		○	○	○			○		35
オーリーブ・ナビ	香川県小豆郡小豆島町西村甲1896-1	小豆島町	0879-82-7007		○	○	○	○				○	358
オーリーブ・ナビ駐車場	香川県小豆郡小豆島町西村甲1896-1	小豆島町	0879-82-7007				○			○			1,000
サン・オーリーブ	香川県小豆郡小豆島町西村乙1879-5	小豆島町	0879-82-2200	○	○	○	○	○			○	○	340
サン・オーリーブ駐車場	香川県小豆郡小豆島町西村甲1860-10	小豆島町	0879-82-2200			○	○	○	○				1,400
西村公営住宅集会所	香川県小豆郡小豆島町西村甲2120-1	小豆島町	0879-82-7009	○	○	○	○	○			○		35
西村公民館	香川県小豆郡小豆島町西村甲1069-1	小豆島町	0879-82-0201	○	○	○	○				○		89
神懸通集会所	香川県小豆郡小豆島町神懸通甲516-2	小豆島町	-	○	○	○	○	○			○		50
星城小学校	香川県小豆郡小豆島町草壁本町632-1	小豆島町	0879-82-2011				○						1,250
星城小学校体育館	香川県小豆郡小豆島町草壁本町667-1	小豆島町	0879-82-2011				○					○	346
星城小学校グラウンド	香川県小豆郡小豆島町草壁本町632-1	小豆島町	0879-82-2011				○			○			2,762
草壁公営住宅集会所	香川県小豆郡小豆島町草壁本町602-81	小豆島町	0879-82-7009		○		○						98
草壁公民館	香川県小豆郡小豆島町草壁本町438-3	小豆島町	0879-82-0019	○	○	○	○	○			○	○	300
草壁公民館駐車場	香川県小豆郡小豆島町草壁本町438-11	小豆島町	0879-82-0019				○	○	○	○			225

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
星城幼稚園グラウンド	香川県小豆郡小豆島町草壁本町419-1	小豆島町	0879-82-2017			○	○	○	○			650
草壁会館	香川県小豆郡小豆島町草壁本町204-1	小豆島町	0879-82-0808	○	○	○	○	○		○		122
小豆島中学校	香川県小豆郡小豆島町片城甲44-1	小豆島町	0879-82-2136		○		○					2,631
小豆島中学校体育館	香川県小豆郡小豆島町片城甲44-1	小豆島町	0879-82-2136		○		○				○	791
小豆島中学校グラウンド	香川県小豆郡小豆島町片城甲44-1	小豆島町	0879-82-2136				○		○			5,029
小豆島町役場西館	香川県小豆郡小豆島町片城甲44-95	小豆島町	0879-82-7001	○	○	○	○	○		○	○	165
福祉会館	香川県小豆郡小豆島町安田甲36-3	小豆島町	0879-82-0337		○							373
安田小学校	香川県小豆郡小豆島町安田甲472-1	小豆島町	0879-82-2012	○			○			○		1,100
安田小学校体育館	香川県小豆郡小豆島町安田甲417-2	小豆島町	0879-82-2012	○			○			○	○	317
安田小学校グラウンド	香川県小豆郡小豆島町安田甲478-1	小豆島町	0879-82-2012			○	○	○	○			3,000
木庄集会所	香川県小豆郡小豆島町木庄甲243-1	小豆島町	0879-82-0105	○	○					○		50
木庄集会所前	香川県小豆郡小豆島町木庄甲243-1	小豆島町	0879-82-0105			○	○	○	○			45
馬木避難広場	香川県小豆郡小豆島町馬木甲45-4・48-48	小豆島町	0879-82-7001			○		○				625
内海総合運動公園	香川県小豆郡小豆島町馬木甲48-24	小豆島町	0879-82-5171		○		○		○			14,000
B & G 体育館	香川県小豆郡小豆島町馬木甲48-34	小豆島町	0879-82-5171		○							551
苗羽小学校	香川県小豆郡小豆島町苗羽甲1371-1	小豆島町	0879-82-2013	○		○	○	○		○		1,308
苗羽小学校体育館	香川県小豆郡小豆島町苗羽甲16-1	小豆島町	0879-82-2013	○			○			○	○	378
苗羽小学校グラウンド	香川県小豆郡小豆島町苗羽甲16-1	小豆島町	0879-82-2013				○		○			3,110
坂手公民館	香川県小豆郡小豆島町坂手甲1834-6	小豆島町	0879-82-0248	○	○	○	○	○		○	○	252
遊児老館	香川県小豆郡小豆島町坂手甲795-1	小豆島町	0879-82-4291	○			○			○		188
旧坂手幼稚園(遊児老館)グラウンド	香川県小豆郡小豆島町坂手甲795-1	小豆島町	0879-82-4291			○	○	○	○			500
橋こども園グラウンド	香川県小豆郡小豆島町橋甲450-1	小豆島町	0879-82-4902			○	○	○	○			500
橋会館	香川県小豆郡小豆島町橋甲442-1	小豆島町	0879-82-2015	○		○	○	○		○	○	142
橋会館駐車場	香川県小豆郡小豆島町橋甲442-1	小豆島町	0879-82-2015			○	○	○	○			90
岩谷公営住宅集会所	香川県小豆郡小豆島町岩谷甲81-1	小豆島町	0879-82-1544	○		○	○	○		○		36
当浜公営住宅集会所	香川県小豆郡小豆島町当浜甲19-1	小豆島町	0879-84-2736	○		○	○	○		○		35
旧福田小学校	香川県小豆郡小豆島町福田甲718-1	小豆島町	0879-82-7001	○		○		○		○		764
旧福田小学校体育館	香川県小豆郡小豆島町福田甲720	小豆島町	0879-82-7001	○						○		360
旧福田小学校グラウンド	香川県小豆郡小豆島町福田甲720	小豆島町	0879-82-7001				○		○			1,263
福田公民館	香川県小豆郡小豆島町福田甲546-1	小豆島町	0879-84-2812	○		○	○	○		○	○	187
平間集会所	香川県小豆郡小豆島町福田乙966-1	小豆島町	0879-84-2284			○		○				22
吉田児童館	香川県小豆郡小豆島町吉田甲182-1	小豆島町	0879-84-2839	○		○		○		○		92
オートキャンプ場	香川県小豆郡小豆島町吉田甲302-1	小豆島町	0879-61-7007			○	○	○	○			5,000
				29	28	38	63	38	25	29	19	82,971

以上 小豆島町

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数	
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			
保健センター	香川県木田郡三木町池戸1276-5	三木町	087-898-5658		○		○				○	○	10
オリーブパーク三木屋内ゲートボール場	香川県木田郡三木町上高岡2545-14	三木町	087-899-1155	○	○		○				○	○	314
井戸教育集会所	香川県木田郡三木町井戸2631-1	三木町	087-898-3851	○	○		○				○	○	18
津柳地区コミュニティセンター	香川県木田郡三木町奥山1109-6	三木町	087-899-0013	○			○				○	○	9
白山教育集会所	香川県木田郡三木町下高岡2123-1	三木町	087-898-9116		○		○				○	○	18
白山文化センター	香川県木田郡三木町下高岡2150-1	三木町	087-898-4708		○		○				○	○	18
平木文化センター	香川県木田郡三木町鹿伏256-1	三木町	087-898-6892		○		○				○	○	14
ウォーキングセンター	香川県木田郡三木町下高岡1459-2	三木町	087-891-1789	○	○		○				○	○	49
共同福祉施設	香川県木田郡三木町上高岡2542-5	三木町	087-899-1122	○	○		○				○	○	59
旧小義小中学校	香川県木田郡三木町小義1351-1	三木町	087-891-3301	○	○		○				○	○	14
旧神山小中学校	香川県木田郡三木町奥山987	三木町	087-891-3301	○	○		○				○	○	24
老人福祉会館あけぼの荘	香川県木田郡三木町井戸上1966-5	三木町	087-898-7650	○	○		○				○	○	34
井戸公民館	香川県木田郡三木町井戸2679-1	三木町	087-898-6404	○	○		○				○	○	47
神山公民館	香川県木田郡三木町鹿庭1755-1	三木町	087-899-0330	○	○		○				○	○	42
池戸商工センター	香川県木田郡三木町池戸2340-1	三木町	087-891-0876	○	○		○				○	○	64
田中公民館	香川県木田郡三木町田中3841-1	三木町	087-898-0504	○	○		○				○	○	52
農業者トレーニングセンター	香川県木田郡三木町朝倉1441	三木町	087-898-8212	○	○		○				○	○	68
鹿庭コミュニティセンター	香川県木田郡三木町鹿庭乙255	三木町	087-899-1138	○	○		○				○	○	205
地域交流センター	香川県木田郡三木町氷上2871	三木町	087-891-1321	○	○		○				○	○	85
田中小学校	香川県木田郡三木町田中4620-2	三木町	087-898-0501	○	○		○				○	○	207
農村環境改善センター	香川県木田郡三木町氷上370-2	三木町	087-891-3318	○	○		○				○	○	127
白山小学校	香川県木田郡三木町下高岡352-1	三木町	087-898-0257	○	○		○				○	○	254
三木町文化交流プラザ	香川県木田郡三木町鹿伏360	三木町	087-898-9222	○	○		○				○	○	20
氷上小学校	香川県木田郡三木町氷上2845	三木町	087-898-0710	○	○		○				○	○	207
平井小学校	香川県木田郡三木町平木710-1	三木町	087-898-0713	○	○		○				○	○	246
三木町B&G海洋センター	香川県木田郡三木町上高岡2544-3	三木町	087-899-1155	○	○		○			○	○	○	361
三木中学校	香川県木田郡三木町氷上31	三木町	087-898-1547		○		○				○	○	336
三木町防災センター	香川県木田郡三木町氷上310	三木町	087-891-3317	○	○		○				○	○	90
ししの子幼稚園・保育所	香川県木田郡三木町大字池戸1388番地34	三木町	087-864-4405	○	○		○				○	○	152
				24	28	0	29	0	1	29	29	3,144	
以上 三木町													

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫			
直島町役場	香川県香川郡直島町 1122-1	直島町	087-892-2222	○	○	○	○	○	○	○	○	○	110
直島ホール 体育室	香川県香川郡直島町 696-1	直島町	087-892-2882	○	○	○	○	○	○	○	○	○	350
積浦集会所	香川県香川郡直島町 4780-10	直島町	087-892-2222	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30
直島町地域づくり 人材育成センター	香川県香川郡直島町 4780-10	直島町	087-892-2222	○	○	○	○	○	○	○	○	○	160
直島中学校	香川県香川郡直島町 1580	直島町	087-892-3011	○	○	○	○	○	○	○	○	○	460
直島小学校	香川県香川郡直島町 1600	直島町	087-892-3007	○	○	○	○	○	○	○	○	○	235
直島幼児学園	香川県香川郡直島町 1841-9	直島町	087-892-3018	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100
直島町西部公民館	香川県香川郡直島町 2310-5	直島町	087-892-2885	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300
直島町総合福祉 センター本館	香川県香川郡直島町 3694-1	直島町	087-892-2458	○	○	○	○	○	○	○	○	○	370
直島町総合福祉 センター分館	香川県香川郡直島町 2123	直島町	087-892-3379	○		○	○	○	○	○	○	○	55
三菱マテリアル株式会社 直島製錬所体育館	香川県香川郡直島町 3869-1	法人	087-892-2222	○	○	○			○	○	○	○	280
向島集会所	香川県香川郡直島町 2882	法人	087-892-2222	○	○					○	○	○	30
屏風島集会所	香川県香川郡直島町 4559-15	直島町	087-892-2222	○	○		○			○	○	○	15
				13	12	11	11	11	13	13	13	2,495	
以上 直島町													

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫			
宇多津小学校	香川県綾歌郡宇多津町815	宇多津町	0877-49-1820	○	○	○	○	○	○	○	○	○	210
宇多津北小学校	香川県綾歌郡宇多津町浜八番丁115	宇多津町	0877-49-2000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	240
宇多津中学校	香川県綾歌郡宇多津町3302	宇多津町	0877-49-0818	○	○	○	○	○	○	○	○	○	470
宇多津幼稚園	香川県綾歌郡宇多津町815	宇多津町	0877-49-0198	○	○	○	○	○	○	○	○	○	250
中央保育所	香川県綾歌郡宇多津町1941	宇多津町	0877-49-0206	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200
平山こども園	香川県綾歌郡宇多津町2626-1	法人	0877-49-0851	○	○	○	○	○	○	○	○	○	150
香川短期大学	香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁10	法人	0877-49-5500	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300
四国医療専門学校	香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁62-1	法人	0877-41-2345	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100
町民体育館	香川県綾歌郡宇多津町815-1	宇多津町	0877-49-8007	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300
保健センター	香川県綾歌郡宇多津町1881	宇多津町	0877-49-8008	○	○	○	○	○	○	○	○	○	150
デュアル・スポーツセンター	香川県綾歌郡宇多津町3390-1	宇多津町	0877-49-8007	○	○	○	○	○	○	○	○	○	150
坂出宇多津広域行政センター	香川県綾歌郡宇多津町2915	坂出宇多津広域行政事務組合	0877-49-1100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	35
浜八番丁コミュニティ分館	香川県綾歌郡宇多津町浜八番丁122-6	宇多津町	0877-49-8000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
北浦コミュニティ分館	香川県綾歌郡宇多津町2628-67	宇多津町	0877-49-8000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25
大橋コミュニティ分館	香川県綾歌郡宇多津町2628-591	宇多津町	0877-49-8000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25
大橋南コミュニティ分館	香川県綾歌郡宇多津町2628-170	宇多津町	0877-49-8000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25
坂下西コミュニティ分館	香川県綾歌郡宇多津町2805-3	宇多津町	0877-49-8000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40
坂下東コミュニティ分館	香川県綾歌郡宇多津町2914先	宇多津町	0877-49-8000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
新開コミュニティ分館	香川県綾歌郡宇多津町2561-1	宇多津町	0877-49-8000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
中央コミュニティ分館	香川県綾歌郡宇多津町2203-1	宇多津町	0877-49-8000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
新町コミュニティ分館	香川県綾歌郡宇多津町3644	宇多津町	0877-49-8000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30
山下・本町コミュニティ分館	香川県綾歌郡宇多津町1402-18	宇多津町	0877-49-8000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
大門コミュニティ分館	香川県綾歌郡宇多津町1163	宇多津町	0877-49-8000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
田町コミュニティ分館	香川県綾歌郡宇多津町659-6	宇多津町	0877-49-8000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
十楽寺コミュニティ分館	香川県綾歌郡宇多津町494	宇多津町	0877-49-8000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
津の郷コミュニティ分館	香川県綾歌郡宇多津町大字東分1612-1	宇多津町	0877-49-8000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50
津の郷北コミュニティ分館	香川県綾歌郡宇多津町181-3	宇多津町	0877-49-8000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25
鍋谷コミュニティ分館	香川県綾歌郡宇多津町大字東分43	宇多津町	0877-49-8000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25
平山コミュニティ分館	香川県綾歌郡宇多津町2495-1	宇多津町	0877-49-8000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50
県営住宅宇多津団地集会所(1)	香川県綾歌郡宇多津町231	香川県	087-832-3581	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50
県営住宅宇多津団地集会所(2)	香川県綾歌郡宇多津町231	香川県	087-832-3581	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25
サポートセンター	香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁49-7	宇多津町	0877-41-0516	○	○	○	○	○	○	○	○	○	35
キッズプラザうたづ	香川県綾歌郡宇多津町浜八番丁113-1	宇多津町	0877-49-4005	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30
やすらぎプラザ	香川県綾歌郡宇多津町1188	宇多津町	0877-41-0665	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30
ユープラザうたづ	香川県綾歌郡宇多津町浜六番丁88	法人	0877-49-8020	○	○	○	○	○	○	○	○	○	150
平山公園	香川県綾歌郡宇多津町2521	宇多津町	0877-49-8012	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
中央公園	香川県綾歌郡宇多津町浜八番丁114	宇多津町	0877-49-8012	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
蛭田池公園	香川県綾歌郡宇多津町2915-3	宇多津町	0877-49-8012	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
あみのうら交流センター	香川県綾歌郡宇多津町1900	宇多津町	0877-49-0287	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50
網の浦万葉公園	香川県綾歌郡宇多津町1898-1	宇多津町	0879-49-8012	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
桜の広場	香川県綾歌郡宇多津町浜二番丁18-7	宇多津町	0879-49-8012	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫		
イオンタウン宇多津	香川県綾歌郡宇多津町 浜二番丁16	法人		○	○	○	○	○	○			-
宇夫階神社	香川県綾歌郡宇多津町 1644	法人	0879-49-0805	○	○	○		○				50
本妙寺	香川県綾歌郡宇多津町 1563	法人	0879-49-0057	○	○	○		○				35
郷照寺	香川県綾歌郡宇多津町 1435	法人	0879-49-0710	○	○	○		○				25
浄泉寺	香川県綾歌郡宇多津町 1424	法人	0879-49-0182	○	○	○		○				15
聖徳院	香川県綾歌郡宇多津町 1423-1	法人	0879-49-0829	○	○	○		○				25
南隆寺	香川県綾歌郡宇多津町 1437	法人	0879-49-0686	○	○	○		○				35
聖通寺	香川県綾歌郡宇多津町 2805	法人	0879-49-0128	○	○	○		○				50
				25	40	26	40	37	22	0	6	3,585
以上 宇多津町												

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			
昭和小学校	香川県綾歌郡綾川町畑田2373-1	綾川町	087-877-0519	○	○		○		○	○	○	190	
子育て支援施設きらり	香川県綾歌郡綾川町畑田671-8	綾川町	087-877-2320	○	○		○		○	○		20	
昭和こども園	香川県綾歌郡綾川町畑田2422-1	綾川町	087-877-1391	○	○		○		○	○		20	
昭和公民館	香川県綾歌郡綾川町畑田2390-8	綾川町	087-877-1536	○	○		○		○	○	○	70	
綾川中学校	香川県綾歌郡綾川町陶5593-1	綾川町	087-876-1187	○	○		○		○	○	○	320	
陶小学校	香川県綾歌郡綾川町陶5878-1	綾川町	087-876-1182	○	○		○		○	○	○	150	
陶こども園	香川県綾歌郡綾川町陶2087-1	綾川町	087-876-1777	○	○		○		○	○		40	
陶公民館	香川県綾歌郡綾川町陶5866-1	綾川町	087-876-2553	○	○		○		○	○	○	90	
国保総合保健施設おが	香川県綾歌郡綾川町陶1720-1	綾川町	087-876-2525	○	○		○		○	○	○	60	
総合運動公園(体育館)	香川県綾歌郡綾川町陶1536-1	綾川町	087-876-3580	○	○		○		○	○		300	
滝宮小学校	香川県綾歌郡綾川町滝宮1095-1	綾川町	087-876-1183	○	○		○		○	○	○	160	
滝宮こども園	香川県綾歌郡綾川町萱原791-1	綾川町	087-876-1776	○	○		○		○	○		40	
滝宮公民館	香川県綾歌郡綾川町滝宮297-6	綾川町	087-876-1931	○	○		○		○	○	○	50	
梅の里社会福祉センター	香川県綾歌郡綾川町滝宮276	綾川町	087-876-4221	○	○		○		○	○		10	
綾南農村環境改善センター	香川県綾歌郡綾川町滝宮299	綾川町	087-876-1906	○	○		○		○	○	○	70	
道の駅「滝宮」	香川県綾歌郡綾川町滝宮1578	綾川町	087-876-5018	○	○		○		○	○		20	
農業経営高等学校	香川県綾歌郡綾川町北1023-1	香川県	087-876-1161	○	○		○		○	○		240	
羽床小学校	香川県綾歌郡綾川町羽床下2256	綾川町	087-876-1184	○	○		○		○	○	○	140	
羽床こども園	香川県綾歌郡綾川町羽床下2257-1	綾川町	087-876-1775	○	○		○		○	○		20	
羽床公民館	香川県綾歌郡綾川町羽床下2259-2	綾川町	087-876-0120	○	○		○		○	○	○	30	
粉所体育館施設(旧粉所小学校)	香川県綾歌郡綾川町粉所西甲2060	綾川町		○	○		○		○	○	○	120	
粉所公民館	香川県綾歌郡綾川町粉所西甲2087-1	綾川町	087-878-2914	○	○		○		○	○	○	20	
西分南部公民館	香川県綾歌郡綾川町西分2213	綾川町		○					○	○		70	
西分体育館施設(旧西分小学校)	香川県綾歌郡綾川町西分1406-2	綾川町		○					○	○		100	
西分公民館	香川県綾歌郡綾川町西分1377	綾川町	087-878-3065	○	○		○		○	○	○	20	
東分地域交流館	香川県綾歌郡綾川町東分甲1245-1	綾川町	087-878-0299	○	○		○		○	○		10	
旧綾上中学校	香川県綾歌郡綾川町山田上甲1180	綾川町	087-878-2020	○			○		○	○	○	330	
綾上小学校	香川県綾歌郡綾川町山田上甲1494-1	綾川町	087-878-2004	○	○		○		○	○	○	160	
山田こども園	香川県綾歌郡綾川町山田上甲1490	綾川町	087-878-2680	○	○		○		○	○		30	
山田公民館	香川県綾歌郡綾川町山田上甲1313-1	綾川町	087-878-2910	○	○		○		○	○	○	50	
綾上農村環境改善センター	香川県綾歌郡綾川町山田下3300	綾川町	087-878-2211	○	○		○		○	○	○	90	
国保総合保健施設いきいきセンター	香川県綾歌郡綾川町山田下3352-1	綾川町	087-878-2212	○	○		○		○	○	○	20	
B&G綾上海洋センター	香川県綾歌郡綾川町山田下3694-1	綾川町	087-878-3003	○	○		○		○	○	○	340	
羽床上体育館施設(旧羽床上小学校)	香川県綾歌郡綾川町羽床上788-1	綾川町		○	○		○		○	○	○	110	
羽床上こども園	香川県綾歌郡綾川町羽床上1023-1	綾川町	087-878-1462	○	○		○		○	○		20	
羽床上公民館	香川県綾歌郡綾川町羽床上797	綾川町	087-878-1481	○	○		○		○	○	○	30	
				36	33	0	34	0	36	36	22	3,560	
以上 綾川町													

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫		
琴平町立榎井小学校	香川県仲多度郡琴平町榎井58-3	琴平町	0877-73-2494	○	○		○		○	○	○	444
琴平町立榎井公民館	香川県仲多度郡琴平町榎井85-3	琴平町	0877-75-3575	○	○		○		○	○	○	108
琴平町立琴平中学校	香川県仲多度郡琴平町五條661-1	琴平町	0877-73-4181	○	○		○		○	○	○	865
旧琴平町立南幼稚園	香川県仲多度郡琴平町102-1	琴平町	0877-73-2521	○	○		○		○	○		133
琴平町立南こども園	香川県仲多度郡琴平町103	琴平町	0877-75-1022	○	○		○		○	○	○	313
琴平町立琴平小学校	香川県仲多度郡琴平町145-1	琴平町	0877-73-2831	○	○		○		○	○	○	444
琴平町総合センター	香川県仲多度郡琴平町榎井817-9	琴平町	0877-75-6718	○	○		○		○	○	○	270
琴平町社会福祉センター	香川県仲多度郡琴平町榎井891-1	琴平町	0877-75-1371	○	○		○		○	○	○	65
琴平町文化会館	香川県仲多度郡琴平町758-1	琴平町	0877-73-5586	○	○		○		○	○	○	41
琴平町ふれあい交流館	香川県仲多度郡琴平町苗田995-4	琴平町	0877-73-3891	○	○		○		○	○	○	65
琴平町デイ・サービスセンター	香川県仲多度郡琴平町苗田1020-1	琴平町	0877-73-2881	○	○		○		○	○	○	80
琴平町立教育集会所	香川県仲多度郡琴平町苗田1020-1	琴平町	0877-73-5870	○	○		○		○	○	○	40
琴平町立北こども園めばえ棟	香川県仲多度郡琴平町苗田634-1	琴平町	0877-73-3440		○		○		○		○	163
象郷農業構造改善センター	香川県仲多度郡琴平町苗田631-3	琴平町	0877-75-3135		○		○		○		○	90
琴平町立象郷小学校	香川県仲多度郡琴平町上榎梨26	琴平町	0877-73-2830	○	○		○		○	○	○	337
琴平町立北こども園みのり棟	香川県仲多度郡琴平町上榎梨31-1	琴平町	0877-73-2523	○	○		○		○	○	○	137
いこいの郷公園	香川県仲多度郡琴平町五條1022-1	琴平町	0877-75-0010	○	○		○		○	○	○	1,730
香川県立琴平高等学校	香川県仲多度郡琴平町142-2	香川県	0877-73-2261	○	○		○		○	○	○	1,999
香川県立農業大学校	香川県仲多度郡琴平町榎井34-3	香川県	0877-75-1141	○	○		○		○	○	○	375
				17	19	0	19	0	19	17	18	7,699
以上 琴平町												

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			
多度津町リサイクルプラザ	香川県仲多度郡多度津町桃山13-1	多度津町	0877-33-4425	○	○	○	○	○	○	○	○	○	129
8区公民館(施設の一部)	香川県仲多度郡多度津町西浜10-1	自治会	-		○					○	○		15
RITA学園高等学校	香川県仲多度郡多度津町西浜12-44	法人	0877-32-3000		○		○	○			○		50
県立多度津高等学校(栄町本校舎2~4階)	香川県仲多度郡多度津町栄町1-1-82	香川県	0877-33-2131	○	○	○	○	○	○	○	○	○	700
多度津小学校(2階以上)	香川県仲多度郡多度津町栄町3-1-9	多度津町	0877-33-1616	○	○	○	○	○	○	○	○	○	874
香川県営住宅多度津団地(1号棟2階~8階共用部分に限る)	香川県仲多度郡多度津町京町7-42	香川県	087-832-3581	○	○	○	○	○	○	○	○	○	140
本通分館	香川県仲多度郡多度津町本通1-8-4	多度津町	0877-33-0700		○				○	○	○		35
寶性寺(施設の一部)	香川県仲多度郡多度津町本通1-8-12	法人	-		○		○	○	○	○	○		50
多度津中学校(2階以上)	香川県仲多度郡多度津町本通2-11-55	多度津町	0877-33-2271	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,440
金剛禅総本山少林寺	香川県仲多度郡多度津町本通3-1-48	法人	0877-33-0044	○		○	○	○	○	○	○	○	1,180
四度津事務所本館(2階及び3階)	香川県仲多度郡多度津町桜川2-1-97	法人	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100
しおかぜ病院(病院棟2階~4階共用部分に限る)	香川県仲多度郡多度津町堀江4-3-19	法人	0877-33-2545	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200
特別養護老人ホームかざみ鳥(デイサービスセンターかざみ鳥)(2階~3階の共有部分に限る)	香川県仲多度郡多度津町北嶋2-110-1	法人	0877-56-6300	○	○	○	○	○	○	○	○	○	60
イオンタウン多度津駅前	香川県仲多度郡多度津町北嶋2-10-1	法人	0877-58-5133		○		○	○	○	○			1,100
豊原小学校(2階以上)	香川県仲多度郡多度津町大字南嶋704	多度津町	0877-32-2050	○	○	○	○	○	○	○	○	○	952
ウツミ整形外科医院(3階会議室)	香川県仲多度郡多度津町大字道福寺132	法人	0877-33-1510	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
道福寺公園	香川県仲多度郡多度津町271-10	多度津町	0877-33-1112	○	○	○	○	○	○	○	○	○	485
豊原幼稚園	香川県仲多度郡多度津町大字葛原835-1	多度津町	0877-32-5061	○	○	○	○	○	○	○	○	○	273
グループホーム青い鳥(施設2階の一部)	香川県仲多度郡多度津町大字葛原451-1	法人	0877-32-0087	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
インテリアタカギ(施設2階の一部)	香川県仲多度郡多度津町大字葛原1813-2	法人	-	○	○	○		○	○	○	○		20
四箇小学校(2階以上)	香川県仲多度郡多度津町大字三井433-1	多度津町	0877-32-2517	○	○	○	○	○	○	○	○	○	672
四箇幼稚園	香川県仲多度郡多度津町大字三井440	多度津町	0877-32-5062	○	○	○	○	○	○	○	○	○	290
三井保育所(施設の一部)	香川県仲多度郡多度津町大字三井385-1	法人	0877-32-4058	○	○	○	○	○	○	○	○	○	90
香川県農業協同組合多度津集荷場(農業センター2階、駐車場)	香川県仲多度郡多度津町大字庄928	法人	0877-33-1359	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300
榊オーエス(施設2階の一部)	香川県仲多度郡多度津町大字庄845-3	法人	0877-32-1281	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
四箇地区公民館	香川県仲多度郡多度津町大字青木129-2	多度津町	0877-32-5221		○	○	○	○	○	○	○		50
青木北山公民館(施設の一部)	香川県仲多度郡多度津町大字青木837地先	自治会	-	○	○	○			○	○	○		16
地藏堂(施設の一部)	香川県仲多度郡多度津町大字山階752地先	自治会	-	○	○	○			○	○	○		7
兵田公民館(施設の一部)	香川県仲多度郡多度津町大字山階1006	自治会	-		○				○	○	○		14
岡公民館(施設の一部)	香川県仲多度郡多度津町大字山階	自治会	-		○	○			○	○	○		16
甘露台様御生誕地の家	香川県仲多度郡多度津町大字山階	法人	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25
榊ワイケーエス(事務所棟2階駐車場)	香川県仲多度郡多度津町大字山階300	法人	0877-32-2757	○	○	○	○	○	○	○	○	○	270
山階本村公民館(施設の一部)	香川県仲多度郡多度津町大字山階322-3地先	自治会	-		○	○	○	○	○	○	○		12
多度津町立武道館	香川県仲多度郡多度津町西港町41	多度津町	0877-33-3666		○					○	○		250
多度津町民体育館	香川県仲多度郡多度津町西港町41	多度津町	0877-33-3666		○					○	○		750
町民健康センター(2階以上)	香川県仲多度郡多度津町西港町127-1	多度津町	0877-32-8500	○	○	○	○	○	○	○	○	○	304
白方小学校	香川県仲多度郡多度津町大字奥白方1142	多度津町	0877-32-3331	○	○	○	○	○	○	○	○	○	787
奥白方農業構造改善センター	香川県仲多度郡多度津町大字奥白方1586-13	自治会	0877-32-5487	○		○	○	○	○	○	○		35
ユニコム(白方工場(事務所棟3階))	香川県仲多度郡多度津町大字奥白方1233-1	法人	0877-33-4577	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫		
海岸寺奥の院 (施設の一部)	香川県仲多度郡多度津 町大字西白方997-1	法人	-	○	○			○	○	○		70
薬王寺 (施設の一部)	香川県仲多度郡多度津 町大字西白方78	法人	-			○	○	○	○	○		40
東白方本村自治会館	香川県仲多度郡多度津 町大字東白方433-2	自治会	-	○	○			○	○	○		12
見立公民館 (施設の一部)	香川県仲多度郡多度津 町大字見立	自治会	-	○	○				○	○		24
高見島研修センター (旧高見小学校)	香川県仲多度郡多度津 町高見1723	多度津町	0877-33-0700	○	○	○	○	○	○	○	○	50
高見いこいの家	香川県仲多度郡多度津 町高見1775-23	多度津町	0877-33-4488	○					○	○		35
佐柳いこいの家	香川県仲多度郡多度津 町佐柳2638-1	多度津町	0877-33-4488	○		○			○	○	○	35
佐柳本浦住民会館	香川県仲多度郡多度津 町佐柳846-7	自治会	0877-33-1110	○	○		○		○	○	○	45
佐柳八幡神社 (施設の一部)	香川県仲多度郡多度津 町佐柳1280地先	自治会	-	○	○	○		○	○	○		28
祠 (本浦自治会管理)	香川県仲多度郡多度津 町佐柳726地先	自治会	-	○		○	○	○	○	○		50
				37	43	36	35	43	46	46	12	12, 143
以上 多度津町												

(令和5年4月1日現在)

指定緊急避難場所名	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
琴南小学校	香川県仲多度郡まんのう町造田1984-1	まんのう町	0877-85-2010	○	○		○		○	○	○	2,606
琴南支所	香川県仲多度郡まんのう町造田1974-1	まんのう町	0877-85-2111	○	○		○		○	○	○	864
琴南農村環境改善センター	香川県仲多度郡まんのう町造田1974-1	まんのう町	0877-85-0112	○	○		○		○	○	○	432
旧琴南中学校	香川県仲多度郡まんのう町中通838	まんのう町	0877-73-0100	○			○		○	○	○	7,692
琴南公民館	香川県仲多度郡まんのう町中通875	まんのう町	0877-85-2221	○			○		○	○	○	1,021
旧琴南東小学校	香川県仲多度郡まんのう町川東919	まんのう町	0877-73-0100	○			○		○	○	○	2,306
琴南総合センター	香川県仲多度郡まんのう町川東1494-1	まんのう町	0877-84-2111	○			○		○	○	○	609
琴南高齢者コミュニティセンター	香川県仲多度郡まんのう町川東2748-6	まんのう町	0877-84-2234	○			○		○	○	○	80
長炭小学校	香川県仲多度郡まんのう町炭所西1431-2	まんのう町	0877-79-2006	○	○		○		○	○	○	3,466
長炭地区活性化センター	香川県仲多度郡まんのう町炭所西774	まんのう町	0877-79-3539	○	○		○		○	○	○	372
満濃南小学校	香川県仲多度郡まんのう町吉野74	まんのう町	0877-79-2110		○		○		○	○	○	4,311
吉野公民館	香川県仲多度郡まんのう町吉野1780-1	まんのう町	0877-79-3803		○		○		○	○	○	362
吉野体育館	香川県仲多度郡まんのう町吉野1932-1	まんのう町	0877-73-0100		○		○		○	○	○	2,604
かりんの丘公園	香川県仲多度郡まんのう町吉野4314-1	まんのう町	0877-79-1250	○	○		○		○	○	○	6,013
勤労青少年ホーム	香川県仲多度郡まんのう町岸上108	まんのう町	0877-75-1515		○		○		○	○	○	1,912
神野公民館	香川県仲多度郡まんのう町岸上108	まんのう町	0877-75-1515		○		○		○	○	○	147
満濃中学校	香川県仲多度郡まんのう町吉野下957	まんのう町	0877-73-2107	○	○		○		○	○		6,614
スポーツセンターまんのう	香川県仲多度郡まんのう町吉野下957	まんのう町	0877-56-4055	○	○		○		○	○	○	2,168
まんのう町防災センター	香川県仲多度郡まんのう町吉野下430	まんのう町	0877-73-0100	○	○		○		○	○	○	70
四条小学校	香川県仲多度郡まんのう町四條732	まんのう町	0877-73-5514		○		○		○	○	○	2,344
満濃農村環境改善センター	香川県仲多度郡まんのう町四條734-1	まんのう町	0877-73-2706		○		○		○	○	○	970
四条公民館	香川県仲多度郡まんのう町吉野下281-1	まんのう町	0877-56-4656		○		○		○	○	○	110
高篠小学校	香川県仲多度郡まんのう町東高篠139	まんのう町	0877-73-3842	○	○		○		○	○	○	2,486
高篠公民館	香川県仲多度郡まんのう町東高篠93-1	まんのう町	0877-58-9077	○	○		○		○	○	○	336
旧仲南東小学校	香川県仲多度郡まんのう町七箇2529	まんのう町	0877-73-0100	○	○		○		○	○	○	2,854
仲南支所	香川県仲多度郡まんのう町生間415-1	まんのう町	0877-77-2111	○	○		○		○	○	○	611
仲南公民館	香川県仲多度郡まんのう町生間415-1	まんのう町	0877-77-2896	○	○		○		○	○	○	287
仲南小学校	香川県仲多度郡まんのう町帆山743	まんのう町	0877-77-2230	○	○		○		○	○	○	6,479
旧仲南西小学校	香川県仲多度郡まんのう町追上20	まんのう町	0877-73-0100	○			○		○	○	○	2,535
旧仲南北小学校	香川県仲多度郡まんのう町宮田750-4	まんのう町	0877-73-0100	○	○		○		○	○	○	4,165
				22	24	0	30	0	30	30	29	66,826
以上 まんのう町												

14-2 指定避難所一覧

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
日新小学校跡施設	香川県高松市瀬戸内町18-2	高松市	-	○		238
新番丁小学校	香川県高松市錦町2-14-1	高松市	087-851-1316	○		429
四番丁小学校跡施設	香川県高松市番町1-5-1	高松市	087-823-2714	○		315
亀阜小学校	香川県高松市亀岡町10-1	高松市	087-861-2013	○		351
栗林小学校	香川県高松市栗林町2-10-7	高松市	087-861-3438	○		429
花園小学校	香川県高松市花園町2-7-7	高松市	087-831-9129	○		310
築地小学校跡施設	香川県高松市築地町14-1	高松市	-	○		279
総合教育センター	香川県高松市末広町5	高松市	087-811-2161	○		310
鶴尾小学校	香川県高松市松並町636-1	高松市	087-867-2564	○		306
太田小学校	香川県高松市伏石町845-1	高松市	087-865-4433	○		393
太田南小学校	香川県高松市太田下町1823-1	高松市	087-865-9395	○		393
中央小学校	香川県高松市松繩町1138	高松市	087-866-2938	○		306
木太小学校	香川県高松市木太町3480-1	高松市	087-861-6337	○		324
木太北部小学校	香川県高松市木太町2613	高松市	087-831-4150	○		274
木太南小学校	香川県高松市木太町1530-1	高松市	087-866-7295	○		324
古高松小学校	香川県高松市高松町398	高松市	087-841-9204	○		314
古高松南小学校	香川県高松市新田町甲2605	高松市	087-843-2467	○		277
屋島小学校	香川県高松市屋島西町1205-1	高松市	087-841-1538	○		405
屋島西小学校	香川県高松市屋島西町2469	高松市	087-841-1063	○		396
屋島東小学校	香川県高松市屋島東町942-1	高松市	087-843-8402	○		247
前田小学校	香川県高松市前田東町819-3	高松市	087-847-6562	○		315
川添小学校	香川県高松市東山崎町207-1	高松市	087-847-6055	○		396
林小学校	香川県高松市林町1108-1	高松市	087-865-6250	○		315
三溪小学校	香川県高松市三谷町2173-1	高松市	087-889-0767	○		234
仏生山小学校	香川県高松市仏生山町甲2461	高松市	087-889-0549	○		405
多肥小学校	香川県高松市多肥上町902-2	高松市	087-889-0537	○		315
一宮小学校	香川県高松市一宮町672-1	高松市	087-885-1764	○		405
円座小学校	香川県高松市円座町1630-2	高松市	087-885-2542	○		301
川岡小学校	香川県高松市川部町1552	高松市	087-885-1253	○		315
檀紙小学校	香川県高松市御厩町816	高松市	087-885-1715	○		405
弦打小学校	香川県高松市鶴市町374-1	高松市	087-881-3523	○		405
鬼無小学校	香川県高松市鬼無町佐藤607-1	高松市	087-881-2413	○		315
香西小学校	香川県高松市香西南町703-1	高松市	087-881-3214	○		464
下笠居小学校	香川県高松市生島町345	高松市	087-881-3011	○		315
女木小学校	香川県高松市女木町236-2	高松市	-	○		245
男木小・中学校	香川県高松市男木町165	高松市	087-873-0506	○		245
川島小学校	香川県高松市川島東町864-1	高松市	087-848-0050	○		315
十河小学校	香川県高松市十川西町366-5	高松市	087-848-0319	○		315
植田小学校	香川県高松市西植田町2337	高松市	087-849-0103	○		229
東植田小学校	香川県高松市東植田町2008	高松市	087-849-0062	○		245

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
東植田小学校菅沢分校	香川県高松市菅沢町339	高松市	-	○		168
桜町中学校	香川県高松市桜町2-12-4	高松市	087-861-1668	○		390
紫雲中学校	香川県高松市紫雲町8-25	高松市	087-861-7144	○		477
玉藻中学校	香川県高松市上福岡町714-1	高松市	087-861-8196	○		495
高松第一学園 (高松第一小・中学校)	香川県高松市松島町2-14-5	高松市	087-832-0311	○		721
鶴尾中学校	香川県高松市松並町639-1	高松市	087-867-3382	○		375
屋島中学校	香川県高松市屋島中町295	高松市	087-841-2236	○		362
協和中学校	香川県高松市元山町88-2	高松市	087-867-5937	○		366
龍雲中学校	香川県高松市出作町331-2	高松市	087-889-0131	○		354
勝賀中学校	香川県高松市香西南町565	高松市	087-881-3141	○		360
一宮中学校	香川県高松市一宮町1185-1	高松市	087-885-1664	○		396
香東中学校	香川県高松市円座町771	高松市	087-886-6580	○		354
下笠居中学校	香川県高松市生島町372-1	高松市	087-881-2621	○		396
山田中学校	香川県高松市川島東町1257-1	高松市	087-848-0071	○		362
太田中学校	香川県高松市太田下町1800	高松市	087-866-1370	○		439
古高松中学校	香川県高松市新田町甲190-1	高松市	087-841-1577	○		345
木太中学校	香川県高松市木太町5059-3	高松市	087-866-5588	○		345
香川大学附属中学校(体育館)	香川県高松市鹿角町394	国立大学法人	087-886-2121	○		370
高松第一高校	香川県高松市桜町2-5-10	高松市	087-861-0244	○		953
高松南高等学校(体育館)	香川県高松市一宮町531	香川県	087-885-1131	○		600
高松桜井高等学校(体育館)	香川県高松市多肥上町1250	香川県	087-869-1010	○		760
日新コミュニティセンター	香川県高松市瀬戸内町22-9	高松市	087-834-9911	○		101
二番丁コミュニティセンター	香川県高松市扇町2-8-7	高松市	087-822-3556	○		93
四番丁コミュニティセンター	香川県高松市番町二丁目3-5	高松市	087-851-8479	○		94
亀阜コミュニティセンター	香川県高松市宮脇町1-6-18	高松市	087-834-0797	○		111
栗林コミュニティセンター	香川県高松市栗林町3-2-12	高松市	087-835-5399	○		86
花園コミュニティセンター	香川県高松市観光通2-8-9	高松市	087-835-5398	○		112
松島コミュニティセンター	香川県高松市松福町2-15-24	高松市	087-821-0435	○		123
築地コミュニティセンター	香川県高松市築地町14-1	高松市	087-862-1166	○		122
新塩屋町コミュニティセンター	香川県高松市城東町1-1-47	高松市	087-822-1066	○		95
鶴尾コミュニティセンター	香川県高松市田村町303-1	高松市	087-866-3176	○		84
太田コミュニティセンター	香川県高松市伏石町2016-37	高松市	087-867-1139	○		100
太田南コミュニティセンター	香川県高松市太田上町1045-2	高松市	087-865-9947	○		81
太田中央コミュニティセンター	香川県高松市松縄町1108-1	高松市	087-867-3396	○		81
木太コミュニティセンター	木太町3480-2	高松市	087-834-5547	○		104
木太北部コミュニティセンター	香川県高松市木太町2603	高松市	087-831-9000	○		71
木太南コミュニティセンター	香川県高松市木太町1486	高松市	087-865-4273	○		74
古高松コミュニティセンター	香川県高松市高松町10-20	高松市	087-841-6262	○		90
古高松南コミュニティセンター	香川県高松市春日町782-2	高松市	087-841-2186	○		69
屋島コミュニティセンター	香川県高松市屋島中町449-1	高松市	087-841-6927	○		124
屋島西コミュニティセンター	香川県高松市屋島西町2483-2	高松市	087-843-2961	○		80

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
屋島東コミュニティセンター	香川県高松市屋島東町928	高松市	087-841-9931	○		75
前田コミュニティセンター	香川県高松市前田東町838	高松市	087-847-6168	○		77
川添コミュニティセンター	香川県高松市元山町136-4	高松市	087-847-5979	○		118
林コミュニティセンター	香川県高松市林町329-1	高松市	087-866-3405	○		113
三谷コミュニティセンター	香川県高松市三谷町1201-1	高松市	087-889-4938	○		143
仏生山コミュニティセンター	香川県高松市仏生山町乙45-4	高松市	087-889-4955	○		121
多肥コミュニティセンター	香川県高松市多肥上町433-5	高松市	087-889-4956	○		89
一宮コミュニティセンター	香川県高松市一宮町838-1	高松市	087-886-4793	○		153
円座コミュニティセンター	香川県高松市円座町1622-1	高松市	087-886-4993	○		90
川岡コミュニティセンター	香川県高松市川部町486-3	高松市	087-886-4963	○		130
檀紙コミュニティセンター	香川県高松市御厩町775-1	高松市	087-886-4955	○		99
弦打コミュニティセンター	香川県高松市鶴市町356-3	高松市	087-882-0285	○		131
鬼無コミュニティセンター	香川県高松市鬼無町佐藤31-3	高松市	087-882-0875	○		127
香西コミュニティセンター	香川県高松市香西本町476-1	高松市	087-882-0294	○		130
下笠居コミュニティセンター	香川県高松市生島町353-1	高松市	087-882-0856	○		230
女木コミュニティセンター	香川県高松市女木町203-1	高松市	087-873-0105	○		61
男木コミュニティセンター	香川県高松市男木町1988	高松市	087-873-0002	○		62
川島コミュニティセンター	香川県高松市川島本町191-2	高松市	087-848-0054	○		123
十河コミュニティセンター	香川県高松市十川西町299-1	高松市	087-848-0166	○		120
西植田コミュニティセンター	香川県高松市西植田町2247-1	高松市	087-849-0101	○		73
東植田コミュニティセンター	香川県高松市東植田町1825-1	高松市	087-849-0104	○		92
高松北高等(中)学校(体育館)	香川県高松市牟礼町牟礼1583-1	香川県	087-845-2155	○		550
牟礼中学校	香川県高松市牟礼町牟礼46-2	高松市	087-845-9604	○		452
牟礼コミュニティセンター	香川県高松市牟礼町牟礼302-1	高松市	087-845-4111	○		149
牟礼総合体育館	香川県高松市牟礼町牟礼152-10	高松市	087-845-7060	○		1,100
牟礼北小学校	香川県高松市牟礼町牟礼2900-1	高松市	087-845-5742	○		318
牟礼小学校	香川県高松市牟礼町大町1560	高松市	087-845-9239	○		348
牟礼中央公園運動センター	香川県高松市牟礼町原1019-8	高松市	087-845-1563	○		360
牟礼南小学校	香川県高松市牟礼町大町1115-1	高松市	087-845-9324	○		261
大町コミュニティセンター	香川県高松市牟礼町大町1463-2	高松市	087-870-1306	○		121
香川県立保健医療大学(体育館)	香川県高松市牟礼町原281-1	香川県	087-870-1212	○		420
庵治中学校	香川県高松市庵治町691-1	高松市	087-871-2716	○		441
庵治小学校	香川県高松市庵治町790-1	高松市	087-871-2581	○		243
庵治コミュニティセンター・庵治武道館	香川県高松市庵治町888-1	高松市	087-871-4162	○		226
庵治小学校第二体育館	香川県高松市庵治町866-4	高松市	087-871-2581	○		387
庵治第二小学校	香川県高松市庵治町6034-1	高松市	087-871-5110	○		182
大野コミュニティセンター	香川県高松市香川町大野1329-1	高松市	087-886-1960	○		108
大野小学校	香川県高松市香川町大野1045-1	高松市	087-885-2165	○		336
浅野小学校	香川県高松市香川町浅野3088	高松市	087-889-0215	○		336
浅野コミュニティセンター	香川県高松市香川町浅野826-2	高松市	087-888-2537	○		93
香川総合体育館	香川県高松市香川町川東下1917-1	高松市	087-879-8000	○		1,136

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
川東コミュニティセンター	香川県高松市香川町川東上1865-13	高松市	087-879-4215	○		315
川東小学校	香川県高松市香川町川東上1865-8	高松市	087-879-2012	○		336
東谷コミュニティセンター	香川県高松市香川町東谷873-3	高松市	087-879-7997	○		31
香南小学校	香川県高松市香南町横井1008	高松市	087-879-2269	○		285
香南中学校	香川県高松市香南町横井801	高松市	087-879-2064	○		485
香南コミュニティセンター	香川県高松市香南町由佐1172	高松市	087-879-8993	○		141
由佐農村環境改善センター	香川県高松市香南町由佐357-2	高松市	087-879-0115	○		150
池西農村環境改善センター	香川県高松市香南町池内522-1	高松市	087-879-3788	○		165
塩江コミュニティセンター	香川県高松市塩江町安原下第2号1645	高松市	087-897-0137	○		189
安原小学校跡施設	香川県高松市塩江町安原下第2号1684	高松市	-	○		225
塩江小学校跡施設	香川県高松市塩江町安原上東365	高松市	-	○		20
塩江小・中学校	香川県高松市塩江町安原上231	高松市	087-893-0032	○		897
上西小学校跡施設	香川県高松市塩江町上西乙461	高松市	-	○		143
国分寺中学校	香川県高松市国分寺町新居1131-1	高松市	087-874-0031	○		297
国分寺北部小学校	香川県高松市国分寺町新居1880	高松市	087-874-1154	○		383
国分寺北部コミュニティセンター	香川県高松市国分寺町新居1840-6	高松市	087-874-5805	○		294
国分寺中学校第二体育館	香川県高松市国分寺町新居1155-7	高松市	087-874-4560	○		380
国分寺文化センター	香川県高松市国分寺町新居1423-1	高松市	087-874-4519	○		30
国分寺南部小学校	香川県高松市国分寺町福家甲3005	高松市	087-874-1160	○		405
国分寺南部コミュニティセンター	香川県高松市国分寺町福家甲3106-3	高松市	087-874-1116	○		137
国分寺勤労青少年ホーム	香川県高松市国分寺町福家甲3005	高松市	087-874-3982	○		180
香川県青年センター	香川県高松市国分寺町国分1009	香川県	087-874-0713	○		384
高松工芸高等学校(体育館)	香川県高松市番町2-9-30	香川県	087-851-4144	○		715
高松高等学校(体育館)	香川県高松市番町3-1-1	香川県	087-831-7251	○		700
高松商業高等学校(体育館)	香川県高松市松島町1-18-54	香川県	087-833-1971	○		610
香川大学(経済学部構内体育館)	香川県高松市幸町1-1	国立大学法人	087-832-1000	○		400
高松市生涯学習センター(まなびCAN)	香川県高松市片原町11-1むらぶ片原町t ^h 内	高松市	087-811-6222	○		50
高松市総合体育館	香川県高松市福岡町4-36-1	高松市	087-822-0211	○		1,445
高松東高校(体育館)	香川県高松市前田東町690-1	香川県	087-847-6221	○		500
香川高等専門学校(体育館)	香川県高松市勅使町355	独立行政法人	087-869-3811	○		800
香川第一中学校	香川県高松市香川町浅野1188	高松市	087-879-2131	○		540
香川大学工学部	香川県高松市林町2217-20	国立大学法人	087-864-2000	○		240
				153		46,198
以上 高松市						

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
城 乾 コミュニティセンター	香川県丸亀市南条町34-28	丸亀市	0877-21-0012	○		134
城 乾 小 学 校	香川県丸亀市中府町五丁目15-1	丸亀市	0877-22-8158	○		687
西 幼 稚 園	香川県丸亀市南条町34-2	丸亀市	0877-22-4330	○		101
城 坤 コミュニティセンター	香川県丸亀市今津町283	丸亀市	0877-23-8129	○		111
城 坤 小 学 校	香川県丸亀市今津町348	丸亀市	0877-24-4705	○		963
城 坤 幼 稚 園	香川県丸亀市今津町278	丸亀市	0877-22-3901	○		157
金 倉 保 育 所	香川県丸亀市金倉町1230-1	丸亀市	0877-22-5477	○		101
旧塩屋北保育所(丸亀市シルバー人材センター) 2階1部	香川県丸亀市塩屋町五丁目6-1	丸亀市	0877-23-6215	○		30
丸 亀 市 民 体 育 館	香川県丸亀市金倉町924-1	丸亀市	0877-24-6251	○		791
し お や 保 育 所	香川県丸亀市前塩屋町二丁目1-17	丸亀市社会福祉協議会	0877-22-4848	○		331
県立丸亀城西高等学校第2体育館	香川県丸亀市津森町267	香川県	0877-23-5138	○		327
県立丸亀競技場第1～第6会議室	香川県丸亀市金倉町830	香川県	0877-21-5800	○		143
城北コミュニティセンター	香川県丸亀市御供所町一丁目5-20	丸亀市	0877-25-2141	○		100
城 北 小 学 校	香川県丸亀市瓦町95	丸亀市	0877-24-4700	○		727
東 中 学 校	香川県丸亀市大手町一丁目5-1	丸亀市	0877-22-4154	○		1,068
城 北 こ ど も 園	香川県丸亀市北平山町二丁目12-20	丸亀市	0877-22-3449	○		111
土 居 保 育 所	香川県丸亀市土居町二丁目13-3	丸亀市	0877-58-3710	○		110
城西コミュニティセンター	香川県丸亀市山北町722-1	丸亀市	0877-25-2266	○		105
城 西 小 学 校	香川県丸亀市六番丁12	丸亀市	0877-22-9267	○		894
西 中 学 校	香川県丸亀市中府町三丁目11-1	丸亀市	0877-22-2251	○		1,005
県立丸亀高等学校第2体育館	香川県丸亀市六番丁1	香川県	0877-23-5248	○		320
県立丸亀高等学校武道校	香川県丸亀市城南町63-5	香川県	0877-23-4098	○		370
城南コミュニティセンター	香川県丸亀市山北町200-1	丸亀市	0877-24-0981	○		96
城 南 小 学 校	香川県丸亀市田村町973	丸亀市	0877-24-6177	○		625
は ら だ こ ど も 園	香川県丸亀市原田町2046	丸亀市	0877-22-2735	○		110
城 南 保 育 所	香川県丸亀市山北町261	丸亀市	0877-58-0551	○		194
土器コミュニティセンター	香川県丸亀市土器町東七丁目160	丸亀市	0877-24-2045	○		141
城 東 小 学 校	香川県丸亀市土器町西五丁目113	丸亀市	0877-24-4703	○		787
城 東 幼 稚 園	香川県丸亀市土器町西四丁目668	丸亀市	0877-22-3582	○		208
青 ノ 山 保 育 所	香川県丸亀市土器町東四丁目303	丸亀市	0877-22-3450	○		163
二軒茶屋総合センター	香川県丸亀市土器町東八丁目501	丸亀市	0877-24-0243	○		51
クリントピア丸亀	香川県丸亀市土器町北一丁目72-2	中讃広域行政事務組合	0877-56-1144	○		77
川西コミュニティセンター	香川県丸亀市川西町南428-1	丸亀市	0877-28-5519	○		83
城 辰 小 学 校	香川県丸亀市川西町北151	丸亀市	0877-28-7401	○		621
城 辰 幼 稚 園	香川県丸亀市川西町南161	丸亀市	0877-28-7302	○		133
城 辰 保 育 所	香川県丸亀市川西町南696-1	丸亀市	0877-28-8389	○		665
金山文化センター	香川県丸亀市川西町南679-10	丸亀市	0877-28-7137	○		49
土器川体育センター	香川県丸亀市川西町南甲307	丸亀市	0877-28-0766	○		347
郡家コミュニティセンター	香川県丸亀市郡家町814-1	丸亀市	0877-28-6807	○		159
郡 家 小 学 校	香川県丸亀市郡家町790-1	丸亀市	0877-28-8401	○		787

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
南 中 学 校	香川県丸亀市郡家町3690	丸亀市	0877-25-0700	○		1,121
郡 家 こ ど も 園	香川県丸亀市郡家町787	丸亀市	0877-28-7116	○		487
四 国 職 業 能 力 開 発 大 学 校 体 育 館	香川県丸亀市郡家町3202	独立行政法人	0877-24-6290	○		200
飯 野 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	香川県丸亀市飯野町東分2334-2	丸亀市	0877-23-6397	○		88
飯 野 小 学 校	香川県丸亀市飯野町西分113	丸亀市	0877-22-6019	○		575
飯 野 こ ど も 園	香川県丸亀市飯野町東分2576	丸亀市	0877-22-6049	○		309
県立香川丸亀養護学校体育館	香川県丸亀市飯野町東分592-1	香川県	0877-24-1215	○		147
垂 水 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	香川県丸亀市垂水町1345-1	丸亀市	0877-28-5520	○		87
垂 水 小 学 校	香川県丸亀市垂水町1408	丸亀市	0877-28-7551	○		492
垂 水 こ ど も 園	香川県丸亀市垂水町1709	丸亀市	0877-28-7351	○		161
本 島 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	香川県丸亀市本島町泊506-1	丸亀市	0877-27-3222	○		128
本 島 小 中 学 校	香川県丸亀市本島町泊18	丸亀市	0877-27-3417	○		247
旧 本 島 中 学 校 体 育 館	香川県丸亀市本島町泊410-1	丸亀市	-	○		131
本 島 幼 稚 園	香川県丸亀市本島町泊34	丸亀市	0877-27-3416	○		120
山 根 文 化 セ ン タ ー	香川県丸亀市本島町笠島100-2	丸亀市	0877-27-3938	○		29
山 根 児 童 館	香川県丸亀市本島町笠島84-3	丸亀市	0877-27-3146	○		17
西 地 区 集 会 場	香川県丸亀市本島町尻浜83	丸亀市	0877-27-3418	○		13
牛 島 集 会 場	香川県丸亀市牛島385	丸亀市	0877-27-3471	○		7
広 島 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	香川県丸亀市広島町江の浦373-3	丸亀市	0877-29-2030	○		145
広 島 小 中 学 校	香川県丸亀市広島町江の浦439	丸亀市	-	○		271
へ き 地 集 会 室	香川県丸亀市広島町青木549	丸亀市	0877-29-2332	○		205
手 島 自 然 教 育 セ ン タ ー	香川県丸亀市手島町1273	丸亀市	0877-29-2720	○		192
手 島 集 会 場	香川県丸亀市手島町224	丸亀市	0877-29-2305	○		15
小 手 島 小 中 学 校	香川県丸亀市広島町小手島2782	丸亀市	0877-29-2751	○		187
岡 田 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	香川県丸亀市綾歌町岡田下516-1	丸亀市	0877-86-3001	○		101
岡 田 小 学 校	香川県丸亀市綾歌町岡田下217	丸亀市	0877-86-3004	○		941
あ や う た こ ど も 園	香川県丸亀市綾歌町岡田東1150	丸亀市	0877-86-3011	○		262
岡 田 保 育 所	香川県丸亀市綾歌町岡田下87-1	丸亀市	0877-86-3018	○		142
栗 熊 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	香川県丸亀市綾歌町栗熊西1638-1	丸亀市	0877-86-6605	○		220
栗 熊 小 学 校	香川県丸亀市綾歌町栗熊東323	丸亀市	0877-86-2002	○		657
綾 歌 中 学 校	香川県丸亀市綾歌町栗熊東431	丸亀市	0877-86-2006	○		1,357
栗 熊 保 育 所	香川県丸亀市綾歌町栗熊東271	丸亀市	0877-57-1132	○		152
綾 歌 総 合 文 化 会 館	香川県丸亀市綾歌町栗熊西1680	丸亀市	0877-86-6800	○		309
綾 歌 保 健 福 祉 セ ン タ ー	香川県丸亀市綾歌町栗熊西782	丸亀市	0877-86-6600	○		161
富 熊 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	香川県丸亀市綾歌町富熊1192-1	丸亀市	0877-86-5224	○		71
富 熊 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 分 館	香川県丸亀市綾歌町富熊1409-31	丸亀市	0877-86-5087	○		93
富 熊 小 学 校	香川県丸亀市綾歌町富熊1227	丸亀市	0877-86-2010	○		840
富 熊 保 育 所	香川県丸亀市綾歌町富熊1226	丸亀市	0877-86-2209	○		196
飯 山 南 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	香川県丸亀市飯山町上法軍寺1010-1	丸亀市	0877-98-2200	○		90
飯 山 南 小 学 校	香川県丸亀市飯山町上法軍寺1206	丸亀市	0877-98-2024	○		782
飯 山 南 保 育 所	香川県丸亀市飯山町上法軍寺1036	丸亀市	0877-98-2624	○		188

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
飯山総合保健福祉センター	香川県丸亀市飯山町下法軍寺581-1	丸亀市	0877-98-1571	○		317
東小川児童センター	香川県丸亀市飯山町東小川1260	丸亀市	0877-56-8778	○		140
県立飯山高等学校 新体育館	香川県丸亀市飯山町下法軍寺664-1	香川県	0877-98-2525	○		444
飯山北コミュニティセンター	香川県丸亀市飯山町川原1112-5	丸亀市	0877-98-6595	○		123
飯山北小学校	香川県丸亀市飯山町川原1874	丸亀市	0877-98-2020	○		1,260
飯山中学校	香川県丸亀市飯山町川原1110	丸亀市	0877-98-2027	○		1,472
飯山こども園	香川県丸亀市飯山町真時71-1	丸亀市	0877-98-4023	○		362
飯山北第一保育所	香川県丸亀市飯山町川原1009	丸亀市	0877-98-2620	○		189
飯山総合学習センター	香川県丸亀市飯山町西坂元547-1	丸亀市	0877-98-3319	○		148
飯山総合運動公園 体育館	香川県丸亀市飯山町東坂元2713-1	丸亀市	0877-98-6800	○		579
				91		30,952
以上 丸亀市						

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
坂出小学校	香川県坂出市白金町1-3-7	坂出市	0877-46-2124	○		2,717
坂出工業高等学校心技館	香川県坂出市御供所町1-1-2	香川県	0877-46-5191	○		202
坂出商業高等学校新体育館	香川県坂出市青葉町1-13	香川県	0877-46-5671	○		400
香川大学附属坂出中学校 体育館	香川県坂出市青葉町1-7	国立大学法人	0877-46-2695	○		264
坂出高等学校新体育館	香川県坂出市文京町2-1-5	香川県	0877-46-5125	○		405
香川大学附属坂出小学校 体育館	香川県坂出市文京町2-4-2	国立大学法人	0877-46-2692	○		224
坂出第一高等学校校 体育館・武道場	香川県坂出市駒止町2-1-3	学校法人	0877-46-2157	○		510
中央体育館	香川県坂出市寿町3-1-2	坂出市	0877-44-5025	○		213
市民ふれあい会館	香川県坂出市本町1-2-1	坂出市	0877-44-5070	○		542
坂出市立体育館	香川県坂出市入船町2-1-59	坂出市	0877-45-6670	○		892
東部小学校	香川県坂出市室町1-1-21	坂出市	0877-46-0234	○		1,743
東部中学校	香川県坂出市久米町2-7-46	坂出市	0877-46-2159	○		1,669
金山小学校	香川県坂出市谷町3-1-23	坂出市	0877-46-2329	○		1,110
西庄小学校	香川県坂出市西庄町524-5	坂出市	0877-46-2662	○		785
林田小学校	香川県坂出市林田町2215-1	坂出市	0877-47-0270	○		1,187
白峰中学校	香川県坂出市林田町181-1	坂出市	0877-47-0211	○		2,272
加茂小学校	香川県坂出市加茂町1098-3	坂出市	0877-48-0601	○		922
瀬居小学校	香川県坂出市瀬居町1500-1	坂出市	0877-46-9194	○		502
瀬居中学校	香川県坂出市番の州町11	坂出市	0877-46-9193	○		556
万葉会館	香川県坂出市沙弥島70-1	坂出市	0877-46-9154	○		210
中央公民館与島分館	香川県坂出市与島町102	坂出市	0877-43-0002	○		32
与島開発総合センター	香川県坂出市与島町514-22	坂出市	0877-43-0766	○		89
岩黒小・中学校	香川県坂出市岩黒240	坂出市	0877-43-0104	○		311
中央公民館櫃石分館(旧櫃石小・ 中学校含む)	香川県坂出市櫃石585-17	坂出市	0877-43-0203	○		1,225
府中小学校	香川県坂出市府中町1193-3	坂出市	0877-48-0610	○		1,008
坂出中学校	香川県坂出市小山町2-1	坂出市	0877-46-1188	○		2,604
川津小学校	香川県坂出市川津町3093-3	坂出市	0877-46-3884	○		1,316
松山小学校	香川県坂出市高屋町1050-1	坂出市	0877-47-0606	○		1,109
交流の里おうごし	香川県坂出市王越町木沢1197-8	坂出市	0877-42-0102	○		494
				29		25,513
以上 坂出市						

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
西 中 学 校	香川県善通寺市文京町4-1-1	善通寺市	0877-62-2340	○		262
中 央 小 学 校 (中央公民館分館を含む)	香川県善通寺市文京町4-5-1	善通寺市	0877-62-1616	○		210
中 央 公 民 館	香川県善通寺市善通寺町6-10-25	善通寺市	0877-62-4969			34
東 中 学 校	香川県善通寺市生野本町2-14-1	善通寺市	0877-62-2360	○		210
南 部 小 学 校	香川県善通寺市生野町2990-1	善通寺市	0877-62-0702	○		137
南 部 公 民 館	香川県善通寺市大麻町1306-1	善通寺市	0877-62-5685	○		35
生 野 分 館	香川県善通寺市生野町1282-2	善通寺市	0877-62-2962			13
西 部 小 学 校	香川県善通寺市善通寺町1146	善通寺市	0877-62-0701	○		137
西 部 公 民 館	香川県善通寺市善通寺町1146	善通寺市	0877-63-2391			35
東 部 小 学 校	香川県善通寺市稲木町450-1	善通寺市	0877-62-0703	○		200
東 部 公 民 館	香川県善通寺市稲木町380-3	善通寺市	0877-62-5684			33
与 北 小 学 校	香川県善通寺市与北町1238	善通寺市	0877-62-0704	○		137
与 北 公 民 館	香川県善通寺市与北町1245-2	善通寺市	0877-62-0601			34
善 通 寺 隣 保 館	香川県善通寺市与北町2870-23	善通寺市	0877-62-3224			58
竜 川 小 学 校	香川県善通寺市原田町306-1	善通寺市	0877-63-0705	○		135
消 防 団 第 6 分 団 統 合 屯 所	香川県善通寺市原田町1424-1	善通寺市				19
市 民 体 育 館	香川県善通寺市金蔵寺町398-6	善通寺市	0877-62-7400	○		673
筆 岡 小 学 校	香川県善通寺市中村町1575-2	善通寺市	0877-62-0706	○		137
筆 岡 公 民 館	香川県善通寺市弘田町288	善通寺市	0877-62-0603			33
吉 原 小 学 校	香川県善通寺市吉原町2811	善通寺市	0877-62-0707	○		137
吉 原 公 民 館	香川県善通寺市吉原町1569-1	善通寺市	0877-62-0604			32
				12		2,701
以 上 善 通 寺 市						

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
伊吹支所	香川県観音寺市伊吹町209-2	観音寺市	0875-29-2111	○		40
伊吹公民館	香川県観音寺市伊吹町263	観音寺市	0875-29-2122			50
伊吹保育所	香川県観音寺市伊吹町486-1	観音寺市	0875-29-2124			110
伊吹中学校・小学校(体育館)	香川県観音寺市伊吹町549	観音寺市	0875-29-2102	○		270
室本公民館	香川県観音寺市室本町311-3	法人	0875-23-3940			40
高室小学校(体育館)	香川県観音寺市高屋町1877-1	観音寺市	0875-25-2661	○		290
旧高室幼稚園	香川県観音寺市高屋町1895	観音寺市	0875-23-3962			170
高室公民館	香川県観音寺市高屋町884	観音寺市	0875-25-2913	○		70
観音寺中学校(体育館)	香川県観音寺市八幡町二丁目10-7	観音寺市	0875-25-2440	○		370
観音寺中学校(武道館)	香川県観音寺市八幡町二丁目10-8	観音寺市	0875-25-2441	○		90
観音寺第一高等学校	香川県観音寺市茂木町四丁目2-38	香川県	0875-25-4155			630
観音寺東公民館体育館	香川県観音寺市茂西町1丁目1-28	観音寺市	0875-25-1779			230
観音寺東公民館	香川県観音寺市茂西町1丁目1-28	観音寺市	0875-25-1779			60
観音寺総合高等学校	香川県観音寺市天神町一丁目1-15	香川県	0875-25-3168			1,300
観音寺中央図書館	香川県観音寺市坂本町一丁目1-1	観音寺市	0875-23-3960			350
共同福祉施設	香川県観音寺市坂本町一丁目1-1	観音寺市	0875-23-3944			60
働く婦人の家	香川県観音寺市坂本町一丁目1-1	観音寺市	0875-23-3944			20
観音寺商工会議所	香川県観音寺市坂本町一丁目1-25	法人	0875-25-3073	○		60
ふれあい文化センター	香川県観音寺市坂本町七丁目14-77	観音寺市	0875-24-4113			30
観音寺南公民館	香川県観音寺市観音寺町甲2942-1	観音寺市	0875-24-2996			80
観音寺こども園	香川県観音寺市観音寺町甲2558-2	観音寺市	0875-57-5220			180
観音寺小学校(体育館)	香川県観音寺市観音寺町甲2558-1	観音寺市	0875-57-5120			330
株式会社総合開発 リネンサプライ事業	観音寺市瀬戸町四丁目1番7号	法人	0875-25-0297	○		270
コミュニティ防災センター	香川県観音寺市流岡町475	観音寺市	0875-23-3940	○		30
流岡公民館	香川県観音寺市流岡町820-1	法人	0875-25-6087			40
常磐小学校(体育館)	香川県観音寺市植田町365	観音寺市	0875-25-2988	○		220
常磐公民館	香川県観音寺市植田町458-3	観音寺市	0875-25-2560			140
観音寺中部こども園	香川県観音寺市植田町1217-3	法人	0875-25-8359			60
中部中学校(体育館)	香川県観音寺市柞田町甲1237	観音寺市	0875-25-3622	○		310
中部中学校(武道館)	香川県観音寺市柞田町甲1238	観音寺市	0875-25-3623	○		210
柞田小学校(体育館)	香川県観音寺市柞田町乙1000-1	観音寺市	0875-25-3621	○		280
観音寺中央幼稚園	香川県観音寺市柞田町丙1566	観音寺市	0875-24-2601	○		70
柞田公民館	香川県観音寺市柞田町丙1537	観音寺市	0875-25-3262			60
百々宮会館	香川県観音寺市木之郷町1639-1	法人	0875-23-3940			40
木之郷公民館	香川県観音寺市木之郷町795	観音寺市	0875-27-6330			150
旧一ノ谷幼稚園	香川県観音寺市古川町117-1	観音寺市	0875-25-5885			170
一ノ谷公民館	香川県観音寺市古川町85-1	観音寺市	0875-25-0009	○		110
一ノ谷小学校(体育館)	香川県観音寺市古川町102-1	観音寺市	0875-25-0204	○		280
市立総合体育館	香川県観音寺市池之尻町1071	観音寺市	0875-27-7100	○		760
豊田公民館	香川県観音寺市原町270-1	観音寺市	0875-27-6350	○		60

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
笑いの家とよた	観音寺市新田町385-4	観音寺市	-			20
豊田小学校(体育館)	香川県観音寺市新田町1413	観音寺市	0875-27-6303	○		280
粟井小学校(体育館)	香川県観音寺市粟井町1452	観音寺市	0875-27-6229	○		270
粟井公民館	香川県観音寺市粟井町1516	観音寺市	0875-27-6209	○		80
燧望苑	香川県観音寺市大野原町丸井1183	観音寺市	0875-67-5650	○		100
旧紀伊小学校(体育館)	香川県観音寺市大野原町丸井313	観音寺市	0875-23-3941	○		240
中姫中央ふれあい会館	香川県観音寺市大野原町中姫946	観音寺市	0875-54-5175			100
大野原会館	香川県観音寺市大野原町中姫1247	観音寺市	0875-54-5660			350
大野原中学校(体育館)	香川県観音寺市大野原町中姫1189-3	観音寺市	0875-54-3100	○		420
大野原中学校(武道館)	香川県観音寺市大野原町中姫1189-4	観音寺市	0875-54-3101	○		110
大野原農業者トレーニングセンター	香川県観音寺市大野原町大野原1994	観音寺市	0875-23-3937	○		310
大野原中央公民館	香川県観音寺市大野原町大野原1260-1	観音寺市	0875-54-5711			30
大野原いきいきセンター	香川県観音寺市大野原町大野原1265	観音寺市	0875-54-5757			130
大野原交流センター	香川県観音寺市大野原町大野原1267-1	観音寺市	0875-54-5716			20
大野原勤労青少年ホーム	香川県観音寺市大野原町大野原1368-1	観音寺市	0875-54-5715			20
大野原中央集会場	香川県観音寺市大野原町大野原1349	観音寺市	0875-54-5700			60
大野原こども園	観音寺市大野原町大野原1675-1	観音寺市	0975-54-2069			200
萩の湯	香川県観音寺市大野原町大野原1509	観音寺市	0875-54-5555			20
萩のふるさと会館	香川県観音寺市大野原町萩原2363-1	観音寺市	0875-54-4849			50
旧萩原小学校(体育館)	香川県観音寺市大野原町萩原2354	観音寺市	0875-23-3941	○		280
大野原福祉会館	香川県観音寺市大野原町萩原乙139-1	観音寺市	0875-54-2801			150
天理教西香川分教会	香川県観音寺市大野原町井関687-1	法人	0875-54-3744	○		30
田野々自治会館	香川県観音寺市大野原町田野々743-1	法人	0875-54-3994	○		50
花稲研修センター	香川県観音寺市大野原町花稲890-1	観音寺市	0875-52-4952			90
海の家(豊浜コミュニティセンター)	香川県観音寺市豊浜町姫浜55-2	観音寺市	0875-52-6640			130
豊浜中学校(体育館)	香川県観音寺市豊浜町和田浜717	観音寺市	0875-52-2152	○		440
豊浜中学校(武道館)	香川県観音寺市豊浜町和田浜718	観音寺市	0875-52-2153	○		60
豊浜公会堂	香川県観音寺市豊浜町姫浜453-2	観音寺市	0875-52-2012			200
豊浜総合体育館(すぼっシュ TOYOHAMA)	香川県観音寺市豊浜町和田浜784-1	観音寺市	0875-56-3366	○		480
豊浜コミュニティ消防センター	香川県観音寺市豊浜町和田浜1531-1	観音寺市	0875-52-1200			90
豊浜中央公民館	香川県観音寺市豊浜町和田浜1531-1	観音寺市	0875-52-1203			130
豊浜福祉会館	香川県観音寺市豊浜町和田浜1544-1	観音寺市	0875-52-1212			190
豊浜保育所	香川県観音寺市豊浜町和田浜1124-1	観音寺市	0875-52-2067			60
豊浜小学校(体育館)	香川県観音寺市豊浜町和田浜1000	観音寺市	0875-52-2029	○		500
豊浜幼稚園	香川県観音寺市豊浜町和田浜1000	観音寺市	0875-52-5110			100
豊浜南部集会所	香川県観音寺市豊浜町和田甲493-1	観音寺市	0875-52-5636			120
豊浜西部集会所	香川県観音寺市豊浜町箕浦甲1935-9	観音寺市	0875-52-2010			80
鶴亀ハウス	香川県観音寺市観音寺町甲2972-7	法人	0875-57-5522		○	20
特別養護老人ホーム豊恩荘	香川県観音寺市茂木町四丁目6-2	法人	0875-25-6369		○	20
介護老人保健施設観音寺ケアセンター	香川県観音寺市村黒町739	法人	0875-23-2311		○	20
地域支援センターまるやま	香川県観音寺市流岡町750-1	法人	0875-23-2070		○	40

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
特別養護老人ホーム楽陽荘	香川県観音寺市柞田町甲1936	法人	0875-25-8720		○	20
香川西部養護学校	香川県観音寺市出作町712	香川県	0875-25-1775		○	210
特別養護老人ホーム長寿苑	香川県観音寺市木之郷町499-62	法人	0875-57-1101		○	20
介護老人保健施設はがみ苑	香川県観音寺市原町1273-3	法人	0875-57-1220		○	20
特別養護老人ホームおおとよ荘	香川県観音寺市大野原町大野原7010	法人	0875-54-2211		○	20
特別養護老人ホームひうち	香川県観音寺市大野原町内野々597	法人	0875-54-5601		○	45
介護老人保健施設ひうち荘	香川県観音寺市大野原町内野々394-1	法人	0875-54-5101		○	20
特別養護老人ホームとよはま荘	香川県観音寺市豊浜町和田浜1575-1	法人	0875-52-3488		○	20
特別養護老人ホームネムの木	香川県観音寺市豊浜町姫浜41-1	法人	0875-52-1755		○	20
介護老人保健施設わたつみ苑	香川県観音寺市豊浜町姫浜1260-1	法人	0875-52-6665		○	20
介護老人保健施設みの荘	香川県三豊市三野町大見乙91-8	法人	0875-72-1200		○	10
障害者支援施設みとよ荘	香川県三豊市高瀬町佐股乙443-1	法人	0875-74-7829		○	80
障害者支援施設高瀬荘	香川県三豊市高瀬町佐股乙425-3	法人	0875-74-7811		○	50
就労継続支援A型・短期入所施設リール	観音寺市柞田町丙1060番地1	法人	0875-82-9521		○	40
				33		14,775
以上 観音寺市						

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
津田小学校	香川県さぬき市津田町津田144	さぬき市	0879-26-9972	○		780
津田高等学校	香川県さぬき市津田町津田1632-1	香川県	0879-42-3125	○		480
さぬき南中学校	香川県さぬき市大川町富田西2823-1	さぬき市	0879-26-9972	○		1,050
松尾ふれあい会館	香川県さぬき市大川町田面140-2	さぬき市	087-894-8677	○		70
さぬき南小学校	香川県さぬき市大川町南川1	さぬき市	0879-26-9972	○		680
志度高等学校	香川県さぬき市志度366-5	香川県	087-894-1101	○		480
志度中学校	香川県さぬき市志度2214-4	さぬき市	0879-26-9972	○		1,000
志度幼稚園	香川県さぬき市志度3726-1	さぬき市	0879-26-9906	○		340
志度東体育館	香川県さぬき市鴨庄2550-39	さぬき市	0879-26-9974	○		400
志度構造改善センター	香川県さぬき市鴨庄4610-45	さぬき市	087-894-1116	○		310
石田高等学校	香川県さぬき市寒川町石田東甲1065	香川県	0879-43-2530	○		270
寒川幼稚園	香川県さぬき市寒川町石田西384-1	さぬき市	0879-26-9906	○		130
寒川小学校	香川県さぬき市寒川町石田西812-1	さぬき市	0879-26-9972	○		630
旧神前小学校	香川県さぬき市寒川町神前1615	さぬき市	0879-26-9970	○		300
長尾小学校	香川県さぬき市長尾東901-1	さぬき市	0879-26-9972	○		680
造田小学校	香川県さぬき市造田是弘688-1	さぬき市	0879-26-9972	○		660
結願の里	香川県さぬき市多和助光東30-1	さぬき市	087-894-1116	○		160
				17		8,420
以上 さぬき市						

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
引田公民館	香川県東かがわ市引田513-1	東かがわ市	0879-26-1235	○		460
引田小中学校体育館	香川県東かがわ市引田545-1	東かがわ市	0879-26-1235	○		320
引田飛翔体育館	香川県東かがわ市引田1030	東かがわ市	0879-26-1235	○		360
引田武道館	香川県東かがわ市引田972-1	東かがわ市	0879-26-1235	○		200
引田こども園	香川県東かがわ市引田545-6	東かがわ市	0879-26-1235	○		380
小海コミュニティセンター	香川県東かがわ市小海1333-1	東かがわ市	0879-26-1235	○		160
相生コミュニティセンター	香川県東かがわ市南野103-2	東かがわ市	0879-26-1235	○		330
本町体育館	香川県東かがわ市松原167-1	東かがわ市	0879-26-1235	○		220
東かがわ市交流プラザ	香川県東かがわ市湊1806-2	東かがわ市	0879-26-1235	○		770
社会福祉協議会本所	香川県東かがわ市湊1809	東かがわ市	0879-26-1235	○		230
白鳥中央公園体育館	香川県東かがわ市帰来1101	東かがわ市	0879-26-1235	○		520
白鳥小中学校体育館	香川県東かがわ市白鳥757-1	東かがわ市	0879-26-1235	○		1,000
白鳥コミュニティセンター	香川県東かがわ市白鳥536-1	東かがわ市	0879-26-1235	○		100
白鳥コミュニティセンター多目的ホ ー	香川県東かがわ市白鳥525	東かがわ市	0879-26-1235	○		200
福栄コミュニティセンター	香川県東かがわ市与田山409-1	東かがわ市	0879-26-1235	○		130
福栄コミュニティセンター多目的 ホー	香川県東かがわ市与田山351-1	東かがわ市	0879-26-1235	○		120
五名コミュニティセンター	香川県東かがわ市五名1400	東かがわ市	0879-26-1235	○		80
三本松コミュニティセンター	香川県東かがわ市三本松860	東かがわ市	0879-26-1235	○		70
三本松コミュニティセンター多目的 ホー	香川県東かがわ市三本松862-1	東かがわ市	0879-26-1235	○		190
三本松高校体育館	香川県東かがわ市三本松1500-1	香川県	0879-26-1235	○		820
大内公民館	香川県東かがわ市三本松1296-36	東かがわ市	0879-26-1235	○		410
社会福祉協議会大内支所	香川県東かがわ市三本松1295-15	東かがわ市	0879-26-1235	○		170
大内小・大川中学校体育館	香川県東かがわ市西村1510	東かがわ市	0879-26-1235	○		1,050
人権センター大内交流館	香川県東かがわ市横内732	東かがわ市	0879-26-1235	○		120
誉水公民館	香川県東かがわ市中筋469	東かがわ市	0879-26-1235	○		50
水主交流センター	香川県東かがわ市水主1143-1	東かがわ市	0879-26-1235	○		40
とらまるてぶくろ体育館	香川県東かがわ市西村1155	東かがわ市	0879-26-1235	○		1,020
とらまる公園キャンプ場	香川県東かがわ市西村1155	東かがわ市	0879-26-1235	○		110
丹生コミュニティセンター	香川県東かがわ市町田96-1	東かがわ市	0879-26-1235	○		380
丹生こども園	香川県東かがわ市町田182-1	東かがわ市	0879-26-1235	○		230
ベッセルおおち	香川県東かがわ市馬籠1200	東かがわ市	0879-26-1235	○		1,930
				31		12,170
以上 東かがわ市						

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
上高瀬小学校	香川県三豊市高瀬町上高瀬783-2	三豊市	0875-72-5309	○		154
三豊市総合体育館	香川県三豊市高瀬町上高瀬751-24	三豊市	0875-72-1500	○		518
高瀬中学校	香川県三豊市高瀬町下勝間2725-1	三豊市	0875-72-3161	○		305
勝間小学校	香川県三豊市高瀬町下勝間803-1	三豊市	0875-72-5329	○		176
高瀬町公民館勝間分館	香川県三豊市高瀬町下勝間350-2	三豊市	0875-72-0503	○		42
みとよ未来創造館	香川県三豊市高瀬町下勝間2347-1	三豊市	0875-73-3051	○		231
高瀬町体育館	香川県三豊市高瀬町下勝間2687-1	三豊市	0875-73-4715	○		218
高瀬高等学校	香川県三豊市高瀬町下勝間2093	香川県	0875-72-5100	○		759
比地小学校	香川県三豊市高瀬町比地93-1	三豊市	0875-72-5213	○		204
高瀬B&G海洋センター	香川県三豊市高瀬町比地中2986-2	三豊市	0875-73-4700	○		355
高瀬町公民館比地二分館	香川県三豊市高瀬町比地186	三豊市	0875-72-0504	○		57
二ノ宮小学校	香川県三豊市高瀬町佐股甲1497-1	三豊市	0875-74-6302	○		154
二ノ宮地区農業構造改善センター	香川県三豊市高瀬町佐股甲3343-4	三豊市	0875-74-7690	○		57
麻小学校	香川県三豊市高瀬町上麻3868	三豊市	0875-74-6237	○		148
麻地区農業構造改善センター	香川県三豊市高瀬町下麻1210-5	三豊市	0875-74-7693	○		78
(旧)辻小学校	香川県三豊市山本町辻1375	三豊市	0875-63-2037	○		157
山本町公民館辻分館	香川県三豊市山本町辻1374-1	三豊市	0875-63-4691	○		35
三豊中学校	香川県三豊市山本町辻876	三豊市	0875-63-3028	○		165
(旧)河内小学校	香川県三豊市山本町河内714	三豊市	0875-63-2019	○		114
河内農村婦人の家	香川県三豊市山本町河内1080-1	三豊市	0875-63-4690	○		30
山本小学校	香川県三豊市山本町大野6-1	三豊市	0875-63-8100	○		188
財田大野農業構造改善センター	香川県三豊市山本町大野266-1	三豊市	0875-63-4692	○		73
山本町保健センター	香川県三豊市山本町財田西375	三豊市	0875-63-1000	○		112
山本町農村環境改善センター	香川県三豊市山本町財田西375	三豊市	0875-63-4699	○		240
(旧)神田小学校	香川県三豊市山本町神田1259	三豊市	0875-63-2193	○		114
神田定住促進センター	香川県三豊市山本町神田1250-3	三豊市	0875-63-4693	○		44
大見小学校	香川県三豊市三野町大見甲3034-4	三豊市	0875-72-5402	○		184
三野町公民館大見分館	香川県三豊市三野町大見甲3047-3	三豊市	0875-73-5773	○		90
三野町はっらっセンター	香川県三豊市三野町大見甲3034-1	三豊市	0875-73-3211	○		30
ふれあいパークみの	香川県三豊市三野町大見乙74	三豊市	0875-72-2601	○		559
下高瀬小学校	香川県三豊市三野町下高瀬760-1	三豊市	0875-72-5401	○		324
三野津中学校	香川県三豊市三野町下高瀬720	三豊市	0875-72-5209	○		246
三野町生涯学習センター	香川県三豊市三野町下高瀬568-1	三豊市	0875-72-2800	○		152
三野町体育センター	香川県三豊市三野町下高瀬752-2	三豊市	0875-72-1509	○		202
吉津小学校	香川県三豊市三野町吉津乙1485-1	三豊市	0875-72-5676	○		184
三野町保健センター	香川県三豊市三野町吉津乙2030-1	三豊市	0875-72-5000	○		137
三野町公民館吉津分館	香川県三豊市三野町吉津甲1073-1	三豊市	0875-72-4774	○		69
桑山小学校	香川県三豊市豊中町岡本188-1	三豊市	0875-62-2103	○		157
比地大小学校	香川県三豊市豊中町比地大2514-1	三豊市	0875-62-2124	○		157
笠田小学校	香川県三豊市豊中町笠田笠岡2192-1	三豊市	0875-62-2004	○		157

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
笠田高等学校	香川県三豊市豊中町笠田竹田251	香川県	0875-62-3345	○		270
上高野小学校	香川県三豊市豊中町上高野2384	三豊市	0875-62-2064	○		157
本山小学校	香川県三豊市豊中町本山甲1893-1	三豊市	0875-62-2125	○		157
豊中中学校	香川県三豊市豊中町本山甲148-1	三豊市	0875-62-2071	○		620
豊中町農村環境改善センター	香川県三豊市豊中町本山甲160-1	三豊市	0875-62-1156	○		260
三豊市市民交流センター	香川県三豊市豊中町本山甲160-1	三豊市	0875-62-1156	○		85
松崎コミュニティセンター	香川県三豊市詫間町松崎717-1	三豊市	0875-83-6696	○		89
松崎小学校	香川県三豊市詫間町松崎722	三豊市	0875-83-2856	○		154
詫間小学校	香川県三豊市詫間町詫間2158	三豊市	0875-83-2858	○		198
詫間中学校	香川県三豊市詫間町詫間5796-1	三豊市	0875-83-2108	○		299
香川高専専門学校詫間キャンパス	香川県三豊市詫間町香田551	独立行政法人	0875-83-3141	○		440
荘内自然休養村センター	香川県三豊市詫間町大浜甲1891-1	三豊市	0875-83-6115	○		102
(旧)箱浦小学校	香川県三豊市詫間町箱551-1	三豊市	0875-83-3111	○		88
(旧)栗島小学校	香川県三豊市詫間町栗島1506-2	三豊市	0875-83-3111	○		108
栗島開発総合センター	香川県三豊市詫間町栗島861-17	三豊市	0875-84-7001	○		69
志々島老人いこいの家	香川県三豊市詫間町志々島394-2	三豊市	0875-83-5650	○		16
曾保小学校	香川県三豊市仁尾町仁尾甲1082	三豊市	0875-82-2135	○		123
八幡神社	香川県三豊市仁尾町仁尾乙47-1	法人	0875-73-3119	○		40
仁尾小学校	香川県三豊市仁尾町仁尾丙1736	三豊市	0875-82-2049	○		191
常徳寺	香川県三豊市仁尾町仁尾丁930	法人	0875-82-2294	○		17
仁尾町文化会館	香川県三豊市仁尾町仁尾丁296-1	三豊市	0875-56-9565	○		92
仁尾中学校	香川県三豊市仁尾町仁尾辛38-2	三豊市	0875-82-2119	○		257
仁尾町体育センター	香川県三豊市仁尾町仁尾辛34-1	三豊市	0875-82-5100	○		222
円明院	香川県三豊市仁尾町家の浦5	法人	0875-82-2469	○		20
宝光寺	香川県三豊市財田町財田上6986	法人	0875-67-2110	○		15
(旧)財田上小学校	香川県三豊市財田町財田上726	三豊市	0875-67-2005	○		181
特別養護老人ホーム謙之丞の丘	香川県三豊市財田町財田上1112-1	法人	0875-67-2500	○		103
和光中学校	香川県三豊市財田町財田上2790	三豊市	0875-67-2012	○		213
財田町公民館	香川県三豊市財田町財田上2171	三豊市	0875-67-0108	○		182
財田町総合運動公園	香川県三豊市財田町財田上2350	三豊市	0875-67-3721	○		224
財田小学校	香川県三豊市財田町財田中5325-1	三豊市	0875-67-0200	○		200
三豊市財田町防災センター	香川県三豊市財田町財田中598	三豊市	-	○		34
(旧)財田中小学校	香川県三豊市財田町財田中570	三豊市	0875-67-2006	○		122
大野地公民館	香川県三豊市財田町財田中4026-4	三豊市	0875-73-3119	○		21
				74		12,745
以上 三豊市						

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
土庄体育館	香川県小豆郡土庄町甲657-7	土庄町	0879-62-7013	○		153
中央公民館	香川県小豆郡土庄町甲620	土庄町	0879-62-7013	○		721
土庄町総合会館	香川県小豆郡土庄町甲267-78	土庄町	0879-62-7013	○		1,218
土庄小学校	香川県小豆郡土庄町湊崎甲2080-1	土庄町	0879-62-7012	○		1,270
土庄小学校体育館	香川県小豆郡土庄町湊崎甲2080-1	土庄町	0879-62-7012	○		317
やすらぎプラザ	香川県小豆郡土庄町湊崎甲1400-25	土庄町	0879-62-1234	○		232
湊崎公民館	香川県小豆郡土庄町湊崎甲1400-10	土庄町	0879-62-7013	○		64
土庄中学校	香川県小豆郡土庄町湊崎甲1936	土庄町	0879-62-7012	○		1,299
土庄中学校体育館	香川県小豆郡土庄町湊崎甲1936	土庄町	0879-62-7012	○		265
大鐸体育館	香川県小豆郡土庄町肥土山甲1735	土庄町	0879-62-7013	○		85
アクティブ大鐸	香川県小豆郡土庄町肥土山甲1735-1	土庄町	0879-62-7013	○		209
北浦体育館	香川県小豆郡土庄町見目甲1587	土庄町	0879-62-7013	○		137
北浦公民館	香川県小豆郡土庄町見目甲1705-15	土庄町	0879-62-7013	○		359
四海公民館	香川県小豆郡土庄町伊喜末1-8	土庄町	0879-62-7013	○		85
四海体育館	香川県小豆郡土庄町伊喜末381	土庄町	0879-62-7013	○		99
豊島小中学校	香川県小豆郡土庄町豊島家浦2516	土庄町	0879-62-7012	○		303
豊島小中学校体育館	香川県小豆郡土庄町豊島家浦2516	土庄町	0879-62-7012	○		97
大部体育館	香川県小豆郡土庄町大部甲1975	土庄町	0879-62-7013	○		120
大部公民館	香川県小豆郡土庄町大部甲1947	土庄町	0879-62-7013	○		102
				19		7,135
以上 土庄町						

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
蒲生公民館	香川県小豆郡小豆島町蒲生甲1805-1	小豆島町	0879-75-0007	○		120
小豆島中央高校第1体育館	香川県小豆郡小豆島町蒲生甲1001	香川県	0879-61-9100	○		360
中山体育館	香川県小豆郡小豆島町中山1585-1	小豆島町	0879-75-0159	○		120
池田小学校体育館	香川県小豆郡小豆島町池田1760	小豆島町	0879-75-2222	○		300
小豆島町農村環境改善センター (池田公民館)	香川県小豆郡小豆島町池田2124	小豆島町	0879-75-0600	○		170
室生体育館	香川県小豆郡小豆島町室生2211-7	小豆島町	0879-75-2266	○		160
二生公民館	香川県小豆郡小豆島町二面568-1	小豆島町	0879-75-2167	○		220
三都公民館	香川県小豆郡小豆島町蒲野1642-1	小豆島町	0879-76-0262	○		40
サン・オリーブ	香川県小豆郡小豆島町西村乙1879-5	小豆島町	0879-82-2200	○		200
西村公民館	香川県小豆郡小豆島町西村甲1069-1	小豆島町	0879-82-0201	○		50
星城小学校体育館	香川県小豆郡小豆島町草壁本町667-1	小豆島町	0879-82-2011	○		200
草壁公民館	香川県小豆郡小豆島町草壁本町438-3	小豆島町	0879-82-0019	○		180
小豆島中学校体育館	香川県小豆郡小豆島町片城甲44-1	小豆島町	0879-82-2136	○		470
小豆島町役場西館1階	香川県小豆郡小豆島町片城甲44-95	小豆島町	0879-82-7001	○		85
安田小学校体育館	香川県小豆郡小豆島町安田甲417-2	小豆島町	0879-82-2012	○		190
苗羽小学校体育館	香川県小豆郡小豆島町苗羽甲16-1	小豆島町	0879-82-2013	○		220
坂手公民館	香川県小豆郡小豆島町坂手甲1834-6	小豆島町	0879-82-0248	○		150
橘会館	香川県小豆郡小豆島町橘甲442-1	小豆島町	0879-82-2015	○		80
福田公民館	香川県小豆郡小豆島町福田甲546-1	小豆島町	0879-84-2812	○		110
小豆島町役場西館2階	香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地95	小豆島町	0879-82-7001		○	15
特別養護老人ホーム リベラルサンシャイン	香川県小豆郡小豆島町蒲生甲350番地	法人	0879-61-3033		○	5
特別養護老人ホーム マリアの園	香川県小豆郡小豆島町苗羽乙1212番地14	法人	0879-82-3578		○	3
小豆島町介護保険施設	香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地95	小豆島町	0879-82-7031		○	5
				19		3,453
以上 小豆島町						

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
保健センター	香川県木田郡三木町池戸1276-5	三木町	087-898-5658	○		10
すばーく三木屋内ゲートボール場	香川県木田郡三木町上高岡2545-14	三木町	087-899-1155	○		314
井戸教育集会所	香川県木田郡三木町井戸2631-1	三木町	087-898-3851	○		18
津柳地区コミュニティセンター	香川県木田郡三木町奥山1109-6	三木町	087-899-0013	○		9
白山教育集会所	香川県木田郡三木町下高岡2123-1	三木町	087-898-9116	○		18
白山文化センター	香川県木田郡三木町下高岡2150-1	三木町	087-898-4708	○		18
平木文化センター	香川県木田郡三木町鹿伏256-1	三木町	087-898-6892	○		14
ウォーキングセンター	香川県木田郡三木町下高岡1459-2	三木町	087-891-1789	○		49
共同福祉施設	香川県木田郡三木町上高岡2542-5	三木町	087-899-1122	○		59
旧小養小中学校	香川県木田郡三木町小養1351-1	三木町	087-891-3301	○		14
旧神山小中学校	香川県木田郡三木町奥山987	三木町	087-891-3301	○		24
老人福祉会館あけぼの荘	香川県木田郡三木町井上1966-5	三木町	087-898-7650	○		34
井戸公民館	香川県木田郡三木町井戸2679-1	三木町	087-898-6404	○		47
神山公民館	香川県木田郡三木町鹿庭1755-1	三木町	087-899-0330	○		42
池戸商工センター	香川県木田郡三木町池戸2340-1	三木町	087-891-0876	○		64
田中公民館	香川県木田郡三木町田中3841-1	三木町	087-898-0504	○		52
農業者トレーニングセンター	香川県木田郡三木町朝倉1441	三木町	087-898-8212	○		68
鹿庭コミュニティセンター	香川県木田郡三木町鹿庭乙255	三木町	087-899-1138	○		205
地域交流センター	香川県木田郡三木町氷上2871	三木町	087-891-1321	○		85
田中小学校	香川県木田郡三木町田中4620-2	三木町	087-898-0501	○		207
農村環境改善センター	香川県木田郡三木町氷上370-2	三木町	087-891-3318	○		127
白山小学校	香川県木田郡三木町下高岡352-1	三木町	087-898-0257	○		254
三木町文化交流プラザ	香川県木田郡三木町鹿伏360	三木町	087-898-9222	○		20
氷上小学校	香川県木田郡三木町氷上2845	三木町	087-898-0710	○		207
平井小学校	香川県木田郡三木町平木710-1	三木町	087-898-0713	○		246
三木町B & G海洋センター	香川県木田郡三木町上高岡2544-3	三木町	087-899-1155	○		361
三木中学校	香川県木田郡三木町氷上31	三木町	087-898-1547	○		336
三木町防災センター	香川県木田郡三木町氷上310	三木町	087-891-3317	○		90
ししの子幼稚園・保育所	香川県木田郡三木町大字池戸1388番地34	三木町	087-864-4405	○		152
社会福祉法人朝日園	香川県木田郡三木町大字池戸931-6	法人	087-898-2323		○	12
				29		3,156
以上 三木町						

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
直島町役場	香川県香川郡直島町1122-1	直島町	087-892-2222	○		25
直島ホール体育室	香川県香川郡直島町696-1	直島町	087-892-2882	○		200
積浦集会所	香川県香川郡直島町4780-10	直島町	087-892-2222	○		19
直島町地域づくり人材育成センター	香川県香川郡直島町4780-10	直島町	087-892-2222	○		100
直島中学校	香川県香川郡直島町1580	直島町	087-892-3011	○		280
直島小学校	香川県香川郡直島町1600	直島町	087-892-3007	○		140
直島幼児学園	香川県香川郡直島町1841-9	直島町	087-892-3018	○		60
直島町西部公民館	香川県香川郡直島町2310-5	直島町	087-892-2885	○		180
直島町総合福祉センター本館	香川県香川郡直島町3694-1	直島町	087-892-2458	○		100
直島町総合福祉センター分館	香川県香川郡直島町2123	直島町	087-892-3379	○		35
三菱マテリアル株式会社直島製錬所体育館	香川県香川郡直島町3869-1	法人	087-892-2222	○		170
向島集会所	香川県香川郡直島町2882	法人	087-892-2222	○		20
屏風島集会所	香川県香川郡直島町4559-15	直島町	087-892-2222	○		9
				13		1,338
以上 直島町						

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
宇多津小学校	香川県綾歌郡宇多津町815	宇多津町	0877-49-1820	○		420
宇多津北小学校	香川県綾歌郡宇多津町浜八番丁115	宇多津町	0877-49-2000	○		485
宇多津中学校	香川県綾歌郡宇多津町3302	宇多津町	0877-49-0818	○		950
保健センター	香川県綾歌郡宇多津町1881	宇多津町	0877-49-8008	○		600
町民体育館	香川県綾歌郡宇多津町815-1	宇多津町	0877-49-8007	○		600
デュアル・スポーツセンター	香川県綾歌郡宇多津町3390-1	宇多津町	0877-49-8007	○		300
保健センター	香川県綾歌郡宇多津町1881	宇多津町	0877-49-8008		○	5
				6		3,360
以上 宇多津町						

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
昭和小学校	香川県綾歌郡綾川町畑田2373-1	綾川町	087-877-0519	○		190
昭和公民館	香川県綾歌郡綾川町畑田2390-8	綾川町	087-877-1536	○		70
綾川中学校	香川県綾歌郡綾川町陶5593-1	綾川町	087-876-1187	○		320
陶小学校	香川県綾歌郡綾川町陶5878-1	綾川町	087-876-1182	○		150
陶公民館	香川県綾歌郡綾川町陶5866-1	綾川町	087-876-2553	○		90
国保総合保健施設えがお	香川県綾歌郡綾川町陶1720-1	綾川町	087-876-2525	○		60
滝宮小学校	香川県綾歌郡綾川町滝宮1095-1	綾川町	087-876-1183	○		160
滝宮公民館	香川県綾歌郡綾川町滝宮297-6	綾川町	087-876-1931	○		50
綾南農村環境改善センター	香川県綾歌郡綾川町滝宮299	綾川町	087-876-1906	○		70
羽床小学校	香川県綾歌郡綾川町羽床下2256	綾川町	087-876-1184	○		140
羽床公民館	香川県綾歌郡綾川町羽床下2259-2	綾川町	087-876-0120	○		30
粉所体育館施設(旧粉所小学校)	香川県綾歌郡綾川町粉所西甲2060	綾川町		○		120
粉所公民館	香川県綾歌郡綾川町粉所西甲2087-1	綾川町	087-878-2914	○		20
西分公民館	香川県綾歌郡綾川町西分1377	綾川町	087-878-3065	○		20
旧綾上中学校	香川県綾歌郡綾川町山田上甲1180	綾川町	087-878-2020	○		330
綾上小学校	香川県綾歌郡綾川町山田上甲1494-1	綾川町	087-878-2004	○		160
山田公民館	香川県綾歌郡綾川町山田上甲1313-1	綾川町	087-878-2910	○		50
綾上農村環境改善センター	香川県綾歌郡綾川町山田下3300	綾川町	087-878-2211	○		90
国保総合保健施設いきいきセンター	香川県綾歌郡綾川町山田下3352-1	綾川町	087-878-2212	○		20
B&G綾上 海セセンター	香川県綾歌郡綾川町山田下3694-1	綾川町	087-878-3003	○		340
羽床上体育館施設(旧羽床上小学校)	香川県綾歌郡綾川町羽床上788-1	綾川町		○		110
羽床上公民館	香川県綾歌郡綾川町羽床上797	綾川町	087-878-1481	○		30
				22		2,620
以上 綾川町						

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
琴平町立榎井小学校	香川県仲多度郡琴平町榎井58-3	琴平町	0877-73-2494	○		269
琴平町立榎井公民館	香川県仲多度郡琴平町榎井85-3	琴平町	0877-75-3575	○		65
琴平町立琴平中学校	香川県仲多度郡琴平町五條661-1	琴平町	0877-73-4181	○		519
琴平町立南こども園	香川県仲多度郡琴平町103	琴平町	0877-75-1022	○		189
琴平町立琴平小学校	香川県仲多度郡琴平町145-1	琴平町	0877-73-2831	○		269
琴平町総合センター	香川県仲多度郡琴平町榎井817-9	琴平町	0877-75-6718	○		163
琴平町社会福祉センター	香川県仲多度郡琴平町榎井891-1	琴平町	0877-75-1371	○		39
琴平町文化会館	香川県仲多度郡琴平町758-1	琴平町	0877-73-5586	○		24
琴平町ふれあい交流館	香川県仲多度郡琴平町苗田995-4	琴平町	0877-73-3891	○		39
琴平町デイ・サービスセンター	香川県仲多度郡琴平町苗田1020-1	琴平町	0877-73-2881	○		48
琴平町立教育集会所	香川県仲多度郡琴平町苗田1020-1	琴平町	0877-73-5870	○		24
琴平町立北こども園めばえ棟	香川県仲多度郡琴平町苗田634-1	琴平町	0877-73-3440	○		98
象郷農業構造改善センター	香川県仲多度郡琴平町苗田631-3	琴平町	0877-75-3135	○		54
琴平町立象郷小学校	香川県仲多度郡琴平町上榎梨26	琴平町	0877-73-2830	○		204
琴平町立北こども園みのり棟	香川県仲多度郡琴平町上榎梨31-1	琴平町	0877-73-2523	○		83
いこいの郷公園	香川県仲多度郡琴平町五條1022-1	琴平町	0877-75-0010	○		1,048
香川県立琴平高等学校	香川県仲多度郡琴平町142-2	香川県	0877-73-2261	○		1,211
香川県立農業大学校	香川県仲多度郡琴平町榎井34-3	香川県	0877-75-1141	○		227
				18		4,573
以上 琴平町						

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
多度津町リサイクルプラザ	香川県仲多度郡多度津町桃山13-1	多度津町	0877-33-4425	○		129
県立多度津高等学校	香川県仲多度郡多度津町栄町1-1-82	香川県	0877-33-2131	○		700
多度津小学校	香川県仲多度郡多度津町栄町3-1-9	多度津町	0877-33-1616	○		874
多度津中学校	香川県仲多度郡多度津町本通2-11-55	多度津町	0877-33-2271	○		1,440
豊原小学校	香川県仲多度郡多度津町大字南鴨704	多度津町	0877-32-2050	○		952
豊原幼稚園	香川県仲多度郡多度津町大字葛原835-1	多度津町	0877-32-5061	○		273
四箇小学校	香川県仲多度郡多度津町大字三井433-1	多度津町	0877-32-2517	○		672
町民健康センター	香川県仲多度郡多度津町西港町127-1	多度津町	0877-32-8500	○		254
白方小学校	香川県仲多度郡多度津町大字奥白方1142	多度津町	0877-32-3331	○		787
高見島研修センター (旧高見小学校)	香川県仲多度郡多度津町高見1723	多度津町	0877-33-0700	○		50
佐柳いこいの家	香川県仲多度郡多度津町佐柳2638-1	多度津町	0877-33-4488	○		35
佐柳本浦住民会館	香川県仲多度郡多度津町佐柳846-7	自治会	0877-33-1110	○		45
町民健康センター	香川県仲多度郡多度津町西港町127-1	多度津町	0877-32-8500		○	50
				12		6,261
以上 多度津町						

(令和5年4月1日現在)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	その他市町長が必要と認める事項	想定収容人数
琴南小学校体育館	香川県仲多度郡まんのう町造田1984-1	まんのう町	0877-73-0100	○		144
琴南支所	香川県仲多度郡まんのう町造田1974-1	まんのう町	0877-85-2111	○		576
琴南農村環境改善センター	香川県仲多度郡まんのう町造田1974-1	まんのう町	0877-85-0112	○		288
旧琴南中学校体育館	香川県仲多度郡まんのう町中通838	まんのう町	0877-73-0100	○		334
琴南公民館	香川県仲多度郡まんのう町中通875	まんのう町	0877-85-2221	○		681
琴南東体育館	香川県仲多度郡まんのう町川東919	まんのう町	0877-73-0100	○		146
琴南総合センター	香川県仲多度郡まんのう町川東1494-1	まんのう町	0877-84-2111	○		406
琴南高齢者コミュニティセンター	香川県仲多度郡まんのう町川東2748-6	まんのう町	0877-84-2234	○		53
長炭小学校体育館	香川県仲多度郡まんのう町炭所西1431-2	まんのう町	0877-73-0100	○		211
長炭地区活性化センター	香川県仲多度郡まんのう町炭所西774	まんのう町	0877-79-3539	○		248
満濃南小学校体育館	香川県仲多度郡まんのう町吉野74	まんのう町	0877-73-0100	○		333
吉野公民館	香川県仲多度郡まんのう町吉野1780-1	まんのう町	0877-79-3803	○		241
吉野体育館	香川県仲多度郡まんのう町吉野1932-1	まんのう町	0877-73-0100	○		220
かりんの丘公園	香川県仲多度郡まんのう町吉野4314-1	まんのう町	0877-79-1250	○		9
勤労青少年ホーム	香川県仲多度郡まんのう町岸上108	まんのう町	0877-75-1515	○		265
神野公民館	香川県仲多度郡まんのう町岸上108	まんのう町	0877-75-1515	○		98
スポーツセンターまんのう	香川県仲多度郡まんのう町吉野下957	まんのう町	0877-56-4055	○		1,446
まんのう町防災センター	香川県仲多度郡まんのう町吉野下430	まんのう町	0877-73-0100	○		47
四条小学校体育館	香川県仲多度郡まんのう町四條732	まんのう町	0877-73-0100	○		406
満濃農村環境改善センター	香川県仲多度郡まんのう町四條734-1	まんのう町	0877-73-2706	○		647
四条公民館	香川県仲多度郡まんのう町吉野下281-1	まんのう町	0877-56-4656	○		74
高篠小学校体育館	香川県仲多度郡まんのう町東高篠139	まんのう町	0877-73-0100	○		278
高篠公民館	香川県仲多度郡まんのう町東高篠93-1	まんのう町	0877-58-9077	○		224
仲南東体育館	香川県仲多度郡まんのう町七箇2529	まんのう町	0877-73-0100	○		276
仲南支所	香川県仲多度郡まんのう町生間415-1	まんのう町	0877-77-2111	○		407
仲南公民館	香川県仲多度郡まんのう町生間415-1	まんのう町	0877-77-2896	○		192
仲南小学校体育館	香川県仲多度郡まんのう町帆山743	まんのう町	0877-73-0100	○		366
仲南西体育館	香川県仲多度郡まんのう町追上20	まんのう町	0877-73-0100	○		272
仲南北体育館	香川県仲多度郡まんのう町宮田750-4	まんのう町	0877-73-0100	○		240
				29		9,128
以上 まんのう町						

15-1 香川地区大量排出油等防除協議会

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6（排出油等の防除に関する協議会）の規定に基づき、香川地区（高松海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域（以下、同））において、大量の油若しくは有害液体物質（以下、油等という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、会員間における連携を推進すること及び他の地区の大量排出油等防除協議会との連携を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「香川地区大量排出油等防除協議会」（以下、地区協議会という。）という。

(地区協議会の業務)

第3条 地区協議会は次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除計画の策定
 - イ 情報の共有
 - ロ 人員、施設、機材の動員、輸送
 - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
 - ニ その他必要事項
- (2) 排出油等防除に必要な施設、機材の整備の推進
- (3) 排出油等防除に関する研修又は訓練
- (4) 排出油等防除活動の連携の推進
- (5) 排出油等処理剤の使用に関する事項
- (6) その他排出油等防除に必要な事項

(組織)

第4条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、高松海上保安部長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を統理する。
- 4 会員は、高松海上保安部管轄区内において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指名する職員をもってあてる。
- 5 地区協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。
- 6 技術専門委員会の委員は、会長の推薦するもののうちから会議の同意を得て委嘱する。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

- 2 定例会議は、年1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(資料の交換)

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料を年1回（3月末日現在）会長に提出するものとする。なお防除能力に大幅な変更があった場合は、そのつど会長に通知するものとする。

- (1) 施設、機材の整備、保有状況
 - (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
 - (3) その他必要な事項
- 2 会長は前項の資料をとりまとめのうえ、情報の共有を図るとともに、広域防災活動に活用するものとする。

(情報提供)

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

- 2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

(排出油等防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による管区海上保安本部長又は海上保安部署長の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

(求償事務)

第10条 防除活動に要した費用の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(訓練)

第11条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演習するため、年1回以上の訓練(図上演習を含む)を行うものとする。

(災害補償)

第12条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めのあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(経費)

第13条 会長は、この会の運営に関して特に必要があると認める場合は、臨時会費を徴収することができる。

2 国、消防、警察、水難救済会の会員は、臨時会費の徴収を免除するものとする。

3 臨時会費を徴収した場合、地区協議会に会計監事を置くものとする。

(協議)

第14条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(排出油等防除計画にかかる意見の提出)

第15条 地区協議会は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合には、香川地区にかかる同法第43条の5第1項に基づく排出油等防除計画について、海上保安庁に対し意見を述べるものとする。

(庶務)

第16条 地区協議会の庶務は、高松海上保安部警備救難課において行う。

附 則

1 この会則は、昭和49年9月2日から施行する。

附 則

1 この会則は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第68号)施行の日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成19年6月26日から施行する。

(昭和61年6月27日一部改正)

(平成7年7月19日一部改正)

(平成8年6月21日一部改正)

(平成19年6月26日一部改正)

(平成26年7月1日一部改正)

(平成29年7月7日一部改正)

15-2 備讃海域排出油等防除協議会連合会

(目的)

第1条 備讃海域（水島、玉野及び高松海上保安部の担任水域をいう。以下同じ。）において、大量の油又は有害液体物資の排出事故（油又は有害液体物質が排出されるおそれがある場合を含む。以下同じ。）による汚染又は汚染のおそれのある海域が、水島地区排出油等防除協議会、岡山県東部大量排出油等災害対策協議会及び香川地区大量排出油等防除協議会（以下「地区協議会」という。）のうち、二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合の防除活動を総合的に調整し、地区協議会会員がそれぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ適確な防除活動の実施に資することを目的とする。

(名称)

第2条 会の名称は「備讃海域排出油等防除協議会連合会」（以下「連合会」という。）とする。

(業務)

第3条 連合会は次の業務を行う。

- (1) 防除活動の連携の推進に関すること。
- (2) 排出油等防除に係る自主基準（マニュアル）の作成に関すること。
- (3) 排出油等防除に関する研修及び訓練の実施に関すること。
- (4) その他排出油等防除に関すること。

(組織)

第4条 連合会の会員は、各地区協議会とする。

- 2 連合会会長は、第六管区海上保安本部長とする。
- 3 連合会会長は、連合会を代表し会務を統理する。
- 4 連合会の事務局は、第六管区海上保安部警備救難部環境防災課に置く。

(会議)

第5条 連合会の会議は、連合会会長、各地区協議会の会長（以下「地区会長」という。）及び同会長が指名する各地区協議会の代表者により構成するものとする。

なお、地区会長が指名する者は、原則として、地方自治体、民間企業及び漁業協同組合連合会からそれぞれ1名とする。

- 2 連合会会長は、前項に定めるほか会議に必要な者の出席を求めることができるものとする。
- 3 会議は、原則として、年1回開催するものとする。
- 4 会議は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 防除活動の連携の推進に関すること。
 - (2) 連合会の事業計画に関すること。
 - (3) その他連合会の重要事項に関すること。

(訓練)

第6条 連合会は、連携した防除活動を演練するため、原則として、年1回訓練を行うものとする。

- 2 前項の訓練は、海上における実働訓練又は机上訓練とする。

(情報提供)

- 第7条 連合会会長は、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、地区会長に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。
- 2 連合会会長から通知を受けた地区会長は、地区会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置等)

- 第8条 連合会会長は、前条第1項の情報提供を行い、必要と認める場合にあっては、備讃海域排出油等防除協議会連合会総合調整本部（以下「総合調整本部」という。）を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な防除活動の調整を行うものとする。
- なお、この場合にあっては、地区協議会の総合調整本部は設置しない。
- 2 総合調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、連合会会長又は同会長が指名する者とする。
 - 3 総合調整本部の本部員は、各地区会長、岡山県及び香川県の職員並びに防除活動を実施する地区会員が所属する機関の幹部職員とする。
 - 4 連合会会長は、前項に定めるほか必要な者を本部員とすることができるものとする。
 - 5 連合会会長は、総合調整本部を存続させる必要がなくなつたと認める場合は、速やかに総合調整本部を解散するものとする。

(防除活動の実施等)

- 第9条 地区会員である船舶所有者、石油関係企業等は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防災活動を実施するものとする。
- 2 地区会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
 - 3 地区会員である民間防止機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(他の排出油等防除協議会連合会への応援依頼)

- 第10条 連合会会長は、備讃海域において、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が、他の排出油等防除協議会連合会（以下「他の連合会」という。）の管轄海域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、他の連合会に対し排出事故の概要及びその他必要な事項を明らかにして、人員、資材及び船舶の現場派遣並びに施設の提供による応援の調整を求めることができる。

(備讃海域外への応援のための出動調整)

- 第11条 連合会会長は、備讃海域外において発生した大量の油又は有害液体物質の排出事故に関し、他の排出油等防除協議会等から応援の調整依頼を受け協力が必要と認めた場合には、地区協議会に対し必要な協力のための出動を調整するものとする。
- 2 連合会会長は、前項の規定により出動調整を行った場合、応援協力を求めた排出油等防除協議会等と調整を行うとともに、活動状況を把握し、その状況を各地区協議会に連絡するものとする。

(指揮系統)

第12条 地区会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

(求償及び災害補償)

第13条 防除活動に要した経費の求償及び防除活動に伴って生じた災害補償については、地区協議会の会則に定めるところによる。

附 則

この会則は、平成9年12月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年10月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年10月30日から施行する。

15-3 高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

高松空港株式会社（以下「甲」という。）及び高松市（以下「乙」という。）、三木町（以下「丙」という。）、綾川町（以下「丁」という。）は、高松空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定を締結した。

（目 的）

第1条 この協定は、空港（制限区域内に限る。以下同じ）及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）の各消防機関（以下「乙等の消防機関」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区 分）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第1次的にこれに当たり、乙等の消防機関は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙等の消防機関が第1次的にこれに当たり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙等の消防機関に対して速やかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙等の消防機関は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の発生日時
- (2) 緊急事態発生場所
- (3) 緊急事態の内容（航空機事故においては航空会社名、機種及び便名を含む）
- (4) 負傷者の有無
- (5) その他判明している事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場到着に際しその旨を速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第5条 甲及び乙等の消防機関が消火救難活動を実施するに当たっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災、事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

(通 報)

第6条 甲又は乙等の消防機関が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に通報するものとする。

(訓 練)

第7条 甲及び乙等の消防機関は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙等の消防機関は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成30年(2018)年4月1日から平成31年(2019)年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙等の何れからもこの協定を改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙等は、この協定の有効期間中であっても、互いに協議してこの協定を改定することができる。

(細 目)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な細目は、甲、乙等が協議して定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙等がそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

(附 則)

この協定は、平成30(2018)年4月1日から実施する。

平成30(2018)年2月20日

甲 高松空港株式会社
代表取締役社長 渡部 哲也

乙 高松市
高松市長 大西 秀人

丙 三木町
三木町長 筒井 敏行

丁 綾川町
綾川町長 藤井 賢

高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定の一部を変更する協定

高松空港株式会社（以下「甲」という。）と高松市（以下「乙」という。）、三木町（以下「丙」という。）、綾川町（以下「丁」という。）は、平成30年2月20日付けで締結した高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結した。

第1条 題名、前文及び第4条から第8条までの文中「消火救難活動」を「緊急事態の活動」に変更する。

第2条 第1条を次のように変更する。

（目 的）

第1条 この協定は、高松空港緊急時対応計画に基づき、空港及びその周辺における航空機災害や自然災害等又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）の各消防機関（以下「乙等の消防機関」という。）が緊密な協力のもとに一貫した活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

第3条 第2条第1項中「消火救難活動」を「活動」に変更する。

第4条 第2条第2項中「緊急事態」を「航空機に関する火災若しくは空港の運用に影響を及ぼす火災又はそれらの発生のおそれのある事態等」に変更し、「第1次的に」を削る。

第5条 第3条中「空港周辺に」の次に「おいて」を加え、「緊急事態」を「航空機に関する火災若しくは空港の運用に影響を及ぼす火災又はそれらの発生のおそれのある事態等」に変更する。

第6条 第9条を次のように変更する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、令和元（2019）年8月1日から令和2（2020）年3月31日までとする。

第7条 附則を第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 この協定は、令和元（2019）年8月1日から実施する。

第8条 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙等がそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和元（2019）年7月25日

甲 高松空港株式会社
代表取締役社長 小幡 義樹

乙 高松市
高松市長 大西 秀人

丙 三木町
三木町長 伊藤 良春

丁 綾川町
綾川町長 前田 武俊

15-4 高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定細目

「高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、次のとおり細目を定める。

（適用）

第1条 その周辺とは、高松空港の標点（34. 12. 51N/134. 00. 56E）から、半径9kmの範囲とする。

（通報手段）

第2条 協定第3条の通報は、高松市消防局を介して行うものとし、各消防機関相互の通報は既存の連絡網で行うものとする。

（費用の負担）

第3条 消火救難活動に要した費用は、それぞれ出動した機関が負担するものとする。

（指揮）

第4条 災害の種類を問わず、空港の火災又は空港制限区域外への延焼のおそれのある火災の場合で、高松市消防局が現場に指揮本部を設けた時は、高松空港株式会社に代わって高松市消防局が消火救難活動の指揮を執るものとする。

2 前項において、空港内を通行するにあたっては、高松市消防局の指揮者は高松空港株式会社と密接な連絡を保持するものとする。

（協議）

第5条 本細目の他必要な事項は、関係機関の担当者が協議して定めるものとする。

（その他）

第6条 本細目4通を作成し、関係機関が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

（附則）

この細目は、平成30（2018）年4月1日から実施する。

平成30（2018）年2月20日

高松空港株式会社
代表取締役社長 渡部 哲也

高松市
高松市長 大西 秀人

三木町
三木町長 筒井 敏行

綾川町
綾川町長 藤井 賢

高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定細目の 一部を変更する協定

高松空港株式会社（以下「甲」という。）と高松市（以下「乙」という。）、三木町（以下「丙」という。）、綾川町（以下「丁」という。）は、平成30年2月20日付けで締結した高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定細目の一部を次のとおり変更する協定を締結した。

第1条 題名、前文及び第3条中「消火救難活動」を「緊急事態の活動」に変更する。

第2条 附則を第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 この協定は、令和元（2019）年8月1日から実施する。

第3条 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙等がそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和元（2019）年7月25日

甲 高松空港株式会社
代表取締役社長 小幡 義樹

乙 高松市
高松市長 大西 秀人

丙 三木町
三木町長 伊藤 良春

丁 綾川町
綾川町長 前田 武俊

15-5 高松空港医療救護活動に関する協定書

高松空港株式会社（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県医師会（以下「乙」という）は、高松空港及びその隣接区域において発生した航空機事故等に対する医療救護活動について、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高松空港及びその隣接区域において航空機事故等が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲、乙協力の下に医療救護活動を円滑に実施することを目的とする。

（医療救護班員の派遣又は待機の要請）

第2条 甲は、高松空港及びその隣接区域において航空機事故等が発生した場合又はその恐れがある場合で、医療救護活動を実施する必要がある時には、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護班員の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護班員の派遣又は待機）

第3条 乙は、前条の規定により甲から派遣又は待機の要請があった場合には、速やかに医療救護班員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護班員の任務）

第4条 医療救護班員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病程度の診断（トリアージ）及び医療機関への転送順位の決定
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 死亡の確認

（医療救護資器材等の提供）

第5条 甲は、甲が保管管理する医療救護に必要な医療資器材等を、乙が派遣する医療救護班員に対し提供するものとし、緊急の場合は、医療救護班員の手持ちのものを使用するものとする。

（消火救難訓練）

第6条 甲は、消火救難訓練を計画した場合は、乙に計画内容を通知するとともに、必要に応じ医療救護班員等の参加を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練の参加要請があった場合には、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。
- 4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合は、当該参加者に対し、所定の訓練謝金を支払うものとする。

(報告)

第7条 医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、乙を通じて甲に報告するものとする。

2 乙は、二次災害・業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用)

第8条 この協定による医療救護活動に要した費用及び物的損害等の費用については、事後速やかに関係者による協議のうえ、費用を負担すべき者から乙に支払うものとする。

2 甲は、責任をもって、費用の支払いについて、費用を負担すべき者を指導するものとする。

(災害補償)

第9条 医療救護班員等が医療救護活動又は消火救難訓練参加時において二次災害・業務災害を負った場合には、「空港救急医療従事者障害補償制度」に基づいて処理するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定を実施するために必要な細目は、別添「高松空港医療救護活動実施細目」の通りとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は期間満了日の翌日からさらに1年間有効期間を延長し、以後も同様とする。

3 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

(附則)

この協定は、平成30(2018)年4月1日から実施する。

平成30(2018)年2月2日

甲 高松空港株式会社
代表取締役社長 渡部 哲也
乙 一般社団法人香川県医師会
会長 久米川 啓

15-6 船舶消防相互援助協定

高松市(高松消防局)と高松海上保安部との船舶消防に関する相互援助につき、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書(昭和43年3月29日)」に基づき船舶の火災及びその他の災害について高松市(以下「甲」という。)と高松海上保安部(以下「乙」という。)が協力し、相互の能力を活用して被害を最小限度に防止し、併せて消防業務の調整を図ることを目的とする。

(区域)

第2条 この協定に基づく相互援助の区域は高松市沿岸港湾及び河川とする。

(業務の調整)

第3条 次に掲げる船舶の消火活動は主として甲が担任するものとし、乙はこれに協力するものとする。

(1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

(2) 河川及び湖沼における船舶

2 前項以外の船舶の消火活動は主として乙が担任し、甲はこれに協力するものとする。

(火災の原因調査等)

第4条 船舶の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、甲と乙が協議してこれを行うものとする。

(資料・情報の交換等)

第5条 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については相互に交換するものとする。

(災害の通報)

第6条 甲又は乙は、船舶の火災を知ったときは、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

2 甲は、船舶の火災について放火又は失火の犯罪があると認めたとき、又はその疑いのあるときは、直ちに乙に通報するとともに、必要な証拠の保全に努めなければならない。

(消火てん末の報告)

第7条 甲又は乙が単独で船舶の火災の消火に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(出動経費の負担)

第8条 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議のうえ定めるものとする。

(定義)

第9条 この協定において「けい留された船舶」とは、接岸した船舶及びその船舶にけい留してするすべての船舶をいう。

2 「河川内の船舶」とは、河川の最下流橋より上流にあるすべての船舶をいう。

(協力負担)

第10条 乙の協力事項は、次のとおりとする。

(1) 巡視船艇又は海上保安官を派遣して甲の消防作業を援助するとともに、船艇による海上交通

の警戒及び輸送の便宜を供与するものとする。

(2) 火災船舶及び類焼のおそれのある船舶を移動する必要があるときは、これに協力するものとする。

2 甲の協力事項は、次のとおりとする。

乙の指定する場所又は船舶に必要な消防隊を派遣して、乙の消防作業を援助するものとする。

(応援の要請)

第 11 条 甲は港湾及び河川に接する施設又は物件の火災で必要と認めるときは、乙に応援を要請することができる。

(火災以外の船舶の災害救助)

第 12 条 火災を除く船舶の災害救助は乙の責任とする。ただし甲は、船舶及び乗船者の緊急を要する危険を認めた場合は、自己の責任において応急措置を行った後、乙に通報し業務を引継ぐものとする。

(応急職員の義務)

第 13 条 応援のため出動した海上保安官又は消防隊員は、受援者側指揮者の意見を尊重するものとする。

(火災予防に関する相互協定)

第 14 条 船舶及び河川に接する施設又は物件の火災予防に関しては、法令その他の定めるところに従い甲又は乙において実施し、必要と認めるときは、相互に援助協力するものとする。

(大型タンカー等の事故対策)

第 15 条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、甲及び乙は地方防炎会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

(1) 情報及び資料の交換

(2) 消火活動要領の作成

(3) 必要な器材・器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

(その他の協定)

第 16 条 この協定に基づくもののほか、必要な事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、昭和 44 年 6 月 13 日から施行する。

2 この協定書は 2 通作成し、各 1 通を所持する。

3 この協定を改廃する必要があるときは、甲・乙協議のうえ文書で行うものとする。

4 昭和 39 年 6 月 1 日に協定した船舶火災相互援助協定は廃止する。

以上の証拠としてこの協定に署名押印する。

昭和 44 年 6 月 13 日

高 松 市 長

三宅 徳三郎

高松海上保安部長

黒磯 暎三

15-7 原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針

原子力発電所等における放射能災害が発生した際の県の基本的な対応について以下のとおり定める。

関係部局は、この方針に基づき具体的な対策を実施する。

		内 容
レベルゼロ	実施基準	<p>県内で測定された大気中の放射線量が^a0.15μSv/h 以下</p> <p>※ 0.15μSv/h は、平成19年度から21年度までに観測された全国の平常時の最大値</p>
	実施体制	—
	主な対策	<p>① 放射能の測定 大気中の放射線量の測定（サーベイメーターを活用して複数地域で測定）、降下物や水道水の分析</p> <p>② 被ばくの恐れがある地域からの帰県者等への放射線被ばくに関する相談、スクリーニング検査の実施</p> <p>③ 県外で放射能汚染された食品が公表された場合、その品目について県内の流通に関する情報収集</p> <p>④ 県内企業、農林水産事業者への影響調査</p>
レベルⅠ	実施基準	<p>県内で測定された大気中の放射線量が^a0.15μSv/h を超え0.5μSv/h 未滿</p> <p>※ 0.5μSv/h は、原子力災害対策指針に基づく飲食物に係るスクリーニング基準</p>
	実施体制	<p>危機警戒本部</p> <p>本部長 危機管理総局長</p> <p>副本部長 危機管理総局次長</p> <p>本部員 危機管理総局参事、関係課長等</p>
	主な対策	<p>上記に加え、</p> <p>① 積極的な情報提供（県民、市町、医療機関、企業、農林水産業者、学校等）</p> <p>② 県民からの相談窓口の設置</p> <p>③ 国との対策協議</p> <p>④ 隣接県や防災関係機関との連携</p> <p>⑤ 飲料水や農畜水産物等の放射能汚染への対応</p> <p>⑥ 農畜水産物等の風評被害の防止</p>
		内 容

レベルⅡ	実施基準	<p>県内で測定された大気中の放射線量が^g 0.5 $\mu\text{Sv/h}$ 以上 20 $\mu\text{Sv/h}$ 未満 ただし、被ばくの長期化など県民の健康への影響を考慮して一時移転対策等が必要なときは、レベルⅢにより対応する。</p> <p>※ 20 $\mu\text{Sv/h}$ は、原子力災害対策指針に基づく早期防護措置実施基準</p>
	実施体制	<p>災害対策本部</p> <p>本部長 知事</p> <p>副本部長 副知事</p> <p>本部員 各部長等</p>
	主な対策	<p>上記に加え、</p> <p>① 被害情報の収集・提供</p> <p>② 緊急時環境放射線モニタリングの実施</p> <p>③ 防災上必要な措置に関する国との協議</p> <p>④ 関係機関との応急対策の協議</p> <p>⑤ 飲料水、飲食物の摂取制限の準備</p>
レベルⅢ	実施基準	<p>県内で測定された大気中の放射線量が^g 20 $\mu\text{Sv/h}$ 以上 500 $\mu\text{Sv/h}$ 未満</p> <p>※ 500 $\mu\text{Sv/h}$ は、原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置実施基準</p>
	実施体制	<p>災害対策本部</p> <p>本部長 知事</p> <p>副本部長 副知事</p> <p>本部員 各部長等</p>
	主な対策	<p>上記に加え、</p> <p>① 一時移転対策の実施（誘導・広報等）</p> <p>② 医療活動</p> <p>③ 飲料水、飲食物の摂取制限</p> <p>④ 交通機能の確保</p> <p>⑤ 交通整理、警戒等の治安対策</p>
レベルⅣ	実施基準	500 $\mu\text{Sv/h}$ 以上
	実施体制	<p>災害対策本部</p> <p>本部長 知事</p> <p>副本部長 副知事</p> <p>本部員 各部長等</p>
	主な対策	<p>国の指示を受け、あるいは国と協議しながら、避難等必要な対策を実施</p>

※ 放射能被害の状況、大気中の放射線量の上昇傾向や降下物等の分析結果などに応じて、上位のレベルでの対応を実施する。

16-1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

〔 昭和 61 年 5 月 30 日付け消防救第 61 号 〕
〔 各都道府県知事あて消防庁次長通知 〕

最終改正：平成 21 年 3 月 23 日消防庁第 97 号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地¹の市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地¹の市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地¹の市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

(2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害事故等

- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに付随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急活動
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの。
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、へりに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びへりに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がへりを保有する場合の広域消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属す

る都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。

- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。
 - ① 必要とする応援の具体的内容
 - ② 応援活動に必要な資機材等
 - ③ 離発着可能な場所及び給油体制
 - ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
 - ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
 - ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
 - ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
 - ⑧ 気象の状況
 - ⑨ ヘリの誘導方法
 - ⑩ 要請側消防本部の連絡先
 - ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項（第4号を除く。）を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあ

るのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。

- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災

害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

1 3 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

1 4 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

1 5 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) へりの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
- (3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村等の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村等の負担とする。
- (4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村等の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、要請側と応援側が協議して定めるものとする。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

16-2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱

目次

第1章 総則	(第1条-第2条)
第2章 防災航空隊	(第3条-第7条)
第3章 運航管理	(第8条-第16条)
第4章 使用手続	(第17条-第21条)
第5章 安全管理等	(第22条-第24条)
第6章 教育訓練	(第25条)
第7章 事故防止対策	(第26条-第28条)
第8章 雑則	(第29条-第30条)
附則	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、香川県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定めることにより、航空機の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第3条 防災航空センターに防災航空隊（以下「航空隊」という。）を置く。

2 航空隊は、航空機に搭乗し、災害応急対策、救急、救助その他の防災活動（以下「防災業務」という。）を行う。

3 航空隊に隊長、副隊長及び隊員を置く。

4 隊長及び副隊長は、隊員の中からあらかじめ防災航空センター所長（以下「所長」という。）が候補者として選定した者のうちから危機管理総局長が指名する。

(隊長の任務)

第4条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第5条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故があるときは、所長があらかじめ指名する副隊長がその職務を代行する。

(隊員の任務)

第6条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害等の状況に即応した防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

(航空機に搭乗する者の指定)

第6条 所長は、航空機を運航する場合には、搭乗する者を指名するとともに運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第7条 航空機の運航管理の総括は、危機管理総局長（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第8条 航空機の運航管理に関する事務は、危機管理課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

(運航責任者及び運航安全管理者)

第10条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、防災航空センターの事務は、所長（以下「運航責任者」という。）が行う。

2 運航安全管理者は、航空機の運航その他の航空消防活動に関する専門的な知見を有する者をもって充て、運航責任者等関係者に対する助言、教育訓練等基本計画及び教育訓練等実施計画の策定及び見直しを行うものとする。

(運航指揮者)

第11条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときには、隊長が第7条の規定により指名された者の中から運航指揮者を指定する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、隊員を指揮監督して防災業務の万全を期さなければならない。

(運航範囲)

第12条 航空機の運航は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、その必要性が認められ、かつ、安全な運航が確保できる場合に限るものとする。

(1) 救急活動

(2) 救助活動

(3) 災害応急対策活動

(4) 火災防御活動

(5) 広域航空消防応援活動

- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) 一般行政活動
- (9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、第14条第1項の緊急運航の場合は、この限りでない。

3 運航責任者は、運航の安全性等に関し必要な事項を運航指揮者及び操縦士等に確認のうえ、航空機の運航可否の判断を行うものとする。

(運航計画)

第13条 運航責任者は、防災業務等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、年間運航計画（第1号様式）及び月間運航計画（第2号様式）とする。

(緊急運航)

第14条 第12条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、前条第1項に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が発生した場合には、運航責任者は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。

3 緊急運航に関し、必要な事項は別に定める。

(報告)

第15条 運航指揮者は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、直ちに運航状況等の概要を運航責任者に口頭で報告しなければならない。その後、運航状況等について飛行報告書を（第3号様式）を作成し、運航責任者に報告しなければならない。

2 運航責任者は、運航の開始時及び終了時に運航管理責任者にその旨を報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第16条 運航責任者は、市町と協議し、防災業務を円滑に遂行するため、法第79条ただし書きの規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しておかなければならない。

2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

第4章 使用手続

(使用予定表)

第17条 航空機の使用（緊急運航及び航空隊自ら行う訓練に係るものを除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、2月末日までに翌年度の使用予定について、防災ヘリコプター使用年間予定表（第4号様式）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用

予定について、防災ヘリコプター使用月間予定表（第5号様式）を総括管理者に提出しなければならない。

（航空機の使用）

第18条 前条の規定により使用予定表を提出した者であつて、航空機を使用しようとするものは、防災ヘリコプター使用申請書（第6号様式）により使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

（航空機の使用承認）

第19条 総括管理者は、前条の申請があつたときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書（第7号様式）を交付するものとする。

（航空機の使用報告）

第20条 航空機を使用した者は、防災ヘリコプター使用報告書（第8号様式）により、使用した日から7日以内に総括管理者に報告するものとする。

（費用負担）

第21条 総括管理者は、第12条第1項第8号に規定する一般行政活動で航空機を使用した者に対して、当該運航に要した航空機の燃料費の負担を求めることができる。

第5章 安全管理等

（安全管理）

第22条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航責任者は、防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

3 運航安全管理者は、運航責任者等関係者に対する運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言を行う。

（運航指揮者の責務）

第23条 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

（航空機等の管理）

第24条 運航責任者は、法第19条第2項の規定に基づいて、一定の資格を有する技術者が航空機の安全性が確保されていることについて確認をしなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

- 2 運航責任者は、航空機、航空機用備品、防災業務用備品等を適正に管理し、常にこれらの性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

第6章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

- 第25条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。
- 2 運航責任者は、防災業務を効率的に行うため、市町及びその他関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。
 - 3 運航責任者は、航空隊員の技術の習得を図るため運航計画に基づき、独自に訓練を実施しなければならない。
 - 4 運航安全管理者は、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準（令和元年9月24日付け消防庁告示第4号）」第13条及び第14条に基づき行う教育訓練等基本計画、教育訓練等実施計画の策定及び見直しを行わなければならない。

第7章 事故防止対策等

(捜索及び救助体制の確立)

- 第26条 総括管理者は、航空事故が発生する恐れ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の捜索救助等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

- 第27条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生する恐れがある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど万全の措置を講じ、その状況を運航責任者及び運航安全管理者に直ちに報告しなければならない。
- 2 運航責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、前条の規定するところにより、直ちに所要の捜索救助活動を開始するとともに、その旨を運航管理責任者を通じて総括管理者に報告しなければならない。
 - 3 運航安全管理者は、同条1項の報告を受け、又は同条1項に関する情報を入手した場合には、積極的かつ継続的な情報収集に努め運航責任者に必要な助言を行うものとする。

(事故報告)

- 第28条 総括管理者は、航空事故が発生した場合には、関係法令の規定に基づき報告しなければならない。
- 2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査

し、その結果を知事に報告しなければならない。

第8章 雑 則

(記録及び報告)

第29条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

(その他)

第30条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

※ 資料等は省略

16-3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領

第1 趣旨

この要領は、香川県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第14条第3項の規定に基づき、香川県防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）の緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2 他の規程との関係

緊急運航については、要綱及び香川県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第3 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として、要綱第12条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件を満たす場合に運航するものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
- (3) 非代替性 ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材等では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。）

第4 緊急運航の基準

緊急運航は、第3の緊急運航の要件を満たし、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 救急活動

ア 事故等の事案発生地点からの搬送

「香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準」に基づく要請があった場合

イ 転院搬送

医師が、ヘリコプターによる搬送が必要と判断し、かつ、医師等の専門知識を有するものが搭乗できる場合

(2) 救助活動

ア 高層ビル等火災における救助

イ 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助

エ その他特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(3) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察、情報収集活動

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に緊急に救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 偵察、情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあるとして認められ、偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難であり、ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

ウ 資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員、資機材等の搬送手段がない場合又はヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

エ その他

火災防御上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災活動

広域航空消防防災活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

第5 緊急運航の要請

緊急運航の要請は、協定に基づき、防災ヘリコプター緊急運航要請書（第1号様式）により、電話又はファクシミリで香川県防災航空隊（以下「航空隊」という。）に行う。

第6 緊急運航の決定

1 要綱第11条に規定する運航指揮者は、第5の緊急運航の要請内容を直ちに防災航空センター所長（以下「運航責任者」という。）に報告しなければならない。

2 運航責任者は、前項の報告を受けた後、出動の可否を速やかに決定し、運航指揮者に命令しなければならない。

ただし、運航指揮者は、不測の事態等により、前項の報告ができない場合においては、自ら出動の可否を決定することができるものとする。

この場合において、運航指揮者は、速やかにその決定内容を運航責任者に報告しなければならない。

3 運航責任者は、必要と認めるときは、前項の結果を速やかに危機管理課長を通じて危機管

理総局長に報告しなければならない。

第7 出動要請に対する回答

運航指揮者は、第6第2項の結果を直ちに要請者に回答しなければならない。

第8 出動体制

運航指揮者は第5の緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に応じた出動体制を整えなければならない。

第9 受入体制

緊急運航を要請した市町長等は、航空隊と緊密な連絡をとるとともに、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への手配
- (3) 傷病者の空輸の適否についての確認
- (4) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (5) その他必要な事項

第10 報告

緊急運航を要請した市町長等は、災害等が収束した場合、災害等状況報告書（第2号様式）により、運航責任者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

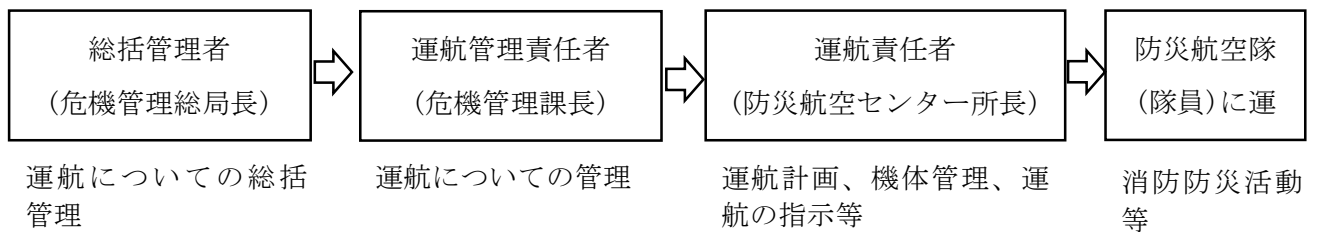
※ 様式等は省略

16-4 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等

1 防災ヘリコプターの運航体制

- 1 **運航基地** 香川県高松市香南町岡（高松空港内）
- 2 **運航日数** 365日勤務
- 3 **運航時間** 午前8時30分から午後5時15分まで（緊急時は、日の出から日没まで）
- 4 **隊の編成** 航空隊員（県内の消防（局）本部から派遣）8名及び民間委託している操縦士並びに整備士等で構成

5 運航管理



6 活動別搭乗人員

区分	職種			航空隊員の役割	
	操縦士	整備士	航空隊員		
航空隊員の常駐人員	2名	1名	5～6名		
ヘリ活動時の搭乗人員	① 救急活動	2名	0～1名	2～4名	活動内容により要員を決定する。
	② 救助活動	2名	0～1名	4名	機内安全要員 1名 機内操作要員 1名 降下要員 2名
	③ 火災防御活動	2名	0～1名	2名	機内安全要員 1名 機内操作要員 1名
	④ その他活動	2名	0～1名	1～5名	活動内容により要員を決定する。
休日体制	2名	1名	5～6名		
夜間体制	—	—	—		

※ 災害状況により変更する場合がある。

2 防災ヘリコプターの運航基準

防災ヘリコプターの運航基準については、「香川県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

1 防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められ、かつ、安全な運航が確保できる場合に運航するものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) 一般行政活動
- (9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 災害別活動内容（緊急運航）

救急	① 「香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準」に基づく要請があった場合 ② 転院搬送で、医師が、ヘリコプターによる搬送が必要と判断し、かつ、医師等の専門知識を有するものが搭乗できる場合
救助	① 高層ビル等火災における救助 ② 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助 ③ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助 ④ その他特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
災害応急対策	① 被災状況の偵察、情報収集活動 ② 救援物資、人員、資機材等の搬送 ③ その他災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
火災防御	① 偵察、情報収集活動 ② 林野火災における空中消火 ③ 資機材等の搬送 ④ その他火災防御上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

3 香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準

次の1～3のいずれかに該当する場合には、消防機関及び直島町は、可及的速やかに香川県防災航空隊に防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

1 事故等の目撃者等から一（1）から（10）のいずれかの症例等の119番通報があり、受信した指令課(室)員が、二に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合

一 症例等

（1）自動車事故

- イ 自動車からの放出
- ロ 同乗者の死亡
- ハ 自動車の横転
- ニ 車が概ね50cm以上つぶれた事故
- ホ 客室が概ね30cm以上つぶれた事故
- ヘ 歩行者もしくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

（2）オートバイ事故

- イ 時速35km程度以上で衝突した事故
- ロ ライダーがオートバイから放り出された事故

（3）転落事故

- イ 3階以上の高さから転落
- ロ 山間部での滑落

（4）窒息事故

- イ 溺水
- ロ 生き埋め

（5）列車衝突事故

（6）航空機墜落事故

（7）傷害事件（撃たれた事件、刺された事件）

（8）重傷が疑われる中毒事件

（9）バイタルサイン

- イ 目を開けさせる（覚醒させる）ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激（つねる）を与えることを繰り返す必要がある（ジャパンコーマスケールで30以上）
- ロ 脈拍が弱くてかすかしかふれない、全く脈がないこと
- ハ 呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く、浅い呼吸をしていること、呼吸停止
- ニ 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと

(10) 外傷

- イ 頭部、頸部、軀幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
- ロ 2ヶ所以上の四肢変形又は四肢（手指、足趾を含む。）の切断
- ハ 麻痺を伴う肢の外傷
- ニ 広範囲の熱傷（体のおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷）
- ホ 意識障害を伴う電撃症（雷や電線事故で意識がない）
- ヘ 意識障害を伴う外傷

(11) 疾病

- イ けいれん発作
- ロ 不穏状態（酔っぱらいのように暴れる状態）
- ハ 新たな四肢麻痺の出現
- ニ 強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）

二 地理的条件

- (1) 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲（救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用する方が、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう）内であること
- (2) (1)には該当しないが、諸般の事情（地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等）により、ヘリコプター搬送をすると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること

2 1に該当しない場合であっても、事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急自動車又は船舶を使用するよりも30分以上搬送時間が短縮できる場合

3 現場の救急隊員から要請がある場合

4 防災ヘリコプターの緊急運航応援要請の方法

香川県内の市町長又は消防の一部事務組合管理者の知事に対する防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、「香川県防災ヘリコプター応援協定」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

1 要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次のいずれかに該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリコプターの活動を必要とする場合に、市町長又は消防の一部事務組合管理者は要請を行うものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動

2 応援要請の方法

知事（危機管理課）に対する要請は、電話又はファクシミリにより、次の事項について連絡を行うとともに、事後速やかに「防災ヘリコプター緊急運航要請書」を提出する。

- (1) 災害等の種別
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) 災害現場の指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (7) その他必要な事項

3 緊急要請連絡先

香川県防災航空隊	TEL (NTT)	087-879-0119
		087-879-1900
	FAX (NTT)	087-879-1400
	TEL (防災)	433-561
	FAX (防災)	433-581

※

夜間（17時15分～08時30分）に連絡を要する場合は、香川県防災航空隊（隊長専用携帯）または県庁危機管理課（不在の場合は県庁守衛室）へ連絡すること。

・香川県防災航空隊	TEL (隊長携帯)	090-4337-0011
・県庁危機管理課	TEL (NTT)	087-832-3200
	FAX (NTT)	087-831-8811
	TEL (防災)	200-5066
・県庁守衛室	TEL (NTT)	087-831-1111
	TEL (防災)	200-7-2435

4 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として、次の要件を満たす場合に運航するものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とする
こと。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- (3) 非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手投がないこと。
(既存の資機材等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

5 受入れ体制

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、防災航空隊と緊密な連絡をとるとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への手配
- (3) 傷病者の空輸の適否についての確認
- (4) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (5) その他必要な事項

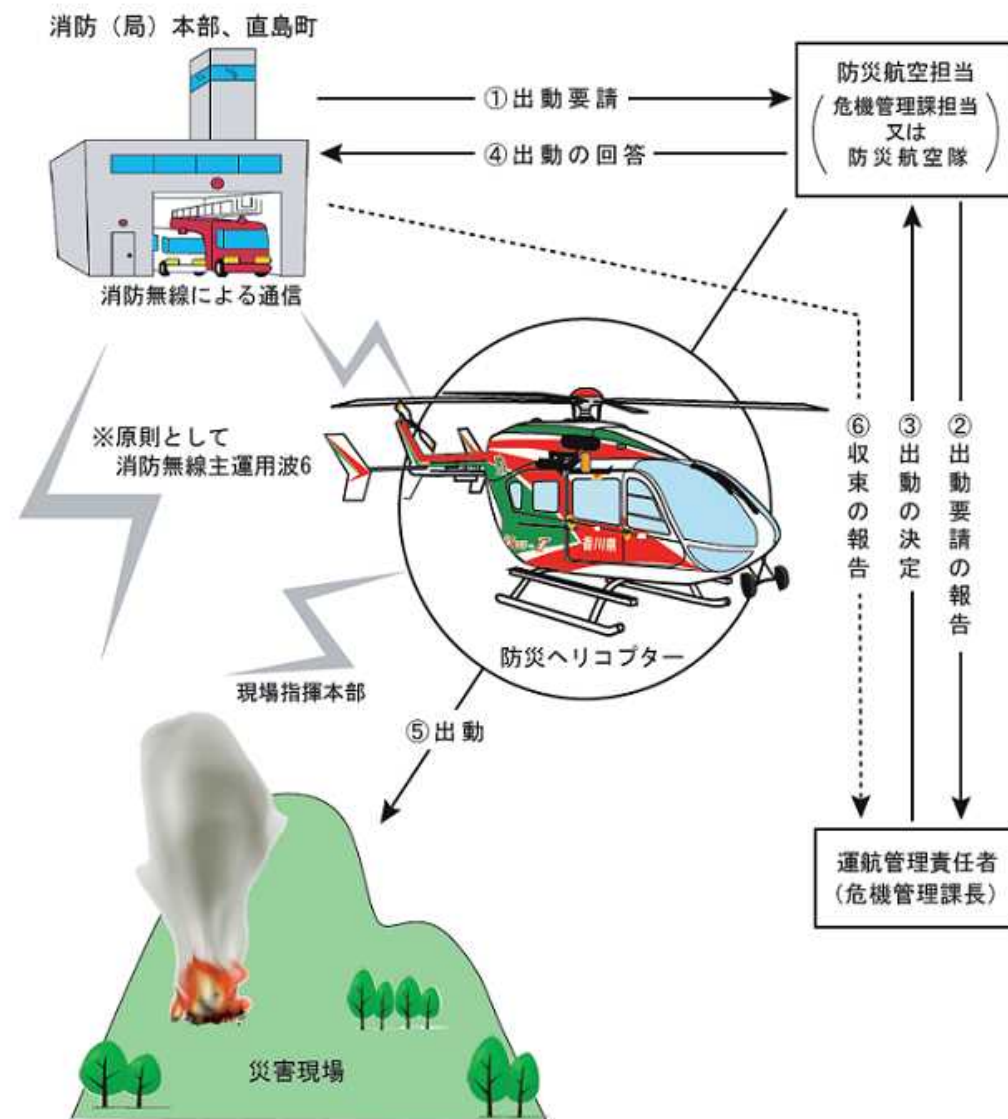
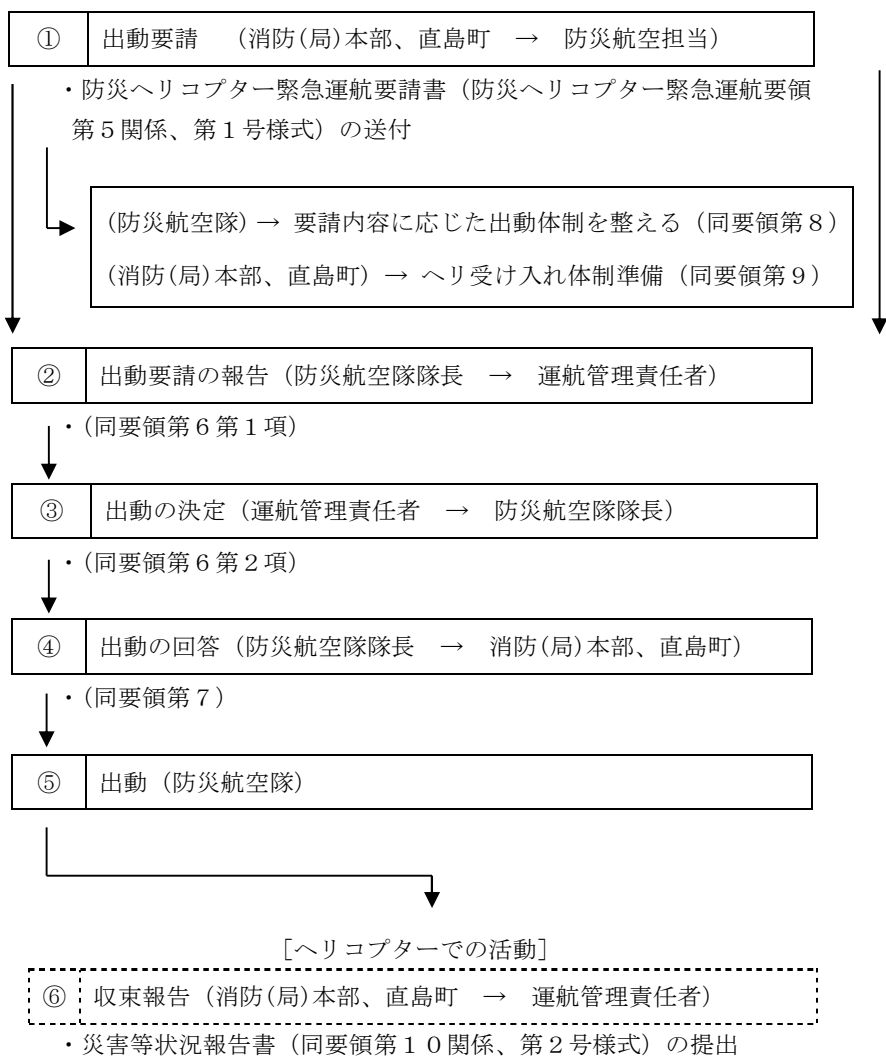
6 報 告

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、災害等が収束した場合、「災害等状況報告書」を運航責任者（防災航空センター所長）に報告するものとする。

7 経費負担

応援に要する運航経費は、香川県が負担する。

5 緊急運航要請手続きのフロー



16-5 広域航空応援受援マニュアル

第1 目的

本マニュアルは、香川県内において、大規模災害が発生した場合、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号）（以下「実施要綱」という。）及び大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目（同）（以下「実施細目」という。）に基づき広域航空応援に係る受け入れについて、迅速かつ的確に対応するための必要事項を定めるものとする。

第2 対象とする災害

本マニュアルを適用する災害は、実施要綱第3項各号に掲げる災害で、広域的な航空受援を必要とする災害とする。

第3 航空隊員等の動員計画と連絡系統

隊長（又は副隊長）は、原則として災害出動中以外の運航を除き、全ての業務飛行を中断又は中止させ、勤務を要しない隊員を含め全員を航空隊に参集させるものとする。また、運航管理委託先に対しては、運航、整備の動員計画を事前に立案させ、それに基づき運航担当者、整備担当者は参集するものとする。

第4 航空隊員の参集方法

可能な交通手段を用いて参集する。

- (1) 参集連絡を受信時、航空隊事務所到着予想時刻を連絡すること。
- (2) 参集途上における被害状況の把握に努めること。
- (3) 何らかの理由により参集できない場合は、その旨を隊長に報告し、指示を受けること。

第5 航空隊の初動体制

隊長は、災害発生入電と同時に、出動体制の準備を行うと共に、実施要綱第8項において準用する第6項に基づく要請手続について応援消防・防災航空隊を危機管理課長と調整・決定する。

隊長は、直ちに応援消防・防災航空隊に対し、受援に伴う協議調整をフックス等で行うものとする。

1 航空隊員（勤務者）の任務

- (1) 航空隊員（勤務者）は、災害の内容、規模等を考慮し航空機に必要な資器材を搭載、出動準備体制を整え、準備が完了すれば隊長に報告するものとする。
- (2) 格納庫及び高松空港基地内に不具合が生じ、機体の搬出ができない場合は、隊長は直ちに危機管理課長へ連絡するものとする。
- (3) 出動準備内容
 - ア 災害に対応する資器材の準備、搭載
 - イ 個人装備品の搭載
 - ウ 格納庫から機体搬出補助
 - エ 受援に伴う情報提供資料の準備、発送
 - オ 飛行場外離着陸場の選定
(選定条件)
 - * 災害発生現場の直近で、現場指揮本部から連絡が容易な場所
 - * 同時に3～4機着陸駐機が可能な場所
 - カ 発災消防本部等への地上支援指示
(指示内容)
 - * 飛行場外離着陸場での警戒、散水
 - * 飛行場外離着陸場使用に伴う関係機関への連絡
 - * 離着陸ポイントにHマークの標示（直径7m）
 - * 離着陸の支障とならない所に吹流しの設置
 - * 発災場所の地図の準備（1/10,000）

- * 現場指揮本部との連絡手段（主運用波）の確保
- * 水利の確保等その他必要事項

2 機長の任務

- (1) 担当機長は、災害発生を入電した際は、速やかに出動準備を行い隊長に報告するものとする。
- (2) 出動準備内容
 - ア 災害内容の確認
 - イ 飛行場外離着陸場の選定
 - ウ 気象状況の確認
 - エ 飛行ルート決定
 - オ 飛行計画の作成
 - カ スポットの確保
 - キ その他必要事項

3 整備士の任務

- (1) 担当整備士は、災害発生を入電した際は、速やかに出動準備を行い、トーイングカーで駐機スポットまで牽引、点検後隊長に報告するものとする。
- (2) 出動準備内容
 - ア 航空機の点検準備
 - イ 飛行場外離着陸場での燃料補給体制の確保
 - ウ その他必要な事項

4 運航管理の任務

運航管理担当者は、災害を入電した際は、航空機が運航に必要な情報の収集を行うとともに、関係機関との連絡調整及び燃料補給等の調整を行うものとする。

5 招集航空隊員の任務

招集の指示により参集した隊員は、隊長と協議のうえ災害の内容、規模等により支援車に必要な資器材を積載し直ちに飛行場外離着陸場へ出向し応援機受け入れ準備等を行うものとする。

第6 航空機の出動と災害状況報告及び応援航空隊正式要請等

航空隊員（勤務者）は、航空機の出動準備と要請先への情報提供が完了次第直ちに航空機で出動し、災害状況の偵察及び情報収集活動等を行った結果を以下により報告するものとする。

1 報告先

- (1) 香川県危機管理課（防災行政無線 ぼうさいかがわへり 1→ぼうさいかがわ）
- (2) 発災地現場指揮本部（消防無線 主運用波 265.75625 MHz）

2 報告内容

- (1) 災害現場を撮影した動画等
- (2) 火災発生状況及び風水害状況等
 - ア 延焼範囲
 - イ 延焼方向
 - ウ 倒壊家屋の状況
 - エ 土砂崩れ等の状況
 - オ 水没地区、家屋の状況
 - カ 河川、ため池の状況
- (3) 主要道路の状況等
 - ア 国道の崩壊（水没）状況
 - イ 県道の崩壊（水没）状況
 - ウ 橋りょうの崩壊（水没）状況
- (4) 海岸線の状況
 - ア 高潮等の状況
- (5) 石油港地等危険物施設の状況
 - ア 災害発生状況
 - イ 油等の漏洩状況
 - ウ タンク破損状況
- (6) 情報収集時の搭載資器材

- ア ビデオカメラ
- イ デジタルカメラ

3 応援航空隊正式要請

隊長は、偵察・情報収集活動の結果を基に、発災地現場指揮本部長（以下「指揮本部長」という。）及び危機管理課長に対し災害状況に応じた必要応援機体数を進言する。

指揮本部長は、応援消防・防災航空隊が決定後、危機管理課長を通じて消防庁長官へ要請を行う。

また、自衛隊航空部隊の要請については、応援消防・防災航空隊による災害対応が難しいと判断した場合、隊長は指揮本部長及び危機管理課長に対し、自衛隊航空部隊による増強について検討協議を進言する。

第7 高松空港及び飛行場外離着陸場での応援航空機受入体制の確保

航空隊は、災害の状況報告終了後、直ちに高松空港及び飛行場外離着陸場（以下「高松空港等」という。）での応援機の受け入れ体制を確保するものとする。

- 1 航空隊は、高松空港等でのG O Pを行うとともに無線（航空波等）により航空管制を行う。

使用区分 (チャンネル)			周波数	
消防・防災ヘリ	消防波		統制波 1	265.90625 MHz
			統制波 2	265.23125 MHz
			統制波 3	265.53125 MHz
			主運用波6(香川県)	265.75625 MHz
	航空波	全国	航空機相互間	122.6 MHz
			災害時飛行援助通信	123.45 MHz
その他 関係機関ヘリ	航空波	全国	災害時飛行援助通信	123.45 MHz

- 2 高松空港等上空における航空管制については、原則として次の要領で実施する。

- (1) 交信してきた応援機の位置、高度を確認する。
- (2) 進入については、交信してきた順に進入させる。
- (3) 多数機が飛来してきた場合は、あらかじめ設定したスポットに安全確保を図りながら着陸させる。

第8 応援航空隊との作戦会議

隊長は、各応援機が到着次第、各応援航空隊長等に災害状況の概要を説明するとともに、活動方針を協議するものとする。

- 1 応援航空隊として活動できる内容の確認
 - (1) 偵察、空撮
 - (2) 救出、救急、消火活動、
 - (3) 物資、人員搬送
- 2 応援航空隊の活動ローテーションの作成
- 3 燃料補給要領等の確認

第9 応援航空隊の活動

広域航空応援に係る活動の種別は、実施要綱第4項各号に定めるとおりとする。

第10 応援航空隊の活動記録実績

隊長は、各応援航空隊の活動記録実績について、適宜危機管理課長へ報告するものとする。

第11 その他

本マニュアルに記載されていない事項については、実施要綱及び実施細目に定める。

16-6 香川県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、香川県内の市町において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、航空部隊及び航空指揮支援隊（以下「航空部隊等」という。）が円滑に活動できる体制の確保等を図るため、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条に基づく香川県緊急消防援助隊受援計画（以下「全体受援計画」という。）に定めるもののほか、航空部隊等の受援について必要な事項を定める。

2 用語の定義

この香川県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画（以下「航空部隊等受援計画」という。）において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 活動拠点ヘリベース（HB）（以下「ヘリベース」という。）

災害の終始を通じて、航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮（指示及び任務付与）を実施し、かつ、駐機、給油、装備、整備及び宿泊（近隣への宿泊を含む。）をすることが可能な活動拠点並びに航空部隊の進出拠点（集結場所）をいう。

(2) フォワードベース（FB）

被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全にかつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。

(3) ランディングポイント（LP）

上記の（1）（2）以外に掲げるもののほか、救助者や緊急物資の陸上部隊への引継ぎ等災害対応をするための離着陸を行う地点をいう。

(4) 消防応援活動調整本部

災害発生市町の消防の応援等のため香川県及び県内の市町が実施する措置の総合調整を円滑に実施するものであって、法第44条の2に基づき知事が設置するものをいう。

(5) 航空運用調整班

大規模災害発生時に、消防、警察、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT等の県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行うこととし、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものをいう。

また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

(6) ヘリベース指揮者

ヘリベースで航空機を用いた消防活動の指揮（指示及び任務付与）を行う者をいい、原則として香川県防災航空隊長がその任に当たるものとする。

(7) 航空部隊

航空小隊により編成され、必要に応じ、航空後方支援小隊を加えたものをいう。

(8) 航空小隊

主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とするものをいう。

(9) 航空後方支援小隊

主としてヘリベースにおける緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とするものをいう。

(10) 航空指揮支援隊

ヘリベース指揮者を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする航空指揮支援隊長によって編成されるものをいう。

3 航空部隊等の活動分類

この航空部隊等受援計画において、航空部隊等の活動分類については、次のとおりとする。

(1) 統括指揮支援隊、指揮支援隊又は航空指揮支援隊の輸送活動

(2) 情報収集活動

(3) 救助・救急・輸送活動

(4) 消火活動

(5) 航空後方支援活動

(6) 航空指揮支援活動

(7) その他（SCU（航空拠点搬送臨時医療施設をいう。以下同じ。）支援活動、避難誘導、広報等）

第2章 事前計画

1 要請から出動までの体系

応援活動に従事する航空部隊等の要請から出動までの系統図は、資料1「要請から出動までの系統図」のとおりとする。

2 香川県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の参集基準

防災航空隊の参集基準は、資料2「香川県防災航空隊の参集基準」のとおりとする。

3 ヘリベースの決定

香川県におけるヘリベースは、原則として高松空港防災航空隊基地（以下「防災航空隊基地」という。）とする（最大受入機体数14機）。

防災航空隊は、資料3「高松空港ヘリベース等基本情報」を作成し、航空部隊として登録されている航空隊へ情報提供するものとする。

防災航空隊基地が使用できない場合及び高松空港から被災地が遠隔地である場合を想定して、消防応援活動調整本部（消防応援活動調整本部が設置されていない場合は、香川県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）又は危機管理総局危機管理課とする。以下同じ。）が、被災市町等及びヘリベース指揮者と協議の上、代替ヘリベースを資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中から決定するものとする。

4 ヘリベースにおける班構成等

ヘリベースにおける班構成及び各班の任務については、資料5「ヘリベースにおける班構成及び各班の任務」のとおりとする。

5 ヘリベースの配置

防災航空隊は、ヘリベースの配置等の各種情報を資料6-1～3「ヘリベース配置図」ほかにより作成し、駐機スポットの管理主体である高松空港株式会社との調整結果等について、航空部隊等に周知するものとする。

6 食料の備蓄計画等

防災航空隊は、ヘリベースの食料・飲料水等を確保するため、必要な備蓄を行うものとする。

航空部隊等の部隊数に応じて、宿泊場所について事前に把握し、周知するものとする。

第3章 災害発生時のヘリベースの体制等

1 航空部隊等の要請時の協議

防災航空隊は、航空部隊等の応援が必要な場合は、任務、必要機体数及びヘリベース受入可能機体数等について、災害対策本部と協議するものとする。

被害状況が把握できない場合は、速やかに総務省消防庁災害対策本部広域応援班航空グループ（以下「消防庁航空グループ」という。）と協議するものとする。

2 航空指揮本部の設置

防災航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、ヘリベースの指揮本部（以下「航空指揮本部」という。）を設置するものとする。

航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況及び県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 航空指揮支援隊の出動要請

大規模災害時において、ヘリベース指揮者が多数の航空小隊の活動管理が必要と認めるときは、航空指揮支援隊の出動を消防応援活動調整本部に要請するものとする。

4 航空指揮支援本部の設置

指揮支援部隊長は、ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一場所（ヘリベース）に設置するものとする。

航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は都道府県大隊の後方支援小隊をヘリベースに派遣するよう要請するものとする。

5 ヘリベースへの受入体制

消防応援活動調整本部は、航空小隊の応援要請を行った場合（要請要綱第31条に基づき迅速出動をする場合を含む。）は、大阪航空局高松空港事務所長及び高松空港株式会社（以下「空港事務所長等」という。）に対して、航空小隊の受入れについて、次のとおり協力を依頼するものとする。

(1) 運用時間内における受入れ

高松空港イーストエプロン及び第1スポットへ航空小隊の機体が駐機できるよう、空港事務所長等に駐機スポットの拡大を依頼するものとする。

(2) 運用時間外の夜間における受入れ

夜間においては、5(1)に加え、夜間照明の点灯、リモートコントロール等を依

頼するものとする。

6 燃料補給体制の確保

燃料補給基地は、原則として高松空港とし、消防応援活動調整本部は、資料7「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者に対し、航空小隊の活動に必要な燃料補給を依頼するものとする。

ヘリベースが高松空港以外に設置された場合及びフォワードベースが設置された場合で燃料補給が必要なときは、資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の燃料備蓄方法・燃料備蓄量を勘案し、ヘリベース指揮者において、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と協議の上、燃料確保の方法を決定するものとする。

なお、上記航空機燃料取扱業者と燃料補給に係る調整が整わない場合、「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書（平成26年9月11日付け香川県・石油連盟）に基づき、「石油連盟災害時情報収集システム（災害時緊急供給要請対応システム）」を使用して燃料供給の要請を行う。

ヘリベース指揮者は、ヘリベースが高松空港以外に設置された場合又はフォワードベースが設置された場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮の貯蔵又は取扱いについての承認がなされたことを確認の上、資料7「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者にドラム燃料の搬送を依頼するものとする。

7 航空部隊等との情報連絡

応援要請を行った後における消防庁及び航空部隊等との情報連絡については、次のとおりとする。

(1) 航空部隊等への情報提供

ヘリベース指揮者は、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と調整の上、ヘリベースの状況等の情報を別記様式1「受援航空隊情報提供事項」により、速やかに航空部隊等及び消防庁航空グループに情報提供するものとする。

(2) 航空部隊等からの情報収集

ヘリベース指揮者は、航空小隊の機体、出動人員及び人員構成等の情報を別記様式2「航空部隊等情報提供事項」により、航空部隊等及び消防庁航空グループから速やかに収集するものとする。

(3) 航空部隊等の連絡先

航空部隊等の連絡先については、あらかじめ消防庁から配布されているデータベース等を活用するものとする。

(4) 情報連絡方法

連絡方法については、原則として、防災行政無線、有線（携帯）電話、ファクシミリ及び電子メールによるものとするが、これらが途絶している場合は、イリジウム衛星電話等の衛星電話を活用するものとする。

8 防災航空隊員（以下「航空隊員」という。）の災害対策本部航空運用調整班への派遣

防災航空隊は、災害対策本部内に航空運用調整班が設置された場合、航空隊員（副隊長等）を派遣する。

9 航空隊員の消防応援活動調整本部への派遣

防災航空隊は、応援要請を行い、消防応援活動調整本部が設置された後、消防応援活動調整本部の本部員として航空隊員（副隊長等）を派遣するものとする。

消防応援活動調整本部に派遣された航空隊員は、統括指揮支援隊等と航空運用調整班との連絡調整及び消火、救助活動等を行う航空部隊と陸上部隊との連絡調整に当たるものとする。

消防応援活動調整本部に派遣された航空隊員は、災害の規模等により、県災害対策本部航

空運用調整班の班員と兼務することができる。

10 統括指揮支援隊等の受入体制

(1) 統括指揮支援隊及び消防庁職員等の受入れについては、全体受援計画によるほか、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者とで調整の上、次のとおり行うものとする。消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、被災状況により、受入困難な状況が確認されたときは、速やかに消防庁航空グループに連絡するものとする。

① 日中における離着陸場所は、原則として香川県庁屋上ヘリポートとし、離着陸の際の安全管理は、航空隊員等が行うものとする。

② 夜間及び香川県庁屋上ヘリポートが使用できない場合の離着陸場所は、高松空港とし、高松市消防局又は県の車両により香川県庁（消防応援活動調整本部）へ移動するものとする。

(2) 指揮支援隊及び航空指揮支援隊の受入れについては、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者とで調整の上、次のとおり行うものとする。

① 指揮支援隊の離着陸場所は、原則として高松空港とし、その後、空路又は陸路で被災市町（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動するものとする。

② 高松空港から空路で被災市町（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動する場合の離着陸場所については、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者とで調整の上、速やかに決定するものとする。

③ 高松空港から陸路で被災市町（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動する場合の車両については、消防応援活動調整本部で調達するものとする。

④ 航空指揮支援隊は、航空指揮支援隊輸送航空小隊又は自隊の車両等により出動するものとする。

⑤ 航空後方支援小隊長の受入れ等については、上記各規定を適宜準用するものとする。

11 フォワードベースの設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、被災地がヘリベースから遠隔地である等、航空小隊の活動上必要と認める場合は、航空運用調整班と協議の上、資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中からフォワードベースを設定するものとする。

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、フォワードベースの設定に当たり、航空運用調整班及び当該場所を管轄する消防本部と調整の上、フォワードベース管理者等と使用の可否等について協議し、被災地管轄消防本部に連絡するものとする。

12 フォワードベースの安全管理体制等

航空隊員、フォワードベースを管轄する消防本部職員等による安全管理体制を確保するものとする。

ヘリベース指揮者は、フォワードベースの運用を行う上で必要がある場合は、航空隊員（航空部隊等の航空隊員を含む。）を派遣するものとする。

ヘリベース指揮者は、フォワードベースにおける消防法第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮の貯蔵又は取扱いについての承認がなされたことを確認の上、資料7「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者にドラム燃料の搬送を依頼するものとする。

13 ランディングポイントの設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、任務、被災状況等により、航空小隊の活動上必要と認める場合は、資料8「ランディングポイント一覧」の中からランディングポイントを設定するものとする。

ヘリベース指揮者は、災害救助活動上の必要性からパイロットの現地視認による判断に基づいた適地を、必要に応じてランディングポイントに設定できるものとする。

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、ランディングポイントの設定に当たり、航空運用調整班及び被災地管轄消防本部又はランディングポイントの管理者等と協議するものとする。

14 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場所の設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、ヘリコプターにより傷病者を災害拠点病院へ搬送する場合の離着陸場所について、資料9「災害活動拠点病院付近のヘリコプター離着陸場」の中から設定するものとし、設定に当たっては、航空運用調整班、離着陸場所管轄消防本部又は院内ヘリポートを有する病院等施設管理者、DMAT等と協議するものとする。

航空搬送拠点（広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であって、SCUが設置可能なものをいう。）に多数の傷病者を搬送する等、ヘリコプターの離着陸スペースが複数必要となる場合は、消防応援活動調整本部、航空運用調整班、被災地管轄消防本部、フォワードベースの管理者、DMAT等医療班と協議の上、資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中から設定するものとする。

第4章 航空部隊等の運用等

1 航空部隊等の受付

航空部隊等がヘリベースに到着した後、別記様式3「緊急消防援助隊航空部隊等受入一覧」により受付を行うものとする。

2 航空部隊への活動要請及び任務付与

活動要請及び任務付与は次のとおり行うものとする。

(1) 消防応援活動調整本部は、ヘリベース指揮者に別記様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」によりヘリコプターの活動要請を行うものとする。ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動の可否を確認し、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班に回答するものとする。

(2) ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動が可能と確認した場合は、別記様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」により航空部隊に事案に対する任務を付与し、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班に情報提供するものとする。

ヘリベース指揮者は、別記様式5「事案審理一覧表」により、事案に対する任務付与状況を管理するものとする。

(3) 任務付与に当たっては、活動場所周辺の案内図（活動場所の緯度、経度記載）、活動場所付近の地図（送電線等の障害情報記載）、ランディングポイントの地図（要図を含む。）等を添付し、行うものとする。

3 航空情報（ノータム）の発出要請

ヘリベース指揮者は、多数の航空機の飛行により必要があると判断した場合には、空港事務所長等、航空運用調整班等と調整し、国土交通省大阪航空局管制保安部運用課に航空情報の発出を要請するものとする。

ヘリベース指揮者は、サイレントタイムが設定される場合は、ヘリベースに駐機する航空小隊に周知を図る等の協力をするものとする。

4 航空部隊の活動報告

航空指揮支援本部長（航空指揮支援本部長が置かれていない場合にあっては、ヘリベース指揮者。以下この章において同じ。）は、航空部隊の事案に対する任務が完了した時は、別記様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」及び緊急消防援助隊の運用に関

する要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第31条に規定する活動日報の作成及び提出を求めるものとする。

航空指揮支援本部長は、運用要綱第31条に規定する活動日報を作成するとともに、航空小隊長及び航空後方支援小隊長から報告のあった活動日報を取りまとめ、指揮支援部長及び消防庁航空グループに対して報告するものとする。

5 航空部隊の引揚げ

航空部隊の引揚げは、ヘリベース指揮者の意見を踏まえ、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班が協議の上、災害対策本部長（知事）の指示により決定し、指揮支援部長から引揚げ決定の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに引揚げ決定を連絡するものとする。

消防応援活動調整本部は、消防庁航空グループに、航空部隊の引揚げの報告を行うものとする。

第5章 通信運用

1 航空機の無線運用体制

ヘリベース指揮者は、航空部隊等の活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については資料10「周波数リスト」のとおりとし、運用に当たっては消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と調整するものとする。

被災地が複数の都道府県にわたり、各都道府県において航空部隊等が活動する場合には、各都道府県の消防応援活動調整本部間において、使用する統制波等について調整を行うものとする。この場合において、各都道府県の消防応援活動調整本部は、調整した結果をヘリベース指揮者に連絡するものとする。

2 ヘリコプター動態管理システムの運用

ヘリベース指揮者は、ヘリコプター動態管理システムを積極的に活用し、航空小隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

3 ヘリコプターテレビ電送システムの運用

航空小隊が搭載するヘリコプターテレビ電送システム（以下「ヘリテレ」という。）の受信及び運用体制は、次のとおりとする。

（1）香川県庁統制局

香川県庁統制局は、ヘリテレの受信操作及び監視、映像配信の活用管理、映像・音声電波受信に係る連絡用無線の運用等を行うものとする。

ただし、映像配信の活用管理は、県災害対策本部及び消防応援活動調整本部の指示によりこれを行うものとする。

（2）香川県庁受信局

ア 受信局設備の位置

ヘリテレの映像・音声電波（15GHz帯）を香川県庁本館屋上に設置されている可搬型受信アンテナにより受信する。

15GHz帯の指向性電波を使用する場合には、香川県庁受信局の位置を「北緯34度20分25秒」「東経134度2分36秒」に設定する。

イ サービスエリア

香川県庁受信局のサービスエリアの目安は、本県が保有する可搬型受信装置においては、無指向性電波で約15kmである。

ヘリベース指揮者又は香川県庁統制局が撮影地に応じて撮影地域の見通し状況

及び電送必要高度の目安等の情報を連絡用無線等により連絡するものとする。

(3) ヘリコプター位置情報システムの併用

ヘリテレの運用時、「ヘリコプター位置情報システム、(消防庁規格)」を搭載した航空機は、原則として、ヘリコプター位置情報(消防庁規格)を電送するものとする。

(4) 地域衛星通信ネットワークによる配信

緊急消防援助隊の活動に必要な被害情報等の映像情報を受信した場合は、総務省消防庁及び被災地市町(消防本部)に対して、積極的に地域衛星通信ネットワークを経由して配信するものとする。

4 衛星電話等の運用

航空波、消防波等の無線不感地域においては、必要に応じて、資料11「衛星電話等連絡先一覧」を活用するものとし、その運用については、消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者の指示によるものとする。

(1) 衛星電話

衛星可搬端末 防災航空隊基地配置 (090-9552-7908)

(2) 緊援隊航空部隊搭載衛星電話

あらかじめ消防庁から配布されているデータベース記載の番号

第6章 その他

航空部隊の受援に関する対応訓練の実施

香川県防災航空隊長は、航空部隊等の受援時において円滑かつ迅速な対応を図るため、防災訓練等の機会を捉え、航空部隊等受援計画を踏まえた受援に関するヘリベース等の運営訓練を定期的実施するものとする。

附 則

この計画は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成28年3月29日から施行する。

附則

この計画は、令和2年3月23日から施行する。

附則

この計画は、令和5年2月6日から施行する。

※ 資料等は省略

16-7 防災ヘリコプター「オーリーブⅡ」用飛行場外離着陸場

令和5年9月1日現在

番号	市町名	場 外 名	場 所	所 在 地	管 理 者	管理者連絡先	座 標	管轄消防本部	備 考
1	高松市	シンボルタワー	高松シンボルタワー屋上緊急離着陸場	香川県高松市サンポート2番1号	シンボルタワー開発(株)	087-822-1707	N 34° 21' 08" E 134° 02' 47"	高松市消防局	屋上緊急離着陸場
2	高松市	県立中央病院	香川県立中央病院屋上緊急離着陸場	香川県高松市朝日町1丁目2番1号	香川県立中央病院	087-811-3333	N 34° 20' 56" E 134° 03' 44"	高松市消防局	屋上緊急離着陸場
3	高松市	成合河川敷	成合河川敷(香東川公園成合運動場広場)	香川県高松市円座町835番地	指定管理者:香川県造園事業協同組合(香川県高松土木事務所)	087-889-8902	N 34° 17' 38" E 134° 00' 51"	高松市消防局	空港管制圏内
4	高松市	峰山	峰山公園芝生広場	香川県高松市峰山町1838番地37	高松市(公園緑地課)	087-839-2494	N 34° 19' 47" E 134° 01' 33"	高松市消防局	多数機離着陸可能 防災対応
5	高松市	朝日新町	高松港朝日地区緑地	香川県高松市朝日新町1-54	香川県(港湾課)	087-832-3548	N 34° 21' 50" E 134° 03' 55"	高松市消防局	
6	綾川町	とかめ	綾川町総合運動公園多目的グラウンド	香川県綾歌郡綾川町陶1536番地1	綾川町教育委員会(生涯学習課)	087-876-1180	N 34° 15' 56" E 133° 56' 53"	高松市消防局	空港管制圏内 防災対応
7	さぬき市	門入	門入の郷「水辺の公園」	香川県さぬき市寒川町石田東	さぬき市(商工観光課)	087-894-1114	N 34° 14' 23" E 134° 13' 14"	大川広域消防本部	
8	高松市	内場池運動センター	内場池運動センターグラウンド	香川県高松市塩江町上西乙688番地1地先	指定管理者:(公財)高松市スポーツ協会高松市香川総合体育館(高松市スポーツ振興課)	087-879-8000 (087-839-2626)	N 34° 09' 22" E 134° 04' 29"	高松市消防局	空港管制圏内 防災対応
9	三木町	三木総合グラウンド	三木町総合運動公園サブグラウンド	香川県木田郡三木町上高岡2544番地3	三木町(生涯学習課)	087-891-3314	N 34° 14' 19" E 134° 08' 30"	高松市消防局	空港特別管制区内 多数機離着陸可能
10	三木町	香大地上	香川大学(医学部)陸上競技場	香川県木田郡三木町池戸1750番地1	国立大学法人香川大学(医学部)	087-898-5111	N 34° 17' 27" E 134° 07' 34"	高松市消防局	多数機離着陸可能
11	高松市	大島	大島ヘリポート	香川県高松市庵治町大島	国立療養所大島青松園	087-871-3131	N 34° 24' 23" E 134° 06' 24"	高松市消防局	防災対応
12	さぬき市	志度運動公園野球場	志度総合運動公園野球場	香川県さぬき市鴨庄4305番地	さぬき市教育委員会(生涯学習課)	0879-26-9974	N 34° 19' 37" E 134° 11' 34"	大川広域消防本部	防災対応
13	さぬき市	長尾総合公園	長尾総合公園多目的広場	香川県さぬき市長尾名1575番地6	さぬき市教育委員会(生涯学習課)	0879-26-9974	N 34° 14' 59" E 134° 11' 05"	大川広域消防本部	空港特別管制区内 多数機離着陸可能 防災対応
14	さぬき市	石田運動広場	石田運動広場	香川県さぬき市寒川町石田東甲724番地	さぬき市教育委員会(生涯学習課)	0879-26-9974	N 34° 15' 29" E 134° 12' 24"	大川広域消防本部	空港特別管制区内
15	さぬき市	津田総合公園駐車場	津田総合公園駐車場	香川県さぬき市津田町津田2020番地	さぬき市教育委員会(生涯学習課)	0879-26-9974	N 34° 17' 42" E 134° 13' 52"	大川広域消防本部	空港特別管制区内 防災対応
16	東かがわ市	とらまる公園	とらまる公園多目的グラウンド	香川県東かがわ市西村1155番地	東かがわ市教育委員会(生涯学習課)	0879-26-1238	N 34° 14' 24" E 134° 18' 59"	大川広域消防本部	多数機離着陸可能 防災対応
17	東かがわ市	引田運動広場	引田運動広場	香川県東かがわ市引田991番地	東かがわ市教育委員会(生涯学習課)	0879-26-1238	N 34° 12' 57" E 134° 23' 51"	大川広域消防本部	防災対応
18	高松市	高松日赤	高松日赤場外離着陸場	香川県高松市番町4丁目1番3号	高松赤十字病院	087-831-7101	N 34° 20' 27" E 134° 02' 38"	高松市消防局	屋上緊急離着陸場
19	丸亀市	中津運動公園	中津運動公園	香川県丸亀市中津11番地1	(公財)丸亀市スポーツ協会	0877-24-6251	N 34° 17' 11" E 133° 46' 07"	丸亀市消防本部	
20	土庄町	豊島	土庄町立豊島中学校運動場	香川県小豆郡土庄町豊島家浦810番地	土庄町教育委員会(教育総務課)	0879-62-7012	N 34° 29' 28" E 134° 03' 49"	小豆地区消防本部	防災対応
21	高松市	消防学校	香川県消防学校放水訓練場	香川県高松市生島町689番地11	香川県消防学校	087-881-3281	N 34° 21' 56" E 133° 58' 08"	高松市消防局	FB
22	丸亀市	蓮池公園	蓮池運動公園	香川県丸亀市中府町1丁目1番地	(公財)丸亀市スポーツ協会	0877-24-6251	N 34° 16' 33" E 133° 47' 51"	丸亀市消防本部	防災対応

番号	市町名	場 外 名	場 所	所 在 地	管 理 者	管理者連絡先	座 標	管轄消防本部	備 考
23	丸亀市	丸亀市	丸亀市総合スポーツセンター陸上競技場	香川県丸亀市新田町1番地1	(公財)丸亀市スポーツ協会	0877-24-6251	N 34° 15' 54" E 133° 47' 19"	丸亀市消防本部	多数機離着陸可能
24	丸亀市	川西町	土器川公園	香川県丸亀市川西町南地先	(公財)丸亀市スポーツ協会	0877-24-6251	N 34° 15' 05" E 133° 50' 13"	丸亀市消防本部	多数機離着陸可能
25	丸亀市	本島市民センター	旧丸亀市立本島中学校グラウンド	香川県丸亀市本島町泊410番地	丸亀市(生活環境課)	0877-24-8809	N 34° 23' 05" E 133° 46' 51"	丸亀市消防本部	防災対応
26	丸亀市	広島市民センター	広島市民センター	香川県丸亀市広島町江の浦373番地3	丸亀市(生活環境課)	0877-24-8809	N 34° 21' 53" E 133° 42' 55"	丸亀市消防本部	防災対応
27	丸亀市	小手島	丸亀市立小手島小・中学校運動場	香川県丸亀市広島町小手島2782番地	丸亀市(教育部総務課)	0877-24-8820	N 34° 22' 27" E 133° 39' 06"	丸亀市消防本部	防災対応
28	丸亀市	手島	手島フェリー発着場東側第4号野積場	香川県丸亀市手島町字中村1845番地14	丸亀市(建設課)	0877-24-8943	N 34° 23' 54" E 133° 40' 20"	丸亀市消防本部	
29	高松市	香西本町	高松市香東川浄化センター内グラウンド	香川県高松市香西本町762番地	高松市(下水道施設課)	087-842-5421	N 34° 21' 20" E 134° 00' 23"	高松市消防局	救急搬送用
30	丸亀市	本島小阪	本島港小阪地区野積場	香川県丸亀市本島町小阪1402番地	丸亀市(建設課)	0877-24-8943	N 34° 22' 39" E 133° 46' 32"	丸亀市消防本部	救急搬送用
31	丸亀市	飯山河川敷	土器川右岸河川敷公園	香川県丸亀市飯山町東小川	(公財)丸亀市スポーツ協会	0877-98-6800	N 34° 14' 40" E 133° 50' 25"	丸亀市消防本部	多数機離着陸可能
32	綾川町	綾川ふれあい公園	綾川町ふれあい運動公園多目的広場	香川県綾歌郡綾川町山田下3694番地	綾川町教育委員会(生涯学習課)	087-876-1180	N 34° 13' 08" E 133° 57' 03"	高松市消防局	空港管制圏内 防災対応
33	高松市	高松市立みんなの病院	高松市立みんなの病院屋上緊急離着陸場	香川県高松市仏生山町甲847番地1	高松市病院事業管理者	087-813-7171	N 34° 16' 57" E 134° 02' 25"	高松市消防局	空港管制圏内 屋上緊急離着陸場
34	坂出市	回生病院屋上	回生病院屋上緊急離着陸場	香川県坂出市室町3丁目5番28号	社会医療法人財団大樹会総合病院回生病院	0877-46-1011	N 34° 19' 03" E 133° 51' 42"	坂出市消防本部	屋上緊急離着陸場
35	坂出市	府中湖	府中湖漕艇場	香川県坂出市府中町字川西3780番地1、他	香川県広域水道企業団府中事務所	0877-48-0511	N 34° 16' 26" E 133° 55' 30"	坂出市消防本部	
36	三豊市	財田川水辺公園	財田川河川敷	香川県三豊市山本町西光寺	三豊市教育委員会(スポーツ振興課)	0875-73-3138	N 34° 07' 43" E 133° 42' 59"	三観広域行政組合消防本部	多数機離着陸可能
37	観音寺市	高須賀夕映え公園	高須賀夕映え公園	香川県観音寺市豊浜町和田浜1531番地28	観音寺市(都市整備課)	0875-23-3918	N 34° 04' 20" E 133° 37' 58"	三観広域行政組合消防本部	
38	三豊市	財田町B&G	三豊市総合運動公園芝生広場	香川県三豊市財田町財田上2361番地1	三豊市教育委員会(スポーツ振興課)	0875-73-3138	N 34° 06' 54" E 133° 46' 15"	三観広域行政組合消防本部	防災対応
39	三豊市	和光中学校	三豊市立和光中学校運動場	香川県三豊市財田町財田上2790番地	三豊市教育委員会(学校教育課)	0875-73-3131	N 34° 07' 24" E 133° 46' 39"	三観広域行政組合消防本部	
40	三豊市	比地小学校	三豊市立比地小学校運動場	香川県三豊市高瀬町比地93番地	三豊市教育委員会(学校教育課)	0875-73-3131	N 34° 10' 42" E 133° 41' 41"	三観広域行政組合消防本部	
41	三豊市	緑ヶ丘運動公園	三豊市緑ヶ丘運動公園グラウンド	香川県三豊市高瀬町上高瀬	三豊市教育委員会(スポーツ振興課)	0875-73-3138	N 34° 11' 44" E 133° 43' 41"	三観広域行政組合消防本部	多数機離着陸可能
42	三豊市	財田川いなり運動公園	財田川河川敷	香川県三豊市豊中町本山	三豊市教育委員会(スポーツ振興課)	0875-73-3138	N 34° 08' 18" E 133° 41' 32"	三観広域行政組合消防本部	
43	直島町	直島マテリアル	三菱マテリアル製錬所構内ヘリポート	香川県香川郡直島町3986番地	三菱マテリアル(株)直島製錬所	087-892-2111	N 34° 28' 17" E 133° 58' 03"	直島町	
44	三豊市	仁尾公園	仁尾公園野球場	香川県三豊市仁尾町仁尾辛44番地1	三豊市教育委員会(スポーツ振興課)	0875-73-3138	N 34° 11' 55" E 133° 38' 27"	三観広域行政組合消防本部	防災対応
45	三豊市	詫間中学校	三豊市立詫間中学校運動場	香川県三豊市詫間町詫間5796番地1	三豊市教育委員会(学校教育課)	0875-73-3131	N 34° 13' 58" E 133° 39' 32"	三観広域行政組合消防本部	

番号	市町名	場 外 名	場 所	所 在 地	管 理 者	管理者連絡先	座 標	管轄消防本部	備考
46	三豊市	粟島	ル・ボール粟島多目的広場	香川県三豊市詫間町粟島1418番地2	三豊市政策部産業政策課	0875-73-3012	N 34° 16' 08" E 133° 37' 51"	三観広域行政組合消防本部	防災対応
47	三豊市	詫間市民運動場	三豊市詫間町市民運動場	香川県三豊市詫間町詫間6811番地	三豊市教育委員会(スポーツ振興課)	0875-73-3138	N 34° 13' 38" E 133° 40' 02"	三観広域行政組合消防本部	防災対応
48	直島町	直島町グランド	直島町町民グランド	香川県香川郡直島町1701番地	直島町教育委員会	087-892-2882	N 34° 27' 34" E 133° 59' 12"	直島町	多数機離着陸可能
49	高松市	御山公園	御山公園多目的広場	香川県高松市牟礼町牟礼1355番地1	高松市(公園緑地課)	087-839-2494	N 34° 20' 48" E 134° 08' 01"	高松市消防局	
50	高松市	橘ノ丘	橘ノ丘総合運動公園内多目的広場	香川県高松市国分寺町新名2069番地1	高松市(公園緑地課)	087-839-2494	N 34° 16' 18" E 133° 57' 07"	高松市消防局	空港管制圏内 防災対応
51	三豊市	吉津小学校	三豊市立吉津小学校運動場	香川県三豊市三野町吉津乙1485番地1	三豊市教育委員会(学校教育課)	0875-73-3131	N 34° 12' 03" E 133° 40' 57"	三観広域行政組合消防本部	防災対応
52	まんのう町	まんのう公園中央駐車場	国営讃岐まんのう公園中央駐車場	香川県仲多度郡まんのう町炭所西	国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所(公園課)	0877-79-2933	N 34° 09' 56" E 133° 53' 12"	仲多度南部消防組合消防本部	
53	まんのう町	満濃池森林公園	県立満濃池森林公園駐車場	香川県仲多度郡まんのう町七箇字三田4109番地23	香川県造園事業協同組合	0877-78-3364	N 34° 09' 31" E 133° 51' 48"	仲多度南部消防組合消防本部	防災対応
54	土庄町	オリビアン	オリビアン芝生広場	香川県小豆郡土庄町屋形崎甲63番地1	カサイホールディングス(株)	03-5777-2889	N 34° 31' 02" E 134° 13' 20"	小豆地区消防本部	多数機離着陸可能
55	小豆島町	ふるさと村	小豆島ふるさと村内グランド	香川県小豆郡小豆島町室生2211番地3	小豆島町(総務課)	0879-82-7001	N 34° 28' 14" E 134° 14' 04"	小豆地区消防本部	防災対応
56	小豆島町	やすらぎの塔	やすらぎの塔前広場	香川県小豆郡小豆島町馬木48番地27	小豆島町(総務課)	0879-82-7001	N 34° 28' 20" E 134° 18' 53"	小豆地区消防本部	
57	観音寺市	財田川防災ステーション	財田川観音寺地区河川防災ステーション	香川県観音寺市流岡町475番地	香川県西讃土木事務所	0875-25-1001	N 34° 08' 13" E 133° 40' 19"	三観広域行政組合消防本部	
58	さぬき市	大窪寺東駐車場	宗教法人大窪寺駐車場	香川県さぬき市多和字兼割92番地3	宗教法人大窪寺	0879-56-2278	N 34° 11' 23" E 134° 12' 28"	大川広域消防本部	防災対応
59	観音寺市	雲辺寺	雲辺寺ロープウェイ第2駐車場	香川県観音寺市大野原町丸井1974番地57	四国ケーブル(株)雲辺寺ロープウェイ	0875-54-4968	N 34° 03' 25" E 133° 42' 25"	三観広域行政組合消防本部	
60	善通寺市	与北	鉢伏ふれあい公園グラウンド	香川県善通寺市与北町2055番地1	(公財)ハートスクエア善通寺	0877-62-7400	N 34° 13' 47" E 133° 48' 15"	善通寺市消防本部	
61	多度津町	臨海サッカー場	金倉川浄化センター敷地	香川県仲多度郡多度津町堀江5丁目1,2	香川県(下水道課)	087-832-3564	N 34° 17' 06" E 133° 45' 31"	多度津町消防本部	
62	観音寺市	萩の丘	萩の丘公園多目的広場	香川県観音寺市大野原町丸井1988番地	観音寺市建設部(都市整備課)	0875-23-3918	N 34° 04' 43" E 133° 41' 13"	三観広域行政組合消防本部	多数機離着陸可能 防災対応
63	観音寺市	観音寺総合運動公園	観音寺市総合運動公園	香川県観音寺市池之尻町1071番地	観音寺市教育部(市民スポーツ課)	0875-23-3941	N 34° 06' 38" E 133° 41' 14"	三観広域行政組合消防本部	多数機離着陸可能
64	善通寺市	自衛隊駐屯地	陸上自衛隊善通寺駐屯地	香川県善通寺市南町2丁目1番1号	陸上自衛隊善通寺駐屯地	0877-62-2311	N 34° 13' 16" E 133° 46' 38"	善通寺市消防本部	
65	善通寺市	善通寺野球場	善通寺市営野球場	香川県善通寺市弘田町字朝比奈1847番地	(公財)ハートスクエア善通寺	0877-62-7400	N 34° 13' 44" E 133° 45' 53"	善通寺市消防本部	多数機離着陸可能
66	まんのう町	どきどき広場	土器川河川敷広場	香川県仲多度郡まんのう町造田	まんのう町(琴南支所)	0877-85-2111	N 34° 10' 04" E 133° 54' 53"	仲多度南部消防組合消防本部	多数機離着陸可能
67	東かがわ市	水主	東かがわ市水主	香川県東かがわ市水主1985番地1~7	大川自動車株式会社	090-8973-4069	N 34° 12' 49" E 134° 17' 44"	大川広域消防本部	防災対応
68	さぬき市	みろく球技場	みろく自然公園みろく球技場	香川県さぬき市大川町富田中3510番地2	さぬき市(商工観光課)	087-894-1114	N 34° 15' 13" E 134° 14' 49"	大川広域消防本部	防災対応

番号	市町名	場 外 名	場 所	所 在 地	管 理 者	管理者連絡先	座 標	管轄消防本部	備考
69	東かがわ市	湊川河川敷下流	湊川河川敷	香川県東かがわ市湊1301番1地先	香川県長尾土木事務所	0879-52-2585	N 34° 14' 37" E 134° 20' 59"	大川広域消防本部	
70	東かがわ市	讃岐化学	讃岐化学工業(株)下段造成地	香川県東かがわ市入野山字宗心2048番12	讃岐化学工業(株)白鳥工場	0879-27-2216	N 34° 12' 32" E 134° 17' 35"	大川広域消防本部	
71	丸亀市	飯野河川敷ヘリポート	土器川右岸河川敷(飯野河川敷ヘリポート)	香川県丸亀市飯野町大字東二字茶円地先	国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所土器川出張所	0877-22-8318	N 34° 16' 01" E 133° 49' 49"	丸亀市消防本部	
72	三豊市	山本ふれあい公園	山本ふれあい公園内野球場	香川県三豊市山本町財田西154番地	三豊市教育委員会(スポーツ振興課)	0875-73-3138	N 34° 07' 11" E 133° 43' 56"	三観広域行政組合消防本部	防災対応
73	高松市	香東川公園飯田運動広場	高松市飯田町(香東川公園飯田河川敷)	香川県高松市飯田町	指定管理者:香川県造園事業協同組合(香川県高松土木事務所)	087-886-0779 (087-889-8932)	N 34° 19' 04" E 134° 00' 30"	高松市消防局	防災対応
74	高松市	高松東部下水	高松市東部下水処理場ランド	香川県高松市屋島西町2366番地6	高松市(下水道施設課)	087-842-5421	N 34° 20' 52" E 134° 05' 07"	高松市消防局	多数機離着陸可能
75	丸亀市	垂水防災ヘリポート	土器川左岸河川敷(垂水防災ヘリポート)	香川県丸亀市垂水町字行時地先	国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所土器川出張所	0877-22-8318	N 34° 14' 06" E 133° 50' 04"	丸亀市消防本部	
76	高松市	西部運動センター	高松市西部運動センター第2グラウンド	香川県高松市鬼無町鬼無10番地2	指定管理者:(公財)高松市スポーツ協会(高松市スポーツ振興課)	087-885-3344 (087-839-2626)	N 34° 18' 36" E 133° 58' 56"	高松市消防局	防災対応
77	高松市	一宮新池	一宮新池農村公園駐車場	香川県高松市一宮町1227番地	高松市(土地改良課)	087-839-2433	N 34° 17' 38" E 134° 01' 26"	高松市消防局	空港管制圏内
78	高松市	香川県庁屋上	香川県庁屋上	香川県高松市番町4丁目1番10号	香川県(財産経営課)	087-832-3075	N 34° 20' 24" E 134° 02' 35"	高松市消防局	屋上緊急離着陸場
79	さぬき市	亀鶴公園	長尾総合公園ローラースケート場	香川県さぬき市長尾名1574番地1	さぬき市教育委員会(生涯学習課)	0879-26-9974	N 34° 15' 00" E 134° 10' 57"	大川広域消防本部	防災対応
80	小豆島町	吉田	小豆島町ふるさと交流館ランド	香川県小豆郡小豆島町吉田字姥ヶ谷甲302番地10	小豆島町(総務課)	0879-82-7001	N 34° 33' 20" E 134° 20' 20"	小豆島地区消防本部	防災対応
81	東かがわ市	引田運動広場駐車場	引田運動広場駐車場	香川県東かがわ市引田959番地1	東かがわ市教育委員会(生涯学習課)	0879-26-1238	N 34° 12' 57" E 134° 23' 48"	大川広域消防本部	
82	まんのう町	もっこく	木こく池埋立地	香川県仲多度郡まんのう町七箇字木こく	木こく池水利組合(理事長)	0877-78-3207	N 34° 08' 37" E 133° 52' 30"	仲多度南部消防組合消防本部	
83	まんのう町	かりんの丘	まんのう町運動公園内芝生広場	香川県仲多度郡まんのう町吉野4314番地1	まんのう町(産業経済課)	0877-73-0105	N 34° 10' 26" E 133° 52' 06"	仲多度南部消防組合消防本部	防災対応
84	琴平町	琴平いこいの郷	琴平町いこいの郷公園多目的広場	香川県仲多度郡琴平町五条1029番地	琴平町(総務課)	0877-75-6700	N 34° 10' 34" E 133° 49' 17"	仲多度南部消防組合消防本部	防災対応
85	高松市	女木	西浦漁港埋立地	香川県高松市女木町西浦漁港埋立地	高松市(河港課)	087-839-2522	N 34° 23' 44" E 134° 02' 39"	高松市消防局	防災対応
86	直島町	直島ベネッセ	直島ベネッセヘリポート	香川県香川郡直島町琴弾地	(株)直島文化村	087-892-2887	N 34° 26' 48" E 133° 58' 59"	直島町	
87	高松市	東部運動公園	高松市東部運動公園第2サッカー場	香川県高松市高松町1347番地1	指定管理者:(公財)高松市スポーツ協会(高松市スポーツ振興課)	087-843-9446 (087-839-2626)	N 34° 19' 47" E 134° 07' 19"	高松市消防局	防災対応 FB
88	観音寺市	山田ふれあい緑地	山田ふれあい緑地	香川県観音寺市柞田町丁93番8	観音寺市(都市整備課)	0875-23-3918	N 34° 06' 44" E 133° 38' 25"	三観広域行政組合消防本部	防災対応
89	まんのう町	健康ふれあいの里	まんのう町健康ふれあいの里野球場	香川県仲多度郡まんのう町造田146番地1	まんのう町健康ふれあいの里	0877-85-2020	N 34° 09' 37" E 133° 56' 21"	仲多度南部消防組合消防本部	空港管制圏内
90	坂出市	坂出港林田A	坂出港林田A号岸壁(北)	香川県坂出市林田町字番屋前4285番地174外	坂出市(みなと課)	0877-44-5010	N 34° 20' 36" E 133° 52' 38"	坂出市消防本部	
91	坂出市	坂出港林田C	坂出港林田B号・C号岸壁(中央)	香川県坂出市林田町字番屋前4285番地174外	坂出市(みなと課)	0877-44-5010	N 34° 20' 31" E 133° 52' 51"	坂出市消防本部	

番号	市町名	場 外 名	場 所	所 在 地	管 理 者	管理者連絡先	座 標	管轄消防本部	備考
92	高松市	国分台	陸上自衛隊国分台演習場	香川県高松市国分寺町国分字山伏滝2909番地1	陸上自衛隊普通寺駐屯地業務隊	0877-62-2311	N 34° 19' 09" E 133° 56' 24"	高松市消防局	
93	坂出市	坂出中学校	坂出市立坂出中学校運動場	香川県坂出市小山町318番地	坂出市立坂出中学校	0877-46-1188	N 34° 17' 53" E 133° 51' 14"	坂出市消防本部	防災対応
94	小豆島町	吉田芝生	小豆島町ふるさと交流館キャンプ場	香川県小豆郡小豆島町吉田字姥ヶ谷甲302番地3	小豆島町(総務課)	0879-82-7001	N 34° 33' 20" E 134° 20' 18"	小豆地区消防本部	防災対応
95	小豆島町	ふるさと村芝生	小豆島町ふるさと村芝生広場	香川県小豆郡小豆島町室生2180番地1	(財)小豆島ふるさと村	0879-75-2266	N 34° 28' 14" E 134° 13' 58"	小豆地区消防本部	防災対応
96	岡山県玉野市	玉野競輪駐車場	玉野市競輪場駐車場	岡山県玉野市築港5丁目18番1号	玉野市(競輪事業課)	0863-31-5281	N 34° 29' 58" E 133° 57' 42"	玉野市消防本部	救急搬送用
97	高松市	女木東	女木港埋立地	香川県高松市女木町女木港埋立地	高松市(河港課)	087-839-2522	N 34° 23' 26" E 134° 03' 13"	高松市消防局	
98	善通寺市	四国こどもとおとなの医療センター	四国こどもとおとなの医療センター場外離着陸場	香川県善通寺市仙遊町2丁目1番1号	四国こどもとおとなの医療センター	0877-62-1000	N 34° 13' 46" E 133° 46' 18"	善通寺市消防本部	病院敷地内離着陸場
99	土庄町	土庄	土庄町所有地	香川県小豆郡土庄町甲1360番地21	土庄町(総務課)	0879-62-7000	N 34° 28' 33" E 134° 10' 52"	小豆地区消防本部	防災対応
100	三豊市	高瀬PA	高瀬パーキングエリア内ヘリポート	香川県三豊市高瀬町上勝間平地2164番地1	西日本高速道路(株)四国支社	087-823-2111	N 34° 10' 56" E 133° 44' 02"	三観広域行政組合消防本部	救急搬送用
101	さぬき市	さぬき市民病院	さぬき市民病院ヘリポート	香川県さぬき市寒川町石田東甲171番地	さぬき市民病院事業(管理者)	0879-43-2521	N 34° 16' 03" E 134° 12' 13"	大川広域消防本部	救急搬送用
102	まんのう町	まんのう公園ドラム広場	国営讃岐まんのう公園ドラム広場	香川県仲多度郡まんのう町炭所西地先	国工交通有国四地方整備局香川河川国道事務所(公園課)	0877-79-2933	N 34° 10' 17" E 133° 53' 09"	仲多度南部消防組合消防本部	
103	高松市	中央公園	高松市中央公園	香川県高松市番町1丁目	(財)香川県造園事業協同組合	087-881-0771	N 34° 20' 29" E 134° 02' 48"	高松市消防局	防災対応
104	三木町	香大屋上	香川大学医学部附属病院ヘリポート棟	香川県木田郡三木町池戸1750番地1	香川大学医学部附属病院(医事課)	087-891-2054	N 34° 17' 28" E 134° 07' 25"	高松市消防局	屋上緊急離着陸救急搬送用
105	高松市	大野河川敷	高松市香川町大野河川敷運動場	香川県高松市香川町大野 香東川河川敷運動場内	指定管理者:(公財)高松市スポーツ協会 高松市香川総合体育館(香川県高松土木事務所)	087-879-8000 (087-889-8932)	N 34° 15' 37" E 134° 01' 05"	高松市消防局	空港管制圏内
106	三豊市	宝山湖公園	三豊市宝山湖公園芝生広場	香川県三豊市山本町神田乙500番地1	三豊市教育委員会(スポーツ振興課)	0875-73-3138	N 34° 07' 52" E 133° 46' 18"	三観広域行政組合消防本部	多数機離着陸可能FB
107	小豆島町	池田港	池田港埋立地	香川県小豆郡小豆島町池田1番地3	小豆地区消防本部	0879-62-2220	N 34° 28' 46" E 134° 13' 26"	小豆地区消防本部	夜間使用可能救急搬送用
108	東かがわ市	瀬戸内パーク	佐川アドバンス(株)瀬戸内パーク	香川県東かがわ市町田288番地1	佐川アドバンス(株)瀬戸内パーク	0879-23-0100	N 34° 14' 41" E 134° 18' 10"	大川広域消防本部	
109	高松市	サンメッセ	サンメッセ駐車場	香川県高松市林町2217番地18	穴吹エンタープライズ(株)	087-869-3333	N 34° 17' 37" E 134° 04' 11"	高松市消防局	FB
110	高松市	屋島	屋島競技場	香川県高松市屋島中町374番地1	指定管理者:四電エグループ(高松市スポーツ振興課)	087-802-7350 (087-839-2626)	N 34° 20' 28" E 134° 06' 05"	高松市消防局	防災対応
111	観音寺市	伊吹島	伊吹島	香川県観音寺市伊吹町1339番地他4筆	観音寺市(危機管理課)	0875-23-3940	N 34° 07' 49" E 133° 31' 53"	三観広域行政組合消防本部	防災対応
112	高松市	男木漁港	男木漁港野積場	香川県高松市男木町男木漁港	高松市(河港課)	087-839-2522	N 34° 25' 09" E 134° 03' 26"	高松市消防局	防災対応
113	多度津町	町民運動場	多度津町民野球場	香川県仲多度郡多度津町西港町41番地	(公財)多度津町文化体育振興財団	0877-33-3666	N 34° 16' 01" E 133° 44' 11"	多度津町消防本部	防災対応
114	東かがわ市	白鳥中央公園	白鳥中央公園第2駐車場	香川県東かがわ市帰来1101番地	東かがわ市教育委員会(生涯学習課)	0879-26-1238	N 34° 13' 59" E 134° 22' 17"	大川広域消防本部	防災対応

番号	市町名	場 外 名	場 所	所 在 地	管 理 者	管理者連絡先	座 標	管轄消防本部	備考
115	坂出市	王越	協和化学工業敷地	香川県坂出市王越町木沢字王越1606番9	協和化学工業(株)	0877-47-4711	N 34° 22' 35" E 133° 55' 12"	坂出市消防本部	
116	さぬき市	大串	テニスコート隣接駐車場	香川県さぬき市小田松ヶ谷	さぬき市(商工観光課)	087-894-1114	N 34° 21' 47" E 134° 12' 32"	大川広域消防本部	
117	さぬき市	志度クリーンセンター	志度クリーンセンター	香川県さぬき市小田2600番地3	大川広域行政組合	0879-42-2740	N 34° 21' 37" E 134° 12' 55"	大川広域消防本部	
118	観音寺市	観音寺野球場	観音寺総合運動公園	香川県観音寺市池之尻町1071番地3	観音寺市教育部(市民スポーツ課)	0875-23-3941	N 34° 06' 38" E 133° 41' 21"	三観広域行政組合消防本部	防災対応
119	まんのう町	祓川公園	祓川河川敷公園	香川県仲多度郡まんのう町吉野下	まんのう町	0877-73-0100	N 34° 11' 56" E 133° 50' 21"	仲多度南部消防組合消防本部	
120	三豊市	詫間町	詫間カントリークラブ跡地	香川県三豊市詫間町詫間646	(株)合田工務店	087-861-9155	N 34° 13' 37" E 133° 41' 03"	三観広域行政組合消防本部	
121	三豊市	豊中サン・スポーツランド	三豊市豊中サン・スポーツランド野球場	香川県三豊市豊中町笠田笠岡3917-1	三豊市教育委員会(スポーツ振興課)	0875-73-3138	N 34° 09' 04" E 133° 43' 15"	三観広域行政組合消防本部	

17-1 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官

改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月消防応第166号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応第29号、令和5年5月消防応第55号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、

消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。
また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。
- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。
特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。
- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 一般基準
 - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
 - オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当する

もの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

（ア）当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

（ア）津波警報又は津波注意報が発表されたもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

（ア）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（ウ）強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

（ア）積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

（ア）噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

（イ）火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

（1）一般基準、（2）個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

（ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）500キログラム以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

- (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

- (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

- (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

- (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経

過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) リ災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重症	人			
		中等症	人			
		軽症	人			
建物の概要	構造		建築面積		m ²	
	階層		延べ面積		m ²	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ²	
		半焼棟			建物焼損表面積 m ²	
部分焼棟	林野焼損面積 ha					
ぼや棟						
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重 症	人 (人)		
		中 等 症	人 (人)		
		軽 症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台 人		
		消 防 団	台 人		
		消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人		
		海 上 保 安 庁	人		
自 衛 隊	人				
そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1) (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年	月	日	時	分	
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			半壊			棟	床下浸水		棟	
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況 (都道府県)						(市町村)							
	消防機関等の活動状況						(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)							
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、賞知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式(その2) (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県		区分		被害		区分		被害		災害 対策 本部 状況	都道府県	市町村																												
災害名 ・ 報告番号	災害名		田	流失・埋没	ha	公 立 文 教 施 設	千円	農 林 水 産 業 施 設	千円				災 害 救 助 法	計	団体																									
	第 報 (月 日 時現在)	報告者名		畑	冠 水		ha		公 共 土 木 施 設	千円	そ の 他 の 公 共 施 設	千円																												
区 分			被 害		学 校	簡所	小	計	千円	農 産 被 害	千円	林 産 被 害	千円	畜 産 被 害	千円	水 産 被 害	千円	商 工 被 害	千円	そ の 他	千円	被 害 総 額	千円	119番通報件数	件															
	区 分	被 害		病 院		簡所		公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体		橋 り よ う		簡所		河 川		簡所		港 湾		簡所		砂 防		簡所	清 掃 施 設	簡所	鉄 道 不 通	簡所	被 害 船 舶	隻	水 道	戸	電 話	回線	電 気	戸	ガ ス	戸	ブ ロ ッ ク 塀 等
人 的 被 害			死 者		人	うち災害関連死者	人		行 方 不 明 者	人		負 傷 者	重 傷	人		軽 傷	人	住 家 被 害		全 壊	棟	世帯		人	半 壊		棟		世帯		人		一 部 破 損		棟		世帯		人	
	住 家 被 害	全 壊		棟	世帯		人	半 壊		棟	世帯		人	一 部 破 損	棟	世帯	人		床 上 浸 水		棟	世帯	人	床 下 浸 水		棟	世帯	人	火 災 発 生	建 物	件	火 災 発 生		危 険 物	件	そ の 他	件			
非 住 家			公 共 建 物	棟	そ の 他	棟	火 災 発 生		建 物	件	火 災 発 生	危 険 物	件		そ の 他	件																								

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

17-2 災害報告取扱要領

昭和45年4月10日
消防防第246号消防庁長官

改正 昭和58年12月消防総第833号・消防災第279号・消防救第58号、昭和59年10月消防災第267号、平成6年12月消防災第278号、平成8年4月消防災第59号、平成13年6月消防災第101号・消防情第91号、平成31年4月消防応第28号、令和3年5月消防応第29号、令和5年5月消防応第55号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部

災害年報	4月30日	第3号様式	1部
------	-------	-------	----

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものととする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及

び共同利用施設とする。

- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区 分		被 害	
災 害 名 ・ 確定年月日		月 日 時確定		田	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha
報 告 者 名				畑	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha
区 分		被 害		学 校	箇所		
					病 院	箇所	
人 的 被 害	死 者	人		道 路		箇所	
	うち 災害関連死者	人			橋 り よ う	箇所	
	行方不明者	人		河 川		箇所	
	負 傷 者	重 傷	人			港 湾	箇所
軽 傷		人		砂 防	箇所		
住 家 被 害	全 壊	棟			清 掃 施 設	箇所	
		世帯		鉄 道 不 通		箇所	
		人			被 害 船 舶	隻	
	半 壊	棟		水 道		戸	
		世帯			電 話	回線	
		人		電 気		戸	
一 部 破 損	棟		ガ ス		戸		
	世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
	人						
床 上 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯			
	世帯			り 災 者 数	人		
	人						
床 下 浸 水	棟		火 災	建 物		件	
	世帯			危 険 物	件		
	人		そ の 他		件		
非 住 家	公 共 建 物	棟					
	そ の 他	棟					

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千 円			設 置	月	日	時
農 林 水 産 業 施 設	千 円				解 散	月	日
公 共 土 木 施 設	千 円		災 害 對 策 市 町 村 本 部 名				
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円						
小 計	千 円						
公共施設被害市町村数	団 体						
そ の 他	農 産 被 害	千 円	災 害 救 助 法 名				
	林 産 被 害	千 円					
	畜 産 被 害	千 円					
	水 産 被 害	千 円					
	商 工 被 害	千 円					
	計	団 体					
	そ の 他	千 円	消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
被 害 総 額	千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）						

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日		災害名							計	
		区分								
人的被害	死者	人								
	うち 災害関連死者	人								
	行方不明者	人								
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
り災世帯数		世帯								
り災者数		人								
公立文教施設		千円								
農林水産業施設		千円								
公共土木施設		千円								
その他の公共施設		千円								
その他被害		千円								
被害総額		千円								
都道府県 災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日	/			
	解散	月日	月日	月日	月日	月日				
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
消防職員出動延人数		人								
消防団員出動延人数		人								

第3号様式 災害年報

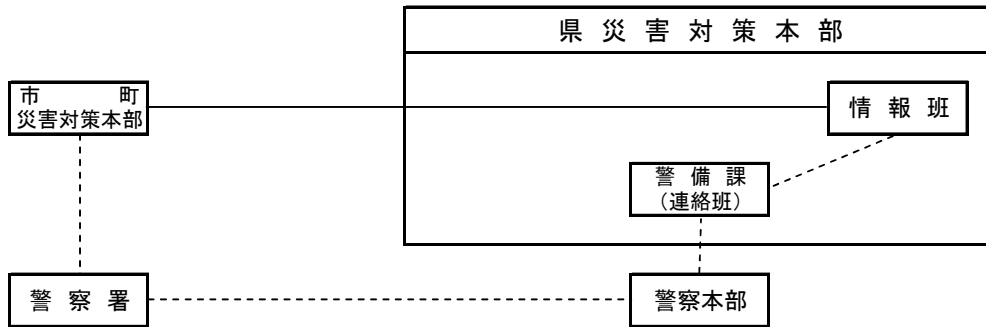
都道府県名

発生年月日		災害名							計
		区分							
人的被害	死者	人							
		うち 災害関連死者	人						
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
その他	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
	水道	戸							

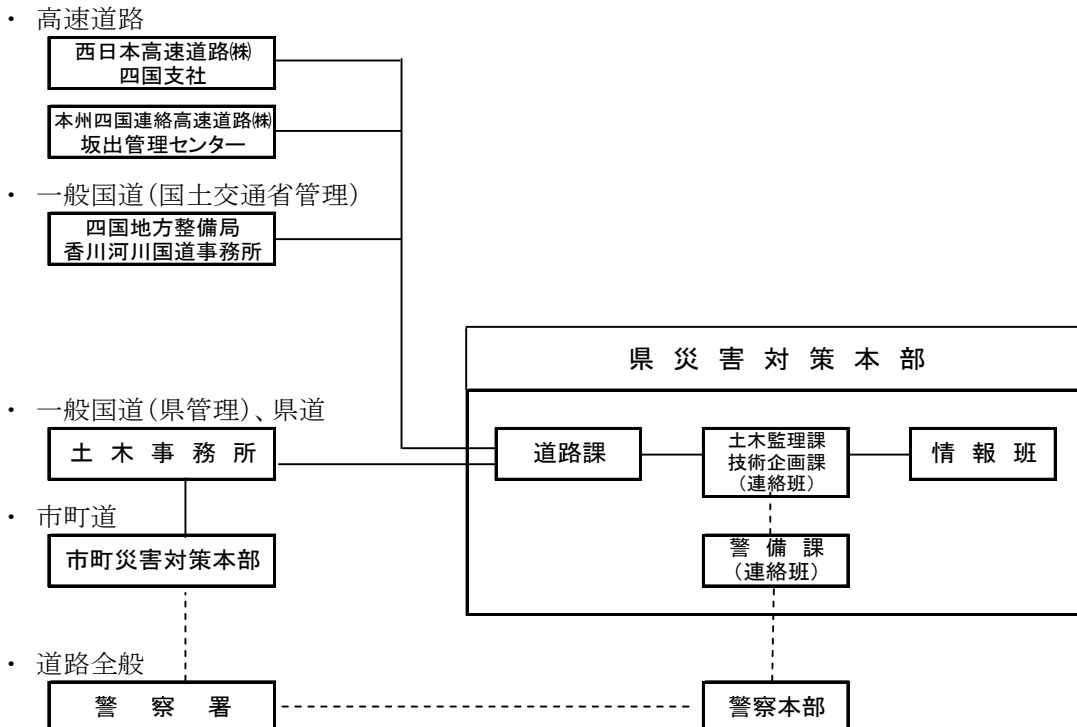
発生年月日		災害名					計
区分							
電	話	回線					
	気	戸					
	ガス	戸					
その他	ブロック塀等	箇所					
火災発生	建物	件					
	危険物	件					
	その他	件					
り	災世帯数	世帯					
り	災者数	人					
	公立文教施設	千円					
	農林水産業施設	千円					
	公共土木施設	千円					
	その他の公共施設	千円					
小	計	千円					
	公共施設被害市町村数	団体					
その他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	その他	千円					
被害総額		千円					
都道府県 災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日	
	解散	月日	月日	月日	月日	月日	
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人

17-3 被害報告詳細系統図

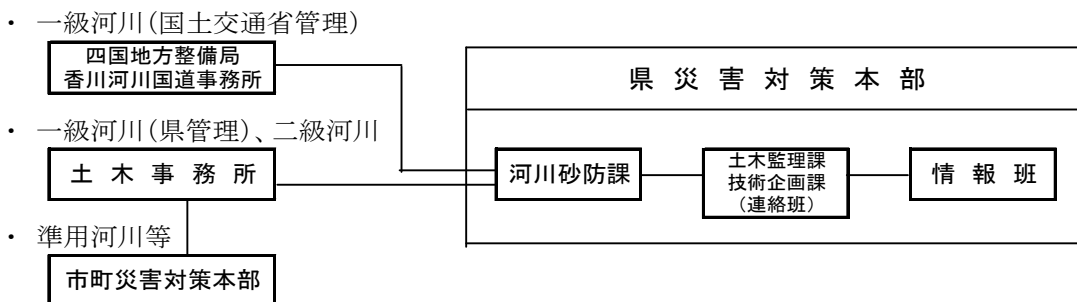
1 人の被害、住家被害



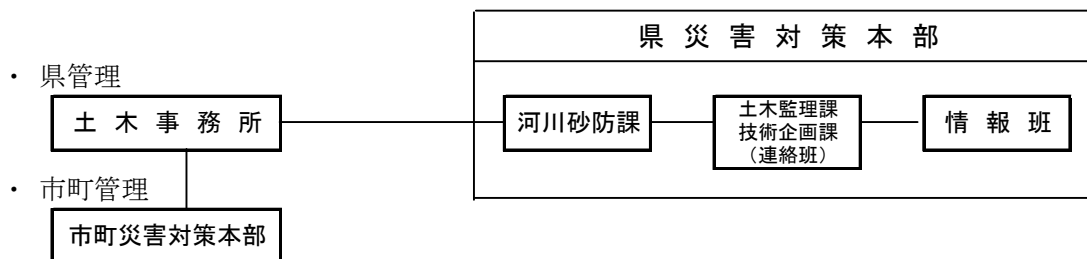
2 道路施設被害



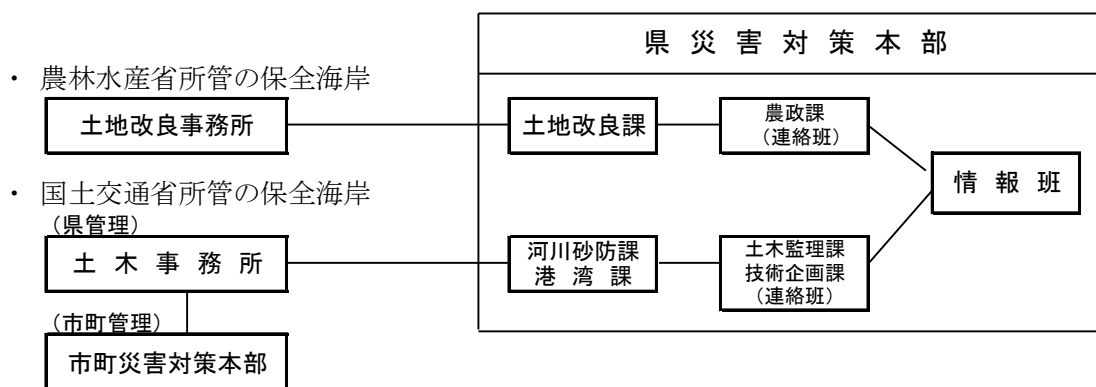
3 河川施設被害



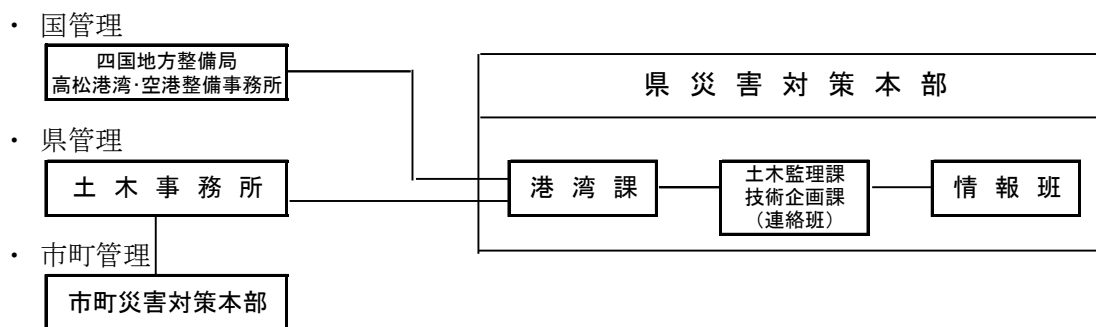
4 砂防施設被害



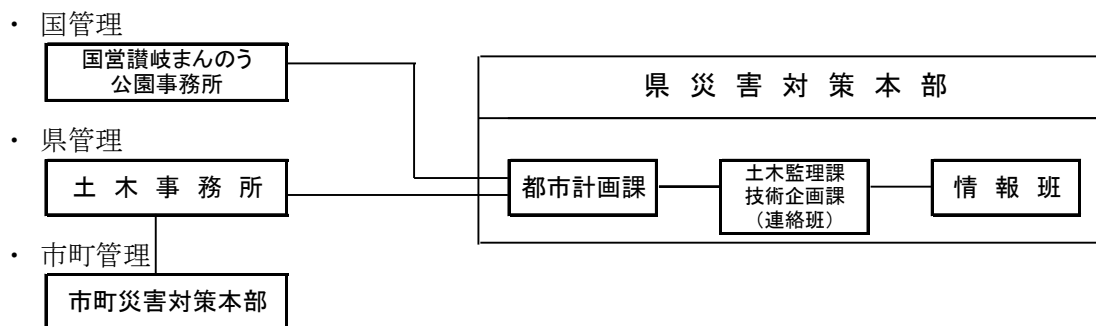
5 海岸施設被害



6 港湾施設被害

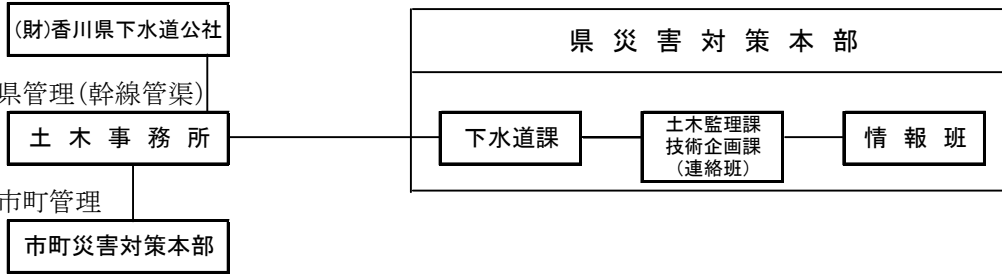


7 都市施設(公園)被害



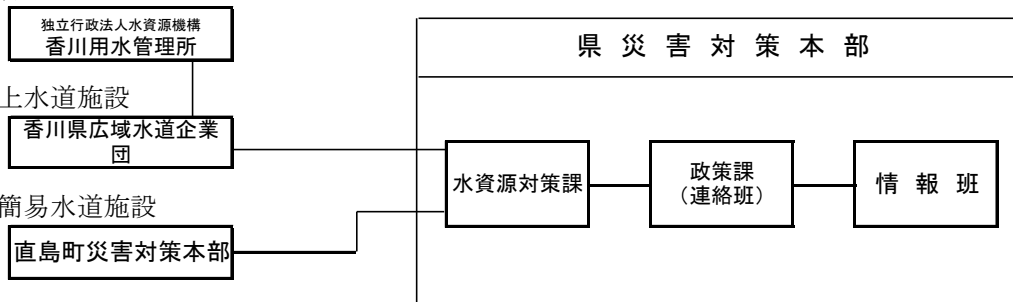
8 下水道施設被害

- ・ 県管理(終末処理場・中継ポンプ場)

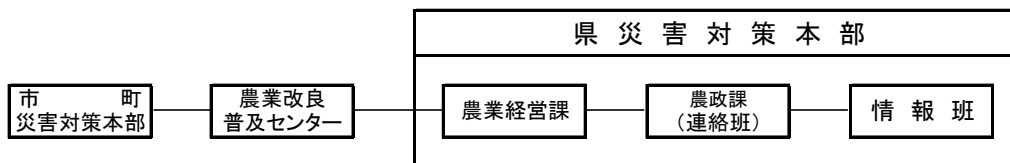


9 水道施設被害

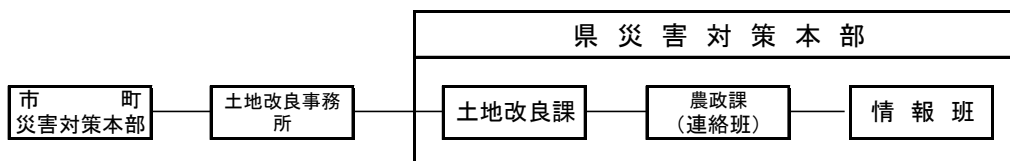
- ・ 香川用水



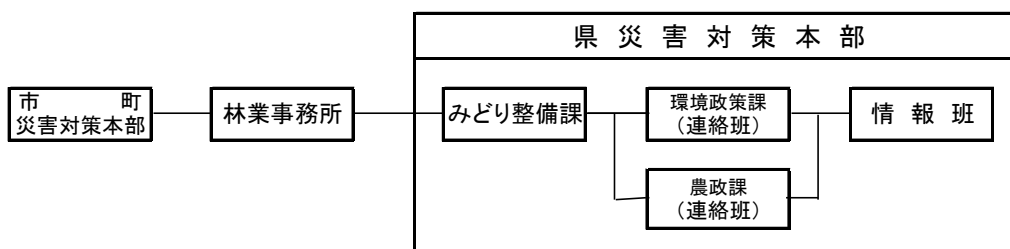
10 農産物等被害



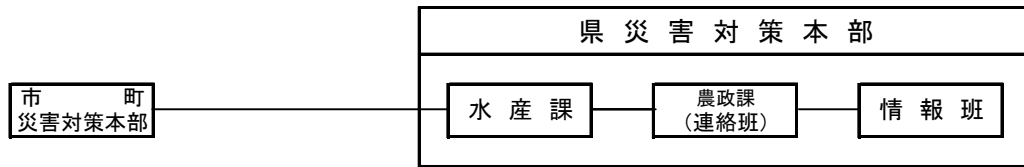
11 ため池、農地、農業用施設被害



12 治山・林道・林業施設、林産物被害

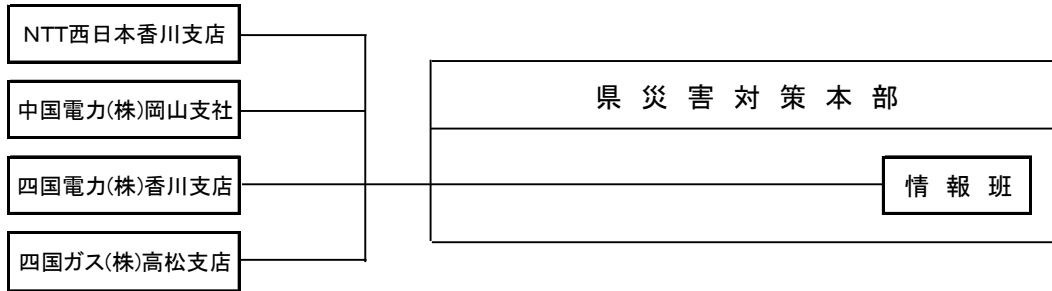


13 漁港・漁業施設、水産物被害



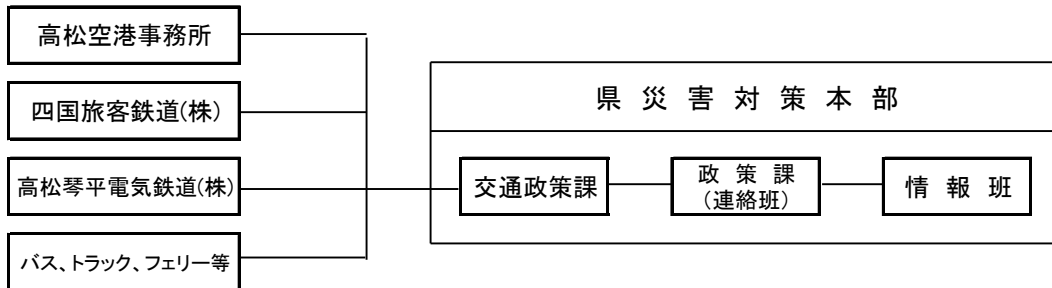
14 ライフライン等被害

・状況に応じて、情報班から情報収集を行う。



15 公共交通機関等被害

・状況に応じて、交通政策課から情報収集を行う。



17-4 香川県防災会議（委員・幹事）名簿

会長 香川県知事 池田豊人						(令和6年1月1日)	
No.	区 分	所 属 名	委 員		幹 事		
			職 名	氏 名	職 名	氏 名	
1	1号委員	中国四国管区警察局	四国警察支局長	山 本 真 吾	災害対策官	藤 本 芳 明	
2	1号委員	四国総合通信局	局 長	田 口 幸 信	無線通信課長	盛 昭 雄	
3	1号委員	四国財務局	局 長	児 玉 光 載			
4	1号委員	四国厚生支局	支 局 長	榎 本 芳 人			
5	1号委員	香川労働局	局 長	栗 尾 保 和	総務課長	赤 尾 俊 輔	
6	1号委員	中国四国農政局	局 長	仙 台 光 仁			
					地方参事官 (香川県拠点)	朝 倉 博 文	
7	1号委員	四国森林管理局	局 長	遠 藤 順 也			
					香川森林管理 事務所長	志 賀 照 幸	
8	1号委員	四国経済産業局	局 長	小 山 和 久	広報・情報システム・防災 担当参事官	新 居 勉	
9	1号委員	中国四国産業保安監督部四国支部	支 部 長	立 井 勇			
10	1号委員	四国地方整備局	局 長	佐 々 木 淑 充			
					香川河川国道 事務所長	黒 木 賢 二 郎	
					高松港湾・空港 整備事務所長	亀 岡 知 弘	
11	1号委員	四国運輸局	局 長	石 原 典 雄			
					香川運輸支局長	漆 原 康 富	
12	1号委員	高松空港事務所	高松空港長	白 崎 裕 康			
13	1号委員	四国地方測量部	部 長	小 室 勝 也	防災情報管理官	宮 本 步	
14	1号委員	高松地方气象台	台 長	内 藤 宏 人	防災管理官	寺 川 正 之	
15	1号委員	高松海上保安部	部 長	藤 吉 克 博	警備救難課長	池 内 一 史	
16	1号委員	中国四国地方環境事務所	四国事務所長	大 林 圭 司			
					四国事務所 総務課調整係長	小 比 賀 裕 理	
17	1号委員	中国四国防衛局	局 長	西 方 孝	地方調整課長	高 木 誠 治	
18	2号委員	陸上自衛隊第15即応機動連隊	連 隊 長	徳 淵 文 雄	第 3 科 長	赤 間 陽 介	
19	3号委員	香川県教育委員会	教 育 長	淀 谷 圭 三 郎			
20	4号委員	香川県警察本部	本 部 長	吉 田 和 彦			
21	5号委員	香川県	副 知 事	大 山 智	危機管理総局 参	安 藤 毅	
22	5号委員	香川県危機管理総局	総 局 長	田 中 一 裕	危機管理総局 参	井 手 下 慶 博	
23	5号委員	香川県健康福祉部	部 長	木 村 士 郎	危機管理総局 参	久 保 幸 司	
24	5号委員	香川県健康福祉部	中讃保健所長	小 倉 永 子	危機管理総局 参	吉 川 健 司	
25	5号委員	香川県健康福祉部	健康福祉総務課 主幹(兼)課長補佐	大 橋 育 代	危機管理総局 参	武 本 哲 史	
26	5号委員	香川県農政水産部	部 長	尾 崎 英 司	危機管理総局 参	定 浪 裕 紀	
27	5号委員	香川県土木部	部 長	竹 内 正 巳	危機管理総局 参	横 関 則 夫	
					危機管理総局 参	石 川 恵 市	
					危機管理総局 参	岡 田 総 一	
					危機管理総局 参	白 井 道 代	
					危機管理総局 参	西 山 正 敏	

28	6号委員	香川県市長会(三豊市長)	会 長	山下 昭 史		
29	6号委員	香川県町村会(宇多津町長)	会 長	谷 川 俊 博		
30	6号委員	香川県消防長会 (高松市消防局長)	会 長	福 山 和 男	高松市消防局 消防防災課長	川 田 浩 之
31	6号委員	公益財団法人香川県消防協会	会 長	長 尾 庄 司		
32	7号委員	日本郵便(株)四国支社	総 務 部 長	岡 実 喜 義		
		日本郵便(株)高松中央郵便局			総 務 部 長	岡 大 五 郎
33	7号委員	日本銀行高松支店	支 店 長	大 塚 竜		
34	7号委員	日本赤十字社香川県支部	総 務 課 長	加 藤 禎 子	事業推進課課長 補佐(兼) 講習普及係長	山 本 真 紀
35	7号委員	日本放送協会高松放送局	局 長	相 川 恵 祐		
36	7号委員	独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社 吉野川本部	本 部 長	木 下 昌 樹	施設管理課長	尾 島 知
37	7号委員	西日本高速道路(株)四国支社 香川高速道路事務所	所 長	仁 科 忠 裕	統 括 課 長	足 立 憲 次
38	7号委員	本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター	所 長	後 藤 敦	副 所 長	中 村 哲 也
39	7号委員	四国旅客鉄道(株)	安全推進室長	三 浦 正 行	安 全 推 進 室 副 室 長	坂 中 真 文
40	7号委員	西日本電信電話(株)香川支店	支 店 長	徳 永 久 雄		
41	7号委員	日本通運(株)四国支店	支 店 長	井 藤 美 智 子		
42	7号委員	中国電力(株)岡山支社	執 行 役 員 岡 山 支 社 長	越 磨 潔		
43	7号委員	四国電力(株)香川支店	執 行 役 員 香 川 支 店 長	大 西 励 一	香 川 支 店 長 香 川 支 店 長	内 海 英 樹
44	7号委員	四国ガス(株)高松支店	取 締 役 長 支 店 長	武 田 一 宏		
45	7号委員	高松琴平電気鉄道(株)	ビル管理センター 所 長	坂 本 純 子	工 務 部 長	多 田 賢 二
46	7号委員	西日本放送(株)	報 道 制 作 局 報 道 業 務 部 長	鴨 居 真 理 子		
47	7号委員	(株)四国新聞社	常 務 取 締 役 長 編 集 局 長	桑 井 弘 之		
48	7号委員	(株)瀬戸内海放送	取 締 役 専 務 員 執 行 役 員	新 開 得 央		
49	7号委員	香川県離島航路事業協同組合	四 国 汽 船 株 式 会 社	白 木 梓		
50	7号委員	公益社団法人香川県看護協会	専 務 理 事	田 中 邦 代		
51	7号委員	一般社団法人香川県医師会	会 長	久 米 川 啓	常 任 理 事	廣 瀬 友 彦
52	8号委員	かがわ自主ぼう連絡協議会	会 長	岩 崎 正 朔		
53	8号委員	香川県女性防火クラブ 連絡協議会	会 長	藤 井 邦 子		
54	8号委員	国立大学法人香川大学	名 誉 教 授	白 木 渡		
55	8号委員	国立大学法人香川大学四国危機管理 教育・研究・地域連携推進機構 地域強靱化研究センター	特 命 准 教 授	磯 打 千 雅 子		
56	8号委員	香川県議会	議 員(総務委員 会 委 員 長)	谷 久 浩 一		
57	8号委員	かがわ自主ぼう連絡協議会	理 事	吉 田 静 子		
58	8号委員	香川県防災士会	事 務 局 長	高 橋 真 里		
59	8号委員	一般社団法人香川県婦人団体連絡協議会	会 長	野 田 法 子		
計				59名		36名

17-5 香川県石油コンビナート等防災本部 本部員・幹事

本部長 香川県知事 池田 豊人

(令和5年10月1日現在)

NO.	区分	本 部 員	幹 事
		職 名	職 名
1	1号本部員	中国四国管区警察局四国警察支局長	災害対策官
2		中国四国産業保安監督部四国支部長	保安課長
3		四国地方整備局長	香川河川国道事務所長 高松港湾・空港整備事務所長
4		高松海上保安部長	警備救難課長
5		香川労働局長	健康安全課長
6	2号本部員	陸上自衛隊第15即応機動連隊長	第3科長
7	3号本部員	香川県警察本部長	警備課災害対策室長
8	4号本部員	香川県危機管理総局長	危機管理総局参事（政策部次長）
			危機管理総局参事（総務部次長）
			危機管理総局参事（環境森林部次長）
			危機管理総局参事（健康福祉部次長）
			危機管理総局参事（商工労働部次長）
			危機管理総局参事（交流推進部次長）
			危機管理総局参事（農政水産部次長）
			危機管理総局参事（土木部次長）
			危機管理総局参事（病院局長）
			危機管理総局参事（教育次長）
危機管理総局参事（警察本部警備部参事官）			
9	5号本部員	坂出市長	副市長
			教育長
			総務部長
			市民生活部長
			健康福祉部長
			建設経済部長
			教育部長
10	6号本部員	宇多津町長	危機管理課主幹
11		高松市長	危機管理課長
12	7号本部員	坂出市消防長	予防課長
13		高松市消防局長	予防課長
14	8号本部員	コスモ石油(株)坂出物流基地長	坂出コスモ興産(株)基地管理部防災課長
			三菱ケミカル(株)香川事業所 環境安全部 保安グループマネージャー
			四国電力(株)火力本部坂出發電所 業務課長
			ライオンケミカル(株)オレオケミカル事業所 安全環境管理課長
			川崎重工業(株)坂出工場 総務部総務課長
15	9号本部員	日本赤十字社香川県支部総務課長	事業推進課課長補佐(兼)講習普及係長
16		(一社)坂出市医師会長	副会長
17		日本放送協会高松放送局長	放送部長
18		西日本放送(株)代表取締役社長	報道制作部長
19		榊瀬戸内海放送 専務執行役員	報道クリエイティブユニット統括マネージャー
20		四国経済産業局長	広報・情報システム防災担当参事官
21		(公社)香川県看護協会 第4支部	(公社)香川県看護協会 第4支部
合計		21名	42名

17-6 防災関係機関連絡先

国（指定行政機関）防災担当課一覧

機 関 名	担 当 課	郵便番号	住 所	電話番号
内閣官房	内閣官房副長官補 (事態処理、危機管理担当)付	100-8968	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111
内閣府	大臣官房総務課	100-8914	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111
	政策統括官(防災担当)付 参事官(総合担当)付	100-8914	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111
警察庁	警備局警備課	100-8974	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-3581-0141
金融庁	総務企画局政策課	100-8967	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1	03-3506-6000
消費者庁	総務課	100-8958	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1	03-3507-8800
総務省	大臣官房総務課	100-8926	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-5111
法務省	大臣官房秘書課広報室	100-8977	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1	03-3580-4111
外務省	大臣官房総務課	100-8919	東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1	03-3580-3311
財務省	大臣官房総合政策課	100-8940	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1	03-3581-4111
文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設企画課	100-8959	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2	03-5253-4111
文化庁	政策課総務係	100-8959	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2	03-5253-4111
厚生労働省	大臣官房総務課	100-8916	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	03-5253-1111
農林水産省	大臣官房地方課災害総合対策室	100-8950	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1	03-3502-8111
経済産業省	大臣官房総務課	100-8901	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	03-3501-1511
資源エネルギー庁	総合政策課	100-8931	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	03-3501-1511
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	100-8912	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	03-3501-1511
国土交通省	水管理・国土保全局防災課	100-8918	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	03-5253-8111
国土地理院	企画部防災推進室	305-0811	茨城県つくば市北郷 1	029-864-1111
気象庁	総務部企画課	105-8431	東京都港区虎ノ門 3-6-9	03-6758-3900
海上保安庁	警備救難部環境防災課	100-8976	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	03-3591-6361
環境省	大臣官房総務課	100-8975	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	03-3581-3351
原子力規制委員会	原子力災害対策・核物質防護課	106-8450	東京都港区六本木 1-9-9	03-3581-3352
防衛省	防衛政策局運用政策課	162-8801	東京都新宿区市谷本村町 5-1	03-5366-3111
消防庁	防 災 課	100-8927	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-7525
	〃 防災情報室			03-5253-7526
	〃 応急対策室			03-5253-7527
	予防課特殊災害室			03-5253-7528
	消防・救急課			03-5253-7522
	消防防災・危機管理センター(開庁時間外)			03-5253-7777

都道府県防災担当課一覧

都道府県	担 当 課		郵便番号	住 所	電話番号
北海道	総務部危機対策局	危機対策課	060-8588	札幌市中央区北3条西6	011-204-5007
青森県	危機管理局	防災危機管理課	030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-9089
岩手県	復興防災部	防災課	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5155
宮城県	復興・危機管理部	復興・危機管理総務課	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2382
秋田県	総務部	総合防災課	010-8572	秋田市山王3-1-1	018-860-4563
山形県	防災くらし安心部	防災危機管理課	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-3039
福島県	危機管理部	災害対策課	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7194
茨城県	生活環境部防災・危機管理局	防災・危機管理課	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-2879
栃木県	県民生活部	危機管理課	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2136
群馬県	総務部	危機管理課	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2255
埼玉県	危機管理防災部	危機管理課	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-8121
千葉県	防災危機管理部	危機管理課	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2175
東京都	総務局総合防災部	防災対策課	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5388-2456
神奈川県	くらし安全防災局防災部	危機管理防災課	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-3425
新潟県	防災局	危機対策課	950-8570	新潟市新光町4-1	025-282-1638
富山県	危機管理局	防災・危機管理課	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-9670
石川県	危機管理監室	危機対策課	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1482
福井県	安全環境部	危機対策・防災課	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0308
山梨県	防災局	防災危機管理課	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1432
長野県	危機管理部	危機管理防災課	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7184
岐阜県	危機管理部	防災課	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1125
静岡県	危機管理部	危機対策課	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2072
愛知県	防災安全局	災害対策課	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6192
三重県	防災対策部	災害対策課	514-8570	津市広明町13	059-224-2189
滋賀県	防災危機管理局	危機管理室	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3436
京都府	危機管理部	災害対策課	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4475
大阪府	危機管理室	災害対策課	540-8570	大阪市中央区大手前3-1-43	06-6944-6478
兵庫県	危機管理部	災害対策課	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-9988
奈良県	総務部知事公室	防災統括室	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8425
和歌山県	危機管理局	災害対策課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2262
鳥取県	危機管理局	危機管理政策課	680-8570	鳥取市東町1-271	0857-26-7584
島根県	防災部	防災危機管理課	690-8501	松江市殿町1	0852-22-6353
岡山県		危機管理課	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7293
広島県	危機管理監	危機管理課	730-8511	広島市中区基町10-52	082-511-6720
山口県	総務部	防災危機管理課	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-2360
徳島県	危機管理環境部	とくしまゼロ作戦課	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2281
香川県	危機管理総局	危機管理課	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3111
愛媛県	県民環境部防災局	防災危機管理課	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2335
高知県	危機管理部	危機管理・防災課	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9320
福岡県	総務部防災危機管理局	防災企画課	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3112
佐賀県	政策部	危機管理防災課	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7026
長崎県	危機管理監	危機管理課	850-8570	長崎市尾上町3-1	095-895-2143
熊本県	知事公室	危機管理防災課	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2115
大分県	生活環境部	防災対策企画課	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-3115
宮崎県	総務部危機管理局	危機管理課	880-8501	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7066
鹿児島県	危機管理防災局	危機管理課	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2268
沖縄県	知事公室	防災危機管理課	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2143

市町防災担当課一覧

市 町	担当課	郵便番号	住 所	電話番号
高 松 市	総務局危機管理課	760-8571	高松市番町 1-8-15	087-839-2184
丸 亀 市	市長公室危機管理課	763-8501	丸亀市大手町 2-4-21	0877-25-4006
坂 出 市	総務部危機管理課	762-8601	坂出市室町 2-3-5	0877-44-5023
善通寺市	総務部自治防災課	765-8503	善通寺市文京町 2-1-1	0877-63-6338
観音寺市	総務部危機管理課	768-8601	観音寺市坂本町 1-1-1	0875-23-3940
さぬき市	総務部危機管理課	769-2195	さぬき市志度 5385-8	087-894-1115
東かがわ市	総務部危機管理課	769-2792	東かがわ市湊 1847-1	0879-26-1235
三 豊 市	総務部危機管理課	767-8585	三豊市高瀬町下勝間 2373-1	0875-73-3119
土 庄 町	総 務 課	761-4192	土庄町淵崎甲 1400-2	0879-62-7000
小豆島町	総務部総務課	761-4492	小豆島町片城甲 44-95	0879-82-7001
三 木 町	総 務 課	761-0692	三木町大字氷上 310	087-891-3301
直 島 町	総 務 課	761-3110	直島町 1122-1	087-892-2222
宇多津町	危 機 管 理 課	769-0292	宇多津町 1881	0877-49-8027
綾 川 町	総 務 課	761-2392	綾川町滝宮 299	087-876-1906
琴 平 町	企 画 防 災 課	766-8502	琴平町榎井 817-10	0877-75-6711
多度津町	総務課危機管理室	764-8501	多度津町栄町 3-3-95	0877-33-1110
まんのう町	総 務 課	766-0022	まんのう町吉野下 430	0877-73-0100

警察本部等一覧

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号
警察本部 (警備課)	760-8579	高松市番町 4-1-10	087-833-0110
東かがわ 警察 署	769-2601	東かがわ市三本松 1723-2	0879-25-0110
さぬき 警察 署	769-2101	さぬき市志度 1028-1	087-894-0110
高 松 東 警察 署	761-0702	三木町大字平木 56-4	087-898-0110
小 豆 警察 署	761-4421	小豆島町苗羽甲 1351-1	0879-82-0110
高 松 北 警察 署	760-8511	高松市西内町 2-30	087-811-0110
高 松 南 警察 署	761-8511	高松市多肥上町 1251-8	087-868-0110
高 松 西 警察 署	761-2305	綾川町滝宮 1332-1	087-876-0110
坂 出 警察 署	762-0011	坂出市江尻町 1204-1	0877-46-0110
丸 亀 警察 署	763-0055	丸亀市新田町 1-7	0877-22-0110
琴 平 警察 署	766-0003	琴平町五條 620-1	0877-75-0110
三 豊 警察 署	767-0011	三豊市高瀬町下勝間 2516-4	0875-72-0110
観 音 寺 警察 署	768-0066	観音寺市昭和町 2-1-55	0875-25-0110

消防本部一覧

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号	F A X番号
高 松 市 消 防 局	760-8571	高松市番町 1-8-15	087-861-2502	087-861-2504
丸 亀 市 消 防 本 部	763-0034	丸亀市大手町 2-1-37	0877-25-0119	0877-24-5050
坂 出 市 消 防 本 部	762-0003	坂出市久米町 1-17-23	0877-46-0119	0877-46-0191
善通寺市消防本部	765-0013	善通寺市文京町 4-1-3	0877-64-0119	0877-62-0119
多度津町消防本部	764-0033	多度津町大字青木 951-8	0877-33-0119	0877-33-2554
三観広域行政組合消防本部	768-0067	観音寺市坂本町 1-1-7	0875-24-0119	0875-23-3975
大川広域消防本部	769-2516	東かがわ市土居 82-1	0879-24-0119	0879-25-0119
小豆地区消防本部	761-4106	土庄町甲 557-10	0879-62-2220	0879-62-2456
仲多度南部消防組合消防本部	766-0003	琴平町五条 313	0877-73-4211	0877-75-3119

17-7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<p>(基本額)</p> <p>避難所設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とし、</p> <p style="text-align: center;">1人 1日当たり 340円以内</p> <p>高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	法第4条第1項第1号の避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。	<p>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。</p> <p>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</p> <p>3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。</p>
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	<p>○建設型応急住宅</p> <p>1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定</p> <p>2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内</p> <p>3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費。</p>	災害発生の日から20日以内着工	<p>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。</p> <p>2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる）</p> <p>3 高齢者等の要援護者等数人以上に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>4 供与期間は2年以内</p>
		<p>○賃貸型応急住宅</p> <p>1 規模 建設型応急住宅に準じる</p> <p>2 基本額 地域の実情に応じた額</p>	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	<p>1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>2 供与期間は建設型応急住宅と同様。</p>
炊き出しその他による食品の給与	<p>1 避難所に避難している者</p> <p>2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</p>	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物質の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全 壊 全 焼 流 失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬	10,100		13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（燃）し、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 2 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 3 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の	1 住家の被害拡大を防止するための緊急の修理 1世帯当たり 50,000円 2 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分1世帯当たり次に掲げる額以内とする。 ア イに掲げる世帯以外の世帯 706,000円 イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損壊により被害を受けた世帯 343,000円	住家の被害拡大を防止するための緊急の修理 災害発生の日から10日以内 災害発生の日から3ヶ月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対						

	損傷を受けた者		策本部が設置された 災害にあつては、6 月以内)	
--	---------	--	--------------------------------	--

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
学用品の給与	住宅の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（※2）、中学校生徒（※3）及び高等学校等生徒（※4）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当り次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当り 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,500円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 22,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,700円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,800円以内 救急救命士 15,600円以内 土木技術者、建築技術者 16,600円以内 大工 24,100円以内 左官 24,200円以内 とび職 23,500円以内	救助の実施が認められる期間以内	1 時間外勤務手当は、日当の額を基礎とし、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。 2 旅費は、日当の額を基礎とし、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の規定により定められた額の範囲内において、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。

- ※1 この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。
- ※2 義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。
- ※3 義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。
- ※4 高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

17-8 被災者生活再建支援制度の概要

1 対象となる自然災害

対象災害は、自然災害によるもので、下記に該当する災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

2 対象世帯

上記1の対象となる自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(①から④までに掲げる世帯を除く)

3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住家の被害程度		全壊 (2①に該当)	半壊→解体 (2②に該当)	長期避難 (2③に該当)	大規模半壊 (2④に該当)
支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)(中規模半壊以外の世帯)

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借(公営以外)
支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円
	単身世帯	150万円	75万円	37.5万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は

100)万円

③ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)(中規模半壊世帯)

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借(公営以外)
支給額	複数世帯	100万円	50万円	25万円
	単身世帯	75万円	37.5万円	18.75万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で100(又は50)万円

4 支援金の支給申請

① 申請窓口

市町

② 申請時の添付書類

ア 基礎支援金

・罹災証明書

・住民票 等

イ 加算支援金

・契約書(住宅の購入、賃借等) 等

③ 申請期間

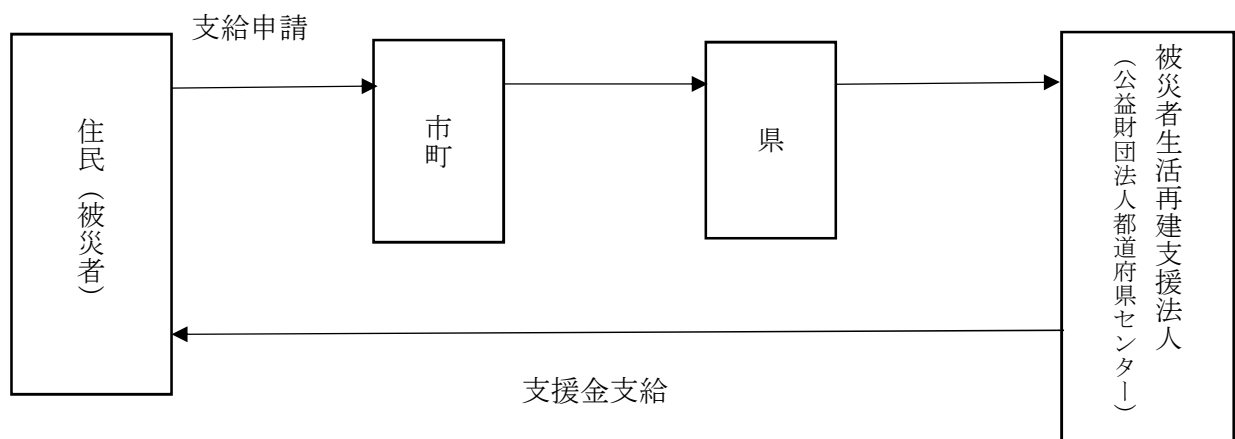
ア 基礎支援金

災害発生日から13月以内

イ 加算支援金

災害発生日から37月以内

5 支援金支給の流れ



17-9 義援金・義援物資の受入・配分マニュアル

1. 目的

大規模災害発生時において、県民及び他の都道府県等から寄託された義援金及び義援物資を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務について示すものである。

2. 義援金

① 募集

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、募集方法、募集期間等を定めて実施する。
なお、全国的に募集する必要があると認められる場合は、日本赤十字社香川県支部にあつては本社を通じて各都道府県に、香川県共同募金会にあつては直接各都道府県の共同募金会に募集の依頼を行うものとする。

② 受付

県は、知事あての見舞金の受付を行う。

市町は、義援金の受入体制を確立しておくものとする。

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、それぞれに寄託された義援金の受付を行う。

③ 保管

県は、県に日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会より配分された義援金を各市町に配分するまでの間、一時保管を行う。

④ 配分

県は、義援金等の市町に対する配分を義援金収集体等で構成する第三者機関である配分委員会で決定する。

○基本的な配分比

人的被害		住家被害		
人数×倍数		世帯数×倍数		
死者	重傷者	全壊	半壊	床上浸水
1	0.5	1	0.5	0.1

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、配分委員会に参画し、義援金の市町に対する配分を、配分委員会で決定する。

市町は、県等から送付された義援金を関係団体の協力を得て被災者に配分するものとする。

3. 義援物資

① 受入の基本方針

ア 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。

腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。

物資の梱包は、単一物資梱包とし、複数の物資、種類を梱包しないよう依頼する。また、一方的な物資の送り出しは控えるように依頼する。

イ 小口・混載の義援物資を送ることは被災地方公共団体の負担となることから、個人からの義援物資については、災害直後は原則として受け取らないこととする。

災害直後に不特定多数からの小口の義援物資を、必要としている被災者に、必要としているものを、必要としている時期に、分類・区分けして配布することは、事実上不可能であるため、申し出を辞退する。

被災者へ善意を寄せていただける場合は、義援金での支援に理解を求め、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

ウ 被災地支援に関する知識を整理し、そのニーズに合った義援物資の受入を行う。

② 受入体制の広報

県及び市町等は、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

その際、報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、被災地支援に関する知識を整理し、そのニーズに沿った義援物資の受入及び送付を行うため、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努める。

ア 必要としている物資とその数量

イ 義援物資の受付窓口

ウ 義援物資の送付先、送付方法

エ 個人からは、原則として、原則日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会への義援金として受付けること。

オ 一方的な義援物資の送り出しは、受入側の支障となるため行わないこと

③ 受入場所

県が指定する場所

④ 配分

県は、市町に対する配分を決定し、関係団体の協力を得て市町の指定する場所まで輸送し、市町に引き渡すものとする。

市町は、県等から送付された義援物資を関係団体の協力を得て被災者に配分するものとする。

17-10 ケーブルテレビの現況

R5.3.31現在

対象市町	事業主体	開局年月日	対象世帯数 加入世帯数 加入率 (%)
高松市 さぬき市 東かがわ市 三木町 (一部)	(株)ケーブルメディア四国 (CMS)	H8.10.1	232,650世帯 71,728世帯 (30.8%)
坂出市 宇多津町	香川テレビ放送網(株) (KBN)	S60.10.1	26,500世帯 15,840世帯 (59.8%)
丸亀市 多度津町 まんのう町 琴平町	中讃ケーブルビジョン(株) (CVC)	H1.11.1	54,090世帯 17,106世帯 (31.6%)
観音寺市 三豊市の一部	三豊ケーブルテレビ放送(株) (MCB)	S62.11.1	35,818世帯 10,911世帯 (30.5%)

17-11 自主防災組織の現況

		(令和5年4月1日現在)	
区分		令和5年4月1日現在の 自主防災組織活動力パー率(%) (速報値)	(参考) 令和4年4月1日現在の 自主防災組織活動力パー率(%)
市町名			
高松市		100.0	100.0
丸亀市		100.0	100.0
坂出市		100.0	100.0
善通寺市		100.0	100.0
観音寺市		93.3	93.2
さぬき市		90.0	89.7
東かがわ市		98.1	98.8
三豊市		78.1	78.1
土庄町		100.0	100.0
小豆島町		100.0	100.0
三木町		97.6	97.4
直島町		100.0	100.0
宇多津町		96.8	97.3
綾川町		100.0	100.0
琴平町		100.0	100.0
多度津町		79.3	79.2
まんのう町		99.3	99.4
県計		97.2	97.2

17-12 公共施設等の耐震改修状況

令和4年10月1日現在

	全棟数 A	昭和57年 以降棟数 B	昭和56年 以前棟数 C	耐震診断 実施棟数 D	耐震診断 実施率 E(D/C)	耐震改修 済等棟数 F	耐震化 済棟数 G(B+F)	耐震化率 H(G/A)
高松市	478	238	240	240	100.0%	237	475	99.4%
丸亀市	199	92	107	105	98.1%	96	188	94.5%
坂出市	98	48	50	50	100.0%	50	98	100.0%
善通寺市	53	26	27	27	100.0%	27	53	100.0%
観音寺市	75	54	21	19	90.5%	9	63	84.0%
さぬき市	89	59	30	30	100.0%	27	86	96.6%
東かがわ市	37	30	7	7	100.0%	6	36	97.3%
三豊市	91	73	18	18	100.0%	14	87	95.6%
土庄町	37	19	18	16	88.9%	16	35	94.6%
小豆島町	44	25	19	15	78.9%	14	39	88.6%
三木町	56	35	21	21	100.0%	21	56	100.0%
直島町	13	8	5	5	100.0%	5	13	100.0%
宇多津町	25	10	15	15	100.0%	15	25	100.0%
綾川町	51	26	25	24	96.0%	20	46	90.2%
琴平町	26	15	11	11	100.0%	10	25	96.2%
多度津町	46	21	25	23	92.0%	23	44	95.7%
まんのう町	59	39	20	20	100.0%	20	59	100.0%
市町計	1,477	818	659	646	98.0%	610	1,428	96.7%
(参考) R3. 10. 1市町計	1,536	882	654	638	97.6%	601	1,483	96.5%

県	229	170	59	59	100.0%	59	229	100.0%
(参考) R3. 10. 1県	227	170	57	57	100.0%	57	227	100.0%

県+市町	1,706	988	718	705	98.2%	669	1,657	97.1%
(参考) R3. 10. 1県+市町	1,763	1,052	711	695	97.7%	658	1,710	97.0%

※防災拠点となる公共施設等とは、地方公共団体が所有・管理する施設のうち、以下のものを指します。

区分	防災拠点となる施設
①社会福祉施設	全ての施設
②文教施設（校舎・体育館）	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
③庁舎	災害応急対策の実施拠点となる施設
④公民館等	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
⑤体育館	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
⑥診療施設	地域防災計画に医療救護施設として位置付けられている施設
⑦警察本部・警察署等	全ての施設
⑧消防本部・消防署所	全ての施設
⑨その他（上記以外）	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設

第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～7年度）

【総括編】

1. 目的

本県は、過去に昭和南海地震等により、大きな被害を受けており、今後も地震による被害発生の危険性が高い地域である。

このため、平成28年度に策定した地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災対策上、整備の緊急性の高い箇所・施設についての整備を推進してきた。

しかしながら、この第5次五箇年計画（平成28年度～令和2年度）においては、令和2年度末時点で、一部事業の未達成箇所が発生している。さらに社会状況の変化等により、整備の緊急性の高い箇所・施設が増加しているという状況にある。

このため、第5次五箇年計画の事業未達成部分を含め、再度、地震防災対策上、整備すべき緊急性の高い項目を総合的に判断・抽出し、第6次五箇年計画（令和3年度～令和7年度）の策定を行うことにより、各種施設の緊急的な整備を図り、県土の安全性の向上に努めるものである。

なお、本県域では、南海トラフ地震による被害発生が最も懸念されているところであり、平成18年3月に改正された地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づき、南海トラフ地震等に係る被害想定を踏まえ、数値目標をはじめとする地震防災対策の実施目標を本県地域防災計画で定めた上で本五箇年計画の作成を行うこととする。

2. 計画対象地域の概要

(1) 想定される地震災害の位置づけ

本県では、阪神・淡路大震災を教訓として、海溝型（南海トラフ地震）及び内陸型の大規模な地震が発生した場合を想定して、地震防災対策の強化・推進を図るため、「香川県地震・津波被害想定調査」を行い、その結果については、平成24、25年度に公表を行った。

なお、これらの被害想定については、本県の地震防災対策の基礎として、本県地域防災計画にも記載している。

(2) 想定される地震災害の概要

計画対象区域における想定地震及び被害想定等の概要等は、以下のとおりとなっている。

① 想定地震

香川県地震被害想定において、過去に被害の発生した地震や近年の地震発生状況等から、県域に大きな被害を及ぼす恐れのある南海トラフ地震などのようなプレートの沈み込みによる海溝型の地震2ケースと活断層による内陸型の地震2ケースの合計4ケースを想定した。

表-1 想定地震

	地震タイプ	震源域
想定地震1	海溝型地震	南海トラフの最大クラスの地震
想定地震2	海溝型地震	南海トラフの発生頻度の高い地震
想定地震3	直下型地震	長尾断層で発生する地震
想定地震4	直下型地震	中央構造線で発生する地震

② 想定震度分布図 図-1～図-4 のとおり

③ 被害想定等の概要 表-2 のとおり

(3) 計画対象区域

今後30年以内の発生確率が70～80%とされている南海トラフ地震で、最大クラスの地震が発生した場合、多くの地域で震度6弱以上の揺れが発生すると想定していることから、人的及び物的被害の発生防止及び被害の軽減を図るため、計画対象地域は県全域とする。

図-1～図-4・表-2（略）

3. 地震防災対策の実施に関する目標

本県地域防災計画において「地震防災対策の実施に関する目標」（地震防災対策特別措置法第1条の2）を定めたところであり、その内容については、次のとおりである。

<被害軽減の目標（減災目標）>

今後5年間（令和7年度まで）で大規模地震による人的・物的被害をゼロに近づける。

<減災を実現するための目標と対策>

I 強い揺れへの備え

◇ 建築物・住宅の耐震化

- 住宅の耐震化率を令和7年までに91%にする。（平成20年76%、平成25年78%、平成30年82%）
 - ・ 市町と連携し、「県民が気軽に耐震改修を実施できる体制づくり」、「『住宅の耐震化』の重要性を認識してもらうためのきっかけづくり」、「耐震診断をした住宅を耐震改修工事に確実につなげるための仕組みづくり」の3つを柱として普及啓発や耐震補助制度の活用を図り、住宅の耐震診断・改修を促進（土木部）
- 家具、給湯設備、自動販売機の転倒、ブロック塀等の倒壊、窓ガラス等の落下・飛散等を防止する。

◇ ライフライン、公共施設の耐震化

- 県内水道施設（基幹的な水道管）の耐震化率を令和7年度までに33%にする。（令和元年度末23.3%）
 - ・ 水道事業者による水道施設の計画的な耐震化や国庫補助制度の積極的な活用を促進（政策部）
- 緊急輸送道路の橋梁のうち、道路防災総点検で耐震補強が必要とされた橋梁の整備率を令和7年度末までに100%にする。（平成17年度末87%、平成27年度末96%、令和2年度末97%）
 - ・ 緊急輸送道路の橋梁の耐震化を推進（土木部）

◇ 土砂災害の防止

- ハザードマップ（土砂災害）を整備する。
 - ・ 市町による土砂災害のハザードマップの作成を支援（環境森林部、土木部）
- 民有林の山地災害危険地区における治山施設を令和7年度までに75箇所整備する。
 - ・ 森林整備保全計画に基づき山地災害危険地区を計画的に整備（環境森林部）
- 土石流危険渓流（ランクⅠ）における砂防施設の整備率を令和7年度までに29.1%にする。（令和2年度末26.5%）
 - ・ 砂防事業を実施（土木部）
- 地すべり危険箇所における地すべり防止施設を令和7年度までに2箇所整備する。（令和2年度末12箇所）
 - ・ 地すべり対策事業を実施（土木部）
- 急傾斜地崩壊危険箇所（ランクⅠの自然がけ）における急傾斜地崩壊防止施設の令和7年度までに37.4%にする。（令和2年度末36.8%）
 - ・ 急傾斜地崩壊対策事業を実施（土木部）
- 令和4年度までに22箇所の防災上重要な中小規模ため池耐震化整備を実施する。
 - ・ 防災上重要な中小規模ため池の耐震化整備を推進（農政水産部）
- 令和7年度までに3,651箇所のため池整備（全面改修）を目指す。（平成22年度末3,295箇所、平成27年度末3,440箇所、令和2年度末3,541箇所）
 - ・ 老朽ため池の整備を推進（農政水産部）
- 液状化災害を予防する。
 - ・ 液状化危険度予測図の周知（危機管理総局）

II 津波に対する備え

◇ 津波避難対策

- 沿岸を有する市町において、津波避難計画に関する取組みの充実を図る。
 - ・ 市町津波避難計画の見直しを支援（危機管理総局）
- 沿岸を有する市町において、津波ハザードマップに関する取組みの充実を図る。
 - ・ 津波浸水予測図の周知、市町による津波ハザードマップ作成を支援（危機管理総局）

◇ 海岸保全施設の整備

- 地震・津波対策のための要整備延長約123kmのうち令和6年度までに緊急度の高い約36kmを整備する。
 - ・ 「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、海岸保全施設の整備を推進（農政水産部、土木部）

III 地震・津波に強い地域づくり

◇ 地震、津波等に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発

- 県民一人ひとりが高い防災意識を持ち災害に対する備えを行う。
 - ・ 防災啓発パンフレットを作成、配布等（危機管理総局）
 - ・ ハザードマップ（津波、高潮、洪水、土砂災害）の作成を促進（危機管理総局、土木部、環境森林

部)

- ・ 学校における防災教育を推進（危機管理総局、教育委員会）
- ・ 自治会等へ県職員が訪問し、防災対策を説明する県政出前懇談会を開催（危機管理総局）
- ・ 災害の疑似体験等ができる香川県防災センターを運営（危機管理総局）
- 防災アプリ「香川県防災ナビ」のダウンロード件数及び防災情報メールの登録件数を令和7年度までに57,000件にする。（令和元年度末現在22,730件（防災情報メールのみ））
- ◇ 自主防災活動の促進・強化
 - 自主防災組織の活動カバー率を令和7年度までに100%にする。（平成17年度現在55.2%、令和2年度96.8%）
 - ・ 自主防災組織による実践的な防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に係る市町事業を支援（危機管理総局）
 - ・ 自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を開催（危機管理総局）
 - NPO法人日本防災士機構が認定する防災士数を令和7年度までに4,250人にする。（令和2年度現在2,919人）
 - ・ 市町を通じて、防災士資格取得費用の一部を助成（危機管理総局）
 - ・ 防災士養成講座に県職員を講師として派遣（危機管理総局）
 - 地区防災計画の策定数を令和7年度までに63地区にする。（令和2年度現在33地区）
 - ・ 「地区防災計画策定の手引き」の作成やアドバイザー派遣等による策定支援（危機管理総局）
 - ・ 地区防災計画策定に係る費用の一部を補助（危機管理総局）
- ◇ 事業所と地域との連携
 - 事業所と地域の連携を深める。
 - ・ 大規模小売店舗等の地域貢献活動を検討（商工労働部）
- ◇ 避難行動要支援者への対応
 - 避難行動要支援者の避難支援体制を整備する。
 - ・ 避難行動要支援者支援体制を検討（危機管理総局、健康福祉部）
- ◇ 複合災害の防止
 - 土砂災害の防止（再掲）
 - 海岸保全施設の整備（再掲）

4. 計画項目及び事業量・事業費（地震防災緊急事業五箇年計画総括表）

事業項目	事業量		事業費 (百万円)
1号 避難地	h a	箇所	
2号 避難路	k m	箇所	
3号 消防用施設	64	箇所	2,563
4号 消防活動用道路	0.3 k m	2 箇所	745
5号 緊急輸送道路等			
5-1号 緊急輸送道路	11.2 k m	19 箇所	22,552
5-2号 緊急輸送交通管制施設	10	箇所	30
5-3号 緊急輸送ヘリポート		箇所	
5-4号 緊急輸送港湾施設		箇所	
5-5号 緊急輸送漁港施設		箇所	
6号 共同溝等	1.3 k m	6 箇所	1,874
7号 医療機関		施設	
8号 社会福祉施設	1	施設	500
8の2号 公立幼稚園		棟	学校
9号 公立小中学校等			
9-1号 校舎		棟	学校
9-2号 屋内運動場		棟	学校
9-3号 寄宿舎		棟	学校
10号 公立特別支援学校			
10-1号 校舎		棟	学校
10-2号 屋内運動場		棟	学校
10-3号 寄宿舎		棟	学校
11号 公的建造物	2	施設	561
12号 海岸・河川			
12-1号 海岸保全施設	32	箇所	12,300 m ^{※1}
12-2号 河川管理施設	19	箇所	5,500 m ^{※1}
13号 砂防設備等			
13-1号 砂防設備	41	箇所	8,550
13-2号 保安施設	75	箇所	2,800
13-3号 地すべり防止施設	2	箇所	173
13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	4	箇所	1,181
13-5号 ため池	120	箇所	10,165
14号 地域防災拠点施設	1	施設	614
15号 防災行政無線		箇所	
16号 飲料水施設・電源施設等	5	箇所	1,784
17号 備蓄倉庫		箇所	
18号 応急救護設備等		基	
19号 老朽住宅密集対策	h a	箇所	
合計			60,430

※堤防・護岸距離

【施設別編】以下(略)

17-14 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

令和3年4月1日現在

番号	拠点名称	所在地	管理者	対象
1	高松市東部運動公園	高松市高松町	高松市	警察・消防・自衛隊
2	高松市西部運動センター	高松市鬼無町	高松市	警察・消防・自衛隊
3	高松市南部運動場	高松市三谷町	高松市	警察・消防
4	サンメッセ香川	高松市林町	穴吹エンタープライズ(株)	警察・消防・自衛隊
5	県総合運動公園	高松市生島町	いくしまスポーツチャレンジ共同体	警察・消防・自衛隊
6	県消防学校	高松市生島町	香川県	警察・消防
7	香東川公園成合運動広場	高松市円座町	香川県	警察・消防・自衛隊
8	屋島競技場	高松市屋島中町	高松市	警察・消防・自衛隊
9	東部下水処理場	高松市屋島西町	高松市	警察・消防・自衛隊
10	県立香川中央高等学校	高松市香川町大野	香川県教育委員会	警察・消防・自衛隊
11	ホテルと文化の里運動場	高松市塩江町安原上	高松市	警察・消防・自衛隊
12	県立高松北中学校・高松北高等学校	高松市牟礼町牟礼	香川県教育委員会	警察・消防・自衛隊
13	牟礼中学校	高松市牟礼町牟礼	高松市教育委員会	警察・消防・自衛隊
14	牟礼図書館	高松市牟礼町牟礼	高松市教育委員会	警察・消防
15	牟礼小学校	高松市牟礼町大町	高松市教育委員会	警察・消防
16	牟礼北小学校	高松市牟礼町牟礼	高松市教育委員会	警察・消防
17	牟礼南小学校	高松市牟礼町大町	高松市教育委員会	警察・消防
18	牟礼中央公園運動センター	高松市牟礼町原	高松市	警察
19	御山公園	高松市牟礼町牟礼	高松市	警察
20	庵治運動場	高松市庵治町	高松市	警察・消防
21	香川大学	高松市幸町	国立大学法人 香川大学	消防
22	亀阜小学校	高松市亀岡町	高松市教育委員会	警察・消防
23	丸亀市総合運動公園陸上競技場	丸亀市新田町	(財)丸亀市体育協会	警察・消防・自衛隊
24	土器川公園	丸亀市川西町南地先	(財)丸亀市体育協会	警察・消防・自衛隊
25	飯山総合運動公園多目的広場	丸亀市飯山町東坂元	(財)丸亀市体育協会	警察・消防・自衛隊
26	瀬戸大橋記念公園(球技場)	坂出市番の州緑町	(財)瀬戸大橋記念公園管理協会	警察・消防・自衛隊
27	坂出緩衝緑地(番の州公園)	坂出市番の州公園	五栄海陸興業(株)	警察・消防
28	坂出緩衝緑地(番の州球場)	坂出市番の州公園	坂出市	警察・消防
29	林田運動公園	坂出市林田町	坂出市	警察・消防
30	市営野球場(朝比奈運動公園)	善通寺市弘田町	(財)ハートスクエア善通寺	警察・消防・自衛隊
31	鉢伏ふれあい公園	善通寺市与北町	(財)ハートスクエア善通寺	警察・消防・自衛隊
32	市民体育館	善通寺市金蔵寺町	(財)ハートスクエア善通寺	警察・消防・自衛隊
33	上池運動広場	善通寺市与北町	善通寺市	警察・消防
34	観音寺市総合運動公園	観音寺市池之尻町	観音寺市教育委員会	警察・消防・自衛隊
35	中部中学校	観音寺市柞田町	観音寺市教育委員会	警察・消防・自衛隊
36	常磐小学校	観音寺市植田町	観音寺市教育委員会	警察・消防
37	大野原会館	観音寺市大野原町中姫	観音寺市教育委員会	警察・消防
38	大野原中学校	観音寺市大野原町中姫	観音寺市教育委員会	警察・消防・自衛隊
39	豊浜総合体育館	観音寺市豊浜町和田浜	観音寺市教育委員会	警察・消防
40	豊浜中学校	観音寺市豊浜町和田浜	観音寺市教育委員会	警察・消防・自衛隊
41	大野原中央公園	観音寺市大野原町大野原	観音寺市	警察・消防
42	萩の丘公園	観音寺市大野原町萩原	観音寺市	警察・消防
43	豊浜南部集会場	観音寺市豊浜町和田	観音寺市	警察・消防
44	志度総合運動公園野球場	さぬき市鴨庄	香川県造園協同組合	警察・消防
45	長尾総合公園野球場	さぬき市長尾東	香川県造園協同組合	警察・消防・自衛隊
46	津田総合公園野球場	さぬき市津田町津田	香川県造園協同組合	警察・消防
47	みろく自然公園みろく野球場	さぬき市大川町富田中	さぬき市	警察・消防
48	みろく自然公園みろく球場	さぬき市大川町富田中	さぬき市	警察・消防
49	野間田運動広場	さぬき市造田野間田	さぬき市教育委員会	警察・消防・自衛隊
50	石田運動広場	さぬき市寒川町石田東	さぬき市教育委員会	警察・消防
51	神前運動広場	さぬき市寒川町神前	さぬき市教育委員会	警察・消防
52	伊勢運動広場	さぬき市寒川町石田西	さぬき市教育委員会	警察・消防

番号	拠点名称	所在地	管理者	対象
53	下所運動広場	さぬき市造田是弘	さぬき市教育委員会	警察・消防
54	さぬき市立寒川小学校運動場	さぬき市寒川町石田西	さぬき市教育委員会	警察・消防
55	とらまる公園	東かがわ市西村	一般財団法人東かがわ市スポーツ財団	警察・消防・自衛隊
56	引田スポーツ施設	東かがわ市引田	一般財団法人東かがわ市スポーツ財団	警察・消防・自衛隊
57	白鳥中央公園	東かがわ市帰来	一般財団法人東かがわ市スポーツ財団	警察・消防・自衛隊
58	大内公民館	東かがわ市三本松	東かがわ市	警察・消防
59	丹生コミュニティセンター	東かがわ市町田	東かがわ市	警察・消防
60	白鳥小中学校	東かがわ市白鳥	東かがわ市教育委員会	警察・消防・自衛隊
61	大川中学校	東かがわ市西村	東かがわ市教育委員会	警察・消防・自衛隊
62	相生コミュニティセンター	東かがわ市南野	相生ふるさと協議会	警察・消防
63	引田小学校(旧)	東かがわ市引田	東かがわ市	警察・消防
64	本町小学校(旧)	東かがわ市松原	東かがわ市教育委員会	警察・消防
65	白鳥小学校(旧)	東かがわ市白鳥	東かがわ市教育委員会	警察・消防
66	福栄小学校(旧)	東かがわ市与田山	東かがわ市教育委員会	警察・消防
67	五名コミュニティセンター	東かがわ市五名	東かがわ市	警察・消防
68	五名活性化センター	東かがわ市五名	東かがわ市	警察・消防
69	三本松小学校(旧)	東かがわ市三本松	東かがわ市教育委員会	警察・消防
70	大内野球場	東かがわ市水主	一般財団法人東かがわ市スポーツ財団	警察・消防・自衛隊
71	引田小・中学校	東かがわ市引田	東かがわ市教育委員会	警察・消防
72	交流プラザ	東かがわ市湊	東かがわ市	警察・消防
73	上高瀬小学校	三豊市高瀬町上高瀬	三豊市教育委員会	警察・消防
74	緑ヶ丘総合運動公園	三豊市高瀬町上高瀬	三豊市教育委員会	警察・消防
75	高瀬中学校	三豊市高瀬町下勝間	三豊市教育委員会	警察・消防
76	勝間小学校	三豊市高瀬町下勝間	三豊市教育委員会	警察・消防
77	高瀬町農村環境改善センター	三豊市高瀬町下勝間	三豊市	警察
78	高瀬町体育館	三豊市高瀬町下勝間	三豊市教育委員会	警察
79	比地小学校	三豊市高瀬町比地	三豊市教育委員会	警察・消防
80	二ノ宮小学校	三豊市高瀬町佐股	三豊市教育委員会	警察・消防
81	麻小学校	三豊市高瀬町上麻	三豊市教育委員会	警察・消防
82	豊中中学校	三豊市豊中町本山	三豊市教育委員会	警察・消防
83	三野津中学校	三豊市三野町下高瀬	三豊市教育委員会	警察・消防
84	三豊中学校	三豊市山本町辻	三豊市観音寺市学校組合	警察・消防
85	詫間町市民運動場	三豊市詫間町詫間	三豊市教育委員会	警察・消防
86	仁尾公園	三豊市仁尾町仁尾辛	三豊市教育委員会	警察・消防
87	豊中サンスポーツランド	三豊市豊中町笠田笠岡	三豊市教育委員会	警察・消防
88	和光中学校	三豊市財田町財田上	三豊市教育委員会	警察・消防
89	財田町総合運動公園	三豊市財田町財田上	三豊市教育委員会	警察・消防・自衛隊
90	山本ふれあい公園	三豊市山本町財田西	三豊市教育委員会	警察・消防・自衛隊
91	土庄町総合会館	土庄町甲	土庄町教育委員会	警察・消防
92	高見山グラウンド	土庄町甲	土庄町教育委員会	警察・消防
93	土庄中学校	土庄町湊崎	土庄町教育委員会	警察・消防・自衛隊
94	豊島小中学校	土庄町豊島家浦	土庄町教育委員会	警察・消防
95	土庄町中央グラウンド	土庄町甲	土庄町教育委員会	警察・消防
96	大部公民館	小豆郡土庄町大部甲1947	土庄町教育委員会	警察・消防
97	小豆島町立小豆島こどもセンター	小豆島町蒲生	小豆島町教育委員会	警察・自衛隊
98	小豆島町立池田小学校	小豆島町池田	小豆島町教育委員会	警察・消防・自衛隊
99	小豆島町立池田中学校	小豆島町池田	小豆島町教育委員会	警察・消防・自衛隊
100	小豆島町立星城幼稚園	小豆島町草壁本町	小豆島町教育委員会	警察
101	小豆島町立安田幼稚園	小豆島町安田	小豆島町教育委員会	警察
102	坂手公民館分館	小豆島町坂手	小豆島町教育委員会	警察・消防
103	小豆島町立旭幼稚園	小豆島町橘	小豆島町教育委員会	警察
104	小豆島町立安田小学校	小豆島町安田	小豆島町教育委員会	警察・消防・自衛隊
105	小豆島町立苗羽小学校	小豆島町苗羽	小豆島町教育委員会	警察・消防・自衛隊
106	県立小豆島中央高等学校	小豆島町蒲生	香川県教育委員会	警察・消防・自衛隊
107	小豆島町アウトキャンプ場 小豆島 アウトビレッジYOSHIDA	小豆島町吉田	(財)小豆島オリーブ公園	警察・消防・自衛隊

番号	拠点名称	所在地	管理者	対象
108	小豆島町立星城小学校	小豆島町草壁本町	小豆島町教育委員会	警察・消防
109	小豆島ふるさと村	小豆島町室生	(財)小豆島ふるさと村公社	警察・消防・自衛隊
110	小豆島町内海B&G海洋センター	小豆島町馬木	小豆島町教育委員会	警察・消防・自衛隊
111	県立三木高等学校	三木町大字平木	香川県教育委員会	警察・消防・自衛隊
112	直島町民グラウンド	直島町	直島町教育委員会	警察・消防・自衛隊
113	直島中学校グラウンド	直島町	直島町教育委員会	警察・消防・自衛隊
114	宇多津小学校	宇多津町	宇多津町教育委員会	警察・消防
115	宇多津北小学校	宇多津町浜八番丁	宇多津町教育委員会	警察・消防
116	宇多津中学校	宇多津町	宇多津町教育委員会	警察・消防
117	中央公園	宇多津町浜八番丁	宇多津町	警察・消防
118	綾川町ふれあい運動公園	綾川町山田下	綾川町教育委員会	警察・消防・自衛隊
119	綾川町総合運動公園	綾川町陶	綾川町教育委員会	警察・消防・自衛隊
120	いこいの郷公園	琴平町五條	(財)こんぴらスポーツ財団	警察・消防・自衛隊
121	多度津中学校	多度津町本通	多度津町教育委員会	警察・消防・自衛隊
122	国営讃岐まんのう公園	まんのう町吉野	国土交通省四国地方整備局	警察・消防・自衛隊
123	満濃池森林公園	まんのう町七箇	香川県造園事業協同組合	警察・消防
124	かりんの丘公園	まんのう町吉野	まんのう町	警察・消防・自衛隊
125	サン・スポーツランド仲南	まんのう町帆山	まんのう町	警察・消防・自衛隊
126	琴南健康ふれあいの里	まんのう町造田	まんのう町	警察・消防
127	土器川河川敷広場 (ことなみ土器どき広場)	まんのう町造田	まんのう町	警察・消防・自衛隊
128	土器川河川敷祓川公園	まんのう町吉野下	まんのう町	警察・消防・自衛隊

第1章 はじめに

1 計画の目的

東日本大震災や熊本地震などの大規模自然災害では、庁舎や設備が損傷し、ライフライン供給の途絶や業務の実施に必要な物資や資機材が不足するなど、災害への応急復旧業務だけでなく、県民生活にとって重要な通常業務の実施にも大きな影響が生じた。

この教訓を踏まえ、大規模な災害が発生した場合に、県自体が被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる人的・物的資源に大きな制限が生じる状況下においても、被害拡大の防止を図り、県民の生命・身体及び財産を守るため、「応急対策業務」に加え、通常業務のうち県民生活に密着するような「優先度の高い業務」を継続して実施できるよう、あらかじめ備えをしておく必要がある。

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波など様々な災害が予想されるが、特に、県内で大きな被害が想定される南海トラフ地震について、政府の地震調査委員会が発表した発生確率は、今後30年以内に70%~80%（令和5年1月1日現在）となっている。

そこで、南海トラフの最大クラスの地震（県内での震度が6弱以上）が発生した場合においても、県民生活や社会経済活動に対する行政サービスを継続して実施できるよう、「香川県庁業務継続計画（震災対策編）」を定めるものである。

なお、南海トラフ地震以外の大規模災害（風水害等）が発生した場合においても、当該災害により制約が生じる業務資源等の共通性の観点から、当計画を応用することが可能である。

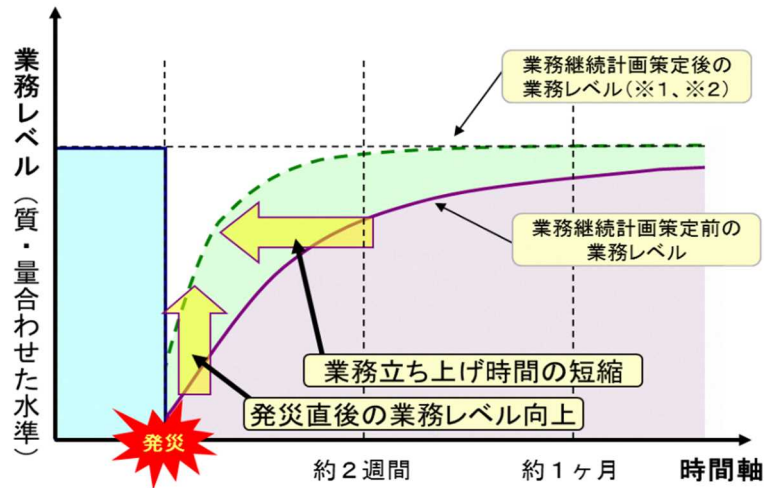
2 計画の位置付け

県の防災対策を定めた計画としては香川県地域防災計画があり、これを実施するための具体的な体制や手順等を定めたものとして各種の災害対応マニュアル等があるが、業務継続計画は、これらの計画等を補完し、又は相まって、県自身が被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる人的・物的資源に制限が生じた状況下においても、「非常時優先業務」の実施を確保するためのものである。

※「非常時優先業務」とは、県が災害時に優先的に実施する業務のことであり、「応急対策業務」と「一般継続業務」とがある。（後述）

3 計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画をあらかじめ策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。



- ※1 業務継続計画(BCP)の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。
- ※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和5年5月）」

また、「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

さらに、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

4 業務継続に当たっての基本方針

県は、災害時における県民の生命・身体及び財産への被害を最小化するために、次の基本方針により、業務継続に当たる。

- 災害時には、非常時優先業務を最優先に実施する
- 非常時優先業務に必要な人員・資源の確保・配分は全庁的に調整を行う

第2章以下(略)

第1章 はじめに

1 計画の目的

東日本大震災や熊本地震などの大規模自然災害では、庁舎や設備が損傷し、ライフライン供給の途絶や業務の実施に必要な物資や資機材が不足するなど、災害への応急復旧業務だけでなく、県民生活にとって重要な通常業務の実施にも大きな影響が生じた。

この教訓を踏まえ、大規模な災害が発生した場合に、県自体が被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる人的・物的資源に大きな制限が生じる状況下においても、被害拡大の防止を図り、県民の生命・身体及び財産を守るため、「応急対策業務」に加え、通常業務のうち県民生活に密着するような「優先度の高い業務」を継続して実施できるよう、あらかじめ備えをしておく必要がある。

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波など様々な災害が予想されるが、特に、県内で大きな被害が想定される南海トラフ地震について、政府の地震調査委員会が発表した発生確率は、今後30年以内に70%~80%（令和5年1月1日現在）となっている。

そこで、南海トラフの最大クラスの地震（県内での震度が6弱以上）が発生した場合においても、県民生活や社会経済活動に対する行政サービスを継続して実施できるよう、「香川県防災拠点施設業務継続計画（震災対策編）」を定めるものである。

なお、南海トラフ地震以外の大規模災害（風水害等）が発生した場合においても、当該災害により制約が生じる業務資源等の共通性の観点から、当計画を応用することが可能である。

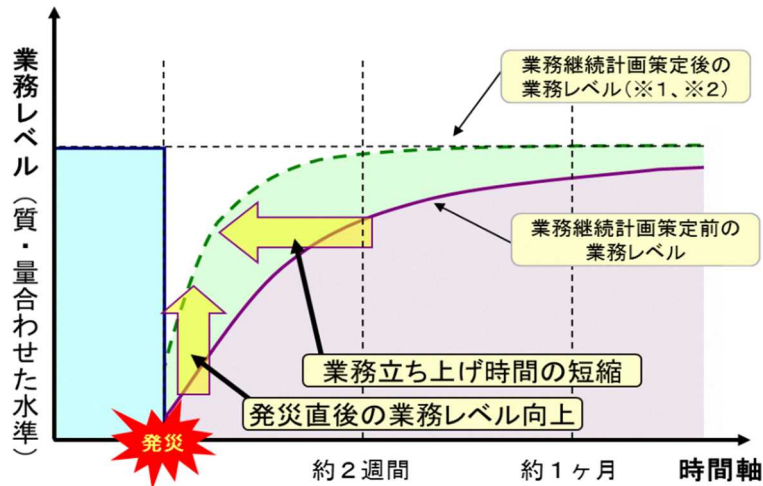
2 計画の位置付け

県の防災対策を定めた計画としては香川県地域防災計画があり、これを実施するための具体的な体制や手順等を定めたものとして各種の災害対応マニュアル等があるが、業務継続計画は、これらの計画等を補完し、又は相まって、県自身が被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる人的・物的資源に制限が生じた状況下においても、「非常時優先業務」の実施を確保するためのものである。

※ 非常時優先業務とは、県が災害時に優先的に実施する業務のことであり、「応急対策業務」と「一般継続業務」とがある。（後述）

3 計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画をあらかじめ策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。



※1 業務継続計画(BCP)の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和5年5月）」

また、「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

さらに、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

4 業務継続に当たっての基本方針

県は、災害時における県民の生命・身体及び財産への被害を最小化するために、次の基本方針により、業務継続に当たる。

- 災害時には、非常時優先業務を最優先に実施する
- 非常時優先業務に必要な人員・資源の確保・配分は全庁的に調整を行う

第2章 業務継続体制の検討

1 計画の対象及び実施体制

(1) 対象組織

業務継続体制を検討する対象組織は、災害応急対策の拠点（防災拠点施設）となる、次の施設とする。

防災拠点施設	所 属 等
小豆合同庁舎	小豆総合事務所、小豆県民センター、東部教育事務所小豆分室
大川合同庁舎	東讃保健福祉事務所、東讃県民センター、東讃農業改良普及センター
坂出合同庁舎	中讃土木事務所、中讃税務窓口センター、食肉衛生検査所
仲多度合同庁舎	中讃土地改良事務所、中讃県民センター、中讃農業改良普及センター、西部教育事務所
三豊合同庁舎	西讃保健福祉事務所、西讃県民センター、西讃土地改良事務所、西讃土木事務所
長尾土木事務所	長尾土木事務所
高松土木事務所	高松土木事務所、東讃土地改良事務所
中讃保健福祉事務所	中讃保健福祉事務所、西部子ども相談センター

※網掛けは、庁舎管理者を示す。

第2章1(2)以下(略)

17-17 災害発生時における死者・安否不明者等の氏名等公表基準

1 趣旨

災害発生時、県や市町、警察のほか防災関係機関が緊密に連携し、県民の命を守ることを最優先に迅速かつ円滑に災害への対応を図るため、家族や知人等の安否情報を求める人々に情報提供を行うことで、救助・復旧活動などへの支障等を回避することを目的に、あらかじめ死者・安否不明者等の氏名等の公表の基準を定める。

2 個人情報の取扱い

原則として、大規模災害発生時において、安否不明者等の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に照らし、また、死者については、1の趣旨を踏まえ、次の「公表に当たっての考え方」によることとする。

3 公表に当たっての考え方

区分	人命救助、捜索活動の効率化・円滑化①	住基台帳の閲覧制限等②	家族等の同意	公表・非公表
安否不明者 行方不明者	○	なし	—	公表
		あり	—	非公表
	×	なし	○	公表
		あり	×	非公表
死者	/	なし	○	公表
		あり	×	非公表
		あり	—	非公表

① 氏名等を公表することが、人命救助、捜索活動の効率化、円滑化に資すること。

② 市町において住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていないこと。

※ なお、発災当初の72時間は、人命救助に極めて重要な時間帯であることを踏まえ

①の要件に該当し、公表する場合は、当該災害の規模を勘案しつつ、発災後概ね48時間以内を目標に行う。

※ 公表後に本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握している者より公表対象から除くよう申出があった場合は、公表対象から除く。

4 公表する氏名等

原則として氏名、住所（大字名まで）、年齢、性別とする。

5 公表の方法

県ホームページへの掲載及び報道機関への資料の提供による。

6 県、市町の主な役割

県：公表に関する最終判断、公表資料の作成や県ホームページへの掲載、報道機関への資料の提供など

公表に関する業務、市町や警察本部など関係機関との調整（DVやストーカー行為の被害者等の所在情報の把握・確認を含む） など

市町：被災した家屋・住民の特定、死者・安否不明者等の名簿の作成、家族等に対する公表等に係る以降確認、住民基本台帳上の閲覧制限の有無の確認 など

7 その他

- ① 公表に当たり、県は、市町、警察のほか防災関係機関と緊密に連携し、迅速に状況、情報の確認に努める。
- ② 「安否不明者」とは、行方不明者となる疑いのある者、「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者、「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。

17-18 地域防災計画等の修正経過

昭和39年度	地防	
第1回修正 昭和41年度修正	地防	
第2回修正 昭和42年度修正	地防	
第3回修正 昭和43年度修正	地防 地参	
第4回修正 昭和44年度修正	地防	
第5回修正 昭和45年度修正	地防 地参	
第6回修正 昭和46年度修正	地防 地参	
第7回修正 昭和47年度修正	地防 地参 石帯	(昭和48年10月3日 修正)
第8回修正 昭和48年度修正	地防 地参 石帯	(昭和49年1月23日 修正)
	(S48.11.19 付け内閣総理大臣協議 → S48.12.24 付け異議なしの通知)	
第9回修正 昭和50年度修正	地防 地参 石帯	
第10回修正 昭和51年度修正	地防 地参	
第11回修正 昭和52年度修正	地防 地参 石コ	
	(S52.10.12 付け内閣総理大臣協議 → S53.6.9 付け異議なしの通知)	
第12回修正 昭和53年度修正	石コ	
第13回修正 昭和54年度修正	地防 石コ	
	(S54.4.12 付け内閣総理大臣協議 → S54.8.27 付け異議なしの通知)	
第14回修正 昭和55年度修正	地防 石基 石コ	
第15回修正 昭和56年度修正	地防 地参 石基 石コ	(昭和57年2月24日 修正)
	(S57.2.26 付け内閣総理大臣協議 → S57.6.16 付け異議なしの通知)	
第16回修正 昭和57年度修正	地防 地参 石基 石コ	(昭和58年2月10日 修正)
	(S58.2.28 付け内閣総理大臣協議 → S58.5.14 付け異議なしの通知)	
第17回修正 昭和58年度修正	地防 地参 石基 石コ	(昭和59年1月30日 修正)
第18回修正 昭和59年度修正	地防 地参 石基	(昭和59年11月28日 修正)
第19回修正 昭和60年度修正	地防 地参 石基 石コ	(昭和61年2月3日 修正)
第20回修正 昭和61年度修正	地防 地参 石基 石コ	(昭和62年2月18日 修正)
第21回修正 昭和62年度修正	地防 地参 石基 石コ	(昭和63年3月2日 修正)
	(S63.3.30 付け内閣総理大臣協議 → H1.6.2 付け異議なしの通知)	
第22回修正 昭和63年度修正	地防 地参 石基 石コ	(平成元年3月10日 修正)
第23回修正 平成元年度修正	地防 地参 石基 石コ	(平成元年12月18日 修正)
第24回修正 平成2年度修正	地防 地参 石基 石コ	(平成2年12月19日 修正)
第25回修正 平成3年度修正	地防 地参 石基 石コ	(平成3年11月30日 修正)
第26回修正 平成4年度修正	地防 地参 石基 石コ	(平成5年2月18日 修正)
第27回修正 平成5年度修正	地防 地参 石基 石コ	(平成6年3月1日 修正)
第28回修正 平成6年度修正	地防 地参 石基 石コ	
第29回修正 平成8年度修正	地防 震災 震参	(平成8年3月26日 修正)
	(H8.2.14 付け内閣総理大臣協議 → H8.3.22 付け異議なしの通知)	
第30回修正 平成12年度修正	一般対策編 (H12.8) 資料編 (H12.4)	
	(H12.6.15 付け内閣総理大臣協議 → H12.8.7 付け異議なしの通知)	
第31回修正 平成13年度修正	震災対策編 (H13.4) 石コ (平成13年度修正)	
	(H13.3.6 付け内閣総理大臣協議 → H13.4.11 付け異議なしの通知)	
第32回修正 平成14年度修正	一般対策編 (H14.9) 震災対策編 (H14.9) 資料編 (H14.9)	
	(H14.6.24 付け内閣総理大臣協議 → H14.9.17 付け異議なしの通知)	
第33回修正 平成16年度修正	震災対策編第5章地震防災対策推進計画 (H16.10)	
	(H16.9.13 付け内閣総理大臣協議 → H16.10.20 付け異議なしの通知)	
第34回修正 平成17年度修正	一般対策編 (H18.3) 震災対策編 (H18.3) 資料編 (H18.3)	
	(H18.2.16 付け内閣総理大臣協議 → H18.3.27 付け異議なしの通知)	
第35回修正 平成18年度修正	一般対策編 (H19.3) 震災対策編 (H19.3) 資料編 (H19.3)	
	(H19.1.30 付け内閣総理大臣協議 → H19.3.14 付け異議なしの通知)	
第36回修正 平成21年度修正	一般対策編 (H21.9) 震災対策編 (H21.9)	
	(H21.7.29 付け内閣総理大臣協議 → H21.9.15 付け異議なしの通知)	
第37回修正 平成24年度修正	一般対策編 (H24.2) 地震対策編 (H24.2) 津波対策編 (H24.2)	
	(H24.2.10 付け内閣総理大臣報告)	

第38回修正	平成25年度修正	一般対策編 (H25.6) 地震対策編 (H25.6) 津波対策編 (H25.6) (H25.6.6 付け内閣総理大臣報告)
第39回修正	平成26年度修正	一般対策編 (H26.10) 地震対策編 (H26.10) 津波対策編 (H26.10) (H26.10.20 付け内閣総理大臣報告)
第40回修正	平成27年度修正	一般対策編 (H28.3) 地震対策編 (H28.3) 津波対策編 (H28.3) (H28.3.18 付け内閣総理大臣報告)
第41回修正	平成28年度修正	一般対策編 (H29.2) 地震対策編 (H29.2) 津波対策編 (H29.2) (H29.2.14 付け内閣総理大臣報告)
第42回修正	平成29年度修正	一般対策編 (H30.1) 地震対策編 (H30.1) 津波対策編 (H30.1) (H30.1.17 付け内閣総理大臣報告)
第43回修正	平成30年度修正	一般対策編 (H31.2) 地震対策編 (H31.2) 津波対策編 (H31.2) (H31.2.19 付け内閣総理大臣報告)
第44回修正	令和元年度修正	一般対策編 (R2.2) 地震対策編 (R2.2) 津波対策編 (R2.2) (R2.2.10 付け内閣総理大臣報告)
第45回修正	令和2年度修正	一般対策編 (R3.2) 地震対策編 (R3.2) 津波対策編 (R3.2) (R3.2.25 付け内閣総理大臣報告)
第46回修正	令和3年度修正	一般対策編 (R4.2) 地震対策編 (R4.2) 津波対策編 (R4.2) (R4.2.25 付け内閣総理大臣報告)
第47回修正	令和4年度修正	一般対策編 (R5.2) 地震対策編 (R5.2) 津波対策編 (R5.2) (R5.2.10 付け内閣総理大臣報告)

〔 地防：地域防災計画、地参：地域防災計画参考資料、石帯：石油コンビナート地帯防災計画、石基：石油基地防災計画
石コ：石油コンビナート等防災計画、震災：地域防災計画震災対策編、震参：地域防災計画震災対策編参考資料 〕